HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	年金と信託 ： 受託者責任を中心とした日英比較法研究
Author(s)	川村, 行論
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11637号
Issue Date	2015-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k11637
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58757
Type	doctoral thesis
File Information	Takanori_Kawamura.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道大学大学院法学研究科

博士(法学)学位申請論文

年金と信託

――受託者責任を中心とした日英比較法研究――

所属　法学研究科博士課程

氏名　川村行論

目次

序説　本論稿の課題と分析方法 1

第一部　日本法 11
第一章　信託が用いられた背景 11
第一節　退職年金制度の創設 12
第一款　退職一時金と退職年金 12
第二款　退職年金制度への姿勢と制度の実施 13
第三款　運営上の不都合性と改善の要望 19
第二節　税制適格年金制度 29
第一款　退職年金制度に対する厚生省の姿勢 29
第二款　政府税制調査会答申 30
第三款　国会における審議 38
第四款　税制適格年金の成立と運用問題 43
第三節　厚生年金基金 52
第一款　調整年金構想における運用受託機関 52
第二款　厚生年金基金法案と国会審議 55
第三款　厚生年金保険法改正と厚生年金基金の実施 60
第一章における検討結果 62
第二章　企業年金制度の整備 64
第一節　ERISA への関心 65
第一款　ERISA のインパクトと企業年金法制の改革論 66
第二款　ERISA に関する研究 68
第三款　自主運用と「受託者責任」 71
第二節　平成元年厚生年金保険法改正 79
第二章における検討結果 84
第三章　企業年金基本法の試み 85
第一節　「厚生年金基金制度研究会報告」 85
第二節　受託者責任ガイドライン 87
第一款　報告書の基本的な立場 87
第二款　「受託者責任」の対象者 89
第三款　「受託者責任」の内容 90
第三節　企業年金基本法の試みと確定給付企業年金法の制定 92
第一款　立法に至る経緯 92
第二款　国会審議 94

第三款　確定給付年企業金法 102
第四節　年金法制における「受託者責任」の展望 104
第三章における検討結果 105
第一部の総括 106

第二部　イングランド法 108
第一章　信託が用いられた背景 109
第一節　職域年金制度の創設とその問題 110
第一款　19 世紀の社会状況と引退後の貧困 110
第二款　職域年金の創設 111
第三款　現物給与禁止法(Truck Acts)と Hewlett v. Allen 115
第二節　信託を用いた職域年金 117
第一款　信託の特長 118
第二款　信託を利用した年金制度の登場 123
第三節　1921 年財政法及び 1927 年年金等信託基金法 124
第一款　1921 年財政法制定の背景 124
第二款　1921 年財政法の制定 128
第三款　永久拘束禁止則と年金制度 129
第四款　1927 年年金等信託基金法 137
第五款　1921 年法及び 1927 年法施行後の状況 139
第一章における検討結果 142
第二章　受託者責任の生成と企業年金制度における紛争 144
第一節　注意義務 144
第一款　現状分析 145
第二款　生成過程 149
第三款　義務の確立 186
第四款　展開――投資に関する注意義務の制定法化―― 194
第二節　忠実義務 207
第一款　現状分析 208
第二款　利益取得禁止ルール 217
第三款　利益相反禁止ルール 223
第四款　秘匿利益禁止ルール 226
第三節　職域年金制度における紛争 232
第一款　問題となった背景 232
第二款　紛争 236
第三款　職域年金制度における剰余金 247

第二章における検討結果 254
第三章　基本法の制定――1995 年年金法と 2004 年年金法―― 256
第一節　公的年金制度と職域年金制度 258
第一款　1946 年国民保険法成立までの動向 259
第二款　公的所得比例年金制度と職域年金制度 266
第三款　職域年金制度に対する規制・監督の提言 285
第二節　1995 年年金法の制定 301
第一款　Maxwell 事件 303
第二款　年金法改革委員会報告書 304
第三款　1994 年政府白書「保障、平等、選択：年金の将来」 323
第四款　議会審議 325
第五款　1995 年年金法の概要 331
第三節　2004 年年金法の制定 336
第一款　Myners 報告 336
第二款　2000 年代の政府報告書 339
第三款　2004 年年金法 343
第三章における検討結果 347

第三部　総括 350
第一章　これまでの検討結果 350
第一節　年金制度と信託制度との関係 350
第二節　受託者責任 353
第一款　忠実義務 354
第二款　注意義務 356
第三節　受託者責任のエンフォースメントについて 357
第二章　残された課題と今後の展望 359

参考文献 362

序説　本論稿の課題と分析方法

問題の所在

(1)　現状

わが国は世界の中でも突出した速度で高齢化社会を迎えている(1)。平成 24 年時点において、高齢者 1 人を現役世代 2.6 人が支える状況となっており(2)、加えて、少子化の影響もあり、平成 72 年(2060 年)には高齢者 1 人を現役世代 1.3 人が支える予測がなされている(3)。

このように高齢者が増大する中で、高齢者の稼得手段が問題とされている。高齢者の所得動向をみると、高齢世帯(65 歳以上の人のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の未婚の人が加わった世帯)の所得のうち、67.5%が公的年金・恩給である(4)。このことから、わが国において、高齢者が所得を得る手段として公的年金が大きな地位を占めているといえよう。

もっとも、公的年金の老後における所得保障としての役割が巨大化する一方、それに対応する年金給付に要する費用も増加している点について問題視されている(5)。例えば、平成 25 年度の国の一般会計予算約 92.6 兆円のうち、社会保障関係費はおよそ 29 兆円であり歳出の 31.4%を占めている(6)。年金・医療・介護が 21 兆円弱を占め、更に、その中で、年金が 10 兆円を占める(医療は 8.8 兆円、介護は 2.4 兆円)(7)。公的年金制度における国庫負担は今後増大していく見通しが示されており、こうした国庫負担の増大を回避するための方法として、受給開始年齢の引き上げや給付額の引き下げが検討されている。

このように公的年金制度において、その制度存続のための議論がなされている中で、公的年金制度を補完する存在として企業年金の役割が期待されている(8)。わが国における企業年金制度として、税制適格年金制度、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠

---

(1) 『平成 25 年版　高齢社会白書』10-11 頁によれば、2010 年時点における高齢化率は次の表のようになる。

日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	スペイン	スウェーデン	中国
23	13.1	16.6	16.8	20.4	20.4	17	18.2	8.2

(単位%)

(2) 『平成 25 年版　高齢社会白書』5-6 頁。

(3) 『平成 25 年版　高齢社会白書』5-6 頁。

(4) 『平成 25 年版　高齢社会白書』17 頁。

(5) 堀勝洋『社会保障・社会福祉の原理・法・政策』(ミネルヴァ書房・2009 年)277-279 頁において詳細に論じられている。

(6) 平成 25 年度予算。参照、財務省 HP。http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/002.htm

(7) 平成 25 年度予算。参照、財務省 HP。
(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/seifuan25/index.htm)

(8) 従来では、厚生年金基金が公的年金制度の三階建て部分に位置付けられたものの、限定的な役割しか期待されていなかったこと、また、税制適格年金制度などの企業年金制度は社会保障制度の範囲外であるとしてそもそも公的年金制度を論じる際には除外されてきた。しかしながら、本文で指摘するような景気後退や少子高齢化の進展によって、企業年金制度に公的年金制度を補完する役割が期待されるようになっていった状況が学説においても指摘されている。以上の動向について整理・言及している論稿として、岩村正彦「新時代を迎える企業年金法」ジュリスト 1210 号(2001 年)12-15 頁。また、これと同様の問題について指摘する論稿として、堀・前掲注(5)301 頁、菊池馨実『社会保障法』(有斐閣・2014 年)165-166 頁。

出年金制度が存在し、また、存在していた。これらの中で、税制適格年金制度と厚生年金基金制度はわが国の企業年金制度の普及・発展の基礎となったが、税制適格年金制度は確定給付企業年金制度の実施に伴い平成 24 年 3 月 31 日をもって終了することになり、残る企業年金制度は厚生年金基金制度と確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度となっていた。

この残された厚生年金基金制度において問題が生じることになった。2012 年 2 月 24 日、新聞報道等によりある出来事が伝えられた。国内の投資顧問会社 AIJ 社が、運用を委託されていた企業年金の原資およそ 2,000 億円の大部分を消失させたことが、証券取引等監視委員会の検査により判明し、加えて、AIJ 社は顧客に対して長期に渡り高い運用収益を上げているという虚偽の報告を行っていたことも明らかとなったのである(9)。

金融庁はこの事態を重く見て、証券取引等委員会の勧告を待たずに、同月 24 日に AIJ 社に対して業務改善命令を発するとともに、AIJ 社が年金資産を毀損するに至った経緯などを調査する方針を打ち出した(10)。

およそ 1 か月後の 3 月 22 日、新たな動きがあった。証券取引等監視委員会はこれまでの調査の結果として、AIJ 社には①投資一任契約の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為、②虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為、③虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為、④忠実義務違反、といった問題が認められたため、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法 20 条 1 項に基づき、行政処分を行うよう勧告し、翌 23 日にこの旨を公表した(11)。

同日、この勧告を受けて、金融庁は AIJ 社に対して金融商品取引法 52 条 1 項 6 号及び 51 条に基づいて、登録取消及び業務改善命令処分を行った(12)。処分理由は証券取引等監視委員会が問題として指摘した事実である。

こうしたこともあり、社会的に企業年金、とりわけ、厚生年金基金に注目が集まり、その財政状況、運用の実態がマス・メディアを中心に取り上げられて社会問題化し、以下のような厚生年金基金に関わるトラブルが明らかにされることになる。

① 長野県建設業厚生年金基金

2012 年 10 月 16 日、事務長が基金財産のうち 20 億円を横領したことが問題とされていた長野県建設業厚生年金基金において(13)、基金財産の管理運用について問題が報道されることになった(14)。同基金は投資会社アールビーインベストメント・アンド・コンサルティ

(9) 日本経済新聞 2012 年 2 月 24 日朝刊 1 頁。
(10) 日本経済新聞 2012 年 2 月 24 日夕刊 1 頁。
(11) 証券取引等監視委員会「AIJ 投資顧問株式会社に対する検査結果に基づく勧告について」
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120323-2.htm
(12) 金融庁「AIJ 投資顧問株式会社に対する行政処分について」
http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120323-6.html
(13) 朝日新聞 2010 年 09 月 14 日朝刊 38 頁。この事務長はその後逮捕された。民事責任について、基金が事務長に対して損害賠償の訴えを長野地裁に提起し、平成 26 年 3 月 3 日に請求を認容する判決が下された。
(14) 日本経済新聞 2012 年 10 月 16 日夕刊 14 頁。

ング社(RBICO)等が組成した未公開株式などからなるファンドに68億円を投資するよう同基金の運用受託機関に指示したのであるが、投資が失敗して投資資金が20億円に減少してしまった。こうしたファンドには上場の見込みがないにもかかわらず上場見込みだとした虚偽の未公開株式も含まれていたとされる。

警察の捜査が進む一方、金融庁は管理業者としての管理義務が果たされなかったことを問題視して、2012年10月16日、同基金の運用受託機関であるソシエテジェネラル信託銀行、ユナイテッド投信投資顧問、スタッツインベストメントマネジメントら3社に対して業務改善命令をはじめとする行政処分を行った[15]。その処分理由として共通するのは善管注意義務違反である[16]。

② 福岡県エルピーガス厚生年金基金

2012年11月11日、福岡県エルピーガス厚生年金基金の理事長が金融商品の購入に便宜を図り、運用コンサルタント会社から現金100万円を受け取ったとして、警視庁及び福岡県警は理事長を収賄罪、コンサルタント会社社長を贈賄罪で逮捕した[17]。

理事長は起訴され、2013年3月22日に東京地裁において有罪判決を受けた[18]。

③ 北海道石油業厚生年金基金

2013年6月28日に報道された北海道石油業厚生年金基金の理事長の収賄事件である。新聞報道によれば、理事長が投資対象として38億円の投資契約を締結した見返りに、投資顧問会社社長及び部長から現金250万円を受け取ったとされる[19]。

北海道警は当該理事長を収賄罪として逮捕し、理事長はその後起訴された。平成25年10月10日、札幌地裁において理事長に対して有罪判決が下された[20]。

④ 愛知県トラック事業厚生年金基金

2013年11月22日、愛知県トラック事業厚生年金基金の前常務理事と事務長が基金から現金320万円を横領したとして、同年9月末に逮捕されたと報道された[21]。同基金によれば､両被告は理事会の承認を得ずに基金の資金1億1千万円を投資信託の購入資金に充て、2007年3月に基金の口座からこの運用収益320万円を横領したとされる。

---

[15] 日本経済新聞2012年10月16日夕刊14頁、同2012年10月17日朝刊3頁。
[16] 金融庁「ソシエテジェネラル信託銀行株式会社に対する行政処分について」(http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121016-1.html)、「株式会社スタッツインベストメントマネジメントに対する行政処分について」(http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121016-2.html)、「ユナイテッド投信投資顧問株式会社に対する行政処分について」(http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121016-3.html#bessi)。
[17] 日本経済新聞2012年11月12日朝刊15頁。
[18] 日本経済新聞2013年3月23日朝刊43頁。
[19] 日本経済新聞2013年6月29日朝刊43頁。
[20] 日本経済新聞2013年10月10日夕刊15頁。
[21] 日本経済新聞2013年11月22日名古屋夕刊36頁。

同基金の理事は平成 25 年 12 月、名古屋地裁において有罪判決を下された[22]。

⑤　三井物産連合厚生年金基金

2013 年 12 月 5 日、三井物産連合厚生年金基金の常務理事とドイツ証券営業担当者が贈収賄容疑で警視庁に逮捕された[23]。営業担当者は基金に 10 億円相当の金融商品を購入する見返りに、理事に対して海外旅行、飲食代など合計 90 万円相当の利益供与をしたとされる。

平成 26 年 3 月 14 日、東京地裁は同基金の理事について有罪判決を下した[24]。

これらの事件の中で、刑事事件を除くと、投資顧問業や信託銀行といった金融システムに関わる問題であったことから、所管省庁たる金融庁が対応しており、①事件のように、善管注意義務違反を理由として金融機関に対して行政処分を行っている。

その一方、AIJ 社が運用していた資金の原資は企業年金の原資であったことから、企業年金を管轄する厚生労働省においても AIJ 社の行為が問題とされた。厚生労働省はこの問題についての検討会(「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」)を設置し、この有識者会議は 2012 年 4 月 13 日に第 1 回が開催されて以降、2012 年 6 月 29 日に終了するまで合計 8 回開催され、会議では運用規制のあり方、財政運営のあり方、厚生年金基金のあり方、が議論された。その議論の結果として、2012 年 7 月 6 日に「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告」[25]が公表されたが、そこでは、基金の管理運用のあり方として、忠実義務、注意事務といった受託者責任の明確化を提言している[26]。

更に、厚生労働省は厚生年金基金の新設を認めない方針を示し、平成 25 年 6 月に厚生年金保険法を改正して、同法に規定されていた厚生年金基金に関連する規定を削除する事態にもなったのである[27]。

以上のような経緯により、わが国における企業年金制度は、現状では、確定給付企業年

---

[22] 毎日新聞 2014 年 6 月 6 日中部朝刊 23 頁による。なお、日付については明らかにはならなかった。
[23] 日本経済新聞 2013 年 12 月 5 日大阪夕刊 1 頁。
[24] 日本経済新聞 2014 年 3 月 14 日夕刊 15 頁。
[25] 厚生労働省の HP において掲載されている。http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ekia.html
[26] 報告書では今後の資産運用のあり方が問題になるとして、現行制度の改善について次のような基本的な考え方が重要になるとしている。
① 善管注意義務や忠実義務といった基金の理事長や理事の受託者責任を明確化し、その趣旨を改めて徹底していくこと
② 基金のガバナンス強化や資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上を通じて、基金の資産管理運用体制を強化すること
③ 外部の専門家等による支援体制や行政によるチェック機能を強化すること
また、こうしたことに加えて、AIJ 事件を踏まえて、厚生労働省と金融行政との提携についても必要であるという見解も示している。
参照、厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告 2 頁。
[27] 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)による。
また、これに伴い、厚生年金基金連合会も廃止され、企業年金連合会となったのであるが、従来の厚生年金貴基金連合会が行ってきた支払保証事業についても廃止されることになった。
参照、企業年金連合会 HP(http://www.pfa.or.jp/user_kaiin/shiharaihosho/shiharaihosho01.html)。

金制度と確定拠出年金制度の二つのみとなった。

(2) 企業年金制度における法的規律を巡る議論

企業年金制度の現状は以上の通りであるが、AIJ 事件に関連して、厚生労働省の有識者会議において「忠実義務」と「注意義務」に代表される「受託者責任」について言及されている点が特筆される。これらの義務は確定給付企業年金法、確定拠出年金法に規定されているが[28]、これらの義務にはどのような意味があるのか。これらの義務についてまず思い浮かぶのは、会社の取締役である。会社法上、取締役の忠実義務が条文上規定されており(会社法 355 条)、また、取締役は会社と委任関係に立つと解されていることから、善管注意義務を負っている。こうしたことから、取締役には忠実義務と善管注意義務が課されており、それからすると、先の厚生労働省の有識者会議で問題とされたことは厚生年金基金の理事長・理事である点をも踏まえると、これらの義務は法人の理事等の義務を問題にしていると考えられる。

しかしながら、忠実義務及び注意義務という具体的な義務だけではなく、「受託者責任」という用語を用いている点が問題である。この「受託者責任」は、元来、信託法上の概念であり、「受託者責任」を具体化する忠実義務は専ら受益者の利益のためにのみ受託者は行動しなければならないことを意味し[29]、また、注意義務は善良な注意を以て信託事務を処理しなければならないことを意味している[30][31]。こうした信託法の特徴的な法概念が企業年金制度のコンテクストに導入された場合、何の問題もなかったのであろうか。厚生労働省の AIJ 問題検討委員会において問題にされている点[32]を踏まえると、現状では問題があ

---

[28] 確定給付企業年金法では、69 条において事業主、70 条において基金型制度における理事等、71 条において管理運用機関、72 条において基金が締結した資産運用契約の相手方、について加入者等及び基金に対する忠実義務を負うと定めている。

一方、確定拠出年金法では、43 条において事業主が加入者に対して忠実義務を負うこと、44 条において資産管理機関が加入者に対して忠実義務を負うと定めている。

[29] 信託法 30 条。

[30] 信託法 29 条 2 項。

[31] 神田教授の論稿において、信託法上の忠実義務及び注意義務が年金制度に関する法律に規定されていることが示されている。神田秀樹「いわゆる受託者責任について：金融サービス法への構想」フィナンシャル・レビュー3 月号(2001 年)99-100 頁。

[32] 受託者責任について、具体的に次のようなことを指摘している。

「以上のように、平成 9 年の制度改正以降、基金の資産運用は『受託者責任に基づく自主運用』という枠組みの中で行われてきた。しかし、制度改正から 15 年が経過する中で、資産運用の手法は多様化、複雑化し、金融市場の変動幅も大きくなるとともに、産業構造や就業構造の変化により母体企業の置かれている状況も変わってきている。こうした中で、上記の法令やガイドラインについても、時代に即した見直しが求められるとともに、受託者責任の徹底の観点から、基金の資産管理運用体制の強化が求められている。」

その上で、受託者責任の明確化が必要であるとし、具体的には、分散投資の徹底、忠実義務の徹底を指摘している。具体的な内容は、まず、前者については、「基金の理事長や理事が善管注意義務を適切に果たしていくためには、現在の法令やガイドラインに定められている「分散投資」を徹底し、より実効性のあるものとしていく必要があ」り、「努力義務となっている政策的資産構成割合を、今後は全ての基金に策定させる必要がある」こと、「行政において各基金の分散投資の状況を適切に把握するため、各基金の運用の基本方針について、厚生労働大臣への届出を義務付ける必要がある」ことが指摘されている。

ったと認識されているといえる。信託が年金制度に導入された際に、受託者責任についてどのようなことが考えられたのか、なぜ現状では問題とされているのか。こうした事柄について必ずしも明らかではない。

一方、企業年金制度における規律について、法律学の見地からどのようなことが議論されていたのであろうか。企業年金が退職一時金との関係性が強かったこともあり、議論されたのは専ら企業実務であって、また、企業実務と関係したことから、学問領域としては経済学などにおいて論じられることが多く、法律学において企業年金制度の規律如何について検討されることはほぼなかったと言ってよい(33)。

例えば、年金制度について検討対象とする社会保障法学の動向について取り上げてみる。

荒木誠之教授は、企業年金制度を公的年金制度との関係で論じており、基本的には私的年金制度は社会保障に含まれないとする立場(34)から、私的年金制度に対して公的コントロールが加えられているとしても、それによってただちに社会保障体系の一部となるものではないとしつつ、公的年金制度と私的年金制度との機能的共通性に着目して生活保障という目的実現が可能であること及び現実に行われていることを説き、その具体例として、厚生年金基金を挙げ、両制度の相互的な関係について着目した議論を論じておられる(35)。こうした議論には、私的年金制度を社会保障法学の対象外としつつも、企業年金制度は公的性格と私的性格の両方を含んでいることから、社会保障法学の検討対象とすることの適否についての困難性を指摘しているものと考えられる。そして、そうした検討対象に含められるのかどうかという点が問題となり、かつ、その問題の検討にとどまっていることから、企業年金制度を如何にして規律するのかという議論は見られない。

一方、企業年金制度を社会保障法学の検討対象とする立場を明確にする見解もある。菊池馨実教授は、社会保障法学における企業年金制度研究の問題点を指摘して、「社会保障の法体系上も、企業年金法制を、国が直接支払を約束した給付ではないという意味で当然にその埒外におかねばならない必然性はもはや存在しないということができる」と論じておられる(36)。こうした菊池教授の認識の背景には、公的年金制度と私的年金制度との「融合

また、後者については、「忠実義務に関しては、現在、法令で理事の禁止行為が列挙されており、ガイドラインでは、基金の役職員は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなされることから運用受託機関等から特別な利益の提供を受けてはならない旨が規定されているが、さらに、基金が、国家公務員倫理規程に準拠して役職員の職務に関する倫理規程を定めることとするなど、忠実義務を徹底すべきである。」としている。参照、厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告 3 頁。

(33) この点について、2000 年代初期の見解であるものの、森戸教授は「法律的な観点から(企業年金について――筆者注)執筆されたものは、個別法規の概説書を除けば皆無といってもよい。」と指摘しておられる。森戸英幸『企業年金の法と政策』(有斐閣・2003 年)はしがき部分。

(34) 荒木教授は「社会保障制度を構成する年金は公的年金であって、いわゆる私的年金はそれ自体として社会保障に含まれない。そこには目的や機構に『社会的』な要素がきわめて希薄だからである。」と述べておられる。もっとも、こうした見解に立っても、私的年金が生活維持の手段であることに着目して、公的年金と類似の機能を果たしていると言及しておられる。荒木誠之『生活保障法理の展開』(法律文化社・1999 年)74 頁。

(35) 荒木・前掲注(34)74-75 頁。

(36) 菊池馨実『社会保障法制の将来構想』(有斐閣・2010 年)109-110 頁。

化」ともいうべき状況が国際的に認められること、公的関与の度合いにはさまざまなバリエーションが認められること[37]、といった認識がある。菊池教授の理解によると、前述した荒木教授の理解とは異なり、国家が提供するかどうかで社会保障法学の検討対象とするかどうかを決定することには限界がある、ということがあるといえる。しかしながら、菊池教授の議論は、企業年金制度を社会保障制度の検討対象とすべきかどうかという議論に対して、検討対象に含めるべきとする議論を展開し、懐疑的な見解を克服する点に力点が置かれ、そこから一歩進んで、企業年金制度との間でどのような法律論が設定できるのか、端的にいえば、企業年金制度をどのように規律していくのかという点についての認識が示されていない。積極的にせよ消極的にせよ、社会保障法の守備範囲に含まれるとするのであれば、公的年金制度と共通する所得保障機能を有する企業年金制度に対してどのように規律するのか、といった議論が十分ではないのである。

こうした企業年金制度を検討対象に含めるかどうかの議論ではなく、企業年金制度に対する法的規律を問題にする見解もある。例えば、岩村正彦教授は社会保障法の機能について、「社会保障法は、社会保障制度の管理運用にあたる様々な公的機関(国、地方公共団体、健康保険組合等の公共組合等)の設立や活動に法的根拠を提供するとともに、その活動を規制するという意義・機能を有する」としたうえで、この役割の中に、「組織規範としての役割」があり、それについて「公的機関等の設立や組織およびその内部での様々な管理運営活動への法的根拠と規制である。たとえば、健康保険組合、厚生年金基金の組織と運営に関する規範や、財政運営に関する規定がこれに該当する。」[38]と述べておられる。この岩村教授の見解は社会保障制度におけるアクターに対する規律の必要性を一般的に述べているものの[39]、社会保障法学において企業年金制度に対する法学的検討の方向性及び必要性を示していると考えられる。

以上の状況をみると、企業年金制度における管理運用に関する法的規律について、実務では論じられている一方、学説では一部において論じられているにとどまり、また、具体的にどのような義務が問題となるのかといった点について十分論じられていない状況が確認できる。

---

[37] 菊池・前掲注(30)110 頁。

[38] 岩村正彦『社会保障法Ⅰ』(弘文堂・2001 年)20 頁。

[39] 岩村教授は厚生年金基金しか言及していないため、確定給付企業年金制度といった他の企業年金制度を検討対象とするのかどうにかついては不明である。

しかしながら、岩村教授による他の論稿では企業年金制度の位置づけを問題としており、それによると、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度・個人型年金が私的年金なのか公的色彩を持った年金なのかという点が検討課題になると述べ、アメリカの 401(k)を踏まえると、「わが国の確定拠出年金は加入資格が公的年金の加入資格と連結されていることや基本的には中途での払い出しを認めない(なお確拠法附則 3 条参照)点で、貯蓄というよりは、公的色彩を持つ年金に近いと捉えることも可能である。これは、これらの年金制度の法律関係の性格付けにも関係しよう。」と言及しておられる。「公的色彩」という用語を用いている点に、単純には公的年金制度であると言い難い面があることを示唆していると考えられるが、そうした点を除いても、岩村教授の理解の仕方によっては、確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度は公的年金制度の一部分であると考える余地はあると言えよう。参照、岩村・前掲注(8)20 頁本文及び脚注 22)

検討対象の設定と検討方法

(1) 検討対象の設定

これまで取り上げてきたことからすると、企業年金制度における管理運営上の行為規範について、実務では議論の必要性が論じられていること、学説では十分検討されていないものの検討する必要性は示されていることが確認できた。法律学として研究の必要性が示されつつも、それについての研究がない。これは従来の議論における欠落点といえる。また、法律学における必要性に加えて、実務上もこの問題について検討する必要性が論じられていることからすると、上記の問題について研究をする意義が認められよう。とすれば、企業年金制度における管理運用上の行為規範は検討すべき事柄であるといえ、本論稿ではこの主題について検討を試みることにする。

では、以上のことについて検討するとして、具体的にどのようなことを検討するのか。この点について次のようなことがいえる。

企業年金制度において、年金財産の管理運営者の行為規範として、信託法上の受託者責任が導入されているものの、現在ではそうした行為規範について問題とされている。こうした問題が生じた背景として、企業年金制度に信託法上の概念を導入した点に問題があったか、あるいは、導入後に変質してしまい問題が生じた可能性がある。このため、わが国における企業年金制度において「受託者責任」に関していつから論じられるようになったのか、また、どのようなことが論じられていたのか、といった点について検討する必要性はあろう。

また、前述した検討委員会報告書においても、こうした「受託者責任」の問題点に加えて、当該責任をどのようにエンフォースメントするのか、という点も問題とされている。受託者の行為規範を設定するにとどまらず、それを如何にしてエンフォースメントするのかも問題とされているのである。いつからこの問題について議論されるようになったのか、なぜこうしたエンフォースメントが問題とされたのか、この点についても検討する意味はあるといえる。

以上のことから、本論稿は、以下の三点について検討する。第一に、企業年金制度が信託制度とどのような経緯で関連するようになったのか、について検討する。わが国における企業年金制度において信託制度との関係について当然の如く言及されているが、企業年金制度と信託制度とがどのような経緯で関係するようになったのかについて必ずしも明確ではない。企業年金制度と信託制度が相互に関係するようになる要因にはどのようなことがあるのか。企業年金制度における「受託者責任」について考えるためにも、こうした検討が必要になるといえる。

第二に、企業年金制度において「受託者責任」についてどのように考えられてきたのか、について検討する。この問題が本論稿の中心となる問題である。単純に受託者責任が問題とされるならば、信託法を参照すれば十分であるにもかかわらず、企業年金制度において

はそうした議論によらずに「受託者責任」が論じられている。こうした議論をみると、企業年金制度で取り上げられる「受託者責任」は信託法とは異なる受託者責任が要求されているものと考えられる。そのような「受託者責任」とはどのようなものか。これについて検討する。

第三に、「受託者責任」を巡るエンフォースメントについてどのようなことが論じられ、制度設計がなされてきたのか、を検討することにする。ただ単に行為規範を設定しただけでは不十分であり、当該規範をエンフォースメントする制度設計が必要であることは納得できる。企業年金制度ではどのようにしてエンフォースメントのための仕組みを設計しているのか、この点について明らかにすることは、企業年金制度における「受託者責任」を理解するには不可欠といえよう。

検討対象について以上のように設定したが、以上の検討において対象を限定したい。わが国の企業年金制度には、税制適格年金制度、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度があり、かつて存在していた。こうした制度の中で、確定給付企業年金制度の実施に伴い、税制適格年金制度は廃止され、また、前述したように、厚生年金基金制度も AIJ 事件の影響を受けて、新設が認められなくなり、厚生年金保険法上の厚生年金基金に関する条文も削除された。現状において法令上存在しているのは、確定給付企業年金法と確定拠出年金法だけである。このため、これら両制度だけを検討する必要があるように思われるが、本論稿では検討対象を確定給付型の企業年金制度(税制適格年金制度、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度)に限定したい。元来、企業年金制度は確定給付型の年金制度を採用し、そのため、確定給付型の年金制度に合わせた制度設計を行ってきた。これは確定給付企業年金制度が税制適格年金制度と厚生年金基金制度の受け皿として制度設計されたことからもいえる。こうしたことから、前述した検討対象も踏まえると、わが国で初めての企業年金制度である税制適格年金制度から検討をする必要性が生じるため、確定給付型の年金制度に検討対象を限定する必要があるといえる。

また、「受託者責任」についても検討する義務について限定をしたい。「受託者責任」は前述したような忠実義務、注意義務に加えて、分別管理義務、自己執行義務、情報提供義務など様々な義務の総称であるが、前述した有識者会議報告に示されるように、忠実義務と注意義務が年金制度で専ら問題とされる義務であることから、この二つの義務に絞って検討する次第である。

(2) 検討方法

検討対象は以上であるが、これについてどのように検討していくのか。この点が次に問題となる。前述したような問題関心から検討を進めれば、企業年金制度の成り立ちから検討することになるので、企業年金制度の形成・発展過程を取り扱っていくことになる。もっとも、わが国の企業年金制度を前述した問題関心に沿って検討していくことは必要であるものの、それだけでは、わが国の企業年金制度の現状分析に終わる可能性が高く、問題

解決の示唆が得られる可能性が低い。

そこで、わが国の法学研究において採用されている比較法によるアプローチを採用し、外国法を参照することで、わが国の企業年金制度を相対化して、前述した問題関心に沿って検討することが有益であると考えられる。もっとも、そうであるとしても、どの国を比較法の検討対象国とするのかが問題である。

本論稿では、結論として、イングランドを比較法対象国とする。その理由として、わが国と同様に、企業年金制度が発達していること、信託法の母国であり、信託が企業年金のスキームとして一般的に利用されていることがある。また、こうした理由以外に特にイングランドを採用する理由として、イングランドの固有事情も挙げられる。イングランドには企業年金制度を規律する 1995 年年金法及び 2004 年年金法があるが、特に前者は 1990 年代に企業年金制度のスキャンダルを経験したことが契機となり制定され、制定にあたり、信託法が特に問題とされたこと、わが国の企業年金制度と同様にアメリカの ERISA を参考にしたことなど、AIJ 事件を経験したわが国において、今後の問題点の検証に有益な知見が得られる可能性が高いといえる。こうした理由から、イングランドを比較法対象国として、前述した問題意識に沿って検討する。

第一部　日本法

序説において示した問題意識に沿って第一部では日本法を検討する。検討内容は次の通りである。

まず、第一章において、企業年金制度において信託が用いられるようになった背景を検討する。わが国において企業年金制度の管理運用方法として信託が用いられるようになったのはなぜか、この点をまず明らかにする必要がある。

次に、第二章では企業年金制度において受託者責任がどのように考えられてきたのかという問題をまず検討する。第一章において検討するように、企業年金制度と信託制度が関係するようになれば、信託法に沿って受託者責任が論じられることになると考えられる。しかしながら、序説において指摘したように、年金制度においてはただ単に信託法の議論に沿って受託者責任が考えられてきたわけではなさそうである。こうしたことから、年金制度のコンテクストにおいて受託者責任についてどのように考えられ、議論されたのかを知る必要はあるといえよう。

更に、第三章ではわが国における企業年金法制の基本法とも目される確定給付企業年金法を検討する。同法では受託者責任についてどのようなことが定められているのか、そうした条文が定められた経緯はどのようなことか、受託者責任のエンフォースメントのためにどのような仕組みが設けられたのか、といった点について検討する。

第一章　信託が用いられた背景

わが国において、信託を資産運用のスキームとした企業年金制度が普及することになった契機は、後述するように、退職一時金を退職年金化する際の税制上の取扱が問題とされたことにある。この問題は退職一時金に関わる問題であったことから、議論をリードしたのは事業主団体、金融業界であり、政府としてはこうした業界団体の意向をくみつつ、望ましい企業年金制度の構築を目指すことになった。その結果、政府により設けられたのが税制適格年金制度であり、厚生年金基金制度である、ということが先行研究により明らかにされている(1)。

このようなことから、税制適格年金制度及び厚生年金基金制度といった企業年金制度における問題を検討するには、業界団体がどのようなことを問題とし、どのような要望をしたのかを把握することが必要となる(2)。このため、本章では、第一に、事業主団体、金融業

(1) 増井教授は、税制適格年金制度及び厚生年金基金制度と税制の問題について検討するに当たり、これらの制度が形成された背景についても研究をしておられ、その研究によると、以下で取り上げるような事業主団体、関係業界団体の要望により、政府が企業年金制度の整備を行っていった状況が明らかとなっている。本論稿の分析は、増井教授の分析によるところ大である。増井良啓「退職金等積立金の課税」日税研論集第 37 号(1997 年)213 頁。

(2) 年金信託について広く論じられているものの、法律学の観点から研究が十分になされていない点は、こうした事業主団体や関連業界団体に代表される実務がこの分野について主導してきた状況を示していると

界団体といった業界団体が企業年金制度の設計に際してどのようなことを問題として、その問題の解決のためにどのような要望をしたのか、という点を第一に検討する。政府が率先して企業年金制度を設計したわけではないことから、こうした業界団体の見解・要望を取り上げることは、制度創設の背景に踏み込んだ検討をすることになろう。

第二に、そうした業界団体内における議論を踏まえたうえで、政府が企業年金制度を整備していく過程においてどのようなことを問題としたのか、そうした問題を解決するためになぜそうした選択をしたのか、といった点を明らかにする。業界団体の意向すべてを受け入れて立法が可能であれば問題はないものの、実際にはそのようなことは少ないことから、業界団体の意向をくみつつ、政府がどのような制度設計を図ったのかという点は、企業年金制度を理解する上で、有益であろう。

以上の点に留意して、本章では、わが国において実施されることになった企業年金制度と同制度が信託を利用することになった経緯を明らかにする。

第一節　退職年金制度の創設

第一款　退職一時金と退職年金

わが国における年金制度は、諸外国と同様に、軍人や官吏に対する年金制度の創設から始まった(3)。公的部門における年金制度は明治 8 年の海軍退隠令、同 9 年の陸軍恩給令及び同 17 年の官吏恩給令から大正 12 年の恩給令へと整備・統合された(4)。

公的部門における年金制度に引き続いて、企業においても年金制度が整備されるようになった。例えば、三井商店において早くも明治 30 年に従業員に対する退職年金の給付を定める「三井商店使用人恩給内規」が施行されたという(5)。また、芝浦製作所はこの「三井商店使用人恩給内規」を参考にして、使用者が全額を拠出する年金制度を実施した(6)。更に、明治 38 年には、鐘淵紡績株式会社が実施した。同社の共済組合の定款に規定されていた「年功給付」を会社全額負担の「従業員年金給与規定」に変更して実施することにしたのである(7)。

いえよう。例えば、鴻常夫(編)『商事信託法制』(有斐閣・1998 年)87-121 頁、能見善久(編)『信託の実務と理論』(有斐閣・2009 年)1-15 頁において、企業年金信託が検討されているものの、実務家と法学者の双方が議論をしている。法律学の見地から企業年金信託について検討した論稿は、小櫻教授による論稿、小櫻純「信託と年金」新井誠・神田秀樹・木南敦(編)『信託法制の展望』(日本評論社・2011 年)112-124 頁など数は少ない。

(3) 矢野聡『日本公的年金政策史』(ミネルヴァ書房・2012 年)3-4 頁。堀勝洋『年金保険法[第三版]』(法律文化社・2013 年)96 頁。

(4) 堀・前掲注(3)96 頁。

(5) 第一生命保険相互会社編『企業年金白書』(社会保険広報社・1982 年)2 頁。なお、同書では、平田富太郎『退職金と年金』(1956 年)を引用して、「この時の内規に年金支給が規定されていたかどうかは確認されておらず、大正 3 年の内規で『恩給ハ年金及一時金ノ二種トス』(第三条)と規定があることから当初もあったろうと推測されているわけであります」と述べている。

(6) 第一生命・前掲注(5)4 頁、富安長輝『企業退職年金制度の研究』(日刊労働通信社・1963 年)26 頁。

(7) 第一生命・前掲注(5)4-5 頁、富安・前掲注(6)27、29 頁。矢野・前掲注(2)4-6 頁。

このように戦前において、企業における退職年金制度が自社年金として実施されるようになったものの[8]、退職年金制度を採用した企業は三井・三菱などの財閥系企業等の有力な企業にとどまっていた[9]。もっとも、退職年金制度の利用が少数の企業にとどまる一方で、退職一時金制度を採用する企業は多かったようである。この退職一時金は古くは享保時代に遡るとされ、第一次世界大戦後に労務対策として急速に普及し、昭和初期の不況期に頻発した解雇手当をめぐる労働争議を経て、退職一時金制度は失業保障的性格を強化して発展したとされる[10]。また、昭和 11 年には退職積立及び退職手当法が制定され、従業員 50 名以上の事務所の事務職を除く労働者を対象として、退職金原資の積立が強制されていた[11]。

終戦後、経済再建が急務とされたこともあり、企業年金制度には進展が見られなかったが、朝鮮戦争の勃発及びそれに伴う特需によって好況に転じると、企業内部で従業員の賃金水準の増加に伴い退職一時金の負担が増大すると見込まれるようになり[12]、退職一時金そのものの対応が論じられるようになった。この問題は昭和 27 年 2 月 2 日、所得税法施行規則の一部を改正する政令(政令第 11 号)及び法人税法施行規則の一部を改正する政令(政令第 12 号) により退職給与引当金制度が導入され、退職一時金に対する税制上措置を図ることで対応した。

この退職一時金自体への対応策以外に、退職一時金の負担を平準化することで負担の軽減を図る対応策も論じられていた。このような試みから退職一時金の年金化を図る動きも現れてきたのであった[13]。もっとも、退職一時金を年金化しようとも、退職給与引当金制度には後述するような制度内在的な事情があり、事業主側における退職一時金の平準化に対する要請に応えるものではなかったものの、退職年金が事業主側に魅力的な方策であると考えられ、退職年金の実施のための方策に注目が集まることになった。

このようなことから、事業主側に退職年金制度に対する関心が高まり、退職年金の研究が開始されることになった。では、具体的に退職年金制度についてどのようなことが論じられるようになったのか、これについて、款を改めて検討する。

第二款　退職年金制度への姿勢と制度の実施

第一項　退職年金制度への姿勢

前述したように、退職年金制度に対する事業主側の関心が高まると、日経連を中心とした事業主団体は、退職年金制度について独自に研究を行うようになり、それと軌を一にし

---

[8] 岡庭公樹「退職金・年金の法・税制と企業の対応」季刊労働法別冊第 10 号『退職金・年金の運営』(総合労働研究所・1986 年)29 頁。
[9] 第一生命・前掲注(5)6 頁、富安・前掲注(6)27 頁。
[10] 第一生命・前掲注(5)6 頁。
[11] 岡庭・前掲注(8)25-26 頁。
[12] 第一生命・前掲注(5)6 頁。
[13] 第一生命・前掲注(5)7 頁。金子宏『租税法』[第 15 版](弘文堂・2010 年)377 頁。

て、退職年金制度の実施にビジネス・チャンスを見出す信託業界や生命保険協会といった団体も退職年金制度の研究を開始することになった。その一方、退職年金制度の実施について肯定的ではない態度をとった労働組合といった団体もある。

ここでは、これらの関連団体が退職年金制度についてどのようなことを考え、それを問題にしたのか、という点について取り上げる。

(1)日経連

日経連は退職年金制度に対して積極的な姿勢であった。そのため、日経連は企業における退職年金制度の研究を最も早く手がけ、昭和 28 年 8 月 30 日、日経連労務管理研究会は本年度の研究テーマとして年金制度の研究を取り上げることにした[14]。その研究成果は、昭和 31 年 11 月に刊行された『退職年金―その理論と方法―』[15]により明らかとなった[16]。

(2)労働組合

退職年金制度を肯定的に評価して研究を進めた日経連と比較して、労働組合の動向はどのようなものであったのか。これについては、労働組合は退職年金制度に対して消極的であり、総評系の労働組合に至っては批判的な態度であったといえる[17]。労働組合が退職年金に批判的であった理由として、第一に、退職一時金そのものの生活上の要求が強かったこと、第二に、年金方式に変更すれば、将来の物価変動などにより、年金の実質価値が維持されるのかどうか不透明であること、第三に、老後の所得保障については社会保障の充実で対応すべきであること、が挙げられている[18]。

こうした批判的な組合の中で、やや色合いを異にするのが、全繊同盟である。全繊同盟は、退職年金に老後の生活費や税法上の点からメリットがあることを認識しつつ、次の理由を挙げて年金制度に対して警戒していた[19]。

① 労働組合が年金額の引き上げや生活保障という問題よりも、永年勤続や定年退職者の問題だけに関心を払ってしまうという問題がある。
② 年金という性格から、永年勤続の定年退職者に比べて、自己都合や結婚により退職した者にとって退職一時金以上の不利が生じるという問題がある。
③ 年金の支給額が低額であることや、有期であることが多いということである。
④ 労働者の拠出制の場合、年金額の引き上げるためには労働者の拠出額を引き上げねばならず、そうなると、退職金の引き上げはさらに困難になるという問題がある。
⑤ 物価変動に対する保障がないという問題がある。

---

[14] 日本経営史研究所『三菱信託銀行六十年史』(三菱信託銀行株式会社・1988 年)307 頁。
[15] 日本経営者団体連盟(編)『退職年金―その理論と方法―』(日本経営者団体連盟弘報部・1956 年)。
[16] 日本経営史研究所・前掲注(14) 308 頁。
[17] 第一生命・前掲注(5)17 頁。
[18] 第一生命・前掲注(5)17 頁。
[19] 繊維労働 137 号(1959 年)50-51 頁。

⑥　退職金年金制度を実施しているのは大企業であり、そうであるからこそ、その労働者に対して大企業の恩恵である意識を植え付けることになり、それにより社会保障制度確立への関心をそぐ結果になりうること。

もっとも、退職年金について否定的な組合ばかりではなかったことも事実である。例えば、市銀連は労働運動の方針を示した「退職金制度の改善について」[20]の中で、退職一時金の引き上げを要求しつつも、退職年金については余命期間の本人家族の生活資金という点で退職一時金よりも優れた制度であると述べている[21]。そして、「極力年金制度を確立する方向で要求案の検討を行うことが必要である」とさえ述べ[22]、退職年金制度の実施に協力するスタンスを示している。

以上のように、労働組合には賛否両論存在していたのである。

(3)信託業界[23]

次に取り上げるのが信託協会である。日経連の研究に若干遅れるものの、信託協会においても退職年金の研究が行われるようになった。三菱信託銀行の社史によれば当時の状況について、次のように述べられている。

「当社が年金問題と取り組むことにいたった契機は、昭和 30 年頃、当時本店営業部長であった田中勉が、ビジネス・ウィーク誌に掲載されたアメリカの年金制度の紹介記事を読んで、わが国においてもやがて年金信託業務が発展する可能性を感じたことからであった。

…(中略)…田中はさっそく、本店営業部副長(当時)富子勝久に研究を命じた。これを受けて、富子は海外の文献を参照するなど研究を重ねるとともに、日経連主催の年金研究講座で講師を務めるなど外部との意見交換を図った。」[24]

三菱信託銀行では日本における退職年金制度の関心の高まりとは異なり、アメリカの状況に接したことで研究が開始されたという点が特徴的である。

では、三菱信託銀行以外の信託銀行の状況はどうであろうか。住友信託銀行の状況を見

---

[20] 銀行労働調査時報 79 号(1957 年)16-19 頁。
[21] 銀行労働調査時報 79 号(1957 年)17 頁。
[22] 銀行労働調査時報 79 号(1957 年)17 頁。
[23] 信託業を営む主体は信託会社と信託銀行がある。前者は信託業法(大正 11 年法律第 65 号、平成 16 年 12 月 3 日法律第 154 号により全面改正された)の規律を受け、後者は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和 18 年 3 月 11 日法律第 43 号)の規律を受ける。昭和 23 年に信託会社の普通銀行政策がとられたことで、信託業法に基づき信託業を営む信託会社が存在しなくなった。そのため、信託業を営む主体は専ら信託銀行であった。西内彬「信託業法」松本隆・西内彬『特別法コンメンタール 信託法・信託業法・兼営法』(第一法規・1972 年)2 頁、神田秀樹(監修)・阿部泰久・子足一寿『新信託業法のすべて』(きんざい・2005 年)4 頁。
このため、以降で信託会社と記されている部分は、実際には、信託銀行を指す。
[24] 日本経営史研究所・前掲注(14) 310 頁。

てみよう。当時の住友信託銀行の幹部は年金問題について次のような見解を有していた、とされる。

「昭和 31 年の春、私は本店(大阪)調査部から東京支店(現東京営業部)次長として赴任して来た。久しぶりに東京に戻り、とにかく友人との旧交を温めようと、高校一年先輩の三菱信託の富子さんを訪れた。昼食を共にしながらの話の中で、私はその少し前にアメリカの雑誌から得た情報をもとに『日本でもアメリカに見ならって、年金を社会保障の問題としてだけではなく、企業ベースでも展開できるようにさせねばならない。その基金の受託・管理は信託の新しい商品有望な仕事になるのではないか』という私の見解を述べた。ところが驚いたことに富子さんはその時点でアメリカの私的年金については先刻ご承知であり、年金信託を日本の信託の新分野として開発しなければならないという考えを明確に持って居られたのである。」[25]

住友銀行で年金信託が検討されるようになった契機は同行の小林氏がアメリカの退職年金の動向を認識していたこと、前述した三菱信託銀行の富子氏との情報交換により、退職年金の商品化を試みる意義を確信したことにあると理解できる。

このように当時の信託業界において、日本における年金信託の動向にはそれほど関心がなく、アメリカにおける企業年金の発展を目の当たりにしたことで、年金信託にビジネス・チャンスを見出し、退職年金の商品化を試みて研究を開始したことがわかる。

(4)保険業界

保険業界では、退職金保険などの保険商品を提供する生命保険会社も存在していたが[26]、退職年金についてはそれほど関心がなかったように思われる。そのため、税制適格年金の実施前後に、急遽、研究が開始され、商品開発がなされる状況になったのであろう[27]。

これまで取り上げたことから、当時において、退職年金への関心が事業主・各業界において高まり、その理解も進んでいったことがわかる。このように退職年金についての理解が深まる中で、退職年金を実施する企業も現れ、拡大していくことになる。時間的に前後するものもあるが、例えば、昭和 27 年に三菱電機及び十条製紙、同 28 年に東京海上、同 30 年に日本生命、東京生命、高島屋及び東洋高圧、同 31 年に同和火災、同 32 年に興国人絹パルプ及び品川白煉瓦、等と相次いで従業員に対する退職年金制度を実施した企業が現れた[28]。

---

[25] 小林彰「信託あの日あの頃　年金信託が生まれるまで」信託 146 号(1984 年)104-105 頁。
[26] 安田生命 100 年史編纂委員会(編)『安田生命百年史』(安田生命保険相互会社・1980 年)255 頁。
[27] 日本生命保険相互会社『日本生命八十年史』(日本生命保険相互会社・1971 年)41 頁、朝日生命保険相互会社『朝日生命百年史』(朝日生命保険相互会社・1990 年)344-345 頁。
[28] 富安・前掲注(6)27 頁。

以上のように退職年金制度を実施する企業が拡大してきたわけであるが、この中で、信託を利用した企業年金制度を実施する企業も現れるようになった。これについて、次に取り上げる。

第二項　信託を利用した企業年金

信託を用いた年金制度を採用したのは十条製紙社、興国人絹パルプ社及び品川白煉瓦社であった。昭和 30 年前後に信託を利用した年金制度はこれら 3 社以外に皆無に近く[29]、3 社の年金制度は特異な存在であった。信託自体は 1900 年に制定された日本興業銀行法(明治 33 年法律第 70 号)、1905 年に制定された担保附社債信託法(明治 38 年法律第 52 号)及び 1922 年に担保附社債信託法を改めた信託法及び信託業法が制定されていて、歴史は比較的に浅いものの、前述したように信託銀行において企業年金を念頭に置いた年金信託の研究も進んできたことから、日本において信託を年金制度に利用する下地は既に存在していた。

もっとも、当時としてはまだ信託を年金制度の管理運営手法として用いる歴史がなかったことから、十条製紙社はじめとする企業がどのような制度設計を行ったのかということは興味深い。そのため、これらの企業が採用した年金制度を取り上げることにする。

①　十条製紙社

十条製紙社が退職年金制度を導入する契機となったのは労働組合による退職金要求とそれに対する中央労働委員会の斡旋であるとされる[30]。この労働争議を仲介した中央労働委員会は積立方式による年金制度あるいは共済制度を活用してこれを補充することなどを斡旋した。

これを受けて、十条製紙側は、アメリカのクラウン・ゼラバック製紙会社の年金制度を参考にして、(ⅰ)積立方式、(ⅱ)労使双方の拠出制、(ⅲ)任意加入、(ⅳ)退職一時金との併給性、(ⅴ)退職時に原資を一括して信託会社に払い込み信託会社から、本人に対して年金が支払われる、(ⅵ)支給額は本人の平均賃金と加入年数により定められる、(ⅶ)支給期間は 10 年、といった特徴を持つ年金制度を採用することになった[31]。

②　興国人絹パルプ社

興国人絹パルプ社が年金制度を開設したのは昭和 32 年 1 月 1 日である[32]。三菱信託銀行が受託機関となったとされる[33]。制度の内容は、(ⅰ)共済会方式を採ったうえで、(ⅱ)積立

---

[29] 村上清・水野進八『企業年金制度の設計と運営』(ダイヤモンド社・1962 年)18 頁。

[30] 十條製紙社の社史によれば、昭和 25 年 6 月に組合との退職手当交渉が難航し、中労委に斡旋を依頼したものの、組合側が斡旋案を拒絶したことから緊迫した状態となったが、12 月に妥結をみたとされる。十條製紙株式会社『十條製紙社史』(1974 年)72 頁。この点について指摘する文献として、藤林敬三(編)『退職金と年金制度』(ダイヤモンド社・1956 年)121 頁。

[31] 村上・水野・前掲注(29)16 頁。第一生命・前掲注(3)7 頁。

[32] 富安・前掲注(6)679 頁。

[33] 日本経営史研究所・前掲注(14) 310 頁。

方式、(iii)共済会が加入者の拠出する積立金を取りまとめ、共済金特別会計として共済会名義で信託銀行に預け入れる指定金銭信託、(iv) 労使双方の拠出制、(ｖ) 任意加入(脱退も任意であるが、一度脱退した者の再加入は認めない)、(vi)支給額は本人と会社の積立総額とこれに対する半年ごとに複利計算された利子の合計額となる、という構造を採る。

③　品川白煉瓦社

品川白煉瓦社は昭和 32 年 2 月に年金制度を発足させた[34]。(ｉ)興国人絹パルプ社のような共済会方式を採らず、(ii)積立方式、(iii)労使双方の拠出制、(iv)会社と本人積立金額は信託銀行の特約付指定金銭信託に預け入れる、(ｖ)入社後 3 年を経過した者または制度実施の時に既に 3 年以上勤務した者が任意に加入する、(vi)支給額は本人及び会社の積立金の総額と、半年ごとの福利により計算された元利合計を退職の翌月十年間毎月平均して信託銀行より支払う、という構造を採った[35]。

これら 3 社の導入経緯・内容を見ると、第一に、興国人絹パルプ社及び品川白煉瓦社では導入経緯が明らかではないものの、十条製紙によれば中央労働委員会の斡旋を受け、アメリカの企業年金制度を参考にして制度を実施したことがわかる。第二に、十条製紙は社内積立方式と社外積立方式を併用する一方で、興国人絹パルプ及び品川白煉瓦は社外積立方式を採用し、制度運営につき信託銀行の関与の度合いが深まっていることに気が付く。

このようなことから、退職年金制度として社外積立方式を採るアメリカの影響があることは理解できるものの、どの程度、また、どれほど広くアメリカの年金制度について理解されていたのか、という点について、興味深い。当時の理解を示す資料として、労働省労働基準局福利課の見解が参考になろう。

労働省労働基準局福利課の資料によれば[36]、「わが国の民間企業には古くから退職金制度が普及してい」たこと、「戦前には、退職金の一部を確定年金で支給する制度は二、三の大企業において採用されているにすぎない」こと、しかしながら、「戦後になって対内的には企業経営健全化の促進、労働組合運動の発展を通じ、対外的には米国の退職年金制度の普及傾向…などの影響を受け」たこと、が指摘されており、わが国における退職年金制度の発展についてアメリカの強い影響があることを示唆している。

このように、行政側においてもアメリカにおける退職年金制度が理解されていたことは、この後の議論に影響を与えることになろう[37]。

---

[34] 第一生命・前掲注(5)19 頁。
[35] 富安・前掲注(6)686 頁。
[36] 労働省労働基準局福利課「退職年金制度」(1956 年)。この部分は原文を入手できなかったため、富安・前掲注(6)27-29 頁によった。
[37] 富安・前掲注(6)32-34 頁によれば、次のようなことが指摘されている。「(アメリカの企業年金には―著者注―)現在、保険会社利用方式(Insured plan)…(中略)…信託会社利用方式(Trusted Plan)…(中略)…自家年金方式(pay-as-you-go)があ」り、「これらが従来のわが国の退職金制度ともからみ合い、戦後の日米の密接な接触によりわが国年実施会社が、当時として一番早く取り入れられやすい信託会社利用方式に踏み切

小括

以上をまとめると、わが国において企業年金に信託を用いる契機として次のようなことがいえる。

従業員に対する退職後の手当てとして退職一時金制度あるいは退職年金制度が戦前から実施されていたものの、退職年金制度については大企業が実施していたにとどまっていた。しかしながら、第二次大戦後、朝鮮戦争特需による好景気等により、従業員の賃金水準が上昇すると、それに伴い退職一時金の給付額も増大することになった。このため、企業は退職一時金の負担を問題視するようになり、その負担の平準化のために退職年金制度の実施を試みるようになった。このような中から、日経連に代表される事業主団体あるいは信託銀行に代表される関連団体が退職年金制度を研究するようになり、とりわけ、信託銀行はアメリカの企業年金信託の隆盛に着目して、信託を利用した退職年金制度の研究を行うようになった。こうした動向もあって、十条製紙社などの一部の企業では、信託を利用した退職年金制度を実施するようになった。

しかしながら、退職年金制度についての要望が高まり、そのような制度を実施する企業も増えたのであったが、全体としてみれば、退職年金制度は退職一時金制度と比べそれほど利用普及しなかったとされる(38)。

それでは、そのように普及しなかった理由は何か。これについて、款を改めて検討する。

第三款　運営上の不都合性と改善の要望

第一項　状況分析

制度上の問題を述べる前に、当時の退職一時金の動向について確認する(39)。退職一時金については、先に言及した昭和 27 年の所得税法施行規則の一部を改正する政令(政令第 11 号)及び法人税法施行規則の一部を改正する政令(政令第 12 号)によって、退職給与引当金制度が設けられていた。改正後の法人税法施行規則 15 条の 7 によれば、青色申告書を提出する法人が、退職給与規定を定め、従業員の退職による退職給与の支出のための費用に充てるために、各事業年度において一定の条件の金額のうちいずれか低い金額を退職給与引当

ったのも、けだし当然であったろう。もちろん、米国ばかりではなく英国、ドイツ、フランス、オランダなどの影響も見逃せない。特に戦前においてそうであった。しかし、戦後に至ってはその影響力の大なること米国にくらぶべくもなかった。」

この記述によれば、第二次大戦後にアメリカとの関係が深まる中で、日本において退職年金への関心が高まると、アメリカにおける企業年金の動向も知られるようになった状況が理解できる。しかしながら、なぜ信託が日本において一番取り入れられやすいのか、その理由については不明確である。労働省によるこの分析がなされた当時、信託銀行における退職年金研究が生命保険会社を上回っていたことを踏まえたものと推測されるが、確たること証拠はない。

(38) 第一生命・前掲注(5)19 頁。

(39) 第一生命・前掲注(5)18-19 頁。

金勘定に繰り入れた場合、その金額を損金に算入するという仕組みをとる。

ここで、一定の条件の金額とはどのようなことかであるが、第一に、事業年度末において在職する従業員全員が当該事業年度末に自己都合退職したと仮定した場合に生ずる退職給与額から、当該従業員が前年度末に同様に計算した退職給与額を控除した残額であるとされる。第二に、各事業年度末に、退職給与の支出に充てるために特別に法人が所有する一定の資産の金額の合計額の 4/100 に相当する金額から、当該事業年度末において前年度から繰り越された退職給与引当金勘定の額であるとされる。

次に、一定の資産の金額とはいかなる金額であるのかという点であるが、預金金額、合同運用信託の金額、従業員を被保険者とする生命保険の保険料であり、大蔵省令で定めるものの金額、国債または地方債の取得金額、社債または特別の法律により法人の発行する債券の取得額、証券投資信託の受益証券の取得価額を指している。

以上のように、退職給与引当金制度は企業が従業員の退職金に備えて内部的に積立てを行っている場合(社内積立)、積立てる金額を法人税法上損金として処理できることを認めた制度である。

このように退職給与引当金制度が設けられたものの、この制度を利用して退職年金を導入しようとしても、次のような不都合があるとされた(40)。

① 税法上認められた積立金は従業員が自己都合で退職した場合に必要となる支給額を基礎とすることから、受給権を獲得した従業員の分に対してのみ、積立を認めることになる。そうだとすれば、受給権が確定する以前の勤続期間の積立金に対しては税法上認められた損金として扱うことができず、受給権が確定する定年間近になって損金算入が認められる積立をすることができるということになる。更に、そういうことを前提とすれば、積立金額上の制限があることから、十分な積立が困難となってしまう。
② 拠出制の年金制度を実施する場合、事業主の拠出金は、従業員の当期の所得として課税される。
③ 退職給与引当金制度では引当金の累積額限度として、従業員が自己都合退職した場合における必要費用の二分の一であることから、必要とされる費用全額を積立てようとすれば、必要費用の二分の一について、損金として扱われないことになる。

以上のような問題点を背景として、その是正を求める機運が高まり、業界団体等から提言がなされるようになった。この点について、是正を求めた諸団体、とりわけ、日本経営者団体連盟、信託協会、そして、生命保険協会が大蔵省をはじめとした関係団体に提出した要望書を取り上げ、①「どのようなことが退職年金にとって問題と考えられたのか」という点について検討する。これらの団体を取り上げる理由は、これらの団体が退職年金制

(40) 真野脩『退職年金制度』(森山書店・1962 年)268-269 頁。

度の税制優遇措置実施に当たり業界団体の意見集約、関係省庁との折衝など積極的な役割を果たしてきたという背景があるからである。また、本論稿の関心から、これらの要望書につき、②「退職年金を実施するとして、どのような方法により実施することを考えていたのか」、そして、③「他の制度との関係について何らかの検討がなされたのか」、という観点からも分析する(41)。

第二項　業界団体の動向

(1)　日本経営者団体連盟

日経連は、昭和 32 年 8 月 22 日、「企業年金の課税政策に関する要望」と題する要望書を大蔵省、厚生省に提出した。要望書では次のようなことが述べられている。企業側に退職年金制度の関心が高まっていること、年金制度を実施する企業が増加していることといった社会状況にあり、その一方で、退職年金制度の発達を阻害している要因が存在する、具体的には、企業年金制度に対する税制が整っていない問題点がある(42)。そして、社会政策的見地から厚生年金や国民年金といった老齢年金の充実が重要視されており、国が行う社会保障には国民経済的な限界が存在することから、これを補足する企業の自主的な努力、個人の備蓄により老後の生活の安定を図る必要性がある(43)。その上で、「政府は社会経済的見地から企業年金制度の助長政策を確立するとともに、…(中略)…企業年金の課税政策につき適切なる措置をとられるよう強く要望する」として、適格年金制度の設立を説いている(44)。社会保障制度の補完を担う企業年金には税制上の優遇措置を与えるだけの価値があり、そのような価値を有する企業年金に税制上の優遇措置を与える適格のある「適格年金」として認めるように、要望しているのである。

この適格年金制度について、使用者と従業員からなる社団が退職年金規定を作成し、それにつき関係官庁の認可を受けることで設立できることになるとしている。ここで社団としている意味が問題となるが、具体的な意味について説明していない。単に事業主と従業員の人的集団という程度の意味合いで社団と記しているものと考えられる。また、設立要件についても示しており、具体的に四要件を挙げている。第一に、制度が専ら従業員またはその遺族の利益を図るものであるとする規定があること、第二に、年金支給のための元本並びに運用益は年金基金又は年金割当金として扱い、その運用につき一定の条件を充足していること、第三に、制度を永続させる意図で設けられた旨の規定があること、第四に、年金支給を原則とする旨の規定があること、という四要件である(45)。この四要件中、特に注目すべきことは、年金基金と年金割当金という二つの仕組みを認めている点である。も

---

(41) 増井教授は、これらの報告書について、一時金と年金の選択、厚生年金との調整、社内積立と社外積立という 3 つのポイントを指摘し、分析しておられる。本論稿の分析は増井教授の分析によるところ大である。増井・前掲注(1)213 頁。
(42) 第一生命・前掲注(5)22 頁。
(43) 第一生命・前掲注(5)22-23 頁。
(44) 第一生命・前掲注(5)23 頁。
(45) 第一生命・前掲注(5)23 頁。

っとも、この段階では、この二つの仕組みがどのようなものか、明らかにしていない。

また、税制上の取り扱いについても要望している。まず、法人税関係について、事業主が年金の原資として当該年度に拠出または引当を行った際に、年金基金の場合と年金引当金の場合に応じて一定の額を限度として拠出額または引当額全額の損金算入を認めるよう要望する(46)。所得税上の取扱については、適格年金制度上の従業員の拠出額につき、社会保険料控除とする取扱いをすること、事業主が拠出をした場合には拠出時ないし引当時に課税せず、最終的に受益額が確定した時または現実の年金支給時に課税するよう要望する(47)。

これらの取り扱いの理由につき、次のように説明する。

「現行の退職給与引当金制度は本来退職一時金の源資(ママ)積立を容易にするために設けられた制度であるため、本制度による年金源資(ママ)の積立は極めて困難な現状である。即ち本制度においては退職年金も一般退職給与引当金の繰入限度額を算定する関係上単に退職一時金の源資(ママ)積立を促進するに過ぎず停年退職その他年令、勤続に一定の要件を附する退職年金の源資(ママ)積立はこの制度では殆んど恩恵にあずからないといつてよい。

従つてこの制度とは別に年金基金或いは年金引当金を設けた場合は基金に対する醵出額又は年金源資(ママ)に充てるための引当額について法人税法上その損金算入を認めるべきである。」(48)

この段階で初めて年金基金と年金割当金がどのような仕組みであるかが理解できる。年金基金と年金割当とに対応して、拠出と引当が区別されていることから、年金基金は社外積立であり、年金引当金は社内積立の方式を取る仕組みであると考えられる。とすれば、日経連としては税制上の措置さえ解決できれば、退職年金に係る方式について社内積立と社外積立のいずれでもよいという考えを有していたと推測される(49)。

日経連の要望書からは、①退職年金制度は社会保障制度を補完する仕組みであること、②現行の退職給与引当金制度を利用して退職年金制度を実施しようとしても引当金制度は一時金を前提として制度設計されていることから、年金制度としての運用が困難であること、③専ら退職年金に関する税制上の優遇措置が取られること、そして、それが実現しさ

(46) 年金基金を設定した場合、当該事業年度における制度運用上の正常原価(制度運用のために必要な積立額)に制度実施前勤務に対する所要拠出額(不足責任準備金)の 10%を加算した額、あるいは、事業主の拠出分について退職年金規定に予め定めがないときは当該事業年度における賃金支給総額(但し年金分を除く)の 5%としている。

また、年金引当金を設定した場合、退職年金規定に定める年金受給資格要件(勤続要件に限る)を充足する者の全員につき停年退職を想定した支給率で算出した年金支給総額とする。もっとも、引当額の損金算入を認められるための特定預金額(法人税法施行規則第 15 条の 7 に定めるもの)は引当額の 1/4 とすることとされる。参照、第一生命・前掲注(5)24 頁。

(47) 第一生命・前掲注(5)25 頁。

(48) 第一生命・前掲注(5)24-25 頁。

(49) この経団連の考えについて、増井教授は明確に指摘しておられる。増井・前掲注(1)219-220 頁。

えすれば、適格年金制度が社内積立方式であろうと社外積立方式であろうとかまわないという姿勢であったことが理解できる。

では、他の団体はどのような考えを有していたのであろうか。次に信託協会の要望書を取り上げる。

(2) 信託協会

日経連に引き続いて、信託協会も要望書を提出したのであるが、昭和 32 年に提出した要望書と昭和 36 年に提出した要望書とでは、要望内容が若干異なっている。このため、以下では、この二つの要望書に焦点を当て、どのようなことを要望し、それぞれどのように異なっているのか、という点を検討する。

① 「退職年金に関する要望」(昭和 32 年 9 月 12 日)

信託協会は日経連が要望書を提出した後の昭和 32 年 9 月 12 日付で「退職年金に関する要望」と題する要望書を大蔵省に提出した。要望書では、まず、社会政策的に社会保障制度を補完する趣旨で、諸外国の例に倣い私的年金を適格年金として公認し、税制上保護・優遇する必要性を説き(50)、退職年金制度の運営のために適格退職年金制度を創設するよう要望する(51)。この点は日経連と同様であり、設立される制度の名称も同様である。そして、適格年金制度として承認されるための四要件についても言及する。

第一に、制度が従業員に退職年金を支給することを目的とし、専ら従業員またはその遺族の利益を図るものとしている。

第二に、年金資金の元本並びに運用収益は年金基金または退職引当金として管理し、その運用については一定の要件を具備することとする。この一定の要件について、踏み込んだ説明がなされている。要望書によると、「『一定の要件』とは、米国に於いて夙に退職年金制度即ち退職年金信託と観念されている先例もある如く、長期に亘る安全な運用に最適で且安全に分別管理され得る金銭信託等の特定預金への運用に限定すること」と説明されている(52)。ここでは長期的な運用に最適であり、母体企業とは分離して管理運用される信託の長所を背景に、自らの業界に有利な取り扱いをするよう求めているといえよう。

第三に、制度が全従業員若しくは従業員層の一定割合以上を包含し、特定の他者への恩恵を認めないことである。この「一定割合」についても言及しており、「『一定割合』とは例えば米国に於いては 80%以上であり『特定の者』とは役員等をいう」と明らかにする(53)。

第四に、制度が恒久的なものとして企画されていることである。

これらの要件は、基本的には日経連の要望書において挙げられた要件と似通っている。信託を用いるよう指摘している点は、日経連の要望書と異なっているが、関連業界団体で

(50) 第一生命・前掲注(5)28 頁。
(51) 第一生命・前掲注(5)28-29 頁。
(52) 第一生命・前掲注(5)29 頁。
(53) 第一生命・前掲注(5)29 頁。

あり、ビジネス・チャンスを確実にしようとすることからすれば当然であろう。また、アメリカの例を挙げて論を進める点については、前述したように、信託業界におけるアメリカにおける退職年金制度の研究が進んでいることを示すものである。

次に、適格年金制度に対する保護助成措置を要望する。年金原資の積立時の措置として、基金の場合と引当金の場合に分けて要望する。すなわち、前者の場合には、①事業主が事業と分離した基金への拠出を行う場合には一定限度額まで損金算入を認めるよう明文化すること、②現実の年金支払時に受益者に課税すること、③従業員が拠出をする場合にはその拠出額について社会保険料控除を認めることを述べる(54)。他方、後者の場合には、事業主が引当金への引当を行う場合、退職給与引当金制度に準じて一定限度額までの損金算入を認めるべきことを述べる(55)。

そして、それらの方式を導入しなければならない理由について、②に関わる部分しか理由を示していないが、それによると、現行制度では事業主が拠出を行う際に、従業員が受益者であると確定すると直ちに従業員に課税されるが、年金の受益権はそもそも停止条件付権利にすぎないから支払い時課税にすべきであると述べている。一方、引当金の場合の問題として、現行の退職給与引当金によれば一時金も年金も同じ取り扱いをされ、自己都合退職を仮定して繰入限度額を算定するものの、これでは停年退職、年齢、そして勤続など様々な要素を考慮して支給要件とする退職年金の積立にはほとんど役には立たず、そうであるからこそ、退職給与引当金制度とは別に「退職年金引当金制度」を設ける必要がある、と述べている(56)。

この部分も日経連の要望と同様である。もっとも、社外積立方式の年金基金と社内積立方式の引当金の場合を並列して論じる点が、信託協会の微妙な立場を反映しているのであろう。適格年金制度の承認要件において指摘したように、自らの業界の特徴をアピールするなら、年金基金をもっとアピールしてもよさそうであるにもかかわらず、そのようなことをせず、抑制的な立場を採ろうとさえしている印象を受ける。

以上のような要望書を提出したものの、結局、大蔵省は税収不足を理由として、制度創設を見送ることになった(57)。それを受けて、信託協会は次の局面へ移行した。

② 「企業年金に関する要望」(昭和 36 年 7 月 19 日)

前述のように、信託協会は要望書を大蔵省に提出したものの、大蔵省が税収減を理由として難色を示したことから、要望は実現しなかった。

この間、生命保険業界において、昭和 34 年 11 月に要望書を提出するまでには至らなかったものの、要望案が作成されおり、その後も内部での検討が進められていた。そのような中で、信託業界は生命保険協会との会合を開催し、日経連を含めた三者が協調し、社会

(54) 第一生命・前掲注(5)29-30 頁。
(55) 第一生命・前掲注(5)30 頁。
(56) 第一生命・前掲注(5)30 頁。
(57) 第一生命・前掲注(5)31 頁。

保障制度を補完する退職年金制度を発展させるためには、税制優遇措置が必要であるとする要望書を作成する方針が決定したという(58)。ここにきて漸く、業界団体が一体とした行動をとるようになったのである。以後、生命保険協会、続いて、信託協会が要望書を提出することになる。時系列が前後するが、ここでは、まず、信託協会が提出した第二段階の要望書について取り上げる。

昭和 36 年 7 月 19 日、信託協会は「企業年金に関する要望」(59)と題する要望書を再び提出した。公的年金を整備する必要性を述べつつ、それには限界があることから公的年金、とりわけ厚生年金の補完機能を果たす企業年金の重要性を指摘する(60)。そして、近年では企業年金を実施する企業が増加している社会的状況を説明した後に、そのように関心が高まっている企業年金に対して、「現行の税制度が最大の隘路を形成している」こと、それが企業年金制度の「死命を制する最大の鍵」であるとさえ指摘する(61)。現状の問題点を指摘しつつ、自らの業界の特長を述べることも欠かさない。すなわち、退職年金制度は長期にわたる資産の管理運用、複雑な事務処理が要求されるが、これを円滑に行うには信託が最適であること、協会としてもこの普及に努力してきたことを述べるのである(62)。

そして、要望事項中、前回の要望書と比較して特筆すべきことは、基金の独立性と題する項目で、「年金受給権確保の見地から会社資産から独立していること。従って社外積立を原則とすること」とし、この要件を充足するためには、「例えば委託者…会社、受益者…年金受給権者、受託者…信託銀行とする他益信託を設定した場合」を例示している点である(63)。加えて、社外積立方式とした場合による資産運用について、「年金基金ならびにその収益の運用については、一定の条件を付していること」とし、備考として、「安全、有利、確実がその根本原則であるが、単に名目的なものでなく、年金制度の長期性に鑑み、年金受給権の実質価値を維持できる運用方法を適格と認めること」とまで述べている(64)。このように明確に社外積立方式のみによる年金制度を打ち出していること、また、社外積立方式を導入するとして、その法律関係について企業を委託者、信託銀行を受託者、年金受給者を受益者となることを例示している点、運用方法の基本原則までも打ち出している点が、先の要望書とは異なる点であり、信託を用いるように積極的にアピールしている(65)(66)。

---

(58) 第一生命・前掲注(5)31 頁。
(59) この要望書の全文は、信託復刊 52 号(1962 年)132-134 頁に掲載されている。
(60) 信託復刊 52 号(1962 年)132 頁。
(61) 信託復刊 52 号(1962 年)132 頁。
(62) 信託復刊 52 号(1962 年)132-133 頁。
(63) 信託復刊 52 号(1962 年)133 頁。
(64) 信託復刊 52 号(1962 年)133 頁。
(65) 増井教授はこの要望書において信託協会が企業年金に参画することをアピールしていると指摘しておられる。増井・前掲注(1)220 頁。
(66) 後述するが、ここで例示された他益信託の法律関係は税制適格年金制度において採用されることになる。このように信託を利用するとして、誰が委託者、受託者、受益者になるのか、という法律関係について例示された点は、後述する厚生年金基金制度における議論とは異なる。厚生年金基金制度は基本的に税制適格年金制度の枠組みを踏襲することとされたのであるが、そうしたこともあってか、具体的な法律関係についてそれほど議論されていない。

次に、適格年金制度を創設しなければならない要望理由は、先の要望書とはそれほど異ならない。しかしながら、アメリカやイギリスの動向を合わせて指摘する(67)点が異なっている。すなわち、「米国においても、適格年金に対する事業主の拠出額は、事業主の必要経費として損金算入が認められ、かつ拠出時には、従業員の課税所得から除去されている。また英国においても、同様な措置が認められている」などを指摘している(68)。海外の事例を積極的に用いることで、制度創設が「先進的」であることを訴え、大蔵省を説得する理論武装を図ったのであろう。

以上のように、この第二段階では第一段階と異なり、要望内容が洗練されている。これはこの要望書を提出するまでに業界内での研究が進み、検討が重ねられたこと、各種団体との意見交換などが一因であろう(69)。

(3) 生命保険協会

前述したように、生命保険協会においても適格年金設置の要望書が作成されていた。その際には要望書を提出するに至らず、その代わりに、各業界と連携を図ってきたことも指摘した。では、生命保険協会はどのようなことを考えていたのか。それが明らかになるのが、昭和 36 年 5 月 23 日に大蔵省など関係団体に提出した要望書「年金課税の要望事項」(70)である。この要望書の特長は企業年金だけではなく、個人年金をも対象にしていることである。これは、信託銀行とは異なり、規模としては小口の個人をも対象とする保険業界の特徴を反映しているのであろう。もっとも、本論稿との関係では、企業年金に関わる部分のみ取り上げていく。

要望書の冒頭で、生命保険協会は「企業年金に関しては、『退職年金制度』を創設し、税法上次のように取扱われたい」と述べ、続けて、「『企業年金制度』とは、事業を営む個人または法人が、生命保険会社その他の団体と適格退職年金契約を締結することにより行う退職年金制度(企業外積立)をいう」と端的に指摘する(71)。社外積立方式以外の企業年金制度を排除する書き振りである。そして、この制度を要望する根拠として、次のようなことを指摘している。諸外国と異なり、「退職一時金制度を念頭に置く我が国の税制が、この退職

---

(67) 信託復刊 52 号(1962 年)134 頁。

(68) 信託復刊 52 号(1962 年)134 頁。なお、アメリカ及びイギリスの年金基金と日本における年金基金との対比で注意しなければならない点がある。アメリカ及びイギリスでは設定者が受託者となること(わが国における信託宣言)が認められているものの、当時のわが国においてはそれが認められていなかった。旧信託法上、信託宣言を認めた場合の乱用の弊害(財産隠匿が容易になると考えられた)が懸念されたことから、許容されなかったという。この点については、山田昭『信託立法過程の研究』(勁草書房・1981 年)127, 218, 219 頁。

アメリカ及びイギリス信託法の理解からすれば、受託者を信託銀行に限定する理由はないのであるが、信託宣言を認めていないわが国においては退職年金制度を実施する者以外の者を受託者としなければならない構造となっている。この点が後の厚生年金基金制度にも踏襲され、厚生年金基金において、基金を委託者及び受益者、運用受託者機関(信託銀行)を受託者とする構成がとられた。設定者たる基金が受託者とはならない構造が維持されたのである。この点については後述する。

(69) 日本経営史研究所・前掲注(14) 312-313 頁。

(70) 要望書の全文が、信託復刊 52 号(1962 年)139-142 頁において掲載されている。

(71) 信託復刊 52 号(1962 年)139 頁。

年金制度に実質的な恩恵を付与していないことも度々指摘され」るが、諸外国では一般的に「わが国の退職給与引当金制度と同様」に年金の社内積立に対して積立金の損金算入を認める「退職年金引当金制度」と、「企業外に年金積立金の運用主体を認め、それに対する拠出金を企業の損金」に算入するとともに、運用益も非課税とする「退職年金基金制度」の二つの方式がある(72)。そして、「この両者についての適否を考察すると、長期資金の管理、運用、事務手続の繁雑度、および従業員に対する保障の確実性という点で後者、すなわち退職年金基金の設定がすぐれ、生命保険会社もこれに参画する余地を持っている」と述べる(73)。

このように生命保険協会は一貫して社外積立の退職年金基金方式を採るよう主張し、それ以外の要素をほとんど考慮していない。また、社外積立方式を採れば、生命保険会社も参入できる余地があることを指摘している点から、裏から言えば、社内積立方式を導入すると、生命保険会社としては算入できる余地がなくなってしまう事態になることがわかる。生命保険協会としては新規のビジネス・チャンスを目の当たりにして、それを無為にする道理はないであろう。更に、「従業員に対する保障の確実性」という点については、企業が経営不振となる場合、倒産などに至った場合においても、企業の外部で退職年金を管理していることから、年金の給付などは企業の経営状況に左右されないということであろう(74)。

生命保険協会の要望書は信託協会の要望と同様に諸外国の先例を引き合いにし、社外積立方式のメリットを強調することで、新規分野の開拓を意図したものであったといえよう。

次に、税制関連の要望である。税制関連ではこれまでの日経連、信託協会と同様に企業年金制度を実施する企業のうちで一定の要件を満たした制度を適格年金制度として承認し、法人税及び所得税上の優遇措置をとるように要望する。この中で、法人税法関係の要望理由の部分において、この要望がアメリカの適格退職年金信託(Qualified Pension Trust)に倣ったものであり、イギリスの「認可退職年金基金(Approved Superannuation Fund)」もほぼ同様であることを明らかにする(75)。この点は信託協会が提出した第二段階の要望書と同様で、諸外国の動向についてヨリ踏み込んで指摘していることがわかる。

第三項　各団体の要望書の相違点について(76)

(72) 信託復刊 52 号(1962 年)140 頁。
(73) 信託復刊 52 号(1962 年)140 頁。
(74) 増井教授がこの点について指摘しておられる。増井・前掲注(1)221 頁。
(75) 信託復刊 52 号(1962 年)140 頁。
(76) 真野・前掲注(40)270 頁によれば、端的に次のようなことが指摘されている。
共通点として、(1)一定の退職年金制度としての資格を備えた税法上適格と認められる適格年金制度の創設、(2)事業主の掛金を一定限度まで損金扱いとし、従業員所得としても課税しないこと、(3)適格年金基金の運用収益につき課税しないこと、(4)適格年金制度への従業員の掛金は、社会保険料控除に準じて課税しないこと、(5)適格年金制度から支給される年金給付については、年金所得という新しい所得を設けて特別の控除を認め、分離課税とすること。そして、注意すべき点として、(1)生命保険協会と信託協会の要望では、適格年金制度の条件の一つとして、基金が外部に積み立てられること、一方、(2)日経連の要望では、(イ)内部積立制度の合理化として、定年退職時に必要とする年金費用全額の積立を認めること、(ロ)積立開始時期は、従業員が年金制度に参加する時とすること、(ハ)終身年金も、その平均余命年数相当分の積立を認め

以上、退職年金制度について、各業界団体の要望書を取り上げ、何が問題とされたのか、実施するとしてその具体的な内容は何か、他の制度とはいかなる関係に立つのかを検討してきた。ここで、各業界団体の要望について相違点を整理しておこう。

共通点として、退職年金制度はあくまでも社会保障制度、公的年金を補完する存在であると考えていることが指摘できる。退職年金が社会保障制度を補完する存在であるからこそ、税制優遇措置を与えられるだけの存在であると訴えようとしているのであろう。また、現行の退職給与引当金制度を用いて退職年金制度を実施しようとしても、税制優遇のメリットを受けられないという認識は共通している。

一方、異なる点として、制度の実施方式が挙げられる。日経連としては退職年金制度の実施に伴う税制上の優遇措置さえ実現すれば問題はないのであるから、制度の運用方式として社外積立によるか社内積立によるかはどちらでもよいことである。そうであるからこそ、要望書では社内積立方式と社外積立方式を並列して論じていたのであろう。信託業界も第一段階の要望書において、このような姿勢を見せていた。しかしながら、第二段階の要望書を提出した信託業界及び生命保険業界としては、日経連とは異なって、社外積立方式による退職年金制度を特に要望していた。社外積立方式によって年金制度が実施されることになれば、制度の管理運用について信託業界及び生命保険業界が企業から委託される可能性は高い。そうであるから、信託業界、生命保険業界としては社外積立方式となるかどうかは死命を制される問題となり、この点について、社内積立方式について言及することすらなく、要望することは当然のことであろう。

このような相違点があるものの、各業界団体間の違いはトレード・オフの関係に立たないこともあり、日経連と信託業界及び生命保険業界間に深刻な対立が生じることなく、社外積立方式による退職年金制度の実施に向けて収斂していくことは予想しやすいことである。

小括

以上が退職年金に関わる業界団体の動向である。これについてまとめると次のようなことがいえる。昭和 27 年に退職給与引当金制度が実施され、企業が従業員の退職時に一時金を支払う場合、企業が支払う金額を損金として扱うことが認められた。しかしながら、あくまで退職一時金を念頭に置いた制度であったことから退職一時金を年金化する際には、累積限度額の点から損金としての取扱上、支障が生じ、年金化には十分対応していないという問題がった。このため、日経連は、この問題の是正のために、一定額を限度として拠出額、引当額を損金として扱うよう要望した。日経連としては、退職年金を実施するためには外部拠出方式によるのか内部積立方式によるのかはどちらでもよい問題であった。一方、退職年金にビジネス・チャンスを見出す信託協会は、当初は日経連と同様に外部積立

るべきこと、を提言していることである。

方式のいずれにも拘らない姿勢を採っていたものの、生命保険協会との共同を契機に、生命保険協会とともに外部積立方式に一本化した。このように業界団体は収斂する状況を見せているが、この動向を後押しするアクターが存在した。そのアクターこそ厚生省である。それについて、次に検討する。

第二節　税制適格年金制度

第一款　退職年金制度に対する厚生省の姿勢

第一項　業界団体の動向と厚生省の当初の立場

前述したように業界団体から退職年金制度の実施が要望されていたのであるが、当時は厚生年金制度が実施されていたこともあり、両制度の調整が問題となった。日経連は早くから退職一時金と厚生年金との関係について問題としており、例えば、昭和 27 年 11 月、「厚生年金保険法改正に関する見解」において、厚生年金と退職金との関係が考慮されていないことを問題にしている。具体的には次のようなことが指摘されている。

> 「多くの企業に於いては世界にその例を見ない退職金制度があり、既にその額は多額に上り、事実上社会保障制度を代行している現実を看過してはならない。もしこれを全廃或いは削減することが可能ならばともかく、組合側の既得権理論或いは賃金後払論によつてこれが実施に事実上障害が存在する事情を考えればこれと並行し退職金として支払う額の数倍にも相当する厚生年金保険料を支払うことは全く不可能である。」(77)

このように、退職一時金は事実上社会保障制度を代行しているから、それと並行して同様の機能を担う厚生年金の保険料との調整を要望していたのである。そして、退職一時金を平準化したものである退職年金についてもこの理屈は当てはまる。それ故、昭和 35 年の厚生年金保険法改正以後も、日経連は年金問題研究所を中心として調整問題の研究を継続し、昭和 36 年 11 月には「退職年金制度と厚生年金保険制度の調整についての試案」を公表し、両制度の調整を求めていたのである(78)。この試案によれば、厚生年金の報酬比例部分と同等以上の給付を行う企業につき、厚生年金保険の一部適用除外を認める方法が明らかにされていたとされる(79)。このように、企業側及びそれを代表する日経連の考えとしては、厚生年金の負担を軽減しようという考えの一点であった。

では、このような中で、厚生省は業界団体が要望する適格年金制度についてどのような見解を有していたか。端的に言えば、消極的であったの一言に尽きる。当時、第二次世界大戦後のインフレにより形骸化しつつあった厚生年金を改善する絶好の機会が到来していた。それにもかかわらず、企業が自ら退職年金を実施すれば厚生年金と競合してしまい、

(77) 社会保障研究所(編)『日本社会保障資料Ⅰ』(至誠堂・1981 年)446 頁。
(78) 厚生省五十年史編集委員会(編)『厚生省五十年史』(財団法人厚生問題研究会・1988 年)1417 頁。
(79) 厚生省五十年史編集委員会(編)・前掲注(78)1417 頁。

更には、適格年金に税制優遇措置を与えると、企業としては厚生年金よりも適格年金に魅力を感じ、そちらに移行してしまう。そのような事態を厚生省としては看過できないであろう(80)。

第二項　方針転換

このように、厚生省側は適格退職年金制度に対して、厚生年金の観点から消極的な立場をとっていた。しかしながら、業界団体の要望する適格年金案に対して全面的に反対するという選択肢を採らず、総論としては認めざるを得ないものの、各論の一部において反対するという論理に変化していった。具体的には、適格退職年金制度自体には反対しないものの、社内積立方式を採用することには反対したのである。社内積立方式の退職年金制度を導入すると、企業はこぞってこの方式による退職年金制度を実施するようになり、その結果、厚生年金自体が形骸化してしまうことへの恐れがあったのであろう(81)。

もっとも、そうであるからといって全面的に適格退職年金制度に反対してもそれを覆すことができるような状況ではない。だからこそ、厚生省としては厚生年金の立て直しが遠のくことを避けるために、次善の策として、社内積立方式のみ反対して、社外積立方式による適格年金制度を許容することとしたのであった。社外積立方式は厚生省にとっては事態の悪化を避けるための落としどころであったと言える(82)。

第二款　政府税制調査会答申

第一項　大蔵省の状況

前述したように、日経連をはじめとした業界団体は退職年金制度に税制上の優遇措置を認める適格年金制度の導入を要望し、当初は反対していた厚生省も消極的ではあるものの、

---

(80) 税制適格年金制度創設の間(昭和 34 年 7 月から昭和 37 年 7 月)に、厚生年金課長を務めた加藤威二氏はこの時の厚生省側の態度について次のように指摘している。
「これは(税制適格年金――著者注)法人税法と所得税法を改正して、適格退職年金というものを認めるものですが、これについては我々は消極的であったわけです。何故かというと、こういうものができれば厚生年金の発展が遅れるということです。企業はそちらのほうにばかりウエイトをおいて、厚生年金の充実にはますます反対するだろうから邪魔になるということで、我々はこれに消極的な態度をとったのですが、三十七年四月にできてしまったのです。」
参照、財団法人厚生団編『厚生年金保険制度回顧録』(社会保険法規研究会・1988 年)141 頁。また、この点について増井教授も指摘しておられる。増井・前掲注(1)217 頁。

(81) 「厚生省側が困ったのは、現実に 100%内部留保の年金というのは、外国に例があることはあるのですね。それで行かれるとみんなそちらに移ってしまうわけです。…(中略)…そうすると厚生年金などは放ったらかしにして内部留保の企業年金は労使の利益が合致して、何しろ当時は社内預金のレートが非常に高かったですから、その社内預金のレートで原資が膨張して行くということであれば、労働組合も喜んで乗ってくるという要素もあるわけです。そういうことで、それを非常に我がほうは恐れたわけです。それはいけないというので、水面下で大分やりあいまして、結果的には内部留保年金というのはつぶれたわけです。それで社外留保のものしか残らなかった。」
参照、財団法人厚生団・前掲注(80)155 頁。

(82) 社外積立方式に対する消極的賛成の姿勢について、増井教授も示唆しておられる。増井・前掲注(1)221 頁。

社外積立方式による適格年金制度を許容する方針に転換した。このような中で、所管官庁たる大蔵省の状況はどのようなものであったのか。三菱信託銀行の社史によれば、当時の大蔵省内では二つの問題が認識されており、それらの問題に対して見解が分かれていたことが述べられている[83]。第一の問題は企業年金に税制優遇措置を実施するとしても、法人税法及び所得税法の改正のみでそれを実現する方法(単独方式)と、厚生年金保険法を改正して適用除外を規定し、それに伴い税制優遇措置を用意する方法(調整方式)とのいずれかを採るのかという点で、意見が集約されていなかったということである[84]。第二の問題は、退職年金の積立方法として社外積立方式かそれとも社内積立方式も認めるのか、という点で意見が分かれていた[85]。

第一の問題について、信託協会の働きにより目途がついた。信託協会は業界団体と意見集約を図り、更には厚生省とも交渉をして、まずは単独方式で事を進めるということを確認し、厚生省から了解を取り付けた[86]。これにより、大蔵省としても省内の意見集約が可能となった。

一方、第二の問題について、退職年金の積立を認めるとしても、それが長期の課税繰延の結果、税の抜け道を作るのではないかという点が問題の根幹にあった。この点について、主税局の税制整備室が鍵となった。税制整備室では、アメリカをはじめとした海外の適格年金制度の状況を把握していたこともあり、日本においても早晩導入されることを予想していた。そのため、この問題の対応策も予め検討できる位置にいた[87]。では、税制整備室が適格年金の導入についてどのような役割を果たしたのか。これについて項を改めて述べる。

第二項　「植松構想」

大蔵省主税局税制整備室は関係業界団体の要望を検討し、「植松構想」とも呼ばれる試案をまとめたという[88]。昭和 36 年 9 月 28 日、年金課税に関する信託業界、保険業界と大蔵省との会合の席上で、植松守雄大蔵省主税局税制整備室長が、当面は厚生年金との調整を行わないことを前提としたうえで、次のような構想を明らかにした[89]。

(1) 保険数理上健全と認められた場合には、年金ファンドの企業拠出分は全額損金算入扱いとする
(2) 元来、企業拠出分は拠出時における従業員の給与所得として課税さるべき性質のもの

---

[83] 日本経営史研究所・前掲注(14) 314 頁。
[84] 日本経営史研究所・前掲注(14) 314 頁。
[85] 日本経営史研究所・前掲注(14)314 頁。
[86] 日本経営史研究所・前掲注(14)314 頁。
[87] 以上の点について、日本経営史研究所・前掲注(14)315 頁、増井・前掲注(1)223 頁。
[88] 日本経営史研究所・前掲注(14)315 頁。増井・前掲注(1)223 頁。
[89] この「植松構想」については原典を確認できなかったため、次の文献によった。日本経営史研究所・前掲注(14)315 頁。増井・前掲注(1)223 頁。

であるが、年金制度の本質に鑑みて、年金給付時まで課税延期を認める。ただし、課税延期に伴う延滞利子は負担してもらう(特別法人税の導入)。

(3) 従業員拠出分について、社会保険料並みの扱いは認められない。ただし、年金給付時に必要経費として所得控除を行う。

(4) 従業員拠出分ならびに企業拠出分の運用益について、企業拠出分の取り扱いに準じ、所得税の延期を認めるが、延滞利子は負担してもらう(この場合、延滞利子の負担者は受託銀行とする)

この「植松構想」の特徴は、アメリカの税制適格年金制度を範として社外積立を前提とすること、年金数理上の適格要件を満たしている場合には年金掛金の損金算入を認めること、年金基金が税の抜け道とならない方策として特別法人税を導入したことにある(90)。この特別法人税につき、「元来シャウプ勧告の法人税制における社内留保に対する積立金課税の制度にヒントを得たもの」であるされ、「シャウプ税制のアイディアからいえばその対象に従業員掛金の運用果実分を含めることに格物問題はない」と説明されている(91)。

このように、適格年金制度の導入に当たり最大の懸念とされた課税繰延の問題は、特別法人税により解決されることになった。その結果、「植松構想」が適格年金制度の骨格を形成することになり、この後の政府税制調査会の検討にも影響を与えることになるのである。

第三項　政府税制調査会答申

各業界団体の要望に応じる形で、昭和 36 年 12 月、政府税制調査会は答申を公表し(92)、退職年金に関わる税制整備の必要性を指摘した。この答申について増井教授による詳細な研究(93)がなされていることから、ここでは答申の内容を精査することよりも、これまで各団体により要望されてきたことと関係する部分に検討対象を絞ることにする。そして、そのように対象を絞ることから答申の検討部分は答申別冊の「答申の審議の内容及び経過の説明」に絞られる。というのは、この部分において以上のような問題関心に対する税制調査会の考えが示されているからである。

答申別冊は第 1 章から第 6 章で構成されている。企業年金課税の問題は「第 6 章　所得税及び法人税の整備」中の「第 4　その他の問題」「2　退職年金課税の整備(法人税及び所得税関係)」において取り扱われている。そして、この部分は「現行制度の概要」、「諸外国の制度」、「検討と結論」という構成を採る。この企業年金課税の問題は、答申別冊の最後の部分であることから、税制の問題全体でみると、それほどウエイトのある問題ではないと考えられていたことが推測できる。

---

(90) 日本経営史研究所・前掲注(14)315 頁。

(91) 植松守雄「講座所得税法の諸問題　第 93 回第 1 納税義務者・源泉徴収義務者」税経通信 49 巻 7 号(1994 年)27 頁。増井・前掲注(1)224 頁。

(92) 昭和 36 年 12 月政府税制調査会答申は、日本租税研究会の HP において閲覧できる。
http://www.soken.or.jp/p_document/zeiseichousa_toushinshu.html

(93) 増井・前掲注(1)224-229 頁。

「現行制度の概要」において、わが国において従業員の福利厚生のために企業年金制度が存在すること、そして、この制度が企業における退職金負担の平準化、雇用の安定、労務管理の円滑化の見地から自然発生的に設けられたものという理解を示している(94)。そして、退職年金制度について、現行の退職給与引当金制度の適用上問題が生じており、税法上の問題とも関連して、様々な要望がなされていることを指摘する(95)。こういった背景を前提として、税制調査会は企業年金課税の問題について、「検討と結論」の部分において、社内積立の場合と社外積立の場合に分けて検討を加えている。この検討にあたり、税制調査会は慎重な姿勢を採っている(96)。それは、次のような言及から理解できる。曰く、

「退職年金に関する税制整備の問題については、退職年金を企業内積立てで行う場合と企業外積立てで行う場合とで経済一般に及ぼす影響にどんな差異があるのかの判断、わが国の退職金制度そのものが現在の一時金中心の状態から将来どのように変化するのかの見通し、さらには、社会保障の重要な柱としての厚生年金制度の充実の方向と今後どう調整をとつていくかの配慮など、幾多の問題と関連した複雑な関係をたえず念頭に置きつつ検討を加えた。」(97)

この中で「税制整備の問題」としている点が問題となる。前述したように、日経連をはじめとした業界団体はあくまでも「税制優遇措置」を講ずるよう求めてきたのであった。しかし、税制調査会は「税制優遇措置」とは述べず、「税制整備の問題」という文言を用いている。この点は、税制調査会において「税制優遇措置」という姿勢を打ち出すことを避けようとした考慮があったのであろう。

このような検討方針を示した後に、社内積立の場合における三つの問題について検討している。第一に、退職給与引当金制度において、引当額の基礎になる期末要支給額の計算に定年退職を反映させるかどうかという問題、第二に、現行法上、受給資格発生時から積立を認める現行制度によれば、年金について現行制度を利用しようとすると、事実上勤務期間の終期に近づいてから引当が認められることになり、そうすると、退職金を勤務期間に応じて平準化させることが不可能になるという問題、第三に、終身年金については保証期間が付されているものを除き、要支給額が計算できないということで引当を認めていな

(94) 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)573 頁。
(95) 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)573 頁。
(96) 増井・前掲注(1)225 頁によれば、このような税制調査会の慎重な姿勢について、次のようなことが指摘されている。
「ここには、さまざまのアクターの利害関係に目配りしつつ、複眼的に政策論を展開する見方が表れている。政治的真空の中で更地からデザインを描くものでは決してない。このような多面的・現実的な見方については、一般論としては、ややもすると視点の拡散を招き、理論的な一貫性を欠く結果を惹起するおそれがないわけではない。しかし、複雑な利害を念頭におきつつも、所得税主義の帰結として特別法人税の導入を提言したところに、この答申のしたたかさがある。」
(97) 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)578 頁。

い問題、を取り上げている[98]。

これらの問題に対して、税制調査会は次のような応答をする。第一の問題に対しては、自己都合退職分までの引当しか認めていないことから、定年退職の場合には引当不足が発生するのも当然であるとしつつも、このような問題は程度の差こそあれ退職一時金でも同様であるとする[99]。更に、税法上、負債性引当金の性格を有するものについては、その発生がほぼ確実に予見される債務についてのみ引当を認めて、確実な債務を超える引き当ては認めないことにしているという立場を示して、自己都合退職の場合は少なくともこれに該当するとしつつ、定年退職の場合は事前に予見不可能であると指摘する[100]。このようなことから、第一の問題について現行法上改正することは困難であるとしている。

第二の問題に対しては、現行の退職給与引当金は、従業員に受給資格が発生してから積立開始を認めることになっているが、それにより勤務開始から遅れることは退職一時金も同様であるとする[101]。その上で、税法上、受給資格発生時から積立を認める理由は、その段階に至って初めて債務の発生がほぼ確実に予見されることになるからであるという見解を示し[102]、これらの点から、受給資格発生以前の引当を認めることは困難であると結論付ける[103]。

第三の問題に対しては、相続税法上、定期金に対する権利などの評価方法が定められており、諸外国においても保険数理により平均余命を使用していること等から、平均余命年数を基礎として積立を認める方向で解決する方向性を示している[104]。

次に、社外積立方式による年金制度の実施について検討を加える。この点について、税制調査会は次のようなことを述べて、再び慎重な姿勢を見せている。曰く、

> 「そもそも、年金に関する制度の整備は、単に税制上の見地からだけではなく、財政金融、社会保障、労働関係等にもふれる問題であるから、広汎な見地からの総合的な検討が必要である。」[105]

このように述べた直後、①年金に対する「税制上の整備」をした場合の金融・貯蓄性向に与える影響、②企業年金の普及が公的年金、とりわけ厚生年金に対して与える影響、という二つの問題について検討する。

まず、①について、アメリカ、イギリスそして西ドイツの年金基金の動向についてデータを示しつつ、このような諸外国の事例によれば、退職年金基金に膨大な資金が急速に蓄

---

[98] 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)578 頁。
[99] 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)578 頁。
[100] 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)578-579 頁。
[101] 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)579 頁。
[102] 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)579 頁。
[103] 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)579 頁。
[104] 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)579 頁。
[105] 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)579 頁。

積される事態を想定でき、そのような事態は一国の財政金融情勢に大きな影響を及ぼすということを前半で述べる。それに加え、後半では、次のようなことも述べる。曰く、

「しかもその資金は勤労者の老後保障のためのものであり、その安全確実な管理運用が要請される。したがつて、その資金の運用について、公共性を持たせるとともに安全性を確保すべきであると考える。」

ここでは海外の動向を踏まえて、退職年金基金を設立することになれば、基金に資金が蓄積されていき、その結果、基金が膨大な資金を有する存在となる状況を予想している。基金がその有する資金を運用するようになれば、その膨大な金額故に市場に対する影響も大きくなるというのは適確な見通しであろう。加えて、そうした資金は年金の原資となることから余裕金の運用とは異なった運用方法が要求されるのであって、この点から、公共性以外に「安全性の確保」をも強調し、その必要性を説く。もっとも、この段階では「安全性の確保」のためにはどのようなことが必要とされるのか、という点については明らかにしていない。

次に、②について言及する。ここでは「なぜ企業外拠出制度を設ける必要があるのか」という点を確認する。次のようなことを述べている。

「…基金が企業とは独立して、たとえ企業が経営不振等に落ちいつたときでも、その支払が確保されることが必用であり、特に、老後保障という長期給付の性格を持つ年金については、安全確実な長期の資産運用に経験を持ち、その責任を負いうるような体制で管理されることが不可欠の要件であると考えられる…」

企業の業績不振などにより従業員に対する年金に影響を及ぼさない管理運用体制を整えるために、企業外拠出の制度が必要とされる。更に、そういった体制が整うだけでは不十分であり、管理運用が安全確実に行われる必要性をも示している。このように述べた後で、そういった意味において厚生年金が政府管掌で行われているとしつつも、肝心の厚生年金の給付水準が ILO の国際水準と比較してはるかに低位であるという現状を指摘する(106)。この問題については改善が図られているということを述べつつも、それが実現するにはなお課題があることから、このような「厚生年金制度の将来の充実を阻害することのないよう配慮しつつ、今日において社会保障制度の補完として近代的な保険数理に基づく外部拠出の企業年金制度を認めることは、社会の要求にも応えるところであると考えられる。」(107)と述べ、あくまでも厚生年金制度にとって支障をきたさないことを前提とした補完的な年金制度の必要性を説いている。

(106) 税制調査会答申 580 頁。
(107) 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)581 頁。

また、①と②を踏まえて、税制調査会は次のような制度設計の基本的方向性を示す。曰く、

「厚生年金の発達の支障とならないようにする意味をも含めて、特別の優遇措置を講ずるという方向ではなく、企業の従業員の退職金支給に充てるための拠出金の支出とそれの運用、受給に関する課税上の取扱いを整備するという方向で考えるべきである。」

税制優遇措置を与えるのではなく、税制整備にとどめようとする姿勢には、厚生年金の支障になるようなことを回避する考慮が働いているといえる。税制優遇措置を実施すれば、前述した厚生省担当官の回顧のように、企業としては厚生年金を放っておいて優遇措置のある企業年金に殺到する。そうすれば、厚生年金は形骸化してしまい、制度の発展は望めなくなる。そのような事態を回避するために、税制調査会は優遇措置を与えるという選択肢を採らなかったのであろう。この点について、前述した日経連、信託協会及び生命保険協会という業界団体の要望に沿わない結論である。しかしながら、これらの業界団体の要望に全く応えなかったのではなく、「税制整備」とすることで業界団体の要望を反映させることに決着を見ようとしたのであろう。具体的には、①企業が従業員の退職年金の原資にあてるために、一定の要件に該当する退職年金基金に対し、一定の要件に該当する掛金を拠出した時には、拠出時に企業の損金に算入するとともに、それに対する所得税の課税を年金受給時に繰り延べること、②適格退職年金基金に対して、その運用益部分及び企業拠出部分について、所得税課税の延期に見合う遅延利息相当税率(おおむね年 1,000 分の 12)の特別の法人税を課すこと、③自己都合退職を支給事由とする場合、終身年金についても、退職給与引当金による社内積立ができるように整備を図ること、などが提言されることになった(108)。

第四項　大蔵省の対応

税制調査会は前述したような答申を公表して、適格年金制度の創設を提言した。この提言を受けて、適格年金制度の整備が検討されることになった。大蔵省主税局税制一課において検討がなされ、昭和 37 年 1 月までの 3 度にわたり「退職年金に関する課税要綱(案)」が出された(109)。この時期に集中的に立法作業が進められたようである(110)。第一次要綱では、植松構想と税制調査会の提言と異なる立場をとっていたとされる(111)。しかしながら、立法作業を経て、昭和 37 年 1 月 16 日、第三次要綱が公表されるとその内容は税制調査会の提言に沿う内容となっていた(112)。企業が従業員に対する退職年金の支給を目的として締

(108) 税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)582-583 頁。
(109) 増井・前掲注(1)229 頁。
(110) 増井・前掲注(1)229 頁。
(111) 日本経営史研究所・前掲注(14)315 頁。増井・前掲注(1)229 頁。
(112) この第三次案は、社団法人生命保険協会『昭和生命保険史料　第七巻　成長期』(社団法人生命保険協

結した年金契約に基づき掛金を拠出した場合の課税について次のようなことを指摘する。

第一に、適格退職年金契約の要件について、まず、「適格退職年金契約とは、事業主が退職年金事業を営む保険会社又は信託会社と締結した退職年金契約」であると定義する(113)。そして、この契約について 12 の要件を満たさねばならないとする(114)。

第二に、事業主掛金の損金算入について、これを認めている(115)。

第三に、退職年金積立金について指摘し、「拠出掛金額(従業員の拠出した金額に係る部分を除く。)と、拠出掛金額に予定利率を乗じて算出した額との合計額(ただし、支払年金額に対応するものを控除する。「退職年金積立金」という。)につき、延滞利子相当分として年12%の税率により年金事業法人(筆者注、保険者あるいは受託者のことである)に対し、課税を行う。」という対応が示された(116)。

第四に、年金課税の問題についての対応が示され、それによれば、退職した従業員が年金の支給を受けた時に、受給時に原則として給与所得として課税する(一時金の場合には退職所得とする)ことが示された。一方、在職中の従業員が年金の支給を受けた場合には、受給時に次の場合に応じて課税することとされた。すなわち、①会社の解散による退職の場合は退職所得とし、②適格性喪失あるいは任意解約の場合には、一時所得として課税する

会・1962 年)209-212 頁に収録されている。

(113) 生命保険協会史料・前掲注(112)210 頁。

(114) 生命保険協会史料・前掲注(112)210-211 頁によれば、12 の要件は次のとおりである。

「1、事業主が保険契約者又は委託者として年金事業法人(保険者又は受託者)に掛金を納付し、年金事業法人が、事業主の雇用する従業員の退職のみを支給要件として、その従業員に対し原則として退職年金を支給することを約する契約であること。従って、受給資格発生前に退職した従業員についてはなんらの給付も行わないこと。

2、掛金として払い込まれた金額(その運用益を含む。)は、3 により予定以上の運用益の調整の場合を除き、事業主に返還しないこと。

3、年金計画において予定した以上に生じた収益(予定利率以上の運用益等)は、年度末において事業主に返還するものとすること。(したがって、保険については据置配当式は認められないし、信託についても毎期の決算後必ず分配しなければならないこととする。)

4、掛金は、適正な年金数理に基づいて計算された金額以下の金額であること。

5、信託契約により行う場合は、信託財産の運用に関する指図は、約款において一般的に規定するもののほかは、個別的に行うことを認めないものであること。

6、掛金として払い込まれた金額及び運用益は、その四分の一以上を元本保証の資産に投資する者であること。

7、掛金として払い込まれた金額及び運用益は、その掛金を拠出した事業主に直接貸付を行わないこと。

8、退職年金契約に基づいて退職年金の支給を受けるべき者のうちに、事業主である法人の役員又は事業主たる個人、もしくはこれと生計を一にする親族を含まないこと。

9、退職年金契約の対象となる者は、特定の従業員に偏よらず、かつ、特定の従業員について不当に差別的な取扱いをしないこと。

10、事業主とその従業員との間における退職年金支給に関する約定を基準としたものであって、相当の理由があるものとして所轄税務署長の承認を受けた場合を除き、契約金額(給付金額)を減額する契約変更を行うことを認めないものであること。

11、途中において解約した場合は、解約返戻金又は信託財産は、受益者たる従業員に帰属するものとすること。

また、途中において適格性を失うに至った場合においても、同様とすること。

12、適格退職年金契約に関する経理は、他の経理と区分して行うこと。」

(115) 生命保険協会史料・前掲注(112)211 頁。

(116) 生命保険協会史料・前掲注(112)211 頁。

とされた(117)。

第一のポイントにおいて、年金基金の運用受託機関として信託銀行と保険会社が明示されている。これまで両業界が関係省庁に求めてきたことが反映されたのであろう。また、第 5 の要件において、信託契約による場合には信託財産の運用についての指図が一定の条件の除き禁止されている。この禁止された背景には、拠出した企業が常時運用について個別的な支持をすることは外部積立方式を採用した関係で望ましいと考えられないこと、年金制度の健全な運用を図る立場からも望ましいとは考えられないことなどがあったのであろう(118)。

以上のような議論を経て、国会審議に持ち込まれることになった。次に、国会における審議を検討する。

第三款　国会における審議

適格退職年金制度について法人税法の改正により対応することになり、国会で審議されることになった。「法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出第 52 号)」は昭和 37 年 2 月 1 日に衆議院に提出され、同年 2 月 7 日に大蔵委員会で提案理由が述べられた。3 月 1 日、6 日と質疑が続き、28 日に可決された。29 日に衆議院本会議を通過して、参議院に回付され、3 月 31 日に参議院で可決された。3 月 31 日に公布された法律第 45 号によって、施行されることになる(119)。

衆議院において問題となったのは、①厚生年金との関係、②税法上の取扱、③受託機関を信託会社と保険会社に限定した理由、であった。これらのうち、②については既に先行研究が存在することから(120)、本論稿では①と③の問題について専ら取り上げる。

第一項　3 月 1 日の審議

(1)　厚生年金との関係について

この日の質疑は、社会党の滝井義高委員の質問から始まった。滝井委員は私的退職年金の動向について質問した後に、企業が実施する私的年金と厚生年金との関係について、問題にする。すなわち、法人税法の改正により企業年金が実施された場合、厚生年金にどのような影響を及ぼすのかという問題である(121)。

これに対して、村山達雄政府委員(大蔵省主税局長)は現行の厚生年金制度に影響はないものの、将来的に厚生年金制度を拡大する際には問題が生じる場合がありうると説明する。また、両者の関係について、厚生年金が存在するとしてもあくまで基礎的な役割を果たす

(117) 生命保険協会史料・前掲注(112)212 頁。
(118) 辻敬一・松永正直「企業年金信託・保険制度の諸問題」金融法務事情 302 号(1962 年)218 頁。
(119) 以上の点について、増井・前掲注(1)232 頁。
(120) 増井・前掲注(1)232-238 頁において、増井教授による分析がなされている。
(121) 昭和 37 年 3 月 1 日第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 2 頁。

一方、企業年金は、現行の退職給与引当金制度と同様、その実施が労使間の任意の問題であることから、企業年金は厚生年金を基礎に形成される任意の制度であると指摘する(122)。このような厚生年金制度と企業年金制度との関係を、村山委員は厚生年金制度の「下積みに」企業年金制度があると表現している(123)。

この厚生年金と企業年金との関係についての村山委員の答弁について、滝井委員は、専ら企業年金が整備されることで厚生年金の発展が阻害されるという考えから、昭和 39 年に控える厚生年金の財政再計算を念頭において、財政再計算により厚生年金制度を新たに設計し直しそうとすることに影響がないわけがないという趣旨の質問をする(124)。

これに対して、村山委員も返答する。すなわち、現行の厚生年金が改定された場合には、当該厚生年金の上に企業年金が形成されていくのか、あるいは、企業年金が厚生年金に移行するという二つの場合があり、先の答弁は前者の場合を想定した答弁であることから、後者の場合となった際の影響についての答弁ではないことを指摘する(125)。そして、厚生年金が拡大されることは厚生省から伝えられているものの、拡大することになれば、現行の退職給与引当金制度による退職一時金の支払いから退職年金の支払いへの改正と相まって、厚生年金と退職年金との課税の取扱について調整が必要になることを説明する(126)。このような調整について村山委員は「切りかえ措置」を図ると指摘している。

厚生年金と退職年金制度が競合することになるというのはその通りである。しかしながら、退職金の平準化という問題を解決するために退職年金制度のための税制を整備する必要があることからすれば、競合するからと言って整備を行わないことにはならないはずである。また、厚生年金の改正構想が整いさえすれば、両制度の調整を図ることで、競合の問題に対応することが可能になる。国会審議の段階では厚生年金の将来的な動向について不確定である以上、不確定な状況を前提として税制整備をするという選択肢を採る必要はないはずである。だからこそ、大蔵省としても税制整備を先行させたのであろう。厚生年金の構想ができ次第、税制がそれに対応して「切りかえ措置」を図るという村山委員の考えも妥当である。

(2) 受託機関を信託銀行・信託会社・保険会社に限定した理由

続いて、滝井委員は社外積立方式を採用した場合の受託機関について質問をする(127)が、

---

(122) 昭和 37 年 3 月 1 日第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 2 頁。
(123) 昭和 37 年 3 月 1 日第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 2 頁。
(124) 滝井委員は次のようなことを指摘している。
「三十九年にこれの改定を実施しようとするならば、年金は非常な積み重ねの計算が要りますから、一年半から二年完成までにはかかる。そうすると、ちょうど今作業中です。作業が今本格的になろうとしているときです。その前に、今度は企業の内部で、こういう退職年金、私的年金を奨励するような制度が出れば、一体どういう結果が出てくるかというと、厚生年金は進まないのです。」
昭和 37 年 3 月 1 日第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 3 頁。
(125) 昭和 37 年 3 月 1 日第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 3 頁。
(126) 昭和 37 年 3 月 1 日第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 3 頁。
(127) 昭和 37 年 3 月 1 日第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 6 頁。

これについて、村山委員は次のようなことを述べる。

「今考えておりますが、何分にもこれは外部拠出でございまして、その運営については会社は責任はないわけであります。しかもそれは従業員の年金原資になるわけでございますので、確実安全に運用するものでなければならぬと考えます。この制度のスタートにおきましては、それに適するものとして信託会社、生命保険会社だけに限定して参りたいというふうに考えておるわけでございます。」(128)

社外積立方式に限定する理由を述べていないものの、社外積立方式にすることで母体企業と積立られた財産が区別されること、そしてその財産は年金の原資となることから安全確実な運用が要求され、そのような性質がある財産であるからこそ、その運用について適切な主体が信託会社、生命保険会社である、ということであろう。もっとも、ここで限定されているのが信託会社と生命保険会社であり、信託銀行が含まれていない理由が不明確である。この点については、後述する答弁においてもこのような説明がみられるが、信託銀行を含めて議論している答弁もあることから、特に信託銀行を除外する意図はないということがわかる。

次に、滝井委員は企業年金を実施することにしたとしても、生命保険にせよ信託にせよ長期の資産運用を行っているのであるから、同様のことを行っている銀行(信託銀行以外の普通銀行)を含めないことには問題があるのではないかという趣旨の質問をする(129)。

これに対して、大月高委員(銀行局長)は第一に、現在議論している企業年金では、企業が委託者となり、信託銀行を受託者として従業員のために財産を管理運用して、その財産から従業員に年金を支払う仕組みを考えているということを説明する。その上で、このような第三者のために財産を管理運用して財産を処分することは「信託の性格の魔的なもの」であり、そのような信託銀行の性質があることから、信託銀行以外の銀行では企業年金の運用受託機関となることができないと答弁する(130)。

この説明を受けて、滝井委員は銀行が企業年金業務に関わらない理由がないと述べ、この問題についての質問を終える。

次にこの受託機関の問題について質問をしたのが、自民党の藤井勝志委員であった。藤井委員は、与党の議員であることから当然であるが、企業年金の発展について賛成の立場であることを明らかにし、その上で、信託銀行以外の金融機関が企業年金の運用受託機関となることができない理由を質問する(131)。

大月委員は、まず、金融制度について整理をする。すなわち、保険会社法(保険業法のこ

(128) 昭和 37 年 3 月 1 日第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 6 頁。
(129) 昭和 37 年 3 月 1 日第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 7-8 頁。
(130) 昭和 37 年 3 月 1 日第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 8 頁。大月局長の答弁について、日本経営史研究所・前掲注(14)317-318 頁。
(131) 昭和 37 年 3 月 1 日第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 11 頁。

とを指すと考えられる)により保険会社を、銀行法により銀行を規制している。そして、銀行には長期資金を取り扱う銀行について長期信用銀行法、為替業務を主として営む銀行について外国為替銀行法が規制をしており、それと同様の形で、信託業を営む銀行について信託業法が規制しているものの、現在では信託は銀行が兼営する法律構成となっていることを述べる。そして、行政の方針として各金融機関の性格を明確にする観点から、これらの区分を採っていることも明らかにする。その上で、現在議論されている企業年金は、生命保険及び信託契約にかかる企業年金であることから、現行制度下では、信託業務を営む信託銀行以外では取り扱えないということになり、そうであるからこそ、信託銀行以外の銀行が受託機関とされていないと説明する。

もっとも、大月委員は信託銀行以外の銀行に信託業務を行わせる可否にいても述べており、特別法によりそのようなことが可能であるものの、そうすると金融機構として特別の性格を持ったものは特別の性格を持った機関が営むことにする現在の金融行政上の方針に逆行することになるとしている。明確に述べているわけではないが、そのようなことは望ましくないと示唆している(132)。

これについて、藤井委員は法律論からすればそのような見解は理解できるものの、現実に中小企業の動向を考えれば、銀行に行わせた方が企業年金制度が発展するのではないか、と指摘している。また、現実の経済動向などの状況に応じて法律や制度が形成されるべきという点からすれば、議論の余地がある問題であるとも述べている。

これに対して、大月委員も現実の動向に合わせるのが当然とし、固定的に考えているわけではないとしつつ、現時点では、行政指導の方針として信託銀行と銀行は分離した方がよいという見解に立っていることを改めて述べるにとどまる(133)。

以上のような議論がなされ、3 月 1 日の審議は終了した。

第二項　3 月 6 日の議論

この日の議論は、専ら生命保険会社と信託会社を利用した場合における掛金の取扱について議論が集中した。滝井委員から、提出された法案の 2 条 2 項で「命令で定める要件を備えた退職年金に関する信託又は保険の契約に基づき」と定められている点について、質問がされた(134)。

これについて、村山委員はこの条文の趣旨について、まず、従業員の退職年金の原資を取り扱うことになるため、運用について厳格を期す方針があると明らかする。その上で、受託機関として信託と生命保険に限っている点について、現状ではこの二つに限定してはどうかという考えがあることを述べる(135)が、それ以上のことは指摘していない。

これ以外に、滝井委員から社内積立方式の要件と社外積立方式の要件との相違について

(132) 昭和 37 年 3 月 6 日第四十国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 11 頁。
(133) 昭和 37 年 3 月 6 日第四十国会衆議院大蔵委員会議録 16 号 12 頁。
(134) 昭和 37 年 3 月 6 日第四十国会衆議院大蔵委員会議録 18 号 49 頁。
(135) 昭和 37 年 3 月 6 日第四十国会衆議院大蔵委員会議録 18 号 49 頁。

質問される[136]が、なぜ信託と生命保険に限定したのかという点について、特に言及されていない。

第三項　3月28日の審議

3月28日の審議では、企業年金関係で、平岡忠次郎委員と松井直行政府委員との間で、企業年金の課税についての議論がなされたものの、この日の審議の特徴は、これまでの議論とは異なり、受託機関の運用規制のあり方について議論された点にある。

堀昌雄委員は企業年金を実施するとして保険と信託の二通りあることに着目し、これらの運用基準の相違が如何なるものであるかについて、まず、生命保険会社を用いた場合の運用規制について質問する[137]。これについて、大月委員はまず保険数理に従い制度を組み立てていくという一般の保険の観念と同じであることを述べ、次に、信託会社や生命保険会社の規制について、契約条件、定款などについて指導するということも明らかにする[138]。

このようなことを明らかにしたうえで、堀委員は本論に入る。すなわち、なぜ信託会社と保険会社の二つを認めたのかという問題である[139]。

これに対する大月委員の答えは次のようなことである。

「一つはやはり信託の形式におきまして、一定の金を社外に積み立てまして、これを最も有利かつ確実に運用する機関として信託銀行があるわけでございますから、それを使う。それから保険は御存じのように一定の保険料を払い込みまして、保険金を払う。その保険金の払い方として年金的に払うだけでございまして、本来の保険の観念に入っているわけでございますから、そういう本来やっております業務の範囲内に入る、その二つの機関にこれを預ける、こういうことでございますので、それぞれの特色に応じてフェアな競争をするということは非常にけっこうなことである、こういうふうに考えておるわけでございます。」[140]

信託では社外に年金原資を積み立てることで、母体企業の影響を排除しつつ有利かつ確実に運用できるメリットがあること、生命保険では保険を応用して保険金を年金払いにできるメリットを生かせること、を重視していることが理解できる。

この答弁を受けて、堀委員はフェアであることはいいが、実際には年金を委託した見返りに自社の株式の保有を要求するなどという事態が生じることを取り上げ、それについて大月委員に質問する。この点は大月委員が答弁するように、そのようなコマーシャルな関係は従来からありうることであり、それにより弊害が生じるような事態が起きない限り自

---

[136] 昭和37年3月6日第四十国会衆議院大蔵委員会議録18号49頁。
[137] 昭和37年3月28日第四十国会衆議院大蔵委員会議録18号14頁。
[138] 昭和37年3月28日第四十国会衆議院大蔵委員会議録18号14頁。
[139] 昭和37年3月28日第四十国会衆議院大蔵委員会議録18号15頁。
[140] 昭和37年3月28日第四十国会衆議院大蔵委員会議録18号15頁。

由競争の中の話であろう。

もっとも、何らかの弊害が生じることを念頭においていると考えられるが、堀委員は、企業年金のコンテクストにおいて株式や債券の保有についての制限を設けるかどうか、という点を質問する(141)。

この質問に対して、大月委員は、まず、委託先の企業に対する株式保有への制限を念頭に置き、信託を例に出して、委託先企業が運用受託機関に対して委託会社の株式を購入するような指図について一定の制限を設けて規制する旨を明らかにする(142)。

この大月委員の答弁を受けて、堀委員は具体的にどのような規制を考えているのかを尋ねると(143)、大月委員は年金信託に合同運用を認めることを明らかにしつつ、その運用について保険会社に準じて不動産、有価証券、貸付金といった投資対象の比率を設ける考えがあることを述べる(144)。ここでは、信託会社・銀行に対する運用規制を新たに設けつつ、生命保険会社との間で公正な競争を図る意図があるといえよう。

この直後、堀委員から年金信託に対する規制について投資信託規制と関係があるのかどうか質問がなされるが(145)、大月委員は次のように答える。

「運用の規制は投資信託とは違いまして、やはり保険会社と同じような規制をやりたいと考えております。今保険会社の方は具体的に省令できまっておりまして、不動産は二〇％以内、株式は三〇％以内、その他というようになっておりますから、それと同じ方式でいいのじゃなかろうかと考えております。」(146)

このように、3 月 28 日の審議において、信託銀行や生命保険会社に対する資産運用規制が問題とされ、それまで運用規制が設けられていなかった信託銀行について、生命保険会社とのフェアな競争の観点もあって、生命保険会社に対する規制と同様の規制が設けられることが明らかになった。

このような議論を経て、衆議院から参議院に法案が回付され、法案の採決に移る。

第四款　税制適格年金の成立と運用問題

第一項　税制適格年金制度

前述した審議を経て、昭和 37 年 3 月 31 日付けの法改正により、税制適格年金制度が開始されることになった。概要は次のとおりである。

(141) 昭和 37 年 3 月 28 日第四十国会衆議院大蔵委員会議録 18 号 16 頁。
(142) 昭和 37 年 3 月 28 日第四十国会衆議院大蔵委員会議録 18 号 16 頁。
(143) 昭和 37 年 3 月 28 日第四十国会衆議院大蔵委員会議録 18 号 16 頁。
(144) 昭和 37 年 3 月 28 日第四十国会衆議院大蔵委員会議録 18 号 16 頁。
(145) 昭和 37 年 3 月 28 日第四十国会衆議院大蔵委員会議録 18 号 16 頁。
(146) 昭和 37 年 3 月 28 日第四十国会衆議院大蔵委員会議録 18 号 16 頁。

①法人税法 2 条 2 項[147]が追加され、命令で定められる要件を具備する信託又は保険契約に基づき退職年金業務を行う法人に対する法人課税が規定された。
②退職積立金の計算につき、法十二条の二、規則二十三条の七に規定された。
③法人税法施行規則第一条の五に、法二条二項による適格性を承認されるための退職年金契約たる 7 要件が規定[148]された。
④同規則第一条の六に、適格退職年金契約承認の手続が規定された。
⑤同規則一条の七において、適格退職年金契約の承認取消が規定された。

このように所得税法及び法人税法上の整備が実現し、更には、信託業界及び生命保険業界がこれまで要望してきたことが実現したのである。

また、上記概要①で指摘しているように、この税制適格年金制度において、信託又は生命保険契約を締結して運用することとされているが、信託会社との信託契約について見てみると、おおよそ次のような内容となっている。企業又な事業主が退職年金規定を定め、これに基づいて信託会社との間で信託契約を締結することになるが、その契約内容は事業主を委託者、従業員を受益者、信託銀行を受託者とする他益信託とされた[149]。委託者と受託者が事業主と信託銀行に分離されている点は、信託法上、信託宣言が禁止されていたこと及び外部積立方式とされたことから理解できる。しかしながら、受益者を従業員とした理由については明確ではない。前述した信託協会の要望書以外に法律関係について言及する資料が見当たらないため、推測になるものの、従業員に退職年金を給付することを目的としている以上、受益者を従業員とするのが当然であると考えられたことによると思われる。この点は、後述する厚生年金基金制度と比較して、一般的な信託関係を採っているといえる。

税制適格年金制度の概要は以上の通りである。この税制適格年金制度を実施することに対応して、企業年金の受託機関となった信託会社に対する新たな規制も設けられることになった。この規制は企業年金制度において後に問題とされたことから、これについて次に取り上げることにする。

第二項　資産運用機関に対する規制

---

[147] 「命令で定める要件を備えた退職年金に関する信託又は保険の契約に基づき当該信託又は保険の業務を行う法人(以下退職年金業務を行う法人という。)に対しては、前項に規定するもののほか、その退職年金積立金について法人税を課する。」と規定された。
[148] 田中嘉男「企業年金に対する課税はいつ行われるか」金融商事法務 315 号(1962 年)97 頁において、次のように端的に紹介されている。
(1)退職年金の支給のみを目的とすること、(2)受益者には事業主の親族又は法人の役員を含まないこと、(3)掛金額の算定基準は適正な年金数理に基づくものであること、(4)掛金額等は事業主に返還されないこと、(5)契約解除時においては、留保金額は受益者等に帰属すること、(6)特定の従業員について差別的でないこと、(7)基金の運用にあたって、事業主に特別な条件での貸付等を行わないほか、その運用につき事業主の個別的な指示に従わないこと。
[149] 厚生省年金局企業年金課監修『厚生年金基金制度の解説』(社会保険法規研究会・1991 年)340-341 頁。

税制上の整備がなされ、社外積立方式による税制適格年金制度が実施されることになったものの、これらは税制優遇措置とそれを受けるための要件を定めたにすぎず、忠実義務及び注意義務といった受託者責任を運用機関に課したわけではない。そのような規制としては信託銀行・信託会社に対して信託業法があり、信託法に受託者責任が明示されていたからである。一方、生命保険会社に対しては保険業法が規律していたものの、そこには受託者責任が規定されてはいない。このように、税制適格年金を実施するからと言ってそのための受託者責任を新たに定めなかったのは、当時、受託者責任を論ずる必要性が乏しかったことが背景にあると考えられる。

しかしながら、受託者責任が正面から論じられてはいないものの、全く問題とされていなかったわけではなかった。当時、退職年金の資産運用をどのように規制するのかが問題とされたが、この運用規制は年金の原資となる積立金をいかにして安全に運用するのか、というコンテクストで論じられた。例えば、「企業年金信託にはインフレ・ヘッジ機能を持たせるために、株式や不動産への運用を認める必要がある」ものの、「それら元本の保証のないものへの投資については、安全性の面から運用額に限度を設けることが要請される」ということが指摘されていた(150)。あるいは、前述した衆議院の審議においても安全の確保ということが至上命題となっていた。こうしたことから、わが国において年金信託の運用規制がどのように設けられたのか、という点について確認する必要があると考えられ、以下では、この運用規制について検討する(151)。国会審議で述べられたように、生命保険業の規制と併せて信託業の規制がなされることになったのであるから、まずは生命保険会社に対する規制がどのようなものであったのかを明らかにする必要がある。次に、そうした保険業に対する規制が明らかになった後に、信託業に対する規制について検討することになる。

(1) 生命保険会社に対する運用規制

明治 33 年法律第 69 号により保険業法は施行されていたが、昭和恐慌後の経済事情の変化によって保険業の体質強化が要請され、また、監督行政の強化も望まれるようになった(152)。このようなことを背景として、保険業法の抜本的な改正が検討されることになったのである(153)。

---

(150) 日本経営史研究所・前掲注(14)339 頁。

(151) なお、後述するように、注意義務は資産運用制限との関係でも問題となってきたのであり、ある意味、運用規制は注意義務を担保する機能を果たしたと考えられる。1990 年代に構造改革が政策課題となると、税制適格年金制度及び厚生年金基金制度において後述する 5・3・3・2 規制と呼ばれた運用規制が廃止されたのであるが、1990 年代には現代投資理論が投資関係者には認識されていたと考えられるため、単純に資産配分を規制しても意味がないことが認識されるようになっていたことも廃止されやすい方向へ議論が進んだと考えられる。

(152) 社団法人生命保険協会編『生命保険協会 70 年史』(生命保険協会・1978 年)280 頁。

(153) もっとも、改正の背景には、日中戦争勃発に伴う戦時経済体制構築の観点もあった。第一回保険業法改正調査委員会において、当時の商工大臣吉野信次は、次のような挨拶をして、保険業法改正に当たり戦時経済の動向の顧慮が必要である旨を指摘する。曰く、

「保険事業が多数の契約者を相手とする公共的事業であることは今更申し上げるまでもないことでありま

政府は昭和 12 年 11 月保険業法改正調査委員会を設置し、改正法案作成の準備に入った(154)。第一回委員会において、松本烝治東京帝国大学教授が委員長に選任され、以後、十数回にわたって協議がなされることになる(155)。

この間、政府の保険業法改正調査委員会の設置に対応して、生命保険協会も昭和 12 年 12 月に業法改正に関する委員会を設置していた(156)。この委員会の委員には政府の調査会において委員を務める成瀬達氏が含まれている(157)。協会は、昭和 13 年 5 月から 7 月にかけて会合を行い、協会としての意見を取りまとめた。この意見書は協会の意見書として正式に政府に提出することはせず、政府の調査委員会委員の成瀬達及び三浦道義両委員に提出するにとどまったとされる(158)。意見書中の財産利用制限は次のとおりである。

「生命保険会社の財産利用制限に関する件

一、保険業法施行規則第十六条規定の財産利用方法の制限は其の種類の範囲狭小にし失し現在の如き経済界の実情に適さざる憾ありて依て左記各種の投資を認めらるる様改められ度

(1) 外国々債、外国会社々債、外国会社株式の所有又は之を担保とする貸付

(2) 特別の法令に依り設立せられたる法人に対する出費、無担保貸付又は其の債券の所有並之を担保とする貸付

(3) 有価証券の貸付、確実なる手形の買入

(4) 其の他特に主務省の認可を受けたるもの」(159)

このような生命保険協会の動向の一方、政府の調査委員会では要綱案が取りまとめられ、昭和 13 年 11 月の委員会において答申案が採択された(160)。この後、保険業法改正法律案が昭和 14 年 2 月に第 74 回帝国議会に提出され、原案通り両院を通過した(161)。改正法は 14 年 3 月 29 日に公布され、15 年 1 月に施行となった。

一方、この保険業法改正に伴い保険業法施行規則も改正されることになったのであるが、この改正について、生命保険協会に対して内示があったとされる(162)。こうしたこともあり、

すが、近時斯業の目覚ましい普及発展に伴いまして、保険会社の有する資産も益々大を致し、其の運用資産の総額は既に三十五億円の巨額に上り、其の経済界に占むる地位も著しく重要性を加へて参ったのであります。殊に最近に於ける時局の進展は、財政上並に経済上の非常対策に付きまして保険会社の適切なる措置を俟つこと洵に大なるものがあるのでありまして、保険会社の公共的使命は一層強調せらるべき事態と相成ったのであります。」。社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152) 280 頁。

(154) 社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152) 280 頁。

(155) 社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152)281 頁。

(156) 社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152)281 頁。

(157) 社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152)281 頁。

(158) 社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152)284 頁。

(159) この意見書は社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152) 284-288 頁に所収されている。引用部分は同書の 287 頁。

(160) 社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152) 281 頁。

(161) 社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152) 283 頁。

(162) 社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152) 291 頁。

施行規則改正に備えて、生命保険協会は協会の調査部やアクチュアリー部の両委員会において特別委員会を設置し、改正についての希望事項の検討を開始し[163]、その結果、昭和 14 年 10 月 12 日に商工大臣に対して上申書を提出することになった[164]。この上申書は「第一、保険諮問委員会設置に関する件」、「第二、事業に付ての統制協定に関する件」、「第三、計算の基礎に関する件」、「第四、事業の報告及届出に関する件」、「第五、保険契約移転手続に関する件」という大きくいって 5 つの部分からなる。この中で、資産運用規制について言及している部分は特に見当たらない。そのため、これ以上この上申書については取り上げる必要はない。

このような経緯を経て、昭和 14 年 12 月 29 日、商工省令第 78 号により保険業法施行規則が改正された。改正規則には保険会社の資産運用規制について、「第四章　財産ノ利用」という章が規定され、更に、次のような規定が置かれた。

第十八条　保険会社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ財産ヲ運用スルコトヲ得ズ
一　国債、地方債、特別ノ法令ニヨリ設立シタル法人ノ債券、社債又ハ株式ノ所有
ニ　外国ノ国債、地方債、社債又ハ株式ノ所有
三　前二号ニ掲グル有価証券ヲ担保トスル貸付
四　不動産ノ所有
五　不動産又ハ法令ニヨリ設定シタル財団ヲ担保トスル貸付
六　海上保険業ヲ営ム会社ニ在リテハ船舶ヲ担保トスル貸付
七　公共団体ニ対スル貸付
八　生命保険会社ニ在リテハ保険約款ノ規定ニ依ル貸付
九　郵便貯金又ハ銀行預金
十　信託会社ニ対スル金銭又ハ有価証券ノ信託
十一　其ノ他商工大臣ノ認可ヲ受ケタル方法

第十九条　保険会社ガ其ノ財産ヲ利用スルニハ総資産(未振込株金又ハ未振込基金ヲ除ク)ニ対シ左ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ認可ヲ受ケタルノ場合ハ此ノ限リ在ラズ
一　株式ノ所有　　十分ノ三
ニ　不動産ノ所有　　十分ノ一
三　同一会社ノ社債及ビ株式ノ所有並ビニ之ヲ担保トスル貸付　　十分ノ一
四　同一人ニ対スル貸付　　十分ノ一
五　同一銀行ニ対スル預金又ハ同一信託会社ニ対スル信託　　十分ノ一
六　同一物件ヲ担保トスル貸付　二十分ノ一

[163] 社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152) 288 頁。
[164] 社団法人生命保険協会(編)・前掲注(152) 288 頁。上申書については同書の 288-290 頁に収録されている。

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ第三号乃至第五号ノ方法ニ依リ利用スル金額ハコレヲ通算ス保険会社ガ所有シ又ハ貸付ノ担保トシテ受入ルル同一会社ノ株式ハ当該会社ノ総株式ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ事実上ノ必要ニ依リ商工大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハコノ限リニ在ラズ

資産運用の対象として可能な財産を規定し、その上で、それらの財産の割合までも事細かく規制していたことが特徴的であったといってよい。以後、この資産運用制限が維持されていくことになる。

(2) 信託銀行に対する運用規制

前述したように、昭和 37 年 3 月 28 日の審議において大月委員によって税制適格年金制度実施に伴い、信託銀行に対する資産運用規制を設ける意向が明らかにされた。この信託会社に対する具体的な運用規制は次のとおりである。

まず、税法改正に併せて信託業法施行細則を改正する省令(大蔵省令第 17 号)を発し、新たな規制を設けることにしたのである。この省令によれば、改正前信託業法施行細則 3 条 8 号を改正して 9 号として、新たに 8 号をとして次のような規定を置いた。

信託業法施行細則第三條　業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニハ其ノ営ム信託業務ノ方法ニ付左ノ事項ヲ記載スヘシ

八　法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第二条第二項ニ規定スル退職年金ニ関スル信託ニ付テハ前号ニ掲クルモノノ外当該信託ニ係ル信託財産ノ運用ニ関スル事項

この改正に応じて、信託銀行各社は「業務の種類および方法書」を改正し、適格年金信託の運用範囲と割合を新たに定めることになった[165]。また、これと並行して、信託銀行各社は年金信託契約の便宜として標準約款を作成した[166]。この標準借款の第 5 条に資産運用について規定し、同条 2 項に上記の方法書に沿った運用割合を定めた[167]。

---

[165] 日本経営史研究所・前掲注(14)339 頁によれば、具体的な内容は次の通りである。
(1)国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、担保付社債、信託業法第 9 条に規定による損失の補填の契約のある金銭信託の受益権(貸付信託や通常の合同運用指定金銭信託)、預金、コール・ローン、確実かつ十分な担保を付した貸付金に対する運用割合…信託財産の 100 分の 50 以上
(2)株式、特別の法律により設立された法人の発行する出資証券、証券投資信託受益証券、年金投資基金信託(株式ロ)(いわゆる第 2 合同)の受益権に対する運用割合…信託財産の 100 分の 30 以下
(3)不動産および不動産信託の受益権に対する運用割合…信託財産の 100 分の 20 以下
(4)同一会社の社債および株式の所有ならびに当該会社に対する貸付は、合計して 100 分の 10 以下であること。また、同一人に対する貸付も合計して 100 分の 10 以下であること。

[166] 木下信親「新しい企業年金信託約款とその解説」金融法務事情 316 号(1962 年)121 頁。

[167] 木下信親「新しい企業年金信託約款とその解説」金融法務事情 316 号(1962 年)122-123 頁によれば、資産運用に関する約款の規定は次のとおりである。
(運用)

次に、大蔵省銀行局はこれに関連して、昭和 38 年 5 月 31 日、「企業年金信託の信託財産の運用について」[168]と題する通達を発し、信託財産の運用の適正を図るよう通知した。この通知により示された規制こそ、企業年金の財産運用に影響を及ぼしたいわゆる「5・3・3・2 規制」である[169]。通達によると、以下のようなことが述べられているが、大蔵省側は信託銀行が作成した業務の種類および方法書や標準約款について公表している点からすると、大蔵省の関与があって、こうした約款が作成されたものと推測される。そうでなければ、わざわざ信託銀行業界が作成した書式について、大蔵省がその趣旨を示すことなどしないと考えられるからである。

企業年金信託について、「年金制度の健全性を確保し、受給権者の保護を図る等のため、とくに安全確実且つ適正な運用を行う必要がある」ことから、信託業法施行細則の一部を改正する省令により、年金信託財産の運用に関する事項を信託銀行の業務の種類及び方法書の必要的記載事項としたとする[170]。この点については、先の税制調査会の答申において、社外積立方式を採る場合の考慮事項として言及されていたことに対応していると考えられ

第五条
1　この信託金は、下記の財産に運用するものとします。
(1)　指定金銭信託受益権(合同運用一般口)
(2)　同上　　(合同運用年金基金投資口)
(3)　貸付信託受益証券
(4)　動産信託および不動産信託受益権
(5)　貸付金
(6)　国債、地方債、社債および特別の法律により法人の発行する債券
(7)　株式および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
(8)　証券投資信託受益証券
(9)　不動産
(10)　預金およびコール・ローン

四(原文ママ)　第一項各号のうち下記に掲げる財産の運用割合は、信託財産に対しつぎのとおりとします。
(1)　第一号、第三号、第五号中確実かつ十分なる担保を有する貸付金、第六号中国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、担保付社債および第十〇号 50/100 以上
(2)　第二号、第七号および第八号(主として国債、地方債または社債に運用することを目的とし、かつ、株式に運用しない証券投資信託受益証券を除く。)30/100 以下
(3)　第四号中不動産信託受益権および第九号 20/100 以下
(4)　前二号については、財産の価格の変動、担保権の実行その他の受託者の意思に基づかない事由による場合または特別の事情によりやむをえない場合は、この限りではありません。
五(原文ママ)　同一会社の発行する社債、株式およびこれを担保とする貸付金ならびに当該会社に対する貸付金の合計額は、信託財産の 10/100 以下とします。
六(原文ママ)　同一人に対する貸付金の合計額は、信託財産の 10/100 以下とします。
七(原文ママ)　本信託財産については、受託者は、委託者に対して通常の条件に比し有利な条件による貸付その他の運用をいたしません。
　また、委託者は、受託者に対し本信託財産に関する運用につき個別に支持を行いません。

[168] この通達は銀行局金融年報別冊・銀行局現行通達集昭和 42 年版 148-151 頁に収録されている。
[169] 銀行局金融年報別冊・銀行局現行通達集昭和 42 年版 983 頁によれば、生命保険会社に対する資産運用規制については、保険業法規則 19 条、保険業法施行規則 14 条などに基づいて、各保険会社における財産利用方法書に規定されているほか、昭和 38 年 4 月 15 日の蔵銀第 519 号等にも規定されている。
　この 5・3・3・2 規制は平成 10 年に厚生省の通達により運用規制が撤廃されるまで、基本的に維持され続ける。
[170] 銀行局金融年報別冊・銀行局現行通達集昭和 42 年版 148 頁。

る。退職年金の資金は労働者の老後保障のためにあり、その安全確実な運用が要請されるということを明示した点[171]について考慮した結果であろう。そして、今後の制度の運用状況や年金投資信託制度の発足などを考慮して、信託銀行各社が作成した「業務の種類および方法書」中の運用割合につき、次の点に留意の上で運用を図るよう求めている。

まず、信託銀行業界が改正した「業務の種類および方法書」(1)にある運用対象及び運用割合の規定の趣旨につき、「元本保証のある資産及びこれに準ずる資産に対し信託財産の100分の50以上を運用し、それ以外の資産すなわち株式、不動産等、価額の変動のおそれのある資産に対する運用は、100分の50以下にとどめる趣旨である」とし、更に、「この割合については、例外が認められていないから、いやしくもこれを超過することのないよう厳に注意し、適切な運用を図られたい」と要請している。また、「確実かつ十分な担保を付した貸付金」について、「確実なる担保」とは、「財団、不動産、有価証券等の物的担保のうち確実なものをいい、人的保証やいわゆる担保留保条項を付したものを含まないものであること。」と指摘する。そして、「十分なる担保」とは、「担保の評価及び担保の評価額に対する貸付額の割合が適正であり、債権額を十分担保しうると認められるものであること。」と説明する[172]。

次に、「業務の種類および方法書」(2)及び(3)については、「これらの資産に対する運用については、とくに慎重を期することとされたい」としたうえで、財産の価額の変動、担保権の実行その他受託者の意思に基づかない理由による場合や特別の事情によりやむを得ない場合には、定められた株式等及び不動産等に対する運用割合を超過することを認めている。その上で、運用割合について、株式などについては信託財産の100分の30以下、不動産などについては100分の20以下とすることを明示している[173]。

このように資産運用について規制した趣旨は将来の年金の原資となる資産であることから、慎重な運用を期すべしという考慮があることは当然であるが、次のような考えもあった。すなわち、昭和37年3月28日の衆議院大蔵委員会で大月高銀行局長の答弁により明らかとなった、生命保険会社に課される保険業法上の規制とのバランスから、信託業界にも同様の規制を課す必要があるという考えである[174]。前述したように、信託業界と生命保険業界は、競合関係に立つにもかかわらず、適格退職年金制度の実施に向けて共同して行動してきた。そして、両業界共に適格退職年金制度における受託機関とされることになった。信託と生命保険という異なる機能を持つ存在であるが、退職年金の管理運用という点で同じ機能を持つに至ったことからすれば、規制態様も同質的にすることは規制当局として都合がよい。それ故、同質的な運用規制となったのであろう[175]。

---

[171] 税制調査会答申579頁。

[172] 以上の点について、銀行局金融年報別冊・銀行局現行通達集昭和42年版148-149頁。

[173] 銀行局金融年報別冊・銀行局現行通達集昭和42年版149頁。

[174] 昭和37年3月28日第四十国会衆議院大蔵委員会議録18号16頁。なお、法案成立後、こうした方針から整備を図ろうとしたことについて、辻敬一・松永正直「企業年金信託・保険制度の諸問題」金融法務事情302号(1962年)218頁においても指摘されている。

[175] 確定給付企業年金法において資産管理運用機関に対する受託者責任が規定される以前、生命保険会社

退職年金に関わる税制上の問題をはじめとする懸案の対応は以上である。このように企業において退職年金を実施する支障は、昭和 37 年改正により問題はありつつも一応解消されたといえる。

小括

戦前から企業において退職年金制度が実施されていたものの、少数にとどまり、その一方、退職給与引当金制度にみられるように退職一時金制度は広く普及していた。しかしながら、戦後のインフレの影響もあり、退職一時金の支払い額が巨額になると、企業の間で退職一時金の平準化を求めるようになった。このような中で、退職給与引当金制度が退職一時金の年金化には損金算入をはじめとする税制の観点から不都合であることが指摘されるようになり、日経連、信託協会、生命保険協会といった関連団体から、退職年金のための税制優遇措置を求める声が高まった。ここで退職年金を積立てる方策として議論されたのが、社内積立方式と社外積立方式であった。厚生省は厚生年金との関係で退職年金に対する税制優遇措置を警戒したものの、結局は社外積立方式を支持することになった。大蔵省は社外積立方式で税制整備を図る方針を採り、法人税法をはじめとする法改正を図った。昭和 37 年 3 月 1 日から始まった衆議院における議論では､厚生年金との関係､具体的には､企業年金を整備することは厚生年金の発展を妨げるのではないかという考えによる議論がなされた。しかしながら、大蔵省は将来の厚生年金制度の整備と現在審議されている退職年金税制の問題は別であるという立場から、現状の税制整備という方針で審議を進める。審議の中で、これまで論じられなかった問題、すなわち、信託銀行を企業年金信託の受託機関としても、生命保険会社に課されてきた運用規制との関係をどのようにするのかが問題となった。この点について、生命保険会社との公正な競争を図るという観点から、生命保険会社への規制と同様の規制を信託銀行に対して課すことが明らかになった。

こうした経緯により、昭和 37 年 3 月 31 日付けの法改正により、税制適格年金制度が開始されることになったのである。但し、運用受託機関の受託者責任が正面から問題となることはなく、専ら問題となったのは国会の審議で問題とされた信託銀行に対する運用規制をどのようにするのかという点である。この運用規制の問題は、大蔵省が昭和 38 年 5 月 31 日、「企業年金信託の信託財産の運用について」と題する通達を発して、運用規制を設けたことで一応の解決をみる。

このように、税制適格年金制度の立法過程を検討した結果、受託者責任それ自体を自覚的に論じた形跡が見られなかったものの、年金資産の安全を確保するという観点から注意義務を担保する機能を持つ運用規制が設けられたことが、明らかになった。では、厚生年金基金では信託を用いることについてどのようなことが論じられたのか、この点について

には受託者責任が規定されていないことが問題として指摘されていた。生命保険会社と受託者責任の問題について、参照、土浪修「年金法制における運用機関の受託者責任と生命保険会社」ニッセイ基礎研所報(2001 年)84-87 頁

節を改めて検討する。

第三節　厚生年金基金

税制適格年金制度が企業による退職一時金の平準化に関する要請から導入されたことは前述した通りである。この制度が実施されると、多くの企業では退職年金制度を実施するようになり、わが国において企業年金制度が普及する要因となった。

しかしながら、税制適格年金制度の検討過程において、老後の所得保障を図るという点で同様の機能を果たす厚生年金との競合が問題とされたのも事実である。国会での審議においてもこの問題が取り上げられたものの、大蔵省としては厚生年金の改革の際に両者をどのように調整すべきかを検討する考えが示されたことから、厚生年金の改革が問題となると、必然的に税制適格年金制度と厚生年金制度との調整が問題となる。厚生年金基金はその問題の解決策として考案されたのであり、同基金が厚生年金部分を代行する代行方式も採用されることになったのである。もっとも、代行方式が採用されたとしても、年金財産自体の外部積立方式は維持され、税制適格年金制度から引き続き、信託銀行、生命保険会社が運用受託機関とされたのであった。

本節では厚生年金基金制度創設の経緯について検討するが、厚生年金基金設置に至る過程の中で「なぜ適用除外方式ではなく代行方式を採用したのか」という問題が専ら議論されることになったものの、この点については先行研究があることから、本論稿では検討対象としない。本論稿が問題とするのは、創設の経緯において「厚生年金基金を設置するとしてなぜ基金を設置することとしたのか」、「なぜ税制適格年金制度と同様に、運用受託機関として信託銀行及び生命保険会社に限定したのか」という結論に至った経緯である。この二つの問題を検討する理由は、厚生年金基金制度が企業年金制度の基本的な制度とされ、後の確定給付企業年金制度の設計にあたって参考とされ、基本的な年金制度の類型が厚生年金基金制度を念頭において作られたことから、これらを理解することが、わが国における企業年金法制及び企業年金制度の受託者責任を検討する上で必要であると考えたからである。

第一款　調整年金構想における運用受託機関(176)

第一項　調整方式

昭和 29 年の厚生年金保険法改正により、5 年ごとに年金財政の再計算を行うこととされ、昭和 34 年に第一回財政計算が行われた。第二回目の昭和 39 年にあたり、当時の経済成長の進展、生活水準の向上もあって、厚生年金の給付内容を大幅に改善する必要性が広く認

(176) 厚生省年金局企業年金課監修・前掲注(149)17-109 頁。

識されていたようである(177)。もっとも、給付の内容を改善するということは、その反面、拠出額を引き上げることも意味する。前述したように、税制適格年金制度が設けられたのは、退職一時金の平準化について要望があったことに加え、厚生年金の給付水準の低さが背景にあった。企業としては、退職年金制度を実施しているのにもかかわらず、厚生年金の保険料をも負担しなければならなくなり、老後の所得を保障するという点で、二重の負担を強いられることになる。こうしたことから、企業側としては、厚生年金と企業年金との負担を調整するように求めることは、自然の流れであろう。

要望の結果、厚生年金基金が設置されることになるのであるが、厚生年金基金の設立には多くの困難が伴った。主として問題とされたことは、厚生年金と企業年金との調整をどのように行うのか、という問題、すなわち、「適用除外方式」と「代行方式」とのいずれを採用するのか、という問題であった。この問題は厚生年金の老齢年金における報酬比例部分について国家が最終的な責任を負うのかどうか、という点が最大の違いである。

しかしながら、積立金の運用という点では、外部積立方式を前提とすれば、運用受託機関が信託会社及び生命保険会社に限定され、いずれの方式でも運用機関は変わりがないことになる(178)。

この点について、適用除外方式あるいは代行方式を主張するグループは運用機関についてどのような見解を有していたのかを確認すると、概ね次のような見解を有していた。

まず、適用除外方式を求めた日経連は、「退職金制度と厚生年金制度の調整」と題する報告書において、この点について言及している。同報告書によると、適用除外の認可要件として、第一に、「退職年金給付が同期間について厚生年金の比例給付額と同等以上のものであること」、第二に、「退職年金制度の財政が健全で、かつ安定していること」、が必要である旨を指摘しているが、この第二の要件との関係で、運用機関を信託あるいは生保とするように提言している(179)。すなわち、第二の要件から、「年金ファンドは、原資が一定の基準で毎年積立てられること、支払準備が十分であること、他に流用されないこと」がポイントとされ、基金は企業内積立ではなく、「信託あるいは生保その他政府が認める指定機関による積立制度をとる」とされた(180)。信託会社及び生命保険会社を利用した外部積立方式によって内部積立方式に存在する流用リスクに対する予防を図ったのであろう(181)。

---

(177) 厚生省年金局企業年金課監修・前掲注(149)17 頁。栗原丑基地「退職金・年金への労働組合の対応」季刊労働法別冊第 10 号『退職金・年金の運営』(総合労働研究所・1987 年)37-38 頁。

(178) もっとも、代行方式であれば、独立公法人としての基金が国家に代わって運営を代行することになるため、その点では、適用除外方式と比較して、運用受託機関の関与の度合いが小さくなる、という違いがある。この点について、増井・前掲注(1)253 頁。

(179) 報告書において「信託あるいは生保その他政府が認める指定機関」としており、信託銀行と生命保険会社のみ運用受託機関としているわけではなかった。「その他政府が認める指定機関」とはどのような機関であるのかという点については言及がない。日本経営史研究所・前掲注(14)320 頁。

(180) 日本経営史研究所・前掲注(14)320 頁。

(181) 信託業界においても、この内部積立方式ではなく、外部積立方式である信託の利用を提言していた。例えば、三菱信託銀行は昭和 37 年 7 月 27 日に「厚生年金制度と企業年金制度の調整に関する問題点」と題する試案を厚生省に提出していた。同試案では適用除外方式を前提として基金の管理運用について、年金受給権確保の観点から信託型の社外積立を原則とすべきであり、内部留保方式を採用しないことが要望

一方、代行方式を主張するグループはどのようなことを主張していたのか。この点について、厚生省の見解を取り上げる。昭和 36 年 6 月 14 日に厚生省保険局が作成した「企業年金の調整方法(案)」によれば、厚生年金と企業年金の調整を認めつつも、法人格を有する年金基金の管理機関を設置して、当該機関に年金の管理を代行させることとした[182][183]。もっとも、管理業務を行う機関がすべての業務を行うこととせず、効率的な事務処理及び管理コストといった点から、基金の財産をすべて信託財産として信託会社に委託する方針を示していた[184]。このように、代行方式を主張する厚生省においても年金基金の管理運用には信託を利用することとしていたのであった。

以上のように、適用除外方式にせよ代行方式にせよ、管理運用業務について、信託銀行や生命保険会社を運用受託機関とすることで一致していたのである。

第二項　代行方式における基金

調整の方式として代行方式を採用するとした上で、厚生年金と企業年金の調整を行う主体として、税制適格年金のように企業が運用受託機関に管理運用を委託するのではなく、独立の法人格を有する基金が当該機関に委託する主体とされた。この基金構想が厚生省内において検討されたのは、昭和 37 年 7 月以前であるとされる。昭和 37 年の間は、厚生省としては調整に踏み切るかどうかの最終的な結論が出ていなかったとされるものの[185]、厚生省年金保険課において調整をした場合の検討がなされていたようである。当時の担当者によれば、税制適格年金制度によって調整を行うとすれば、事業主が保険料を滞納した場合に強制的に保険料相当分を徴収する権限がない点が問題とされたという[186]。このため、税制適格年金を参考にした適用除外方式を採用せず、形式的にでも公法人を設立し、当該法人に強制徴収権を付与して年金の保全を図る方式が目指されたということである[187]。

こうしたこともあって、大蔵省と厚生省との協議が進められるとともに、厚生省内でも調整に向けた意見集約が進んでいった[188]。この結果、昭和 38 年 10 月 30 日に、厚生省は「厚生年金保険改正法案要綱」を公表し、厚生年金基金の実施と代行方式を採用すること

されていた。日本経営史研究所・前掲注(14)321 頁。

[182] この管理機関について、三菱信託銀行の社史によれば、昭和 36 年 10 月 20 日付の厚生省資料「適用除外制度試案の問題点」によれば、「厚生年金基金」と仮称されており、昭和 37 年 6 月 20 日に厚生省の局議大綱として「厚生年金基金構想」がまとめられた、とされる。日本経営史研究所・前掲注(14)321 頁。

なお、厚生省内において厚生年金基金構想はまとまった時期について、上記とは異なる見解が増井教授により指摘されている。増井教授によれば、当時の厚生省部内では企業年金と厚生年金との調整そのものに反対意見があり、昭和 37 年時点では省内での意見集約がなされていなかった状況があり、まとまったのは少なくとも昭和 38 年に入ってからであろう、という見解を示している。増井・前掲注(1)254-255 頁。

[183] 日本経営史研究所・前掲注(14)320 頁

[184] 日本経営史研究所・前掲注(14)321 頁。

[185] 厚生団(編)・前掲注(80) 158 頁[曽根田郁夫氏の発言]。

[186] 厚生団(編)・前掲注(80)161 頁[中野徹雄氏の発言]。

[187] 厚生団(編)・前掲注(184)161 頁[中野徹雄氏の発言]。この検討の際に参考にされたのは、健康保険組合であることが中野氏の発言から知ることができる。

[188] もっとも、厚生省内においても調整に反対する見解が存在した。例えば、大臣官房企画室から調整を行うことについてクレームがついたとされる。厚生団・前掲注(80)160 頁[曽根田郁夫氏の発言]。

が明らかにされた(189)。

第二款　厚生年金基金法案と国会審議

第一項　法案における基金設立要件をめぐる問題

第一款で明らかとなったように、適用除外方式にせよ代行方式にせよ、年金基金の管理運用については信託銀行及び生命保険会社を運用受託機関とする点では一致していた。昭和 38 年 10 月 30 日に厚生省が公表した「厚生年金保険改正法案要綱」においても次のように示されていた(190)。

> 「基金は、年金規約の規定に基づく給付の支給を目的として信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。)または生命保険会社と信託または保険の契約を締結しなければならないこと。この場合における信託または保険の契約は、加入員または加入員であった者を受益者または保険金受取人とするものでなければならないこと。」(191)

運用受託機関を信託銀行及び生命保険会社に限定しているのである。この運用機関の限定に加えて特徴的なことは、基金が委託者、信託銀行を受託者、加入者などを受益者とする法律関係をとると明らかにしている点である(192)。厚生年金を代行する点で税制適格年金制度とは異なる年金制度ではあるものの、財産の管理運用と年金の支給関係は前述した税制適格年金制度と同様の法律関係を採用している。

このように、厚生年金と企業年金とを調整する制度として厚生年金基金制度が設置されること、運用受託機関は信託銀行及び生命保険会社であることとされ、この方針に沿って立法作業が進められていくことになるのであるが、この厚生省案について、生命保険協会及び信託協会、日経連から不満が述べられることになった。その不満の矛先は法案に定められた基金設立の要件にあったのである。法案では基金設立には千名以上の被保険者が存在することが必要であるとしていたのである(193)が、この「千名以上」という人数要件が各団体にとって不合理であると考えられたのである。

---

(189) 「厚生年金保険改正法案要綱」の詳細な作成経緯については明らかとならなかった。
(190) 「厚生年金保険改正法案要綱」はその全文が社団法人生命保険協会・前掲注(112) 298-308 頁に所収されている。
(191) 社団法人生命保険協会・前掲注(112) 302 頁。
(192) もっとも、後述するように、この法律関係は変更されることになる。
(193) 具体的には次のように定められていた。要綱では設立規模について「第六　企業年金との調整に関する事項　三　基金の設立」において「政令で定める数以上の被保険者」とし、その政令で定める数について概ね 1,000 名以上であることとするとしている。また、要綱にある「厚生年金保険基金認可方針大綱」には設立形態に応じた人数要件が次のように記してある。①企業単独設立の場合には被保険者が常時 1,000 名以上であること、②連合設立の場合には加入者となるべき被保険者の総数が常時 2,000 名以上で、かつ、中心となるべき企業について、1,000 名以上、他の企業について 300 名以上であること、③総合設立の場合、加入者となるべき被保険者の総数が常時 3,000 名以上で、かつ、個々の企業について 300 名以上あること、と定めている。社団法人生命保険協会・前掲注(112) 301 及び 305 頁。

各団体の具体的な要望内容は次の通りである。

① 生命保険協会

厚生省案に対して真っ先に不満を表明したのが生命保険協会であった。生命保険協会は昭和 38 年 12 月 4 日に日経連に対して「厚生省案に対する意見(日経連への要望事項)」と題する意見書を提出しており、そこで人数要件により取扱機関に差を設けるべきではない旨を主張していたのであるが[194]、これと同内容の意見書を 12 月 19 日に厚生省にも提出し、人数制限が不合理であると伝えている[195]。すなわち、厚生省案にある 1,000 名以上という制限では調整年金を利用できるのが一部の企業に限られてしまうことを問題にする[196]。これは調整年金の要望は大企業よりも負担能力に苦しむ点で中小企業の方が大きいため、中小企業の方が調整年金についての要望が強いことを指摘しているのである。そして、税制適格年金制度では 25 人以上で利用可能であったため、この水準に合わせるように要望するのである[197]。

② 信託協会

この点について、生命保険協会続いて、信託協会は「調整年金に対する信託協会の要望書」を公表して要望している[198][199]。要望書によると、基本的な人数要件については 100

---

[194] 「今回の調整は適用除外と呼び、代行と称しても、いずれにしても社会保障の代行を行うものであるから、その運営においても、取扱機関により差のあるべきものではない。」と述べている。この要望書は生命保険協会会報 45 巻 1 号(1965 年)118-119 頁において掲載されている。増井・前掲注(1)262-263 頁。

[195] これに関連して、厚生省側の認識について、次のような見解が述べられている。当時の厚生省年金局長山本正淑氏は厚生省側が生命保険業界の不満についてどのように認識していたかを述べている。山本氏は厚生省の原案についての生命保険協会が不満であったことを次のように指摘している。「…生保が非常に不満だったのだよね。…信託には有利だが、生保が基金を扱うにはやりにくいような仕掛になっていると言って大分言われたよね。」。「…生保がやりにくいと言うのは、生保が何十人以上がどうだかと言って……。」。この山本発言について、当時の年金課長補佐であった中野徹雄氏は人数の問題であることを指摘し、加えて、当時の年金課長曽根田郁夫氏は「結果的に千人だからということかな。」と発言している。厚生団・前掲注(184)180 頁[山本正淑氏の発言]。この山本発言について、増井教授も指摘しておられる。増井・前掲注(1)262 頁。

生命保険協会がこのような不満を表明した背景には、次の事情もあると考えられる。信託は大規模な企業に利用されている一方で、生命保険は比較的小規模な企業を対象としていることを考えると、法案で要求されている 1,000 名以上という人数は大規模な企業にとっては充足しやすく、その点から、信託業界にとって利用する上で支障がないものの、生命保険にとっては支障があると言えよう。そうであるからこそ、こうした人数要件について生命保険業界は不満を抱いたのであろう。

生命保険協会のこうした不満は昭和 39 年 12 月に再び表明されている。生命保険協会は「基金認可方針について等」と題する要望書を公表しており、それによると、基金の規模について次のように指摘している。

「厚生省の案では 1,000 人以上とされているが、これは税制適格年金の例からみても実情に副わないものである。規模の小さい企業については、生保会社の設ける総合設立基金に加入する方法により、厚生年金適用対象企業のすべてが、任意に調整しうるよう取扱われたい。」

しかしながら、後述するように改正された厚生年金保険法では 110 条に設立のために必要とされる人数について政令で定めることとし、同法を受けて、厚生年金基金令 1 条では 1,000 名以上と定められたことから、最低限必要とされた人数について減少されることはなかった。増井・前掲注(1)262 頁。

[196] 生命保険協会会報 45 巻 1 号(1965 年)118 頁。

[197] 生命保険協会会報 45 巻 1 号(1965 年)119 頁。

[198] 社団法人生命保険協会・前掲注(112) 310 頁。

名以上としている(200)。100 名以上とした理由についても述べており、第一の理由として、人数要件は年金財政上の数理的安全性から考慮されるべきであり、そうした考慮がなされている税制適格年金制度では 100 名以上を要件としていることから、調整年金においてもこうした基準が尊重されてしかるべきこと、を挙げている(201)。第二の理由として、中小企業にも調整年金の要望があることを挙げている(202)。この中小企業の需要を示すために、信託協会は具体的に税制適格年金制度を実施している中小企業の数を指摘している。すなわち、昭和 38 年 9 月末時点における税制適格年金制度実施企業数は 323 社あり、その内加入者数 1,000 名以上の企業は 12 社、300 名以上 1,000 名未満が 37 社であり、300 名未満が 273 社に及んでおり、こうした数字からも中小企業において企業年金制度の需要があり、中小企業を対象とするためにも基金の設立要件を緩和するよう要望しているのである(203)。

③　日経連

この問題について日経連も「厚生年金と企業年金との調整構想」と題する意見書においても取り上げている(204)。それによると、明示的に人数要件について言及していないが、基金の設立要件について取り上げており、この点について、信託協会と同様に税制適格年金と同様の基準にするよう要望している(205)。

これらの要望があったものの、厚生省の見解は変わることなく、「厚生年金保険改正法案要綱」をもとにして関係省庁との折衝を進め、昭和 39 年 3 月 4 日に改正案要綱を社会保険審議会に諮問することになった(206)。社会保険審議会で検討が始まると、厚生年金基金制度について労使の意見が対立し、結局、この対立が解消されることなく、公益、事業主、被保険者の代表各々の見解を併記して、総会に報告することになった(207)。総会は部会長報告を以て答申に代え、4 月 14 日に審議を終了した(208)。

こうした手続きを経て、厚生年金保険法改正法案が国会に提出され、その成立が目指されるのである。

第二項　国会審議

昭和 39 年 4 月 24 日に厚生年金保険法の改正法案が閣議決定され、同月 28 日に、国会に

---

(199) この要望書は、生保協会史料 308-310 頁に掲載されている。要望部分は 308 頁に掲載されている。
(200) 社団法人生命保険協会・前掲注(112) 308 頁。
(201) 社団法人生命保険協会・前掲注(112) 308 頁。
(202) 社団法人生命保険協会・前掲注(112) 308 頁。
(203) 社団法人生命保険協会・前掲注(112) 308 頁。
(204) この意見書は、社団法人生命保険協会・前掲注(112) 310-312 頁に掲載されている。
(205) 社団法人生命保険協会・前掲注(112) 311 頁。
(206) 厚生省年金局年金課・社会保険庁年金保険部厚生年金保険課(編)『厚生年金保険法解説[改訂版]』(法研・1996 年)35 頁。
(207) もっとも、厚生年金基金の資産の管理運用について、各々の代表も概ね意見が一致したとされる。厚生省年金局年金課・社会保険庁年金保険部厚生年金保険課・前掲注(206)56 頁。
(208) 増井・前掲注(1)265 頁。

提出された。しかしながら、国会では国際労働機関 87 号条約をめぐる紛糾により、審議がなされることなく、廃案となった。

昭和 39 年 12 月 21 日、政府は 4 月に提出した法案と同一内容の法案を再び国会に提出した。同法案が衆議院社会労働委員会で審議されたのは昭和 40 年 3 月 17 日であった(209)。同年 5 月 7 日に衆議院において修正可決され、同日に衆議院本会議を通過して参議院に送付された。参議院では 6 月 1 日に再修正され、同日に衆議院に回送されて成立・公布された。参議院社会労働委員会では厚生年金基金について上記のような観点から審議されていないことから、以下で取り上げるのは、衆議院社会労働委員会の審議となる。

4 月 21 日の審議において、実質的な審議がなされた。竹内黎一委員が、厚生年金基金の設立要件のうちの人員要件について質問した。まず、竹内委員は、具体的な人数が記載されていないことを指摘し、千人以上という意向は聞いているもののどの程度の人数になるのか、この千名以上という根拠は保険数理上のものか、と質問する(210)。

これに対して、山本正淑政府委員(厚生省年金局長)は現時点では千名以上と考えているが、将来的には変更もありうること、保険数理上は明確ではないものの保険数理の専門家としては一般的には八百人から千人と考えられていること、答弁する(211)。

この答弁に対して、竹内委員はそのようなことでは千名以上とした根拠が明確ではないと問題視している。加えて、竹内委員はこの要件について適切ではないと考えていたようであり、千名以上という規模を緩和する見解もあるとしたうえで、そうした考えについてはどのように考えるのか、と質問する(212)。この千名以上の規模の緩和という見解について、具体的に誰が主張する見解であるのか、という点について竹内委員は明らかにしていないものの、この見解は前述した生命保険協会、信託協会、日経連の要望と同様である。

山本委員は千名以上という人数要件は確定的なものではなく、今後の検討課題である旨を述べ、変更の余地がありうることも示唆する。

この山本委員の答弁に対して、竹内委員から質問がなく、この点に関する質疑応答は終了する。

次に問題とされたことが、運用受託機関を信託銀行と生命保険会社に限定した意味である(213)。竹内委員は、安全性という点では民間の信託銀行や生命保険会社に運用を委ねるよりもむしろ大蔵省の資産運用部などに委ねたほうが良いのではないかということ、信託や生保を利用するのであれば税制適格年金制度に倣えばよいようにも考えられ、そうであるとすれば、基金を設立して運営する必要がないのではないか、と質問をする。

山本委員は第一の点について、次のように答弁する。厚生年金の積立金が資産運用部に預託されて運用されていること、税制適格年金では信託銀行及び生命保険会社で運用され

(209) 以上の経緯について、増井・前掲注(1)267 頁。
(210) 昭和 40 年 4 月 21 日第 48 回国会衆議院社会労働委員会議録第 21 号 16 頁(1965 年)。
(211) 昭和 40 年 4 月 21 日第 48 回国会衆議院社会労働委員会議録第 21 号 16 頁。
(212) 昭和 40 年 4 月 21 日第 48 回国会衆議院社会労働委員会議録第 21 号 16 頁。
(213) 昭和 40 年 4 月 21 日第 48 回国会衆議院社会労働委員会議録第 21 号 17 頁。

ていること、厚生年金基金では税制適格年金制度に倣い運用機関を信託銀行及び生命保険会社に限定しているが、厚生年金の報酬比例部分について、政府保証債の引き受けや還元融資で運用されていくことになると答弁する。第二の点について、基金が公的年金制度を代行することに伴い、滞納処分などを行うようになることから、税制適格年金のように事業主が制度の管理運用を行うこととは状況が異なる点を述べ、税制適格年金制度と同様の制度設計が困難であると答弁する。

こうした厚生年金基金における法律関係の中で、竹内委員は信託銀行及び生命保険会社と被用者との法律関係を特に問題として質問するが、これについて山本委員は次のように述べている。

「あくまでも基金が公法上の主体でございまして、したがいまして掛け金の徴収の権利というものも基金にあるわけでございまして、基金は信託銀行、生保会社と信託契約なりそれぞれの契約を結ぶわけでございます。したがいまして、年金の受給者との関係におきましても、基金に対して受給者は年金を請求するし、基金が受給者に対して支払いの義務がある、こういう形になるわけでございます。ただ現実の問題といたしましては、その基金の業務をどの程度それぞれの信託銀行等に委任できるか、かような問題によって法律関係は処理されるわけでございます。」(214)

この説明によれば、基金と信託銀行及び生命保険会社間の契約関係が存在すること、基金と被用者は年金に関する請求と支払いという法関係が存在すると明らかにされるが、被用者と運用受託機関との関係は存在しないことになる。これは前述した「厚生年金保険改正法案要綱」において示された被用者と運用受託機関との法律関係とは異なる。改正法案とは異なった法律構成がとられるに至った経緯について、不明確であり、推測となるが、「基金に対して受給者が請求し、基金が受給者に対して支払う義務がある」という点がポイントになると考えられる。すなわち、厚生年金基金制度は基金が厚生年金を国家に代わり代行する制度であるから、基金が受給者に対して年金を支給する必要がある。改正法案で示された法律関係では運用受託機関が受給者に対して年金を支給することになり、それでは代行する意義が薄れてしまう。そうであるからこそ、基金と運用受託機関は年金の運用に関して関係し、年金の支給部分については基金と受給者が関係する構造としたものと推測される。

この日以降、6 月 1 日に法案が成立するまで、上記の問題に関連した厚生年金基金に関する質疑応答はなされなかった。

(214) 昭和 40 年 4 月 21 日第 48 回国会衆議院社会労働委員会議録第 21 号 18 頁。

第三款　厚生年金保険法改正と厚生年金基金の実施

(1)　関連法の整備

昭和 40 年 6 月、法律 104 号による厚生年金保険法一部改正により、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会について、厚生年金保険法第 9 章に規定された。また、厚生年金保険法改正に応じて、他の法令も整備されることとなり、昭和 41 年 9 月 27 日に、厚生年金基金令及び厚生年金基金規則が制定され、同年 10 月 1 日に施行された。

具体的な制度概要は次の通りである。基金の設立には、1,000 名以上の厚生年金被保険者が必要となり(法 110 条 1 項、厚生年金基金令 1 条)、適用事業所の事業主は設立しようとする事業所に使用される被保険者の 1/2 以上の同意を得て、規約を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならず(法 111 条 1 項)、更に、当該適用事業所において使用される被保険者の 1/3 以上が加入する労働組合が存在する場合には、先の同意に加えて労働組合の同意をも得なければならない(同条 2 項)。この規約はその内容が法律上規定されており、代議会、役員、加入員に関する事項といったことから、「信託又は保険に関する事項」を定めなければならないとされた(法 115 条 1 項 9 号)。このように基金の設立には規約が重要な意味を有することになるが、この規約の法的性質については明らかではない[215]。こうした要件を充足した後に、厚生大臣の認可を求め、認可を得た時に基金が成立することになる(法 113 条)。

基金の内部には代議員(法 117 条 2 項)により構成される代議会がおかれた(同条 1 項)。代議員の定数は偶数であり、その半数は設立事業所の事業主により、設立事業所の事業主及び設立事業所に使用される者のうちから選定され、他の半数は加入員の互選することとされた(同 3 条)。加入員とは基金の設立事業所に使用される被保険者である(122 条)。そして理事及び監事が置かれる(法 119 条 1 項)とともに、理事の中から理事長が選任されて(同 3 項)、理事長が基金を代表して業務を執行する(120 条 1 項)こととされた。そして、基金と理事長との利益が相反する場合には、理事長は代表権を有しないとともに、その場合には学識経験者の中から選任された監事が基金を代表することになる(120 条 4 項)。更には、基金の役職員はみなし公務員とされた(121 条)。

前述したように、基金は信託会社及び生命保険会社との間で信託契約、保険契約を締結しなければならないとされた(130 条 3 項)。各契約内容について厚生年金基金令 29 条、30 条おいて規律されている。信託契約の内容について見ると、基金は信託銀行との間で基金

---

[215] 規約の法的性質を問題にする理由は、事業主と加入者・労働組合の合意により基金が設立されるとしても、設立された基金と事業主あるいは加入者とはどのような法的関係なるのかが明らかではないためである。厚生省年金局企業年金課(監修)・前掲注(149)188-189 頁において、被保険者及び労働組合の同意について説明されているものの、規約の法的性質について説明していないことからすると、立法段階においてもこの問題について意識されていないようである。

この基金と事業主及び加入者・受給者間関係をどのように理解するのか、という問題は森戸教授の論稿以外に検討された様子はうかがわれない。森戸教授の理解によれば、基金と加入者・受給者間には退職金支給契約が存在しているとされる。森戸英幸「企業年金と契約――給付にかかわる契約についての基礎的検討、ならびに『受給者減額』に関する若干の考察――」季刊社会保障研究 45 巻 1 号(2009 年)55 頁以下。

を委託者兼受益者、信託銀行を受託者とする信託契約を締結することとされる(令 29 条)[216]。この自益信託(委託者と受益者が同一人格)の形態をとる点が、前述したように税制適格年金とは異なっている。前述した「厚生年金保険改正法案要綱」では、基金が委託者、信託銀行が受託者、加入者などが受益者となる他益信託となっていた。厚生年金保険法上では何等規定されず、政令において法律関係が規定されているのであり、その法律関係についても税制適格年金制度とは異なり、自益信託となるとしている。こうした変化を踏まえると、前述した竹内委員が被用者と運用受託機関との関係について質問した意味が理解できる。すなわち、「厚生年金保険改正法案要綱」では他益信託をとっていたことから、被用者と運用受託機関との関係は受益者・受託者関係となるものの、自益信託となれば、被用者・運用受託機関関係は何等の法律関係がないことになる。これでは、運用受託機関に何らかのトラブルがあった場合、被用者としては運用受託機関に法的請求ができないことになる。こうした点を竹内委員は問題にしたと考える余地があろう。もっとも、前述したように、代行方式を採用にしたため、こうした法関係を設定せざるを得なかったという事情も推測される。

このように厚生年金基金制度には、税制適格年金制度とは異なり、加入者等と運用受託機関との法律関係に断絶が見られる点が特徴である。基金の本来的な目的である退職年金の受益者たる基金加入者及び受給者と基金は、事業主及び従業員により作成された規約により結合している。しかしながら、少なくとも規約は契約の内容となっているのかどうか直ちに決せられないことから、基金と加入者及び受給者間関係は直ちに契約関係であるとは言い難い[217]。また、基金と運用受託機関との関係は基金を委託者兼受託者、運用受託機関を受託者とする信託関係にあるため、運用受託機関も加入者及び受給者とは何らの法律関係に立たないのである。これを問題とするのは、加入者・受給者の視点に立つと、運用受託機関に何らかのトラブルが発生した場合、基金はその法的責任を追及することが可能であるが、運用受託機関と何らの法的関係に立たない加入者・受給者は当該機関に対して法的責任を追及することができない。また、運用受託機関を基金の履行補助者と考えて、運用受託機関の行為について生じた損害につき基金に対して債務不履行責任を問うこともできない。更に、基金が何らかのトラブルを起こし、それに対して加入者及び受給者あるいは事業主が基金の法的責任を追及しようとした場合、直ちに契約関係にあるとはいえないため、債務不履行責任を問うことができない。結局、加入者及び受給者は契約責任を追及できず、不法行為責任を追及するしかない。こうした点から、加入者及び受給者保護という点からは、問題があるといえよう。

次に、厚生年金基金連合会について第 9 章第 2 節に規定された。連合会の業務として、

---

[216] 概要については、厚生省年金局企業年金課(監修)・前掲注(149)341-344 頁で説明されている。

[217] 規約の法的性質について、労働協約あるいは就業規則とみるかで契約関係にあるかどうか判断することになる。

しかしながら、裁判例において、厚生年金基金に係る規約を基にして、厚生年金基金と従業員間に年金支給契約が成立するかどうかについて、否定する事例がある。りそな企業年金基金・りそな銀行事件(東京地裁平成 20 年 3 月 26 日・ 労判 965 号 51 頁)。

①中途脱退者に対する年金の支給(159 条 1 項)に加え、②基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であって政令で定めるものを行うことができる(159 条 2 項)と規定された。そして、厚生年金基金令 49 条 3 号において、「基金の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究」と規定された。

これらの法令整備を受けて、資産運用上の規制も改正されることになった。政府は通達によって処理を図ったが、この中で重要なのが大蔵省銀行局により発せられた「適格退職年金信託及び厚生年金基金信託の資産運用について」[218]である。この通達は先の税制適格年金発足後に発せられた「企業年金信託の信託財産の運用について」を改めて、厚生年金基金における年金財産の運用を付け加え、厚生年金基金の財産運用に関する規制の根拠となった。

このように厚生年金連合会が設立されたことは、受託者責任を検討する上で特筆すべきことである。というのは、年金基金における受託者責任の発展普及に厚生年金基金連合会が多大な役割を果たすことになるからである。

(2) 制度発足後の状況

厚生年金基金が実施されると、厚生年金基金設置申請が 102 件提出され、そのうちの 87 件が認可されることになった 。これが「第 1 号グループ」である。この第 1 号グループは高島屋、森永、富士写真フィルム等の企業が含まれている 。業種別にみると、百貨店、食品、金融機関、運輸などが多い。加入員総数は 284,529 名であり、加入員最多の企業は鐘紡の 27,554 名である。基金の設立形態としては、単独設立が 48、連合設立が 37、総合設立が 2 であった[219]。

制度実施当初の昭和 41 年度は 142 基金、加入者数 50 万人であったが、厚生年金基金は昭和 40 年代に急増し、昭和 50 年代末には 929 基金、加入者数 534 万人にまで拡大したのであった[220]。

第一章における検討結果

本章の問題意識からすると、企業年金制度において信託が利用されるようになった経緯には、次のことがあると明らかになった。まず、戦後のインフレの影響により、退職一時金の平準化が事業主から要求され、そのための方策として日経連・信託協会・生命保険協会といった業界団体において退職年金制度が論じられるようになった。信託協会がこの問題について関与することになったのが、企業年金制度と信託とのかかわりの第一歩である。

これらの業界団体の要望を受けて、政府内部において税制優遇措置のあり方を含めて企業年金制度の実施が論じられたが、この過程において、母体企業と切り離した年金財産の

[218] 銀行局金融年報別冊・銀行局現行通達集昭和 42 年版 150-151 頁。
[219] 第一生命・前掲注(5)80-81 頁。
[220] 厚生省五十年史編集委員会(編)・前掲注(78)1420 頁。

管理運用が論じられるようになると、企業外で積み立てる外部積立方式として適切であったのが信託及び生命保険という二つのスキームであったことから、これらが企業年金制度のスキームとして適切であるとされ、税制適格年金制度において利用可能なスキームとされたのである。

しかしながら、この税制適格年金制度は厚生年金保険法改正までの措置という側面を有していたこともあり、企業年金制度の骨格を定めたとまでは言えず、企業年金制度が我が国において根付くには厚生年金基金制度の実施を待たねばならなかった。

厚生年金基金制度は適用除外方式を採用するかどうかで議論があったものの、年金制度の運用スキームとしては税制適格年金制度とは変わりがなかったことから、信託及び生命保険に限定することは維持された。厚生年金基金制度は厚生年金との調整のため代行方式を採るとされた結果、大企業により利用されることが多く、こうしたこともあり、わが国における企業年金制度を形作ることになったのであり、そうであるからこそ、厚生年金基金制度において資産運用スキームとされた信託が企業年金制度において大きな役割を果たすことになるのである。

もっとも、税制適格年金制度と厚生年金基金制度との間には、そのアクターに関する法律関係の設計が異なっていた。前者では事業主が委託者、信託銀行が受託者、従業員が受益者である他益信託とされた。従業員と運用受託機関との法的関係が存在したのである。その一方、厚生年金基金制度では当初そのような法律構成がとられていたものの、結果として成立した厚生年金保険法及び厚生年金基金令では厚生年金基金が委託者兼受益者、信託銀行が受託者となる自益信託とされた。税制適格年金制度とは異なり、従業員が除かれた点が特徴である。

自益信託か他益信託となるか、厚生年金基金との調整がなされるのかなされないのか、という点で違いはあるものの、税制適格年金制度及び厚生年金基金制度によって信託をスキームとして年金制度を運営する道を開いたのであり、以上のような経緯から、わが国の年金制度において信託が資産運用スキームとして用いられるようになったのである。

第二章　企業年金制度の整備

第一章では、年金制度と信託との関わりについて検討した。その検討から退職一時金の平準化を契機として税制適格年金制度が実施されたこと、厚生年金の給付改善に伴い企業年金制度との調整をする必要から厚生年金基金制度が実施され、当該制度では税制適格年金制度から引き続き信託会社及び生命保険会社が運用実施機関とされたこと、が明らかにされた。以上のような経緯により、企業年金制度と信託制度とが結合したのである。

年金制度と信託制度とが結合した経緯が明らかとなったものの、前述した本論稿の問題関心から、次に検討しなければならないことは、年金制度における受託者責任である。これについても前述したが、わが国における企業年金制度において「受託者責任」が問題とされるようになった経緯は、平成９年の「厚生年金基金の理事等の受託者責任ガイドライン研究会報告書」により、それまで不明確とされていた厚生年金保険法上の基金の理事等が負う「受託者責任」について、ガイドラインという形式ではあるものの、明確にされたことによる。この報告書以降、「受託者責任」が企業年金制度において広く論じられるようになり、最終的に、2001 年の確定給付企業年金法により整備された。

以上の経緯から法律上「受託者責任」が規定されることになったのであるが、序説で示したように、確定給付企業年金法上の「受託者責任」の規定には理論的に疑問があるとしたが、こうした理論的な不整合が生じる契機となった背景には、どのような要因あるのか、これが問題となる。第一章で厚生年金基金制度発足まで検討したが、同制度の設立に至る議論では「受託者責任」について論じられた形跡はない。こうしたことから、厚生年金基金制度発足以降、「受託者責任」が問題とされるようになったと考えられ、それについて明らかにする必要がある。

以上のことから、本章では、厚生年金基金発足以降、わが国において「受託者責任」についていつ論じられるようになったのか、また、どのようなことが論じられるようになったのか、という点について検討することが課題となる。

もっとも、検討に当たり、留保することがある。実は、後述するように、この問題は企業年金制度において当初は主たる問題ではなかった。というのは、企業年金制度において当初は論じられることが少なく、ERISA 研究の一部として取り上げられていたにすぎなかったからである。しかしながら、企業年金制度、とりわけ厚生年金基金制度において基金の自主性、とりわけ、基金による自主的な運用について説かれるようになると、自主的に運用するからには基金における運用担当者の責任を論じる必要が生じ、そうしたことから企業年金制度における「受託者責任」が論じられるようになったのである。こうしたこともあって、「受託者責任」の議論は基金の自主運用の問題と切り離すことができない問題である。このため、本章では、基金の自主運用、受託者の責任を巡る研究・議論と併せて「受託者責任」を検討することになる。具体的には、次の通りである。第一節では厚生年金基金制度発足から、1989 年の厚生年金法改正までの受託者責任に関する動向を検討する。受

託者責任に関する議論は第三節で取り上げる受託者責任検討委員会で本格的に論じられることになるのであるが、この 1989 年厚生年金保険法改正までの間に、年金制度における受託者責任に関する検討は進められており、その議論が、1990 年代における受託者責任に関する議論の下地となっている。そうしたことから、この時期の議論状況を明らかにすることは、90 年代の議論を検討するために必要な作業であると考えられるからである。

第二節では、以上のような議論を経て 1989 年に改正された厚生年金保険法について取り上げる。

第一節　ERISA への関心

前述したように、税制適格年金制度及び厚生年金基金制度は、法人施税法及び厚生年金保険法により運用受託機関が信託銀行及び生命保険会社と定められたこともあって、注意義務及び忠実義務といった受託者責任の規定は、信託銀行を規律する信託法の規定によっていた(221)。このように基金が年金財産を運用していたわけではなかったので、税制適格年金制度にせよ、厚生年金基金制度にせよ、その根拠法において受託者の責任について規定する必要はなかったのである。

しかしながら、昭和 40 年に厚生年金基金が実施され、平成元年に厚生年金保険法上受託者責任が規定される間の 20 年余り、全く年金制度における受託者の責任が論じられなかったわけではない。実は、1970 年代後半になると、アメリカの ERISA のインパクトもあって、わが国において受託者責任が検討されるようになったのである。

こうしたこともあり、本節では ERISA を契機とする受託者責任の検討状況について取り上げる。もっとも、検討するとしてどのような素材を検討対象とすべきか問題となる。これについては、第一章で日経連、信託協会、生命保険協会といった業界団体の動向を検討対象としたこととは異なり、本章では専ら厚生年金基金連合会の動向を検討対象とする。厚生年金基金連合会は企業年金の動向を調査・検討する公的機関として昭和 40 年厚生年金法改正により設置されたことは前述したが、こうした形式的な理由に加えて、厚生年金基金連合会は業界団体と連携して企業年金制度の政策提言を行ってきたこと、厚生省との人

---

(221) わが国において大正 11 年(1922 年)に初めて信託法が制定された。20 条において受託者の負う善管注意義務が次のように規定されていた。

「受託者ハ信託ノ本旨ニ従ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スルコトヲ要ス」

我が国において初めての信託法案は大正 7 年 8 月 5 日であるが、この草案作成の 2 日後の 8 月 7 日に、草案の修正・追加が行われたのであるが、この修正案第 10 条の 5 において善管注意義務が規定されたのである。条文の文言は本文で示した法 20 条と同じである。また、ここで規定された善管注意義務は民法 644 条を念頭に規定されたという。山田昭『信託立法過程の研究』(勁草書房・1981 年)108-110, 302 頁。

一方、忠実義務については一般的な規定が定められなかったものの、信託法上、どの条文が忠実義務の根拠となるのかという点について、信託法 9 条を根拠とする見解、22 条を根拠とする見解が対立していた。

もっとも、2006 年に信託法が改正され、新信託法では 30 条に一般的な忠実義務が規定されたことから、この問題は解決した。

的結合が密接であり(222)、企業年金制度の政策形成において大きな影響を持っていたと考えられること、が挙げられるからである。

第一款　ERISA のインパクトと企業年金法制の改革論

第一項　企業年金制度における二つの問題

厚生年金保険法改正により、厚生年金基金が実施されるようになり、厚生年金基金を設立する企業が増加していったことは前述した通りである。こうした状況は、税制適格年金制度及び厚生年金基金制度の創設に当たり参考とされた欧米諸国と同様に、わが国においても企業年金制度が定着しつつあることを示しているといえよう。

しかしながら、制度が着実に普及・充実していくについて、新しい現象が二つ生じた。第一の現象は、企業年金制度の先進国たるアメリカに端を発した。1974 年の従業員退職所得保障法(以下、ERISA とする)制定である。ERISA はスチュードベイカー事件を契機に、従業員の受給権確保のために制定された法律である(223)。また、同法では受給権保護以外に、年金基金を管理運用する受認者(fiduciaries)の行為責任を規定していた。それ以前に企業年金法制を統一的に規律した制定法がなかった当時において、ERISA は企業年金ガバナンスの観点から注目されることになったのである(224)。

第二の現象は、日本国内において生じた。企業年金制度が着実に発展していく中で、厚生年金基金制度において自主運用及び自家運用が要望されるようになったのである。わが国の税制適格年金制度及び厚生年金基金制度では税制上の優遇措置、設立要件、行政による監督などについては法律上規定していたが、前述したように、年金財産は外部積立方式とされた結果、税制適格年金及び厚生年金基金を採用する企業自身が直接年金財産を運用する構造とはなっていなかった。こうしたことから、企業年金の管理運用について企業の独自性がないことが問題とされ、各企業の状況に応じて、柔軟管理運用が目指されるようになったのであった。

これら二つの問題が企業年金改革の必要性につながり、厚生年金基金連合会において検

---

(222) 歴代の連合会の理事は厚生省の事務次官経験者(そのうち、年金局長を経験した者も含む)であり、調査部の課長などは厚生省職員(多くは年金局関係者)であったことから、連合会と厚生省とは密接な関係にあると推測される。この人的関係は二十五年誌 9-13 頁に紹介されている厚生省の歴代年金局長と連合会の歴代理事長就任者をみると明白である。

(223) 同事件を詳細に分析した文献として、ジェイムズ・A・ウーテン(著)、みずほ年金研究所(監訳)『エリサ法の政治史』(中央経済社・2009 年)57-90 頁。

(224) 後述するように、厚生年金基金連合会が ERISA の研究に着手したが、それ以外にも、信託協会及び生命保険協会といった業界団体も ERISA の研究に着手していた。例えば、信託協会では信託協会は信託業界独自に海外の信託業界の視察・調査を企画しており、昭和 52 年には、4 月 15 日から 5 月 8 日にかけて第 15 次信託銀行業視察団を欧米諸国に派遣した。派遣先はアメリカ、カナダ、イギリス、西ドイツ、イタリア、フランスである。第 15 次視察団の視察テーマは、第一に、「欧米諸国における銀行経営の諸問題」であり、具体的には①銀行経営上の諸原則に対する考え方、②当局の監督規制の現状と対応姿勢である。第二に、「米国における年金信託業務の動向」であり、具体的には①個人退職年金制度(Keogh Plan, IRA)の発達の背景と現状、②年金基金の資産配分の動向である。以上のようなテーマについて視察をした後に、「第 15 次信託銀行業視察団視察報告」と題する報告書が取りまとめられて公表している。

討されることになったのである(225)。

第二項　連合会における議論と「企業年金の望ましいあり方」

(1)　総合企画委員会

昭和 51 年 5 月 14 日、厚生年金基金連合会内部において、総合企画委員会が開催され、昭和 49 年以来検討されてきた厚生年金基金の制度改善に関する審議メモが発表された(226)。このメモの趣旨について、「今後の基金の方向について問題点を指摘し、審議検討を願う」というものであると説明されている(227)。

こうした趣旨から、厚生年金基金の展望が示されているのであるが、この中で、「厚生年金基金の基本的性格」、「諸外国の状況」など 12 の問題点が指摘されている。こうした問題点を指摘している特徴として、欧米における年金制度との比較の観点で論じていることが指摘できる。比較対象の欧米諸国として、メモには西ドイツ、アメリカ、ニュージーランド、スウェーデン、フランスが挙げられているのであるが(228)、とりわけ、アメリカと西ドイツについてはそれぞれ 1974 年、1975 年に企業年金法が制定された点を言及している点、アメリカでは積立方式で運営されている一方で、西ドイツではそうではないことが言及されている点が特徴的である(229)。

アメリカが積立方式である点に着目したからであろうか、受給権保護、資産の管理運用といった問題について論じている点が、これまでの企業年金制度の議論とは異なる。まず、現行法上、受給権が保護されていないことを取り上げ、何らかの方策を設ける必要性があるとする(230)。次に、年金資産運用をするとしても、運用受託機関が信託会社または生命保険会社に限定されており、安全確実に運用しなければならい趣旨からそのように定められた点は理解できるものの、基金の主体性とかかわりなく運用されている点を問題とする(231)。そして、そうした問題を解決する必要性が今後高まってくるという見通しを示し、資産の一部について自主管理を認める要望が現れる可能性を示唆する(232)。こうしたことを指摘したうえで、審議メモでは次のような問題解決策が示されている。まず、年金資産の運用についての制限を可能な限り撤廃することである。次に、資産の一部について、範囲、運用

---

(225) もっとも、連合会での検討であるから、税制適格年金制度まで含めた議論とはなっていない点には注意を要する。
(226) 厚生省年金局・厚生年金基金連合会編『厚生年金基金十年誌』(厚生年金基金連合会・1979 年)668 頁(以下、「十年誌」と記す)。
(227) 十年誌 668 頁。
(228) 十年誌 670-671 頁。なお、一部ではあるが、イギリスについて適用除外制度との関係で取り上げられており、「イギリスでは債権の立法によって、過去の報酬の再評価部分は企業年金で、裁定後のスライド給付部分は国で、支給する方法を 1978 年から実施する予定となっている。」ことが言及されている。前掲注(216)・十年誌 681 頁。
(229) 十年誌 670 頁。
(230) 十年誌 679-680 頁。
(231) 十年誌 682-683 頁。
(232) 十年誌 683 頁。

方法を定めたうえで、自主的な管理運用の途を開くことである[233]。

以上のような提言に対して、総合委員会では具体的な検討がなされず、これらの問題は基金にとって重要であることから、同委員会に小委員会を設置して検討することとした[234]。

(2)　基本問題検討小委員会

これを受けて設置されたのが、基本問題検討小委員会である。同委員会において基金のあり方について検討がなされてきたが、昭和 52 年 12 月 9 日に厚生大臣の諮問機関である年金制度基本構想懇談会から中間意見が出され、また、同月 19 日には社会保障制度審議会から「皆年金化の新年金体系」が建議されたことを受けて、連合会内部で従来の検討を発展させる必要性が広まった。こうしたことから、昭和 53 年 1 月、基本問題検討小委員会で、今後の基金制度の問題に関して基金関係者に加えて、母体企業関係者、学識経験者を含めた「企業年金問題懇談会」を設置して検討を進めていくことされた[235]。

(3)　企業年金問題懇親会と報告書「企業年金の望ましいあり方」

同年 2 月、「企業年金の望ましいあり方」を検討するために、「企業年金問題懇親会」が設置された。座長は平田富太郎博士である。メンバーは学識経験者、企業関係者、基金関係者及びアクチュアリー(年金数理人)であった[236]。この懇親会で検討された答申が同年 10 月 6 日に提出されたが[237]、前述したような基金の自主性について、国と企業年金制度との関係について論じる中でわずかに、「国は企業年金の育成と発展を促進するために、単に税法上の優遇措置の一層の改善のみならず、もっと広範かつ積極的に育成をふくむ各種の措置を講ずるとともに、もっと企業の自主性と創意を尊重することが必要であ」ると述べるにとどまっている[238]。この有り様を見ると、前述した審議メモから後退した印象を受ける。

この後、こうした一般論にとどまる言及が次第に変化していくことになる。その主たる要因は ERISA の研究が進み、諸外国における企業年金制度の理解が深まったことによる。この点について、次に検討する。

第二款　ERISA に関する研究

1974 年にアメリカにおいて ERISA が成立すると、わが国においても ERISA に対する関心が高まり、厚生年金基金連合会、信託協会、生命保険協会をはじめとして、様々な調査が行われることになる。

こうしたことから、以下では、厚生年金基金連合会が ERISA について調査した動向を取

---

[233] 十年誌 683-684 頁。
[234] 十年誌 684 頁。
[235] 以上の経緯について、十年誌 862-863 頁。
[236] 厚生省年金局企業年金課(監修)・前掲注(149)130 頁。
[237] この答申は旬刊福利厚生 943 号(1978 年)38-42 頁に掲載されている。
[238] 旬刊福利厚生 943 号(1978 年)42 頁。

り上げることにする。このような作業を行う理由は、企業年金法制において実務が主導的に研究を進めてきたことが挙げられる。実務において受託者の責任についてどのような研究がなされていたのかを理解することは、その後の受託者責任に関わる議論を理解するためには必要な作業であろう。

厚生年金基金連合会は昭和 53 年に「米国における私的年金の主要問題」と題する報告書(239)、昭和 55 年に「欧米四ケ国における企業年金の受給権保証保険制度」と題する報告書(240)、昭和 57 年に「欧米における受給権保証保険制度の動向 : 支払不能保険に関する保険者国際会議から」と題する報告書(241)を公刊した。

これらの報告書の中で、特に、「米国における私的年金の主要問題」は、他の報告書と異なり、ERISA を専らの研究対象としており、受託者責任及び支払保証についても検討していることから、この報告書を取り上げて検討することにする。

① 受託者責任について

報告書中、「8. 受託者(Fiduciary)の責任について」という項目を立てて、次のようなことを述べている(242)。すなわち、ERISA は「年金プラン(このプランは基金を指すと考えられる――筆者注)の管理運営や年金資産の管理、割当、処分について責任と権限をもつ者を『受託者』として非常にきびしい責任を課した」こと、ERISA によれば「『指名受託者』を任命しなければなら」ず、「指名受託者はそのプランに関して加入員と受益者の利益を守るためにのみ行動し、加入員と受益者の給付を保障するため資産を保全し、又合理的な運営管理費を支弁するために、あらゆる義務を負う」ということ、そして、「この義務を果たすに当たっては、いわゆる賢者の原則(Prudent Man Rule)に従わなければならない」と述べる(243)。ERISA の構造として受託者が制度運営上の要となることを的確にとらえており、そうした受託者には数々の厳格な義務が課せられるが、そうした義務の中で、とりわけ「賢者の原則(Prudent Man Rule)」に従うことが重要であるとしている。

この「賢者の原則(Prudent Man Rule)」について、「受託者は、同様の知識と能力をもった賢者ならば、同様の性格と目的をもつ企業の行動と同じ程度に、注意深く、手馴れた、思慮深い、勤勉な行動をとって、これらの義務を履行することが要求されるのである」と説明している(244)。加えて、この義務について具体例として、「受託者は自分自身の利害のためにプランと取引を行うことは禁じられ、プランの利害関係者(プランを設置した事業主、プラン加入者、関係労働組合やプランの職員)を相手方として売買を行ったり、贈り物を受

(239) 厚生年金基金連合会『米国における私的年金の主要問題』(厚生年金基金連合会・1978 年)。
(240) 厚生年金基金連合会編『欧米四ケ国における企業年金の受給権保証保険制度』(厚生年金基金連合会・1980 年)。
(241) 厚生年金基金連合会『欧米における受給権保証保険制度の動向 : 支払不能保険に関する保険者国際会議から』(厚生年金基金連合会・1982 年)。
(242) 厚生年金基金連合会・前掲注(239)54 頁。
(243) 厚生年金基金連合会・前掲注(239)54 頁。
(244) 厚生年金基金連合会・前掲注(239)54-55 頁。

取ったり、年金資産の中からお金を貸したりする取引をしてはならないし、又資産の運用に当たっては巨額の投資損失を極小化するために投資の多様化に努めなければならない。事業主の発行する証券又はその不動産への投資は年金資産の 10%を超えてはならない、と定められた」と述べる(245)。

このように、ERISA における受託者の役割と責任という法的問題ついて端的に述べられているのが、この点がこれまで企業年金において問題とされ、指摘されてきたこととは異なっている。本報告書が企業年金についてこれまでとは異なる段階の問題に関心を向けるようになったことを示すものであるといえよう。というのは、従来の年金制度に関する調査研究は税制優遇をどのように行っているのか、公的年金制度との関係はどのようなものか、といった点についての検討が中心であったからである。

もちろん、年金制度における受託者の責任という観点からの研究について蓄積がなかったこともあって、受託者の責任に関する理解について疑問もある。すなわち、指名受託者はあらゆる義務を負うとして、その義務を果たす際に、「賢者の原則(Prudent Man Rule)」に従わねばならないとするが、果たしてそのような理解がエリサの理解として適切であるのかが疑問である。報告書の「賢者の原則」なる用語は Prudent Man Rule の訳語として記載しているが、Prudent Man Rule とは法律用語としては「慎重人原則」(246)あるいは「思慮ある合理的な人間を基準とするルール」(247)と訳され、このルールは善管注意義務として理解される。しかしながら、報告書ではこのルールの具体例として、利益相反あるいは利益取得が挙げられている。この利益相反及び利益取得が問題となるのは、忠実義務であって、善管注意義務において論じられにくい(248)。このように「賢者の原則」の内容として善管注意義務と忠実義務の両方を含めて論じていることから、十分な理解がなされていない印象を受ける。

もっとも、このように法的な観点からの理解について問題が指摘できるとしても、当時においてはこのような紹介がなされたこと自体に意義があるのであって、こうした義務に関する理解がこれ以降どれほど深化したのかが重要である。

② 支払保証制度について

報告書では「2. 年金プラン終了保険と多数事業主プランについて」という項目において、ERISA 上の支払保証制度について検討している(249)。報告書によると、ERISA 第四章において、年金給付保証公庫(PBGC)が規定されており、規定された趣旨は確定給付年金制度が

(245) 厚生年金基金連合会・前掲注(239)55 頁。
(246) 田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会・1991 年)
(247) 樋口範雄『フィデュシャリー[信認]の時代』(有斐閣・1999 年)188 頁。
(248) 日本法では善管注意義務と忠実義務が同じ義務であるかどうか議論になるが、イギリス法を見ると、注意義務と忠義津義務の効果の違いから(善管注意義務違反は損失補償(損害賠償)であり、忠実義務違反(利益相反禁止あるいは利益取得禁止違反)は擬制信託が成立したうえでの利得の返還)、両者は別の義務であると考えることができる。
(249) 厚生年金基金連合会・前掲注(239)20-34 頁。

給付に要する資産が不十分のままで終了した場合に、労働者や退職者が権利を付与された年金給付を失うことがないように保護するために設置した、と説明されている(250)。

また、PBGC の運営についても取り上げており、PBGC は労働省内におかれ、労働、商務、財務三長官により構成される理事会により運営されること、自己金融により運営されること、公庫の収入源は被保険者たる事業主からの保険料であること、といったことが説明されている(251)。

こうした説明以外にも PBGC の内部構成や給付に要するための原資が不足した場合には財務省から 1 億ドルを借り入れる権限があること、同権限は実行されていないこと、保険料を引き上げる権限があることなど(252)、PBGC の制度内容について詳細に分析している。

以上のように、昭和 53 年段階において PBGC の内容について詳細に把握していたことが理解できる。

昭和 53 年段階における ERISA についての理解は以上である。ERISA 制定から 10 年になるものの、厚生年金基金連合会では ERISA について詳細な研究がなされていたとともに、ERISA について深く理解していることが理解できよう。このように、理解が進む中で、当然のことながら、わが国における年金資産運用上の問題も意識されるようになり、その問題の是正が図られるようになった。これについて、次に検討する。

第三款　自主運用と「受託者責任」

前述したように、アメリカの ERISA に関する研究がなされ、その研究に基づいて、わが国における年金資産運用上の問題も意識されるようになった。この問題について論じられることとなった起源は、昭和 57 年 7 月に公刊された報告書「企業年金研究会―頼りがいのある企業年金を目指して―」にあるとされる(253)。

それでは、この報告書において、いかなることが問題と認識されたのか。この点について、明らかにするのがここでの課題である。

第一項　報告書「企業年金研究会―頼りがいのある企業年金を目指して―」

昭和 56 年 6 月、厚生省年金局において、企業年金の望ましいあり方について検討を行うために「企業年金研究会」が設置された(254)。昭和 57 年 7 月に同研究会の検討結果が公表された。それが報告書「企業年金研究会―頼りがいのある企業年金を目指して―」である。本報告書は前述したように、わが国において厚生年金基金の自主性を問題とした点で意義

(250) 厚生年金基金連合会・前掲注(239)20 頁。
(251) 厚生年金基金連合会・前掲注(239)20 頁。
(252) 厚生年金基金連合会・前掲注(239)21 頁。
(253) 厚生省年金局・厚生年金基金連合会編『厚生年金基金二十五年誌』(厚生年金基金連合会・1993 年)496 頁。以下、二十五年誌と記す。
(254) 二十五年誌 102 頁。

があるとされている。そうした自主性が基金による年金資産の自主的な運用をも念頭に置き、運用をすることになれば、基金自身の運用についての責任も問題となり、その点についても取り上げているのが、更なる意義である。

以上のことから、基金の自主性と自主的な運用に伴い生じる行為責任についてどのようなことが提言されているのかを確認するのが、ここでの課題である。

まず、報告書では厚生年金基金制度発足より基金が順調に発展していることが示されている。しかしながら、そうした発展の一方で、新たな問題も生じているとし、その例として、基金の資産運用に制約があり、そうした制約は基金の発展を妨げる事態になっていると述べている(255)。

また、資産運用のあり方について、具体的な問題点を指摘している。

「基金の資産運用のあり方については、昭和 40 年の厚生年金保険法の改正によって厚生年金基金制度が制度化された際、すでに適格退職年金制度が発足をみていたために十分な議論が行われることなく、適格退職年金のそれにならったという経緯がある。しかしながら、基金と適格退職年金とはその設立規模、基金という独立法人を設立し事務処理を行うという点等において基本的な相違があり、資産運用について基金は、適格退職年金のそれにならわなければならないという必然性も必要性も今日では存在しないのである。」

ここでは、厚生年金基金制度が税制適格年金制度に倣い発展してきたことを述べつつも、同制度を踏襲する必然性がなくなりつつある状況を述べており、とりわけ、資産運用についてこの状況を強調している。この資産運用の問題について、報告書は更に説明を続ける。

「資産運用については、それが安全であるばかりでなく、有利であることが基本原則である。その前提として、受託機関の健全な自由競争が確保され、展開されていることが不可欠であって、自由競争の制約要因はできる限り除去されなければならない

このような観点から、基金の資産運用のあり方については、基金の自主運用を含めて、受託機関の範囲拡大、運用規制の緩和、受託機関の変更やシェア変更の弾力化、受託機関から基金に対する報告のあり方(報告の内容、頻度等の改善)、運用に関する情報開示(ディスクロージャー)制度の確立等の諸問題について検討する必要がある。」

こうしたことを問題とする背景には、厚生年金基金側が運用受託機関に対して不満を抱

(255) 「…しかし、量的には普及したものの、企業年金は質的には多くの問題を抱えていることも事実である。年金の実質価値の維持が図られていないこと、資産運用面での制約や税制上の優遇措置の不十分さ等問題は多く…」と指摘されている(二十五年誌 765-766 頁)。また、「企業年金の成長発展期である今日、企業年金に対する規制はできる限り緩和されることが望ましく、一層の育成策がとられるべきであるが…」と述べ、こうした制約が発展の障害になっていることを示唆している。

いていたことが指摘できる。前述したように法律上、運用について運用受託機関に委ねることとされていたため基金が自主的に運用受託機関を選定できなかったこと、運用受託機関から基金に対して情報提供が不十分であること、様々な運用受託機関があるにもかかわらず利回りが各社横並びであること、といった問題点が指摘されていた(256)。これらについて基金側が問題視していたこともあって、報告書に問題点として取り上げられ、その解決策が提言されたのである。

もっとも、以上のようなことを論じつつも、報告書は問題点の指摘にとどまり、それ以上の深い検討はなされていない。この点は問題点として指摘できる。こうした点について検討がなされるのは、次に取り上げる報告書においてである。

第二項　報告書「基金主導の資産運用をめざして」

企業年金研究会は前述のような認識を示し、その是正を図るよう提言を行った。そのような提言を受けて、厚生年金基金連合会の資産運用小委員会は、資産運用のあり方について検討を行うために、資産運用専門委員会を設置した(257)。昭和 58 年 5 月、この専門委員会が検討結果を踏まえて公表したのが、報告書「基金主導の資産運用をめざして」(258)である。この報告書において本論文の課題である受託者責任が言及されることになったのである。ただし、報告書では「受託者責任」という用語は使われていない。以下では、便宜的に「受託者責任」と記述している。

(1)　基金の動向

同報告書において、専門委員会は「資産運用については、昭和四〇年当時すでに設けられていた税制適格退職年金に範を求め、年金数理など枢要な年金業務と同じく信託銀行及び生保会社に全面的に委託することとされた」(259)と述べて厚生年金基金の歴史的特質を指摘する。そして、基金の現状について、基金の年金資産も年率 30%近いスピードで増加し

---

(256)　二十年誌 253-255 頁[矢野朝水発言]。

(257)　前述したように、厚生年金基金連合会は ERISA 研究を行っていたが、それに伴いアメリカの年金制度についての調査も進められていた。アメリカの年金基金に関する理解が進むにつれ、日本の基金は法律により定められていることとはいえ、基金自らが制度を運営するという自主性に乏しいことが基金関係者に認識されていたようである。例えば、昭和 56 年 8 月より厚生省から厚生年金基金連合会に出向していた矢野朝水氏(元厚生省年金局長、厚生年金基金連合会専務理事)は昭和 56 年 11 月に訪米してアメリカの受託機関及び基金を調査したが、その時の体験に基づいて日本の厚生年金基金について次のような印象を語っている。

「アメリカでは盛んに自由競争が行われており、基金が主体性を持っていろいろな受託機関を使って運用をしている。…アメリカのやり方を見て、わが国の実態を振り返ると情けなくなりました。当時二〇年遅れていると言われていましたが、大きなショックを受けました。」

そうした体験があってか、矢野氏は帰国後に基金の自主性、資産運用の問題について検討する委員会(資産運用専門委員会)を設置した。時期は定かではないものの、矢野氏によれば昭和 57 年 10 月頃とされる。二十五年誌 253-255 頁。

(258)　二十五年誌 803-825 頁所収。

(259)　二十五年誌 805-806 頁。

ていることなど、急速に発展している現状認識を示す(260)。

その上で、「基金の資産運用について、これまで信託銀行、生保会社が果たしてきた役割と功績は正当に評価しなければならない。しかしながら、基金の保険者としての立場や資産運用をめぐる環境の変化等に照らしてみると基金の資産運用については次のような問題が指摘できよう」と述べ、問題点とその改革の方向性を指摘している(261)。こうした議論は主として基金の自主性に力点が置かれており(262)、基金の自主性を前提としたうえで、厚生年金基金制度における「受託者責任」についても論じている。

(2) 受託者責任について

まず、「受託者責任」の問題点として、大きく分けて二点を問題にしている。第一に、基金及び運用受託機関の「受託者責任」である。第二に、財産の管理運用方法である。前者では忠実義務及び善管注意義務のあり方を問題とし、後者では善管注意義務が具体的に問題となる管理運用方法を論じていると整理できよう。以下ではこの二つの問題を取り上げる。

① 基金

前者の問題について、報告書は基金と運用受託機関の二つに分けて論じている。すなわち、「基金は本来保険者として程度の差はあれ資産運用について最終的な責任を有すると考えられるが、受託機関に全面委任するという体制の中で基金の責任はあいまいなものとなっており、また、増大する基金資産の運用に対する取組みも一般的には不十分なものと言

(260) 二十五年誌 805-806 頁。

(261) この後の本文中で取り上げる第一と第二の問題以外は次の 4 つである。二十五年誌 806 頁。
③ 資産運用の実態及び運用成果は信託銀行と生保会社では異なるが、信託銀行だけあるいは生保会社だけについてみると、各社極めて画一的かつ同調的な結果となっており、基金の実態や経済の動向を踏まえ受託機関ごとの特徴を生かした自由競争による資産運用が行われているか疑問である。これは、主として受託機関が信託銀行(八社)及び生保会社(二〇社)に限定され、自由競争が制約されていることあるいは画一的で厳格な運用規制のためと考えられる。
④ 資産運用に関する情報は不十分にしか開示されず、また、開示された情報も断片的で必ずしも運用成果を客観的に把握できるものでないため、基金は資産所有者であるにもかかわらず、資産運用の実態及び運用成果について十分把握することが困難となっている。
⑤ 資産運用に関する規制や慣行の中には、今日ではもはや合理的な根拠に乏しいものや基金の主体性ある資産運用にとって阻害要因となっているものが見受けられ、個々の基金の実態や経済の動向等に対応した効率的な資産運用を困難にしている。
⑥ 年金資産の運用に当たっては、単年度の運用成果ばかりではなく、長期的にみた運用成果も考慮する必要があるが、現状をみると単年度の運用成果の向上に傾斜した運用が行われており、年金資産の長期性に対する配慮が必ずしも十分でない。

(262) 基金自体の問題として、基金が自主性を備えるように提言している。すなわち、「基金は資産運用を運用受託機関へ委託した場合と言えども、保険者としての責任を免れるものではない」 こと、「本来資産の運用はその所有者が行うのが原則である。かかる意味から運用受託機関の範囲拡大の一方法として自主運用も認められるべきであろう」 ことを提言していることから、現行法上は資産運用を運用受託機関に委ねざるを得ないがそうであるからと言ってすべての責任を他者に委ねるべきではなく、年金制度の運営は元来基金が責任を負っているのであって、そうした責任を果たすべきであり、それこそが本来の企業年金制度の姿であると考えているのであろう。こうした考えの背景には当然のことながらアメリカにおける企業年金制度像があるといえよう。二十五年誌・808, 810 頁。

え」ること、第二に、「受託機関は本来基金の受給者及び加入員の利益のみを考慮して専門家としての高度なノウ・ハウと善良な管理者としての注意義務をもって資産運用にあたるべきであるが、このような受託者としての忠実義務が十分確保されているか必ずしも明らかではない」ことを指摘している(263)。第一の問題点は、税制適格年金制度以来の問題であるといえる。すなわち、税制適格年金制度では、企業が年金制度を実施するとしても、それには税制上の優遇措置を与えられることから、濫用を防止する必要があり、そうしたことを担保する仕組みとして外部積立方式が導入された。そして、厚生年金基金制度はこうした適格年金制度をベースにして制度設計された。資産の運用について制度内在的に運用受託機関に全面的に依存する構造となっているのである。

こうした構造から、厚生年金基金が資産運用について運用受託機関に依存することになり、資産の管理についての規範意識が乏しくなると考えられることである。

② 運用受託機関

第二の問題は、運用受託機関の忠実義務の不明確性である。旧信託法では忠実義務を具体化した利益相反禁止等は規定されていたものの、一般的な忠実義務については条文上規定がなく、学説上争いがあった。こうしたことから、報告書では一般的な忠実義務が規定されていないことを以て、忠実義務の不明確性を問題としたのであろう。なお、報告書では善管注意義務と忠実義務とが明確に区別して論じられていないことが指摘できる。この理由について、最高裁昭和 45 年 6 月 24 日判決(民集 24 巻 6 号 625 頁)における善管注意義務と忠実義務との関係についての判示を意識していたかどうかは不明であるため、これ以上論じることは不可能である。

以上の問題点に対する解決策を、報告書は「(1) 受託者責任(忠実の義務、善良な管理者の義務)の明確化」と題する項目で論じている。その記述によると、基金は年金給付に対して責任を負い、当該「責任を果たすためには、基金の加入員及び受給者の利益のみを考慮し全力をあげて資産運用に努力すべきである」こと、基本的な資産運用方針を示して当該方針を満たす運用受託機関を選定し、運用受託機関を評価したうえで引き続き運用を委託するかどうかについて責任を負う、としている(264)。前者は忠実義務の問題であり、後者は注意義務の問題であると考えられる。加えて、運用受託機関も基金と同様に基金の加入員及び受給者の利益のみを考慮すること、専門家としての高度な技能と善良な管理者としての注意をもって資産の管理運用にあたるべきことをも説きつつ、こうした運用受託機関の責任は信託法上規定されているものの、明確ではないと説く(265)。

こうしたことを踏まえて、報告書は厚生年金保険法において基金及び運用受託機関の責任(忠実義務及び善管注意義務)を規定するよう提言する。

---

(263) 二十五年誌・806-807 頁。
(264) 二十五年誌・808 頁。
(265) 二十五年誌・809 頁。

③　問題点

もっとも、以上のような提言には疑問がある。基金が「受託者責任」を負うとしているが、誰に対して基金が当該責任を負うのかという点が不明確である。「基金が保険者として年金給付の責任を負う」と言及している点から、基金が加入者及び受給者に対して責任を負うことになると推測されるものの、前述したように厚生年金基金制度では基金が委託者兼受益者、運用受託機関が受託者となる構造となっており、基金と加入者・受給者は規約上関係するにとどまっていることからすれば、信託法上想定される受託者・受益者間関係は基金と運用受託機関の関係であって、基金が「受託者責任」を負っているわけではない。また、規約は直接的に契約とはならないことから、規約の定めに違反したからといって直ちに法的責任を追及できるわけではない。

こうした制度上の法律関係を踏まえたうえで、基金が加入者・受給者に対して「受託者責任」を負うとする関係を新たに創出しようと試みているのか、という点については依然として疑問がある(266)。

しかしながら、以上のことが明確に認識されて議論されたにせよそうではないにせよ、本来的に年金給付に関して加入者・受給者に対して基金は責任があるといえ、そうした基金について加入者等に対する責任が規定されていないことは問題であり、立法により基金に行為責任を課すべきだとの考え方は妥当であるといえよう。

(2)　運用規制について

資産運用規制については、次のような問題があるとしている。すなわち、現行制度では資産運用について、信託銀行に対しては大蔵省銀行局長通達により、生命保険会社に対しては保険業務施行規則により規制がなされていることを指摘しつつ、①これらの規制は元本の安全性にのみ着目した規制であり、将来の年金給付を確保するという年金資産の目的に対する配慮が乏しいこと、②基金の資産運用には個別の基金の状況が反映されるべきであるのに、画一的な規制がなされていること、③個々の受託機関の安全性にのみとらわれた規制がなされていること、④現行の運用規制は受託機関が限定されていることとあいまって、極めて保守的、かつ画一にして同調的な運用を招く大きな原因となっていること、などである(267)。その上で、こうした問題を解決するためには、「基金の資産運用に対する規制のあり方としては、基金は年金の成熟度、母体企業、事業所の実態がそれぞれ異なり、

(266) こうした疑問を抱くのは、後述する厚生年金基金における理事等の「受託者責任」を巡る一連の議論の中で、「受託者責任」を負うのが基金の理事等に限定され、基金の「受託者責任」については規定されなかったことを念頭に置いているからである。結局、厚生年金基金制度において論じられた「受託者責任」の議論において、こうした基本的な法律関係についてどう改めるのかといった理解が十分ではなかったことから、信託法上の忠実義務及び善管注意義務の議論(受託者と受益者間の規律)が、会社・取締役間関係の忠実義務及び善管注意義務という法人の内部関係の議論と混同され、実質的に基金が加入者及び受給者に対して年金を給付する責任があることから生じる外部関係としての「基金と加入者及び受給者間関係」とを規律しようと試みるのではなく、内部関係に過ぎない「受託者責任」論が展開されることになり、基金・理事間の忠実義務・善管注意義務にとどまる「受託者責任」が論じられることになったと推測される。

(267) 二十五年誌 815-816 頁。

極めて多様性に富み、しかも経済情勢は絶えず変化するものであるとの基本的な認識が必要である」とし、「このような基本的な考え方に立てば、わが国においてもアメリカの一九七四年年金法における受託者責任(忠実の義務、プルーデント・マン・ルール等から成る)のように一般的、概括的な規制にとどめるべきであろう」と述べる(268)。これは現行法の運用規制がかえって足枷となっていることから、そうした運用規制を設けるのではなく、投資者が投資者としての専門的な判断に基づいて適切であると考えられる投資を行えるように転換を試みているといえる。

このように、本報告書では前述した「企業年金研究会―頼りがいのある企業年金を目指して―」とは異なり、歴史的に踏襲されてきた適格年金のシステムを克服し、厚生年金基金の自主的かつ独自のシステムを構築する必要性を説くことに加えて、そのような独自のシステムを支える仕組みとして、忠実義務(報告書の用語に従えば「忠実の義務」)及び注意義務といった受託者責任を述べ、問題点の改善策を指摘・提言する点である。受託者責任について言及することになった背景には、前述したアメリカのエリサ研究の蓄積があるといえる。以降の制度改革の議論は、この報告書に沿って進められていくことになる(269)。

第三項　昭和 60 年代の報告書――基金の自主性の促進――

昭和 60 年代に公表された報告書として、次の二つが重要である。第一の報告書は、昭和 62 年 5 月に厚生年金基金連合会が公表した「企業年金制度改善特別委員会中間報告―基金の躍進と自主運用をめざして―」であり、第二の報告書は昭和 62 年 7 月に厚生大臣の私的諮問機関である企業年金研究会(270)が公表した「厚生年金基金の育成普及方策のあり方について」である(271)。これらの報告書は、「基金主導の資産運用をめざして」に示された方向性のもとで、厚生年金基金制度の改革を提言しているものの、そこからさらに進んで問題を指摘している点が特徴である。

まず、第一の報告書では基金の自主性について、次のように指摘している。現行制度は基金が法人格を有し「目的たる加入者に対する年金給付の業務を遂行するため、自ら意思を決定し、自ら実行することが基本となるべき」であるが、基金の自主性が機能していない状況にあり、そうした要因として、「基金の創設に際し、基金制度が欧米諸国でも類令のない新しい制度であるため、基金運営の安全性の極端な重視が」あったことにあると論じている(272)。こうして基金の自主性の欠如を問題としつつ、裏返しの問題として現行制度上、信託銀行及び生命保険会社に対して包括的な委託が義務付けられていることも自主性の欠

(268) 二十五年誌 815-816 頁。
(269) 厚生省から厚生年金基金連合会に出向していた(昭和 56 年 8 月から)矢野朝水氏(元厚生省年金局長、厚生年金基金連合会専務理事)によると、この報告書が「その後の進め方の基本となった」という。二十五年誌 255 頁。
(270) 企業年金研究会は昭和 61 年に設立された。二十五年誌 294 頁。
(271) 報告書は二十五年誌 943-957 頁に掲載されている。
(272) 二十五年誌 910-911 頁。

如につながると考えているようである(273)。この自主性の欠如の解決のために、「資産管理者としての基金の責任を法律上明確にした上で運用方法の決定は基金自身が基金の責任において自主的に行う自主運用を本則とすべきである」と提言している(274)。

ここで「自主運用」とはどのようなことを意味するのかが問題となるが、報告書によれば「資産運用を外部の運用機関に委託するか、個々の資産の取得や処分の決定を基金自らが行う自家運用(インハウス運用)にするかは、基金自身が基金の実情に応じて自主的に決定することになる」と説明している(275)。

こうした自主運用に加えて、先に問題とした運用受託機関についてもその拡大を提言しおり、投資顧問会社を例に挙げて新たな運用受託機関とするよう提言している(276)。ここで投資顧問会社について例に挙げた背景について、報告書では示唆されており、投資顧問業法が制定されたこと(277)、同法に基づき投資顧問業として登録を受けたのは 184 社に及んで

---

(273) 二十五年誌 911 頁。
(274) 二十五年誌 928 頁。
(275) 二十五年誌 928 頁。
(276) 二十五年誌 929 頁。
(277) 投資顧問業は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律により規律され、同法案は昭和 61 年 3 月 31 日に第 104 国会に提出され、可決・成立し、同年 5 月 27 日に昭和 61 年法律第 74 号として公布された。同法は「米国の投資助言者法等、外国の法制やわが国の消費者保護関連法令等を参考にして立案されているが、登録・認可の二段規制、役務取引におけるクーリング・オフの導入等、従来の立法例ではみられなかった諸措置を盛り込んでおり、消費者保護関係法規としては画期的なものであると考えられる」 と指摘されている。参照、長谷川靖「『有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律』の概要」金融法務事情 1125 号(1986 年)7 頁。

アメリカをはじめとした諸外国をまず強調している点から、本法律は諸外国の影響を多分に受けているものといえよう。その一方、投資顧問業者に対する規制として、開業規制と行為規制の二種類の規制が敷かれ、後者の規制の中には、次のような規制がある。

「(忠実義務)
第 21 条　投資顧問業者は、法令の規定及び投資顧問契約の本旨に従い、顧客のために忠実に投資顧問業を行わなければならない。」

本条の趣旨として、以下のことが述べられている 。

「…(中略)…投資顧問業のように情報を提供する業務の場合には、対象が無形のものであって、その内容の適不適が有形のものに比べ明確ではないことから、本条において、特に、投資顧問業者は常に顧客の利益を第一に考えて忠実にその業務を行わなければならない旨を定めた者である」。

「また、有価証券市場においては、投資者としての投資顧問業者と、投資者としての顧客が競合関係に立つ場合もないわけではないことから、特にこの規定を設け、投資顧問業者は顧客と利益相反関係にある場合に立つことを避けるべきであり、顧客との関係において忠実に投資顧問業を行わなければならないこととしたものである」。参照、投資顧問業関係法令研究会編『投資顧問業法逐条解説』(大蔵財務協会・1994 年)98 頁。

また、投資顧問業者と顧客との情報格差が大きく、潜在的な利益相反の可能性が高いことから、そうした事態を予防するために、顧客の最善の利益を追及するように業務を遂行させるべく忠実義務を課している。この忠実義務について、前述したように、アメリカの影響を強く受けたと言えるのであるが、この点について、「本法律は、米国の投資助言法をはじめ、英米法を参考にしており、本条は英米法におけるこのような忠実義務を、信任的法律関係を基礎とする投資顧問業及び投資一任契約に係る業務にも導入したものである」 と述べ、英米法の忠実義務の影響を受けていることを明らかにする。参照、投資顧問業関係法令研究会編・99 頁。

ただし、英米法の影響を強く受けているとはいっても、英米法における忠実義務違反の代表的な効果としての利得の吐き出しについては採用せず、本条違反の効果を、法 38 条に基づく大蔵大臣による投資顧問業の登録取消しと法 39 条に基づく一任業務の認可取消しとしている。順守すべき行為規範を増やした点には意義があるものの、当該行為違反に対する法律効果についてみると取り立てて特徴的なものはない。

いること、登録を受けた企業の業種が銀行系、証券系、外資系など、多様な設立母体であり、競争原理のもとでそれぞれのノウ・ハウが期待できること、が述べられている(278)。

また、支払保証制度についても言及している点が特徴的である。海外において企業倒産時に年金給付を保証するために保証制度が設けられていることを紹介している。それを踏まえて、日本は外部積立による事前積立法制により運営されていることから、現状ではそのような制度について必要性があまりないとしつつも、将来的には必要となりうること、制度を実施するとしても負担の問題も生じることから、慎重に検討することにとどめている(279)。

このように第一の報告書では、基金の自主性の確保に加えて、運用受託機関の拡大について投資顧問業を追加すること、支払保証事業を今後の検討課題としてことに特徴があるといえる。

第一の報告書は前述したような内容を提言していたが、このうち、支払保証事業についてさらなる検討をしたのが、第二の報告書である。厚生年金基金について、企業から独立した法人であり、厚生大臣の指揮監督下で運営されるため、受給権保全に優れているとしつつも(280)、将来的に厚生年金基金が普及すると企業倒産による受給権保護が問題とされる可能性があるという見通しを示し、支払保証制度について検討を進める必要性を説く。そして、検討に際して、保証対象の範囲、保険料の設定、制度への加入方式などが問題となることから、こうした点について検討をすべきと説く(281)。

第二節　平成元年厚生年金保険法改正

以上のような経緯を経て、まず、昭和 63 年に厚生年金保険法が改正された。同改正により、厚生年金基金連合会による支払保証制度が実施されることになった(法 159 条 2 項 1 号)。これまで連合会内部で論じられてきたことが実現したのである(282)。

次に、平成元年に厚生年金保険法が改正されることになった。この改正により、厚生年金基金の自主運用が認められるとともに(283)、基金の理事の行為責任(284)について規定され

---

(278) 二十五年誌 929-930 頁。

(279) 二十五年誌 923 頁。

(280) 二十五年誌 945 頁。

(281) 二十五年誌 956 頁。

(282) 昭和 63 年改正により、厚生年金基金連合会が解散した基金から年金財産等の移換を受け、プラスアルファ部分(厚生年金相当分以外の企業が独自に付加する部分)をも含めた年金給付を行うことになったが、積み立て不足がある場合、不足部分を補填しない限り、加入者の年金受給権を保全できないことになるため、こうした事態に備えて、連合会が解散加入員の年金給付額を確保する事業(支払保証事業)を行うことになったのである。

この支払保証の対象となるケースについて、厚生年金基金連合会規約においても定められており、①設立事業所の倒産、②設立事業所または設立事業所の属する業界の業績悪化、③その他厚生年金基金の存続が極めて困難になると認められる場合、とされている。

以上の点について、二十五年誌・190-193 頁。

(283) 平成元年の法改正の趣旨について、国会の審議の中で、厚生労働省年金局長の水田努氏により明らかにされている。平成元年 11 月 21 日の衆議院社会労働委員会における水田氏の答弁によれば、次のような

ることになった(なお、この改正により、厚生年金基金設立時に問題とされた人員要件についても改められ、1,000 名から 400 名へと引き下げられた)。以下では、平成元年改正について取り上げる。

平成元年 3 月 29 日、内閣により国会へ法案が提出され、同年 11 月 9 日に衆議院において審議が開始された。法案は 11 月 30 日に本会議において採決され、参議院に回付された。参議院では 12 月 5 日から審議が開始され、12 月 15 日に本会議で採決された。このように、改正法案は短期間の審議を経て成立したのである。また、この法改正に伴い、平成 2 年 3 月 6 日に厚生年金基金令、翌日に厚生年金基金規則も改正された。

国会における審議において、「受託者責任」について目立った議論がなされていないため、これまでのように審議の内容について検討することはせず、成立した改正厚生年金保険法の内容について取り上げることにする。

(1) 自家運用

改正法において、基金が自主的に年金財産を運用できることになった(自家運用)。もっとも、資産のすべてを運用できるのではなく、運用できるのは以下で述べる財産の範囲内であって、また、自家運用を行うためには法所定の要件を充足する必要がある。自家運用を行える財産の範囲は、認定を受けた日以後に新たに増加した財産で、総資産の 1/3 を限度と

趣旨であるとされる。

「六十一年に閣議決定されました長寿対策大綱の中で、企業年金の充実を図るために資産運用の一層の効率化を図るべし、こういう条項がございまして、これを受けまして、厚生省の中に企業年金等研究会を設けまして一年余の御審議をいただきまして、その結論といたしまして、最近の資産運用の高度化、多様化のニーズに合うようにするために、運用範囲を従来の生保、信託からさらに投資顧問に参入の道を開くこと、それからさらに、運用体制の整備を整えているところには自主運用の道を開くように、こういう御意見をいただきましたので、今回それに即した改正をしております。

端的に申し上げますと、総資産の三分の一については信託、生保、それから新たに投資顧問会社がそれぞれの専門性を発揮しながら競争ができる。それからさらに、総資産が五百億を超える基金については自家運用の道もあわせて開く、この二点の改正措置を講じているところでございます。」(第 116 国会衆議院社会労働委員会議録 4 号 5 頁)。

また、この日の審議において、投資顧問業者が運用受託機関として加わった理由についても質問がなされた。持永和見委員からこの点について質問がなされ、水田氏は次のように答弁している。

「二十年前に厚生年金基金ができました当時の年金資産の運用は貸付金が中心でございましたが、今日では有価証券運用がほとんど中心になっているわけでございます。これは、日本に限らずアメリカ、カナダ、イギリスにおいても同様でございまして、特にアメリカの場合は生保、信託、投資顧問が年金資産の三分野を分け合っている、こういう形に相なっているわけでございます。日本におきましても六十一年に投資顧問の法律ができまして、この認可業者はアメリカの州年金とか企業年金にも積極的に参加しておりますし、国内的には年金福祉事業団の自主運用や共済年金の運用にも参画している、こういう実績があることから今回参入の道を開いたところでございます。」

この答弁からはアメリカ、イギリスなどの年金基金の資産運用動向を参考にしたこと、昭和 61 年以降、投資顧問業が拡大していることが背景にあると理解できる。持永氏、水田氏の発言について、第 116 国会衆議院社会労働委員会議録 4 号 5 頁。

(284) 改正厚生年金保険法の解説において、理事等の行為責任について「受託者責任」と記述して説明されていないものの、後述する厚生年金基金受託者責任ガイドライン研究会報告書では、理事等の忠実義務及び善管注意義務について「受託者責任」とカテゴライズして論じていること、同報告書が我が国における企業年金制度上の「受託者責任」を形作った意義を踏まえて、以下の記述では理事等の行為責任について「受託者責任」と記述して論じる。

する財産(いわゆる「ニューマネー」、これに対して同条1項に規定された信託契約、生命保険契約など旧来方法により運用される財産は「オールドマネー」と呼ばれた[285])である（130条の2第2項)。

また、運用方法についても制限が設けられた。第一章において税制適格年金制度及び厚生年金基金制度における運用受託機関の運用規制について言及したが、平成元年改正では個々の基金に運用制限を課すことにしたのである。これは自主運用を認めたことに伴う措置であろう。

自家運用にかかる契約として、①特定金銭信託契約(確実と認められる有価証券の購入により運用するものに限る)、②証券会社等の有価証券の売買契約、③預貯金の寄託契約といった類型に限られている(130条の2第4項)[286]。

更には、前述したようにニューマネーの範囲内で運用すべきとされたことに加えて、運用契約全体の資産について運用規制も設けられている。例えば、①預貯金などについて50%以上、②株式、ワラントなどは30%以下、③外貨建て資産30%以下、④不動産20%以下、などとされた(基金規則41条の2)。

(2)　運用受託機関の拡大

運用受託機関について、改正法130条の2が規定され、同条1項では従来通りの信託契約及び生命保険契約について規定されたものの、同条2項において、一定の要件のもとで、投資顧問業者との間で投資一任契約を締結できるとした。この一定の要件について、①設立の認可を受けた日から起算して8年以上経過していること、②法120条3項に規定する基金の業務(管理運用業務)を執行する理事を置いていること、③将来にわたり健全な運営が見込まれること、といったことが規定されている(基金令30条の2)。

投資顧問業者を利用する場合には、基金は投資顧問業者と投資一任契約を締結することとなるが、その際には、信託銀行と特定金銭信託契約をも締結しなければならないとされた(130条の2第3項)。これは投資顧問業が資金の受け入れを禁止され、運用の指図のみを行うものとされていることによる。このように投資顧問業を運用受託機関とした場合、信託銀行は投資顧問業者の指図に基づいて信託財産を運用することになるのである[287]。

また、前述したように、自家運用における運用方法であるものの、同条3項では金融機関、証券会社との間で特定金銭信託契約等の締結を可能とした。

(3)　基金の理事等の「受託者責任」

(1)で取り上げたように、基金の自主運用が認められたに伴い、基金に対して運用責任が課せられることになった。理事長は原則として基金の事務すべてについて責任を負うことになるため、特に行為責任について規定されなかった一方、改正法では理事について特に

[285] 例えば、厚生省年金局企業年金課(監修)・前掲注(149) 356頁。
[286] これらの契約内容について、厚生年金基金令30条の10、基金規則40条の5により具体化されている。
[287] 以上の点について、厚生省年金局企業年金課(監修)・前掲注(149)364頁。

行為責任を定めた。というのは、年金財産の管理運用について理事長が理事にその業務を執行させることを可能としたことによるからである(法 120 条 3 項)。

この運用担当理事の行為責任について、基金のために忠実に職務を遂行すべきとした。加えて、理事が自己または第三者の利益を図る目的で行動してはならないと定めた(120 条の 3)。この利益相反行為について、基金規則 64 条の 2 においても重ねて規定されている[288]。こうした利益相反行為を行ったとしても、損害が生じていない場合には、損害賠償責任を負わないことになるが、そうした場合であったとしても、理事は解任されることになる(120 条の 3 第 2 項)。

一方、これまで報告書等で議論されていた善管注意義務について規定されていない点が興味深い。この点について行政解釈によれば、民法 644 条の準用により、基金に対して善管注意義務を負っているとしていることから[289]、厚生年金保険法上明文化せずとも、民法 644 条準用により対応することで十分としたのであろう[290]。もっとも、財産の運用方法については特に定めており、積立金は安全かつ効率的に運用しなければならないとされ(136 条の 3)、加えて、特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならないことも明記された(厚生年金基金令 29 条の 3)。

こうした行為規範が定められたものの、問題を指摘できる。まず、基金の「受託者責任」が規定されていないことである。これまでの厚生年金基金連合会における議論を踏まえると、問題とされたのは基金及び運用受託機関の「受託者責任」である。基金が加入者及び受給者に対して「受託者責任」を負うべきであり、そうした行為責任を規定するよう提言していた。

しかしながら、厚生年金保険法で規定されたのは、「基金の理事等」の「受託者責任」である。「基金の理事等」が基金に対して「受託者責任」を負うとしてもそれはあくまで基金の内部関係における責任を明確化したに過ぎない。資産運用について問題があった場合、運用担当理事が基金に「受託者責任」を負うとしても、そこから一歩進んで、基金が加入者及び受給者に対して負うのかという点については依然として明らかではない。前述したように、厚生年金基金制度は基金が委託者兼受益者、運用受託機関が受託者となり、基金は受託者ではない点から、これまで提言された基金の「受託者責任」について規定されなかった可能性がある。あるいは、基金は加入者及び受給者に対して年金を給付する存在で

---

[288] 厚生年金規則 64 条の 2 では 1 号から 3 号にかけて以下のように具体化されている。

一　特別の利益供与を受けて、年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約を基金に締結させること

二　法第百三十条の二第四項第一号に規定する契約において、当該契約に係る信託会社に指図して自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券を当該信託会社に取得させ、又は当該信託会社に指図して当該契約に係る有価証券を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること

三　法第百三十条の二第四項第二号に規定する契約において、自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券を当該基金に取得させ、又は当該基金に当該契約に係る有価証券を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

[289] 厚生省年金局企業年金課(監修)・前掲注(149)267 頁。

[290] もっとも、明文化しなかったことが後に問題となる。1997 年厚生年金基金受託者責任ガイドライン研究会でこの問題が検討され、一応の解決を見ることになる。この点については後述する。

あり、給付に要する以上の財産を保有するわけではないことから、基金に対して「受託者責任」を課して損害賠償請求を認めたとしても、その賠償に充てる原資は年金積立金以外には存在しないであろうから、何らの救済にならないと考慮したとも推測される。

以上、基金の理事等が負う義務について、信託法の受託者責任を参考にして規定され、これ以降、理事等の行為責任について「受託者責任」と呼ばれるが、前述したように、法的に基金が受託者となるわけではない点は注意を要する。

(3) 基金の監督

前述したように、運用機関の拡大に伴い、厚生年金基金が新たに加わった運用機関との間で契約を締結するには、厚生大臣の認定を必要とする仕組みとし、基金が全く自由に契約を締結できるわけではない。これは基金の安全な資産運用を担保するために必要とされたのであろう。

(4) 小括

平成元年の厚生年金保険法改正の概要は以上の通りである。ここで、改正法についてまとめると、本改正の意義は厚生年金基金が自主的にその資産を運用する道を開いたこと、自主運用に伴い基金の理事等に「受託者責任」を課したことにある。しかしながら、「受託者責任」を課したとしても、それはあくまで運用を担当する理事等に対して課したにすぎず、また、それはあくまで基金に対する理事等の責任であって、加入者及び受給者に対する責任を定めたわけでもない。加えて、運用受託機関に対して、その不明確性が問題とされてきた忠実義務が厚生年金保険法上規定されたわけでもない。依然として、厚生年金基金制度における基本構造、すなわち、基金が委託者兼受益者、運用受託機関が受託者となる法的関係は維持されているのである。

こうしたことから、本改正により明らかとなったことは、信託法が想定している受託者責任、すなわち、受託者が受益者に対して忠実義務、注意義務といった行為責任を負うこととは異なり、厚生年金基金制度で設定された「受託者責任」とは基金と理事等の関係で、基金の業務に関連して理事等が基金に対して負う行為責任であるとされた。そうしたことであれば、会社の取締役、あるいは、法人の理事等と同様の行為責任を設定したということに過ぎないといえよう。そのため、信託法で述べられる受託者責任と厚生年金保険法で述べられる「受託者責任」とはその意味合いが異なることになる(291)。

(291) もっとも、「受託者責任」と呼ぶかどうかというのは、言葉の綾であって、本質的なことは年金制度全体から見て、制度の受益者といえる加入者及び受給者に対して、給付に責任を有する者が負う行為義務を敢えて「受託者責任」と呼んでいるに過ぎない、ともいえる。

しかしながら、そのように考えたとしても、本来的に加入者及び受給者は厚生年金基金制度において、税制適格年金制度とは異なって、受益者とされていないにもかかわらず、なぜ加入者及び受給者に対する行為責任を敢えて「受託者責任」と呼ぶようになったのかは問題としてある。この点について考えると、こうした意味で「受託者責任」と呼ぶようになった背景には、前述したわが国における ERISA 研究の過程に一因があると推測される。というのは、ERISA では受託者責任を負う者を Fiduciary(受認者)としてお

第二章における検討結果

厚生年金基金制度実施後、アメリカにおいて ERISA が制定されたが、この ERISA についてわが国において研究が進む中で、「受託者責任」が注目を浴びるようになり、厚生年金基金連合会内部の研究会において「受託者責任」が議論され、提言されるようになった。この研究会が提言した「受託者責任」には、基金及び運用機関が負っている受託者責任について不明確な点があることから、厚生年金保険法上の規定を明確にする目的があった。前述したように、運用受託機関の受託者責任は信託法上規定されていたものの、一般的な忠実義務については規定がなく、また、基金の受託者責任についても、厚生年金保険法及び厚生年金基金令上、基金は委託者兼受益者、運用受託機関が受託者とされ、加入者・受給者などは年金に関する法律関係からは除外されており、年金給付について加入者及び受給者について直接法的責任を負う者が不明確であった。こうした点を、立法により明確化することは立法論としては妥当であり、同研究会の年金制度に関する研究の水準の高さを示す証左であるといえる。

しかしながら、こうした提言にもかかわらず、厚生年金保険法改正により実現したのは、厚生年金基金が自主的にその資産を運用する道が限定的ながらも開かれると同時に、基金の理事などは忠実義務及び注意義務といった行為責任を負うことである。立法により、従来の欠缺を解決するには至らなかったのである。理事等の行為責任を規定したことは基金内のガバナンスの観点から意義があるものの、こうした行為責任は法改正をする以前から理事等に課せられていた行為責任を追加的に課したという限定的な意義にとどまるとも考えられる。

このように基金の理事等の「受託者責任」が規定されたものの、研究会報告により提言されていた加入者及び受給者に対する基金及び運用受託機関の「受託者責任」の明文化は実現しなかったのである。この問題の一部解決が図られるのが、確定給付企業年金制度である。次に、この問題について検討する。

り、この Fiduciary には年金制度の受託者のみならず、受託者と同様の機能を果たしている者も含まれる特徴があるからである。

受託者以外にも制度の運営について責任を負う者がいて、そうした者が Fiduciary として受託者責任を負う点に着目して、わが国の厚生年金基金制度においても、基金は事業主に代わり加入者及び受給者に対して年金を給付する責任を負っていることから、制度上は受託者ではない基金に対しても「受託者責任」を課すことができると考えられた可能性がある。

第三章　企業年金基本法の試み

前章では、ERISA の研究に端に発して、厚生年金基金制度の関係者において基金の自主性とそれに関連した「受託者責任」が論じられるようになったこと、そうした議論の結果、基金による年金財産の自主運用及びそれに伴う受託者責任が平成元年の厚生年金保険法改正により実現したこと、を検討した。同法改正により、厚生年金基金制度において受託者責任が規定されたとともに、1990 年代以降の企業年金制度における受託者責任に関する議論の契機となるのである。そうした議論の結果が企業年金の統一法としての意味を有する確定給付企業年金法及び確定拠出年金法上の受託者責任の規定につながるのである。

こうしたことから、本章では平成元年の厚生年金保険法改正以降、企業年金制度において受託者責任についてどのようなことが論じられ、その結果、確定給付企業年金法に至る動向を検討する。

第一節　「厚生年金基金制度研究会報告」

1990 年代後半、厚生年金基金制度の見直しが検討されるようになり、その結果、主として前述した運用受託機関に課せられた運用規制を撤廃することが論じられたが、それに伴い、受託者の責任のあり方についても問題とされるようになった。この契機となったのは、1996 年に公表された「厚生年金基金制度研究会報告」である(292)。厚生省内に設置された同研究会がこの報告書を作成したのであるが(293)、こうした報告書を作成した背景について、バブル経済崩壊以降、基金の財政状況が悪化していることがあると分かる。

こうした財政状況の悪化を背景として、報告書では基金の改革を説くが、それに当たり、基金改革の方向性として、第一に基金財政の安定化と受給権保護、第二に、状況変化に対応できる柔軟性と自己責任の確立、第三に、情報開示を挙げる(294)。

こうした方向性の下で、具体的な改革案を提示しているが、「受託者責任」との関係に議論を限定すると、次のようなことが指摘されている。すなわち、運用受託機関には信託法及び投資顧問業法によって、善管注意義務が規定されていること、厚生年金基金の理事等には厚生年金保険法上忠実義務が規定され、また、民法 644 条が類推適用され善管注意義務を負っている。しかしながら、こうした義務の具体的内容が明らかではないことから、一般的に基金の理事、運用受託機関の責任意識が高いとは言えない状況にある、と断じている(295)。

---

(292) 報告書全文は「厚生年金基金制度研究会報告」信託 187 号(1996 年)77-86 頁に掲載されている。
(293) 座長は若杉敬明教授である。また、委員に神田秀樹教授も選任されている。
(294) 「厚生年金基金制度研究会報告」信託 187 号(1996 年)」信託 187 号(1996 年)78-79 頁。
(295) 信託 187 号(1996 年)82 頁。　もっとも、この報告書については疑問もある。これまで論じてきたように、法令上の「受託者責任」には明確ではない部分があるのは確かである。しかしながら、明確ではない部分があることと、そのことから運用受託機関の責任意識が高いとは言えないこととは直接関係しない。内部的な議論としてそのような状況があるとされたのかもしれないが、責任意識が高くはない状況につい

こうした問題の解決策について、基金の財政に関わる者の責任を明確化するとして、基金の理事、監事等の責任について「現行法上の規定で十分かどうかの検討を行うとともに、契約における責任関係の明確化や業務ガイドラインの策定などを通じてその具体的内容を明確化し、基金の運営に反映できる形としていく必要がある」としている(296)。

また、資産運用のあり方についても検討しており、この問題の基本的な考え方として、資産運用にあたり、将来の年金給付に支障がないように安全性に配慮すること、長期的な観点から効率的な運用を行っていくこと、といった点があるとしたうえで、資産運用についての規制を緩和すること、資産運用関係者の責任を明確化すること、英米におけるプルーデント・マン・ルールのような柔軟な資産運用ルールを確立する必要がある(297)、としている(298)。加えて、報告書では、こうした問題点に関する具体的な対応策を示しており、資産運用関係者の責任の明確化については、現行法上、忠実義務、善管注意義務が課せられているものの、これらの内容が必ずしも明らかではないことから、関係団体や行政が資産の管理運用にあたっての忠実義務、注意義務などに関するガイドラインの策定をするように提言している(299)。

報告書では以上のようなことを提言しているのであるが、問題点を指摘できる。前述したように報告書では、基金の理事及び運用受託機関の行為責任に対する意識を問題とし、その解決のためにルールを具体化したガイドラインの作成を提言している。しかしながら、少なくとも基金の理事等については基金と理事との内部的な問題の議論であって、年金に本来的な利害を有する加入者及び受給者に対してどのような責任を負うのか、という観点からの議論がない。厚生年金基金制度そのものを問題とし検討する趣旨であることを踏まえると、基金の加入者及び受給者と基金及び基金の理事、運用受託機関との関係を論じる余地はあったが、こうした点に議論が及ばなかったことは本検討委員会の限界であったといえよう。

この報告書を受けて、厚生省は運用規制の撤廃及び受託者責任のあり方を検討することとなるのであった。

て説明する必要があるといえる。

(296) 信託 187 号(1996 年)82 頁。

(297) 報告書がプルーデント・マン・ルールのようなルールを確立する必要があると提言している背景には、5・3・3・2 規制の撤廃の提言とも関連している点がある。当時、規制緩和が進められており、平成 8 年 4 月に信託銀行などの運用受託機関に課せられていた 5・3・3・2 規制が撤廃された。しかしながら、基金については依然として 5・3・3・2 規制が課せられており、この規制を撤廃するように報告書は提言している。5・3・3・2 規制が撤廃されれば、資産運用について新たなルールを設ける必要が生じることになるが、この新たなルールとして、プルーデント・マン・ルール及びそれに相当するルールを設定する必要がある。こうしたことから、報告書はプルーデント・マン・ルールあるいはそれに相当するルールの設定を提言しているのである。5・3・3・2 規制の撤廃について、信託 187 号(1996 年)83 頁で取り上げられている。

(298) 信託 187 号(1996 年)82 頁。

(299) 信託 187 号(1996 年)83 頁。

第二節　受託者責任ガイドライン

前述したように「厚生年金基金制度研究会報告」では現行法上課せられている「受託者責任」について具体化する必要性が説かれ、そのためにガイドラインの策定が提言されていた。この報告書をうけて、厚生省はガイドライン策定のための検討会を設置する旨を明らかにし(300)、平成 8 年 8 月 27 日に、年金局長の私的研究会として「厚生年金基金の資産運用に係る受託者責任ガイドライン研究会」を設置した。座長は神田秀樹教授である。この研究会では、基金の理事等資産運用関係者の役割分担、基金が守るべき資産運用のルール（忠実義務、注意義務等)、受託者責任の履行を確保する方法などを研究することとされた(301)。同研究会では平成 8 年 8 月 27 日から平成 9 年 3 月 25 日まで合計 8 回の検討がなされ(302)、同年 3 月 31 日に検討結果として報告書が提出された(303)。

研究会では ERISA 及びイングランドの 1995 年年金法について検討されたこともあり(304)、英米法の忠実義務、プルーデント・マン・ルールの影響が強い。しかしながら、研究会及び報告書内において繰り返し指摘されるように、英米法と日本法との相違により、直ちに英米法の概念を導入することはできないとされた点、英米法の概念を日本法の概念により説明しようと心掛けた点には留意すべきである。

第一款　報告書の基本的な立場

本報告書の特徴として、ERISA をはじめとした英米法の「受託者責任」を最大限に参考とするスタンスを指摘できる。こうしたスタンスについて、報告書の冒頭において、「…英米における『受託者責任』に関するルールのように、資産運用関係者の役割及び責任を明確化、具体化したルールの確立を図り…」(305)と明示している点、また、「エリサ法等英米の法制度における考え方や精神をできる限り参考とし」とも明示されている点(306)、更には、「我が国においても、英米におけるような『受託者責任』の精神が定着する…」(307)とさえ

---

(300) 「受託者責任検討会を設置」週刊社会保障 1898 号(1996 年)14 頁。

(301) 研究会の設立趣旨及び本文で掲げた研究内容について、旧厚生省の HP により確認できる。
http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0808/0827-1.html

(302) 具体的な検討内容及び報告書については、旧厚生省の HP において確認できる。
http://www1.mhlw.go.jp/shingi/nenkin.html
なお、報告書中のガイドラインについては、一部改正後のものではあるが、神田教授の論稿においても掲載されている。神田秀樹「厚生年金基金の受託者責任ガイドライン」ジュリスト 1128 号(1198 年)30-40 頁。検討委員会の報告書とガイドラインについては、信託 190 号(1997 年)99-107 頁に掲載されている。

(303) この報告書は「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」平成 9 年 4 月 2 日年発 2548 号年金局長通知として、そのまま発出された。

(304) 平成 8 年 11 月 6 日に開催された第 3 回研究会において、イングランドの 1995 年年金法及び ERISA について議論されている。議事要旨であるが、旧厚生省の HP に掲載されている。
http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0109-1.html

(305) 信託 190 号(1997 年)99 頁。

(306) 信託 190 号(1997 年)99 頁。

(307) 信託 190 号(1997 年)100 頁。

言及されている点からして、本ガイドラインで示されている「受託者責任」は英米法、とりわけ ERISA の強い影響のもとで論じられているといえる。

もっとも、このように英米法の影響を強く受けていることを指摘できるものの、報告書は単純に英米法の受託者責任を導入するよう提言してはいない点には留意すべきである。報告書ではこの点について次のように指摘している。曰く、

「しかし、米国の考え方は、現行の厚生年金保険法や民法における考え方と異なる面があり、エリサ法の考え方を、現行法制下で、そのまま我が国に持ち込むことはできない。『受託者責任』といっても、国によって概念や制度が異なっており、現行法の下では、現行法を前提として我が国の実情に応じたものを考える必要がある。」(308)

こうした点は、制度の違いがあるため、直接導入することは困難であるという当然のことを述べているに過ぎないように思える。しかしながら、問題となるのは、なぜこのような当然とも思えることを明示しているのかという点、具体的にどのような点が英米法と日本法との違いが意識されたのか、という点であるが、この点について、報告書では明らかにされていない。

もっとも、研究会における議論においてこの点が論じられている。平成 9 年 2 月 25 日に開催された第 7 回研究会において、善管注意義務と忠実義務について日本法と英米法とが議論されている。それによると日本法では ERISA のフィデューシャリー、受託者責任といった法概念がなく、それに相当するものとして、善管注意義務及び忠実義務があるものの、これらの義務について学説上見解が分かれていること(309)、といった日本法の状況を指摘している。こうしたことから、本ガイドラインは立法を図るものではないため、議論が分かれている点については「あまり立ち入らず、実質を書くべきである」と判断されている。その一方で、こうした英米法の受託者責任の議論は全くの参考にとどめるというわけではなく、立法論として ERISA のような横断的なルールを設ける必要性も説かれている状況を考慮して、「エリサ的な精神を最大限参考とする、という姿勢が必要ではないか」という考慮も示されている。

ERISA を参考にして受託者責任について理論的に整理をする必要性と現行法の限界、この二つの問題のジレンマに立たされたことから、英米法上の受託者責任を直接導入するこ

(308) 信託 190 号(1997 年)99 頁。

(309) 研究会では善管注意義務と忠実義務との関係について、昭和 45 年 6 月 24 日最高裁大法廷判決(民集 24 巻 6 号 625 頁)で示された判断を取り上げている。同判決では善管注意義務と忠実義務との関係について、「忠実義務の規定は、民法 644 条に定める善管注意義務を敷えんし、且つ、一層明確にしたにとどまり、通常の委任関係に伴う善管注意義務とは別個の高度な義務を規定したものではない」と判断している。このように最高裁判決では忠実義務は善管注意義務に含まれると判断されたことに対して、学説では両義務を峻別する見解があり、議論が分かれている状況であり、こうした中で「従来の案のように、善管注意義務と忠実義務を別個に並べると、忠実義務は善管注意義務とは別個の義務だと誤解を生ずる恐れがあり、この最高裁の考え方とは、一貫しないということになる」と研究会では指摘されている。平成 9 年 2 月 25 日第 7 回研究会議事要旨(http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s9702/s0225-1.html)。

との困難性を説きつつも、最大限参考にし、その精神を尊重するというスタンスを打ち出すことになったといえる。

第二款　「受託者責任」の対象者

報告書では「受託者責任」を論じているものの、厚生年金基金制度において誰が「受託者」に該当するとしているのかが問題となる。この点について、報告書は「受託者」に該当する者について説明しており、それによると「主として基金の積立金の管理及び運用に関する基金の業務(以下「管理運用業務」という[310]。)の執行に係る意思決定とその執行を職務とする理事であるが、管理運用業務に関与するその他の関係者(代議員、監事)及び資産運用委員会についても、その対象とする」としている。これは基金が自主運用をする場合を念頭においているようであり、管理運用業務に携わる者を「受託者」として捉えているのであって、事業主及び運用受託機関といった基金外部の者を対象としていない[311]。本報告書はあくまで基金内部の関係者の「受託者責任」に限定して論じる点が特徴である。従来、受託者責任については信託法等の問題であるから、年金制度独自に問題とすることがなく、また、平成元年に厚生年金保険法が改正され基金の理事等にも受託者責任が課せられたにもかかわらず、その理事等が負う「受託者責任」の具体的な内容については本報告書以前に論じられることがなかった。本報告書は年金基金の関係者に焦点を当てた「受託者責任」を論じており、従来論じられなかった「受託者責任」について整理したものといえる。

もっとも、こうした議論には問題点を指摘できる。前述したように、厚生年金基金制度において受託者とされる者は基本的には運用受託機関であって、当該機関には信託法が適用されるため、既に受託者責任は課せられているのである。ガイドライン研究会ではこうしたことを前提として新たに「受託者責任」を課すべき対象について議論されたものの、基金の自主運用が主として念頭に置かれたこともあって、運用を担う理事等に「受託者責任」を課すことにされたのであろうが、本来的に年金の給付に責任を負う基金が加入者及び受給者に対して「受託者責任」を負うという観点からの議論がなされなかった。こうした「受託者責任」を基金に課す議論をせず、内部関係の問題にとどまった点は、果たして加入者及び受給者保護の点から適切であったのかどうか疑問である。後にこのガイドラインが実務上大きな影響を持ったこと、ガイドラインの基本的なスタンスを反映して確定給付企業年金制度が構築されたことを踏まえると、こうした問題点があるということを言及するだけでも意義があるいえよう。しかしながら、こうした疑問は検討会中に表明された

---

[310] 基金の管理運用業務についても定義をしており、「管理運用業務とは、運用の基本方針や資産構成の決定、運用受託機関、資産管理機関又は運用コンサルタント(以下「運用受託機関等」という。)の選任、管理などをいい、運用受託機関等が行う業務を含まない」としている。

[311] もっとも、これら基金外部の者についても言及しており、外部の者にガイドラインの考えが及ばないものの、ガイドラインを尊重して行動することが求められる、としている。

スタンス、すなわち、新たな立法を行うものではなく現行法で対応するというスタンスからすると的外れの指摘であろう。

第三款　「受託者責任」の内容

(1)　一般的な義務

この点について、ガイドラインによれば、厚生年金保険法上、理事等は忠実義務を負い、また、理事等は基金と委任関係に立つことから民法 644 条が類推適用され、善管注意義務を負うことになると述べ、一般的にこうした法律上の責任を負うことを明らかにしている。

しかしながら、ガイドラインではこうした条文上の責任を指摘するにとどまらず、これらを具体化し、問題となる行為についても言及している点が特徴的である。

まず、注意義務及び忠実義務一般について、「管理運用業務について、常勤・非常勤の勤務形態やその職責の内容に応じ、理事として社会通念上要求される程度の注意を払い、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」と述べ、義務の内容を具体的に説明している。加えて、管理運用業務を執行する理事については特に注意義務の観点から説明が加えられており、「管理運用業務に精通している者が、通常用いるであろう程度の注意を払って業務を執行しなければならない。」と説明している。

また、忠実義務についても具体的に説明しており、「理事は、その職務の遂行に当たり、もっぱら加入員等の利益を考慮すべきであり、これを犠牲にして加入員等以外の者の利益を図ってはならない。」とし、加入者の最善の利益を追求し、利益相反は禁じられることになることを明らかにしている。加えて、加入者の利益のために最善を尽くすという忠実義務の一般的な内容について説明し、忠実義務を具体化したルールである利益相反禁止についても指摘している。

更に、忠実義務違反となる恐れのある行為についても説明しており、一定の要件を満たさずに理事等が一定の行為をする場合には忠実義務違反の恐れがあるとしている。すなわち、必要とされる要件として、①運用受託機関との契約の際に、当該機関について適正な評価をしたこと、②契約条件が通常の契約を比して基金に不利でないこと、③運用受託機関に対する指図・指示が基金にとって不利益とならないこと、といったことを掲げている。その上で、①事業主と運用機関が何らかの関係にある場合に当該運用受託機関と基金とが契約を締結する場合、②自家運用の場合に、特定金銭信託契約を締結している信託銀行に対し、事業主等と関係のある会社が発行する社債を購入するよう指図する場合、③②と同じような状況で有価証券を購入するよう指示する場合、を問題となる場合として例示している。

もっとも、前述したように最高裁の立場を意識し、注意義務と忠実義務が別個の義務であると理解されないようにするという立場から、これらの義務は善管注意義務によって捕捉されている点は留意すべきである。

(2) 個々の業務上問題とされる義務

ガイドラインでは、これら両義務を理事等が負う一般的な義務と位置付けており、加えて、具体的に管理運用業務にあたり課される義務についても、「基本的な留意事項」として、分散投資義務、資産構成の重視、資産の特性等への配慮など投資に関連した義務を指摘している。

しかしながら、こうした具体的に問題となる義務について問題点を指摘できる。利益相反禁止は忠実義務に派生するルールであるため、ガイドラインが述べる一般的なルールの具体化であると理解できるものの、分散投資義務など投資に関連した業務については明確ではない。投資関連業務には業務遂行にあたり注意を払うよう要求されると考えられ、そうであるとすれば、分散投資義務などは善管注意義務を具体化したルールであると考えられるが、この点についてガイドラインは明確にしていないのである。後述するように、こうした投資に関連した業務についてイングランド法では注意義務の問題として論じられている。そうであるとすれば、こうした義務を注意義務に含め、注意義務が具体的に問題となる業務として論じることも可能であったと考えられる。しかしながら、ガイドラインにおいてはそうした理解が必ずしも明らかではなく、注意義務とは別個に論じられている印象を受ける。こうした投資に関連した業務について注意義務が問題となると明確にしなかった点が問題であろう(312)。

小括

本ガイドラインの主要な特徴は ERISA を最大限に参考・尊重して、日本法で対応できる限り、受託者責任を明確にした点がある。それは忠実義務に表れており、平成 17 年に改正されることになる商法において忠実義務が規定されていたものの、その内容が明らかではなかったこと、信託法上において利益相反禁止などが規定されていたものの忠実義務との関係で議論があったこと、といった当時の状況を踏まえれば、一般的な忠実義務があり、それを具体化する利益相反禁止があると明示的に整理した点は日本法の整理のみならず、ERISAをはじめとして英米法(もっとも、本論稿との関係ではイングランド法に限定される)を適切に理解して秩序付けたともいえ、注目すべき点である。

また、これまで検討されてこなかった受託者責任について検討整理した意義が認められる。まず、基金の内部関係において、理事長及び理事が基金に対して忠実義務及び善管注

(312) この点について、分散投資義務について明らかであり、例えば、森戸教授によると「各法令には以下のような広い意味で年金資産の管理・運用に関する注意義務を定めたといえる規定が存在している。」とし、その例として、積立金を安全かつ効率的に運用しなければならない(厚生年金保険法 136 条の 3 第 5 項)及びそれを具体化した分散投資を取り上げておられる。森戸英幸『企業年金の法と政策』(有斐閣・2003 年)143 頁。
分散投資義務は注意義務の内容であると明確に指摘していない点が、本ガイドラインの詰め切れていない点であるといえる。

意義務を負うとし、それらの義務の具体的な内容を明らかにしている点は、ガイドラインならではの特徴であるといえる。

このようなガイドラインが作成されたものの、企業年金制度において新たな動きがおこった、これについて次に検討する。

第三節　企業年金基本法の試みと確定給付企業年金法の制定

厚生年金基金制度における理事等の受託者責任について、従来では明確ではなかったものの、前述したガイドライン研究会により、受託者責任の具体的内容が明らかにされた。こうしたことから、厚生年金基金が普及発展しやすくなった環境が整えられたといえるのであるが、こうした試みとは逆行する試みがなされていた。それが、確定給付企業年金制度の実施である。同制度は確定給付企業年金法により実施されることになったのであるが、なぜこの制度が必要とされたのか、また、確定給付企業年金法では如何なることが規定されているのか、といった点が問題となる。

こうしたことから、本節では、確定給付企業年金法の制定経緯と同法について検討をすることになるが、検討に際して留保する点がある。確定給付企業年金法では以下で取り上げる社会的経緯が指摘されているが、行政部内における議論の結果として勧告等は示されているものの、当該勧告等の審議過程が公表されているものが少なく、公表されている過程を見ても法律学の見地から参考になる議論はない。辛うじて国会における審議の過程で明らかとされた議論が参考になる状況である。このため、「受託者責任」の立ち入った検討は困難であり、国会審議を中心的に取り上げるにとどまることになる。

第一款　立法に至る経緯

(1)　社会状況

当時の社会状況は次のようなものであった。バブル経済崩壊以降、わが国における年金制度の状況も悪化しており、年金債務に対する負担が企業に重くのしかかっていた。税制適格年金制度を実施している企業では適格年金契約の解約を行い、また、厚生年金基金を実施している企業では代行部分の返上を行うことで制度を終了する事態も生じるようになった。こうした年金制度の終了といった事態に直面して、従来の年金制度における問題も顕在化することになった。それは税制適格年金における積み立て不足の問題である。適格年金制度においては積立義務が課せられていないこともあり、制度終了時に、積立金が不足、あるいは全くない場合が生じたとされる(313)。この適格年金の問題は厚生年金基金にも波及し、企業が厚生年金基金を終了して税制適格年金に移行しても、積立義務がないことから、従業員の退職年金の保護に欠けることになり、問題とされた。

(313)　坪野剛司(編)『新企業年金【第２版】』(日本経済新聞社・2004 年)14, 30, 31 頁。

こうしたことから、税制適格年金及び厚生年金基金に代わる新しい年金制度が求められるようになったのである。

(2) 政府与党における議論――基本法構想とその断念――[314]

確定給付企業年金制度の契機は、1997 年 3 月、自由民主党行政改革推進会議が企業年金制度に関する提言をしたことにある。すなわち、同党は「自己責任原則と市場原理に立つ自由で活力のある経済社会にしてゆくことを基本とし」て、規制緩和推進重点事項」において規制緩和を推進するよう提言した。具体的には、「『厚年基金』、『適格年金』、『確定拠出型年金』、『私的年金商品』の取扱いや年金資産運用の際のルールの明確化を含め、例えば、『年金基金法』（例、米国のエリサ法）のような年金に関する包括的な法手当てを検討する」とされた。ERISA を参考に「年金基本法」を立法して、年金関係の基本法を制定しようとする試みは年金法制において初めてといえる。

上記の提言は政府内部においても了とされ、同年 3 月 28 日に「規制緩和推進計画の再改定について」が閣議決定された[315]。同決定の別紙 1 において「6.金融・証券・保険関係」と題する項目が設けられており、そこでは検討事項の 3 番目として「企業年金法の制定」として、「企業年金に関する包括的な基本法の制定を検討する。」こと、当該改革は大蔵省・厚生省・労働省が所管省庁とされた[316]。こうして企業年金制度の改革と企業年金基本法制定が政府においても基本方針とされたのである。

この閣議決定を受けて、同年 6 月に大蔵省・厚生省・労働省の三省は「企業年金基本法に関する関係省庁連絡会議」を発足させ、検討に着手した。1997 年 11 月、同連絡会議は「企業年金に関する包括的な基本法についての検討事項」を公表し[317]、それによると、企業年金に関する包括的な法律(公表内容によると「企業年金基本法」と称されている)の制定に関して、受給権保護、受託者責任、情報開示、チェック体制が検討されていること、これら以外に、通算措置(ポータビリティ)、確定拠出年金等といった事柄も検討されていることが明らかにされた。

このように企業年金に関する包括的な法律制定の検討が進み、1998 年に閣議決定された「規制緩和推進 3 カ年計画」においてもこの検討を進めることとし、平成 10 年中に結論を得ることされた。

しかしながら、検討がスムーズに進められたわけではなかった。新たに確定拠出年金法の制定が試みられたこともあり、検討に遅れが生じ、翌年の「規制緩和推進 3 カ年計画」では平成 11 年度中に結論を得るとされ、更に、平成 11 年 11 月の経済対策閣僚会議の「経済新生対策」では、公的年金制度改革関連法、確定拠出年金の平成 12 年の導入、企業年金

---

[314] 政府与党における議論は、坪野(編)・前掲注(313)16-22 頁で検討されている。本論稿もこの同書の研究による所が大きい。

[315] この内容は、一部省略されているものの、信託 190 号(1997 年)68-98 頁に掲載されている。

[316] 信託 190 号(1997 年)71 頁。

[317] この内容は、坪野(編)・前掲注(313)17 頁に掲載されている。また、旧労働省の web においても確認できる。http://www.jil.go.jp/jil/kisya/kijun/971105_02_k/971105_02_k_bessi.html

法の制定という順で取り組むとされた。企業年金基本法の制定に遅れが生じていることが明白になっている(318)。

また、「経済新生対策」では、「企業年金の統一的基準を定める企業年金法の制定の検討等、包括的な企業年金制度の整備を促進する」とされたのであるが、この点について、次のような見方を示し、政府において企業年金基本法構想に変化が生じていることが指摘されている。すなわち、「それまでは『企業年金に関する包括的な基本法』とされていたものが、この経済新生対策から『企業年金の統一的基準を定める企業年金法』」とされ、考え方が変化していることを指摘し、こうした考えに変化した背景には次のような事情があった可能性があると説く。

> 「厚生年金基金と適格退職年金の 2 本建ての制度体系の下で『基本法』を定めるということではなく、給付建ての企業年金制度を再編し、受給権保護等の措置を具体的に規定する法律を制定するという基本的な方向が、この段階までに政府部内で概ね合意されていたということであろう」(319)

こうした経緯もあり、企業年金基本法の制定は断念され、結局、確定給付企業年金法と確定拠出年金法の二本立てで立法されることになったのである。

その後、企業年金制度の検討がなされ、2000 年に確定拠出年金法案が閣議決定されたことから、関係省庁間において企業年金法の検討が進み、前述した 3 省に通産省と金融庁を加えた 5 省庁による検討会議が設けられ、同年 8 月、関係省庁連絡会議は「企業年金の受給権保護を図る制度の創設において(案)」をまとめた(320)。同案では企業年金制度として「規約型」と「基金型」の二つの形態による運営を提示し、受託者責任をはじめとした統一的な基準を設定することを明らかにしている(321)。これに加えて、支払保証制度についても検討されたようであるが、実施については見解が分かれ、制度導入については実施を見送ったとされる(322)。

この 5 省庁案は自民党の年金制度調査会私的年金等小委員会において報告され、同委員会において詳細についての検討がなされた。こうした過程を経て、2001 年 2 月に確定給付企業年金法案が閣議決定され、国会に提出されたのである。

第二款　国会審議

平成 13 年 4 月 3 日に衆議院本会議において確定給付企業年金法案の趣旨説明が行われ、

(318) 坪野(編)・前掲注(313)18 頁。
(319) 坪野(編)・前掲注(313)18 頁。
(320) 坪野(編)・前掲注(313)18 頁。
(321) 坪野(編)・前掲注(313)19 頁。
(322) 年金ストラテジーJanuary (2001)2 頁。

国会における審議が開始されることになった。以下では、国会において確定給付企業年金制に関してどのようなことが論じられたのかを、受託者責任を軸として取り上げることにする。

第一項　衆議院における審議

(1)　4月6日の審議

4月6日の衆議院厚生労働委員会において、小池百合子委員が確定給付企業年金法案の立法趣旨について質問している(323)。この答弁に立ったのは厚生労働省年金局長辻哲夫委員である。辻委員は法案の趣旨について現行制度の問題とその解決にあることを明らかにする。すなわち、現行の企業年金制度には厚生年金基金、税制適格年金制度が存在しているものの、これらの制度において企業倒産の際に年金資金が十分確保されていない事例があること、受給権保護のための措置を図る必要があることを立法趣旨に挙げている(324)。

また、辻委員は受給権保護に関連して、受託者責任についても述べており、企業年金の管理運営に関わる者について「加入者に対する忠実義務などの責任、あるいは利益相反取引の禁止といった行為準則を明確化して的確な管理運営を行」(325)うよう要求しているとする。この点について、確定給付企業年金法における「受託者責任」に関わる条文の意味を知る手掛かりとなり、後に取り上げる。

次に質問をしたのは、松島みどり委員である。松島委員は法案では受給権保護のための措置が講じられているとされるが、企業倒産などの場合、支払保証制度がなければ結局は保護されないことになるが、この支払保証制度について法案で盛り込まれていないことを問題にする(326)。

これについて、辻委員は確定給付企業年金法の特徴をあげつつ、支払保証制度が導入されなかった理由について説明している。すなわち、確定給付企業年金制度は税制適格年金制度と厚生年金基金制度の受け皿として制度設計されていること、前者の年金制度には積立義務がなく、後者の年金制度には積立義務があるという制度間の違いがあることを前提

---

(323) 小池委員の答弁から、同委員は日本紡績事件を念頭において質問していることが分かる。

(324) 辻委員の答弁内容は次のとおりである。

「現行の確定給付型の企業年金、これは、厚生年金基金、適格退職年金、この二つのタイプがございますが、近年の今御指摘のような厳しい経済環境のもとで、企業倒産の際に年金資金が十分に確保されていないといった事例も出てきておりまして、受給権保護のための制度整備が必要であるという背景のもとで、積み立て義務を中心といたします受給権保護を図るための措置を今回統一的に定める、そして確定給付型の企業年金を再編成し、国民に信頼される制度として再構築しようとするものでございます。」

平成13年4月6日第151国会衆議院厚生労働委員会議録第9号3頁。

(325) 平成13年4月6日第151国会衆議院厚生労働委員会議録第9号3頁。

(326) 質問内容は次の通りである。

「新しく今度つくられます新企業年金、これには支払い保証制度がないと思いますが、それでは、会社が倒産して積立金が足らないというとき、そのときのことを考えますと、受給権は保護されないのじゃないか。そうすると、結局、最初に私が申しました確定給付という話ですが、いざというときに受給権が保護されない場合、確定給付の企業年金とは言えないんじゃないかということを、これは年金局長の方に伺いたい。」

平成13年4月6日第151国会衆議院厚生労働委員会議録第9号8頁。

としたうえで、積み立てられている金額の違いから支払保証制度を設けるということになると不公平が生じること、積み立てが不十分な状態を放置するモラルハザードが生じる恐れがあることを理由に、今回の法案に盛り込めなかった背景を説明する(327)。

積立義務の有無により財産が積み立てられている状況が異なり、そうした義務のない基金は積立が不十分である問題が指摘されていたのは前述のとおりである。とすれば、十分積み立てられていない基金としては、支払保証制度が確定給付企業年金制度に設けられていれば、その保証目当てで移行しようとすることは十分考えられる。これでは支払保証制度の存続が危ぶまれるのは明白である。辻委員の説明には合理性があるといえよう。

この点について、これ以上問題とされることなく、この日の審議は終了した。

(2) 4月11日の審議

この日は受託者責任を理解するうえで重要な答弁がなされている。この日に質問に立った佐藤公治委員は不正行為が行われた場合における法的責任の追及について質問したのであるが、辻委員は次のようなことを答弁している。まず、運用受託機関が負うことになった行為規範について言及しており、法案ではこれまで規定されていなかった行為責任を負うことになったとする。すなわち、事業主及び運用受託機関が加入者及び受給者に対して忠治図義務を負うこととし、不正行為が行われないような行為規範を規定することになったと答弁している。次に、こうした行為規範を定めたとしても、不正行為は完全に防ぐことができないこと、年金財産の積立不足が生じるといった問題は当然のことながらありうるとした上で、そうした問題についての対応として支払保証制度も検討する必要があるという認識を示す。

しかしながら、必要性について認識を示しつつも、現行制度を前提とすれば、支払保証制度を実施するには困難があるとして、次の理由を述べている。すなわち、制度間の相違である。厚生年金基金制度には積立義務が存在したことから、一定程度の積立がなされている一方、税制適格年金制度ではそうした積立義務が存在しなかったこと、既に税制適格年金制度では積立不足の年金制度も存在していること、などから一定程度の積立を行っている年金制度としては積立を適切に行っていない年金制度の救済のために拠出を強制されることには同意をしないという事情があったため、今後の検討課題とせざるを得なかったと述べている(328)。この点はこれまで指摘されてきたことと同様である。

---

(327) 平成13年4月6日第151国会衆議院厚生労働委員会議録第9号8頁。

(328) 以上の点について、辻委員は次のように指摘している。長くなるが引用する。

「現行の企業年金及び新たな企業年金では、資産は信託、生保等の金融機関が預かるものでございまして、金融機関が適正に業務を遂行している限り、その資産が流用されるといった不正は起き得ないところでございます。そして、今回の法案では、事業主等に加えまして、信託、生保等の運用機関につきましても、今までの法体系ではございませんでした加入者、受給者に対する忠実義務というものを規定しまして、その行為準則を明確にして、いわばそういう不正といったものが起こらないように万全の措置を講じております。

そして、基本的にはそのような措置を講じた上で、積み立て不足に対して十分な配慮をして、あらかじめ時間をかけて積み立て不足にならないように御努力をいただくというのが今回の基本体系でございます

辻委員の説明から次のようなことがいえよう。確定給付企業年金法の基本的な設計思想について、受託者責任を課し、その上で、十分な積み立てをさせる仕組み(これは積立義務を含んでいると推測される)を設けることにあるが、そうした積み立てをさせても母体企業の破綻という事態があることから、支払保証制度についても当然のことながら検討すべきではあるものの、先に答弁した理由から支払保証制度については今後の課題としたということである。

このように政府においても基本的には受託責任の設定、積立義務による積立確保、最終的な救済策としての支払保証制度、という三段階の構想を有していたことが理解できる(329)。

上記の基本構想に加えて、辻委員は重要な点も指摘している。それは受託者責任の議論である。この論点については 4 月 6 日の小池百合子委員の答弁においても部分的ながら言及がされていたが、この日の辻委員の答弁は先日の答弁よりも一歩踏み込んでいる。

辻委員は大要次のようなことを述べている。従来の法律では、事業主等あるいは運用受託機関が加入者・受給者に対して忠実義務を負っていなかったのであるが、本法案ではそうした受託者責任について規定した意義を説く。前述したように、税制適格年金制度では事業主が委託者、運用受託機関が受託者、加入者・受給者が受益者とされ、厚生年金基金制度では基金が委託者兼受益者、運用受託機関が受託者となる法関係であった。とすれば、税制適格年金制度では運用受託機関が加入者・受給者に対して受託者責任を負い、厚生年金基金制度では運用受託機関が基金に対して受託者責任を負うことになる。両制度において、本来的に年金支給に責任がある事業主(信託関係とは別に、事業主と従業員とは労働契約関係にあり、労働契約に退職年金の支給が定められている場合には、事業主は従業員に対して年金支給債務を負う)が何ら年金支給に関係していないことから、事業主にも年金の支給関係において行為責任を課そうという趣旨であろうし、このことは年金支給に本来的に責任があることからすれば、妥当であるように思われる。また、厚生年金基金制度を想定したと考えられるが、同制度では年金の支給に本来的な利害を有する加入者・受給者が

が、ただ、率直に申しまして、それでも積み立て不足のまま母体企業が破産した場合といったようなときに、あるいは事業主の不正によって破綻したというような場合に、支払い保証制度をどうするかという問題は議論として避けて通れないものと考えます。

ただ、この点につきましては、現時点におきましては、これまで積み立て義務を課されてきました厚生年金基金からの移行のグループ、それから積み立て義務がなくて各企業の判断にゆだねておりました適格退職年金からの移行のグループ、こういったグループを受けとめる新制度でございますが、御案内のとおり、適格退職年金の方は積み立て義務がございませんでしたので、積み立て不足がかなりあるというものもある中で、総合的に全グループで、いわば相互扶助制度で倒れたときに支払い保証する制度を導入するということにつきまして、拠出についての合意を今得ることは非常に難しい。

もとより、それだけではなくて、結局、一生懸命積み立てた人が拠出金を払うばかりで、積み立てを怠けた者が積み立てをしなくなるという、いわゆるモラルハザードを生むおそれも強いではないかという本来的な意見もございまして、現時点で統一的な支払い保証制度を創設することは困難であるというように考えております。

この点については、今後の検討課題としたものでございます。」

平成 13 年 4 月 11 日第 151 国会衆議院厚生労働委員会議録第 10 号 5 頁。

(329) この点は第二部第三章において検討するイングランド法上の統一的年金法の議論に近い。ただし、イングランドでは、年金制度に対する監督機関について論じられた点が異なっている。

排除されていたため、敢えて運用受託機関が加入者・受給者に対して受託者責任を負うとしたのであろう。受託者責任の名宛人を拡大しているのである。この点も加入者及び受給者保護という観点からは妥当であると考えられる。もっとも、以上の二点については疑問の余地もあるため、この点については後述する。

第二項　参議院における審議

5 月 28 日に、参議院本会議において、確定給付企業年金法案についての趣旨説明がなされ、審議がなされることになった。参議院における審議では確定拠出年金法案についても審議されており、確定拠出年金法に軸足が置かれたようであり、確定給付企業年金法の受託者責任についてはそれほど議論されていない。この問題について議論されたのは、6 月 7 日の審議においてであった。

(1)　6 月 7 日の審議

6 月 7 日は参議院厚生労働委員会において、浜四津敏子委員、大脇雅子委員から法案の受託者責任について質問がなされた(330)。

まず、浜四津委員は、法案は受給権保護のための方策の一つとして受託者責任を明確化する意図があることは承知しているとして、その利益供与や便宜供与など受託者責任が問題となるケースを指摘し、こうした場合にはどのような対応がなされるのかという点を質問している(331)。

これについて、辻委員は次のような答弁をする。

「御指摘のありましたような例、これはまさに自己の利益を図ることを目的に資産管理運用契約を締結した場合に該当するということでございますので、改善命令等の行政処分の対象となります。そして、それにつきましては、具体的にはそのプロセスで報告の徴収や立入検査の結果、受託者責任に反すると認めて改善命令をして、それに従わないとき、こ

---

(330)　「では次に、受託者の責任の明確化についてお尋ねをしたいと思います。

この法律というのは、受給権者の保護といいながら支払い保証制度がないことなど、さまざま今御批判がありましたが、私は、まずその六十九条に書いてある忠実義務、七十一条には投資等をするそうした事業者、事業者というか、その受託をして運用をする人たちの忠実義務が七十一、七十二条に載っているんですが、この忠実義務というものの定義をどのように解釈したらいいか、お尋ねします。」

平成 13 年 6 月 7 日第 151 国参議院厚生労働委員会議録第 15 号 24 頁。

(331)　「法案の六十九条以降に定めてございますが、六十九条は規約型企業年金における事業主の忠実義務及び禁止行為、そして七十条が基金型企業年金における基金の理事の忠実義務及び禁止行為、七十一条、七十二条と忠実義務が定められているわけであります。

この六十九条の二項一号に事業主の禁止行為として「自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結すること。」と、こう定めてあります。例えば、企業年金契約を締結するからその見返りに低利融資などの便宜を図ってもらう、あるいは別の形で何らかの形で自己または第三者の利益を図るということも必ずしもあり得ないことではないというふうに思います。そうした場合に、この忠実義務違反あるいは禁止行為をした場合、今回の法案では具体的にどういう対応がなされるのか、お伺いいたします。」

平成 13 年 6 月 7 日第 151 国会参議院厚生労働委員会議録第 15 号 15 頁。

れは罰則もかかります。そしてさらには、厚生労働大臣は規約の承認取り消しや基金の解散にまで至ると、非常に悪質な場合、そういう形でそのことが逆に起きないように担保いたしております。」(332)

辻委員は、これまでの法案審議で明らかではなかった(333)受託者責任のエンフォースメントについて指摘しているのである。すなわち、加入者・受給者からの損害賠償請求については明示していないものの、そうした民事責任以外に、受託者責任に違反した事業主などは、改善命令、規約の取り消しあるいは基金の解散などの行政処分が下されると説明している。また、こうした処分に至る過程において、報告徴収や立ち入り検査などを行う旨を述べているが、この点について具体的な内容は指摘していないものの、受託者責任違反が生じていないかを事前に監督するということを意味していると考えられる。そうであるとすれば、事前の監督と事後的な処分という受託者責任をエンフォースメントする仕組みが法案で設けられていると理解できる。

次に受託者責任に関連して質問をしたのが、大脇雅子委員であった。大脇委員は、忠実義務の内容、善管注意義務と忠実義務についてどのような関係にあるのかを質問した(334)後に(335)、善管注意義務の具体的内容について質問する(336)。

---

(332) 平成 13 年 6 月 7 日第 151 国会参議院厚生労働委員会議録第 15 号 15 頁。

(333) 実は、確定拠出年金法案の審議において、このエンフォースメントについて述べられていた。確定拠出年金法案を審議していた 5 月 29 日の衆議院厚生労働委員会において、福島豊委員が ERISA において受託者責任が規定されている点を踏まえ、この日に審議されている確定拠出年金法において規定されている受託者責任の内容ついて質問しているのであるが、この答弁に立った辻委員は次のようなことを述べ、確定拠出年金制度上の受託者責任のエンフォースメントについて明らかにしている。

「ERISA 法におきましては、受託者が違反したときには民事責任のみが課され、罰則や行政処分はございません。これに対しまして、確定拠出年金法案では、関係者の違反については、民事責任のみならず行政処分や一部違反には罰則を科するということで、総じて、むしろアメリカの ERISA 法よりも付加されたものになっているというふうに考えております」

平成 13 年 5 月 29 日第 151 国会衆議院厚生労働委員会議録第 15 号 28 頁。

(334) 大脇委員は、「民法によりますと、善良な管理者の義務というのがありまして、この善良な管理者の義務というのは一般の平均人の分別でもって行う管理義務というふうに言われておるんですが、この忠実義務はそうではなくて、専門的な知識水準を持ったエキスパートの人たちが持つべき注意義務というふうに解すべきだと思いますが、その点いかがですか。」と質問しているが、これについて辻委員は次のように答弁している。

「御指摘のとおり、確定給付企業年金法案では、事業主、それから企業年金基金の理事、それから年金資産の管理及び運用を行う受託機関、この三者につきまして行為準則を定めておりまして、その忠実義務というものの内容は、具体的には、事業主につきましては法令、厚生労働大臣の処分及び年金規約を遵守し、加入者等のため、これは加入者のためのみにという趣旨でございますけれども、忠実にその業務を遂行しなければならないということで忠実義務を課し、さらに第三者の利益を図る目的をもって資産管理運用契約を締結することを禁じるなどの禁止行為を定めております。

そして、次に企業年金基金の理事につきましては、今申しましたと同じような基金に対する忠実義務、そして第三者の利益を図る目的をもって資産管理運用契約を締結することを禁じる等の禁止行為とともに、その任務を怠った場合の損害賠償の規定を設けております。

そして、年金資産の管理及び運用を行う受託機関については、加入者等または基金に対する忠実義務、加入者等または基金のためのみに事務を執行するという忠実義務を定めております。」

平成 13 年 6 月 7 日第 151 国会参議院厚生労働委員会議録第 15 号 24 頁。

(335) 大脇委員は次のように質問している。

「民法によりますと、善良な管理者の義務というのがありまして、この善良な管理者の義務というのは

これについて辻委員は「専門家としての注意義務ということで、基本的に、特に資産運用に関してその注意義務は大きな論点となるわけでございますが、これはリスク・リターンというものを考慮して、専門家としての注意をして分散投資、当然分散投資を含めてそれを行うという形での義務はかかっております。」と答える(337)。この辻委員の答弁から、先に取り上げた受託者責任ガイドライン研究会報告書においても明らかとはならなかった問題、すなわち、善管注意義務には分散投資義務が含まれていることが明らかとなる。

次に大脇委員はERISA上の忠実義務と法案に定める忠実義務との異同について質問をした(338)後に、ERISAにおいて義務違反に対する罰則としてどのようなことを定めているのかを質問するのであるが(339)、辻委員は次のように答弁している。

「米国のERISA法では、受託者がこの責務に違反しました場合、調べてみますと、民事責任だけが課されておりまして、罰則や行政処分はないと承知いたしております。

一方、我が国の確定給付企業年金では、関係者の違反については、罰則はないものの、民事責任のみならず行政処分を課すこととしておりまして、この点、今回私ども法案作成に当たりまして、ERISA法に比べて相当、関係者がこうした責務を果たせるように配慮をしたところでございます。」(340)

わが国では民事責任に加えて、行政処分があることを以てERISA以上に重い責任が課せ

一般の平均人の分別でもって行う管理義務というふうに言われておるんですが、この忠実義務はそうではなくて、専門的な知識水準を持ったエキスパートの人たちが持つべき注意義務というふうに解すべきだと思いますが、その点いかがですか。」

これに対して、辻委員は大脇委員の言うとおりであると答弁している。

平成13年6月7日第151国会参議院厚生労働委員会議録第15号24頁。

(336) 「そうしますと、先ほど説明されました年金管理者の義務とか、あるいは運用者の義務についての行為準則がありましたが、ハイリスク・ハイリターンということの自己責任の原則というのはここでは適用はされず、やはりさらに高度に、加入者のために最少の経費でもって利潤を上げる義務というのがあると思うんですが、いかがですか。」平成13年6月7日参議院厚生労働委員会議録第15号24頁。

(337) 平成13年6月7日第151国会参議院厚生労働委員会議録第15号24頁。

(338) 質疑の概要は次の通りである。

大脇雅子委員「アメリカのERISA法によりますと、そこに課せられている年金基金の管理者とかあるいは運用者の義務の中には、やはり自分の資産とは必ず分別管理をすべきだという義務とか、あるいは代理の人に運用を任せていけなくて自分できちっと執行する義務とか、そういったものが明示されているんですが、このERISA法と比べて日本の場合の忠実義務の責任の度合いというのは強化されているのでしょうか、同じなんでしょうか。」

辻委員「アメリカの確定給付型の企業年金における受託者責任の内容、これは加入者のためのみに忠実に業務を行うという忠実義務、それから資産運用に関する注意義務、利益相反取引の禁止などの義務が資産の管理運営に携わる者に課されておりますが、ただいま説明いたしましたように、我が国の確定給付企業年金についてもこうしたERISA法の規定する責務と同内容ということを整理いたしまして、同内容の責務を課しているところでございます。」(平成13年6月7日参議院厚生労働委員会議録第15号24-25頁)

この質疑から、確定給付企業年金法上の忠実義務及び注意義務はERISAを参考にして規定された事情が理解できる。もっとも、「責務」と同内容にとどまっているのであり、違反の法的効果についてまで採用したわけではない事情が読み取れる。

(339) 「そういたしますと、ERISA法ではこうした義務に対しては罰則の適用がありますが、日本はないわけですが、それに対してどのようにして実効性を担保しているのでしょうか。」

(340) 平成13年6月7日第151国会参議院厚生労働委員会議録第15号25頁。

られているとしているのである。もっとも、民事責任として具体的にどのような責任があるのかという点については説明していない。

また、大脇委員は行政処分があるとしてERISA以上に厳格であるとしても、損失を与えた場合には損失をどのようにして回復するのか、という点を問題にする(341)。この点について、辻委員は「基金の理事が注意義務を果たさないために損害を与えたときには、その損害賠償責任が存在するという前提になっております。」(342)と答弁をしている。損失を与えた場合には損害賠償責任が発生するのはある意味当然であるものの、企業年金のように莫大な金額を扱う場合に損失が生じれば、個人でその損害を賠償するのは困難である。そうであるにもかかわらず、「損害を与えた場合には損害賠償責任を負う」と答えたのでは意味がない。前述したように、辻委員は支払保証制度についても認識しているのであるから、こうした答弁には意味がないと理解しているのであろう。支払保証制度が今後の検討課題とされた以上、ここではそのような答弁をせざるを得なかったといえる。

この日の議論では、法案に規定される受託者責任に違反した場合の制裁として、民事損害賠償に加えて行政処分による何らかの制裁が予定されていることが明らかになった。そして、民事責任に加えて行政処分が科される点こそ、受託者責任のエンフォースメントが強化されている特徴であると認識されていることも明らかになった。

以上のような審議を経て、この日、法案の採決がなされた。もっとも、法案には附帯決議がなされている(343)。

---

(341) 平成13年6月7日第151国会参議院厚生労働委員会議録第15号25頁。
(342) 平成13年6月7日第151国会参議院厚生労働委員会議録第15号25頁。
(343) 柳田稔委員により、附帯決議の内容が述べられている。決議の内容は次の通りである。

確定給付企業年金法案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、支払保証制度については、企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き、検討を加えること。

二、企業年金の受給者に対する情報の開示については、事業主、企業年金基金及び厚生年金基金に対し、国会修正の趣旨を踏まえて、実情に即した適切な指導を行うこと。また、企業年金が給付額の減額などの受給者にとって不利益な変更を行う場合には、適切な手続の下に行われるよう必要な措置を講ずること。

三、事業主、資産管理運用機関等の受託者責任については、企業年金の管理・運営に関わる者がその内容を十分理解し、適正に行動するよう指導すること。そのため、受託者責任の理念が関係者間に周知徹底するよう努めること。

四、適格退職年金については、確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、積立基準等につき、適切な経過措置を講ずること。

五、中小企業が実施している適格退職年金については、それらの確定給付企業年金への円滑な移行を促進する観点から、財政再計算について簡易な基準を設定するなど、その事務負担の軽減を図るための特段の配慮を行うこと。

六、厚生年金基金のいわゆる代行部分の返上については、関係法令の周知徹底を図るとともに、その返上が有価証券による現物で行われる場合には、厳正な資産評価に基づいて適正に行い、インサイダー取引等が生じることのないよう厚生年金基金を監督すること。

七、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の今後の在り方については、法施行後の制度間移行の状況等を踏まえ、必要な検討を行うこと。また、厚生年金基金連合会の財政については、引き続き、その情報の開示を進めるとともに健全化に努めること。

八、確定給付企業年金などの企業年金制度については、公的年金の上乗せ給付としての役割が期待されていることから、その一層の普及促進に努めること。

九、転職に伴う年金原資の移換制度については、企業年金のポータビリティを確保する観点から、引き

(2)　6 月 8 日の審議

平成 13 年 6 月 8 日、本会議において法案が可決成立した。こうしてわが国において確定給付型の企業年金制度を規律する法律が生まれたのである。

第三款　確定給付年企業金法

以下では、成立した確定給付企業年金法の構造を確認する。この確定給付企業年金制度は、前述したように、税制適格年金制度及び厚生年金基金が代行返上をした場合の受け皿としても制度設計をするよう意図されたこともあって、基本的な構造は税制適格年金制度及び厚生年金基金制度に準じている。

(1)　法律関係

まず、規約型制度では、事業主は積立金の管理運用について信託会社あるいは信託業を営む金融機関と信託契約を締結するか(法 65 条 1 項 1 号)か、信託財産の運用について同契約に関連して投資顧問業者と投資一任契約を締結できる(法 65 条 2 項)。いずれの契約においても受給者を受益者としなければならない(信託会社と契約を締結する場合には確定給付企業年金施行令 38 条 1 項 1 号、投資顧問業者と契約を締結する場合には同条同項 2 号)。

次に、規約型では事業主が委託者、信託会社あるいは信託銀行が受託者、受給者が受益者となる他益信託の形をとり、この点は税制適格年金制度と同様である。

一方、基金型では、基金は信託会社あるいは信託銀行と信託契約を締結でき、この契約に関連して投資顧問業者と投資一任契約を締結しなければならない(法 66 条 1 項)。この場合、基金が受益者となる(施行令 40 条 1 項 1 号、投資顧問業者と契約をした場合には同条 2 項 1 号)。これは厚生年金基金制度と同様の法律関係である。

規約型と基金型の構造となったのは、前述したように、確定給付企業年金制度が税制適格年金制度及び厚生年金基金制度の受け皿として制度設計されてことを、端的に示すものといえる。

(2)　「受託者責任」について

確定給付企業年金法では、1989 年の厚生年金保険法で実現しなかった「受託者責任」の充実が試みられている点が特徴的である。すなわち、確定給付企業年金制度を実施する場合、規約型では事業主が委託者、加入者及び受給者が受益者、運用受託機関が受託者となり、基金型では基金が委託者兼受益者、運用受託機関が受託者となる法律関係が形成され

続き、検討を加えること。

十、年金に対する課税の在り方については、制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討すること。

参照、平成 13 年 6 月 7 日第 151 国会参議院厚生労働委員会議録第 15 号 30 頁。

るが、前者において事業主は委託者に過ぎず、後者においてはそもそも何等の関係もないのにもかかわらず、加入者及び受給者に対して忠実義務を負うと規定されたのである(法 69 条)。

一方、善管注意義務については法律上規定されなかった。もっとも、制定に伴い作成された通知(「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」)[344]において、「事業主の一般的な義務」の中に法令上の義務として、行為責任として民法 644 条を類推適用して善管注意義務が課されているとしている[345]。法律本体で規定されなかった経緯については不明確であるものの、通知により善管注意義務が課される制度設計を採ったと明らかにしている点は、通知という性格から法的根拠としては問題があるものの、立法者の意思を示すという点では意義があるといえる。また、注意義務との関係で、分散投資義務についても規定されている(施行令 46 条 1 項)。

以上のような「受託者責任」を、従業員に退職年金を給付することに責任がある事業主に課した点は、本法律の最大の意義であろう[346]。信託法の論理としては、委託者に過ぎない事業主に対して注意義務及び忠実義務を課す点に違和感があるとしても、年金法としては事業主が受益者に対して年金を給付することに大きな責任を有していることを踏まえて、受益者保護を図ったものといえる。しかしながら、基金型の場合における基金自身についてはこうした責任が規定されなかった点は、課題として残っている。法人に対して行為準則を課すのではなく、実体として法人の運営にあたる理事等に行為責任を課すことで十分であるという判断、あるいは、基金は年金給付に必要とされる以外に財産を有しているわけではないのであるから、基金に賠償責任を課したとしても余分な財産など見込めないという判断がある可能性もある。そうした考慮は妥当であると考えられるが、前述したように、企業年金制度における資産規模とそこで損失が生じた場合の損失額を考えると、個人責任では賠償できず、また、基金には財産が十分ではないとしても、理事を用いる基金が理事に起因する損害について賠償責任を負うことは理論的には問題がないことからすれば[347]、事業主に対する行為責任とのパラレルで基金についても行為責任を課す余地もあった

---

[344] 平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329009 号。

[345] 通知では、「事業主は、加入者等に対し、善良なる管理者の注意をもって職務を遂行する義務を負う(民法第 644 条の類推適用)」と明示しているが、このような解釈には疑問がある。なお、以下の議論は通知の「加入者等」に受給者の含まれることを前提としている。

事業主と加入者及び受給者間関係には労働契約が存在際しており、そうした契約に加えて、退職金の支給については退職年金支給契約が成立している場合もある。こうした契約関係にあることから、民法 644 条を類推する意味が不明確である。事業主と加入者及び従業員間の契約において、その契約内容として、事業主が年金給付に当たり、加入者及び受給者に対して善管注意義務を負うとしているのであれば、その規定によることになるが、そうではない場合に、善管注意義務を課す意味が不明確なのである。少なくとも、この契約の内容は事務の委任ではなく、単なる年金支給であるため、善管注意義務を類推適用する意義が乏しい。それにもかかわらず、あえてこのようなことを指摘しているのは、前述した厚生年金基金の受託者責任ガイドラインで基金の理事に善管注意義務が適用されるという議論をそのまま事業主のコンテクストに持ち込んだ可能性がある。

[346] なお、確定給付企業年金法の成立に伴い、厚生年金保険法も改正され、新たに 136 条の 5 において運用受託機関が基金に対して忠実義務を負うこととされた。坪野剛司(編) ・前掲注(313)143 頁。

[347] 理事等が第三者に対して損害を与えた場合、法人は損害を受けた第三者に対する損害賠償責任を負う

といえよう[348]。

(3) 規制監督について

前述したように、税制適格年金制度は大蔵省あるいは財務省、厚生年金基金は厚生省が所管省庁であったが、確定給付企業年金制度では厚生省が所管省庁となった。

では、法律上、受託者責任にかかわる監督についてどのようなことが定められているのか。この点について、国会審議でも問題とされたが、法律上の「受託者責任」違反に対する罰則は定められていない。民事損害賠償以外には、違反の是正・勧告などの行政処分が定められているに留まる。例えば、厚生労働大臣が事業主に対して事業の実施状況について報告を求め、あるいは、調査を行うことができるとし(法 101 条 1 項)、事業の管理執行について任務懈怠がある場合には違反の是正命令をできる(法 102 条 1 項)。また、こうした命令に従わない場合には、当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずることができ(同 4 項)、この命令にも従わない場合にはその命令に関わる理事を解任できる(同 5 項)。更には、1 項の命令に違反した場合、あるいは、事業の継続が困難であると認められた場合には規約の承認取り消しあるいは基金の解散を命じることもできるとした(同 6 項)。

このように、違反に対する処分については段階があり、状況次第によっては規約の承認取消あるいは基金の解散にも至る等、事業主や理事等の義務違反に対する処分は多様かつ強力なものであるといえる。

第四節　年金法制における「受託者責任」の展望

本論文執筆段階(2014 年 11 月 28 日)において、序説で取り上げたように、わが国において存在する年金制度は確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度のみとなった。AIJ 事件後に厚生年金基金制度の新設禁止措置が取られたものの、そこから一歩進んで、企業年金制度の見直しには至っていない状況にある。

しかしながら、企業年金制度、とりわけ受託者責任のコンテクストにおいて新たに再検討をする必要性の萌芽が現れている。前述したように、わが国の企業年金制度における受託者責任の議論は、信託法の動向が主要なファクターであるといえ、この信託法は 2006 年に全面的に改正され、旧信託法下において問題とされていた様々な点、例えば、信託宣言を認める、自己執行義務を緩和する、一般的な忠実義務を規定する、といった点が実現している。こうした法改正の中で、受託者責任との関係で特に注目すべきことは、忠実義務違反の効果として、「損失額の推定」が規定されたことである。この効果の特徴は、受託者

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 78 条、会社法 350 条等)。参照、内田貴『民法 I [第 4 版]』(東京大学出版会・2008 年)255-256 頁。

[348] 前述したように、基金と加入者・受給者間関係は基金が給付を希望する者の申請を受けて裁定をし、年金を給付するという関係にある。このように、基金は年金を管理運用して支給するという責任を負っているにもかかわらず、支給される側である加入者・受給者に対する責任が規定されていないという点は、どのような考慮からなされているのか明らかではない。

がリベートを受けた場合に、当該リベート取得により信託財産にどの程度の損失が生じたのかが明らかではなく、また、そうしたことを受益者が立証しなければならないというのでは受益者に対する救済として不十分であることから、当該リベート分と同額の損失を信託財産に与えたものと推定することになったのである(349)。こうした効果は英米信託法では利得の吐き出し効果として認められていたが(350)、わが国の信託法においても取り入れることになったのである(351)。

英米の企業年金制度を参考にした上で、旧信託法下において制度設計をし、その後に「英米の精神を最大限尊重する」スタンスを打ち出しさえしたわが国の企業年金制度においても、こうした旧来の弊害を克服した信託法の改正をみると、改正信託法に合わせた企業年金制度の再検討が必要となると考えられる(352)。

第三章における検討結果

これまで企業年金制度において問題とされた「受託者責任」を検討してきた。その検討の結果、年金資産の運用を託される運用受託機関については、信託法による規律を受けて受託者責任が課されているものの、そうした運用受託機関ではない企業・事業主も年金資産の運用について加入者・受給者に対して本来的に責任を負うべきする観点から法的には加入者及び受給者と信託関係がないにもかかわらず、受託者責任を負うべきだとされ、研究が進められてきた。もっとも、そうした研究にも関わらず、1989 年の厚生年金保険法改正で実現したのは基金の理事などが基金に対して「受託者責任」を課すにとどまった。この厚生保険法改正により規定された「受託者責任」はその後、ガイドライン検討委員会などの影響もあり、基金関係者には「受託者責任」が広く認識されることになったものの、それはあくまで基金の内部的な関係で基金の理事等が基金に対して負う責任であって、受託者責任とはやや異なった性質を有する。しかしながら、こうした「受託者責任」の観念が流布したこともあり、議論される受託者責任は「受託者責任」であって、本来とは異なる形の議論進んでいくことになった。こうしたこともあって、年金に関する委託信認関係がないものの、加入者・受給者に対して年金を支給することに本来的な責任を有する事業主及び基金にも「受託者」責任を課すべきではないのか、という議論がなされなくなった。

---

(349) 道垣内弘人『信託法入門』(日本経済新聞出版社・2007 年)167-168 頁。

(350) 道垣内・前掲注(349)167-168 頁。

(351) 序説において AIJ 事件前後の動向について取り上げたが、この中で、厚生年金基金の理事による収賄事件が少なからずあったことは、一考に値しよう。厚生年金保険法や刑法などにより、収賄について規律されていたが、こうした規律違反の効果は基本的には行政処分や刑罰であって、収賄により得られた利益そのものの返還については対応していない。前述した確定給付企業年金法の国会審議において見られたように、これらの責任以外には民事責任が問題となるが、民事損害賠償によるとしても、損害を証明しなければならず、収賄により得られた利得の返還を認めることは実際には困難である。

改正信託法により、忠実義務違反の効果として利得の返還が規定されたことは、こうした収賄に対する有効な手段となると考えられる。

(352) 新信託法が企業年金制度に一定のインパクトをもたらすとの見解は、小櫻教授により指摘されている。小櫻純「新信託法と企業年金」信託法研究 31 号(2006 年)41 号。

このように議論が少なくなる中においても、事業主についての「受託者責任」が確定給付企業年金法により、規定されることになった。これは前述した通りである。

以上のような受託者責任の議論を振り返えると、加入者・従業員に対する「受託者責任」をどのように設定するのか、という議論が展開・逸脱したこともあり、年金制度における受託者の責任をどのようにエンフォースメントするのか、すなわち、①受託者の責任、②受託者に対する監督、③①②を以てしても損失が生じた場合の補償制度、という観点から制度設計がなされたとは言い難い。監督官庁としての厚生労働省は基金の運営について監督するものの、問題とされるのは年金資産の積立基準や情報開示、受給権保護といった点であり、そうした制度自体も受託者責任との関係で議論がなされたとは言い難い(353)(354)(355)。

以上のことから、わが国において受託者責任をどのようにエンフォースメントするのかという観点からの議論がなされていない点が理解できる。

第一部の総括

第一部では、わが国における年金制度と信託制度との関係性について、受託者責任を軸として検討してきた。その結果、企業年金制度において信託が利用された背景には、日経連、信託協会などの業界団体による働きかけが主要な要因であったこと、厚生年金制度との関係で、外部積立方式が望ましいと考えられ、厚生年金基金制度の設置にあたって、税制適格年金制度と同様の経緯があることが確認できた。

次に、アメリカの ERISA 制定を受けて、わが国において ERISA の研究がなされるようになると、年金制度における受託者責任についても関心が高まり、これについて厚生年金基金連合会を中心とした研究がなされるようになり、そうした研究の成果が 1989 年の厚生

---

(353) 確定給付企業年金の基本的な制度の枠組みは、税制適格年金制度と異ならない。しかしながら、本文で述べたような受給権保護の面では、そうした年金制度と比べて強化されている。森戸・前掲注(312)32頁。

(354) このように、年金基金の受託者に対する監督という面が厚生年金保険法では弱いため、AIJ 事件、長野県建設組合厚生年金基金などの事件では、前者は運用受託機関が金融庁により業務停止命令を含めた行政処分を下され、後者では問題とされた事務長が刑事罰を科せられることになったものの、基金の理事等については所管省庁である厚生労働省から現段階では何らの処分も課せられていない。

(355) こうした受給権保護のための仕組みと支払保証制度との関係が必要であるものの、確定給付企業年金制度ではこのような仕組みが採用されず、そうした点が問題であるという見解は確定給付企業年金国会審議尾において既に示されていた。

平成 13 年 5 月 23 日の衆議院厚生労働委員会において、参考人として招致された庄司博一氏(労働経済研究所所長)は次のようなことを述べ、こうした点について示唆している。

「労働者が企業年金の基本法に期待したのは、受給権の保護、支払い保証制度の確立でした。しかし、肝心の支払い保証制度は先送りになっています。期待が裏切られたという感じがしています。

確定拠出型年金、日本版四〇一 k はアメリカの四〇一 k を手本にしたと言われています。それならば、都合のいい部分だけつまみ食いするのじゃなくて、ERISA 法に盛り込まれている受給権の保護、年金給付保証公社の仕組みなども取り入れないと、御都合主義のそしりは免れないのではないかと思います。企業倒産の件数はふえています。法律で支払い保証制度が裏づけされないと安心できません。

委託者責任、受託者責任がうたわれていますけれども、しかし、これに違反したときの罰則規定がありません。企業年金が今日のような事態を招いた原因の一つは、こうしたところがあいまいにされていた点にも問題があったのではないかと考えられます。」

年金保険法改正により基金制度に反映されることになった。すなわち、自主運用の実現とセットで基金の理事等に忠実義務といった「受託者責任」を課すことが実現したのである。

もっとも、この改正により「受託者責任」の条文化が実現したとしても、その内容について明らかではないことが問題とされるようになった結果、1996 年の厚生年金基金制度研究会において基金の理事等が負う受託者責任について明確化する方策が論じられ、厚生年金基金の理事等の受託者責任研究会が設置されたのである。この研究会によりガイドラインが提示され、同ガイドラインはそのまま通知により発出されたものの、この研究会では理事等の受託者責任について研究することが課題であり、また、立法を意図した研究会ではなかったこともあり、理事等の受託者責任について検討するにとどまった。この点は限界であったと言えよう。

しかしながら、この問題は確定給付企業年金法において事業主及び運用受託機関に対して忠実義務及び注意義務を課すことに奏功した結果ある程度是正がなされたと言えよう。

もっとも、義務違反の効果が民事損害賠償請求及び行政処分に留まる点は、義務履行確保の点で有効性に疑問があることも前述したとおりである。加えて、受託者責任のエンフォースメントという観点では支払保証制度が未実施に終わった点も現行制度の問題点として指摘できる。受託者責任が規定され、その義務違反の効果も定められたとしても、失われた年金財産の回復という点では民事損害賠償では限界がある。

以上のように、わが国における企業年金制度は依然として不十分な点がある。しかしながら、当時の法制度を前提として、また、社会状況を加味して、制度設計を行ってきたという点は肯定的に評価されるべきであると考えられる。問題となるのは、不完全に終わった制度をどのようにしてヨリ問題のない制度に設計していくか、という点である。そして、この問題を考えるためには、諸外国の事例を参考にして、わが国における法制度で可能な制度設計をしていくことにあると考えられる。こうしたことから、第二部では信託をスキームとした企業制度が普及しており、また、AIJ 事件のような年金財産の喪失という事件を契機に企業年金制度の基本法ともいえる法律を制定したイングランドを検討する。

第二部　イングランド法

第一部では日本法における年金制度と信託制度との関係について検討した。一方、第二部では、序説で述べたように、比較法検討対象国であるイングランドにおける年金制度と信託制度について検討することにする。

検討内容は次の通りである。まず、第一章において、イングランドにおいて年金制度のスキームとして信託が用いられるようになった背景について検討する。信託の母国たるイングランドにおいて、年金制度において信託を用いるようになった経緯について理解することは、本論稿の主たる検討対象である年金制度の受託者責任について検討する前提作業といえ、また、こうした点について理解をすることは、わが国における企業年金制度との差異について理解を深めることになろう。

次に、第二章において、注意義務、忠実義務がどのように発展してきたのか、そうした法理が職域年金制度(わが国における企業年金制度に相当する)に対してどのように適用されてきたのかについて検討する。第一部第二章とは異なり、ここでは信託法上の注意義務、忠実義務についても検討しているが、この理由として、次のことが指摘できる。まず、イングランド信託法上の注意義務、忠実義務についてわが国においても取り上げられることがあるものの、これらの義務がどのような経緯で発展してきたのかという観点から検討した研究は少なくとも注意義務については見当たらず、わが国においても共通了解となっているとはいえない、ということが挙げられる。加えて、第三章で指摘する問題にかかわるが、職域年金制度を規律する現行法として 1995 年年金法及び 2004 年年金法があり、とりわけ受託者責任については 1995 年法が規律しているものの、後述するように、同法では年金制度において不都合だと考えられる信託法理を修正し、条文化しており、不都合であると考えられない部分についてはそのまま判例法理によるというスタンスを取っている。このため、制定法が規律するのは信託法を修正する部分にとどまり、それ以外の部分については判例法理の規律も受けている状況にある。こうしたことが年金制度についての研究とはいえ、信託法上の注意義務及び忠実義務についても検討する必要がある理由である。以上の理由から、第一部第二章において信託法固有のルールについて検討をしなかったこととは対照的に、信託法固有のルールについても検討する次第である。

最後に、第三章において、イングランドにおける職域年金制度の基本法ともいえる 1995 年年金法及び 2004 年年金法について検討する。この章では、両法の立法過程及び受託者責任とそれを巡るエンフォースメントについて検討する。もっとも、第一章で検討するように、1920 年代に職域年金制度と信託制度とが結びついたのであるが、1995 年年金法が制定されるまで、半世紀以上、職域年金制度は専ら信託法により規律されるにとどまっていた。1995 年法以前に、職域年金制度を規律する制度設計が試みられなかったのかどうか、こうした点についてもイングランド職域年金制度を理解するうえで不可欠であると考えたことから、1995 年法以前において職域年金制度に対する規律の議論についても検討することに

する。

第一章　信託が用いられた背景

イングランドにおいて年金制度を運営するに当たり、信託が用いられることは広く知られており、信託法の入門書では信託と年金制度とのかかわりについて取り上げることが多い。例えば、Hayton の『信託法』では、イングランド社会において普及している信託の例として、公益事業を行う公益信託や公益法人のファンドが年 260 億ポンドの収益を上げ、その財産は 700 億ポンド以上であること、内国歳入庁の調査によれば 65,000 もの裁量信託が国内に存在すること、すべてのイングランド及びウェールズの土地上に共同所有者を受益者とする信託が設定されていることを挙げ、それに加えて、800 万人以上の労働者が職域年金の加入者であり、年金基金の保有資産が 7,000 億ポンドに相当することも指摘している(1)。

また、Gardner の『信託法入門』においても、生まれた孫に 10 万ポンドを与えたいと考える祖母がそのまま金銭を与えるのを良しとせず、自己の手元に金銭をとどめて置き、適切な時に金銭を与えようと考える場合に受託者に金銭を信託するという事例(2)以外に、年金の領域において富の分配スキームとして信託が用いられていることが述べられている(3)。信託法の教科書においても信託と年金制度とのかかわりが取り上挙げられるほど、イングランドにおいて信託と年金との関連性は認識されているといえる。

このように信託と年金制度との関わりが強く意識されていると言えるが、当然のことながら信託が生まれた時から年金制度のスキームとして考えられていたわけではない(4)。本章の課題はこの点にあり、家族間における遺産承継スキームとして利用されていた信託が年金制度のスキームとして用いられるようになった経緯を明らかにすることである。検討内容は次の通りである。第一節では、イングランドにおいてどのような経緯から職域年金制度が実施されていったのかを検討する。第二節では、その運用方法として何故信託が利用されたのかを検討する。第三節では、信託を促進する契機となった 1921 年財政法及び 1927 年年金等信託基金法について検討する。

なお、本章における検討で留保をしておきたい。それは、職域年金制度と公的年金制度との関係についてである。第一部第一章において検討したように、わが国において企業年金制度と公的年金制度との調整が問題とされ、そうした調整(代行方式の採用)が企業年金制度設計についても影響を及ぼしたこと(基金方式の採用とそれによる自益信託の採用)は前述したとおりである。こうした問題はイングランドにおいても問題とされたのであり、イ

(1) D. Hayton, The Law of Trusts, 4th ed (Sweet & Maxwell, 2003)1 and 2.
(2) S. Gardner, An Introduction to the Law on Trusts, 2th ed (Oxford university press, 2011)2 and 3.
(3) Id, 11.
(4) 信託の起源について諸説あるが、ここでは先に引用した Hayton の見解を取り上げる。それによると、1535 年のユース法を契機に、それまでのユース(use)が信託(trust)と呼ばれるようになった、とされる。D.Hayton, supra note 1, at 12.

ングランドの職域年金制度においても公的年金制度との調整が問題とされ、適用除外方式が採用された。もっとも、こうした適用除外方式を採用したとしても、基本的には信託を利用するスキームそのものに影響を与えることはなかった。このため、本章では、第一部第一章とは異なり、職域年金制度と公的年金制度との関係については取り上げない(この問題については第二部第三章において検討する)。

第一節　職域年金制度の創設とその問題

第一款　19 世紀の社会状況と引退後の貧困(5)

老後の稼得手段として年金制度が論じられるようになる 19 世紀――ここではヴィクトリア朝期を指すのであるが――はどのような状況にあったのか。職域年金制度が実施される背景について明らかにすることがここでの課題である。エリザベス救貧法が制定されていることなどを踏まえると、イングランドでは貧困問題について一定の蓄積があると言えるため、老齢期に貧困状態に陥ることが問題とされるのはそれほど珍しいこととは考えられない。それにもかかわらず、19 世紀において引退後の貧困について社会的に問題とされ、更には、その問題を解決するために年金制度を実施せよという社会的潮流が生まれた背景は何か。

そうした社会的背景を知るうえで手掛かりとなるのは、Hannah によるヴィクトリア朝期における社会状況の分析である。すなわち、1841 年の国勢調査では連合王国の全人口のうちで 65 歳以上の人口は 4.4%であり、1901 年の国勢調査においても 4.7%に過ぎなかったことを踏まえて、若年者の多い社会的状況にあったこと、そのため、社会的に問題となったことは老齢者の問題というよりむしろ子供の養育の問題であり、それ故に、老齢者は社会的に見えない存在であった、と分析している(6)。加えて、65 歳以上の人口が少なかった背景について、Hannah は余命を取り上げ、20 歳の余命が 65 歳以下であることも指摘している(7)。

当時において 65 歳以上の人々は人口構成上少数派であったとして、そうした人々がどのような稼得手段を有していたのかということが次に問題となる。先に取り上げた Hannah によれば、65 歳以上の人々は働くことが可能である限り働き続けたこと、退職後に貯蓄で生活していたこと、金銭的に余裕がある人々は生命保険を利用して老後の所得を確保していたことが指摘されている(8)。もっとも、家事、育児などの出費があることから、十分な貯蓄を個人が行うには自ずから限界があった、とも指摘している(9)。

このように個人による老後の備えには限界があったことから、労働者の貯蓄のために後

(5) ここでの検討は主に L. Hannah, Inventing Retirement (Cambridge university press, 1986)による。同書はイングランドの職域年金制度の発展について論じた数少ない文献である。
(6) Id, at 4.
(7) Ibid.
(8) Id, 4 and 5.
(9) Id, 6.

述する労働組合や友愛組合が設立され、老後の備えが奨励されていくことになったのである。もっとも、これらの組合が設立されたとしても、それらに参加しない従業員も当然のことながら存在し、そうした従業員は自ら貯蓄をするなどして老後に備えたが、そうした貯蓄も尽きると子に頼ることになった。しかしながら、子に頼るとしても子自身も経済的な余裕がない場合が多く、そうなると、救貧院に頼らざるを得なくなるケースが増加していった(10)。

こうした引退後の貧困が問題とされるようになったものの、政府は何ら対策を図ることがなかった中で、国家に代わり引退後の老齢者の貧困について取り組む主体が現れることになったのであり、それが事業主である。

第二款　職域年金の創設

第一項　職域年金制度の起源

イングランドにおける年金制度は、古くは 13 世紀にまで遡る。それは主人に対する忠勤への報いとして与えられた場合、職人ギルドが加入者の引退後の収入中断に対する備えとして与えた場合、などが多かったようである(11)。このように事業主の恩恵や職人ギルドによる相互扶助により労働者に年金が支給されていたが、そうした制度はあくまで小規模であった。

こうした状況が一変するのが、18 世紀後半から 19 世紀にかけてである。18 世紀後半になると、労働者が相互扶助の目的から集団を形成し、その集団の加入者に掛金を拠出させて積立を行い、引退後に定期金を支給する、あるいは、傷病時に手当を支給する制度を実施するようになった。また、生命保険会社も登場していたこともあって、生命保険会社を利用して引退後に年金を支給する取り組みも行われるようになった(12)。18 世紀後半においてこうした労働者の相互扶助組織が発展してきたが、こうした相互扶助組織の中で特に有力であったのは友愛組合(friendly society)(13)である。この友愛組合はギルドあるいはフリーメースンと社会的機能の連続性を有し、その起源はエドワード三世治世下の時代に遡るとも指摘されているものの、その歴史的起源の特定は困難であるとされる(14)。そうした古い歴史を有する友愛組合が 18 世紀後半になり急速に発展した背景として、二つの要因が指摘

---

(10) Id, 8.
(11) David Blake, Pension Schemes and Pension Funds in the United Kingdom, Second (Oxford University Press, 2003)28.
(12) Ibid.
(13) friendly society の訳語について、経済学、社会学では「友愛組合」と訳されることが多いものの、法律学では「共済組合」あるいは「共済団体」と訳語を当てている。
(14)友愛組合については様々な研究がなされているものの、ここでは、Macnicol の見解により説明する。友愛組合の起源は古く、中世には職人ギルドと考えられたようである。友愛組合と同視されたギルドや職人組合自体はローマ時代に起源があるとされ、イングランドにおいてはエドワード 3 世の治世の時代に設立されていたという。このギルドは加入者のために、傷病や老齢による就労不能の際に支援をしていた。
J.Macnicol, The Politics of Retirement in Britain 1878-1948 (Cambridge University Press, 1998)112.
また、長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的潮流』(東京大学出版会・2014 年)52 頁。

されている。第一に、18 世紀における市場経済化がある(15)。産業革命に伴いイングランド国内において進展した市場経済化が伝統的な地域社会の紐帯を破壊したこと(16)で、相互扶助機能を担った地域社会に代わる存在として友愛組合に注目が集まり、これに加入する労働者が増加していったのであろう。第二に、集団化への規制である。フランス革命を契機として労働争議などを禁止する団結禁止法(Combination Act 1799)(17)が制定されたことを受けて、労働組合が友愛組合に形態を変えて活動するようになったため、必然的に友愛組合が増加した(18)。

以上のような背景から、友愛組合が労働者の引退後の備えを提供するアクターとして注目されるようになっていくのである。

第二項　職域年金制度の普及

18 世紀に友愛組合が発展したこともあり、引退した労働者にとって友愛組合の果たす老後の所得保障という役割が大きなものとなった。そうした所得保障のためのアクターの影響が大きくなると、これに倣い、所得保障という仕組みを組織的に実施する事例も見られるようになった。その第一歩が公的セクターで始まった。公的セクターでは、包括的な公務員年金法である 1810 年公務員給与等法(Public Salaries, etc. Act)(19)及び男子公務員を対象にした 1834 年年金法(Superannuation Act 1834)が制定され(20)、所得保障を職域年金という制度を実施することで整備していったのである。

このように公的セクターでは職域年金制度の設置が進む一方で、私的セクターではどのような状況であったのであろうか。私的セクターでは公的セクターとは異なり、相互の所得保障のための制度化は十分に進展していなかったといえる。従業員は退職後に、①救貧法によって所得を得る、②従業員当時に加入していた友愛組合から給付を得る、③貯蓄クラブ(thrift clubs)に加入して予め退職後に備えた金銭を得る、④生命保険を利用するなど個人的に退職後に備えて金銭を得る、という方策が主要な手段であり、基本的には自分自身で老後のための備えをしなければならなかったのである。

---

(15) 長谷川・前掲注(14)52 頁。

(16) 長谷川・前掲注(14)52 頁。

(17) イングランドにおいて同法以前の労働者の規制法として、14 世紀中葉の労働者規制法(Statutes of Labourers)、1563 年の職人規制法(Statutes of Artificers and Apprentices)及び 18 世紀から 19 世紀後半にかけて立法された主従法(Master and Servant Acts)がある。これらの制定法は労働者の賃金規制を目的として立法されたのであるが、その付随的効果として労働者が労働条件の改善のために団結することを阻止する効果もあった。更に、こうした制定法以外にも労働条件の変更を求め団結することに対して刑罰を以て禁止する制定法も存在していたとされるが、そうした制定法の対象はあくまで特定の団体であった。

しかし、労働組合の結成が増加し、それに伴い、団結禁止の対象団体も拡大されるようになり、そのような規制が包括的となり立法されたのがこの団結禁止法であった。

参照、小宮文人『現代イギリス雇用法―その歴史的展開と政策的特徴』(信山社・2006 年)2-8 頁(特に 7-8 頁)。

(18) 長谷川・前掲注(14)52-53 頁。

(19) Id. at 22.

(20) Ibid, 23. 川元英二『イギリス退職年金制度』(ミネルヴァ書房・1970 年)5 頁、樫原朗『イギリスの企業年金』(生命保険文化研究所、1987 年)8 頁

もっとも、部分的にではあるが、事業主が退職した従業員に対して金銭を給付する制度を実施する場合もあった。しかしながら、そうした制度はあくまで事業主の恩恵である場合が多かった(21)。そして、そのような恩恵的と考えられる制度を実施している企業も、炭鉱事業、石炭事業、鉄道事業及びガス事業といった大企業に限られていた(22)。

例えば、Gas Light & Coke 社の年金制度を見てみよう。同社は 1810 年に議会の承認を得てジョイント・ストック・カンパニー(23)として設立されたのであるが(24)、同社において、従業員に対して事業主の恩恵的な老齢年金・寡婦年金・傷病休業手当が行われていた(25)。1830 年、取締役会において事業主の恩恵的な傷病休業手当が廃止されることが決定され、それに代わりプロビデント基金(26)を設立することとなったものの、老齢年金・寡婦年金は依然として取締役会の裁量にゆだねられていた(27)。この点について従業員側から、年金についてもこの基金において実施されるよう要望があったとされるが、これについて取締役会は拒否したとされる(28)。

一方、こうした 18 世紀の動向は 19 世紀中葉になると一変する。恩恵的な年金制度を実施していた大企業は、公務員年金制度を参考に、事業主による恩恵的な給付ではない年金制度を設置するようになったのである(29)。例えば、London and North Western Railway 社(LNWR)を取り上げてみよう。同社は 1840 年代に老齢手当を従業員に対して支給していたが(30)、その財源は遺失物の売却や新聞の販売による収益であったとされる(31)。しかしながら、こうした財源であることから、給付を確保できるほど十分な財源とはならなかった

---

(21) 従業員に対する年金制度を実施していない企業に勤める労働者は引退後の所得について自己で対応しなければならなかったが、対応できない人々が多く存在し、そのような人々は救貧法に頼ることが多かった。このような状況が次第に増大すると 、当時の救貧法当局は、事業主に対して従業員へ年金を提供するように要求するなど、できる限り救貧法によらない打開策を模索した。このような当局の要望に対して、事業主側が年金制度創設に積極的であっても、元の従業員自身が恩恵的な年金であり、金額も過小であることから、そのような年金を受け取ることをためらっていた状況があったとされる。L. Hannah, supra note 5, at 9.

なお、当時の救貧院の財政状況は次の表のとおりである。B.R.ミッチェル(著)・中村壽男(訳)『イギリス歴史統計』(原書房・1995 年)605 頁を参考にして作成した。

年代	1803	1813	1823	1833	1843	1853	1863	1873	1883
救貧税収入	5,348	8,647	6,898	8,607	7,086	6,522	9,175	11,487	13,225
救貧支出	4,268	6,656	5,773	6,791	5,208	4,939	6,527	7,692	8,353

(単位 1,000 ポンド)

また、佐藤芳彦『近代イギリス財政史研究』(勁草書房・1994 年)21-23 頁。

(22) Hannah, supra note 5, at 8 and 9. 川元・前掲注(20)3-9 頁。

(23) Joint stock company は、18 世紀の南海泡沫会社事件(South Sea Bubble)を契機に 1720 年に制定された泡沫法(Bubble Act, 1825 年に廃止)により、その設立活動が制限されていた。南海泡沫事件については、第二部第二章第三節を参照。

(24) R.Fitzgerald, British Labour Management & Industrial Welfare (Croom Helm, 1988)54.

(25) Id, 59.

(26) 川元・前掲注(20)7 頁によれば、プロビデント基金とは従業員の死亡、廃疾、退職に際して、一時金を支払うことを目的として設立される基金であり、一時金の財源は労使双方の掛金であるとされる。

(27) R.Fitzgerald, supra note 24, at 59.

(28) Ibid.

(29) Hannah, supra note 5, at 10.

(30) Ibid.

(31) Ibid.

ようである。この財源の問題もあって、1853 年に、新たな形態を採用することになった。それが、事業主と従業員双方が拠出をして、年金原資を積立てる形態である。LNWR が採用した拠出方式では、従業員が賃金の 2.5%を拠出する一方、事業主が従業員の年金のために拠出をすることとし、その上で、積立てた基金から 4%の利息を付して確定給付年金を提供することとしたのである(32)。この制度は、加入が強制とされ、10 年以上勤務した者が 65 歳以上で退職した後に年金を受給できる仕組みとされた(33)。

この LNWR の確立したスキームは他の鉄道会社にも広まり、1880 年代には、ほとんどの鉄道会社が LNWR のスキームを発展させた年金制度を採用することになったとされる(34)。また、このスキームの特徴として、制度の運営は事業主と従業員双方が年金制度のための運営委員会を代表しつつ、実際の運営は数名の従業員が担当するという点、基金は会社の口座におかれる点があった(35)。この基金が会社の口座におかれるという点について詳細は明らかではないものの、年金財産を内部留保として形成していたことであると考えられる。

もっとも、こうした制度においても問題はあったようであり、制度の運営を従業員が担当するとしても、従業員は運用の専門家ではないことが多いため、運用割合、拠出水準といった複雑な問題については対応できなかった。そのため、専門家である数理人(Actuaries)(36)の助言によることが多かったようである(37)。

次に、金融業における年金制度を取り上げてみよう。London Joint Stock Bank では、1871 年までに、バランスシート上に年金引当金を計上するという形で、退職年金制度を実施したとされる(38)。Royal Exchange も 1880 年に年金制度を実施したが、その制度もバランスシートに計上するという方式を採用した(39)。このバランスシート上年金引当金を計上するという方式は、企業外拠出がなされず、企業倒産の際には従業員の年金権が保全されない。それにもかかわらずこのような形態がとられた背景として、年金制度を実施した企業は優良企業であったことから、倒産の可能性は低かったことがある、とされる(40)。

以上のように、19 世紀後半において、企業により年金制度が実施されていったのである。この時期の特徴として、内部留保型の年金制度を構築していたことが指摘できよう。しかしながら、内部留保により年金基金を運営するとしても、企業倒産の場合には年金財産が保全されない可能性が高いため、年金制度の安定的な運営という点では問題がある。この

(32) Ibid.　尚、給付水準は十年勤務の後は平均賃金の 22.25%、45 年勤務後は平均賃金の 109%保証していた。
(33) Ibid.
(34) Ibid.
(35) Ibid.
(36) 保険数理人(アクチュアリ)は保険者のために保険料率、責任準備金、配当の計算などを行う数理の専門家および年金、社会保障について同種の仕事行う専門家である。田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1991 年)20 頁。
(37) Hannah, supra note 5, at 10.
(38) Id, at 12.　斉藤美彦『イギリスの貯蓄金融機関と機関投資家』(日本経済評論社・1999 年)114-115 頁。
(39) Hannah, supra note 5, n 57, at 12.
(40) 斉藤・前掲注(38)115 頁。

問題をどのように解決するのかが課題となるであるが、その問題を取り上げる以前に、別の事柄が問題となった。それが、従業員の賃金から年金の給付に充てるための拠出金を控除できるのかどうかという問題である。この問題について次に取り上げる。

第三款　現物給与禁止法(Truck Acts)と Hewlett v. Allen

前述したように、鉄道をはじめとする大企業において従業員のための職域年金制度が実施されていった。そして、従業員非拠出の年金制度から次第に拠出制度へと転換していったことも指摘した。このように、大企業において年金制度が実施されていたが、従業員拠出を求める制度に共通して問題点があった。それが Truck Acts(41)である。同法は、基本的に、肉体労働者の賃金が全額現行通貨で支払われることを保証するために立法されたのであるが(42)、これに関連して、従業員に対して年金を支給するために賃金から拠出金を控除することが認められるのかどうかが問題とされたのである。

この点について、訴訟で争われたのが 1894 年の Hewlett v. Allen(43)である。この事件の貴族院判決により、事業主が従業員の同意を得てその給与から掛金を控除して第三者に交付することが同法に反しないとされた(44)。貴族院において、大法官 Herschell 卿、Watson 卿、Morris 卿、Shand 卿の 4 名が審理にあたり、4 裁判官の中で、Herschell 卿が議論をリードしていることが特徴である。以下、本件の事案の概要と判旨について取り上げる。

第一項　事案の概要と判旨

原告が被告の会社に就職する際に、被告の定めるすべての規則に従うという旨の条項がある契約書に署名したのであるが、被告が定める規則において、すべての従業員は傷病クラブの加入者とならねばならいと定められていた。このクラブは従業員の福利のために設立されたのであり、その運営は加入者のうちから選任された 12 名の運営委員が行っていた。また、このクラブの規則によれば、加入者は週ごとにクラブに拠出金を支払わねばならないこととされていた。この規則に基づいて、被告が原告の給与から拠出金(2.5 ペンスか 3 ペンス)を控除し、差し引きの額が原告に支払われていたことが原告の給与明細から確認されている。原告は退職時にこのクラブから 3 シリングを受取った以外に、手当を受け取っていなかったこともあり、退職後、現物給与禁止法 4 条に基づいて、被告に対して給与から控除されていた拠出金の返還を求めて訴えた。

Herschell 卿は、第一に、原告が拠出をしたのにもかかわらず、3 シリング以外に何らの利益を受取っていないため、3 シリングを除く拠出分の返還を主張したことに対して、拠出の対価として就業中に傷病となった場合に基金から手当を受け取る地位が保証されていた

(41) 同法は 1831 年、1887 年、1896 年と改正された。
(42) 小宮文人『イギリス労働法』(信山社・2001 年)80 頁。
(43) [1891-94] All ER 1024.
(44) R.Lewis (ed), Labour Law in Britain (Blackwell, 1986)314.

ため、利益を受け取っていないとは言えないとして、原告の主張を退けた(45)。

第二に、現物給与禁止法第 3 条及び第 4 条を取り上げ、とりわけ第 4 条において「わが国において現在流通している現金で」支払うように規定されている点を問題とする。原告は給与が控除された点に着目して、給与全額がこの「わが国において現在流通している現金で」給与を支払われなかったとするが、この文言の解釈について問題があるとする。この点について、Herschell 裁判官は同条の趣旨について、事業主が販売する商品を給与に代えて支払うこととなれば、従業員を不公正な立場に置くこととなり、そのような支払いを認めると金銭よりも価値が低い物が提供されることになるため、そうした慣行を認めないことにある、と指摘する(46)。その上で、当該従業員の義務を免除する、あるいは、金銭を支払うように希望した者に対して金銭を支払うために、従業員の同意により事業主が支払うことは、これらの条文が意味するわが国において流通する金銭が従業員のもとに支払われるのと同様の従業員に対する支払いである、と判断する。つまり、原告の同意により、本件クラブに対して被告が原告に代わって拠出金を支払うことは、従業員が金銭を支払うように希望した者に対して事業主が金銭を支払うことに該当し、その結果、「わが国において現在流通している現金で」支払うことに反しないと判断するのである。もっとも、「同意を得て従業員の指示した者に金銭を支払うこと」が、「現在流通する金銭で支払うこと」であると言える理由については明らかではなく、この点について特に理由を示していない。

第三に、本件の控除が第 2 条により違法となるかどうか問題となった。この点ついて、Herschell 裁判官は、第 2 条の解釈として、同条の規定は賃金の全部あるいは一部が手数料として用いられることを契約中に直接的あるいは間接的に規定する場合、当該規定が違法、無効、取り消されると宣言することにあると明らかにする。そのうえで、原告が同条を根拠にして契約の無効を主張することには理由があるとしつつ、第 2 条の解釈として本件の契約が無効となるかどうかは判断が困難であり、検討の余地があるとする。すなわち、本件の契約において傷病クラブに従業員が加入しなければならないとされる趣旨が、従業員が保険契約に加入すべきこと、また、事業主に対する従業員側の過失に対して備えるために保険に加入するということであるなら、そのような事業主保護の規定は現物給与禁止法が規律する害悪とはならないと言える、と判断し、結論として、本件の契約は加入権を保護するのに必要な支払いをすることを示唆するに過ぎないとした。

以上のことを指摘し、上告人には理由がないとした。

Watson 卿は、下級審及び Herschell 卿の見解に同意しつつ、検討されていない問題として法第 24 条を指摘する。すなわち、第 24 条では「貯蓄のために法に従い正当に設立された友愛組合及び銀行に対して事業主が金銭を支払うために、事業主が技術者に賃金を前貸しするのを妨げるよう拡大あるいは解釈することはできない」と規定されている点から、友愛組合に対する拠出金の支払いが認められているのであれば、企業内のクラブに対して

(45) [1891-94] All ER 387.
(46) Id, at 389.

支払うことも認められてよい旨を指摘する(47)。

Morris 卿も Herschell 卿の見解に賛成する。もっとも、本件で問題となった契約は 2 条の対象外の契約であるとしつつ、本件の契約解釈として従業員の賃金が控除され、それが本件クラブに支払われることになると解釈する余地があるとする。

Shand 卿は、上告棄却に賛成するも、理由づけが異なっている。すなわち、制定法上禁止されているのは現物支給と事業主がそれにより利益を得ることであり、本件では、契約書中にそのようなことが定められていないことから、どちらも問題となってはいないとする(48)。加えて、Morris 卿の判示と同様に、従業員の賃金から拠出金が控除されることを取り上げ、この点について、契約においてそのようなことを定めているとは解釈できないため、違法とならないと判示する(49)。

第二項　判決の影響

この事件の貴族院判決により、事業主が従業員の同意を得て、給与から控除をして第三者に交付することが違法ではないとされた(50)。保険料相当の拠出金の控除が認められたことから、年金の原資となる拠出金の支払いも本判決の射程に含まれると解され、年金基金に対する支払いのために従業員の賃金から拠出金を控除することにも問題がないと解されるようになったのである。

こうして、従業員拠出に対する支障がなくなったことから、職域年金制度が拡大していくのであるが、この拡大の中でこれまでとは異なった形態をとる職域年金制度が現れた。それが信託を利用した職域年金制度である。

第二節　信託を用いた職域年金

前述したように、イングランドでは私的セクターにおいて事業主が主導して従業員のために年金制度を実施するようになった。そして、同制度は従業員拠出を必要としたことも特徴であった。この従業員拠出に関連して、従業員拠出を実施するには現物供与禁止法により給与から拠出金を控除できるかどうかが問題とされたものの、Hewlett v. Allen 貴族院判決により従業員の同意があれば控除が可能とされた。こうしたことで事業主による年金制度の実施に支障がなくなり、一層進展していくことになるのであるが、この中で、これまでの企業内積立方式ではない新たな方式として、信託を利用した外部積立方式の年金制度が実施されるようになっていくのである。本節ではこの信託を用いた職域年金制度について検討する。

検討内容は次の通りである。第一款において、職域年金制度のスキームとして信託が用

(47) Id, at 394-395.
(48) Id, at 397.
(49) Id, at 398.
(50) R.Lewis, supra note 44,at 314.

いられるようになったことを踏まえ、「信託の柔軟性」及び「倒産隔離」といった信託の特長を取り上げる。そうすることで、職域年金制度において信託が用いられるようになった理由を理解できるからである。そうした検討を経て、企業において信託を用いた職域年金制度が実施されていく過程を取り上げることにする。第二款においては、第一款で取り上げた信託の特徴が年金制度の運営手法として用いられるようになった状況を取り上げることにする。

第一款　信託の特長

わが国において、信託の特長として「柔軟性」と「倒産隔離」の二つが述べられることがある(51)。これらは信託が他者を信頼して財産を託する点から出発して、信託が「信認」と「財産」からなる制度であると理解し、その上で、信認という義務に支えられる特長が「柔軟性」であり、財産的側面から支えられる特長が「倒産隔離」であると語られている(52)。わが国においてこのような信託の特長が指摘されている一方で、イングランドにおいても信託の特長として、わが国と同様、「柔軟性」と「倒産隔離」が指摘されている。これらの特長が具体的にどのように語られているのかを確認することがここでの課題である。

第一項　信託の仕組み

信託とはどのような仕組か、この点について、取り上げることにする。まず、信託の成立要件について、明示信託という一般的な信託についての説明ではあるが、Lewin の見解によると次のようなことが必要であるとされる。

① 設定者、受託者、受益者という行為能力のある当事者が存在しなければならない
② 適切な信託財産が存在しなければならない
③ 法により認められた方法により設定されなければならない
④ 信託は信託の本質的に有効となる要件に適合しなければならない
⑤ 信託は正当な目的のために設立しなければならない(53)

---

(51) 井上聡『信託の仕組み』(日本経済新聞出版社・2007 年)17 頁。
なお、「倒産隔離」との関連で、「信託財産の独立性」についてもここで指摘しておく。後述するように、信託は設定者が信託財産を受託者に譲渡することで成立するが、成立後、設定者はこの信託関係から離脱して、受託者と受益者の関係が存在することになる。信託財産の所有権は受託者が有することになるものの、それは受益者の利益のために信託財産を所有するという前提があり(そうであるからこそ、受託者には自身の固有財産と信託財産とを区別して管理しなければならない分別管理義務が課される)、完全な所有権を有しているわけではない。一方、受益者は受益権を有してはいるものの、信託財産の所有権を有しているわけではない。信託関係における受託者及び受益者というアクターのいずれもが完全な所有権を有していないことから、設定者の倒産時においても受託者の倒産時においても、信託財産は破産財団に組み込まれることはない。このような現象の中で、受託者の倒産との関係で「信託財産の独立性」とよばれ、委託者の倒産手続きとの関係で「倒産隔離」と呼ばれている。井上・同 22 頁。
(52) 井上・前掲注(51)17 頁。
(53) J.Mowbray, L. Trucker, N. L. Poidevin, E. Simpson and J. Brightwell, Lewin on Trusts, 18th ed,

①から⑤の要件の中で、②以外は信託以外についてもいえる一般的な内容であるといえるが、②の要件は特に信託財産を必要としている点が特徴的である。信託財産の存在について付言すると、信託の設定に当たり、信託設定者はある目的のためにある財物を信託財産として受託者に譲渡する場合があるが、この受託者への譲渡により、当該財物の財産権が設定者から受託者へと移転する。移転により信託が成立したら、設定者は信託関係とは無関係になり、受託者・受益者間関係のみが存在することになる。

この受託者・受益者間関係の内容は具体的には次の通りとなる。信託財産について、設定者から受託者への譲渡により、信託財産の財産権は受託者に移転する。この財産権に基づいて、信託目的の制限を受けるものの、受託者は当該財産の使用・収益・処分が可能となる。

しかしながら、受益者にも信託目的に従い信託財産から何らかの利益を享受する権利がある。受益者が有する権利は単に利益を享受する権利にとどまらず、信託をエンフォースメントすることも可能である(54)。信託財産が受託者から第三者に移転した場合、当該財産の返還を第三者に対して請求できることも可能である。

これらの権利の法的性格について、受託者が有する権利はコモン・ロー上の財産権であり、受益者が有する権利はエクイティ上の財産権である、と理解されている。このように信託財産についての財産権が分属することで、後に取り上げる「倒産隔離機能」が生じることになる。

第二項　信託の柔軟性

前述したように、わが国において信託の柔軟性が義務の観点から指摘されているが、イングランドにおいてどのように論じられているのか。この点について検討するのがここでの課題である。

まず、わが国における議論と同様に、制度設計が自由に行えるという点について指摘されている。例えば、Hayton は自由に制度設計を行える点について、信託を設定する源泉たる信託証書について指摘する中で、信託証書に定められたことが不明確、違法、公序良俗(public policy)違反に該当せず、信託関係の存在そのものを否定しない限りで、自由な設定が認められる、と指摘している(55)。このように、信託証書によれば、一定の制限があるものの、そうした制限に反しない限り自由に信託証書によって信託を組成することができるとしている。

次に、こうした信託証書による設定の柔軟性に加えて、受託者が広範な裁量権を有し、信託事務を処理する観点からも指摘されている。この点について、再び Hayton の指摘を見てみよう。

(Sweet & Maxwell, 2008), para 2-01, at 25.
(54) Id, para 1-06, at 7.
(55) D.Hayton, supra note 1, at 139.

「信託に基づいた贈与は単純な贈与以上に柔軟性がある。とりわけ、裁量信託により長期間にわたり、設定者の権限を留保することも考慮しつつ、受益適格者の範囲(例えば、設定者の子孫から絶対的な裁量権をもって収益あるいは元本を与える決定をする)を検討する場合は特にそうである。」(56)

この Hayton の指摘は、贈与契約との対比で述べられている点に留意する必要があるものの、「柔軟性がある」としたうえで、裁量信託を持ち出し、受託者が広い裁量権を有し、それに基づいて信託事務処理を行うこと指摘していることから、ここでの Hayton の理解では受託者に広い裁量権を与えて、信託事務処理を行わせることが可能である点を「柔軟性がある」と考えているといえる。

ここで指摘されている裁量信託とは、信託財産の管理運用に当たり受託者に裁量権が与えられている信託であるが、この裁量信託によれば、受託者には誰が受益者となるのか、受益者にどのような給付をなすのか、を決定する裁量権が与えられることになる。

加えて、設定者が自身の権限を留保することも可能であることを明らかにしている。受託者は設定者の意図に従い、設定者が権限を留保している事柄以外について、広い裁量権をもって信託財産の管理運用を行うのである。

この裁量信託について、19 世紀においてどのようなことが語られていたのであろうか。これについて、1837 年に公刊された Lewin の A Practical Treatise on the Law of Trusts and Trustees が参考になる。Lewin は信託を単純信託(simple trust)と「特殊信託」(special trust)に区別し(57)、前者については、明確に指摘していないものの、封建制度における土地関係を持ち出していること(58)、後者の信託の説明を踏まえると、受託者が土地などの信託財産を保有しつつその管理にとどまる形態の信託を意味していると考えられる。信託の起源が土地の管理にあったこととの関係で、古来より用いられてきた形態の信託を単純信託と述べているのであろう。

後者については、前者とは異なり、相続や債務の弁済、信託財産の売却目的のために受託者は行動しなければならないと説明しており、この信託において、受託者は信託目的達成のために活発に行動しなければならないとも説明している(59)。Lewin の述べる special trust は裁量信託であると理解されている(60)。前述したように、simple trust とは古くからある信託の形態であって、信託財産の保管がその目的となるが、裁量信託はそれとは異なり、受託者に裁量権を付与することから理解できるように、受託者が運用までも行うこと

(56) Id, at 4 and 5.
(57) T.Lewin, A Practical Treatise on the Law of Trusts and Trustees (A Maxwell, 1837) 2.
(58) Id, at 2-4.
(59) Id, at 4.
(60) 1535 年のユース法により封建的貢租を回避するための受動的な土地信託が規制されたものの、受託者が積極的な義務を負う信託はユース法の規制対象外であったことから、広く普及することになった。姜雪蓮『信託における忠実義務の展開と機能』(信山社・2114 年)148-149 頁。

を目的とした信託である(61)。こうしたLewinの記述によると、19世紀において信託が様々な形で設計されていたこと、信託の目的達成のために受託者に広い裁量権を与えていたことが明らかとなる(62)。

このように19世紀においても、受託者が広範な裁量権を有して、信託目的の実現のために信託事務を処理する状況が理解できる。Haytonの理解に従い、受託者が広範な裁量権を有することが信託の柔軟性であるとすれば、こうした意味における柔軟性はLewinの記述から19世紀においても認められるといえる。こうしたことから、19世紀においても、信託によれば設定者の思いのままに制度設計が可能であることが知られていたといえよう。

一方、受託者が有する広範な裁量権を信託の柔軟性とする考えの他に、わが国において柔軟性の特長として語られるような義務の側面から「柔軟性」を指摘する見解もある。例えば、信託と年金の関係を論じたNoblesによれば、信託が信認関係にある者により保有される財産と関わりのあること、そして、このことがそうした地位にある者に自己のためではなく、他人のために行動するよう要求すること、といった特徴を指摘したうえで、そのような者が負う義務は実際には信託証書中の明示の規定により修正されるとして、Maitlandを参照しつつ(63)、そのような修正可能性こそが信託の柔軟な法的形態であるとする(64)。

Noblesの説明から、他人のために受託者は財産を保有することになり、そうであるからこそ、信託事務処理の適切性を確保するための様々な義務が課されることになるが、そうした義務も信託証書の定めにより修正されることになるという点、すなわち、受託者が負う義務を信託証書により修正できる点を以て、信託には「柔軟性」があると考えられていることが理解できる(65)。

もっとも、このような「柔軟性」が認められるとしても、それは無制限に認められているわけではない。前述したように、信託証書に定められたことが不明確、違法、公序良俗(public policy)違反に該当せず、信託関係の存在そのものを否定しない限りで、自由な設定が認められるのである(66)。

---

(61) Lewin, supra note 53, at 21.
(62) Underhillも Lewinを参照しつつ、裁量信託について言及している。Underhillの整理によると、信託は受動あるいは単純信託(a bare or simple trust)と特殊信託(a special trust)に分けられる。前者は信託事務処理上の義務がないか、義務付けられていても受益者の要求によりあるいは指示によりエクイティ上土地を譲渡しなければならなくなる形態の信託であると説明されている。一方、特殊信託については、Lewin引用して、設定者が定めた目的を実行するための信託であり、単純とは異なり、受動的に土地を処分するのではなく、設定者の意図を実現するために積極的に行動するよう要求される信託であると説明する。Sir A. Underhill, A Concise Manual of the Law Relating to Private Trusts and Trustees (Butterworth, 1878)3.
(63) Maitlandは信託について次のように指摘している。「信託は巨大な柔軟性と寛容性の『制度』であり、それは契約のように柔軟であり、寛容である」。F.E.Maitland, Equity, Second (Cambridge university press, 1936) 23.
(64) R.Nobles, Pensions, Employment and the Law (Oxford university press, 1993)12 and 13.
(65) もっとも、Noblesはこのような柔軟性が受益者保護の観点から望ましい事態にならないことを指摘している。こうしたNoblesの考えは、1990年代に社会問題化したMaxwell事件を念頭において指摘されている。R.Nobles, supra note 64, at 12.
(66) D.Hayton, supra note 1 , at 139.

以上のようなことから、信託の「柔軟性」とは柔軟に制度設計が可能であることに加えて、当該制度において運営責任を負うことになる受託者がどのような義務を負うのか、という点についても、公序良俗等に反しない限り、自由に設計が可能であるということを意味し、そうしたことが信託の特長となっていることが理解できる。

第三項　信託財産の倒産隔離

信託が有効に成立するためには、設定者から受託者に信託財産が移転しなければならず(信託の設定により設定者は信託関係とは無関係になる(67))、信託財産を保有する受託者は、信託目的に従い、受益者の利益のための行動しなければならない。この点については第一項において説明した。

このように信託関係には、設定者から受託者に財産が譲渡される必要がある。この結果、設定者から受託者に財産の所有権が移転するものの、それはコモン・ロー上の所有権であって、受益者にもエクイティ上の所有権が存在することになり、受託者及び受益者は完全に所有権を有しているわけではない。この点も前述した通りである。

しかしながら、こうした所有権の分離が特徴的な機能をも生み出すことになったのであり、それが倒産隔離という機能である(68)。倒産隔離機能とは設定者、受託者、受益者という三者の中で誰かが倒産した場合、信託財産の完全な所有権を誰も有していないことから、責任財産に組み込まれず、その結果、上記三者の債権者が信託財産を引き当てすることができなくなる機能である(69)。

この信託の倒産隔離について、再び、Hayton の見解を参照しよう。Hayton は信託財産の倒産隔離という用語について定義をしているわけではないが、その機能について信託財産は、受託者が死亡したにせよ、離婚したにせよ、破産したにせよ、受託者の財産として利用することはできないと述べている(70)。

このような信託の機能について、古くから用いられていたようであり、ユースを応用して債権者による差押を回避するようになったことが現在においても述べられている(71)。この点について、19 世紀ではどのようなことが述べられていたのであろうか。前述した Lewin によれば、信託が用いられた状況として、自由保有権者が土地所有者から土地の収益を獲得する方法や教会が死手禁止を回避方法として用いられてきたことに加えて、ある者が受

---

(67) ただし、設定者が受託者あるいは受益者である場合は、設定者たる個人がそのまま信託関係にたつことにはなる。

(68) この点につき、樋口範雄教授は倒産隔離(bankruptcy remote)に加えて、英米法で信託財産が nobody's property と呼ばれていることも指摘している。樋口範雄『入門 信託と信託法』(弘文堂・2007 年)8 頁。

(69) 設定者と受託者の破産時の信託財産の処遇について言及するにとどまるが、以上のような信託財産の隔離(Segregation of Assets)について、G.Virgo, The Principles of Equity & Trusts (Oxford university press, 2012)para 3.4.1, at 46.

(70) D.Hayton, supra note 1 , at 4.

(71) J.Martin, Modern equity, 19th ed (Sweet & Maxwell, 2012)10; A.J.Oakley, The Modern Law of Trusts, 9th ed (Sweet & Maxwell, 2008) para 7-056, at 274.
尚、差押回避の事案として、Id, note 29 at 9.　この点について指摘する日本の文献として、樋口・前掲注(59)48-49 頁。

託者を介することで自身の債権者が自身の財産を引き当てにしないようにする方法について言及している(72)。この後者の方法は倒産隔離を表していると考えられるが、そうであるとすれば、19 世紀において学説上も信託の倒産隔離機能について認識されていたといえる。

こうした倒産隔離機能について、現代でも認識されており、例えば、職域年金制度において信託が用いられるメリットとして、信託の柔軟性と事業主が倒産した場合において、事業主の債権者が信託財産を引き当てにできないことが指摘されている(73)。

このように信託財産の倒産隔離といった機能は現代においてのみならず、古くからも信託の特長として認識されていたことといえる。こうした信託の特長が年金制度に応用されることになるのである。

第二款　信託を利用した年金制度の登場

前述したように、事業主側において従業員のための年金制度を創設する動きが活発になったものの、内部留保により年金財産形成していたことから、企業倒産時における年金財産の保全が問題であった。こうしたこともあって、年金財産を会社財産と分離して運営する方法が必要とされるようになっていたが、この問題ついて信託を利用することで解決を図った企業が現れた。その代表例が、マスタード製造業者の Colman 社である(74)。同社は 1900 年に職域年金制度の運営方法として信託を利用した(75)。信託を利用した理由として、「信託」という概念が事業主と従業員間の調和を生み出そうとする者にとって感情に訴えられることが指摘されるが(76)、実際にはそれは方便に過ぎず、事業主側には別の意図があったことも指摘されている。すなわち、事業主は従業員が退職年金の運営に参加することに懸念があったため(77)、従業員の参加を極力抑えて、自ら基金を支配したいと望んでいたことがある。この事業主の要望にかなっていたのが信託であって、信託証書によれば、年金の運用に対する自身の権限を留保し、更に、自身が影響を及ぼす者を受託者に任命し、それらの者を介して、基金を有効に支配することが可能となったのである(78)。

こうした制度設計の柔軟性に加えて、Hannah は倒産隔離機能の観点からも指摘している。すなわち、事業主が倒産した場合でも、信託財産が確保されていることから、受託者は従業員及び受給者のために年金事務処理を継続して行えることも指摘する(79)。

以上のような Hannah の説明によれば、信託のメリットとして、制度設計の自由と倒産時の信託財産の確保があると言える。

---

(72) T.Lewin, A Practical Treatise on the Law of Trusts and Trustees (A Maxwell, 1837) 1.
(73) D.Pollard, The Law of Pension Trusts (Oxford university press, 2013) paras 2.6 and 2.22.
(74) Hannah, supra note 6, at 18-19.
(75) Blake, supra note 1, at 94 and 95.
(76) A.D.K.Owen, 'Employee's Retirement Pension Schemes in Great Britain ', 32 International Labour Review (1935)89; Hannah, supra note 6, at 19.
(77) Hannah, supra note 6, at 19.
(78) Id, at 19, supra, n 1. at 95.
(79) Hannah, supra note 5, at 94.

イングランドでは、Colman 社の年金基金を先頭に、信託を利用した職域年金基金が拡大していくことになる。もっとも、そうした拡大には更なるファクターも存在した。このファクターについて、以下で取り上げることにする。

第三節　1921 年財政法及び 1927 年年金等信託基金法

先に述べたようにイングランドにおいて信託を利用した職域年金基金が現れるようになった。もっとも、そのような職域年金基金が普及する契機となったのは 1921 年財政法であるとされる(80)。そのため、本節ではこの 1921 年財政法について取り上げる。同法について検討するのは次の通りである。まず、1921 年財政法が制定される背景を明らかにする。そして、このような背景を踏まえ、どのようなことが問題とされ、財政法が必要とされるに至ったのかを明らかにする。

もっとも、イングランドにおいて財政法が制定されたものの、信託特有の問題が生じたため、それが年金制度の運営上問題とされるようにもなった。その解決策として、1927 年年金等信託基金法が制定されたのであるが、この特有の問題と同法による解決策についても検討することにする。

第一款　1921 年財政法制定の背景

第一次世界大戦後のインフレ(81)及び所得税増税(82)が社会的に問題となると、職域年金を運営する事業主にとってこれらの点は問題とせずにはいられなかった。このため、職域年金制度に対する税負担の軽減あるいは免税を求める要求が高まり、職域年金を実施する事業主は政府に対するロビー活動を活発に行うようになった。

1917 年、11 の基金によって年金基金会議（the Conference of Superannuation Funds）が結成され、その議長に C.Mitchell(83)が就任した。1919 年まで、地下鉄や公社をはじめとする 55 もの年金基金がこの会議に参加したこともあり勢力が拡大し、基金に対する税制優遇措置を求め、政治家に対してロビー活動を行うようになったという(84)。

加えて、所得税に関する王立委員会（the Royal Commission on Income Tax）に対しても積極的に働きかけ、様々な資料を提出した。このようなこともあり、同委員会において

(80) Hannah, supra note 5, at 19.

(81) 代田教授の研究によれば、インフレ率は次の表のようになる。代田純『現代イギリス財政論』(勁草書房・1999 年)4 頁。

年代	1900-10	1910-20	1920-30	1930-40	1940-50	1950-60	1960-70	1970-80	1980-90
インフレ率	0.4	12.4	-9.1	2.8	9.73	1.03	3.47	14.63	5.95

(単位%)

(82) 代田・前掲注(81)25-27 頁。

(83) Mitchell はロンドン地下鉄会社の財務担当役員であり、1912 年に同社において設立された年金基金の議長でもあった。Hannah, supra note 5, at 19.

(84) Hannah, supra note 5, at 19 and 20.

年金信託に対する税制上の措置が検討されることになった。

第一項　所得税に関する王立委員会

1919 年 6 月 18 日、王立委員会は Mitchell を招喚して、年金基金に対する税制上の問題について検討することになった。

年金基金会議が提出した資料に基づいて、王立委員会は Mitchell との間で質疑応答をすることになる。まず、委員長の Colwyn 卿は Mitchell に対して年金基金会議の主たる主張とはどのようなことかと質問する。これに対して、Mitchell は基金の投資所得への免税を求めることにあると述べる(85)。加えて、基金の所得は事業主による拠出、従業員による拠出、投資所得と預金利子から構成されており、それぞれの税制上の対応に問題があることから、次のような改善をするように訴える。

第一に、事業主の拠出は損金算入の形で控除が認められているものの、それは基金が内国歳入庁と申し合わせた場合に認められるという制限がある。このため、適切な規制の下でいかなる場合においても控除が認められるべきである。

第二に、従業員の拠出は生命保険料控除と同様に所得控除が認められているものの、制定法により設立された基金とは所得控除の取り扱いが異なることから、制定法により設立された基金と同様の税制措置を図るべきである。

第三に、年金基金では投資すべき金銭が存在するならすべて投資によって運用され、また、基金創設から間もないうちは年金給付に充てる金額が少ないことから、預金に当てるというよりは投資して運用することになる。現在、投資所得という観点から源泉徴収され、また、1 ポンド中 6 シリングという税率で投資所得について課税されているが、それは誤りであるし、利益を得ていない基金に課税すべきではない(86)。

以上のような主張には不明確な点がある。第一の点については、「適切な規制」を設ける意味である。この点について、Mclintock 委員は適切な規制を設ければ事業主拠出と従業員拠出への控除が認められることになるのかと疑問を呈する。これについて、Mitchell は時間の関係上十分調査をしたわけではないが、内国歳入庁と申し合わせる現行制度では控除が認められなかった事例があったと指摘するだけであり、適切な規制が設けられれば控除が適切に得られることになると述べるばかりであった(87)。

第二の点では、制定法により設立された年金基金とそうではない年金基金との取り扱いが異なるとするが、具体的にどのようなことが異なるのかという点である。事実、Marks 委員も Mitchell に対して現行法上 Mitchell の説くような従業員拠出が認められているのではないかと質問している。この点について、Mitchell は制定法により設立された基金に対

(85) Id. at 223, para. 4491.
(86) Id. at 223, para. 4491.
(87) Id. at 223, para. 4511 and 4512.

する従業員拠出への措置とそうではない基金に適用される生命保険料控除と同様の措置とは微妙に異なると述べるだけで、明確な違いを指摘していない(88)。

第三の投資所得課税については、基金内の金銭はすべて投資に充てられることから、基金は利益を得ていないと主張するが、この点については混乱がある。Mitchell は、投資により生じた利益は再び投資に充てられるのであり、それは年金給付の原資になっているのであるから基金は利益を得ていないということを前提にしているのであろうが、そのような前提と投資所得に対する課税趣旨(利益がどのような意図で用いられるのかに関わりなく投資により生じた利益に対して課税される)とが区別されていない。もっとも、この点については委員会においても特に取り上げられることがなく、専ら基金の投資所得課税のあり方が問題とされている。Mitchell は基金の投資所得には課税しない一方で、従業員に対する年金の給付時に課税するように求めているのであるが、そのような方策を採ったとして誰が課税事務を行うのか、どの程度の税率を課すのかという点をマークス委員は問題にする(89)。これに対して、Mitchell は、税率は現行のままで、給付時に年金から税額を控除することを述べる(90)。

以上の Mitchell が述べる年金基金会議の提案について、王立委員会の委員は不明確な点については問質すものの、反対するような意見を述べていない。このような点から、年金基金会議の提案は受け入れやすい状況にあったものと考えられる。それが明らかになるのが、翌 1920 年に王立委員会が提出する報告書である。この報告書について、次に取り上げる。

第二項　「所得税に関する王立委員会報告書」

前述したような王立委員会における議論を経て、1920 年、王立委員会は年金信託についての税制優遇を勧告する報告書を作成した。それが「所得税に関する王立委員会報告書」(91)である。同報告書では、まず、年金基金とは如何なるものであるのか、という点について明らかにするために、設立されている基金は様々であるがおおよそ次の 6 つの特徴があると指摘している(92)。

---

(88) Id. at 223, para. 4505.
尚、従業員拠出について、生命保険料控除と合わせて論じられている背景について、ここで説明する。1853 年、納税者またはその配偶者の生命保険あるいは据置年金のために払い込まれた保険料は、所得税の課税の際に課税所得の 1/6 を超えない限度で控除されることになった。また、1909 年から 1910 年にかけて付加所得税導入に伴い、これらの保険料は課税所得の 1/6 まで控除を認められた。しかし、1916 年財政法により、保険料に対する付加所得税に対する控除が撤廃され、新たに次のような措置が図られることになった。すなわち、1916 年 6 月 22 日以降締結された一切の保険契約は、(a)他の給付と結合しているかどうかに関わらず、死亡の際に一定額を保証する契約であり、(b)従業員のため、もしくは、特定の自由業、聖職、商業または事業に従事している者のための善意の退職年金制度に関連して契約がなされた場合のみ、100 ポンド以下の保険料は控除することとされた。川元・前掲注(20)8 頁。
(89) Id. at 224, paras.4494-4497.
(90) Id. at 224, para.4495.
(91) Report of the Royal Commission on the Income Tax, Cmd.615, (1920).
(92) Id, para 317.

①掛金が従業員の賃金から控除されて、事業主が基金に振り込む。
②従業員の掛金に加えて、事業主が掛金を基金に支払う。
③事業主と従業員の掛金は投資され、基金の財産は掛金とその収益からなる。
④特定の年齢や労働不能による退職時に、従業員は基金から年金を受け取る。その年金は従業員が事業主の下で働いた間に受け取った賃金(the salary or wages)に基づく。
⑤退職時に、利息を付した、あるいは、付さずに、掛金を受け取る。
⑥受給権を得る前に死亡した場合、掛金総額の 2 倍相当の金額を相続人が受け取る。

また、これらの特徴の中で、特筆すべきこととして、年金基金の資産構成について取り上げ、それが事業主拠出、従業員拠出、拠出金の運用収益からなることを挙げる(93)。この点について、前述した年金基金会議が王立委員会に提出した資料において指摘していることを王立委員会は基本的に受け入れている。

このように年金基金の特徴について明らかにしたのちに、王立委員会は年金基金に関する要望として、前述した Mitchell の主張を反映して、第一に、事業主拠出は所得税の算定の際に控除されるべきこと、第二に、従業員拠出は所得税の算定上控除されるべきこと、第三に、年金基金の投資所得は所得税の算定上控除されるべきであり、年金が支払われたときに課税されるべきこと、の三点が指摘されたことを明らかにする(94)。

これらを踏まえて、王立委員会は次の三点を政府に対して勧告する(95)。

① 事業主拠出について、事業主が従業員の利益のために承認された基金に対して撤回不能の拠出（irrevocable contribution）をする場合、当該拠出金は事業上の必要経費とみなされ、利益算出時に控除を認められるべきこと
② 将来の年金を確保するために支払われた従業員拠出について、課税所得から控除すべきであり、拠出金が従業員に対して払い戻される場合、複利あるいは平均税率(at a compounded rate or at an average of the rates)で算定された所得税を従業員が支払うべきこと
③ 投資により生じた基金の所得は所得税から控除されるべきであるが、死亡以外のなんらかの事態が発生した場合において、当該所得が拠出金の払い戻しに加えて支払われるならば、拠出金の払い戻しと同様に、当該利子には所得税が課されること

これらの勧告の特徴は、Mitchell の要望を基礎に、所得税上の優遇措置の要件を加えていることである。特に、第一の提案によれば、年金基金として承認されること、事業主の拠出は撤回不能でなければならないこととされている。これらの要件が設けられた点について、税制優遇措置を認める上で、一定の制限が必要とされることは理解できるものの、

(93) Ibid.
(94) Id, para 318, at 70.
(95) Id, para.319.

このような要件を設けた理由及び考えは報告書中に示されていない。

このように王立委員会は年金基金に関する税制上の問題点について、年金基金会議の提案を一部付け加える形で受け入れたといえるであろう。

第二款　1921 年財政法の制定

このような勧告がなされたものの、政府は年金基金に対する税制優遇措置を認めることに消極的であった。しかしながら、税制優遇措置を支持する庶民院議員からの圧力もあり、結局、1921 年に財政法が制定され、年金信託に対する税制優遇措置を制定法上承認することになった。1921 年法の規定のうち、問題となるのは以下の条文である。

まず、32 条 1 項において事業主と従業員の拠出金の所得控除、そして、年金基金の投資所得について課税しないことを規定した。また、拠出金が払い戻された場合に課税されることが、同条 4 項において規定された。

このように税制優遇措置について規定されることになったが、その措置を認めるための要件が同条 3 項において規定された。この要件について、年金基金会議や王立委員会においても議論されることがなかったのであるが、次のように規定された。

32 条 3 項　本条の目的のため、「年金基金」という表現は、文脈によりそうではないと要求されない限り、内国歳入庁委員会[96]により、これらの目的のために承認された基金を意味し、以下に従い、同委員会は、次のことが充足されたと示されない限り、いかなる基金も承認しない。

(a)当該基金が連合王国内に居住する者により連合王国内の売買または企業と関連して撤回不能信託に基づいて正しく設立された基金であること

(b)当該基金が、その唯一の目的のため、売買または企業において雇われた者が特定の年齢で退職する場合またはそれよりも早い年齢で就労不能になった場合の年金の定めを置くこと

(c)売買または企業の事業主が当該基金の拠出者であること

(d)当該基金が売買または企業の事業主及び従業員により認められること

これらの要件のうち、特に、(a)に規定された撤回不可能信託が注目される。撤回不可能信託と定めた趣旨は、設定者(ここでは事業主)に撤回権が留保されていては、一度内国歳入庁から税制優遇措置のある年金基金として認可された後に、信託証書を変更して財政法の制限を潜脱する事態を回避することにあると考えられる。しかしながら、ここで着目する理由はそのような趣旨にあるのではなく、信託を用いることが要件として明示された点に

[96] 内国歳入庁委員会は 1918 年所得税法 57 条により設置された。同法によれば、同委員会は所得税に関わる税率、徴収等の権限を有する。See, Report of the Royal Commission on the Income Tax, Cmd 618, (1920) para 333, at 74.

ある。撤回不可能とされたにせよ、信託を用いることが税制優遇措置を得るための要件とされたことにより、税制優遇措置を得るためには、年金基金は信託により設置されることが必要となり、また、年金基金に関する管理運用の規律について、財政法に規定が置かれなかったことから、信託法が年金基金を規律することになったのである。このようなことこそ、前述した Colman 社の事例よりも、イングランドにおいて職域年金の運営に当たり信託が用いられるようになった大きな理由であろう。事実、1921 年財政法以降、同法所定の年金基金の設立が増大していくことになる。

このように、1921 年財政法の意義として、信託を利用した職域年金に対して税制優遇措置を認めたこと、また、それによりイングランドにおける年金信託の普及を促進したこと、更には、戦後においても同法の基本的な枠組みを維持した職域年金税制が維持されるなど職域年金税制の基本法としての役割を果たしたこと、が指摘できる。

第三款　永久拘束禁止則と年金制度

信託の柔軟性により事業主が年金制度を思い通りに設計することが可能となり、また、信託財産の倒産隔離により信託財産が事業主の倒産による影響を受けなくなった。加えて、信託を年金制度のスキームとして利用しようとする場合の障害として考えられた税制優遇措置の不存在が 1921 年財政法により解消されることになった。こうしたことを見れば、信託が用いられることが普及していくことになりそうである。

しかしながら、ここで新たな問題が生じた。信託を利用するとしてもいつまで利用できるのかということである。こうしたことが問題となったのは、判例法理により永久拘束禁止則が確立していたことがある。永久拘束禁止則とはいかなる原則なのか、なぜこの原則が職域年金制度との関係で問題とされるようになったのか、その問題がどのように是正されたのか。このような点について、以下で検討する。

なお、永久拘束禁止則については、不確定禁止則(rule against remoteness)と永久積立禁止則からなるという理解(97)、永久積立禁止則と永久拘束禁止則とを分離して理解する見解(98)、永久拘束禁止則及び譲渡不能禁止則(rule against Inalienability)若しくは過剰積立禁止則(rule against Excessive Accumulation)という原則を並列的に理解する見解(99)がある。

学説においてこのような理解がなされているものの、本論稿では後述するように年金基金との関係で問題とされたのが主として永久拘束禁止則であり、また、二次的に永久積立禁止則が問題とされたこともあり、この二つの原則に絞り検討する。

---

(97) A.J.Oakley, supra note 71, para 7-004, at 255.
(98) D.Hayton, supra note 1, at 104-108.　また、Lewin の『信託法』では、この二つは区別して論じられていることから、峻別論に立つと考えられる。J.Mowbray, L. Trucker, N. L. Poidevin, E. Simpson and J. Brightwell, Lewin on Trusts, 18th ed (Sweet & Maxwell, 2008)136-165 and 165-177.
(99) G.Thomas and A.Hudson, The Law of Trust, second ed (Oxford university press, 2013 年)187.

第一項　永久拘束禁止則及び永久積立禁止則[100]

(1)　永久拘束禁止則の由来

前述したように信託には柔軟性という特徴がある。しかしながら、どれほど柔軟であり、思い通りの制度設計が可能であるとしても、一定の制限がある。こうした制限について、Hayton は、違法な目的により信託を設定することが認められないのは当然であるが[101]、それ以外に、債権者や妻子の法律上の請求逃れのために信託を設定することは認められず、また、信託の形態によっては不公正な課税回避及び最小化とみなされ、そうした形態の信託は制定法により禁じられていると指摘している[102]。

こうした制限に加えて、信託は財産管理、とりわけ、遺産承継に用いられることが多いことから、長期間に及ぶ法律関係を形成することが特徴であり、そうした長期間に及ぶ法律関係に関連して、期間について一定の制限を設けることが必要となる場合もある。これについて、Hayton は、遺産承継を念頭において、死者が生者を長期に渡り支配することを防ぐために、公益信託以外の信託は、特定の永久拘束禁止期間以上の期間、存続することができないという期間制限があると述べている[103]。更に、この期間制限に関連して、収益を元本に組み入れて積み立てることが特定の期間以上認められないことも強調している[104]。前者が永久拘束禁止則(rule against perpetuities)であり、この原則によれば一定の期間以上財産権の帰属を不確定にすることが禁止される[105]。後者が永久積立禁止則(rule against accumulations)であり、不動産権設定者等が当該財産から生じる収益の処分を禁止し、元本に組み入れる期間を制限する[106]。

前者は 1682 年の The Duke of Norfolk に起源があり[107]、後者は 1798 年の Thellusson v. Woodford に起源がある[108]とされる。このため、以下では、両事件について取り上げる。

(2)　永久拘束禁止則

1682 年の The Duke of Norfolk[109]において、Nottingham 卿は永久拘束禁止則をエクイティ上の法原則として承認した。こうしたことから、信託法上、同原則が問題とされるようになったのである[110]。

---

[100] 田中英夫『英米法総論[上]』(東京大学出版会・1980 年)123-124 頁。樋口・前掲注(68)76 頁。海原文雄『英米信託法概論』(有信堂・1998 年)107-114 頁。
[101] D.Hayton, P.Matthews et.al, Underhill and Hayton Law of Trusts and Trustees, 18th ed (Butterworths Lexis Nexis, 2010)para 11.1, at 260.
[102] D.Hayton, supra note 1, at 3.
[103] Ibid.
[104] Ibid.
[105] 参照、田中英夫(編)『英米法事典』741-742 頁。
[106] 参照、田中・前掲注(105)741 頁。
[107] 海原・前掲注(100)107 頁。
[108] 海原・前掲注(100)115 頁。
[109] (1698) 22 E.R. 931.
[110] J.Mowbray, L. Trucker, N. L. Poidevin, E. Simpson and J. Brightwell, Lewin on Trusts, 18th ed, (Sweet & Maxwell, 2008)136.　J. Baker (著)・小山貞夫(訳)『イングランド法制史概説』(創文社・1975 年)275-276 頁。J.H.Baker, An Introduction to English Legal History, 4th ed (Oxford university press,

事案の概要は次の通りである(111)。1647 年 3 月 21 日、A は自己の所領について、自身と妻に生涯権を設定したうえで、長男、次男 Y、三男 X をはじめとする自身の子を受益者とする 200 年の定期賃借権を受託者に譲渡する信託を設定した。1652 年に A が死亡し、1673 年に A の妻が死亡したことで、200 年の定期賃借権が開始された。1677 年 11 月、長男が男子直系卑属相続人を残さずに死亡したことから、Y が A の所領を相続した。しかしながら、Y は所領の相続以前に不動産定期賃借権上の男子限嗣相続権を排除する手続きを取っていたことから、X が信託上の権利を侵害されたとして、Y を訴えた。

本件で問題とされたのは不動産定期賃借権に設定された信託であったため、本件は大法官裁判所に係属することとなった(112)。

大法官 Nottingham 卿は X の主張を認めた。加えて、信託の存続期間についても言及しており、土地の永久拘束にあたらない期間について明らかにしていないものの、21 年以内に直系卑属を残さずに死亡した場合を例示している(113)。

このように Nottingham 卿は期間について例示しているにとどまったため、具体的な機関について後の裁判例について個別に判断されていくことになる。この裁判例の進展について、先行研究によれば次のような動向が明らかにされている。

「人の一生涯」に何らかの期間を付加し、この期間内であれば、永久拘束禁止にあたらないと判断されるようになった。第一に、「人の一生涯」に受遺者の未成年期間及び妊娠期間が付け加えられた。第二に、ある者の死亡後に誕生する子供への未転換将来権付与が有効とされた。第三に、遺言者の死亡時に生存する孫に、その孫が 21 歳になった際に権利を付与する未転換将来権が有効とされた。第四に、「人の一生涯に」21 年が独立して付け加えられた。第五に、「人の一生涯」における「人」は複数人でもよいが、最後の生存者が確認できるものでなければならないとされた。もっとも、これが最終的に確認されたのが次の取り上げることになる Thellusson v. Woodford である(114)。

こうした発展を経て、永久拘束期間が「『処分時に生存する(複数)人の生涯＋21 年＋妊娠

2002)292 and 293. G.W.Keeton, Modern Developments in the Law of Trusts (Northern Ireland Legal Quarterly, 1971)201.

尚、信託がコモン・ロー上の永久拘束禁止則の適用を受けることとなった理由について、Baker は論理的理由が全くないと述べつつも、「破壊されることもない承継財産設定を禁止しようとする政策は、エクイティにおいてもコモン・ローと同程度に、妥当なものであったということは、明白である」と言及する。

(111) 本件について詳細に検討した論稿として、井上彰「近代的永久拘束禁止の原則の誕生とユース法」法学新報 113 巻 11・12 号 28-36 頁。本論稿は井上教授の成果に負うところ大である。

(112) もっとも、大法官裁判所に係属したのであるが、当時、重要な事案が大法官裁判所に係属すると、大法官裁判所はコモン・ロー裁判所に助言を求めることが多く、本件においても、コモン・ロー裁判所に助言を求めた事実が指摘されている。そして、Pemberton 王座裁判所首席裁判官、North 民訴裁判所首席裁判官、Montagu 財務裁判所首席裁判官の三名は原告の権利を無効とする見解であった、とされる。井上・前掲注(111)29 頁。

(113) 3 Chan.Cas.49.

(114) 井上・前掲注(111)37-38 頁。もっとも、永久拘束禁止則が許容する期間について、「権利設定時に生存しているものの生存期間及び 21 年以内」と判例法理として確立したのは、1833 年の Cadell v. Palmer 貴族院判決であるという見解も主張されている。参照、木村仁「イギリスにおける『2009 年永久拘束及び永久蓄積に関する法律』の意義と課題」法と政治 62 巻 1 号Ⅱ(2011 年)99-100 頁。

期間』と表現されるようになった」とされる(115)。

(3) 永久積立禁止則

永久積立禁止則は、永久拘束禁止則に遅れ、1799 年の Thellusson v. Woodford において問題とされ、1800 年の永久積立禁止法(Accumulations Act 1800、別名、Thellusson Act)により確立された原則である(116)。前述したように、永久拘束禁止則が許容する期間が The Duke of Norfolk 以降展開し、この展開の中に Thellusson v. Woodford も含まれている。こうしたことから、永久積立禁止則は永久拘束禁止則を前提として発展したルールであるといえよう。

Thellusson v. Woodford の概要は次の通りである。Peter Thellusson は遺言信託により、自身の子及び孫の生存期間中それらの者のために信託財産を積立てること、信託期間満了後は男性法定相続人を受益者として受益者のために信託財産を積立てるべき旨を定めた。1797 年に Peter Thellusson が亡くなり、遺言信託が実行されることになったが、受益者とされた Peter Thellusson の孫により、他の受託者を相手として、国に当該信託が無効であること及び遺言法に従い財産処分がなされるよう訴えが提起された。

本件では、この遺言によれば、生存する受益者の数及び世代の点から、極めて長い期間財産が積立てられることになるため、そのような定め方による積立が有効であるのかどうかが争点の一つとなった(117)。

本件では、結論として本件遺言信託は有効であると判断された。これについて、大法官 Rosslyn 卿(当時は Lord Loughborough とも称していた)は先例を取り上げつつ、生存する受益者の人数及び長期に渡る積立について問題としない判断を示している。その理由として、長期間にわたる積立といっても、それは人の一生涯と 21 年という短い期間にとどまる点を指摘している(118)。こうした判断は他の裁判官にも踏襲された(119)。

このように、Thellusson v. Woodford において、財産を積立てる目的で設定された信託についても、永久拘束禁止則の適用を受けることとされた。

一方、本件を契機に、信託財産の積立期間について立法化が試みられ、その結果、1800 年に Accumulations Act(別名、Thellusson Act)が制定されることになった(120)。同法 1 条では積立が有効とされる期間について規定しているが、これについて Gray は次の 4 つに整理している(121)。第一の類型は、財産処分者、設定者等の生涯である。第二の類型は第一類型に該当する者の死後 21 年である。第三の類型は、第一類型の者の死亡時に生存している

(115) 井上・前掲注(111)38 頁。
(116) 海原・前掲注(100)115 頁。
(117) 本件について、J.Gray, The rule against perpetuities(Little, Brown and Company, 1942) § 190, at 180 and 181, § 217, at 217 and 218, § 674.1, at 627.
(118) 4 Ves. jun.306
(119) 本件は上告されたが、最高裁は原審の判断を維持した。
(120) 同法の全文が J.Gray, supra note 117, 643 and 644 に掲載されている。
(121) Id, at 649-651.

者の未成年期間である。第四の類型として、十分な年齢になれば積立てるように指示された財産に対して権限を有することになるとして遺言、信託により定められた者の未成年期間である。Gray によると、この類型に該当すれば、遺言者の死亡時に出生していない者の場合、出生まで積立てることができないと説明されている(122)。

このように、永久積立禁止法は裁判例において問題とされることが多い積立の許容期間について明示的に示した意義がある。同法は 1925 年財産法や 1964 年永久権及び蓄積禁止法により修正を受けることになるが、そうした修正を受けるまで、同法の提示した期間制限が基本的には踏襲されることになる(123)(124)。

第二項　年金制度において永久拘束禁止則が問題となった背景(125)

1921 年財政法施行により、それまで信託を利用して年金制度を実施していた企業の中に、財政法の要件を充足するために信託証書を変更しようとする企業が現れた。このような企業の中に、事業主拠出のみによる職域年金制度を実施していた Telegraph Construction and Maintenance 社があった。同社は税制優遇措置を得るために信託証書の変更を試みたが、その際に、法律に抵触していないかどうかを懸念したため、法的問題について大法官裁判所の判断を仰ぐべく、Summons を求めた。1924 年 3 月 29 日に、Russell 裁判官の下で裁判が開始された。同裁判官は本件信託が永久拘束禁止則の適用を受け、当該信託が無効であるという判断を示したが(126)、どのような点が永久拘束禁止則に違反すると考えられたのかについて資料からは明らかではない。

また、Telegraph Construction and Maintenance 社の信託は事業主拠出のみにより運営されていたのであるが、Russell 裁判官は事業主及び従業員拠出により運営される信託にも適用されるという判断も示したことから、永久拘束禁止則の影響が信託をスキームとした職域年金制度を実施する多くの企業にも及ぶと考えられるようになった(127)。

この判断は内国歳入庁においても当然のことながら問題とされ、歳入庁長官は信託証書に期間制限条項を定めていないこと、基金が永久拘束禁止則を明確に回避していないことという条件で、基金の承認を行わないという方針を示して当座の問題に対応することとし、

---

(122) Id, at 650.
(123) 海原・前掲注(100)115-116 頁。
(124) この永久拘束禁止則及び永久積立禁止則について、第一部の検討において問題としなかったのでここで言及すると次のように解されている。我が国信託法によると、受益権が受益者に帰属するのに長期間を要する信託、あるいは、永久に信託財産の処分を禁止してその収益を受益者に与える信託は、物資の流通を害し国民経済上の利益に反することになるとされ、無効になると解されている(後者の場合は相当期間を超える部分につき無効と解する)。四宮和夫『信託法 [新版]』(有斐閣・1989 年)152 頁。
(125) この問題の背景は後述する 1927 年の報告書で詳しく述べられていることから、ここでは、同報告書によった。Report of the Departmental Committee on the effect of the Rule of Law against Perpetuities in its application to certain Superannuation Funds and Funds with analogous purposes, Cmd. 2918 (1927)8.
(126) 報告書 8 頁において、事案の概要について 56 Journal of the Institute of Actuaries 211 に掲載されていると説明されている。
(127) Id, at 8.

その一方で、この問題の解決策について検討することとした[128]。

この問題について論じるために設置された検討会では歳入庁側と年金基金組合との間で議論がなされ、その結果、次のような見解で一致することとなった。

(a) 永久拘束禁止則が適用されるかどうかについての最終的な決定は、長期間にわたり費用もかかる訴訟以外に方法がないこと
(b) 瑕疵ある多くの信託が存在すること
(c) 過度の困難や混乱なしに無効な信託を有効とすることができるかどうか、あるいは、これらの信託がやがて混乱することになる、ということについて疑問であること[129]

この一致した見解からもわかるように、当時の年金基金において、永久拘束禁止則に違反する基金が多く、解決を図ろうにも裁判で解決する以外方策がなかったのである。もっとも、こうした消極的意見以外にもそもそも永久拘束禁止則を適用すべきではないとの意見も表明された。例えば、年金基金組合の代表者は同原則を適用すべきではないと主張するとともに、立法により同原則を年金信託に適用しないようにすべきことを主張したのである[130]。

このように様々な見解がある中で、永久拘束禁止則が年金基金に適用されると問題が大きいと考えられたこともあり、同原則が年金信託に対して適用されないようにする立法が検討されることになったのである。

第三項　検討会報告書

(1)　報告書の基本的態度

1927 年 2 月 5 日に設置された検討委員会は 15 回の審議を重ね、1927 年 7 月、検討結果が報告書により公表された[131]。同報告書では当時の年金基金の状況について取り上げられており、それによれば、当時、財政法 32 条に基づき認可された年金基金は 688 基金存在しており、この中で、①禁止則の適用を受ける基金が 242 基金、②適用を受ける可能性のある基金が 214 基金、③期間制限を規定していることから適用を受けないとされる基金が存在するとされ(数は明示されていないものの、単純計算で 132 基金程度と推測される)、こうした基金以外にも現在内国歳入庁において認可を検討中の基金が 100 基金程度存在することが述べられている[132]。6 割以上の基金が永久拘束禁止則に抵触する事実が明らかとなったのである。

このように当時における年金基金の状況を明らかにしたうえで、内国歳入庁と年金基金

[128] Id, at 8.
[129] Id, at 8, para 10.
[130] Ibid.
[131] Report of the Departmental Committee on the effect of the Rule of Law against Perpetuities in its application to certain Superannuation Funds and Funds with analogous purposes, Cmd. 2918 (1927).
[132] Id, para11, at 9.

組合との間で一致した消極的意見(裁判所により禁止則が適用されるかどうか判断されるまで事態の解決を待つという姿勢)に対して、次のようなことを指摘して批判する。すなわち、裁判所により判断されること以外に、内国歳入庁は 1921 年財政法 32 条により税制優遇措置を求めて申請する年金基金について認可を与えるかどうかを審査しなければならないが、認可要件には同法 32 条 3 項(a)に規定されている「撤回不能信託」に該当するかどうかの判断をしなければならない。この「撤回不能信託」には、永久拘束禁止則違反の無効な信託が該当しないことから内国歳入庁は認可すべきではなく、また、同原則に違反しているかどうかの判断は最上級審判所(the highest legal tribunal)の判断により解決すべきと思われる、と述べる。このように、永久拘束禁止則違反かどうかの判断は裁判所ではなくとも、審判所で対応できる問題であると指摘しているのである。

もっとも、税制優遇措置を得るための要件に合致しているかどうかという問題はそれほど重要ではなく、重要な問題は永久拘束禁止期間に反する信託は無効とされ、その結果、信託財産として提供された財産が「提供した者」に復帰してしまう点にあるとする。しかしながら、ここでいう「提供した者」について明示していない。

こうした問題に加えて、報告書では、財産が提供者に復帰した結果として、事業主の債権者が差し押さえるような場合や事業主が破産した際に当該財産が破産財団に組み込まれてしまう場合などを挙げている。信託財産から一般財産に転化した場合には年金財産が確保できなくなるという事態を指摘しつつ、永久拘束禁止則に違反するかどうかという不明確な事態は老後のために年金基金に頼る人々を不測の事態に置くことになるから、そのような状況を放置すべきではないと強調するのである[133]。

このように報告書は年金基金に頼る人々を不安定な状況に置くべきではないという態度を示し、この基本的態度から、次に取り上げるような解決策を提示するのである。

(2) 解決策

検討委員会において、永久拘束禁止則の適用を回避する立法以外の方法が検討されたものの[134]、それには困難が伴うとして、立法により解決を図ることになった。その解決策として、具体的には、次の二つの案が提案された。

第一の解決策は、1921 年財政法 32 条の認可を受けた基金に対して永久拘束禁止則を適用しないとする条項を財政法に規定することである[135]。もっとも、財政法案によりこのような規定を置くことについて消極的な姿勢を示している[136]。

第二の解決策は、年金基金に対して同原則を不適用とする特別法を制定することである

[133] Id, para13, at 10.
[134] 報告書では立法以外の解決策を検討したとする記述があるものの、具体的にどのようなことを検討したのかは明らかではなく、立法以外の解決には困難が伴うと言及するにとどまる。Id, para 22, at 12 and 13.
[135] Id, para 23, at 13.
[136] Ibid.

[137]。この解決策について、委員会は唯一十分かつ満足のいくものと評し、適用範囲及び適用要件の検討をする見通しを示すなど、この方法によって事態の解決を図る意図を示唆している[138]。

もっとも、法律上そのような条項を定めたとしても、それだけでは法律上の要件に合致しているかどうかについて裁判で決着を図るという事態になるだけであり、問題の解決として不十分であるという見方を示している[139]。

そうしたことから、裁判による解決に代替する方法として、登録制度及びそれに関連する制度設計を示す[140]。具体的には、友愛組合(friendly society)を登録機関として、登録事務にあたらせること[141]、永久拘束禁止則により無効とされる基金及び無効とされないために期間制限を信託証書に規定している基金が登録対象基金となるものの、後者の基金については期間制限条項を取消す権限を登録機関に認めること[142]、信託証書により授権された者による登録申請を処理する権限及び信託証書に授権規定がない場合には登録機関にとって権限があるように思われる者による申請を処理する権限を有すること[143]、登録要件を定めること[144]、違反や懈怠に対する罰則規定及びエンフォースメントをする仕組みについて

---

[137] Ibid.
[138] Ibid.
[139] Id, para 24, at 13.
[140] Ibid.
[141] Id, para 26, at 14.
[142] Id, para 27, at 14.
[143] Id, para 28, at 14.
[144] 登録要件について具体的に次のようなことを示している。
第一、年金基金が連合国内において全部あるいは一部事業が営まれている企業により設立され、また、イギリス法に従い信託により設立されていること。
第二、事業主が基金に拠出すること。
第三、基金の主要な目的が退職した従業員のための年金の支給であること。
第四、規約により特殊な給付及びその給付の算定方法が規定されていること。
第五、(a)会計報告(a statement of accounts)及びバランスシートが毎年作成され、認可会計法人(the Institute of Chartered Accountants)あるいは会計監査法人組合(the Society of Incorporated Accountants and Auditors)の加入者により監査報告書が提出されること。(b)監査報告書とバランスシートは基金に対して権利を有するすべての者に回覧され、登録機関に提出されなければならないこと。
第六、(a)基金の状況について 5 年を超えない期間で数理人機構及び数理人局の会員による会計調査を受けなければならない。(b)数理人の報告書の写しが基金に権利を有するすべての者に回覧され、登録機関に提出されなければならない。
第七、基金に帰属するすべての財産は受託者に帰属させねばならない。
第八、基金の金銭は、受託者担保(trustee securities)及び、定められているのであれば、規約により授権されている投資対象に利用されねばならない。法案提出時に、事業主への金銭の寄託を定める規約が規定されている基金の場合、そのような規定が定められていることを理由として、登録機関が申請を拒絶してはならない。
第九、規約おいて加入及び脱退について定めること。
第十、1921 年財政法 32 条及びその修正条項により認可された基金の場合、解散時に内国歳入庁長官に従ってなされる金銭の支払いを含め、基金が解散する事項または基金の財産の最終的な利用について、規約により定めること。
第十一、(a)規約の改正方法について規約により定めること。(b)そのような修正について登録されるべきこと。
第十二、基金の登録は、基金の解散を除いて、取り消されないこと。
See, Id, para 29, at 14 and 15.

の規定を設けること[145]、登録手続きに要する手数料について規定すること[146]、議会に対して登録機関は年度報告書により法律の実施について広く報告する規定を置くこと[147]、等の制度設計を提言する。

以上のような委員会報告書の提言を受けて、議会において立法がなされることになる。

第四款　1927 年年金等信託基金法[148]

委員会報告書を受けて、議会において年金基金に対する永久拘束禁止則の適用を除外する法案が検討されることになった。そして、法案の審議に至ったのであるが、法案には年金基金以外に、国家債務削減のために信託を利用する場合にも適用除外とする案が盛り込まれた。以下で検討する審議経過では、年金基金にのみ焦点を当てて検討することにする。

(1)　議会における審議

1927 年 11 月 9 日、貴族院において第一読会が開催され、大法官 George Cave 子爵が法案説明を行った[149]。翌週の 15 日に第二読会が開催され、Cave 子爵は法案の目的について、先に開催された検討委員会の報告書において、同原則が年金基金に適用されないようにする制定法を立法するように提言されたことから、提言に沿った立法を行うことにある、と明らかにした[150]。

この法案の趣旨説明後、Haldane 子爵は永久拘束禁止則が適用されるかどうかの判断基準となる charity について定義をすることが困難であると述べた。すなわち、the Thellusson Act[151]により、家族や私的事柄に関する限り、期間制限が設けられるべきという一方で、公共目的(charitable objects)であればそのような期間制限がないとされる現状を説明したうえで、この公共目的に該当するかどうかについて裁判例では様々な判断があり、「公共」についての判断が困難であることを述べる[152]。本来的に私的信託である年金信託が、公益信託のように永久拘束禁止則が適用されなくなることから、こうした質問をしたのであろう。しかしながら、この質問に対する明確な答弁はなかった。

この日の審議は Haldane 子爵の質問以外に特になされずに終了した。そして、11 月 28 日に貴族院において法案が成立し、同日、庶民院に法案が移送された。

庶民院では、12 月 7 日に第一読会が開催され、同月 20 日に第二読会が開催された。も

---

[145] Id, para 30, at 15.
[146] Id, para 31, at 15.
[147] Id,para 32, at 16.
[148] Hannah, supra note 5, at 20.
[149] HL Deb 09 November 1927 vol 69 c13.
[150] HL Deb 15 November 1927 vol 69 c51.
[151] 同法については前述した。
[152] Haldane 子爵は公共性認定が困難であることを示す例として、図書館などの施設管理という称賛に値する目的であったとしても裁判所は「公共」に該当しないと判断した事例があると説明している。Id, cc 52 and 53.

っとも、第二読会は出席議員が少数であり、更に、議員の多くは開催されることを知らなかったという事情があったため(153)、21 日に改めて法案の審議がなされることになった。この日の審議では法案の 1 条、3 条、9 条、付則について議論がなされている。本論稿との関係では、第 1 条のみ取り上げる。

まず、法案の第 1 条において、「永久拘束禁止則に関連する法準則は、本法律に基づいて登録される信託基金に対して適用されず、適用されたとはみなさない」とされている点について、Herbert 議員は、大蔵省に対してこのような条項は影響がきわめて大きいことから、この趣旨・目的について明らかにするよう求める(154)。

これについて、大蔵大臣 Samuel 卿は二つの点を説明する。第一の点は年金基金に税制優遇措置が与えられる根拠であり、これについて大臣は 1921 年財政法 52 条により王立委員会の勧告に基づいて、ある種の基金は、定期金の支払い、寡婦・孤児のための基金、年金基金を目的にしているなどの慈善的性格により所得税の納税を免除されることを指摘したうえで、内国歳入庁長官が定める規則に従わなければならず、そのような条件において免税措置が認められると答弁する。第二の点について、本条が定められる趣旨について、年金基金に対して上述した税制優遇措置が認められているものの、Telegraph Construction 社の信託証書が永久拘束禁止則に違反するとされたことを契機に、同原則が年金基金の長期的存続を妨げるという問題が生じたことを指摘し、その問題の是正が趣旨であることを述べる(155)。

この答弁に対して更なる質問がなされることなく、また、第 1 条に関してこれ以外に質問されることなく、1 条関係の審議が終了した。

こうした審議を経て、12 月 22 日に庶民院で法案が成立し、同日、女王の承認を経て公布されることになった。

(2)　1927 年年金等信託基金法の規定

永久拘束禁止則の不適用については、第 1 条に定められた。同条は「永久拘束禁止則に関する法準則は、この法律に従い登録される信託基金(本法律において、『登録基金』と呼ぶ)に対して適用すべきではないし、決して適用されない。」と規定する。

また、年金基金ついて適用されるとしても、どのような年金基金であれば、本法の適用を受けるのかということについて、第 2 条において規定している。それによれば、連合王国の法に従い信託により設立された基金であり、従業員が退職した場合に年金を支給する規定を定めている場合、従業員あるいは従業員であった者の妻に対して寡婦年金を支給する規定を定めている場合、あるいは、そのような子に対して定期金を支払う規定を定めている場合、従業員の死亡時に一時金を支払うことを保証する定めを置く場合、に適用され

(153) 12 月 21 日の審議において、Herbert 議員が質問の冒頭でこのような事情を明らかにしている。HC Deb 21 December 1927 vol 212 c 526.
(154) Id, cc 526 and 527.
(155) Id, c 527.

ると規定された。

次に、第 1 項で規定された登録について、第 3 条において規定され、受託者の署名がある書面によって登録所に申請すること、申請を受けた登録所は適切と判断すれば当該基金とその規約を登録すること、規約を修正する場合、受託者は修正後 21 日以内に修正した規約を登録するか、あるいは、登録を修正しなければならないこと、といった登録に関わる手続きについて定めた。

第 5 条では、登録基金の監督について規定された。それによれば、登録基金の受託者は毎年会計監査人の監査を受けて、会計報告書及びバランスシートを作成しなければならないとされ、少なくとも 5 年に一度は基金の財政状況について数理人の調査・報告を受けなければならないこととされた。

特筆すべきことは、第 6 条 2 項であって、同条項では、受託者が許されない投資をしてあるいは規約違反により信託違反をした場合に、登録所所長が、基金の受益者のように、当該信託違反に対して救済を求めるとされている点である。

これに関連して、基金の任務懈怠責任について、第 7 条で規定しており、報告及び報告書作成といった法所定の要件に従う場合、基金の住所、規約の修正時に法所定の要件に申請する場合、基金解散時に登録書に報告する場合に懈怠が認められると、受託者及び基金の責任者は違法の責任を問わることになることが定められた。

このように、1927 法の特徴は永久拘束禁止則の適用が排除される基金の要件を定めたにとどまらず、その認可を受けた後も基金の財政状況について適宜報告を求め、受託者が信託違反をした場合には登録所長が受益者の立場からその信託違反の責任追及する仕組みを設けたことにあろう。認可の要件、従わない場合の罰則だけではなく、基金の加入者及び受給者保護の視点がこの時点で考慮されていたのである。

第五款　1921 年法及び 1927 年法施行後の状況

1921 年法及び 1927 年法の施行により、年金基金を設立する支障がなくなったことから、企業による職域年金基金の設立が相次ぐことになった。1928 年には 924 の基金が設立されたのであったが、その 10 年後には倍増して 2,156 もの基金が設立されたのであった[156]。

[156] A.D.K.Owen, supra note 76, at 82.　なお、この論稿によれば、1935 年 3 月 5 日の庶民院における質疑により、1934 年 9 月 30 日時点において、財政法 32 条に基づき内国歳入庁により認可を受けた年金基金がおよそ 1,641 基金に達することが明らかにされた。この数字には生命保険を利用した年金基金が含まれていないことから、Owen は保険型の基金はおよそ 1,000 基金程度存在することから、イングランドにおいて年金基金は 2,500 から 3,000 程度存在すると推計される、と指摘している。

また、Hannah によれば、1928 年以降の基金数は次の表のように推移していることが明らかにされている。See, Hannah, supra note 5, at 149.

年代	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935
基金数	924	1,085	1,222	1,384	1,481	1,557	1,641	1,755

また、前述したように、1900 年時点では職域年金に加入する労働者は全体の 5%にすぎなかったが、1936 年には 13%、1956 年には 33%を占めるようになり、年金基金の増加に伴い着実に拡大していった(157)。

こうした企業の中で、以下に取り上げるような企業のように、受託者委員会により年金基金が運営される職域年金制度を実施した企業もあった。

① Rowntree 社の職域年金制度(158)

同社はヨーク州にあるココア及びチョコレートの製造業者である。職域年金基金が設立された年代については具体的に明らかではないものの、次のような年金制度であった。

まず、制度の対象者は 20 歳から 45 歳までの男性労働者すべてと 25 歳から 45 歳までの女性労働者すべてである。加入には、6 か月以上勤務すること及び正規労働者であることが必要とされる。

次に、年金基金は労使双方の拠出金により運営され、拠出額は次のように定められた。従業員の拠出金については、年齢と賃金により決定されるものの、金額には、(a)平均賃金の 2.5%、(b)賃金の 5%を超えない金額以上にはならないとされた。一方、事業主拠出は加入者の拠出金の状況、基金の状況により変化することとされた。

支給年齢は、男性は 65 歳以上であり、女性は 55 歳以上とされ、それ以前にも受給することが可能であるものの、支給開始年齢以前に支給される場合には支給額が減額されることとされた。

支給額は概ね平均賃金の 50%とされた。

② Oxo 社及び Liebig's Extract of Meat 社の職域年金制度(159)

両社はロンドンの食品加工業者である。制度設立経緯の詳細については明らかではない

1936	1937	1938	1939	1940	1941	1951	1952
1,878	2,021	2,156	2,291	2,394	2,424	4,348	4,924

(157)Hannah の調査によれば、1936 年と 1956 年における年金基金の加入者数、加入率は下記の表のようになる。See, Hannah, supra note 5, at 40.　なお、斉藤・前掲注(38)117 頁も参照した。

	1936	1956
1. 民間セクターの加入者数	1.6	4.3
(保険型基金)	0.3	2.3
2. 公的セクターの加入者数	1	3.7
3. 1 と 2 の合計	2.6	8
4. 全労働人口	20.7	24.5
5. 年金制度の加入率	13%	33%

(単位：100 万人)

(158) 同社の年金制度について、Id, 90 and 91.

(159) 同社の年金制度について、A.D.K.Owen , supra note 76, at 91 and 92.

ものの、両社は共同で職域年金基金を設立した。この年金基金の特長は管理職員・男性事務職員のための年金制度と肉体労働者・女性事務職員のための年金制度を開設したことにある。前者の年金制度の開設は 1924 年であり、後者の年金制度の開設は 1929 年であるとされる。以下では、管理職のための年金制度とそれ以外の職員のための年金制度に分けて取り上げる。

(ⅰ) 管理職員のための年金制度

従業員拠出については賃金の 5%であり、上限は年 30 ポンドである。一方、事業主拠出については従業員拠出と同じであり、また、20 年間に年 4,710 ポンドの追加的拠出を行う。

支給される年金額は退職以前の 5 年間の賃金を算定の基礎とし、15 年の勤務により受給権が発生する。退職年齢は 65 歳である。

定年以前に退職した従業員は拠出金の払い戻しを受ける権利を有し、払い戻される金額には 3%の利息が付される。

この基金は 7 名の委員により運営され、その内 4 名以下は事業主代表委員であり、3 名以下は従業員代表委員である。

(ⅱ) 肉体労働者・女性事務職員のための年金制度

この年金制度には 21 歳以上で、上記の年金制度に加入する資格がないすべての従業員が加入できる。尚、当該企業に雇用されたのが男性 55 歳、女性 45 歳未満であることも加入要件になっている。

この基金も労使双方の拠出金から運営されており、従業員拠出は男女ともに週 1 シリングであるが、事業主拠出については男性 1 シリング、女性 1 シリング 3 ペンスとなっている。

この制度に加入する従業員の定年は男性 65 歳、女性 55 歳となっており、10 年間の勤務の後に定年退職した場合には、週 6 ペンスが勤続年数に応じて加算され、加算額が男性の場合には最高 1 ポンド 2 シリング 6 ペンス、女性の場合には最高 17 シリング 6 ペンスとなっている。

定年前に退職した場合には拠出金が全額払い戻されるが、この時の利息が男性 4%、女性 5%とされた。

この基金は 13 名の委員により運営され、委員のうち 7 名以下は事業主代表委員、6 名以下は従業員代表委員から構成される。

以上の例から、次のようなことが指摘できる。年金基金の運営方式として信託が用いられることは容易にわかるとして、その運営方式として、基金の運営委員会が関与する方式が採用されている。そして、その委員の構成は事業主代表と従業員代表からなることも特徴的である。この点は、Colman 社の事例で指摘したように、運営に当たり、労使間の円満な関係を形成しようとする意図に加えて、基金運営の決定権を事業主が掌握しようとする

意図があったことも推測できる。

もっとも、委員会が受託者となり基金の運営にあたるのか、それとも事業主あるいはそれ以外の者が受託者となり、運営委員会が受託者に対して運営について何らかの指示をするのか、それとも受託者の運営について単に報告を受けるだけの存在であるのか、という受託者と運営委員会との関係については明らかにはならなかった。

このような職域年金基金の拡大は第二次大戦後も変わりがなく、税制の面においても、1921 年財政法の基本的な枠組みを踏襲して、1952 年所得税法(160)、1956 年財政法(161)と相次いで職域年金に関わる税制が整備されていった。特に、税制優遇措置を介して、財政法・所得税法が職域年金制度に影響を与えたことは職域年金制度の普及・発展を考えれば想像できる。

第一章における検討結果

これまで検討してきたことをまとめると次の通りである。まず、私的セクターにおいて、引退後の稼得手段として年金制度が整備されていなかったことから、引退後の貧困が社会的に問題とされるようになった。こうした中で、鉄道などの当時における大企業を中心として退職した従業員に対して退職年金を支給するようになった。もっとも、この退職年金は企業による従業員に対する恩恵として支給されていた場合もあったが、次第に、従業員も拠出する制度が実施されるようになった。

一方、企業がそのような年金制度を実施するとしても、企業が倒産してしまえば、従業員の年金が保証されなくなるというデメリットがあったことから、このデメリットを克服する手段として、事業主から年金財産を切り離して倒産隔離を可能とする信託が用いられるようになった。もっとも、信託を用いた理由として信託によれば自由な制度設計が可能となり、事業主にとってはそれにより年金を給付する条件と労働条件をリンクさせることが可能であったなど、専ら労務管理上のメリットがあったことも背景にあった。

こうして、信託が運営スキームとされるようになったのであるが、生命保険を利用した養老保険を利用した場合に生命保険料控除という税制優遇を受けられる一方で、公的年金の給付内容が不十分な中で企業が公的年金に代わって手厚い年金を給付しているにもかかわらず税制上の優遇を受けられないことが問題とされるようになった。この問題について、信託を利用した職域年金基金を実施する企業側が、そうした基金を実施することに対して税制上優遇措置を図るように政府に訴え、その結果、王立委員会での議論などを経て、1921

(160) 同法 379 条は 1921 年財政法 32 条を修正した。その中で特に重要であるのは、税制優遇を認められる基金としての要件が 1921 年法よりも厳格になったことである。1921 年法とは異なり、退職年金として支払われる金額は最終賃金の 2/3 を超えることができないこと、従業員拠出金は給与の 15%を超えることは認められないこと、一時金化は通常認められないこと、支配取締役は認可基金のメンバーになることができないこと、といったことが要求されるようになった。川元・前掲注(20)101-104 頁。

(161) 同法 24 条において、1952 年所得税法 379 条により認められた生命保険会社への再保険部分について、その投資収益が免税されることになった点が特徴であろう。川元・前掲注(20)100、29-35,134-145 頁。

年財政法が制定された。こうして、信託を利用した職域年金を実施する企業に対して事業主拠出分は損金扱いとし、従業員拠出分は所得控除をすることになり、更には、運用益については非課税とすることになったのである。

一方、信託を用いたことで、信託固有の問題も生じた。それが永久拘束禁止則及び永久積立禁止則であった。これらの問題について、1927 年年金等信託基金法により解決された。

このように、当初は信託の倒産隔離、制度設計の柔軟性が普及要因であったが、1921 年財政法により税制優遇措置が認められるに至って、税制優遇措置が呼び水となり、また、信託固有の永久拘束禁止則といった問題についても 1927 年年金等信託基金法により解決されたことで、職域年金制度の運営方式として信託が用いられるようになったのである。

以上のような経緯を経て、信託を用いた職域年金制度が普及していくことになる。もっとも、信託の柔軟性が制度設計の際にどれほど都合が良いものであっても、制度の管理運用にあたる受託者に対する義務・制限がなければ、事業主から年金財産を分離したとしても、安定した運用がなされることはないため、受託者が年金財産を適切に管理運用するように何らかの義務を課すことが不可欠となる。こうしたことから、年金財産の適切な管理運用のために受託者に課される法的義務を検討することが必要となる。これについて、章を改めて検討する。

第二章　受託者責任の生成と企業年金制度における紛争

前章では、職域年金制度のスキームとして信託法がどのような経緯で用いられたのか、という問題について検討した。次に問題となるのが、職域年金制度において受託者責任がどのような形で問題とされてきたのか、という問題である。しかしながら、この問題を考えるためには、まず、信託法上、注意義務及び忠実義務がどのような経緯で生成されてきたのか、という点を明らかにする必要がある。その理由は三つあり、第一の理由は、わが国において信託法に関する研究がなされているものの、イングランド信託法においてこれらの義務が生成されてきた経緯について十分な研究がなされているとは言い難く、共通了解がない状況にあることが挙げられる(1)。第二の理由として、イングランドの職域年金制度は 1995 年に年金法が制定されるまで、基本的には、受託者を規律する制定法がなく、それ故に、信託法を基礎にして運用されてきたため、専ら信託法の規律を受けてきた歴史的経緯が挙げられる。第三の理由として、これもまた 1995 年年金法との関係がある。後述するように、同法では信託法理論の修正と職域年金制度において問題とされた受託者責任の条文化が試みられ、注意義務及び忠実義などについて、職域年金制度に関連する限りにおいて、修正がなされていることが挙げられる。

以上の理由から、本章では、1995 年年金法を検討する前提作業として、信託法において注意義務及び忠実義務がどのように生成・発展したのか、そうした法理が職域年金制度においてどのように展開していったのか、を検討することになる。もっとも、本論稿の問題関心から、検討される受託者の義務は注意義務と忠実義務に限定されることになり、これらの義務との関係でその他の受託者の義務が問題となった場合には、参照するにとどまる。

以下での検討事項は次の通りである。第一節において注意義務を、第二節において忠実義務を、第三節においてこれらの義務が職域年金制度においてどのように問題とされたのかを、検討する。

第一節　注意義務

ここでは、受託者の注意義務について検討する。第一款において、現状のイングランド法において、受託者の注意義務についてどのようなことが考えられているのか、を確認する。その検討のために、信託法の代表的テキストや比較的最近公刊されたテキストを用いて分析する。次に、そのような分析の結果から得られた視点に基づいて、第二款において、注意義務の形成過程を辿り、注意義務が判例上確立されるまでの状況を検討する。第三款において、注意義務が判例上確立された後の状況、とりわけ、1925 年受託者法と 1961 年受託者投資法について検討する。その理由は、これらの制定法が信託法理の一部を制定法

(1) イングランド法の中で、忠実義務に関する先行研究は少なからず存在するものの、注意義務についての先行研究は管見の限り見当たらない。忠実義務について、四宮和夫『信託の研究』(有斐閣・1965 年)208-233 頁。姜雪蓮『信託における忠実義務の展開と機能』(信山社・2014 年)、といった研究が挙げられる。

化したため、判例法理に加えて信託制度を規律する規範となっている点、また、そうしたことから必然的に職域年金制度においてもこれらの制定法を受けること、1995 年法がこれらの法律を修正したため、1995 年法を理解するうえで、最低限必要となるからである。

第一款　現状分析

受託者の注意義務について、現状ではどのようなことが論じられているのか。これについて確認することがここでの検討課題である。この検討をするために、信託法の代表的テキストと近年刊行された比較的新しいテキストを取り上げ、それらにおいて受託者の注意義務についてどのようなことが論じられているのか、を分析する。

(1)　Lewin

イングランドの代表的な信託法のテキスト Lewin on Trusts[2]によれば、第 34 章「受託者の運営上の義務」と題する章において注意義務を論じている。それによると、受託者の主要な義務は、通常、信託財産を保存し保護することであり、この目的のために多くの特殊な権限と義務を負うものの、そうした権限を行使する際には、信託証書の定め及び制定法により免責されない限り、注意を払う一般的な義務を負う、と説明されている[3]。

この注意義務の内容について、Lewin は 1883 年の Speit v. Gaunt 貴族院判決を引用して説明しており、それによると、「信託財産を運用する際に、あるいは、それを用いて取引をする際に、通常の合理的人間が自己の事柄について払うのと同程度の勤勉さと注意を払うように要求される」義務であるとしている[4]。この注意義務の水準は、通常の合理的なビジネスマンを水準としているものの、その水準が高まることもあるとし、その例として、Bartlett v. Barclays Bank Trust Co. Ltd などを指摘し、信託事務に特化した信託会社の場合を挙げている[5]。

以上のような注意を払う義務が注意義務であるとした上で、注意義務の源泉について次の三点があると説明している。それによると、①2000 年受託者法制定以前は一般的な信託法及び信託条項、②2000 年法施行以後は同法の注意義務、③同法の注意義務は一般的に適用されず、同法によりカバーされていない運営上の義務及び権限について依然として一般法が適用される、とする[6]。「一般法」とは何かについて説明がないものの、以下でも指摘するように、一般法として判例を引用していることから、判例法理を指しているといえる。

もっとも、こうした注意義務の源泉について述べるが、これらの義務は先の説明からも

---

[2] J.Mowbray, L. Trucker, N. L. Poidevin, E. Simpson and J. Brightwell, Lewin on Trusts, 18th ed, (Sweet & Maxwell, 2008).
[3] Id, at 1213, para 34-01.
[4] Id, at 1214, para 34-02.
[5] Id, at 1214 and 1215, para 34-02.
[6] Ibid.

わかるように、信託証書及び制定法により排除される点も注意を要する(7)。

また、注意義務の特徴についても言及されており、注意義務は、大法官裁判所において発展したものの信認義務とは区別すべきものであること、コモン・ロー裁判所において発展した注意義務とはすべての点で同じとはいえないもののエクイティ上の注意義務とコモン・ロー上の注意義務は相互に影響を及ぼしていたこと、などと言及されている。こうした説明の論拠として、Bristol and West Building Society v. Mothew における Milette 裁判官の判示が引用されている(この事案については第二節で取り上げる)(8)(9)。この注意義務がコモン・ローとエクイティとの相互作用で発展したことは、生成過程の検討で参考になる指摘である。

(2) G.Thomas and A. Hudson

次に、Thomas と Hudson による『信託法』(10)を取り上げる。同書では「第 10 章　受託者の義務：第一部」(11)において注意義務が論じられている(12)。

同書においても、受託者の行為には合理性と慎重さが求められるとしており(13)、歴史的経緯と義務の内容について、19 世紀後半に受託者の注意義務が確立されたこと、そしてその注意義務とは通常の合理的な人間が、自己の事柄をなす際に、払うであろう注意を払わねばならないことであるとしている(14)。この論拠として、Lewin と同様に Speit v. Gaunt

---

(7) 後述するように、1995 年年金法では、証書で排除することは「信託の自由」の弊害であるとして、注意義務の免責・限定を制限している。

(8) [1998]Ch1.　同判決については第二部第二章第二節において取り上げる。

(9) 具体的には次のような指摘をしている。

「受託者に課される注意義務は、大法官府裁判所で発達し、そして、現在でも多くの事案に対する制定法上の根源であるけれども、信認義務ではない。コモン・ローにおいて発達した注意義務とあらゆる点で同じであるという訳ではないけれども、コモン・ロー上の注意義務と本質的に似ており、それらの注意義務は一方に影響を及ぼしてきた。」See, Id, at 1214.

ここで問題となるのが、受託者の注意義務は信認義務ではない、とされている点である。イギリスにおいて、近年、受認者の負う義務の中で、受認者固有の義務と相ではない義務の検討が盛んになされている。この研究で特に問題とされるのが、受認者の負う信認義務と非信認義務である。前者に該当する義務が忠実義務であるとされ、後者に該当するのが注意義務であるとされる。こうした議論の背景には受認者たる地位から生じる固有の義務とは何か、という理論的な問題関心がある。

次に、問題となるのが、エクイティ上の注意義務とコモン・ロー上の注意義務との関係である。第一章で論じたように、エクイティは信認関係を媒介にして代理人、取締役、組合員といったコモン・ロー上の制度に介入していった。そのような考えはエクイティからコモン・ローという一方向の作用を示している。しかし、ここで指摘されていることは、エクイティとコモン・ローとの双方向の作用である。1873 年から 1875 年の最高裁判所法及びそれを具体化した最高裁判所規則(Supreme Court of Judicature Acts 1873-1875)を契機に、エクイティとコモン・ローの融合が実現したことからすれば、制度上、エクイティとコモン・ローが統合される以前から、両者が相互に影響を及ぼしていたのかどうか、という点は明らかにする必要があろう。

なお、最高法院法 25 条により、コモン・ローとエクイティが抵触した場合、エクイティが優先するとされた。また、それ以外にも、同法の意義は訴訟方式(forms of action)を廃止したことにある。参照、戒能通厚(編)『現代イギリス法事典』(新世社・2003 年)46 頁。

(10) G.Thomas and A. Hudson, The Law of Trust, Second ed (Oxford University Press, 2004).

(11) Id, at 282-330.

(12) Id, at 292-299, paras 10.35-10.56.

(13) Id, at 292, para 10.35.

(14) Id, at 293.

貴族院判決を引用している。

もっとも、Lewin と異なり、Learoyd v. Whiteley で示された判示も引用しており、注意義務が信託財産を投資する局面においても適用されるとしている。すなわち、「投資信託に関わる場合、通常の合理的なビジネスマンが、利益を提供しなければならないと道徳的に感じる者のために投資をするように、受託者は行動しなければならない」という判示を引用して説明しているである(15)。この指摘から、注意義務が問題となる局面として一般的な信託事務処理だけではなく、投資の局面についても特に注意義務が問題とされることが推測できる。しかしながら、投資の局面を強調している理由については説明していない。

更に、プロの受託者の場合や有償受託者の場合には、ヨリ高い水準の注意義務が課され(16)、投資以外の局面においても注意の水準が高まることを指摘しているが、これは前述した Lewin の説明と同様である。

このように、Thomas and Hudson によれば、受託者の注意義務が 19 世紀後半に確立したこと、受託者の性質や事務内容に応じて、注意義務の水準が変化するということが明らかになった。もっとも、不明確な点も残り、それは受託者が信託財産を投資する際に注意義務が適用されることの意味である。投資することが信託事務の一つであると考えられることからすると、殊更投資について注意義務が適用されることを問題にする必要がないように考えられる。しかしながら、Thomas and Hudson が敢えて言及したことにはそれだけの意味があると考えられ、受託者が投資をする局面において注意義務が問題となる意味は検討課題となる。

(3) Virgo

最後に、Virgo の『信託とエクイティの原則』(17)を取り上げる。同書によれば、注意義務は「第 13 章　信託の運営」(18)において論じられている。

冒頭、受託者は誠実に運営上の義務を果たすよう要求されること、すべての受託者に期待される技術と注意を行使しなければならない義務が要求されるとする(19)。このように述べた上で、注意義務についてコモン・ロー上、どのように判断されてきたのかについて次のようなことを述べる。

「コモン・ローにおいて、受託者は、通常の合理的なビジネスマンが自己の事柄をなすのと同様の、誠実と注意を行使するように求められる。ビジネスマンの『自己の事柄』が意味することは、時として、ビジネスマン自身の私的な事柄、あるいは、自身のビジネスを意味すると解釈されてきた。ビジネスの事柄において行動する場合には、私的な事柄より

(15) Ibid.
(16) Ibid.
(17) G.Virgo, The Principles of Equity & Trusts (Oxford University Press, 2012).
(18) Id, at 381-525
(19) Id, at 422 and 423.

も高い注意の水準が期待されたけれども、多くの場合、これらの間には…それほど違いはないとされる。ある時には、代替的な審査も用いられた。その審査とは即ち、通常の合理的なビジネスマンが利益を提供しなければならないと道徳的に感じる者のために行動する際に、通常の合理的人間が採用する基準であり、その基準は自己の事柄をなす場合以上に重い基準であることを意味するかもしれない。」(20)

ここでは「自己の事柄をなすのと同様の注意の基準」と「ビジネスマンが道徳的にしなければならないと感じる者のために行動する際に必要とされる基準」という二つの基準があるものの、両者はそれほど異ならないことが指摘されている。しかしながら、なぜこのような二つの基準が用いられるのかという点について、Virgo は指摘していない。

また、それらの基準以上の高い注意水準が要求される場合として、通常のビジネスマンが道徳的に利益供与をしなければならないと感じるような場合が指摘されている。これがどのようなことを意味するのかについて、Virgo は説明をしていない。

このように述べた後に、コモン・ロー上の注意義務は受託者がなす信託運営上の行為に対して適用されてきたとして、具体的な運営上の行為の例として委任、投資を挙げ(21)、このコモン・ロー上の注意義務が満たされるのは、委任をする合理的な必要性がある場合、投資をするのがビジネスの慣行に従っている場合であるとする。これらの審査が特に明らかな事案として Speit v. Gaunt を挙げ、また、受託者が有償か無償かで判断が異なるのかという点についても、Re Vickery を取り上げつつ説明し、受託者が無償かつ素人である場合には合理的ビジネスマン基準が適用されるものの、受託者が有償の専門家である場合にはそれよりも高い注意水準が適用されると説明する(22)。

Virgo の見解の中で重要な点は、コモン・ロー上の注意義務が特に問題となるのは、委任や投資といった信託事務を運営する上での受託者の行為であるという点であろう。もっとも、Virgo の見解によっても投資の局面で注意義務が特に問題とされる事情について明らかにされていない。

(4)　受託者の注意義務について、義務の内容についてプルーデント・マン・ルールとされていること、その際に要求される注意の水準は変化すること、そのような変化は投資や委任に関わる場合に多いこと、19 世紀後半の Speit v. Gaunt 及び Learoyd v. Whiteley によりプルーデント・マン・ルールが確立されたこと、留保付になるが、コモン・ロー上の委任などの法理が信託法の形成に影響を与えてきたと学説上認識されていることが確認できた。

しかしながら、プルーデント・マン・ルールが確立するまでにどのような変遷があったのか、また、投資や委任という局面でどのようなことが問題となったのか、という点につ

(20) Id, at 423.
(21) Id, at 424.
(22) Id, at 424.

いては明らかではない。これらの点について確認するために、Speit v. Gaunt 及び Learoyd v. Whiteley においてプルーデント・マン・ルールが確立する以前の注意義務の動向を検討する必要がある。そこで、以下では、注意義務が歴史的にどのような経緯で形成されてきたのかを検討する。

第二款　生成過程

前述したように、19 世紀において、注意義務の内容がプルーデント・マン・ルールであること、そして、その判断が確立したことが明らかになった。しかしながら、その形成過程が明らかではなく、また、投資と注意義務、注意義務の水準の程度の変化という問題についても明確に論じられてはいなかった。信託の歴史が 13 世紀にまで遡ることを考えれば、プルーデント・マン・ルールが確立するまで、受託者の注意義務はどのように判断されてきたのであろうか。そこで、以下では、注意義務がどのような経緯で形成されてきたのか、その過程でどのような問題が生じたのか、といった点について検討することにする。

この注意義務の形成過程について、近年まで研究が少なかったものの、2000 年前後において、D.Ibbetson、J.Getzler、C.Stebbings により、この問題について直接的あるいは間接的に検討した論文が公刊された(23)。

以下では、まず、これらの論文を取り上げ、検討する。次に、それらの論文から注意義務についてどのようなことが言えるのかを検討する。

第一項　Ibbetson

1.　前提

(23) 2000 年以前の研究として、例えば、D.R.Paling, 'The Trustee's duty of skill and care', 37 Conv (N.S) 48 (1973)がある。もっとも、Paling の論文(50 頁)では、注意義務の形成過程について、それほど議論せず、18 世紀において注意義務がどのように考えられたのか、要求される注意の水準はいかなるものかという点に限定して、次の二つの裁判例を取り上げて論じるにとどまる。

まず、1747 年の Knight v. Earl of Plymouth における Hardwick 卿の判示を取り上げ、それによれば、受託者が技能と注意を払う義務を負うことを示したこと、そして、そのような義務を負うと考えられたのは、受託者の事務は引き受けた者の大きな親切によってなされることによると考えられたのであろうと述べる。

次に、18 世紀において、この注意義務の水準について二つの試みがあったとして、この Knight v. Earl of Plymouth と 1758 年の Harden v. Parsons を取り上げる。前者では、受託者には設定者が自ら事をなす以上の高い水準は要求されないとされ、後者では、設定者が自己の事柄をなすのと同程度の技能と注意を払い信託財産を運用するよう受託者に対して要求できない要求されないとされたことを示す。このように 18 世紀において、設定者と同等の水準でよいのか、同程度でなくとの良いのかという点で対立があったことを示すが、これらの判示は以降の裁判例において踏襲されなくなったことを示すのみで、それ以上のことは指摘していない。

もっとも、Paling に議論には不明確な点がある。Paling は、Harden v. Parsons において示された受託者に要求される水準について、「設定者」が自らなす行為を基準にしていると理解するが、このように解する理由について Paling は明らかにしていない。この理解には、Knight v. Earl of Plymouth で設定者を基準に判断していることがあると考えられる。

Ibbetson の関心はコモン・ローとローマ法の関係にある。そして、そのような関心から、コモン・ロー法学者がローマ法を参照しつつ、どのようにしてコモン・ローを発展させてきたのか、という議論を展開する。その中で、Palmer v. Jones[24]といった 17 世紀の事案において、大法官裁判所がローマ法によりつつ、受寄者の注意義務を類推して受託者の注意義務を判断していたこと、そして、そのようなことが 18 世紀以降も行われているという点に着目し、受託者の注意義務の形成に受寄者の注意義務が影響を及ぼしていたという理解の下、受託者の注意義務の形成について論じている[25][26]。

この受寄者の議論が受託者の議論に影響を及ぼしたという前提には、Ibbetson の次のような理解がある。すなわち、エクイティとコモン・ローは独立しつつも、実際には、パラレルで行動してきたという考えである[27]。

このような前提に基づいて、Ibbetson は受寄者の注意義務が受託者の注意義務に影響を及ぼしたということを論じている。

2. Coggs v. Barnard

Ibbetson は、寄託契約における受寄者の行為規範が受託者の注意義務の形成につながることを論証するにあたり、まず、受寄者の行為規範が判例においてどのように判断されてきたのかを説明しており、1703 年の Coggs v. Barnard[28]を取り上げている。このため、この事件について以下で取り上げ、次に、この判決に対する Ibbetson の見解を取り上げることにする。

(1) Coggs v. Barnard

本件の事案の概要はこうである[29]。X が Y に対してワイン樽の運搬を無償で委託したが、運搬中に、Y が樽を不注意に置いたことから、樽が壊れ、ワインがこぼれてしまった。これ

---

[24] Palmer v. Jones (1683) 1 Vern 144; 23 ER 376. この事案以外に、次の事案を挙げている。Hussey v. Markham (1676) Rep temp Finch 258; Morley v. Morley (1679) 2 Ch Cas 2 ; Clarke v. Perrier (1679) 2 Freem 48, 79 SS 782 pl.992.

[25] D.Ibbetson, A Historical Introduction to the Law of Obligations (Oxford, 1999)164 and 179.

[26] 現代では、受寄者は寄託された動産の受託者として理解されていない。しかしながら、かつて、大法官裁判所において、コモン・ロー裁判所において寄託が取り扱われていたものの、一般的に寄託について信託と語られていたとも説明されている。J.Mowbray, L. Trucker, N. L. Poidevin, supra note 3, at 14, n 89.

[27] Id. at 180 and 181. この考えが妥当する理由として、Ibbetson は次のようなことを述べている。まず、刑法上の共犯の刑事責任を類推して、不法行為を招来し、あるいは、加功した者は共同不法行為者(a joint tortfeasor)として賠償責任を負うという一般原則があることを取り上げ、大法官裁判所は、信託違反を幇助した者がエクイティ上の損失補償を要求されるということを判断する際に、この一般原則を類推したこと、そして、この大法官府裁判所の判断のすぐ後に、コモン・ロー裁判所も同様の類推をしたうえで契約違反に加功した者の賠償責任を判断したこと、を指摘して両者の間の対応関係が存在すると述べる。

また、これ以外の理由として、信認関係もエクイティとコモン・ローとの相互関係があったことの理由として挙げている

[28] Coggs v. Barnard (1703) 92 ER 107. 同判決を分析する論稿として、D.Ibbetson, 'Coggs v Barnard (1703)', in C.Mitchell and P.Mitchell, Land Mark Cases in The Law of Contract (Hart Publishing, 2008)1-22.

[29] 事案の概要について、J.Baker, Sources of English Legal History, second ed (Oxford university press, 2010) 415.

に対して、X はこぼれたワインについて Y に損害賠償請求をした[30]。

訴答において、Y が公共運送人ではないこと、また、対価を受けていないことが証言されていないことが問題とされ、X は Y を訴えることができないと議論されたが、本件を担当した Holt 裁判官は次のように判断した。

まず、受寄者が負う契約上の債務を特定するために、受寄者の債務の性質を、ローマ法を参照しつつ、次の 6 つに分類している。

① 動産を寄託者の利益のために保管する場合であり、重過失(some gross neglect)について責任を負う
② 最も厳格な注意と勤勉さ(the strictest care and diligence)が要求される有償貸借の一種であり、最も低い水準の過失につき責任を負う
③ 有償寄託であり、細心の注意(utmost care)を払う義務を負う
④ 動産質(この場合の行為に責任について明確ではないものの、正当な勤勉さ(true diligence)を尽くした場合には免責されると言及している部分がある)
⑤ 動産に対して何らかのことをするよう有償で委託された場合であり、合理的な注意(a reasonable care)を払う義務を負う
⑥ 無償で委託された場合であり、不注意に(negligently)行動した場合責任を負う

本件では Y が無償で X からの依頼を受けたため、Holt 裁判官は⑥の類型に該当すると考え、次のように指摘した。

「…このような場合(ある者が他者のために無償の委任に基づき行動し、委任されたことを過失により不十分に行った場合――著者注)、受寄者の過失は寄託者にとって詐欺となる。注意深く行うと引き受けた受寄者を寄託者が信頼した場合、受寄者は過失をなすことで寄託者に対して詐欺を行ったのである。注意するという装いが原告を信頼させた行為である。そして、自発的に引き受けた信頼に違反することは訴えのもっともな理由である。」

(2) Ibbetson の分析

Ibbetson によれば、この事案で問題となったのは、被告が公共運送人[31]ではなく、あるいは、報酬を受けていない[32]のにもかかわらず、賠償責任を負うのかという点であるとし

[30] 陪審において、損害額は 10 ポンドと評価された。Ibid.
[31] 公共運送人は旅店主、渡船業者、大工、外科医、理髪師、鍛冶屋、蹄鉄工などとともに、公共的職業(common calling)を職業とする者とされる。これらの職業に就く者は、その職業に応じて特殊な責任を負うことになると考えられ、そのような責任が過失法の形成に重要な役割を果たした、とされる。伊藤正己『イギリス法研究』(東京大学出版会・1978 年)334-335 頁。
[32] この点について、J.ベイカー(著)・小山貞夫(訳)『イングランド法制史概説』(創文社・1975 年)376-377 頁。

ている(33)。当時、Southcote v. Bennet(34)という先例があったことから、この先例に沿ってYの賠償責任を認めることは困難ではなかった。事実、Gould、Powys、Powell裁判官はこの先例に従い判断していた。しかしながら、Holt裁判官だけは先例によらずに異なった観点、すなわち、ローマ法を参照して寄託で問題となる債務を6つの類型に分類した後に、それぞれの類型の受寄者が賠償責任を負う状況を判断したのであった。ローマ法によれば、運送人は委任契約に基づいて行動することになり、このことからHolt裁判官は、委任契約により運送を引き受けた者は勤勉な管理運営を義務付けられると述べた、とIbbetsonは指摘している(35)。

このHolt裁判官の判断について、Ibbetsonは肯定的に評価しており、このCoggs事件を前提として、Ibbetsonは受託者の注意義務との関係について次のように論じていくのである。

3. 受託者の注意義務との関わり

Ibbetsonは受寄者の注意義務と受託者の注意義務との関係を浮き彫りにするために、大法官裁判所がコモン・ロー上の受寄者の注意義務を類推して判断してきたことを明らかにしている。以下では、Ibbetsonが取り上げたCharitable Corporation v. Suttonの概要と判旨を紹介し(36)、その後にIbbetsonによる判決の分析を取り上げる。

---

(33) D.Ibeetson, ‘ The Law of Business Rome ’, 52 CLP 74, at 80 (1999).
(34) Southcote v. Bennet (1601) 4 Co Rep 83b; 76 ER 1061.　この事件の評釈として、J.H.Beale, ‘Southcote v. Bennet’, 13 Harvard Law Review 43-47 (1899-1900).
(35) Ibeetson, supra note 33, at 80.
(36) なお、Ibbetsonは Charitable Corporation v. Sutton以外にも、Jones v. Lewis (1751) 2 Ves Sen 240やHarden v. Parsons (1758) 1 Eden, 145といった事案を引用している。しかしながら、Charitable Corporation v. Sutton以外の事案についてはほとんど分析をしていないため、本文では取り上げることをしなかった。もっとも、これらの事案は寄託が信託に適用されていく動向を示しているため、以下で、事案の概要と判旨を紹介する次第である。

Jones v. Lewisは、Xの遺産管理人であったYが遺産を自己が雇っていたソリシターに預けていたものの、当該ソリシターが強盗に遭い、Yから託されていた財産を強取されてしまい、これに対して、XはYに対して強取された財産相当額の損害賠償を求め、訴えを提起した事案である。

Hardwick卿は、動産受寄者の責任と免責について強盗に遭遇して寄託された財産を強取された場合には免責される旨を明らかにしたうえで、受託者が同様の状況となった場合に免責されるのかどうかについて「受託者が強盗に遭った場合、受託者が自己の財物に対してするように信託財産を保管したのであれば、強盗に遭ったと証明された当該信託財産について免責される。」と判断した。

また、本件では受託者が負う注意義務についても、「受寄者、遺言執行者、遺産管理人、そして、受託者は預けられた財物をいつも自分で保管しなければならないとはいえない。(しかし、自分で保管することになれば)それらは自己の財物のように保管し、同様の注意を払わねばならない。」という判断を示している。受寄者と受託者がセットで論じられていることに加えて、これら両者と遺言執行者と遺産管理人もセットで論じられている点が特徴的である。

次に、Harden v. Parsonsの事案の概要と判旨は次の通りである。Aは1725年8月6日付の遺言により1,000ポンドを土地に投資して、Aとその相続人を生涯権者、Bを残余権者とすることを定め、遺言執行者としてC以外にY1からY4の合計5名を遺言執行者として任命した。Aは、1726年8月25日付の遺言補足所により、金額が400ポンドに減額した後に、1727年に死亡した。Aは死亡に先立ち、自己の生涯権をXに譲渡していた。

1731年、遺言執行者はAにより当初土地に投資すべきとされた1,000ポンドを回収したものの、それをCに対して貸し付けた。その際、Cは、他の遺言執行者に対して、貸付を受けるに当たり借用書を提出した。Cは1735年まで借用書により利息を払い、その金額は565ポンドに達していたが、残金は400ポン

(1)　Charitable Corporation v. Sutton (1742)[37]

無償の取締役 Y は、会社 X が受けていた質物について、質物の価値上回る金銭を貸し付けていた。この貸付金自体が回収できなくなったため、会社に損失が生じてしまい、これに対して、X が Y に対して回収できなくなった金銭について賠償を求めた。

本件を担当した大法官 Hardwick 卿は、まず、本件で問題とされた会社の取締役の責任について次のような判断を示した。

「…本件は他者の利益のために働く私的信託の性質がある。そして、この考えからすると、取締役は会社に対して誤った行為による生じた信託違反の責任を負う。」

本件の取締役が負う賠償責任の法的性質について「信託違反」と判断したのであり[38]、会社と取締役との関係を受益者と受託者との関係に該当すると構成したのである。

一方、本件では Y が報酬を得ていなかったことで賠償責任を負わないと主張していたこ

ドに減額された。その時から 1744 年に C が死亡するまで、C は A(判決文上は A 名義とされているものの、実際に支払いを受けたのは X である――筆者注)に対して利息を支払っていた。

しかしながら、1744 年に C が死亡してしまったことで、利息が支払われなくなったことから、X は Y1 らに対して、第一に、金銭を共同して受け取った遺言執行者はすべて賠償責任を負うこと、第二に、不十分な担保に基づいて遺言者の金銭を貸しつけることは信託違反であり、遺言執行者は回収不能となった金銭について賠償責任を負うことを理由として、得られなくなった金銭についての賠償を求め、訴えを提起した。

注意義務との関係では、原告の第二の主張が問題であることから、この点についての判示について取り上げる。

大法官 Nottingham 卿は次の判断をした。

「遺言執行者は人的担保に基づいて金銭を貸しつけることができないと言われている。しかしながら、そのようなルールを定めた者は存在せず、また、それを確立した判例も存在しない。そうであるとしても、大法官裁判所においてこれまで考えられてきたように、受託者の事務及び義務の性質について検討しなければならない。自己の事柄と同程度の注意と裁量を以て受託者に信託財産を運用するよう求めることはできない。それ故、そのような事案において真に基準となるのは受託者が信託違反を犯したかどうかである。重過失を犯していたなら、それは詐欺と同様の悪い結果であり、信託違反である。借用書に基づいて金銭を貸しつけることは、重過失(crassae negligentiae)のような他の状況がない限り、信託違反ではない。」

[37] (1742) 2 Atk 400.　本件の事案と判旨について、赤堀光子「取締役の忠実義務(1)」法学協会雑誌 85 巻 1 号 13 頁、森泉章(編)『イギリス信託法原理の研究』(学陽書房・1992 年)149-150 頁、植田淳『英米法における信認関係の法理』(晃洋書房・1997 年)96-97 頁において紹介されている。

[38] 本判決が取締役の責任について、信認関係を媒介にして判判断された初の事例であるとする見解として、シーリー。一方、信認関係を媒介にしたと明示はしていないものの、受託者の責任を類推して判断した初の事例であるとする見解として、J.Getzler, 'Rumford Market and the Genesis of Fiduciary Obligations', in A.Burrows and Lord Rodger (eds), Mapping the Law, Essays in Memory of Peter Birks, (Oxford, 2006)595.

イングランドの法学者の見解は以上のとおりであるが、わが国においても本件を取り上げて、受託者・受益者間関係と会社・取締役間関係について指摘している論稿がある。道垣内弘人教授は、受託者の義務がそれ以外のアクターに拡大適用されていく動向を検討する中で、会社の取締役の義務の設定において受託者の義務が基準として機能していることを取り上げている。すなわち、道垣内教授は Gower の見解を取り上げつつも、Gower の見解は Sealy の見解を踏まえると不正確な部分があることを明らかにしており、その Sealy の見解と紹介する中で、本件を取り上げておられる。そして、本件以後の 1788 年の R. v. Watson (1788) 2 Term Rep. 199, 100 Eng. Rep. 108 においても、取締役の義務違反について「信託違反」と判断したと説明しておられる。道垣内弘人『信託法理と私法体系』(有斐閣・1996 年)37-38 頁。

とから、賠償責任を負うかどうかが問題とされた。この点について、Hardwick 卿は次のような判断した。

「Y は報酬を受けていないことを理由として賠償責任を負わないこと、それ故、裁判所の厳格なルールに拘束されないことを主張しているが、それは重要ではない。というのは、他者から寄せられた信頼を自発的に引き受けたのであれば、引き受けた者は忠実、誠実、勤勉にそれを果たさねばならない。信頼に対して何の報酬を受けていない場合でも、裁判所はそれを考慮しないであろう。この趣旨で、Coggs v. Barnard がある。」

「…取締役の場合、たとえ報酬が支払われるとしても、事務を引き受けた者は報酬により(責任が――著者注)左右されることはない。」

Hardwick 卿は、Coggs v. Barnard において Holt 裁判官が示した類型を基にして、他者から事務を引き受けた者が無償であったとしても、その事務の履行を忠実、誠実、勤勉に果たす義務があると判断しているのである。

(2) Ibbetson の理解について

Ibbetson は判旨のどの部分であるかについて明示していないため断言できないが、おそらく Coggs v. Barnard が引用されていることに注目して、Hardwick 卿が、同事件において示された受寄者の賠償責任の考えを、財産管理を誤った受託者の賠償責任の判断に用いた、と指摘している(39)。

しかしながら、そのように述べるには、いくつか説明しなければならない事がある。まず、取締役がなぜ受託者として扱われるのかという点を示さねばならない。この点について、本件において取締役が会社のために働く関係にあるという点に Hardwick 卿が着目していることが重要である。会社と取締役との関係は、一方(取締役)が他方(会社)の利益のために働くという関係であり、そのような関係は受託者が受益者の利益のために働くという関係と同質的である。こうしたことから、会社と取締役の関係について、Hardwick 卿は「私的信託の性質がある」と表現している。そして、会社と取締役が信託的な関係にあると考えるからこそ、取締役が会社に対して誤った行為をすることは、「信託違反」であると理解しているのであろう。このように会社と取締役との関係を信託的関係にあると理解している点が特徴である(40)

(39) Ibbetson, supra note 25, at 164.

(40) イングランドにおいて取締役の義務の設定の際に、受託者の義務が基準として考えられた。しかし、如何にしてそのように考えられたのか、という点については争いがあった。Gower の説明によれば、1844 年以前、ほとんどすべてのジョイント・ストック・カンパニーが法人化されず、受託者に会社財産を保有させることで活動してきたとされる。

しかしながら、Sealy は、取締役が信託の原理に基づいて賠償責任を負うとされた初期の判例はすべて法人化した会社の事案であることを明らかにし、Charitable Corporation v. Sutton こそ最も古い裁判例で

次に、取締役のどのような行為が信託違反になるのか、という点を明らかにする。前述したように、Ibbetson は Coggs v. Barnard が引用されていることを以て、受寄者の賠償責任が受託者の賠償責任に類推されたと考えているようである。すなわち、無償であることから約因がなく、それ故、そもそも契約関係がないと主張する被告に対して、Hardwick 裁判官が、無償であっても引き受けがあれば約因がなくとも寄託契約が存在し、そのことから寄託契約違反の賠償責任が問われることを示した Coggs v. Barnard を引用して、無償であっても取締役は引き受けたことを「忠実、誠実、勤勉にそれを果たさねばならない」義務があることを判示した、と考えているのであろう。事実、Ibeetson はそのような義務違反こそ negligence であると考えている(41)。

しかしながら、Ibbetson の見解についてなお明らかではない部分がある。すなわち、被告は約因がないことを以て契約が成立していないことを主張していることに対して、約因がなくとも信頼とそれに対する引受が認められれば契約が成立することを示すために、裁判所が Coggs v. Barnard を持ち出したに過ぎないのであって、受寄者の注意義務について同判決の射程が及んではいないのではないのか、という疑問である。このような考えによれば、本件では、Coggs v. Barnard に従って受寄者の注意義務について判断したのではなく、それとは無関係に受託者の注意義務を論じたということになろう。

もっとも、Ibbetson がこの事案を持ち出して受寄者の賠償責任はローマ法に由来し、受託者の賠償責任も同様であると指摘している点からすると(42)、そのような理解に立たないのであろう。

4. 18 世紀の学説

Ibbetson は、判例における受寄者の義務を論じるだけではなく、18 世紀後半に生まれた寄託に関する学説についても取り上げている。この理由として、18 世紀後半から、過失が不法行為上の賠償責任を分析する上で中心的な役割を果たすようになったこと(43)、次に見るように、この時期の学説が過失について受寄者の賠償責任と関連付けて検討するようになったこと、が考えられる。また、これらの学説こそ 19 世紀におけるプルーデント・マン・ルールの形成につながると、Ibbetson が考えていることが背景にあると読むことができる。

そのため、以下では、Ibbetson がその論文の中で、度々取り上げている Comyns、Buller、Jones の学説を整理したのちに、Ibbetson がこれらの学説についてどのような分析をしているのかを検討する。

(1) 各学説の内容

あり、最重要判例であることを論じる。L.Sealy, ‘ The Directors as Trustee’ ,CLJ 83 and 84 (1967). 道垣内弘人『信託法理と私法体系』(有斐閣・1996 年)37-38 頁。

(41) 本件が指摘されているのは、「negligence の結晶化」と題する部分である。Ibbetson, supra note 25, at 164.

(42) Ibid.

(43) この点について、Ibbetson は明示している。Ibid.

① Sir John Comyns

Comyns 卿は 1762 年に Digest of the Laws of England を公刊した。同書は裁判例を集積して、各裁判において問題となった訴訟方式、訴訟方式を利用できる原因行為といったことを整理している。過失について同書では「過失に対する特殊主張訴訟」(Action upon Case for Negligence)[44]において論じている。

この過失に対する特殊主張訴訟において、当該訴訟方式を利用できる原因行為について、信頼における過失(For negligence in a man's Trust)[45]、事務における過失(In his Office)[46]、法によりなさねばならないことをする際の過失(For a Neglect in doing that, which by Law he ought to do)[47]、自己が引き受けた事務を処理する際の過失(For a Neglect to do that, which he has undertaken)[48]、犬・家屋・家畜等に注意を払う際の過失(For a Neglect in taking Care of his Dog, Horse, Cattle)[49]、火の管理(In keeping his Fire)[50]の 6 つを取り上げている。

このうち、「引き受けた事務を処理する際の過失」の中で、次のようなことを論じている。まず、「適切な注意を払わなかった場合、特殊主張訴訟が利用できる」と述べ、具体的な場合として、公共運送人でない者が動産の運送を引き受け、それらを運ばない場合を例示する[51]。また、ある者が自己の馬や他の有益な家畜を他者に無償で貸した場合、借主は厳格な注意(strict care)に拘束され、その借主が貸借物に適切な注意(due care)を払わない場合、特殊主張訴訟が利用できることも明らかにしている[52]。

このように特殊主張訴訟を利用可能とする過失について整理するものの、その限界も指摘しており、被告にいかなる過失もない場合、被告が引き受けたことを果たしていなくても、特殊主張訴訟を提起できないことになる[53]。

以上のように、Comyns によれば、訴訟方式の類型とそれを利用可能とする様々な過失について取り上げるものの、過失の内容については、「適切な注意」や「厳格な注意」ということを指摘するにとどまり、内容自体について検討していない[54]。

② Sir Francis Buller

Sir Francis Buller は Onslow とともに、1767 年に An Introduction to the Law of Trials

---

[44] Sir John Comyns , A Digest of the Laws of England (Dublin, Luke White, 1793) 291-297.
[45] Id, at 291.
[46] Ibid.
[47] Id, at 292.
[48] Id, at 294.
[49] Id, at 295.
[50] Id, at 296.
[51] Id, at 294-297.
[52] Id, at 294.
[53] Ibid.
[54] もっとも、当時としては、訴訟方式について整理した点に意義があると考えられる。というのは、訴訟方式の選択を誤ると、そのことをもって敗訴となり、訴訟方式の選択がそもそも裁判を利用するうえで決定的に重要であったからである。

at Nisi Prius を公刊した(55)。同書によると、第 5 章「過失あるいは軽率から生じる損害について」、第 6 章「事務、信託、義務における誤った行為についての訴訟」において過失一般と受寄者の過失について論じている。

Buller 卿は第 5 章の冒頭、「人間はすべて合理的な注意を払うべきであり、その注意とは、隣人に損害を与えないことである。故意とは同じではないが、過失あるいは軽率により生じた懈怠その他により損害を受けた時はいつでも、法は損害を回復する訴えを認める」という原則を示している(56)。この原則はその後の判例により踏襲されることになるが(57)、このような原則を支える論拠については何も述べられていない(58)。もっとも、そうであるからと言って、イングランド法に矛盾した原則を提示したわけではなく、例えば、こうした被告の注意義務の欠如という問題は古くは 14 世紀の判例にも確認できるからであると Buller 卿は述べている(59)。

この原則を提示した後、ロックしていない銃が暴発して他人を傷つけた事例、暴れ馬乗って他人を怪我させた事例などを取り上げる(60)ものの、過失の内容それ自体については、議論していない。

また、第 6 章において、信託あるいは債務の履行における誤った行為を論じる際に Coggs v. Barnard をも指摘しているが、信託あるいは義務の履行上の誤った行為について特殊主訴訟が利用できることを示す以外に、特に論じていない(61)。

③　Sir W. Jones

Jones 卿は 1781 年に An Essay on the Law of Bailment を公刊し、その中で、受寄者の注意義務について論じている。

同書の中で当時の学説、とりわけ、W. Blackstone の Commentaries on the Laws of England を取り上げ、その問題を指摘する。すなわち、Blackstone が「受寄者が負う過失についての賠償責任につき確固たる見解が集められない」(62)と指摘していることについて、Jones 卿は不十分であるとし(63)、注意義務について次のようなことを述べるのであった。長くなるが引用する。

「ある時に寄託された財物を保管する受寄者の義務――その義務には寄託の定義が含まれるが――によれば、受寄者は寄託物を保管しなければならず、そして、寄託物を失ったり

(55) 1767 年版を入手できなかったため、本論稿では 1979 年に公刊された 1817 年版を用いている。
(56) Sir Francis Buller, An Introduction to the Law of Trials at Nisi Prius (London, 1817)25.
(57) Donoghue v. Stevenson [1932] A.C.562.
(58) この点について、「明らかに自分以外のいかなる典拠にも基づいていない」と指摘されている。J.ベイカー(著)・小山貞夫(訳)『イングランド法制史概説』(創文社・1975 年)400 頁。
(59) Sir Francis Buller , supra note 65, at 54.
(60) Id, at 25a.
(61) Id, at 69b-73b.
(62) 2 Comm. 452, 453, 454.
(63) Sir W. Jones, Essay on the Law of Bailment (London, 1781)3.

毀損した場合、受寄者は寄託者に対して責任を負う。…(中略)…受寄者は寄託の性質に応じた度合いの注意をもって、寄託物の保管をするように義務付けられるだけである。

もっとも、すべての特定の契約においてこの度合いを調べることは、困難を伴う問題である。…(中略)…受寄者の異なったやり方や特徴を観察することで、ある種の基準が分かるかもしれない。そして、それは我々の研究を促進するのである。

…(中略)…合理的人間一般は自己の事柄をなすのとほぼ同程度の勤勉さを用いるのだ、ということが分かるかもしれない。それゆえ、一般的な合理性と自己の事柄を処理する能力のあるすべての者が払う注意は、注意の適切な基準であり、すべての契約を履行する際に要求されるであろう。」(64)

Jones 卿は受寄者が「寄託の性質に応じた度合いの注意」を払い保管義務を負うとしていることから、あくまで、契約内容によって必要とされる注意の水準が異なることになる。しかしながら、個々の契約において「どのような水準の注意が要求されているのか」を把握することが困難であるから、個々の水準を探求するのではなく、一般的に必要とされるであろう注意の水準を設定し、それにより、注意義務に反するのかどうかを検討するという方向へ向かったのであろう。Jones 卿はその水準として「一般的な合理性と自己の事柄を処理する能力のあるすべての者が払う注意」を設定する。基準としての適切性については言及しているものの、こうした水準をどこから用いだしてきたのかについては明らかではない。

また、Jones 卿は次のようなことを指摘している。「一般的な誠実さを有する受寄者は、一般的な合理性をも有しているのであれば、寄託物の保管の際に通常以上の過失を問題にされないであろう。そのような過失は信頼(good faith)違反であり、寄託者を騙し、損害を与える意図の証拠となるであろう。」(65)

これに関連して、受寄者の負う義務の程度の根拠について次のように指摘する。

「契約が両当事者の互いの利益になるのであれば、義務は釣り合う。そして、(注意の度合いの)基準を後退させる必要はない。それゆえ、そのような場合において通常の勤勉さ以上を要求すべきではない。受寄者は通常の過失(ordinary neglect)について責任を負うにすぎないのである。しかしながら、契約当事者の一方だけが契約から利益を得る場合には、理由と政策の両方の点で極めて異なる。」(66)

更に、当事者の一方だけが利益を受ける場合として、Jones 卿は寄託者が利益を受ける場合と受寄者が利益を受ける場合を取り上げる。前者の場合について、次のように述べる。

(64) Id, at 5 and 6.
(65) Id, at 9.
(66) Id, at 10.

「寄託者だけが寄託から便益を受けている場合、自己が義務付けられる行為によって不必要性に苦しむべきではない受寄者に特定の困難を要求することは困難であり、不当である。」(67)

一方、後者の場合について、次のように指摘している。

「受寄者だけが寄託から便益を受けている場合、負担を負うべきであるのが合理的であるだけではなく、通常の注意以上を払うよう要求されておらず、また、最小の過失(slight negligence)さえ責任を負うよう要求されてもいない場合、他者のために動産を譲渡する者(純粋な親切心や友情による行為はここでは考えない)もいないであろう。そうすれば、市民社会において多くの便益が失われる。」(68)

このように指摘することで、Jones は受寄者だけが便益を受けている場合には、通常の注意以上を払わねばならないことを示している。

(2) Ibbetson の分析

Ibbetson は、Comyns 卿について、その「過失に対する特殊主張訴訟」というタイトルについて、現代的なイメージがするというような積極的な評価をしつつ(69)、その内容については寄せ集めのようなものという否定的な評価をしている(70)。

次に、Jones 卿についてはどうであろうか。この点について、受寄者は、通常、過失に対して賠償責任を負うべきであると述べるにとどまらず、そのようなことは適切な水準の注意を払わなかったことのコロラリーであり、その適切な水準の注意とは合理的人間一般の注意、すなわち、合理的かつ担う能力のある一般人すべてが自己の事柄について払う注意であると分析する(71)。その上で、状況により、注意の水準が変化し、水準が低い場合、重過失についてのみ賠償責任を負い、水準が高い場合、軽過失について責任を負うと述べる。この区分けはローマ法の culpa lata、culpa levis、culpa levissma という区別と一致することも併せて述べている。

最後に、Buller 卿について、4 つの注目すべき点があると指摘する。第一に、Jones 卿の論文と同様、注意を払うべき義務という先行する義務の存在を強調している点、第二に、損害を与えない義務という形ではなく、注意を払う義務という形で議論をしている点、第三に、払わねばならない注意について「合理的な」注意としてだけ特徴づけている点、第四に、誤った行為をした者の賠償責任は相当な損害(probable harm)についてだけであると

(67) Ibid.
(68) Ibid.
(69) Ibbetson, supra note 25, at 165.
(70) Ibbetson, supra note 33, at 77.
(71) Ibbetson, supra note 25, at 164.

いう点、である[72]。

以上のような分析をした後にIbbetsonは次のように指摘する。18世紀、寄託やそれと密接な関係のある信託といった領域において、過失ついて裁判所に認識されていたものの、実務上、重要視されていなかった事実があり、そうした中で、過失について学説が中心的な役割を果たし、直接的あるいは間接的にローマ法を参照して形成された。そのため、次の世紀において学説が裁判官に参照されることは想像に難くない、と[73]。

では、19世紀において学説がどのように展開するのであろうか。これについて次に取り上げる。

5. 19世紀の動向と注意義務の確立

Ibeetsonは、19世紀前半において、前述したBullerの見解による注意義務とJonesの見解による注意義務との対立構造が存在したことを指摘する[74]。もっとも、19世紀中葉になると、Jonesの注意義務の見解について、疑問が呈されるようになったため[75]、Bullerの見解が採用されるようになり、裁判例においては1856年のBlyth v. Birmingham Waterwork[76]において、合理的人間基準の定義が明確になった、と説明している[77]。

このようにIbbetsonは論を進めていくものの、取り上げているのは契約法及び不法行為法における過失であり、また、契約法を論じる中でも受寄者の注意義務について論じているわけでもない。19世紀のコモン・ローの状況を十分説明していない印象を受けることに加えて、18世紀の動向として重視していたはずの受寄者の注意義務についても論じておらず、18世紀の動向と19世紀の動向とを連続的に説明していない。

一方、エクイティの動向について、①受託者の賠償責任はコモン・ロー上の受寄者の賠償責任と密接な関係があること、②無償受寄者と同様に、自己の事柄と同様の水準の注意を払わねばならないこと、③自己の事柄と同様の注意とはローマ法のdligentia quam in suis rebusに由来すること、を述べる[78]。そして、②の具体例としてCoggs v. Barnard、Massey v. Banner[79]を引用している[80]。

もっとも、基準としての明確性に問題があったことも指摘しており、19世紀前半、大法官裁判所では主観的な基準が用いられていたとして、その例としてPocock v. Reddington[81]、Caffrey v. Darby[82]、Clough v. Bond[83]を挙げている。このような主観的

---

[72] Id, at 165.
[73] Id. at 168.
[74] Id. at 169.
[75] Ibid.
[76] (1856) 11 Ex 781.
[77] Ibbetson, supra note 25, at 169.
[78] Id. at 179.
[79] Massey v. Banner (1820) 1 J & W 241, 247.
[80] Ibbetson, supra note 25, at 179.
[81] Pocock v. Reddington (1801) 5 Ves Jun 794.
[82] Caffrey v. Darby (1801) 6 Ves Jun 488.
[83] Clough v. Bond (1838) 3 My & Cr 490.

な判断を裁判所が採用した背景に、この主観的基準が前述した Jones の学説において既に示されたことを指摘して、そのことを以て、受寄者の注意義務の議論が 19 世紀の受託者の注意義務の議論に影響を与えたという理解を示す(84)。

こうした点について、Ibbetson は、裁判所としては主観的基準に依ったのでは判断に支障をきたすようになったことから、客観的な基準も用いられるようになったと述べ、そのような基準が確立した事案が Speit v. Gaunt であり、この事案の判決によって、通常の合理的なビジネスマン基準が自明のように扱われるようになったと結論付けている(85)。

6. Ibbetson 説について

これまで繰り返し指摘したように、Ibbetson は受寄者の注意義務が受託者の注意義務の形成に影響を与えたという前提に立つ。18 世紀の動向を示す例として Coggs v. Barnard を取り上げ、それとの関連で受託者の注意義務の判例を取り上げている。しかしながら、19 世紀の動向については、裁判例の動向を十分分析したわけではなく、また、18 世紀と同様にエクイティでは寄託の影響を受けたということを指摘し、その影響のもとで Speit v. Gaunt においてプルーデント・マン・ルールが確立したと論ずるだけある。19 世紀の動向を説明する部分において、Ibbetson の分析は粗いと指摘せざるを得ない。

受寄者の過失が受託者の過失に影響を与え、それが継続しているという前提に立つことから、19 世紀においても受寄者の過失の考えが受託者の過失の考えに援用され続けていると考え、19 世紀の受託者の過失を巡る議論について論証していないのであろうが、この両者の関係が 18 世紀から変化せず 19 世紀においても継続しているとは断言できない。継続性を示すためには、19 世紀の大法官裁判所においても受寄者の過失の議論を参考にしていたことを示す必要がある。しかしながら、Ibbetson はこの点について、何も語っていない。

また、寄託と信託は双方ともローマ法の過失概念で結合していることが両者の相互作用を確認できる手段となりうるが、Ibbetson は 19 世紀のコモン・ローにおけるローマ法の影響について論じているものの、エクイティにおけるローマ法の影響について明らかにしていない。この点からも 19 世紀の大法官裁判所の動向を説明するには不十分である。

これらのことから、Ibbetson の見解は、18 世紀にコモン・ローがエクイティに影響を与えたことを示すには妥当していると考えられるものの、19 世紀の動向を説明するためには、根拠が不十分となり、それ故、支持することはできない。

第二項　Getzler

Getzler は「注意」と題する論文(86)において、受託者の注意義務の形成過程を論じている(87)。Getzler の基本的なコンセプトは Ibbetson の学説を基にしつつ、それを発展させるこ

(84) Ibbetson, supra note 18, at 179.
(85) Id. at 179 and 180.
(86) J. Getzler, ' Duty of Care ', in P. Briks and A. Pretto (eds), Breach of Trust (Hart Publishing, 2002).
(87) Getzler によれば、この論文の意図は注意義務を受認者の非信認義務と解するのではなく、信認義務の

とにある(88)。まず、Ibbetson と同様、受寄者の注意義務が受託者の注意義務の形成に影響を与えたという前提に立ち、Coggs v. Barnard を取り上げて、Holt 裁判官の見解を分析する。次に、同判決以後の受託者の注意義務の発展について、3 つのモデルを提示する。更に、Ibbetson の学説にある 19 世紀の受寄者の注意義務と受託者の注意義務との関係が明確に論じられていない欠落点について、Getzler はその欠落点を埋めようとする。

このようなことを踏まえ、以下、Getzler の見解を取り上げる。なお、主として取り上げるのは主として 19 世紀の動向に関する議論になる。というのは、この期間の分析に Getzler の力点が置かれていると考えるからである。

1. Coggs v. Barnard の評価

Getzler は、18 世紀以前にも Palmer v. Jones のように受寄者と受託者の責任を関連させて判断された事案が存在するものの、Coggs v. Barnard における Holt 裁判官の判示は独創性に富むとし(89)、Holt 裁判官の判示が 18 世紀以降の裁判所において踏襲されると述べている(90)。

このような考えから、Holt 裁判官が示した 6 類型は 18 世紀以降の裁判例の分析にとって有効であることから、詳細に類型について分析している(91)が、この類型の中で、Getzler

---

コアであると提示することにあるとされる。J.Getzler, 'Rumford Market and the Genesis of Fiduciary Obligations', in A.Burrows and Lord Rodger (eds), Mapping the Law, Essays in Memory of Peter Birks, (Oxford, 2006)578, n.5.

(88) Getzler 自身、論文の中で、Ibbetson の研究に依ったことを明示している。もっとも、学説の評価、とりわけ、Ibbetson が Jones の学説を重視している点に問題があると考えている。すなわち、19 世紀において、実際には Jones の学説が取り上げられることは少なく、J.Story の『寄託法釈義』を取り上げられることが多かった点に着目し、Jones の学説ではなく、Story の影響を重視している。Getzler, supra note 86, at 49, n.25.

(89) Id, at 46.

(90) もっとも、踏襲されているものの、要求される注意の水準が区々であったとも評価している。Id, at 49.

(91) 第一類型については、depositum、すなわち、受動寄託(bare, naked bailment)であり、それは受寄者の利用のためにのみ動産を保管することであるとし 、この類型は無償受託者に酷似すると述べる 。また、この Holt 裁判官の考えは、19 世紀の裁判所において受寄者や受託者の注意義務の判断に当たり踏襲されていることも指摘し 、そこで要求される行為基準は次の二つの基準の間にあるとして、大陸法において具体的軽過失(culpa levis in concreto)として論じられている「自己の財物に対するのと同程度の注意」(diligentia quam suis rebus)とローマ法上の低い度合いの水準を示す重過失(culpa lata)を示す 。

このように述べたのちに、この類型において賠償責任が課せられるのは裁判所が詐欺と同等、あるいは、詐欺とみなしうるほどの重大な過失の態様であるとする 。

第二の類型は commondatum、無償貸借であり、この場合、受寄者は無償で寄託物の使用利益を享受することから、最も厳格な注意と勤勉さを要求され、軽過失(slightest neglect)について賠償責任を負うことになる 。

第三の類型は locatio、有償貸借であり、この賠償責任は commondatum と同様である 。

第四の類型は動産質(pawn)であり、Holt 裁判官はローマ法の pignus の原則に従っているものの、一貫したことはほぼ述べていないと指摘する 。

第五の類型は有償受寄者の場合であるとし、この類型は信託法の発展との共通点が大きいと述べる。すなわち、公共職業ではない有償受寄者には、事務処理のために財物が預けられるという性質以上に、信頼したことに対する以上の責任を問う合理性基準が課せられたことを指摘する 。

第六の類型は受託者の注意義務と密接な関係があるとして、Holt 裁判官の判示を取り上げつつ、注意の欠如は、それ自体、詐欺に至るものの、第一の類型における詐欺の証明とはならないと要約する。

Getzler, supra note 86, at 47.

は前述した Holt 裁判官の提示した第 6 番目の類型、すなわち、「無償で委託された場合であり、不注意に(negligently)行動した場合責任を負う」という類型が受託者の責任を考えるうえで重要であると考えたようであり、この類型について問題となる過失について検討している。

2. Coggs v. Barnard と重過失

Getzler は Coggs v. Barnard において示された受寄者の過失について、「過剰モデル」(92)、「証拠モデル」(93)、「引き受けあるいは特殊な義務モデル」に整理しているが、第三のモデルは Coggs v. Barnard で示された第 6 の類型の根本的な考え、すなわち、引き受けた義務を履行しないことによる信頼違反という考えと同じであると指摘する(94)。その上で、Getzler はこのモデルにおける重過失は、特定の義務に違反するという法技術的な意味を持つとし、それが顕著になったのが、今日において専門家の過失として述べられる特定の義務違反のコンテクストであると分析している。その例として、Bulmer v. Gilman(95)における Cresswell 裁判官の判示を取り上げ、その判示からすると、重過失は一般的ではない義務の違反であり、義務の内容を確定する際には専門家の視点が要求されると解釈する(96)。

このような 19 世紀前半の判例を通じて、「重過失とは特定の義務違反あるいは引受違反である」と考えられるようになったと Getzler は指摘しているのである。

以上のような Getzler の考えを整理すると、Coggs v. Barnard で提示された 6 番目の類型は引き受けた義務を履行しない場合の信頼違反であり、そうした考えは専門家のような他者の信頼を受けて活動する者がその信頼に違反してしまった場合と同視できるのであり、裁判例ではそうした専門家の信頼違反について特に「重過失」と表現していると考えているといえる。このように Coggs v. Barnard の第 6 類型で問題となる過失について「重過失」と整理しているのであるが、この「重過失」が 19 世紀の裁判例において特に問題となり、信託受託者の注意義務と結合することになるという見通しを示している。以下では、Getzler によるこの問題の論証を取り上げることにする。

3. 重過失論の変容

19 世紀前半の判例法理が「重過失」を定義したものの、19 世紀後半になると、「重過失」

---

(92) このモデルにおける重過失とは、過失の態様が過剰であったことを意味するにすぎないものの、1930 年代初期まで、裁判官が陪審に過失について適切に判断させるために、表現した用語であり、民事訴訟において重要な役割を果たしたとされる。Getzler, supra note 86, at 51, n.30；J.Getzler, 'The Fate of the Civil Jury in Late Victorian England: Malicious Protection as a Test Case' in K O'Donovan and G.Rubin (eds), Human Rights and Legal History:Essays in Honour of Brian Simpson (Oxford University Press, 2000)205-224.

(93) 裁判所が詐欺を認定するうえで、重過失の存否を問題にした事例に基づいて、このようなモデルがあると Getzler は考えている。Getzler, supra note 86, at 51-53.

(94) Id, at 53.

(95) Bulmer v. Gilman (1842)4 Man & G 108; 134 ER 45.

(96) Getzler, supra note 86, at 53.

という概念自体そのものに疑問が抱かれるようになり、更には、「重過失」によらない判断基準が示されるようになった、と Getzler は述べている。それが次に取り上げる裁判例である。

① Beal v. South Devon Railway

まず、1864 年の Beal v. South Devon Railway[97]の控訴院判決において、Crompton 裁判官が注意義務について論じた部分を取り上げている。

「特定の義務を注意深くそして十分な技量をもって果たすことになる運送人やその他の代理人の場合、重過失はそのような合理的な注意、技能、迅速さを欠くこと含み、そのような事柄は、そのような者に期待されてよい。」

「合理的であることの意味は、無償受寄者の場合、有償受寄者の場合と様々である。前者では、自己の事柄について通常用いるような注意と勤勉さ、また、通常有しているような技能を行使することが期待される。後者では、同様の業務における通常かつ適切なやり方でなされるような注意と勤勉さ、そして、有しているべきと考えられる技能、すなわち、有償の業務において通常かつ必要とされる技能が期待される。」

この判決によると、運送人などの公共的職業に該当する者の場合に問題とされる「重過失」には、合理的な注意を欠くことが含まれていると判断されており、そうした公共的職業には含まれない受寄者にも有償無償と区別はあるものの、その類型に応じた合理的な注意が要求されることを示していることが分かる。

② Grill v. The General Iron Screw Collier Company

次に、Getzler は 1866 年の Grill v. The General Iron Screw Collier Company[98]を取り上げている。

この事案において、Willes 裁判官は過失の内容について判断するとともに、重過失の意義についても判断している。

まず、過失について次のように判断している。

---

[97] (1864) 3 H&C 337. 事案の概要は次の通りである。X は鉄道会社 Y との間で、鉄道による魚の運送契約を締結した。この契約には Y が鉄道の遅延や休止、天候、重過失及び詐欺以外のことから生じる損害について責任を負わない条項があった。Y は 1859 年 10 月 20 日の 6 時に X の下に届けることになっていたが、同時刻に届けることはなかった。結局、翌日 21 日に届くことになった。X はこの遅延により 70 ポンドの損害が生じたとして、Y を訴えた。

一審の財務府裁判所は契約中の免責条項は合理的であり、重過失はないと判断して、X の訴えを退けた。これに対して、X は控訴した。

[98] (1866) LR 1 CP 600. 事案の概要は次の通りである。X から貨物の運搬を委託された Y は、船によって寄託物の運搬を行ったが、船が操舵ミスにより他の船と衝突し、船及び寄託物が沈没してしまった。X は Y には船の操舵を誤った過失があるとして、貨物の損害賠償を求めて、Y を訴えた。

「過失とは、被告が払うことを義務づけられるような注意を実際に欠くことである。受寄者は通常人の注意を払うよう義務付けられており、それを欠くことは重過失と呼ばれる。報酬と引き換えに何らかのことを引き受けた者は、熟練した労働者の注意を払わなければならないし、そのような注意を欠くことは過失である。」

この判例においても、受寄者は通常人の注意を払うように義務付けられていること、当該義務違反は重過失であると考えられていることが分かる。

その上で、重過失について、

「‘gross’という言葉は記述的な言葉であり、定義づけられた言葉ではない。そうであるから、重過失という言葉を用いることは混乱を招くのにすぎない」

という見解を示し、重過失という用語を用いることに否定的な評価を示しているが、なぜこのような用語法を問題とするのか、という点についてはこれ以上明らかにしていない。

③　Giblin v. M'Mullen

この問題について解決がなされた事案として、Getzler は 1869 年の Giblin v. M'Mullen[99] を取り上げている。裁判官 Chelmsford 卿は無償受寄者の賠償責任について、次のように判断している。

「Holt 卿の称えられるべき Coggs v Barnard 判決――判決において、Holt 卿は異なる種類の受寄者が負う異なる賠償責任を区別し、分類した――の時代から、無償受寄者に責任を問う過失は「重過失」と呼ばれてきた。この用語は、この種の受寄者に課される責任の程度を表す簡潔かつ都合良い形態として、反論なく、用いられてきた。」

「Grill v The General Iron Screw Collier Company において、Willes 裁判官は『過失を negative というよりも positive に用いることから混乱が生じる。過失とは、被告が払うことを義務づけられるような注意を実際に欠くことである。』と述べた。…‘gross’という言葉は重要ではないのではないのは明らかである。(しかし、)Holt 卿によると、無償受寄者が賠償責任を課されるそのような過失とは信頼違反に関わるようなことであり、なんらかの予見を欠くことや判断のミスにより単に生じるのではなく、何らかの非難に値する落ち度(some culpable default)から生じるのである。」

[99] [1869]5 Moo NS 434.　本件は、X は Y(銀行)を受寄者として、Y に鉄道会社債の保管を寄託していた。夜間、Y の従業員(支配人)によりこの社債が持ち去られたことから、X は Y を無償受寄者として賠償責任を求め訴えた事案である。なお、本件はヴィクトリア最高裁からイングランド枢密院に上告された事案である。本件では、Y に賠償責任を認めるほどの過失がなかったと判断され、上告は棄却された。

「…判例によれば、本件における被告銀行は、自身に寄せられた社債について、通常の注意以上に拘束されない。また、銀行が賠償責任を負うことになる過失とは、合理的な者が自身の事柄について一般的に払う一般的な勤勉さを欠くことである。」

Chelmsford 卿は Coggs v Barnard 判決を持ち出して、受寄者に問われてきた過失を「重過失」と述べているのであるが、これはあくまで一般論としてそのように指摘されていると言及したにとどまり、議論の核心は重過失と通常の過失との整理にあるといえる。すなわち、Willes 裁判官の見解を引用しつつ、重過失が問題とされる局面が信頼違反に関わるような場合であって、単純な過失とは区別している。そして、本件で Y に問題となる過失は信頼違反に関わるような「重過失」ではなく、それに至らない過失であり、そこで問題とされる過失とは合理的な人間が一般的な注意・勤勉さを欠くことであると判断している。

以上の判決に示されるように、受寄者に問題とされる過失は信頼違反に関わる「重過失」と委託された事務を適切に処理すべきこと、その処理にあたっては一定の注意を払うように要求され、そのような一定の注意を払わないことが問題となる過失とに整理されていったのであった。

4. 信託事務の委任と賠償責任

前述したように、「重過失」を特定の義務違反、引き受けたことの未履行と解する考えは、重過失そのものの不明確性により揺らぎ始めた。そして、Giblin v. M'Mullen において「重過失とは何か」ということに拘泥することは無意味であり、重要なのは過失とは信頼違反に関わることであり、過失があるかどうかの判断基準は「合理的な者が自身の事柄について一般的に払う一般的な勤勉さを欠くことである」と判断された。

このようにコモン・ローにおいて、委任に関して合理的人間基準が採用されていく中で、大法官裁判所においても、受託者が信託事務を委任し、受任者が誤った行為をした場合、受託者はどのような責任を負うのかということが議論されるようになったと Getzler は指摘する。すなわち、受託者がその事務を他人に委任することは禁止されているという考え(自己執行義務)が基礎にありつつも、実際にはそのようなことが不都合、困難であったことから、(「合理性」を意味する)「必要性」があれば、事務を委任できると解されてきたことを、Ex parte Belchier[100]を取り上げて示している[101][102]。

---

[100] (1754) Ambler 218; 27 ER 144, at 144 and 145.

本件の事案は次の通りである。破産管財人が破産財産たる膨大な量の葉巻を競売により売却しようと考え、この売却をブローカーに委託した。当該ブローカーは競売で売却し、その代金を受け取ったが、管財人に引き渡すことなく、受領後 10 日後に死亡してしまった。ブローカーの死亡時には財産が残っていなかった。これを受けて、破産委員会は当該管財人がその損失を負担するよう要求したため、訴訟でその可否が争われることになった。

大法官 Hardwick 卿は、結論として、本件の管財人に損害賠償責任がないと判断したが、そうした判断を導くに当たり、破産管財人及び受託者が事務処理を他者に委託した場合の賠償責任のあり方について論じている。Hardwick 卿は次のように判示している。コモン・ロー裁判所及びエクイティ裁判所は遺言執

しかしながら、1873 年最高法院法が制定されるまで、受託者が信託事務を委任し、当該事務につき受任者が誤った行為をした場合、コモン・ローの委任の基準に従って判断すべきか、あるいは、エクイティの基準に従って判断すべきであるのかという点が不明確であった(103)。例えば、Getzler によれば、1751 年の Jones v. Lewis では自己の事柄と同様の注意を払った受託者は自身が用いた者の詐欺的な行為について賠償責任を負わないと判断している一方、Giblin v. M'Mullen において雇い主は代理人や雇用した者の詐欺的な行為により生じた事柄に賠償責任を負わず、合理的な者が自身の事柄について一般的に払う一般的な勤勉さを欠いた場合に賠償責任が生じる状況を指摘している(Jones v. Lewis と Giblin v. M'Mullen では、要求される注意の水準について「自己の事柄と同様の注意」か「合理的な人間が自己の事柄について一般的に払う勤勉さ(注意)」かで異なっている点には留意すべきである)(104)。他者を用いた者がその用いた者の行為により生じた損害について賠償責任を負わないとする法理論がコモン・ローとエクイティの双方に存在していたことを説明している。

以上のような動向を整理したのちに、Getzler は受託者による信託事務の委任における問題を取り上げる。19 世紀後半、受託者が信託事務を他者に委任し、受任者が問題を引き起こした場合、受託者はどのような理由でその行為について帰責されるのかどうかという問題があり、見解が二つに分かれていた。第一の見解は、受託者が他人に事務を委任した以上受任者の行為すべてに責任を負うべきだと厳格に解する見解である。第二の見解は、委任しても受任者の行為すべてについて受託者は責任を負うわけではないと緩やかに解する見解である。前者の立場に立つのは Romily 卿であり、後者の立場に立つのは Bacon 裁判官、Jessel 裁判官である。Getzler はこの後者の立場が、Giblin v. M'Mullen などの判決の影響を受けたと考えられるとして、これらの見解の対立を問題としている。

行者及び管財人に対して厳格に対応してきたものの、必要性があって、他人の助力により受託者が行動する場合には、当該受託者は賠償責任を問わない、とした。その上で、「必要性」には法的必要性と道徳的必要性の二つがあり、後者の道徳的必要性について、人の通常の用法の道徳的必要性のことであり、ビジネスのやり方に従い、自己の事柄のように信託のために慎重に働く場合であるとしている。

(101) Getzler, supra note 86, at 60.

(102) 信託法上の自己執行義務について付言すると、次のようなことが指摘されている。例えば、Turner v. Corney (1841)5 Beav. 515, at 517 において、Langdale 卿は「他人の利益のために財産管理を自分自身で引き受けた受託者はそうした義務を第三者に委譲する権限を有しない。また、代理人を雇った場合、義務を引き受けた受益者に対する責任を依然として負うことになる」と判断している。学説上もこうした裁判例の立場は承認されているようであり、例えば、W.Maitland は、Langdale 卿の判旨と同様のことを指摘している(受託者は受託者としての地位を委譲することはできず、委譲したと主張しても、依然として受託者のままであり、受託者としての責任を負う)。See, W.Maitland, Equity, Second ed(Cambridge University Press, 1936)88 and89.

自己執行義務が課される理由として、受託者として選任された者は、その者の一定の資格故に受託者として選任された代理人(delegate)であり、そうであるからこそ、受託者は自ら行動しなくてはならず、義務を他人に委ねてはならないことがあると指摘されている。参照、森泉章(編)『イギリス信託法原理の研究』(学陽書房・1992 年)139-140 頁。

(103) Getzler, supra note 86, at 60.

(104) Getzler, supra note 86, at 60.　前述したように、Giblin v. M'Mullen において、被告銀行に賠償責任が認められるほどの過失がなかったと判断されていることから、Getzler は Jones v. Lewis の判断枠組との類似性に着目していると考えられる。

前者の立場と後者の立場は具体的には、以下の裁判例のように変化した。

(1) Romily 卿の見解

① Bostock v. Floyer (1865)[105]

X は、受託者 A が保有する信託財産であり自由保有地上の譲渡抵当として投資された 400 ポンドに絶対権を保有していた。

1853 年に抵当権が換価され、再投資のために、A は換価された金銭をソリシターとして評判がよく、実務にも十分通じていた B に手渡した。B はある自由保有地の譲渡抵当に投資することを述べ、A から信託証書などを受取り、投資をする手続きを進め、自由保有地の所有者 C から条件付きで譲渡することとされたが、C に代金を支払わなかった。このため、自由保有地は譲渡されなかったのであるが、A は譲渡がなされたものと考えていた。

1856 年に A が死亡したため、遺言によって Y が遺言執行者に選任された。B は 1863 年 10 月 8 日に死亡するまで、Y のソリシターとして働いていて、その間、B は先の A との約条に基づいて X に対して定められていた収益を支払っていたが、B 死亡後に前述した C に対する代金の支払いが行われておらず、また、自由保有地も譲渡されていないことが明らかとなった。詳細については判決文上明らかではないものの、信託財産たる 400 ポンドの所在も不明となったようであり、こうしたことから、X は Y に対して 400 ポンドを填補するよう訴えを提起した。

Romily 卿は「受託者が自身のソリシターに 400 ポンドを手渡し、当該ソリシターがそれを全く投資することなく、自己の利益のために保有した場合、受託者に賠償責任があることには疑いはない。」と述べ、一般論として Y に賠償責任があると明らかにする。もっとも、C の詐欺により損失が生じたという本件の特徴にも留意している。すなわち、Romily 卿は「ソリシターの犯罪行為の場合には違う、という議論があった。本件では、当該ソリシターが自由保有地の所有権者を欺罔し、自由保有地の所有権者が作成する受領証を依頼人に授けなかった」ことを述べる。また、判決文では具体的な掲載誌等を明示していないものの、受託者が投資を行おうとしていた際に、ソリシターから紹介された自由保有地に投資をしたものの、紹介された土地が全くの虚偽であった事案を紹介して、その事案では受託者が賠償責任を負うことになるかどうかは判断が困難であると述べている。他人の行為により損失が生じた場合、当該行為について受託者の賠償責任を認めることが困難であることを指摘しているのである。

しかしながら、本件では受託者自身で当該ソリシターを選任した点が大きな違いであるとし、Romily 卿は次のようなことを述べて、たとえ受託者自身の行為により損失が生じたわけではなくとも、受託者が用いた他人の行為により生じた損害について賠償責任を負うべきであるというスタンスを一貫させる。

[105] (1865) LR 1 Eq 26.

「本件は、ある者が何らかのことをさせるためにある者を雇い、雇われた者が雇い主を騙したに過ぎない事案である。そうであるから、生じた損害は受益者ではなく、雇った者に負わせることになる。

以上のことから、無実の者が二名いる中で、ソリシターの誤った行為から生じた損害を甘受しなければならないことになる一名は、ソリシターを雇い、騙されるかもしれないことに対してあらゆる警戒を払わなかった受託者となる。」

② Hopgood v. Parkin (1870)[106]

1842 年 3 月 3 日、訴外 A は X1 と X2 の婚姻を機に、X1 と X2 を受益者、Y 他一名(その者は死亡)を受託者として、利息 3%のコンソル債 10,000 ポンド相当と利息 3%の年金 7,218 ポンド 2 シリング 3 ペンス相当を信託財産(以下、本件財産と帰する)とする信託を設定した。

Y は B 及び C とともに、A の設定した信託以外に、他の信託の受託者でもあった。Y は信託財産のうち、12,000 ポンドを D に貸し付け、その際に D の有する土地に譲渡担保が設定した。この土地は 19,047 ポンドの価値があると評価されている。

1857 年 6 月にこの譲渡担保は解除され、所有権は再び D に帰した。新たな担保についての詳細は判決文からは不明である。この解除に際して D は生命保険会社から借り入れをしていたことから、この借入金の返済方法を検討する必要が生じた。D 側のソリシターE は Y 側のソリシターF と協議したが、当時 F が X1 と X2 のソリシターでもあったことから、本件財産から D の土地を担保として金銭を借り入れることが可能かどうかについて話が及ぶことになった。そのような状況で、A が死亡して信託が実行されたのであるが、1857 年 7 月 31 日に信託財産が換価されることになったため、その機会に F は D に貸し付けることを認め、金銭が貸し付けられた。

しかしながら、D が有する土地は実際には 16,000 ポンドの価値しかなく、また、当該土地には年利 6%で 4,000 ポンドの譲渡抵当及び年利 5%で 3,500 ポンドの譲渡抵当が設定されていることが判明した。

このように担保が不十分な資産に投資したことで損失が生じたとして(6,555 ポンド 6 シリング 3 ペンスの損失があるとされている)、X1 と X2 は損失補償を求めて Y を訴えた事案である。

Romily 卿は、まず、信託事務の委任に関して生じた損害の負担について次のような判断をした。

「信託財産に生じた損失を受託者と受益者のいずれかが負担するのかということが問題である。これについては、まず、受託者に雇われたソリシターが為したことを検討するのが重要である。ソリシターの行為は受託者の行為ではないことは確かであるが、ソリシターは受託者によって雇われたのであり、ソリシターは信託事務処理上の受託者の代理人であ

[106] (1870) 11 Eq 74, 78 and 79.

る。また、懈怠、過失、あるいは故意により、ソリシター自らが誤った行為をなしたのであれば、ソリシターは受託者に対して責任を負う。更に、私の考えによれば、受託者はそれにより生じた損失について、いかなるものであれ、受益者に負担させることはできない。」

この判示によれば、まず、受託者・ソリシター間の賠償責任の関係について、ソリシターと雇用した受託者との間には代理関係が存在すること、ソリシターに帰責事由が認められる場合には当該ソリシターは雇用した受託者に対して賠償責任を負うこと、と分析し、次に、受益者・受託者間の賠償責任の関係について、受託者が受益者に対して賠償責任を負うと整理している。受託者・受益者間の賠償責任については前述した裁判例と一貫している。

次に、前述した規範に従い、本件におけるソシリターの帰責事由について次のように判断している。

「本件におけるソリシターの行為は何か？ソリシターの考えによれば、すべての当事者のために行動した、ということであるが、それについては間違いない。しかしながら、そのように行動する際に、依頼人のためにソリシターに期待され、また、通常示さねばならない注意と誠意を示さなかった。譲渡担保に関わる情報がこのことを明確に示している。」

更に、本件における受託者の責任についても判断している。

「本件では、E が事実を F に伝えなかったのであり、E が故意にそうしたのであれば、F を騙したことになることから、そのような事情により受託者の賠償責任について変わるかもしれないであろう。しかしながら、(本件ではそのような事実はないため、専ら問題となることは――著者による補足)受託者は有能な者を雇わねばならず、そうしないのなら、それにより生じた損失は受託者が負担しなければならない(ということである)。」

雇った者が詐欺に遭い、損失を生じさせた場合については留保をしているものの、そのような事情がない場合には、これまで Romily 卿が依拠していた枠組みにより、判断するというスタンスを示し、結論として X の請求を認容して、Y に損害の填補を命じた。

③　Sutton v. Wilders (1871)[107]

1833 年 12 月、A 及び B は Y1 及び Y2 が設定した婚姻承継財産処分に基づき受託者となった。その信託財産の一部は金銭 5,500 ポンドである。1842 年、A 及び B は十分な担保のある投資先について、ソシリターである C に相談した。C は、A 及び B に対して、投資先として D を紹介し、D は利息として年 4 ポンド 5 シリングを支払うと示したことから、A

[107] (1871) LR 12Eq373.

及びB はDに投資をすることに決定した。1842年12月、A及びB はDに5,500ポンドを貸し付ける一方、Dは自身の不動産に譲渡担保を設定して当該不動産をA及びBに引き渡すこととされ、当該取引はCが行った。

1853年にCが死亡するまで､Cは評判の良いソリシターであったと広く知られていたが、その死後、Cは破産していたこと、詐欺的な取引により、多くの人々を破産に追いやっていたことが明らかになり、Cが仲介し実行したA及びBとDの取引も問題となった。すなわち、Dは譲渡担保が設定された不動産に生涯権を有しており、2,500ポンドの利益を受ける権利しか有していないことが明らかになったのである(もっとも、後に5,500ポンドの利益を受ける権利に変更されている)。

1866年にBが死亡し、1868年にはAが死亡した。更に、1869年にDが死亡するが、この時には、譲渡担保が設定された不動産はその価値が毀損されていて、5,500ポンドを担保できない価値に減少していた。

1870年3月、Aの承継人Xは、Aの遺産管理訴訟が提起されている関係で、Y1及びY2の信託証書の定めに基づいて、Y1、Y2、Bの承継人Y3を相手とし、信託財産について生じた損害の填補を含む信託財産の管理運用の問題について裁判所の判断を求め、訴訟を提起した。

Romily 卿はXによる本件訴えには疑問があるとしたものの、Cを用いたことに対する受託者の責任について次のように判断している。

「本件において、受託者両名(AとBを指す)はソリシターであるCの誤った行為について賠償責任を負うべきと考える。Cは十分な担保に基づいて金銭を貸しつけるための代理人であり、その義務を果たさなかったのである。…受託者が信託財産である金銭を使用人に託し、その者がその金銭を強取された場合、受託者は賠償責任を負う。これは本件についてもそうである。」

もっとも、Romily 卿は従来の立場を緩和したと思える部分もある。受託者が賠償責任を負うと判断したものの、その理由づけについて「なぜなら、本件の受託者は譲渡担保に供された不動産の権限についてなんら調査をしなかったし、意見も求めず、Cを信頼して騙されたからである。」と述べており、この点は受託者の過失を問題にしている部分であると理解すると、他人の行為についてすべて受託者は責任を負うのではなく、受託者に過失(監督上の過失)が認められる場合には受託者は賠償責任を負うと修正しているように読める。

こうした修正の理由について判決文では特に述べられず、また、Getzler も指摘していない。

(2)　Bacon 裁判官及びJessel 裁判官の見解

次に、受託者の責任について緩やかに解するBacon 裁判官及びJessel 裁判官の見解を取

り上げる。各裁判官の見解は以下で取り上げる裁判例において示されている。

① Re Birds (1873)[108]

A は B をソリシターとして雇い、1865 年 12 月 1 日付の遺言を作成して Y1、Y2、Y3 の三名を遺言執行者に任命した。1868 年 5 月 19 日に A は死亡したが、Y1 らは引き続き B をソリシターとして雇っていた。

A 死亡後の 1869 年、X1 及び X2 から A の債務の支払いを求められると、B と X1 らのソリシターとの間で、債務について和解がすすめられた。この結果、ソリシター間で 270 ポンドを支払うということで和解案が成立した。

1872 年 6 月、Y1 は B から、X1 らは 260 ポンドを受取ることで合意した旨、加えて、訴外 C は 50 ポンドを受取ることで合意した旨を伝えられた。同月 11 日、B は 710 ポンドを追加して、320 ポンドの小切手を送付するように Y1 に通知した。7 月 4 日、Y1 は、10 ポンドは支払うのに不適切と考え、310 ポンドの小切手を B に送付した。この小切手は B の銀行口座におかれた。

これ以降、1872 年 12 月 24 日に X1 を原告とする金銭支払訴訟が提起されたとの通知を受け取るまで、遺言執行者による調査がなされなかったとされる。12 月 24 日の通知を受け取ったことではじめて、310 ポンドが支払われておらず、また、当該金銭について回収不能になったことを Y1 らは知ることになった。

訴答において、X1 らは 329 ポンド 17 シリング 8 ペンスの支払いを求める一方、Y1 らは、請求金額のうち、B に対して支払った 310 ポンドは控除されるべきことを主張している。

Bacon 副大法官は次の判断を示した。

「遺言執行者は、重過失により義務を逸脱あるいは忘却しない限り、厳格かつ誠実に義務を履行すべきと考えるものの、適切な目的のために支払ったと証明した金額について責任を問うことは裁判実務ではない、と考える。」

「…本件の執行者の行為について見てみると、執行者は合理的な人間が行うに際して安全と考えたであろうことを行ったに過ぎないように思われる。…本件の執行者の行為は取引をするビジネスマンの通常のやり方であり、それ故、義務付けられる注意を怠ったと考えることはできない。…B が通常のやり方で義務を履行していれば、B は 310 ポンドを X1 らに支払い、X1 らは金銭を受け取ったであろう。…以上のことから、310 ポンドについて控除されるべきと考える。」

本件では、遺言執行者が遺言事務処理上用いたソリシターの行為について問題とされたが、執行者が通常の合理的な方法で事務処理を行った場合には、それ以上、他人の行為に

[108] (1873) LR 16 Eq 203 (VC).

よって生じた損失について賠償責任を負わないと判断したのである。この点は、Romily 卿の判断とは異なる点である。

② Job v. Job [1877](109)

1872 年 9 月に A が死亡すると、A の遺言により、Y は遺産の受託者兼遺言執行者として働くことになるとともに、遺産の残余権者にもなった。そうしたことから、Y は A の遺産中の株式を一部売却するよう、B(Y の子)に委託した。

その後、B は破産してしまい、B の受託者 C が B の下にあった株式(Y から託された A の遺産の株式 160 ポンド相当を含む)を所有し、売却することになった。

1876 年 1 月 13 日、遺言者の資産管理のために裁判所から資産の計算と調査が命じられた。計算の結果、160 ポンドの喪失を知った X(Y と同様に残余権者であった)は、Y に対して失われた 160 ポンドの支払いを求めて、訴えを提起した。

本件では、この 160 ポンドについて Y が責任を負うのかということが争点となった。

Jessel 裁判官は委任が問題とされたこともあり、コモン・ロー上のルールとエクイティ上のルールについて整理をしている。

まず、コモン・ロー上の遺言執行者の過失に関するルールについて以下のように述べる。

「Crosse v. Smith において、コモン・ロー上、遺言者の遺産が一度遺言執行者の支配下に置かれたら、当該執行者は当該財産の損失について賠償責任を負う、ということが示された。」

次に、委任に関わるルールについて判断しているが、その際にコモン・ロー上のルールとエクイティ上のルールとが競合した場合の取り扱いについて、「コモン・ロー上のルールとエクイティ上のルールが抵触した場合、現在では、エクイティが優位することになる」とし、エクイティが優先することを確認する。その上で、エクイティ上のルールについて次のように判断している。

「では、次に問題となるのは、エクイティ上のルールは如何なるものか、ということである。これについて、私は Jones v. Lewis を挙げる。…Hardwick 卿は『受託者が強盗に遭い信託財産を強取された場合、受託者が自己の財物のように当該信託財産を管理していたならば、強取された財産について免責されるであろう。遺産管理義務違反にあたらない限り、遺言執行者や遺産管理人は自己の支配下にある財産以上のことについて責任を負わないのである。強取されたことが避けられなかったのであれば、当裁判所は遺言執行者の責任を問わないことになる。』と述べた。これは古い事案であるが、私が知る限り、この判決

(109) [1877] 6 Ch D 562,564. なお、田中和夫『英米法概説』(有斐閣・1981 年)272 頁において、1877 年の判例として示されている事案は、本件のことを指すと考えられる。

はいつも踏襲されてきたのである。」

また、コモン・ロー上の遺言執行者及び遺産管理人の賠償責任についても、「エクイティだけではなくコモン・ローにおいてもまた、ルールは次のようなものである。すなわち、遺言執行者及び遺産管理人は無償受寄者の地位にあり、故意の懈怠がなければ、(他人の行為により生じた――著者注)遺言者の財産の損失について賠償責任を負わないのである」と判断している。

以上の規範を基にして、本件について次のように判断する。

「本件では、B が自身の株式と遺言者の株式とを混和させたのであり、そうであれば、B の受託者 C にはそれを売却する権限がある。このような前提からすれば、遺言執行者 Y は C が売却したことについて賠償責任を負わないことになる。他方、C に過ちがあったとしても、B を訴えないからといって Y の賠償責任を問うこともできない。」

本件では、遺言制度というコモン・ロー上の制度と遺言執行者という受託者類似の取り扱いをされてきた者が問題とされたこともあり、コモン・ローとエクイティのどちらのルールを適用するのかが問題とされた。そうであるからこそ、Jessel 裁判官は両ルールの適用関係の整理を行い、エクイティ上のルールに基づいて判断することとしたのである。大法官裁判所においてもコモン・ロー上のルールが認識されており、また、ただ単に認識されたにとどまるのではなく、ルールの内容についても適切に理解されており、エクイティと類似の機能を果たすルールであると考えられていたことはコモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所との関係を考えれば、特徴的であろう。

(3) 小括

検討してきたことを整理すると次のようになる。受託者が他人に信託事務を委任し、その者により損失が生じた場合に受託者は当該損失について賠償責任を負うのかどうかという問題があり、それについて、大法官裁判所では、受託者の賠償責任を制限なく認める厳格な見解(もっとも、読み方によるが、この見解も最終的には後者の見解に接近していたとも考えられる)と選任監督上過失があったなど一定の場合に賠償責任を認める見解とが対立していた。

こうした見解が対立する中で、この問題について解決を図った裁判例こそ、Speit v. Gaunt 貴族院判決であると Getzler は述べる(110)。

5. Getzler 説について

Getzler は Coggs v. Barnard を分析して、Holt 裁判官が示した第 6 番目の類型をヒント

(110) Getzler, supra note 72, at 62.

に、受託者の注意義務の形成について裁判例が 3 つのモデルに分類できるとし、第三のモデル(引き受けあるいは特殊な義務モデル)から受託者の注意義務の形成が説明できると論じている。このモデルにおいて、受寄者とともに運送人などに代表される公共的職業に就く者が同列に扱われており、そうした取り扱いをする理由としてこれらの者が現代的にいえば、専門家にあたり、そうした者の過失について 18 世紀においては特に「重過失」と呼ばれていたと分析し、重過失が問題とされた裁判例を検討している。そして、その過失を巡り主として委任が問題となったことを、Giblin v. M'Mullen などのコモン・ロー裁判所における受寄者の委任の際の注意義務及び大法官裁判所における受託者の委任に関する見解の対立を指摘し、説明する。これは前述した Ibbetson の欠落点を埋めていることで、形成過程について見通しの良い視点を提供している。しかしながら、大法官裁判所における動向については不明確な点がある。すなわち、Beal v. South Devon Railway、Grill v. The General Iron Screw Collier Company などコモン・ローの裁判例を取り上げているものの、そこから直接、受託者による委任の裁判例の分析に移っていく。確かに、委任を巡るルールは、コモン・ロー及びエクイティにも存在する。しかしながら、自己を基準とするのか合理的人間を基準とするのかで違いがあり、後にエクイティが合理的人間を基準とするようになったとしても、そうしたエクイティの変化についてコモン・ローが影響を与えたのかどうかという点について、Getzler は何ら示していない。この点は Getzler 説の限界である。

もっとも、Getzler が Job v. Job を引用している点から、エクイティがコモン・ローの動向を把握しており、そうした点こそコモン・ローがエクイティに影響を与えた証左であると考えている可能性もある。しかしながら、Jessel 裁判官は Jones v. Lewis の規範を適用して判断したに過ぎず、コモン・ロー上のルールを加味して判断したわけでもない。そのため、Job v. Job を引用しても、コモン・ロー上のルールの影響があったと示すことはできず、Getzler 自身もそこまで考えているとも思われない。そうであるからこそ、Getzler は Speit v. Gaunt 貴族院判決に意義を見出すのであろう。

第三項　Stebbings

Ibbetson の議論には 19 世紀の動向について、18 世紀の状況がそのまま妥当していると考えていると思われる点に問題があること、一方、Getzler は、19 世紀の委任を巡るコモン・ローの動向についての説明に断絶があるため、決定的な論拠とするには問題があることは前述したとおりである。

このように受寄者の注意義務に軸足を置き議論をすることは、18 世紀の動向を説明するには有効であるものの、19 世紀の動向について説明することには困難が伴うことは明らかである。そうであるとすれば、Ibbetson や Getzler とは異なる観点から説明することを試みる必要がある。その異なる観点とは、コモン・ローの影響とは無関係に、18 世紀から 19 世紀の大法官裁判所において注意義務の理論が発展したと考えられるのではないか、とい

う観点である。その観点から分析をする際に参考になるのが、Stebbings の議論である。

そこで、以下では Stebbings の見解を取り上げ、18 世紀から 19 世紀にかけての大法官裁判所における注意義務の動向を検討する。検討項目は 4 つある。まず、具体的に検討するに先立ち、Stebbings の論文の構想を取り上げる。そうすることで、議論の見通しが明確になると考えるからである。その後に Stebbings の議論に従い、4 つの検討対象を取り上げる。すなわち、第一に、大法官裁判所が受託者の投資について厳格な立場を採るようになった背景を取り上げる。第二に、大法官裁判所が具体的に投資についてどのように制限していったのかという点を取り上げる。第三に、社会経済的な発展により、投資についての制限が緩和していく状況を取り上げる。第四に、そのような緩和により裁量権が拡大したことを受託者の投資判断が裁判上問題になる過程を取り上げる。最後に、そのような投資判断の適否の基準として現れたのがプルーデント・マン・ルールであると指摘する。

1. Stebbings の構想

Stebbings は 19 世紀における信託の状況を説明するうえで、18 世紀から 19 世紀にかけての歴史的経済的潮流を基礎に据えている。

すなわち、18 世紀以前、信託は家族の遺産承継や財産管理のために用いられ、受託者はそれらのためにパターナリスティックな役割を果たすことが求められた。しかしながら、18 世紀に入ると、イングランドの経済規模が拡大したことを背景に、信託が 18 世紀以前のような遺産承継・財産管理のために用いられるという静態的な形態から、受益者が経済的な利益を獲得する手段として用いる積極的な形態に変化した。それに伴い、受託者も単純に信託財産を管理・保管すればよいのではなく、投資に代表される積極的な運用をするよう受益者から要求され(111)、利益を受益者に配分することが求められるようになった。そのため、受託者として任命される者が素人よりもプロフェッショナルが好まれるようになり、また、元々受託者であったが投資については素人であった者は、投資のプロフェッショナルを代理人として雇い、信託財産の投資について委任するようになった。

もっとも、受託者が受益者に信託財産を投資するように求められる一方で、大法官裁判所は 18 世紀の南海泡沫事件の経験から信託財産の投資について極めて制限的な立場を維持していた。この受益者に代表される経済的利益を追求する勢力と大法官裁判所との対立を経て、大法官裁判所の投資制限が極めて緩慢でありつつも緩和されていった。この投資対象の緩和に伴い、信託財産の投資が活発になったが、投資によって受益者に損失を与えた場合が問題となり、受託者の投資判断が妥当であるかのどうか、投資について代理人を選任したがその選任にかかる判断が妥当であったのか、という点について裁判所が判断しなければならなくなった。この過程で判断の基準として生まれたのが、プルーデント・マン・

(111) もっとも、18 世紀になり急激に投資ブームが起こったのではない。18 世紀の投資ブームの要因は、17 世紀末には生じており、この取引の形態として信託が多用されたことが指摘されている。A.L.Murphy, The Origins of English Financial Markets：Investment and Speculation before the South Sea Bubble (Cambridge university press, 2009)138.

ルールである。

以上のような構想の下で、Stebbings は 19 世紀の受託者の状況を「商事の文脈における受託者」と題して論じているのである(112)。このような構想をもとに、Stebbings がプルーデント・マン・ルールの形成過程を具体的にどのように説明しているのか、について以下で取り上げる。

2. 大法官裁判所の投資制限の背景

前述したように、Stebbings は 18 世紀からの経済発展を基礎に、信託が変化していったことを前提としている。そのような経済状況の変化に伴い、受託者は受益者に積極的な投資を要求されるようになるのであるが、大法官裁判所の投資制限により、その投資行動が著しく制限されていた。ここでは、そのような裁判所の投資制限について、どのように変化していったのかを Stebbings の理解を基に検討する。

Stebbings は大法官裁判所が受託者の投資を制限する契機が 18 世紀前半の南海泡沫事件にあると考える(113)。当時、イングランドでは株式会社の設立ブームであり、株式会社に対する投資が活発であった。このブームの中で、実体のない会社も設立され、そのような会社に対する投資の勧誘が横行していた。ブームの過熱を懸念した政府が 1720 年泡沫法を制定し、株式会社設立を制限すると、それを契機に、実体のない会社は消滅する一方で、そのような会社に対して投資をした人々が破産に追い込まれる事態が社会問題化した(114)。

この投資ブームの中で、大法官裁判所内の基金も株式会社に積極的に投資をしていたが、

---

(112) C.Stebbings, The Private Trustee in Victorian England (Cambridge university press, 2002)128-162.

(113) Id, at 131 and 132.

(114) 南海泡沫事件の背景には、イングランド政府が対フランス戦争のために国債の発行を迫られ、国債の引き受けの見返りに債権者の法人化を進め、特権を付与していたことがある。こうした中で、1711 年に南海会社が設立され、同社は「南海計画」を公表した。この計画はスペイン領アメリカとの貿易を独占して莫大な利益を得ようとする試みであり、この計画の公表により同社の株価が高騰した。それに伴い、東インド会社、王立アフリカ会社、程孫湾会社などの株式も高騰することになり、イングランド国内において株式投機ブームが起こった。もっとも、こうしたブームの中で、実体がない会社も設立されることになり、そうした会社に対する投資も活発に行われた。

しかしながら、1720 年に株価の下落が始まり、12 月になると株価が総崩れとなる事態に陥った。こうした投機の原因として実体のない会社の存在が問題とされ、1725 年にこうした会社の設立を制限する the Bubble Act が制定された。大塚博士の研究によると、1720 年 1 月から 12 月の当時の株価上昇・暴落について以下の表のような状況にあったとされる。大塚久雄「株式会社発生史論」『大塚久雄著作集 1 』(岩波書店・1969 年)515-518 頁。森泉章(監訳)『信託と法人』(日本評論社・1988 年)141-144 頁。

	イングランド銀行	東インド会社	南海会社	王立アフリカ会社
1 月 1 日	150.25	200.25	128.25	25
5 月 20 日	204	268	415	100
6-8 月	265	449	1,050	200
12 月 13-14 日	132	145	121	45

(単位はポンド、なお、大塚博士は「南洋会社」としておられるが、表では「南海会社」と記している。)

表からわかるように、南海会社の株式が 8 月まで上昇しており、東インド会社の株価の倍以上となっている。当時の東インド会社の位置づけを考えると、南海会社が急成長し、社会経済的に大きなインパクトを与えたことがわかる。

前述した泡沫法の影響で、損害を被ることになった[115]。この経験から、大法官裁判所は大法官府内にある基金の投資について規則を設け、投資可能な対象を制限するようになったのである。具体的には、政府証券(Government securities)を投資可能な唯一の証券と定めたのであった[116]。そのように投資対象を厳格に制限する規則の根本的な考えには、「信託財産は利益を生まないままにしておくことは認められないが、そうであるからといって危険な投資に用いてはならない」ということがある[117]。Stebbings は、この考えが明らかになる裁判例として、例えば、Pocock v. Reddington[118]における記録長官 Arden 卿の判示を取り上げている[119]。このような背景から、大法官裁判所の投資についての基本的な考えが、受託者の投資権限について適用されるようになったと指摘する[120]。

3. 大法官裁判所による投資制限の動向

次に、南海泡沫事件以降の大法官裁判所は、投資についてどのような考えを持っていたのか、について取り上げる。

(1) 株式

まず、会社の株式について、1746 年の Trafford v. Boehm[121]における Hardwick 卿の見解を取り上げる。Hardwick 卿は、会社の株式について、「南海会社株式とイングランド銀行株式のどちらも、担保として十分ではない。なぜなら、それらは取締役や頭取による会社の運営能力に依存し、損失を受けやすいからである。」[122]と述べている。

また、1802 年の Howe v. Earl of Dartmouth において、Eldon 卿はイングランド銀行株式について大法官裁判所は投資対象として認めていないと指摘している[123]。その理由として、同株式は政府証券のように安全であるものの、政府証券ではなく、それゆえ、裁判所は信託財産をイングランド銀行株式に対して投資することは認めないと述べている[124]。

このような裁判所の態度ついて、Stebbings は、イングランド銀行株式や東インド会社株式でさえ、投機的な利益に対する権利のようなものであり、担保として機能しないことから禁止されたものの、実際にはそれらは当時の人々の間で安全な投資であると考えられていたと指摘し、裁判所の対応について疑問を呈している[125]。

---

[115] Stebbings, supra note 112, at 132.
[116] Ibid.
[117] Ibid.
[118] Pocock v. Reddington (1801) 5 Ves Jun 794.
[119] Id, at 799.
[120] Stebbings, supra , at 132.
[121] Trafford v. Boehm (1746) 3 Atk 440.
[122] Id, at 444.
[123] Howe v. Earl of Dartmouth (1802)7 Ves Jun 137 at 150.
[124] Ibid.
[125] Stebbings, supra , at 132.

(2) 譲渡抵当

18 世紀において、譲渡抵当は優良かつ安全な投資として広く認識されていた(126)。それにもかかわらず、大法官裁判所は、前述したように、政府証券を唯一投資可能であると考えていた。このように裁判所の認識と社会の認識との間で乖離が生じたことで、裁判所に対して譲渡抵当を投資対象として認めるよう訴える事案が現れるようになった。もっとも、裁判所の譲渡抵当に対する姿勢は一貫していなかった。

例えば、制限行為能力者の財産管理に関わる事案であるが、1785 年の Ex p Cathorpe(127)において、Thurlow 大法官は譲渡抵当に投資することは不適切であると述べた。しかしながら、1801 年の Polcock V. Reddington(128)において、Alvanley 卿は十分な担保のある不動産や政府証券に投資することが可能である旨を指摘している(129)。この「十分な担保」とはどのようなことであるのかについて明示されていないものの、Stebbings はこれに譲渡担保が含まれると理解しているのであろう。

このように、裁判所の判断は分かれていたものの、結局、Raby v. Ridehalgh(130)によって、不動産に対する投資を許容することになった。

(3) 公債

前述したように、大法官裁判所は投資対象として政府証券のみをはじめから許容してきた。この政府証券を許容する大法官裁判所の考えの背景には、安全な投資の重視という姿勢があることも指摘した。例えば、政府証券について言及してはいないものの、安全な投資を重視する姿勢を示した裁判例として、1783 年の Adye v. Feuilleteau が挙げられる。この事案において、Hotham 卿は「大法官裁判所は、巨大な利益を生むとしても、信託財産を社債に投資することを認めなかった。社債への投資は一種のギャンブルである。」と判示している(131)。

一方、投資対象として公債を取り上げている裁判例として、Robinson v. Robinson が挙げられる。この事案において、クラウンワース卿は次のように判示した。「受託者が受益者の利益を永久に保証しなければならない金銭を保有している場合、明示的な意思、あるいは、反対の指示がない場合には、受託者は一般的にコンソル債に投資しなければならない。このような義務は、都合の良いルールとして、大法官裁判所が受託者に課してきたのであった。それは受益者に安全を提供し、また、受託者に対してなんらの困難も課してないのである。」(132)と。

---

(126) 譲渡抵当について、伊藤正己『イギリス法研究』(東京大学出版会・1978 年)457-471 頁。特に、社債の担保について、470-471 頁。
(127) Exp Cathorpe(1785)1 Cox 182.
(128) Polcock v. Reddington(1801) 5 Ves Jun 794
(129) Id, at 800. この点から、Stebbings は裁判所が不動産に投資をすることを認めていたと考えている。Stebbings, supra note 112, at 133.
(130) Raby v.Ridehalgh (1855)7 De G M & G 104 at 108.
(131) Adye v. Feuilleteau (1783) 1 Cox24at 26.
(132) Robinson v. Robinson (1851) 1 De G M & G 247 at 255 and 256.

このように、大法官裁判所は公債・政府証券を第一に考え、社会的に需要のある投資対象のうち、不動産に対する投資を許容することになったものの、株式投資については依然として制限していた。しかしながら、19 世紀のヴィクトリア朝期において、このような裁判所の態度は硬直的であると考えられ、ヨリ高い利益を求める委託者や受益者は裁判所の態度に不満を募らせていった(133)。このことから、投資対象の制限に対して対応がなされることになるのである。それについて、次に取り上げる。

4. 投資制限への対応と裁判所の態度

大法官裁判所の投資対象に対する制限的な立場に対して、設定者や受益者の間に不満が高まっていったことは前述した。このような裁判所の判断に対して設定者・受益者はどのような対応をしたのかが、ここでの問題である。Stebbings によれば、この問題について、二つの方策がとられたとされる。第一に、信託証書中に裁判所が認めた対象以外の投資対象を定め、受託者にそれらの投資対象に投資する権限を授権する方法である。第二に、受託者の投資に関する制定法を定め、投資対象を拡大することである。以下では、この二つの方策について取り上げる。

(1) 信託証書

信託証書において投資対象を定めることは 18 世紀以来なされてきた。18 世紀において、裁判所は政府証券を唯一投資可能な投資対象と考えてきたということは前述したが、実務では、この裁判所の拘束を回避するために、信託証書において政府証券以外の投資対象を定めることが多かった。例えば、土地担保、銀行、イングランド及びウェールズの自由保有地及び法定相続財産に対する譲渡抵当などといったことが定められたという(134)。19 世紀になると、これが、インドをはじめとするイギリス植民地の政府発行証券、鉄道会社社債、公益企業株(public utilities)など投資対象が 18 世紀以上に多様になったことから(135)、信託証書にこれらを投資先として定めることが一般的になったようである(136)。

しかしながら、投資について受託者に広範な裁量を認めるにつれて、そのような裁量の行使を巡り、裁判所に訴える事案も増加していくことになった(137)。このような訴訟において、裁判所は判断に当たって、従来の厳格かつ保守的な立場を変えることはなかった。この裁判所の立場を示すために、Stebbings は 18 世紀前後の動向を示す裁判例として、1801 年の Polcock v. Reddington(138)、次に、19 世紀の動向を示す裁判例として、Styles v. Guy (139) と Bethell v. Abraham(140)を取り上げている(141)。

(133) Stebbings, supra note 112, at 133 and 134.
(134) Id, at 145.
(135) Id, at 147.
(136) Id, at 147.
(137) Id, at 147.
(138) Polcock v. Reddington(1801) 5 Ves Jun 794.
(139) Styles v. Guy (1849) 1 Mac & G 422.
(140) Bethell v. Abraham (1873) LR 17 Eq 24.

これらの裁判例において示されているように、裁判所としては投資についての受託者の裁量を認めるものの、具体的な投資対象に着目して、その投資対象が危険であると考えられれば、裁判所は受託者による当該投資を不適当と判断していたのであった。

(2) 制定法

① 1859 年財産と受託者の免責についての修正法

信託証書により投資対象を定めたものの、その解釈をめぐる紛争が生じたことから裁判所に訴えた場合、裁判の結果によっては信託証書の定め自体が否定される事態が生じたことは前述した。このようなことを受けて、裁判所の厳格な姿勢に対抗するために、裁判所が認めるよりも広い受託者の投資権限を認める制定法の立法が求められるようになった。1859 年財産と受託者の免責についての修正法(Law of Property and Trustees Relief Amendment Act 1859、以下、1859 年法と記す)[142]は、そのような状況において制定されたのであった。

この 1859 年法は次のような背景から制定された。1857 年、Leonards 卿が、善意による信託違反(honest breach of trust)に対する受託者の賠償責任を免責しようという意図から、法案を提出したのが発端である。提出された法案には、当初、投資に関する条項が規定されていなかったが、議会における法案の審議を控えた最終段階で、突如、投資権限に関わる条項の追加が提案された。この提案をしたのは George Hadfield 議員であった。この追加条項は、信託証書に明確に禁止されていない限り、受託者が不動産担保、イングランド及びアイルランド銀行の株式、東インド会社株式に投資することを許容していた[143]。

Hansord によれば、この Hadfield 議員の提案は他の議員から何らの反論なく受け入れられていることがわかる[144]。この理由について、Stebbings は当時の実務を反映したにすぎず、比較的論争になりにくいことがあったと説明している[145]。

このような経緯を経て、1859 年法が成立し、同法 32 条において、受託者の投資権限について規定されることになった[146]。同法は、従来のコートリスト以上に受託者の投資権限を拡大した最初の制定法という点で、意義がある。もっとも、コートリストを拡大したことから、同法の施行によって、裁判所との緊張関係も生まれた。

② 裁判所の制定法に対する態度

裁判所の 1859 年法に対する態度が明らかになったのは、同法施行後まもなく裁判となっ

---

[141] Stebbings, supra note 112, at 147 and 148.
[142] Law of Property and Trustees Relief Amendment Act 1859, 22 & 23 Vict. c. 35.
[143] Parl. Deb., vol. 155, ser 3, col. 885, 3 August 1859.
[144] Parl. Deb., vol. 155, ser 3, col. 885, 3 August 1859.
[145] Stebbings, supra note 112, at 136.
[146] 条文について確認できなかった。31 条はエクイティの原則たるプルーデント・マン・ルールを制定法上承認したとする見解がある。G.H.Jones, ‘ Delegation by trustees：A reappralsal’22 MLR 384 (1959).

た Re The Colne Valley and Halstead Railway Bill)[147]である。

この裁判では、1859 年法 32 条の解釈が問題となった。すなわち、同条によって 5%の利率のインド政府公債への投資が許容されているのかという問題である。この点について意見を求められた大法官は、公債は実際には株式取引の中で取引されるものの、これはインド政府への貸付であり株式投資ではないこと、また、イングランド政府の保証がないことから、32 条の解釈としては問題がある、という見解を示した[148]。この見解によると、イングランド政府の保証の存否が決め手になったといえる。

このような大法官の見解を取り上げ、Stebbings は大法官の見解を拒絶する十分な法的根拠があったにも関わらず反論がなされず[149]、また、そのような考えが支配的となることがなく、大法官の保守的な態度が明らかになっただけであると考えている[150]。

加えて、Stebbings は、大法官の判断を退けるのに十分な法的根拠が議論されることがなかった点について、更なる具体例を取り上げている。それは、1859 年法の提案者たる Leonards 卿の姿勢である。Leonards 卿は 32 条について全く認めず、その発案者であることを否定したのであった[151]。更に、32 条に極めて問題が多い理由は、同条が生涯権者や復帰権者を規律する法の原則に真っ向から反していること、それが信託財産の売買につながることを大法官と共に認めたのであった[152]。

このように 32 条の意義を否定する見解に対して、Stebbings は 32 条に規定された投資対象は当時においても安全であることが広く認識されていたこと、信託財産の売買に至るということは誇張のし過ぎであると指摘している[153]。

結局、1859 年法 32 条は大法官府裁判所により制限的に解釈されることになり、同法に代わる新たな法律が制定されることになった。それが 1860 年財産法(Law of Property Act 1860)[154]である。同法については、項を改めて取り上げる。

③　1860 年財産法とそれ以後の投資規制

1860 年財産法によれば、投資対象について大法官が一般的命令(general orders)をすることが可能となり、その命令に従い、受託者は投資対象を選定することになった[155]。大法官の投資対象の適否の判断の権限が増大したと考えられそうであるが、実際にはそのように単純な事態ではなかったという。確かに、新法では裁判所の投資に対する権限が強化され

---

[147] Re The Colne Valley and Halstead Railway Bill (1859) 29 LJ Ch 33.
[148] Re The Colne Valley and Halstead Railway Bill (1859).
[149] もっとも、どのようなことが十分な根拠であるのかということについて、Stebbings は明らかにしていない。
[150] Stebbings, supra note 112, at 137.
[151] Ibid.
[152] Ibid.
[153] Ibid.
[154] Law of Property Act 1860
[155] Stebbings の説明によれば、1860 年法 11 条でこうしたことが規定されていたという。しかしながら、本論稿作成時において、条文を確認できなかったため、この情報については Stebbings の見解をそのまま引用せざるを得なかった。

ているが、実際には投資対象が拡大していた点が重要であるという。Stebbings によれば、1861 年、大法官の一般的命令により、銀行株式、東インド会社株式、財務府証券(Exchequer Bills)、イングランド及びウェールズの自由保有地不動産及び謄本保有不動産へのモーゲージ、政府証券が認められたとされる(156)。大法官により投資対象の適否について判断されることになるものの、適切と判断される投資物件が増加していたのである。

これ以降、受託者の投資に関する制定法が制定されることになるが、それらは一貫して投資物件を拡大した(157)。しかしながら、投資対象が拡大することで、受託者の投資の選択肢が拡大する一方、個々の制定法で投資対象を認めたため、まとまりのある法律とはならず、受託者が許容された投資物件を把握することが困難となっていた。この問題が解決するのは後述する 1925 年受託者法であった。

(3) 投資対象の拡大と受託者の投資判断の適切性

信託証書により受託者に完全な裁量権を与えることは、受益者の利益を損なう可能性が高まる。また、制定法やコートリストに従って信託財産を投資したからと言って、その投資が安全であるとは限らない。その一方、受益者の利益保護のためとはいえ、受託者に対して結果責任を問うことは過酷である。このようなことから、受託者には投資について判断する専門的な能力が求められ、その専門的な観点から受託者の行った投資が適切であり、受益者の利益を損なったことがやむを得ないものであるかどうかを判断する基準が、裁判所に求められるようになる。その判断基準こそ、次に述べるプルーデント・マン・ルールである。

5. プルーデント・マン・ルール

(1) 投資対象選定の判断基準

前述したように、受託者は受益者のために信託財産を管理するに当たり、自己の財物を扱うのと同程度の注意という高い水準の注意を払わなければならない(158)。これが 19 世紀になると、合理的なビジネスマンが行動するように行動したことを受託者は示さなければならなくなり、それは特定の投資に関連して述べられることが多くなったと Stebbings は指摘する。その例として、Stebbings は Robinson v. Robinson(159)を取り上げる。

Robinson v. Robinson(160)では、投資していたとすれば得られたであろう利益について受託者が賠償責任を負うのか、という点が問題となった。この事件の裁判官である Cranworth 卿は、判決においてそのような仮定の問題について判断することが合理的な行動に含まれるのかどうかという点について、明示的に判断せず、社会情勢の変化(鉄道の発達により有

(156) Stebbings, supra note 112, at 138.
(157) Id, at 137-145 にわたり取り上げている法律を指摘する。
(158) Re Belchier (1754) Amb 218.
(159) Robinson v. Robinson (1851) 1 De G M &G 247.
(160) Ibid.

料道路株式に投資してもそれほど利益を得られなくなったこと)により有料道路に投資したままにしたことが得策であったのかどうかを調査するよう命じた一審判決が合理的であったことを指摘するにとどまる(161)。

しかしながら、Stebbings は、この Cranworth 卿の判示部分において、投資判断について受託者による判断の合理性を問題にしたと考えているようであり、受益者保護の観点から、受託者の行った商業的な投資判断が適切であるのかどうかを判断する基準として合理的なビジネスマン・ルールが用いられてきたことを示している(162)。

この点について、Stebbings はそれほど説明していないため、これ以上のことは不明である(163)。

(2) 信託事務処理上の行為基準

投資対象についての判断基準として合理的基準が採用されたことは前述したが、Stebbings はそれに加えて、信託事務処理における行為の判断基準として合理的人間基準が用いられてきたことを示す。そのような事案として Mendes v. Guedalla(164)を指摘している。

事案の概要はこうである。三人の受託者のうちの一人が信託財産たる株式を新たな株式に転換する事務を行ったが、その際、株式のうちの一部を流用した。更には、その後、株式を流用した受託者は残りの信託財産をすべて流用し、行方不明となってしまった。原告たる受益者は、残りの二名の受託者が株式の転換の際にそのようなことがなされたのかを確認することを怠ったこと、信託財産すべてが流用されたことに対して責任があるとして、喪失した信託財産の填補を求めて訴えた。確認を怠った点についての判示の中で、合理的な人間の基準について述べているので、この部分について取り上げる。副大法官 Wood 卿は次のように述べる。

---

(161) Id, at 263.

(162) Stebbings, supra note 112, at 151 and 152.

(163) Stebbings は投資判断に関連して、Consterdine v. Consterdine (1862)31 Beav 330 を取り上げている。Stebbings, supra note 112, at 151 and 152.

この事案はこうである。遺言により、受託者は自身が適切と考える信託財産の換価、投資について決定する絶対的な裁量を有すると定められていた。本件の受託者は、信託財産の一部を売却してランカシャー・ヨークシャー鉄道会社株式を購入したものの、元々の信託財産であるユニオンプレートガラス会社株式とマンチェスター火災保険会社株式について売却することは不適切と考え、売却しなかった。この点について、受益者はユニオンプレートガラス会社株式とマンチェスター火災保険会社株式を売却しないこと、ランカシャー・ヨークシャー鉄道会社株式の購入ついてその適切性に疑問を持ったことから、遺言に従いそのような権限が受託者にあるのかどうかの確認を求める訴えを提起した。

記録長官 Romily 卿は受託者による権限行使の適切性に関して次のような判断を示し、結論として、原告の訴えを棄却した。

「許可された企業に金銭を投資する以前に、受託者は必要とされるあらゆる調査をしなければならず、実際に支払い能力のある企業であると確認しなければならない。」

この事案について、Stebbings は特に説明していないため、この事案のどの部分が合理的なビジネスマン・ルールに関連するのか明らかではない。推測になるが、受託者には「必要とされる」あらゆる調査をしなければならないとしている部分に着目して、「必要とされる」のはどのような者にとって必要となるのかということを問題として、合理的なビジネスマンにとって「必要とされる」ことと考えているように思われる。

(164) (1862) 2 J &H 277.

「新たに株式投資がなされることがわかっていれば、自己の事柄に対して払うであろう通常の合理性をもって、そのような投資がなされたのかを確認することが自己の義務であると知っていなければならなかった。自己のために株式を購入するようにブローカーに指示する合理的な者ならば、ブローカーの発言を単純に信じることはなく、また、当該株式が実際に取引されているのかどうかを確認する手続きを省略することはない。少なくとも、そのようなことをしない者は、当裁判所の考えでは、通常の合理的な者ではないであろう。」(165)

Stebbings の理解によれば、18 世紀に受託者が信託事務処理上注意を払うべきことが求められ、それが 19 世紀になると、投資との関連で、投資についての専門家としての注意、すなわち、合理的なビジネスマン・ルールが判例上要求されるようになり、その考えが制定法にも明示されるようになった、ということになる。そして、そのルールが受託者の信託事務処理上の行為規範として取り入れられるようになり、委任の局面においてそのルールの適用が問題となったのが Speit v. Gaunt であるという見解を示す。これは前述した Getzler と同様である。

もっとも、Stebbings の見解にも不明確な点がある。すなわち、信託事務処理の一環である受託者の委任の関連でプルーデント・マン・ルールが問題とされたと指摘するが、投資に関する判断基準(どのような対象に投資すればよいのかという判断基準としての合理的ビジネスマン・ルール)と信託事務処理一般に関わる判断基準(受任者の選任にあたり如何なることを考えなければならないのかという基準となる合理的ビジネスマン・ルール)とがどのように結びついたのか、という点については明らかにしていない点である。この点は、Stebbings が受託者の委任に関わる判断基準について取り上げていないことから生じた欠落点であるといえる。

第四項　学説の整理

Ibbetson は 18 世紀の Coggs v. Barnard が受託者の注意義務に影響を与えたという理解のもと、コモン・ローとエクイティにおける注意義務がローマ法を介して発展したと論じている。この考えは 18 世紀および 19 世紀のコモン・ロー裁判所の動向を説明するには説得的ではあるものの、大法官裁判所ではローマ法を軸にして注意義務が語られていないことから、19 世紀の大法官府裁判所の動向を説明するには不十分であるといえる。このため、19 世紀における受託者の注意義務の発展を考えるには採用できない。

次に、Getzler の考えはどうか。Getzler は、Ibbetson の影響を受けつつ、Coggs v. Barnard が受託者の注意義務の形成に影響を与えたと考えている。しかしながら、Ibbetson とは異なり、ローマ法の影響のみに着目するのではなく、重過失が様々なコンテクストで用いら

(165) Mendes v. Guedalla (1862) 2 J &H 277.　本判決について、Stebbings, supra , at 152.

れたことに着目して、「過剰モデル」、「証拠モデル」、「引き受けあるいは特殊な義務モデル」に分類し、「引き受けあるいは特殊な義務モデル」の類型において受託者の注意義務が発展したことを論じる。すなわち、公共的職業をはじめとする何らかの特殊な責任を負うと考えられた者の責任を特徴づけるために「重過失」が当初は用いられたものの、19 世紀になると主として委任の領域で「重過失」概念により責任を問うことの不明確性が問題とされ、新たな基準として合理的人間基準が用いられるようになったとする。そして、同じく、大法官裁判所においても、信託事務の委任に際して受任者の行為について受託者がどのような責任を負うのかが問題となり、それについて大法官裁判所において厳格責任説と制限責任説が対立し、その問題を解決したのが Speit v. Gaunt において採用されることになるプルーデント・マン・ルールであると論ずる。

Getzler のこのような考えは形成過程全体については納得のいくものであるが、Stebbings の考えと比較すると、受託者が投資判断を迫られる中で、投資判断について合理的かどうかを判断する基準が大法官府裁判所において発展したという事実について指摘されていない点は指摘する必要があるだろう。

一方、Stebbings の考えによると、投資の局面から注意義務が問題とされ、合理的人間基準が形成されたということになる。こうした点は納得がいくものの、Getzler が論じたような委任については明らかにならない。もっとも、Getzler 自身も委任のコンテクストにおいて合理的人間基準が採用されるに至ったのは、Speit v. Gaunt であると考えていることから、結局、委任のコンテクストで合理的人間基準を採用したリーディングケースが Speit v. Gaunt であるということになり、少なくとも、委任についてこれ以上の経緯を問題にする意味はないようである。

学説により合理的人間基準の生成経緯についての検討は以上である。以下では、この基準を確立した Speit v. Gaunt 及び Learoyd v. Whiteley について検討することにする。

第三款　義務の確立

これまで、注意義務の形成について学説・裁判例を取り上げて検討してきた。そして、裁判例における判断内容は様々であり、明確な判断基準は示されなかったことも明らかになった。このような中で、プルーデント・マン・ルールを受託者の注意義務の判断基準として採用すると明示したのが Speit v. Gaunt である。同事件は受託者が信託上の事務処理について代理人に委任した事案であるが、この受託者の行為について当否を判断する基準としてプルーデント・マン・ルールが用いたのである。そして、この事案で示された基準が受託者の投資判断の適否について適用されたことを示したのが、Learoyd v. Whiteley である。

このように、受託者の注意義務の主要な内容は、19 世紀後半に形成された点が、特徴的

である[166]。本款の課題は、この注意義務の主要な内容を確立した Speit v. Gaunt と Learoyd v. Whiteley を検討することである。

第一項　Speit v. Gaunt[167]

(1)　事案の概要

1875 年 2 月 16 日、製造業を営む訴外 A は Y(織物工場の経営者であり、投資の素人である)及び B を受託者及び遺言執行者、A の妻 X1 及びその子 X2、X3、訴外 C を受益者として、Y 及び B に自身の財産を信託譲渡する遺言をしたためた。A は 1877 年 3 月 31 日に死亡している。1879 年 1 月、B が破産申請をしたことを契機に、Y が信託財産を完全に支配することになった。

1880 年 11 月、A の子 C が A の事業を引き継ぐとともに、A の信託財産のうち 14,000 ポンド相当の株式を有することになった。この時、信託財産は他の 2 名の子の持ち分に対する支払いのために換価されていた。この売却にはブローカーとして D が雇われていた。D は 1877 年に著名な証券取引会社を経営した父の後を継いで、同社を経営しており、A はブローカーとしてこの会社を利用していた経緯がある。

Y と A の一家は換価された信託財産 15,000 ポンドについて、再投資すべきかどうかを議論し、その結果、A の一家の提案によって会社株式を購入すること、D を用いて再投資することにした。

1881 年 1 月 24 日、D は Y に対して買付証明書を提示して、支払いのための代金を要求し、Y は自身の出納係に D に対して代金 15,275 ポンドを渡すように命じた。同月 28 日、Y は D を訪ねて、株券が到着しているかどうかを確認したが、D はまだ到着していない旨を伝えた。その後、幾度か Y は D に確認したものの、同様の返答を受けるばかりであった。

3 月 28 日、D は破産の申し立てをし、その後、行方不明となった。D は株式を購入することなく、受け取った代金を着服したことが後に判明した。Y は D の破産申し立てを受けたことを知って初めて詐欺にあったことを知ることになったのである。

---

[166] Austin によれば、この時期に確立した注意義務の内容について次のようなことが指摘されている。

(a)受託者に義務は、通常の合理的なビジネスマンが自己の事柄に対して払うのと同様の注意を以て信託事務を行うこと
(b)しかし、当該義務は、自己のことを考える場合に合理的な人間が払うような注意だけを払うことではない。むしろ、通常の合理的な人間が道徳的に利益を与えなければならないと考える他人の利益のために投資をする場合に、払うであろう注意を払わねばならない。
(c)受託者はすべてのリスクを避け、信託財産の保険者として行動しなければならないのではない。
(d)受託者は、合理的な注意、慎重さ、周到さをもって行動する場合、単純な判断ミスについて賠償責任を問われない。

Austin は、(a)について Speit v. Gaunt、(b)について Learoyd v. Whiteley、(c)について Re Godfrey(1883)23 Ch.D 483、(d)について Re Chapman [1896] 2 Ch. 763.)を取り上げている。See, R.P.Austin, 'Moulding the Content of Fiduciary Duties', in A.J.Oakley, Trends in Contemporary Trust Law (Clarendon Press, Oxford, 1996)169.

[167] Speit v. Gaunt (1883) 9 App Cas 1, HL.

このような事情により、X1、X2、X3 は、失われた 15,275 ポンドについて、Y が信託違反を犯したこと、Y はその損失を 4%の利息を含めて填補すべきことを求め、損害賠償請求をした。

高等法院において、Bacon 副大法官は次のように述べ、結論として Y に賠償責任があると判断した。注意義務について次のような判示をしている。

「他者の金銭を預かる受託者は、履行しなければならない義務がいかなるものであれ、金銭が保管されること、慎重で合理的な人間(a prudent and reasonable man)が自己の金銭についてしないであろうやり方で扱い、何らかのことをしないことに注意を払うことになる」。

これに対して、Y は控訴した。Jessel 首席裁判官は結論として高等法院の判決を棄却したが、注意義務に関わる高等法院の判断は維持した。次のようなことを述べている。

「受益者のために投資するよう求められる事務を引き受けた受託者の賠償責任は何か？一般的な原則として、受託者は通常の慎重なビジネスマン(an ordinary prudent man of business)が行うのと同じようなやり方で信託事務を行うべきであること、そして、それ以上、受益者に対する賠償責任や義務はないと思われる。」

X は上告したが、結論として、貴族院では上告が棄却され、控訴院の判決が維持された。貴族院では注意義務について以下のような判断が示されている。

(2)　判旨(Watson 裁判官は特に判示していないため省略する)

①　Selborne 伯爵

Selborne 伯爵は、まず、受託者が負う注意義務の内容について、次のように判断している。

「Re Belchier (1754) Amb 218 において、Hardwick 卿は次のような判断を示した。ビジネスの通常のやり方に従い、自己の責任で通常の注意と慎重さを持って行動する者が、商事代理人(mercantile agents)を通じて通常行動するようなビジネスを、(自ら――著者注)しなければならないわけではない。

また、通常のビジネスのやり方に従って、授受されうる金銭がそのような代理人を通じて引き渡されるべき場合、当該金銭が信託財産であることから、受託者はそのようなやり方を適切に履践しなければならない。

更に、そのようなことに従い、また、受託者側に誤った行為や懈怠がなく、雇った代理人によって損失が生じたのであれば、受託者はそのような損失を填補する賠償責任を負わ

ない。この判例の立場は踏襲されている。」

ここでは、受託者はビジネスのやり方に従って通常の注意と慎重さを持って事務処理をしなければならないとされているが、それだけではなく、代理人を用いるのが通常のビジネスについては自身が直接行わなくてもよいこと、そうしたやり方に従っているのであれば、代理人の行為の結果生じた損失について賠償責任を負わなくなる、ということを示している。

もっとも、受託者は信託事務を委任できるとしても、受託者は信頼を受けて事務を託された者であるから、無制限に事務を委任してよいわけではない。そうした点について、Selborne 伯爵は次のような判断を示している。

「制定法[168]も判例も、(Hardwick 卿の言葉によれば)「慣習上道徳的な必要性」が存在しない場合にまで、受託者が信託事務処理を他人に委任することを認めてはいない。」

次に、前述したように、受託者は信託事務を委任した場合には免責される余地があるとしているが、この免責について、Selborne 伯爵は限定を試みている。

「Rowland v. Witherden[169]や Floyer v. Bostock[170]及びその他の裁判例では、授権された証券に投資しなければならない受託者は、実際に投資されるまで、信託財産たる金銭の適切な注意及び管理について第一に賠償責任を負うのである。信託に関連のある多くの目的のために、専門家や代理人に信託財産を保有させておいたままであれば、受託者は賠償責任を免責されないであろう。」

ここでは、信託事務を第三者に委任したとはいえ、そのことを以て受託者は何らの責任を負わなくなるというのではなく、委任したとしてもなお受任者が実際に事務に着手するまで責任を負うこと、委任したとはいえその内実が単に保有させておくにとどまるような場合(こうした場合は受託者が保有するのと変わりがない)には、依然として受託者は責任を負い続ける、という判断を示しており、従来では委任したことを以て受託者は賠償責任を免責されるという判例法理を修正しているといえよう。

このように指摘した後に、Y が D に 15275 ポンドを支払ったことが信託違反に当たるか

---

[168] Selborne 伯爵はこの判示部分以前に、1859 年財産と受託者の免責についての修正法を検討しているため、ここで問題としているのは、同法のことであると考えられる。なお、1859 年法について、Selborne 伯爵以下のように判断している。
「ヴィクトリア女王治世 22・23 年の法律第 35 号(1859 年財産と受託者の免責についての修正法――著者注)31 条によれば、信託を生み出すすべての証書には信託財産たる金銭や証券を預かった銀行、ブローカーあるいはそれ以外の者の行為について受託者の賠償責任を免責する条項が置かれるべきだと規定された。」
[169] 3 Mac. & G. 568, 574
[170] 35 Beav. 603, 606

どうかを検討しており、その際、Y が予定された投資のためにブローカーという代理人を用いたことが適切であるのかどうか、ブローカーに対して金銭を支払ったことがベルチャー事件の原則から正当化できるのかどうか、という二つの点を問題にする。

第一の点について、信託財産たる金銭の投資が取引所において売買される証券に対してなされる場合、証券の購入のために、また、ブローカーによりなされることを行うために、ブローカーを雇うことは合法であり、適切である。受託者は自分自身で何らかのやり方でそれらを履行しなければならないわけではない、と述べ、本件では、リード社の 4%の社債は取引所で売買されているが、Y はそのようなことを知らなかったのであるから、代理人の有する優れた調査・情報といったことを利用する決定をしたことは適切であり、合理的であった、と判示した。

第二の点について、ロンドン証券取引所の通常のやり方では、ブローカーから受領証を提示された場合、金銭を渡すことが通常のビジネスのやり方であることから、Y が D に金銭を支払ったことは合理的である、と判示した。

以上の点から、Selborne 伯爵は Y には賠償責任がないと判断した。

② Blackburn 卿

まず、Y が D を雇ったことが正当化されるのかどうかという点について、Y は本件の株式取引が取引市場で行われているのかどうかを知らなかったこと、また、ブローカーでなければ最大の利益を得る取引を見逃す大きなリスクがあったことを指摘し、D を雇ったことは正しいと判断した。

次に、Y が信託財産を危険にさらさないようにする義務を怠ったのかどうかという点に関連して、D が提示した買付証明書を信用したことを取り上げる。この点について、義務を怠ったのかどうかは当時のビジネスの慣行により判断されるべきとし、通常のビジネスの慣行では、クライアントはブローカーが提示する advise-note 以上の文書の提示を要求しないこと、ブローカーが嘘をつかないことを前提にしていることという慣行があると判断し、Y の行為には問題がないことを示す。

更に、Y が D に金銭を支払ったことについても検討しており、当時のロンドンにおける取引市場では譲渡証書と引き換えに金銭を支払わなければならないことから、ブローカーに金銭を支払うことは通常のビジネスのやり方であると判断する。

③ Fitzgerald 卿

まず、受託者が委任することができるかどうか、できるとして、委任により信託財産に損失が生じた場合、受託者は賠償責任を負うのかどうか、という点について、次のようなことを述べ、本件では Y は D を雇うことができると判示した。

「副大法官が言及した一般的な法は控訴院において受け入れられたようである。受託者

は自身に寄せられた信頼を他者に委任することはできないが、にもかかわらず、道徳的必要性から、あるいは、ビジネスの通常のやり方において委任が行われているであれば、信託事務を遂行する際に、銀行、ブローカーといった第三者を代理人として利用してもよい、ということを確立した法として私は受け入れる。委任により信託財産に損失が生じた場合、受託者の何らかの過失や懈怠によって損失が生じたのではない限り、受託者は免責されるであろう。」

次に、Y が D から提示された買受証を信用して金銭を支払った点について、金銭を支払う前に調査をした方がよかった旨を指摘するものの、調査をしても結局は偽りの返答を受けるばかりであろうことを指摘し、躊躇はあるものの控訴院の判決に同意する、という判断を示している。

(2) 分析

本判決は、受託者は投資以外の信託事務処理をするに当たり(171)、合理的なビジネスマンの注意を払わねばならないことを明らかにし、当該事務処理を他者に委託する場合にもそのような注意が必要とされるものの、一度委託されたならば、受託者に過失が認められない限り受任者により生じた損害について賠償責任を負わないことを明らかにした。このように、本判決の意義の一つとして、自己執行義務(172)を緩和したこと、そして、緩和が許容される要件として、合理的なビジネスマンの基準を採用したことが指摘できる(173)。

本件では、受託者が信託事務を他者に委任できるのかどうかという自己執行義務との関係を問題にする。この点について、Selborne 伯爵は、ベルチャー事件において Hardwick 卿が「慣習上道徳的な必要性が認められない場合」について委任が許されるべきではないという判旨を踏襲する。また、Fitzgerald 卿もこの判旨を踏襲し、更に、この原則は確立された法であると言及する。もっとも、両裁判官は共に「慣習上道徳的な必要性」という文言を用いつつも、その内容を、通常のビジネスのやり方ではどのようになされているのか、という考えに読み替えて判断している。この点が、「慣習上道徳的な必要性」という不明確な判断基準から「通常のビジネスではそのようなことがなされているのか」という客観的な判断基準に転換したことを示している。

次に、受託者が第三者に委任することが可能であるとしても、委任した後にどのような責任を負うのか、という点について、受託者に過失や懈怠がなければ賠償責任を負わないという従来の基準は維持されている。もっとも、Selborne 伯爵が述べるように「実際に投資されるまで、信託財産たる金銭の適切な注意及び管理について第一に賠償責任を負」い、

(171) John Lowry and Rod Edmunds, ' Excuses ' in P. Briks and A. Pretto (eds), Breach of Trust (Hart Publishing, 2002)282.
(172) A-G v Glegg (1738) 1 Atk 356. See, G.Thomas and A. Hudson, The Law of Trust, 2th ed, (Oxford University Press, 2004)315,para 10.109.
(173) Moffat は自己執行原則(the principle of non-delegation)を修正したリーディングケースとして本件を挙げている。G.Moffat, Trusts Law, 5th ed (Cambridge university press, 2009)518 and 519.

「信託に関連のある多くの目的のために、専門家や代理人に信託財産を保有させておいたまま」にするような状況であれば、「受託者は賠償責任を免責されないであろう」と述べ、委任したからといって全面的に免責されることはなく、免責される場合を制限している点は本判決の特色である。

このように、各裁判官は判断したが、判断内容について問題点も指摘されている。まず、プルーデント・マン・ルールという客観的な判断基準が提示されたものの、その判断過程においては主観的な要素も含まれているという点が指摘されている。すなわち、特殊な資格を有する受託者にはどのようなことが期待されるのか、を判断する際に、問題とされる受託者の状況を考慮しているということである(174)。また、従来から争われている事柄であるものの、有償受託者の行為を判断する基準について明確ではないということである。すなわち、これまで受託者は無報酬で信託を引き受けているということを前提にして、有償受託者のケースを考慮していないという問題である(175)。そして、この問題に直面することになったのが、次に取り上げる Learoyd v. Whiteley である。

第三項　Learoyd v. Whiteley(176)

(1)　事案の概要

A は Y(会計士)他 1 名を受託者兼遺言執行役に任命し、遺産の 5,000 ポンドを投資して、収益を X に支払うように遺言をしたためた。遺言には受託者の投資権限についても定められており、遺言中に定められた有価証券、イングランド及びウェールズの不動産担保に信託財産を投資する権限が定められていた。また、不可抗力による損失に対する賠償責任の免責についても定められていた。

Y は遺産 5,000 ポンドのうち 3,000 ポンドとそれ以外の 500 ポンドをレンガ工場及びその土地のモーゲージ(α モーゲージ)に投資して、残りの 2,000 ポンドを別のモーゲージ(β モーゲージ)に投資した。これらの投資に当たり、Y は当該担保物件についての資産評価調査を専門家に依頼し、その報告を受けたが、それ以上の調査をすることはなかった。後に、この調査が実際の評価額を過大に報告していたことが明らかになる。

1879 年 4 月に β モーゲージの設定者が破産し、1884 年 10 月には α モーゲージの設定者が破産した。これらにより資金を回収できなくなったことから、X らは投資した信託財産 5,000 ポンドが損失を受けたとして、その損失の賠償を求めて Y を訴えた。

高等法院において Bacon 裁判官は、受託者が投資をする際に「合理的な人間が自己の金銭についてするようなことをする義務がある」と述べ、β モーゲージに投資したことについては Y に義務の懈怠がないと判断した。しかしながら、α モーゲージについては土地及び建造物について十分な調査をしなかった点に問題があるとし、また、このモーゲージは不動産ではなく当該不動産上において営まれていたレンガ製造事業に着目して設定された

(174) Getzler, supra note 86, at 67.
(175) Getzler, supra note 86, at 67.
(176) Learoyd v. Whiteley (1887)12 App Cas 727, HL.

点を指摘し、これらの点についてYの過失と権限逸脱行為を認め、3,000ポンドの損害賠償責任を認めた。

Yは控訴したが、控訴院は高等法院の判決を維持した。このため、Yは上告した。これに対して、各裁判官は次のように判断して、Yの上告を棄却した。

(2) 判旨

① Halsbury卿

受託者の動機が良くともそれが投資の適切性を正当化できず、受託者は投資をする際に通常の注意を払わねばならないという原則を示した。その上で、不十分な担保が原因で信託財産たる金銭が消失したことから、そのような不十分な担保に投資をする際に、受託者はどのような注意を図ったのか検討する必要があるとし、本件では専門家の報告に従ったものの、十分な注意を払うことなくその報告に漫然と従っただけであると判断して、受託者に過失があったと認定した。

② Watson卿

控訴院の判決を支持することを明らかにして、次のような判断を示した。

「一般的なルールとして、通常の慎重な人間が自己の事柄についてなすのと同程度の勤勉さを、法は受託者に要求する。しかしながら、自己の財産を扱うように信託財産を投資する裁量は許されない。通常の合理的なビジネスマンは、多かれ少なかれ、投機的な特徴がある投資をするかもしれないし、することが多い。信託証書により許された投資対象に限定し、危険な種類の投資すべてを避けることは受託者の義務である。」

これに加えて、本件では、Speit v. Gauntで示された原則が適用されることを明らかにする。そして、本件では、Yは法が要求する通常の合理的な注意を払わなかったとして、Yの過失を認めた。

③ Fitzgerald卿

Halsbury卿及びWatson卿の判断に同意することを明らかにして、その上で、Yは極めて不十分な担保に基づき、更に、十分かつ適切な調査をしないまま、信託財産を投資したことを指摘する。

(2) 分析

本件では、受託者の投資判断に当たり、委任の問題と同様に、Speit v. Gauntにおいて示された合理的なビジネスマンの基準を適用することが明らかになった。また、投資に当たり助言を得ていたとしても、その助言に漫然と従っているだけでは不十分であり、自身で

調査をするよう求められる場合があることも示された[177]。以降、受託者の投資についての判断基準として、本件が確立した裁判例として扱われていくことになる[178]。

もっとも、問題がないわけではない。Watson 卿はビジネスでは投機的な投資が行われていることを許容しつつも、依然として、そうではない局面において「危険な種類の投資すべて」を避けなければならないことを示している。この危険な投資とはどのような投資なのか、という点については依然として不明である。また、この判断はこれまで指摘した大法官裁判所の投資に対する態度と変わりがないと考えられるが、このような姿勢を支持することには、既に不満が生じていることも指摘した。

こうした投資に対する姿勢が変化することになったのは、1925 年受託者法及び 1961 年受託者投資法である。

第四款　展開――投資に関する注意義務の制定法化――

Speit v. Gaunt 及び Learoyd v. Whiteley により、受託者が負う注意義務の判断基準としてプルーデント・マン・ルールを用いる判断が確立した。この判断は前述したように現在においてもリーディング・ケースとして扱われているが、こうした判例法理上の注意義務に加えて、主として投資の観点から注意義務について制定法化されている。それが 1925 年受託者法及び 1961 年受託者投資法である。これらの制定法において、受託者による投資対象が規律されており、前者は様々な投資対象を例示しているものの、株式投資については依然として限定的であり、後者は正面から株式投資を認めている。こうした制定法が必要とされた背景には、Learoyd v. Whiteley においてプルーデント・マン・ルールが採用されたとしても、Watson 卿が「危険な投資」については依然として認められない姿勢を留保していたことからもわかるように、「危険な投資」に株式が該当すると考えられていたこと、しかしながら、そうした裁判所の見解が社会に適合しなくなっていったことがあるのであろう。

Learoyd v. Whiteley を契機に、裁判所が維持するコートリストと 1961 年受託者投資法により承認されることになったリーガルリストとが 20 世紀後半に至るまで争われることになる。この問題について、以下で検討することにする[179]。

第一項　1925 年受託者法立法の背景

---

[177] D.Grosh, ‘ Trustee investment English Law and the American prudent man rule’, 23 International and Comparative Law Quartly, 753 and 754 (1974).

[178] Pension Law Reform, Cm.2342 (1993) para.4.9.7 において、専門家ではない受託者が負う合理的人間基準として、Watson 卿の判示が示されている。

[179] なお、これらの制定法を注意義務のコンテクストにおいて取り扱う理由について述べる必要がある。これらの制定法は専ら受託者による投資について規律する制定法であるが、そうした規律内容の中で、忠実義務について規定していない特徴がある。この理由については明らかではないものの、こうしたことから、注意義務を論ずる部分においてこれらの法律を扱うことにした次第である。

前述したように、信託法についての制定法は、その内容が部分的でありつつも、19 世紀においても存在した。しかしながら、そのような制定法が存在していたものの、その規律していた内容は当時の状況、とりわけ、経済的な状況に対応していたとは言い難かった。すなわち、19 世紀後半の「大不況」(the Great Depression)及びそれに伴う「農業不況」の影響で、農業経営者や農業労働者により運営される農業に対して投資をしていた地主[180]が打撃を受け、地代取得者に転化し、更には、所有する土地を売却するなど、大土地所有制に大きな変動が生じていた[181]。こうした中で、これらの地主が土地を売却しようにも、当時の法制度においては困難が生じたことは予想される。イングランドにおいて土地の所有関係は、ユース法をはじめ、封建制度以来の伝統が 20 世紀においても継続していたことから、土地の売却には様々な制限があり、容易に土地を譲渡することが困難であったからである。このような困難を解消するために、19 世紀においていくつかの法整備が行われていたが、そのような整備によっても、依然として不都合があったのであろう。

こうした社会的状況と法制度の不十分性があったからであろうか、20 世紀になると、土地所有権に関わる領域において、このような状況の改善を求める声が高まり、新たな法律の制定が目指されることになった[182]。

このような経緯から、1925 年に Law of Property Act, Settled Land Act, Land Charge Act, Administration of Estates Act, Land Registration Act, Universities and Colleges Estates Act といった土地所有権に関わる法律が制定され、これに関連して、土地所有権制度とも関連性がある受託者法(Trustee Act)も制定されることになった[183]。

もっとも、土地所有権に関する改革が主だったこともあり、受託者についてどのようにして規律するのかという観点からの議論はほとんどなされていないようである[184]。例えば、1919 年 1 月、復興大臣アディソンは、イングランド及びウェールズにおける土地譲渡の現状と土地譲渡の促進と費用低額化のためにどのような措置を採るべきかの検討をするために、委員会(イングランド及びウェールズにおける土地譲渡に関する土地取得および評価委員会)を開催したのであるが、そこにおいても専ら議論されたことは土地所有権譲渡の簡易化という問題であり、受託者のあり方については極めて限定的な部分で論じられているに

---

[180] イングランドにおいて大土地所有制は第一次堺大戦直前まで存在したとされる。1870 年代半ばに実施された土地調査によれば、4200 から 4300 名の貴族及びジェントリー(全土地所有者の 0.4%)がイングランド及びウェールズの全所有地面積の 53.7%に相当する 1850 万エーカーの土地を有していたと明らかにされた。これらの土地は継承的財産設定(settlement)により、長男が単独で相続し、近代的農業経営を行う借地農に賃貸されていた。川北稔(編)『イギリス史』(山川出版社・1998 年)297 頁。

[181] 川北稔(編)・前掲注(1)328-331 頁、特に 330 頁。

[182] P. Boardwell,'Property Reform in England', 11 Iowa Law Review 1 (1925-26) ; J.H.Jonson, 'Reform of Real Property Law in England', 25 Colum.L.Rev 609 (1925) ; W.S.Holsworth, 'Reform of the Land Law, An Historical Retrospect'42 LQR 158 (1926).

大澤正男「イギリス不動産法の変貌と展開　一九二五年財産関係法改革を中心として」立正法学論集第 16 巻 1・2 号(1982 年)17 頁。

[183] 神田秀樹・折原誠『信託法講義』(弘文堂・2014 年)15 頁。

[184] もっとも、この改革に伴い、信託法の重要性が再認識されたようである。現行法においても土地の受益権が信託法に従っていることを論拠として、このような見解が指摘されている。田島裕『エクイティの法理』(信山社・2013 年)109 頁脚注(2)。

過ぎない[185]。

このように専ら土地法に関する議論が主要なテーマであり、受託者に関する議論がそれほどなされない。しかしながら、土地制度と関連性が深い信託についても立法化する必要があり、立法を機に信託法上の問題も考慮して 1925 年受託者法が制定された(1925 年受託者法は 1925 年 4 月 9 日、国王の認可を受けて成立した)と推測される。以下では、1925 年受託者法において受託者の義務についてどのようなことが規定されたのか、そうした規定にはどのような意味があるのか、という点について検討することにする。

第二項　1925 年受託者法の概要[186]

1925 年受託者法は全 71 条からなる制定法であることから、そのすべてをここで論ずるのは困難である。そのため、受託者の投資、委任、賠償責任の免責に絞り、取り上げる。

(1)　投資対象について

第 1 条「許された投資」において、投資可能な物件について規定している。1 項(a)から(r)にかけて、受託者が投資可能な投資物件について列挙しているが、ここで特徴的なのは、株式投資については極めて制限的である点である。例えば、「議会の特別法により設立される連合王国内の鉄道企業であり、かつ、当該投資期日の 10 年間における各年度において、その普通株式に対して 3%以上の割合で配当が支払われる会社」の株式(1 条(g))といった、政府の関与がある大企業であり、更に、支払い能力の高い企業が発行する株式に限定されていることである。

もっとも、法律上そのように定めたとしても、信託証書がある場合には、法律に規定されている事項の範囲内ではあるものの、信託証書の規定が優先すると定めている。第 3 条において、法上定められた投資対象に投資できる旨が信託証書で定められている場合には、受託者の裁量により当該権限が行使されると規定されている。しかしながら、ここでは法律上許容されていない投資物件について信託証書で定めた場合の処遇について規定していない。この点は前述したような株式に対する需要が高かったことを考えると、依然として使いにくい法律であるといえる。どのような経緯で株式投資に対する需要を無視する形をとったのかという背景については不明確である。

(2)　代理人の使用について[187]

1925 年法は前述したような投資物件について規定したが、それだけではなく、投資事務を処理する受託者の行為責任についても規定していた。例えば、23 条 1 項において、受託者による代理人の使用について規定しており、受託者が投資事務処理に当たり、代理人を

---

[185] Fourth report of the Acquisition and Valuation of Land Committee, Cmd. 424 (1919)46.
[186] 1925 年受託者法の条文を翻訳したものとして、九州大学大学院信託法研究会「1925 年受託者法(1)」信託 125 号 131 頁、同「1925 年受託者法(2・完)」信託 127 号 113 頁。
[187] G.H.Jones, 'Delegation by trustees: A reappraisal', 22 MLR 385-388 (1959).

用いることを認めている。加えて、使用可能な者についても規定しており、弁護士、銀行業者と列挙したのちに、「それら以外の者」とも規定している。この文言からすれば、受託者が代理人として使用できる者について限定されていないといえる。受託者が代理人を用いることについて広く認める姿勢を示しているといえよう。

もっとも、代理人を使用するとしても、そうした代理人による行為により損害が生じた場合の処理が問題となる。この点については、前述したように判例法理として Speit v. Gaunt で示された規範からすれば、原則として「受託者の何らかの過失や懈怠によって損失が生じたのではない限り、受託者は免責される」、すなわち、受託者の過失・懈怠により損失が生じたのであれば、受託者は賠償責任を負うこととされ、あくまで代理人の行為について責任を問われることはなく、例外的に、代理人を用いたとしてもその利用形態が信託財産を単に保有するにとどまるなどの場合には、当該代理人により生じた損害に対して受託者は賠償責任を負うことになる。

しかしながら、23 条 1 項ではこの点について、受託者が「善意」(in good faith)で代理人を雇用した場合であれば、代理人の任務懈怠について受託者は賠償責任を負わないと規定する。この規定からは、「善意」と認められない場合には、受託者は代理人の行為について賠償責任を負う可能性を示していると考えられるが、そのような場合は実際にどのような場合であるのかが明らかではない。Speit v. Gaunt において示された例外的な場合における賠償責任について想定した文言であるのかどうかについて明らかではない。この点は問題である。

(3)　賠償責任の免責について

また、(2)で取り上げた委任のコンテクストにおいて問題となる賠償責任とは異なり、受託者が一般的な信託事務を処理する際に生じた賠償責任の免責についても本法で規定している。15 条において、受託者は、善意(in good faith)で行動したのであれば、賠償責任を負わないことが規定されており(188)、また、61 条も賠償責任の免責についても規定しているが、この条項は裁判所が受託者の責任を全部あるいは一部免責できる旨を定めている(189)。

このように、場合によっては過酷な事務を処理しなければならなくなる受託者に対して、賠償責任の免責を認めることで受託者保護を図ったといえよう。

第三項　評価

投資、委任、賠償責任の免責について、以上のようなことを受託者法は規定していたが、専ら受益者保護のみならず、受託者保護を意図していたことが指摘されている(190)。例えば、

(188) Id, at 295, para 10.47.
(189) Id, at 314, para 10.106 and 32.88.
(190) 制定法上の投資リスト一般をさしてこのようなことを指摘しているわけではないものの、本法ではこのような制定法のリストを採用していることから、この考えは本法においても妥当すると考えられる。L. Price, 'Trustee investment act 1961' 24 MLR 739 (1961).

受託者の信託事務処理上の免責規定について 23 条、61 条において規定されており、手厚い保護が図られているといえよう。

しかしながら、問題点も指摘できる。まず、投資対象については、従来から株式投資を認めてこなかった点に代表される狭さが問題とされていたが、本法においても株式投資について極めて限定的な要件で認めるにとどまり、株式投資一般について認めていない。依然として株式を除外している点が特筆される。

次に、1925 年法により受託者の行為責任が定められることとなったのであるが、責任判断の基準として、23 条 1 項で「善意」であることが規定された。また、受託者の代理責任について、受託者の「認識ある過失(あるいは、故意の任務懈怠)」について責任を負うことになった(191)。こうした文言により責任判断がなされることの基準としての不明確性が指摘されている(192)。

こうした不明確性がその後、裁判上問題となるのであるが(193)、この点については次に取り上げる。

第四項　1925 年受託者法における免責規定の問題――Re Vickery――

前述したように、受託者法 23 条において、受託者が代理人の選任について「善意」であれば、当該代理人の行為により生じた損失について賠償責任を免責されることになる。しかしながら、「善意」についてどのように判断すればよいのかという問題が生じた。それが、Re Vickery である(194)。

この事案の概要は次の通りである。原告は相続人 A の二人の息子であり、郵便貯金 214 ポンド 14 シリング 5 ペンス、貯蓄証書中の 62 ポンド 4 シリングを含む相続人の財産を平等な割合で相続した。被告 Y は A の唯一の遺言執行者であり、遺言執行のためにソリシターである B を雇った。この B について、原告の一人である X1 はソリシターの中で評判が悪いことを Y に伝えていた。

この中で、Y の授権に基づき、B は自己の会社のために 62 ポンド 4 シリングの価値がある証券を発行した。これに対して、原告はそのようなことは認められないと被告に伝えた。その後、原告は被告に対して別のソリシターを雇うことをも伝えたものの、被告は、当該ソリシターがその問題を解決すると考えて、そのようなことをしなかった。

結局、当該ソリシターは行方不明となり、相続財産中の 214 ポンド 14 シリング 5 ペンス及び 62 ポンド 4 シリングについて、原告は受け取ることができなくなった。このため、X1

---

(191) J.Getzler,'Duty of Care', in P. Briks and A. Pretto,ed, Breach of Trust, (Hart Publishing, 2002)70.
(192) J.Martin, Modern Equity, 19ed, (Sweet & Maxwell, 2012)617, para.20-017.　この不明確性は 2000 年受託者法 23 条により解消された。See, para.20-018.
(193) G.W.Keeton, Modern Developments in the Law of Trust(Northern Ireland legal quarterly, 1971)6-8, at 7-8.
(194) J.Martin, supra note 13, at 613 and 614, para 20-013.　また、本件の事案の概要と判決及び本件に対する学説の評価について、植田淳「イギリス法における信託受託者の自己執行義務」神戸外大論叢 50 巻 1 号 (1999 年)63-65 頁。

らはYが当該金銭をBに保有させたことが信託違反であるという宣言と、当該金銭の支払いを求めてYを訴えた。

Maugham裁判官は本件でYがBを用いたこととYがBに必要以上の期間、金銭を保有させたことが問題になるとし、Bの行為により失われた金銭について利息を付して損害賠償をする責任がYにあるのかどうかを問題にする。その問題を考えるには、受託者が第三者を利用した場合に関して免責を規定する1925年受託者法23条1項及び3項が問題となることから、Maugham裁判官はこれらの条項について検討している。

まず、23条1項について次のように言及した。

「同条項によれば、YにはBに問題となっている金銭を集めるよう委任することが授権される。…(中略)…本条項が代理人の雇用について受託者あるいは遺言執行者の立場を一新したといっても過言ではない。もはや本人自ら実際に事をなすように要求されるのではなく、実際に雇う必要があるにせよないにせよ、事をなすためにソリシターや他の代理人を雇ってよいのである。代理人の選任の際に自身の裁量を行使するべきであること、そして、代理人の通常の業務の範囲内で行動させるためだけに雇うべきであることは明らかである。しかしながら、後に明らかになるように、これらの観点においてさえ、その者が認識ある過失(wilful default)について責任がなかった場合、代理人の雇用により生じた損害について賠償責任を負うのかどうかという問題が生じる。」

ここでは、同条同項によれば、受託者は信託事務を第三者に委任してよいこと、第三者の行為により生じた損害について賠償責任を受託者が負うことになるのかどうかが問題になることを明らかにしている。

次に、Maugham裁判官は23条3項について検討するが、ここで特徴的なのは、Maugham裁判官が1項と3項との違いを明らかにしようとしている点である。

「本条項は、1888年受託者法2条を改正した1893年受託者法17条を修正した。3項(a)は金銭や他の財産の受領を保証した証書の作成について規定し、3項(c)は保険証書に基づいて受託者に支払われる金銭の受領について規定する。これらの場合、銀行員やソリシターが金銭の受領や受託者への支払い、あるいは、指示されたこと以上のことをすべき理由がないのは間違いない。この条件はこれら二つの場合に限定されねばならない。

…(中略)…本項が1項に拡大適用されないことにはもっともな理由がある。」

このように3項はあくまで証書の作成、証書に規定されている金銭の受領支払について特に規定した条項であることを強調して、1項に規定している事務内容とは異なるとし、3項は1項にも適用すべきではないと述べる。

更に、30条1項について次のように検討している。

「…(中略)…手掛かりは『自己の認識ある過失により同様のことが生じない限り、他のいかなる損害に対してもまた(責任を問われることはない)』という本条項を決定づける文言にある。誤解を避けるために、善意の信託違反に対する受託者の賠償責任に関わるクラウンワース卿の法律が施行されて以来の多くの判決を踏まえると、『他のいかなる損害に対して』という文言は極めて一般的であって、当該信託違反が自己の認識ある過失によって生じない限り、いかなる受託者も当該違反に対して賠償責任を負わない結果になっている、と述べることは現在では不可能であると言いたい。私の考えでは、当該文言は受領書にサインしたこと、あるいは、他の受託者や代理人の過失によって受託者に賠償させようとする損害に限定される。

…(中略)…他方、30 条 1 項は信託された金銭や他の証券を預かった銀行員、ブローカー及びその他の者の過失について明示的に言及しているので、受託者による認識ある過失によって損害が生じない限り、受託者にそのような者の過失に対する賠償責任を負わせることはできないという結論――ヨリ限定的な事案をここで扱っているが――から免れることができない。」

結局、30 条 1 項の解釈として Maugham 裁判官が示しているのは、受託者固有の認識ある過失がない限り、受託者の賠償責任を問うことはできないということである。

このように判断したうえで、Y には判断の誤りがあったと認めつつも、ソリシターによる使い込みによる損失は遺言執行者側の過失とはされないとして、X の訴えを退けた。

(2)　本件についての学説の評価

本判決について、学説では次のように考えられている。Holsworth によれば、これまで大法官裁判所が形成してきた客観的な注意基準ではなく、Wilful default という主観的な基準が用いられたことを問題にしている。すなわち、Wilful default という基準によれば判断が困難になると述べ、コモン・ロー裁判所におけるかつての判決を挙げて批判する(195)。

また、Potter によれば(196)、Maugham 裁判官の受託者法 23 条 1 項と 3 項との解釈につき問題があるとする。即ち、Maugham 裁判官の解釈が正しいとすると 23 条 3 項は無意味で不必要となると指摘する。23 条 3 項は 1 項に規定される代理人の任命に関する一般的な権限に抵触することなく明確に規定されており、その結果、23 条 3 項に基づいて代理人を任命する必要がなく、従って、代理人や銀行員に金銭を保有させたままにする遅滞についての賠償責任を負う必要がないことになる。また、Maugham 裁判官の解釈によれば、受託者は個人的に行動する必要がなく、自身の認識ある過失による以外、損害に対して賠償責任を負わないことになるであろうから、30 条 1 項に規定される免責条項を不必要にするよ

(195) W.S.Holsworth, Notes, 47 L.Q.R.464-465 (1931).
(196) H.Potter, Notes, 47 L.Q.R. 330-331 (1931).

うに思われるとも指摘する。

更に、Jones によれば[197]、Maugham 裁判官が「認識ある過失」について受託者の側での意識的あるいは軽率な義務違反として定義したことは支持できないとして、1926 年以前の認識では、当該文言は合理的な注意の欠如を含むように解釈されるべきであっただろうと述べる。

しかしながら、この問題について決着することがなく、1997 年の Armitage v. Nurse[198]において、Millette 裁判官は以上のような学説の批判を理由がないものとして批判するに至っている[199]。

第五項　1961 年受託者投資法[200]

1925 年受託者法で、受託者の行為規範について規定されたことについては前述したとおりである。もっとも、投資については極めて制限的であり、信託証書により定めれば法の定めを回避できる構造になってはいるものの、その使い難さは問題視されていた。結局、1925 年法に定められた投資対象の制限について修正する試みは少なかったといえる[201]。

しかしながら、そのように投資対象を制限する不都合が拡大して、是正せざるを得ない状況が出現した。第二次世界大戦に政府がインフレ対策及び企業の国有化などを進める中で、土地の資産価格の下落、インフレに見舞われることになった。こうした状況では、1925 年法が認める投資対象に投資していては収益が得られなくなり、株式投資への需要が高まった[202]。

更に、第二次大戦後の欧州諸国の凋落とアメリカの台頭及び欧州のアメリカに対する経済的依存度の上昇が進み、イングランドにおいてもアメリカ経済に対する関心が高まると、必然的に、信託業界においてもアメリカ型の信託を参考とするようになり、それまで維持

---

[197] G.W.Jones, 'Delegation by trustees', 22 M.L.R. 387(1959).
[198] [1997] PLR 51.
[199] G. McCormack, ' The liability of trustees for gross negligence ',Conv. 100-114(1998). J.Martin, supra note 13, at 614, para 20-013.
[200] L.Price, 'Trustee investment act 1961', 24 M.L.R 738 (1961).
[201] 1928 年の Agricultural Credits Act 及び同年の Housing Act、1933 年 London Passenger Transport Act が投資対象を拡大したとされる。九州大学大学院信託法研究会「イギリスの受託者投資法」信託 122 号(1980 年)116 頁。
[202] 1959 年ラドクリフ委員会報告(Report of the Committee on the Working of the Monetary System)は金融システムの調査勧告を目的に設置されたのであったが、当時において年金基金が膨大な資金を保有し、金融システムにおいて大きな存在となっていたことから、年金基金の動向についても検討している。ラドクリフ委員会報告書第四章「私的セクターにおける金融機関」において、「年金と年金基金」と題する項目が設けられており、そこで、次のようなことを指摘している。年金基金は 20 世紀の初めに登場し、初めの 30 年は信託証書により投資対象が厳格に制限されていたものの、次の 30 年ではインフレの影響が大きくなったことで、そうした慣行が上手くいかなくなり、年金基金は株式(equity)に投資を行うようになってきた。
以上の点について、Report of the Committee on the Working of the Monetary System, paras 1 and 255. ラドクリフ委員会報告における年金基金の分析について、生命保険協会「欧米主要国の企業年金と資産運用」昭和 56 年 3 月 506-507 頁も参照した。

してきたイングランド型の信託を修正することになったのである(203)。

こうしたことについて、議会においても問題視されるようになり、検討されることになった。それが 1950 年代の Nathan 委員会報告、1959 年白書へと至り、1961 年受託者投資法に結実するのである。

ここでは Nathan 委員会報告から 1961 年受託者投資法制定までを検討することとし、61 年法に現れた投資権限規定の経緯を明らかにする。

1. 政府における検討

(1) 1952 年 Nathan 委員会(204)

同委員会は Attlee 内閣において公益信託の活用が問題とされたことを受けて、公益信託の問題是正を図り検討されることになったのである。同報告書は 250 頁にも及ぶ検討報告書を Attlee 首相宛てに提出したのであるが、その中で、受託者の投資についても論じており、1925 年法上の問題も検討している。その検討において示されている問題は専ら 25 年法が受託者による投資を制限している点を問題視する点である。

報告書では第 2 部第 8 章「受託者による投資の範囲」と題する章を設け、そこで検討している。

まず、投資に関連した受託者の賠償責任について取り上げており、それによると、一般論としてではあるが、受託者は許されない投資の結果について個人的に賠償責任を負うとし、その上で、どのような投資であれば許される投資に該当するのかどうかは、第一に信託証書、第二に、1925 年受託者法 1 条乃至 7 条の定め、第三に同法 57 条による高等法院の許可、があれば許される投資となると説明する。

信託法上許容される投資は上記のようであるとしても、報告書では許される投資に該当するとしても、許容される範囲が狭いことを問題とする。25 年法上定められている投資対象は一見すると広範囲に及ぶように見えるのであるが、報告書では狭いと評価している。

この点について、なぜこのような評価を下しているのか問題となる。報告書ではこの点について次のようなことを指摘している。

まず、25 年法上定められている内容の投資の中には、制定時以来の社会状況の変化の結果、存在しなくなったものがあるとする。25 年法が社会状況に適合していないことを問題にしているのであろう。

次に、古くから存在する公益事業会社の株式投資が認められているものの、電力会社、ガス会社といった新たな公益事業会社株式が含まれていない点を述べる。こうした新しい公益事業会社は財政的に健全であることが多いことから、投資対象として有望であるにもかかわらず、認められていない点について投資機会を不当に損なうものと考えているのであろう。許されている投資はすべて固定収益及び元本固定である点を問題とする。

---

(203) 九州大学大学院信託法研究会・前掲注(21)116-117 頁。

(204) Report of the Committee on the Law and Practice relating to charitable trusts, Cmd.8710 (1952), 66-69.

こうした点は一面では企業の経営状況に左右されないためメリットがある、しかしながら、経済状況が好調な時には、企業の業績により配当も変化する通常の株式と比較して、魅力に欠ける。状況に応じて柔軟に投資を選択できない硬直性が問題とされたのであろう。

(2) 1959 年白書「グレートブリテンにおける受託者の投資権限」[205]

前述した 1925 年法の株式投資への制限について再び問題としたのが、白書「グレートブリテンにおける受託者の投資権限」であった。同書では 1925 年法により定められた投資対象リストについて「受託者リスト」(trustee list)と呼んでおり、その「受託者リスト」について、第一次的には受託者保護、二次的に受益者保護のために作られたが、近年では、固定利率の債券に投資対象を制限することにより却って高い利益を得られなくなっている、と分析する[206]。

こうした背景から、株式投資に対する需要が高まっているものの、「受託者リスト」が存在する限り、そのような転換は困難であることから、「受託者リスト」を維持し続けることが不適切であり、受託者の投資権限を拡大する措置を検討している、として 1925 年法を修正する意図を明らかにする[207]。すなわち、連合王国政府が発行する貯蓄証券(savings securities)、イングランド及びウェールズにおける自由保有地のモーゲージなどが挙げられているが、連合王国内で設立した会社株式を挙げている[208]。1925 年法では株式投資が認められていたものの、それは鉄道会社など国営企業の株式であった。本報告書は企業根限定を付すことなく、会社株式としているのである。もっとも、こうした投資対象の拡大を提言しているものの、全く無制限ではない。例えば、こうした物件に投資するとしても、投資金額については、基金総財産の半分以下とし、信託会社以外の受託者は専門家の助言なしにこれらの投資物件に投資できないなどと制限を設けているのである[209]。投資物件を拡大しつつも、信託財産の安全性確保の見地から、こうした運用制限を提言している点が、本報告書の特徴であろう。

以上のような提案の効果について、白書は三点指摘している。第一に、提案に従うことになれば、信託財産の半分は株式あるいは固定利率のモーゲージに投資されることになるであろうとする。第二に、信託財産のおよそ半分が著名な企業の株式に投資され、その結果、投資家によって採用されており、高等法院及び議会によって促進される慣行に沿って投資がなされるようになるとする。この「投資家によって採用されており、高等法院及び議会によって促進される慣行」は「受託者リスト」の制限を超えた投資権限を受託者に付与することが慣行になっていること、高等法院や議会においても投資権限の拡大は許容されている状況にあること[210]、を指していると考えられる。第三に、小口の投資以外は助言

[205] Powers of Investment of Trustees in Great Britain.Cmnd.915 (1959).
[206] Id, at 5, para 2.
[207] Id, at 5, para 3.
[208] Para 4.
[209] Para 5.
[210] Id, at 5, para 3.

が必要となるとする。たとえ受託者が高リターンを期待できる投資物件に投資できるとしても、依然として受益者を害する可能性があり、そうした事態を避けるためにも専門家の助言が必要であると判断したことにあると考えられる。

(3) 小括

1925 年法が制定されたものの、第二次世界大戦後の社会的経済的変動により、同法が想定していた状況が激変した。こうした激変に対して、政府は早くから社会状況に応じた法整備を認識しており、それが Nathan 委員会報告書や 1959 年白書において示されている。

2. 1961 年受託者投資法

上記の Nathan 委員会及び政府白書を受けて、1961 年受託者投資法が制定されることになった。もっとも、投資対象について、第 1 条、第 2 条等で言及されているものの、具体的な投資物件については、第 1 付則第 1 章から第 3 章によるとしている。

第一附則第一章及び第二章は「狭範囲投資」、第三章は「広範囲投資」と題している。狭範囲投資は専ら債券について規定している一方、広範囲投資は株式についての投資を定めている(211)(212)。1959 年白書において指摘されたように、「受託者リスト」がここにおいて漸く廃棄されたのである。

一方、1961 年法には特徴的な点があり、受託者が投資をどのように行うべきか、という点についても条文上定めている。それが第 6 条であって、同条では次のように定めている。

第 6 条　投資選択の際の受託者の義務

第 1 項　受託者は、その投資権限の行使に際し、

(a) 当該信託の状況に適合する限りにおいて投資物件を分散化(diversification)する必要性、

(b) 計画された投資対象の投資物件、及び、かかる対象物件への投資資計画の当該信託に対する適応性、

について考慮を払わねばならない。

投資権限の行使に際して、分散化を考慮するよう求めた点について、貴族院審議における Dundee 伯爵の趣旨説明が参考になる。Dundee 伯爵によると、投資の分散化を要求した趣旨は経験則に照らしたことによるという。すなわち、運用が上手くいっているユニット・トラストでは投資の分散化が行われていることから、そうした投資の経験則に照らして、分散化を要求するようにした、ということである(213)(214)

(211) L.Price, 'Trustee investment act 1961' (1961) 24 MLR 740 and 741.
(212) 第 1 付則第 3 章では単に'securities'と規定されているが、第 4 章 4 条において 'securities'には株式(shares)が含まれると定められている。
(213) 具体的には次のようなことを指摘している。

受託者による投資判断の適切性は、Learoyd v. Whiteley により確立されたプルーデント・マン・ルールによるとされていたが、第 6 条では分散投資をすること、当該投資物件が受託した信託の観点から適切であるのか、という点についても検討するように要求している。これはプルーデント・マン・ルールによって単に合理的な注意を払うように要求するのではなく、どのような点に注意をすべきかという点についても具体的に示している。第 6 条はプルーデント・マン・ルールを具体化した規定であるといえよう(215)。

小括

1925 年法により 18 世紀以来裁判所により規制されていた投資対象が制定法化された。裁判所による判断について不明確性が指摘されていたことからすれば、「どのような投資が認められるのか、あるいは、認められないのか」が明らかになったことは、投資を行う受託者としては判断が容易となるため意義のあることであろう。もっとも、投資対象として株式が認められていなかった点は 1925 年法の限界であろう。加えて、委任に際して行為責任の判断基準とされた「善意」あるいは「認識ある過失」などは不明確であった。学説もこの基準については批判的であることは前述したとおりである。しかしながら、裁判所としてはこの基準を問題視していない。

次に、1961 年受託者投資法である。同法はコートリスト方式からプルーデント・マン方式へと移行し、1925 年法で実現しなかった株式投資への道を切り開いた。この点は、18 世紀以来硬直的であるとして問題とされたことを解決したという点で、意義がある。

また、プルーデント・マン方式の採用に対応して、分散投資についても規定された。この点は当時の投資理論を反映した先進的なものであると言えよう。

これらの制定法は後述する 1995 年年金法などにより修正を受ける場合もあるが、基本的

「投資対象について変更しない場合、5 年ごとに投資のバランス一般について専門家のアドバイスを受けなければならない。投資を分散化する必要性について考慮するよう要求されるが、この点について、本法案は白書に従っていない。白書では一つの企業に対して基金の 10 分の 1 あるいは 250 ポンド以上投資することは許されないと述べている(からである)。こうした点についてどのような考慮があるのかはわからない。しかしながら、よく考えてみると、それは実用的ではないとされ、そうした考慮から法案に含まれていないと考えられる。事実、投資を分散化する際に受託者が従わねばならない数理上のルールは存在しない。(実際の)理由はこうである。Charifund のようなユニット・トラストは投資について十分すぎるほど分散化を行っていることが示されているが、信託がそのようなユニット・トラストに金銭を委託した場合、投資の分散化が実行され、そうしたことを有能な受託者は行うように期待されるのである。」See, HL Deb 28 November 1960 vol 226 c927.

(214) 1960 年 11 月 28 日の 貴族院における第二読会の際に、Conesford 卿が分散化する意味について質疑している。HL Deb 28 November 1960 cc939-940.
http://hansard.millbanksystems.com/lords/1960/nov/28/trustee-investments-bill-hl#S5LV0226P0_19601128_HOL_38

また、12 月 13 日の審議において、この問題について再び、Conesford 卿、Dundee 卿との間で議論がなされている。HL Deb 13 December 1960 vol 227 cc394-397.

(215) Quarrell は Learoyd v. Whiteley がプルーデント・マン・ルールを確立した判例であることを説明したうえで、1961 年受託者法 6 条 1 項がそのプルーデント・マン・ルールを制定法化したものであると説いている。J.Quarrell, The Law of Pension Fund Investment (Butterworths, 1990)2 and 3.

には現在においても適用されている。

第二節　忠実義務

第二章第一節において注意義務について検討した。そして、信託法上の注意義務はコモン・ロー上の寄託、代理における注意義務などとの関係で発展してきたことも明らかになった。

一方、忠実義務は、注意義務とは異なって、研究が比較的なされており、近年では、受認者という地位から生じる固有の義務と観念され、そうした考えに基づいて忠実義務がどのような機能を果たすのか、という問題関心から研究がなされている(1)。

しかしながら、本論稿が検討対象とするのは、受認者が負う信認義務あるいは忠実義務がどのような機能を果たしているのか、という問題ではなく、注意義務について論じたのと同様に、忠実義務がどのようにして形成されてきたのか、ということである。この点を検討するのは、これまで繰り返し述べてきたことであるが、わが国における年金信託のコンテクストにおいて「信託法の精神」(2)なるものが強調されていたことを踏まえて、信託法の母法たるイングランドにおいて受託者が負う義務の中で中心的な義務であるさえ考えられる忠実義務がどのように形成されてきたのか、という点に関心があること、既存の信託法理の修正を試みた 1995 年年金法との関係で、イングランドにおいて受託者の義務についてどのように考えられてきたのかという点について問題関心があること、が理由として挙げられる。

もっとも、本節が検討対象とする忠実義務はわが国においても比較的研究がなされており(3)、また、こうした研究において生成過程についての検討もなされている状況にある。このため、生成過程について検討する本節では、従来の学説を整理するにとどまり、新たな知見をもたらしてはいない。この点で問題があるといえる。しかしながら、後述する 1995 年年金法は、年金信託の局面において問題があると考えられた信託法理を修正した法律であり、問題がないと考えられた判例法理については同法では規律せず、判例法理による規律に委ねている。そうであるから、旧来の信託法理は条文化されずともそのまま妥当しているのであり、忠実義務についてどのような経緯で形成されてきたのか、どのようなことが問題とされてきたのか、という点を確認しておく意味はある。そのようなことから、本節では極めて遺憾ではあるものの、イングランドの職域年金法制度を理解するために、忠実義務に関する従来の学説及び判例について確認をすることにする。

以上のような理由から、忠実義務の形成過程を検討対象とするが、検討の前に整理しておくことがある。それは忠実義務と利益相反禁止及び利益取得禁止との関係である。我が

---

(1) 例えば、近年では、信認義務が非信認義務の履行を確保するために機能しているという機能的な観点から、信認義務が論じられている。なお、ここで信認義務とは具体的には忠実義務であり、非信認義務とは注意義務が例として挙げられている。M.Conaglen, Fiduciary Loyalty (Hart publishing, 2010)4 and 35

(2) 1997 年の厚生年金基金の理事等の受託者責任検討委員会における報告書参照。

(3) もっとも、近年、わが国においても、イングランド法における忠実義務の形成について研究がなされている。例えば、植田淳『英米法における信認関係の法理――イギリス判例法を中心として――』(晃洋書房・1997 年)、姜雪蓮『信託における忠実義務の展開と機能』(信山社・2014 年)。

国において一般的な義務として忠実義務があり、その具体化として利益取得禁止、利益相反禁止があるとされる(4)。しかしながら、日本と異なりイングランドでは、一般的な義務としての忠実義務とそれを具体化した利益取得禁止及び利益相反禁止との関係についての議論が少なく、1998 年の Bristol and West Building Society v. Mothew といった近年の裁判例を契機に漸く論じられるようになった状況にある。

そうしたことを踏まえて、本節では次のようなことを検討する。第一款では、イングランドにおいて忠実義務がどのように理解されているのか、という現状を分析する。後述するようにイングランドにおいて、忠実義務について様々な用語で理解されている指摘を踏まえると、イングランドでは現状においてどのように理解されているのかを確認する必要性は高い。第二款では、利益取得禁止ルールについて検討する。判例上このルールが確立したとされるのが、Keech v. Sandford であるとされる。この事案について検討することが忠実義務の検討の出発点になると考えられる(5)。第三款では、利益相反禁止ルールについて検討する。他人の信頼を受けて信託財産を託された以上、自己の利益と他人の利益とが対立する局面は必然的に生じる。この場合に信託法はどのような行為規範を受託者に課したのか、この点について取り上げる。第四款では、秘匿利益禁止ルールについて検討する。このルールは利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールと内容的に重複するものの、学説ではこれらのルールとは異なった内容を有するルールとして取り上げる見解がある。こうしたことから、秘匿利益禁止ルールについて特に検討する必要性があると考えられ、取り上げる次第である。

以上のことから、上記の問題関心に沿って忠実義務について検討をする。

第一款　現状分析

ここでは、現在のイングランド信託法において忠実義務についてどのように考えられているのか、を確認する。このような作業が必要となるのは、第一に、前述したように、イングランドにおいて忠実義務という一般的抽象的な義務によって受託者の義務を語ること

(4) 四宮和夫『信託法』[新版](有斐閣・1989 年)231-236 頁、藤田友敬「忠実義務の機能」法学協会雑誌 117 巻 2 号(2000 年)140-141 頁、新井誠『信託法』[初版](有斐閣・2002 年)151 頁、能見善久『現代信託法』(有斐閣・2004 年)77-83 頁(初出：能見善久「現代信託法講義(3)」信託 202 号(2000 年)12-15 頁)。

(5) 信託法理においてなぜ利益取得禁止ルールが必要とされたのか、という点が問題となるが、これにはイングランド法における不当利得返還法理の未発達が原因であるとされる。例えば、非債弁済に対して、復帰信託が成立するとして弁済者を保護してきたのであるが、不当利得の返還ではなく、当該利得について信託関係を認めることで処理してきたのである。

このように不当利得法理が未発達であったことが、信託法理、とりわけ、擬制信託の発達を促したのである。擬制信託とは信託関係が存在していない当事者間において、一方が他方から正当な理由なく利得を得た場合、信託関係が成立していると擬制して利得を得た一方を受託者、他方を受益者とする法理である。もっとも、この擬制信託は信託関係にある当事者間においても成立し、それは受託者が許されない利得を得た場合、当該利得が信託事務ではないことを以て、当該利得について擬制信託を成立させ、受益者保護を図るのである。

以上の点について、幡新大実『イギリス債権法』(東信堂・2010 年)323 頁。

が近年まで少なかったことが挙げられる。何故一般的抽象的に語られることがなかったのか、この点を理解することはイングランド信託法を理解する上で必要な作業である。第二の理由として、概念の異動を確認する必要があると考えられるからである。我が国の信託法においても「忠実義務」あるいはそれを具体化した「利益相反禁止」及び「利益取得禁止」が法概念として用いられている。そして、こうした用語を反映して、duty of loyalty、conflict rule、profit rule といった用語がそれらの用語として翻訳されている。しかしながら、こうした用語と我が国における概念が一致しているのかどうか、必ずしも明らかではない。

こうしたことから、検討する準備作業として、イングランドにおいて duty of loyalty、conflict rule、profit rule といった用語についてどのように考えられているのか、そうした考えはわが国において用いられている用語と異動があるのかどうか、を確認する必要があると考えるからである。

第一項　「忠実義務」の形成

(1)　「忠実義務」の不在

わが国の信託法上、受託者は受益者のために忠実に信託事務を処理しなければならないと忠実義務が規定され、更に、それを具体化するルールとして利益相反禁止が規定されている。忠実義務という広範な義務を定めたうえで、それを具体化する下位ルールとして利益相反禁止が定められているのである。

一方、前述したようにイングランド法では忠実義務(duty of loyalty)をという用語を用いることは少なく、更に、そうした抽象的一般的な義務を措定せずに、利益相反禁止及び利益取得禁止といったヨリ具体的な義務により判断されてきたという[6]。上位概念を措定したうえで、それを具体化する下位のルールを設けてその当否を論じる思考は現代の見地から分析する立場であって、当時においてはそうした理論的な整理に関心がなく、また、理論的な整理をしたからと言って問題解決には何ら影響しなかったこともあって、検討対象にならなかったのであろう[7]。

しかしながら、忠実義務について全く論じられていないわけではなく、「忠実義務」を用いて検討する見解も存在した。例えば、Jones は不当利得と受認者との関係を論じた論文において、「忠実義務(duty of loyalty)」という用語を用いて分析している[8]。Jones が「忠実義務」を用いた理由について明らかにしていないものの、論文を読む限りでは、アメリカ

---

[6] 森泉章(編)『イギリス信託法原理の研究』(学陽書房・1992 年)139 頁。植田・前掲注(3)25 頁。
なお、星野教授によれば、duty of loyalty は 1930 年代初頭のアメリカにおいて、第一次信託法理ステイトメントに採用されることによって講学上の概念となったことが指摘されている。星野豊「受託者の忠実義務」本郷法政紀要 1 号(1993 年)293 頁。

[7] なお、こうした理解以外にも、イングランド法特有の思考様式が参考になる。田中英夫博士は英米法の特徴として、各論的考察を重視していること、法を一般的抽象的な原理としてみない傾向があることを夙に指摘しておられる。田中英夫『英米法総論 上』(東京大学出版会・1980 年)17-21 頁、特に 20 頁。

[8] G.Jones, 'Unjust Enrichment and the Fiduciary's duty of loyalty', 84 LQR 472 (1968).

法も検討しているため、アメリカ法の影響を受けたことが推測される。アメリカでは第二次信託法リステイトメントにおいて「忠実義務」を規定しており、イングランドにおいて論じられる以前に「忠実義務」概念を有していることからすれば、そのように考えることも可能であろう(9)。

また、Jones 以外に検討していた法学者として P.D.Finn(10)を挙げることができる。Finn は自身の著書 Fiduciary Obligations(11)において、受認者による利益相反、利益取得を論じる中で、「不可分な忠実性(a loyalty which is undivided)」などと指摘している(12)。もっとも、Finn が忠実義務を用いて論じるようになった経緯は明らかではない。あくまで推測になるが、同書において忠実義務について論じた部分ではないものの、アメリカの信託法学者 Scott の『信託法 [第三版]』を引用している部分があることから(13)、Finn はアメリカ信託法の動向について全く知らないわけではなく、アメリカ信託法の影響を受けていた可能性がある。もっとも、そうであるからといって、Finn が忠実義務概念を用いるのにアメリカ法の影響を受けたとは断言できない。

こうした議論はそれほど広まらなかったようである。このような状況であることから、イングランドにおいて「忠実義務」という文言を用いて受託者の義務を論じることがほぼ見られなかったことも当然であろう。

(2) 「忠実義務」の承認

しかしながら、そうした状況を一変することになる裁判例が現れた。1998 年の Bristol and West Building Society v. Mothew 控訴院判決である。この事案(14)において、Millett 裁判官は注意義務との対比で忠実義務を論じているのであるが、この Millett 裁判官の判示は後述する代表的なテキストにおいて引用されるなど、学説にも大きな影響を与えている

---

(9) 海原文雄『英米信託法概論』(有信堂・1998 年)138-139 頁。

(10) Finn はオーストラリア国立大学を卒業した後に、ケンブリッジ大学大学院に進学し、L.Sealy の指導を受け、博士論文 Fiduciary Obligations を作成した。この博士論文は Finn がオーストラリアに帰国後に公刊された。

(11) P.D.Finn, Fiduciary Obligations (The Law Book Co Sydney, 1977).

(12) Id, at 252, para 580.

(13) Id, at 23, n 19.

(14) 事案の概要は次の通りである。訴外 A らは 7 万 3,000 ポンドの住宅を購入するために、X に対して資金の借り入れを申し入れた。この申し入れを受けて、X は A に対して、購入資金のうち 5 万 9,000 ポンドについて貸し付けるものの、購入に要する残額については A が他から借り入れることなく調達すること、購入した不動産について第一順位の抵当権を設定すること、を条件として貸し付けることにした。

この XA 間の取引には、両者のソリシターである Y が関係していた。Y が X のために働いていたことは当時の商慣習として一般的であったとされる。こうしたことから、X は Y に対して A らが条件に反して 2 番抵当権を設定して資金調達をする可能性について報告するように求めた。Y は A らが 2 番抵当権を設定するつもりであったことを知っていたが、報告書では A らにはそうした可能性について十分報告をしていなかった。

A らは貸付金の返済が不能となると、X は抵当権を実行して不動産を売却したが、(A らが 2 番抵当権を設定したこともあって――著者注)貸付金全額を回収することができなかった。このため、X は契約違反、不正確な情報を提供した過失、信託違反を理由に、Y に対して回収できなかった貸付金部分の損害賠償を求めた。

本件では、結論として信託違反はなかったと判断されている。

ことからすれば、その重要性は理解できよう。

まず、注意義務についての判示をみると、Millett 裁判官は受託者が負う注意義務は歴史的産物であると説く。すなわち、Henderson v. Merrett Syndicates Ltd において裁判官 Browne-Wilkinson 卿が「受寄者、運送人、受託者、取締役、代理人などが負う注意義務は同じ義務である」と判断した判旨を引用して、このような考えに同意すると述べる(15)。第一節の検討から、注意義務の発展経緯が上記の受寄者などの注意義務から発展したと認識しているこの段階では、Browne-Wilkinson 卿が受託者の注意義務を論じるに当たり、これらのコモン・ロー上の注意義務を論じたことは適切であるといえよう。

その上で、信託法上の注意義務違反の効果はエクイティ上の損失補償であるものの、原告の損失に対して損失補償により填補するのであるから、実際にはエクイティ上の損失補償とコモン・ロー上の損害賠償とは変わりがないと指摘した上で(16)、本論に入る。すなわち、注意義務違反に対する救済であるエクイティ上の損失補償と解除あるいは特定の利得返還など信認義務違反に対するエクイティ上の損失補償とを混同すべきではない、と指摘するのである(17)。ここでは、受託者の義務違反に与えられる救済方法について、「注意義務に違反した場合」に認められる損失補償と「信認義務に違反した場合」に認められる損失補償とはその趣旨が異なることを示唆しているといえる。加えて、こうした性質の違いから、受認者に固有の義務が現れ、その義務からエクイティ裁判所に固有の救済策である利得の返還あるいは原状回復が引き出されると述べ(18)、次のようなことを言及する。

> 「受認者とは、諸般の事情の中で特定の事柄について、他人のために行動することを引き受けた者であり、信認と誠実の関係を生み出す。受認者の特徴的な義務は忠実義務(the obligation of loyalty)である」
>
> 「このコアの賠償責任(liability)はいくつかの顔をもっている。受認者は誠実に(in good faith)行動しなければならない。信託から利益を得てはならない。自己の義務と利益が相反する立場に身を置いてはならない。本人に情報を提供して同意を得ない限り、自己または第三者の利益のために行動することは許されない。」
>
> 「潜在的に利益が相反する二人の本人のために、両者の同意なしに働く受認者は唯一無二の忠実義務(the obligation of undivided loyalty)に違反する」(19)

この判示から明らかなように、Millett 裁判官は受認者が忠実義務を負うこと、その忠実義務を具体化するルールとして利益取得禁止、利益相反禁止といったルールがあること、を明示している。理論的な整理に関心が少ないとされる裁判所の立場を考えると、この裁

(15) [1998]Ch1 at 17.
(16) Ibid.
(17) Ibid.
(18) Id, at 18.
(19) [1998]Ch1 at 18.

判例はそうした姿勢とは大きく異なる。Millett 裁判官がなぜ the obligation of undivided loyalty という用語を用いたのかについてその理由を考えると、判決文において P.D.Finn の著書 Fiduciary Obligations が多々引用されていること[20]、前述したように Finn の著書においても Loyalty という用語が用いられていること[21]、といった事実が指摘でき、こうしたことから Finn の著書の影響を受けて、the obligation of undivided loyalty を使用したといえよう[22]。

この Millett 裁判官の判示は後述する学説にも大きな影響を与え[23]、受託者(または受認者)の負う義務を論ずる部分において、Millett 裁判官の判示を引用して duty of loyalty あるいは loyalty を語る見解が現れるようになった。

こうして学説において忠実義務を語るようになったが、具体的にどのように語られ、理解されているのか、この点について次に検討する。

第二項　学説における「忠実義務」の理解

前述したように、Bristol and West Building Society v. Mothew 控訴院判決において示された Millett 裁判官の判示によると、従来では用いられることが少なかった「忠実義務(the obligation of undivided loyalty)」という用語が用いられ、更には、その「忠実義務」を具体化するルールとして、利益取得禁止、利益相反禁止が語られていたこと、受認者の負う義務の中心的な義務が忠実義務であることが明らかになった。この Millett 裁判官の判示は学説にも影響を与えたことが確認できる。こうしたことから、現在のイングランドにおいて、忠実義務についてどのように考えられているのかを確認することがここでの課題である。

もっとも、検討に当たり、検討対象を限定したい。利益取得禁止及び利益相反禁止といったルールは、受託者の忠実義務がどのような経緯により形成されてきたのか、という問題関心から重要であるため、この点について検討することになるが、受認者の負う義務の中心的な義務が忠実義務であるとされる点については、あくまで受認者固有の責任とはどのようなものかという問題につながる[24]。この点については、受託者の負う責任について検討する本論稿の問題関心とは異なることから、検討の対象外とする。

---

[20] [1998]Ch1 at 18 and 19.

[21] 義務と義務との相反を論じる章において、「不可分な忠実性(a loyalty which is undivided)」などと指摘されている。P.D.Finn, supra note 11, at 252, para 580.

[22] Oakley は Millett 裁判官の判示が Finn の著書に基づいていると指摘している。A.J.Oakley, The Modern Law of Trusts, 9th (Sweet & Maxwell, 2008)358, para 10-47.

[23] 法律学において利益相反について研究した Finn を利益相反研究の grandfsther とみなすとすれば、Millett 裁判官は father とできるという見解もある。See, C.Hollander and S.Salzedo, Conflicts of Interest, 4th (Sweet & Maxwell, 2011)1 and 2.

[24] この受認者固有の義務としての忠実義務、そして、そのような忠実義務がどのような機能を果たしているのか、という問題について近年、研究がなされている。イングランドにおいて、そのような研究として、M.Conaglen, supra note1 を挙げることができる。また、わが国においてそれと同様の問題関心もあり、忠実義務について研究した論文として、姜・前掲注(3)を挙げることができる。とりわけ、後者の研究は忠実義務の生成過程についても研究をしており、本論稿でも後述する部分においてその成果によるところ大である。

(1) Lewin[25]

第二部第二章第一節で言及したように、信託法の代表的なテキストである Lewin の著書において、注意義務について論じた項目において、信認義務を取り上げており、それとの関係で、忠実義務についても指摘している。それによると、信託財産の管理上の受託者の注意義務は信認義務とは区別すべきものと述べている。その理由として、信認義務は受認者に固有の義務であり、特殊な法的効果を持つ義務であることを挙げる。この「特殊な法的効果を持つ義務」がどのような義務であるのかが問題となるが、この義務の最たる例こそ忠実義務(duty of loyalty)であるとする。加えて、忠実義務は利益相反及び許されない利得(利益取得禁止と同義)といった特殊なルールの基礎であるとも述べており[26]、こうした見解から、Lewin の著書において、忠実義務は利益相反及び許されない利得に具体化されるルールであると考えられていることも理解できよう。

Lewin の著書においてこのような見解が提示されている理由について明確に論じているわけではないが、前述した Millett 裁判官の判示を引用している[27]点に着目すると、この裁判例を論拠として考えていることがわかる。もっとも、何故この判例が論拠として用いられるべきなのか、といった点については何も語られていない。

次に、この利益相反及び許されない利得についても「許されない利得及び利益相反」と題する章で説明しており、それによると、利益相反及び利益取得とは明示して定義をしているわけではないものの、受託者に「単一の義務(straight line of duty)」を守らせるよう確立された義務に関連した二つの義務があるとし、そうした二つの義務について、受託者は他の受認者と同様に自己及び他者の利益が相反する、あるいは、自己の利益と相反する可能性がある立場に身を置いてはならないこと、信託財産あるいは受託者の地位から利益を得たり、利益を作出してはならないこと、と説明している(こうした説明から、「単一の義務」とは忠実義務を指すこと解される)[28]。

以上のことから、Lewin の著書では Millett 裁判官の判示を踏襲して忠実義務が語られており、その忠実義務が利益相反及び許されない利得に具体化されていると理解されていることが明らかになった。

(2) Underhill[29]

---

[25] Lewin の著書 Trusts は 1837 年に初版が出版された。現在では J.Mowbray, L. Trucker, N. L. Poidevin, E. Simpson, J. Brightwell といった複数の編者により改訂された版が出版されている。このため、本来であれば、Lewin の見解であると取り扱いことは正確ではないものの、便宜上、同書に示されている見解を「Lewin の見解」とし、また、同書を「Lewin の著書」と記している。

[26] J.Mowbray, L. Trucker, N. L. Poidevin, E. Simpson and J. Brightwell, Lewin on Trusts, 18th ed, (Sweet & Maxwell, 2008)1214, para 34-01.

[27] Ibid.

[28] Id, at 575, para 20-01.

[29] Underhill の著書 Law of Trusts and Trustees は 1878 年に初版が出版された。現在の 18 版は D.Hayton, P.Matthews, C.Mitchell により編集されている。このため、前述した Lewin と同様に、便宜的に「Underhill

Underhill は忠実義務について、自身の著書の第 14 章「受託者の権限」57 条「受託者の権限に適用される一般原則」において取り上げている。同章同条において、受託者の権限について適用される一般原則を論じており、そうした原則との関係で受託者の忠実義務を取り上げているが、Underhill によれば、それらの義務の中で、受託者は、信託証書の定めあるいは制定法の規定により授権されない限り、自己の利益のために直接的あるいは間接的に裁量権を行使してはならない原則があるとする(30)。そしてこの原則こそ、忠実義務であると理解しているようであり、この原則について、次のように説明している(31)。

まず、信託法あるいは信託証書により定められる規範的な(prescriptive)義務以上に基本的な義務があり、それこそが受益者に対して負う唯一無二の忠実(undivided loyalty)という規制的な(proscriptive)信認義務であるとする(32)。そして、この唯一無二の忠実という信認義務が意味するのは、そうではないと授権されない限り、他のすべての利益よりも上に特定の受益者の利益を置かねばならない義務であると説明している(33)。

次に、この義務の帰結として、利益取得禁止ルールと利益相反禁止ルールがもたらされることになるとする。すなわち、許されない限り、信託財産あるいは信託事務から利益を得ることができないこと、自己の利益と受益者の利益が相反する場合あるいは潜在的に利益相反の可能性が存在する場合にそのような立場に身を置いてはならないと述べる(34)。

こうした Underhill の説明から、前述した Lewin とは異なり、利益取得禁止ルール及び』利益相反禁止ルールがあるものの、信託証書などで許容されている場合には、これらのルールに反する事態が生じたとしてもルール違反とはならないと解される余地があることが理解できる。受益者の最善の利益を追求しなければならないものの、それは一定の条件により緩和されるルールであると解されている点が、特筆される。

Underhill の理解によれば、受託者は忠実義務という信認義務を負うこと、そして、その義務の帰結として、利益相反禁止ルールと利益取得禁止ルールが存在することになり、そうしたルールは一定の要件により緩和される、ということになる。

(3) Virgo

Virgo は自身の著書において「受認者の義務の本質」と題する項目を設けて、忠実義務について指摘している。それによると、受認者の重要な義務は忠実義務、すなわち、受認者の唯一無二の忠実(single-minded loyalty)があると述べる(35)。

次に、Virgo はこの忠実義務の傘のもとに次の二つの義務があるとし、Bray v. Ford において Herschell 裁判官の判示を引用して利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールの内

の見解」、「Underhill の著書」と記す。

(30) D.Hayton, P.Matthews and C.Mitchell, Underhill and Hayton, Law of Trusts and Trustees, 18th(Lexis Nexis, 2010)898, para 57.1.

(31) Id, at 918, para 57.29.

(32) Id, para 57.29, at 918.

(33) Ibid.

(34) Ibid.

(35) G.Virgo, The Principles of Equity & Trusts (Oxford university press, 2012)480, para 15.1.2.

容について説明している。その判示は次のようなものである。

> 「受認者の地位にいる者は、(信託証書において――筆者注)そうではないと明示的に規定されない限り、利益を得る資格を有しない。また、自身の利益と義務が相反する立場に身を置いてはならない。これはエクイティ裁判所の確固たるルールである。」(36)

Virgo はこの判示に示されたルールをいわゆる'no conflict' and 'no profit' duties であると説明しており、加えて、これらの義務は受認者固有の義務であること、利益を得てもよいと明示的に規定される場合には緩和されることも述べている(37)。

このように、Virgo も受託者は忠実義務を負い、その忠実義務は'no conflict' and 'no profit' duties に具体化されていると解し、それらのルールは一定の要件により緩和されることを述べている。

(4) Conaglen

Conaglen は忠実義務について次のようなことを指摘している。まず、Conaglen は受認者に固有の義務とはどのような義務であるのか、を検討する上で、受認者が関係する様々な権利義務を検討している。例えば、引き受けた業務を実行する義務(Duty to perform the task undertaken)、注意義務(Duties of care and skill)、コンフリクト原則とプロフィット原則(conflict and profit principles)、信義誠実(good faith)、適切な目的原則(proper purpose doctrine)、受認者の権限(fiduciary power)、本人の最善の利益のために誠実に行動する義務(duty to act in good faith in the principal's best interests)といった権利義務である。そうした権利義務の中で、コンフリクト原則とプロフィット原則が受認者固有の義務であると理解している(38)。

前述したように、Conaglen は受認者固有の義務を忠実義務と位置付けていることから、コンフリクト原則及びプロフィット原則を受認者固有の義務であると考えるとすれば、同じように固有の義務と考えられる忠実義務との関係が問題となる。この点について、Conaglen は前述した Bristol and West Building Society v. Mothew を引用した後に、「忠実という基本的な信認義務は二つの関連する事柄からなる」とし、次の二つを指摘している(39)。第一に、受認者の義務と自身の利益が相反する状況で受認者が行動するのを禁止すること、次に、第二に、受認者が自身の立場から利益を得るのを禁止する、としている。Conaglen のいう二つの事柄はコンフリクト原則とプロフィット原則を指しており、こうしたことから、Conaglen はコンフリクト原則とプロフィット原則について忠実義務を具体化

(36) Bray v. Ford [1896]A.C. 44, at 50.
(37) G.Virgo, supra note 26, at 480, para 15.1.2.
(38) M.Conaglen, supra note 1, at 39.
(39) M.Conaglen,'Fiduciaries', in J.McGhee (eds), Snell's Equity, 32ed (Sweet & Maxwell, 2010)179 and 180.

した原則であると考えている(40)。

(5)　G.Thomas and A. Hudson

これまでとは異なる見解を示すものとして、Thomas 及び Hudson の著書がある(41)。同書では、忠実義務と利益相反及び利益取得禁止を関係付けて説明していないのである。確かに、同書においても Bristol and West Building Society v Mothew における Millet 裁判官の判示を引用し、忠実義務について言及している部分がある(42)。しかしながら、それは事例紹介としての引用にとどまっている。加えて、利益相反及び利益取得禁止を扱う部分では忠実義務に全く言及せず、これらのルールを個々に説明するだけである(43)。

このように、Thomas 及び Hudson の著書では、忠実義務が論じられず、また、忠実義務と利益相反及び利益取得禁止との関係についても検討されていない。

小括

第一項の検討から、Bristol and West Building Society v. Mothew 以前は、「忠実義務」という用語がそれほど用いられていなかったこと、抽象的一般的に「忠実義務」を措定して議論するのではなく、個別具体的な利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールを議論していたものの、同事件以降、イングランドにおいても抽象的なルールとして「忠実義務」を用い、それを具体化するルールとして利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールを位置付けるようになったことが確認された。この結果、イングランドにおける忠実義務の考え方はわが国における議論と同様に考えてもよいといえよう。

また、こうした用語の確認に加えて、利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールは絶対的なルールではなく、信託証書において受託者が信託事務から利益を取得すること、競合することになることを許容する規定を定めておけば、義務違反が問題とはならなくなるルールであることも確認ができた。

イングランドにおける忠実義務及びそれを具体化するルールの位置づけ・特徴が確認されたことから、次に問題となるのは、忠実義務を具体化するルールである利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールの内容である。これについて、ルールの生成過程とともに確認する。

(40) また、Conaglen 自身は Bray v. Ford における Herschell 裁判官の判示を取り上げてコンフリクト原則とプロフィット原則を語っている。Ibid.
(41) G.Thomas and A. Hudson, The Law of Trust, Second ed (Oxford University Press, 2004).
(42) Id, at 707 and 708, paras 25.18 and 25.19.
(43) Id, at, 316-326, paras 10.113-10.134.

第二款　利益取得禁止ルール

イングランドおける忠実義務、すなわち、利益取得禁止ルールと利益相反禁止ルールの生成・発展についてここで取り上げる。しかしながら、前述したように、この点について先行研究により明らかにされていることから、概略を述べるにとどめる(44)。

第一項　Keech v. Sandford 以前の裁判例の動向

他人から管理運用を託された財産から、自身の地位を利用して利益を得てはならない。この当然とも思えるルールがイングランドにおいて問題とされるようになったのは、18 世紀初期であると理解されている(45)。この時期にこの利益取得が問題とされるようになった背景について、信託事務処理の内容の変化、すなわち、従来の受動信託に代表されるような土地の管理にとどまらず、信託財産を投資するなど運用して受益者のために利益を上げる売却信託が利用されるようになったことが指摘されている(46)。

このような信託の利用形態の普及に伴い、受託者がその地位を利用して利益を得ることの妥当性が問題とされ、それに関して以下のような訴訟も提起されるようになった。

①　Holt v. Holt (1670)(47)

本件の事案は次のとおりである。X らの父 A はウェストミンスター教会との間で土地についての定期賃貸借契約を結び、ロンドンなどに複数の家屋を所有していた。1656 年 3 月 18 日に、A は遺言を作成したが、それによれば、甥の Y を遺言執行者、娘の X らを受遺者とし(48)、受遺者が 21 歳になった場合あるいは結婚した場合に 1 万ポンドを土地などの資産から支払うように定められていた。

1658 年に Y ほか数名が遺言を開示し、遺言執行手続きを進めていたが、この手続きの中で、土地の所有権がウェストミンスター教会に復帰し、また、ロンドンの家屋が火災により焼損して資産価値が減少してしまったこともあって、保有資産が 1 万ポンドの価値もない状態になった。こうしたことから、Y は定期賃借契約を自己と教会との間で締結し、その上で、焼損した家屋を新たに建築した。

このような行為に対して、X らは Y が得た定期賃借権と新たに建設した家屋が遺言者の財産に属するとし、それらを返還するように訴えたのが本件である。

---

(44) 本論稿執筆時に忠実義務の生成・発展について検討していたが、作成途中の 2014 年に姜・前掲注(3)が公表され、内容的にも重複する部分があったことから、ここでは同論文による次第である。ただし、第一項で取り扱う利益取得禁止ルールについては、同論文と評価が異なるため、重複しない部分について記す。

(45) M.R.Chesterman,'Family Settlements of Trust：Landowners and the Rising Bourgeoisie', G.R.Rubin and D.Sugarman (ed), Law, Economy and Society：Essays in the History of English Law 1750-1914 (Professional Books, 1984)157.

(46) Id, 157 and 158.

(47) (1670)1 Ch Cas 189 ; 22 E.R. 756.

(48) 本件では X 以外に、孤児も受益者としていた。この孤児が A とどのような関係にあるのか、A がなぜ孤児を受益者としたのか、という点について判決文には何も示されていない。

これに対して、裁判官の全員一致で、X らは更新された定期賃借権の利益を受けるべきであるが、更新料及びその他の改良費を Y に支払わなければならない[49]、と判断された。

② Anonymous (1707)[50]

本件は、受託者が債券及びモーゲージを通常の価格よりも安価で購入した際に、差額を自身に帰属させることの当否が問題とされた。

判決では、受託者あるいは遺言執行者が適正価格以下で債券あるいはモーゲージを購入した場合、その利益を受けるのは受託者あるいは執行者ではなく、他の債権者や受遺者である、とされた。

③ Brown v. Litton (1711)[51]

訴外 A は船長をしており、投資目的で現金 800 ポンドを自身が乗る船に保管していた。しかしながら、航海中に死亡したことから、航海士であった Y が A に代わり船長となり、A の 800 ポンドを保有することになった。Y は 800 ポンドについて A が投資目的で保有していたことを知っていたこともあり、後にこの 800 ポンドを投資して、運用益を得た。しかしながら、Y は元本及び運用益を A の遺族に返還しなかった。

これを受けて、A の遺言執行者 X が Y に対して計算訴訟を提起した。Y は金銭の受領を認め、利息を付して 800 ドルの返還を申し出たが、X が運用益の返還をも求めたことで、運用益の返還の是非が訴訟で問題となった。

国璽尚書 Hartcourt 卿は Y を受託者とみなし、そうであるなら、金銭から得られた利得について X に返還すべきであると判断した[52]。

④ Bromfield v. Wytherly (1718)[53]

本件では、事案の概要は明らかではないが、国璽尚書 Macclefield 卿は次のような判断を示している。

受託者が支払い能力のある場合には、信託財産たる金銭を自身がリスクを引き受けて運用するのであるから、受託者がその利得全体を保有するべきである。しかしながら、運用当初から支払い能力がない場合には、受託者は運用に失敗した場合に損失を負担できないのであるから、受益者が利得全体を保有するべきである[54]。

①から③事件までは受託者が信託関係において利益を取得した場合、当該利得の保有を認めずに、受益者に返還させるよう裁判所は判断していたが、④事件では投資リスクを負

[49] (1670)1 Ch Cas 191; 22 E.R. 757.
[50] (1707) 1 Salk 155 ; 91 E.R. 143.
[51] (1711) 1 Peere Williams 140 ; 24 E.R. 329.
[52] 1 Peere Williams 141 ; 24 E.R. 329.
[53] (1718) Prec. Ch. 505 ; 24 E.R. 227 ; 1 Cas. In Eq. 398.
[54] Prec. Ch. 505 ; 24 E.R. 227.

うこと、リスクが顕在化して金銭的負担を負わねばならなくなった場合に、受託者は当該債務を履行するだけの支払い能力があるのかどうかという点に分けて、運用開始時から支払い能力なしと判断される場合に、運用から生じた利得を保有してはならないと判断している。しかしながら、なぜこのような資力の有無により返還の要否を異ならせるのかという点について、Macclefield 卿は理由を明らかにしていない。

このように、18 世紀初頭における利益取得の問題に関する裁判所の見解は分かれており、受託者による利益取得については裁判所も判断が分かれていた状況にあった(55)。こうした裁判所の立場が一変し、受託者の利得について厳格に判断する事案が現れた。それが Keech v. Sandford である。

第二項　Keech v. Sandford

Keech v. Sandford 以前、裁判所は基本的には受託者が信託財産から利得を得ることを認めない立場をとっていたものの、時にはその姿勢を緩和させることがあったことも明らかになった。

しかしながら、このような裁判所の立場が一変して、受託者の利得について認めない厳格な姿勢を示すようになった。こうした姿勢を打ち出したのが、ここで取り上げる Keech v. Sandford における大法官 King 卿である。

もっとも、こうした従来の動向とは一変した姿勢を打ち出したことには何らかの理由があるはずである。この背景について、後述するような当時の社会的状況を指摘する見解があり、King 卿の判決を理解する上で、参考になると考えられることから、Keech v. Sandford 周辺の社会的状況を取り上げる。

(1)　社会的背景

裁判所がそのような姿勢を維持するようになった背景について、一説には、1720 年に社会問題化した南海泡沫事件があるとされる(56)(57)。南海泡沫事件は、フランスとの 7 年戦争に勝利した結果、イングランドが西アフリカの奴隷交易権を独占したことに端を発する。奴隷貿易により富を得ようとする目的で、イングランド国内に南海会社が設立された。この南海会社が南アメリカとの交易独占を図る南海計画を公表すると同社の株価が高騰し、更には、交易に関連する会社の株式も高騰するなど株式投機ブームが起こった。

もっとも、こうした株式会社の中には実態がないもの(泡沫会社)も多くあったようであり、

---

(55) S.Cremey, 'The Rationale of Keech v. Sandford',(1969)33 Conv (NS) 178 ; J.Getzler, 'Rumford Market and the Genesis of Fiduciary Obligations', in A.Burrows and Lord Rodger (eds), Mapping the Law：Essays in Memory of Peter Birks (Oxford University Press, 2006)586.

(56) M.R.Chesterman supra note 5, at 158.

この点について、わが国において見解が分かれている。影響があったとする見解として、星野・前掲注(6)294 頁。影響があったのかどうか不明であるとする見解として、姜・前掲注(3)163 頁。

(57) 南海泡沫事件の経緯について、大塚久雄『大塚久雄著作集　第一巻　株式会社発生史論』(岩波書店・1969 年)515-520 頁。森泉章(監訳)『メイトランド　信託と法人』(日本評論社・1988 年)141-144 頁。

投機ブームの終了後、投資した多くの人々が経済的な損失を被る事態が深刻化したこともあって、こうした投機を問題視した議会において、泡沫会社に対する規制を設ける試みがなされ、1720 年の泡沫法に結実した。同法により株式会社の設立が制限されることになったのである。

この投資ブームと Keech v. Sandford とは一見して無関係のように思われるが、実は、深刻な影響を及ぼしていたとされる。大法官裁判所内には基金が設けられており、裁判所の運営に要する費用などが管理運用されていたのであるが、この投資ブームに乗って、基金の財産も南海会社に投資されていたのである(58)。これだけなら南海泡沫事件によって基金に損失が生じたという事態にとどまるが、更に深刻な問題として、大法官裁判所の裁判官などが訴訟当事者から預かった証拠金などを不正に流用して投資に充てるなど、裁判所内部の腐敗も生じていた(59)。この問題の解決にあたったのが、大法官に就任した King 卿であり、King 卿により大法官裁判所内の腐敗が解決されたのである。

こうした一連の投資ブーム及びエクイティ裁判所の不正流用といった腐敗が King 卿にどれほど影響を与えたのかは確認できないものの(60)、Keech v. Sandford 周辺の社会的背景はこうしたものであった。

(2)　Keech v. Sandford の事案の概要と判旨(61)

事案の概要は次の通りである。A は X を受益者、Y を受託者として、ある市場の定期賃借権を信託財産とした信託を設定した。Y は定期不動産賃借の期間満了前に、X の利益のために、定期不動産賃借権の更新をしようとすると、貸主は X の行為能力を理由として、賃借権の更新を拒絶した。そのため、Y は自己の名義で賃借権を更新したのであるが、この Y の行為が X の利益に反するとして、訴えられた事案である。

この事案において、King 大法官は次のような判示をした。

「これは X のための信託であると考えねばならない。というのは、更新が拒否された場合に受託者が自分自身に賃借権を設定するなら、ほとんどの信託財産は受益者のために更新されることはないであろう、と考えるからである。

この事案において詐欺があるとは言わないものの、受託者は自分自身に賃借権を設定するよりはむしろ、賃借権を期間満了にしておくべきであった。これが厳格であるように思えるのは、受託者は賃借権を有してはならない唯一の者であるからだ。

---

(58) S. Cretney, 'The rational of Keech v. Sandford',(1969)33 Conv 168. C.Stebbings, The Private Trustee in Victorian England (Cambridge university press, 2002)132

(59) S. Cretney, supra note 56, at 168.

(60) King 卿に与えた影響以外に、大法官裁判所に与えた影響は甚大であって、大法官裁判所が信託財産を株式に投資することに対して一貫して否定的であったのは、南海泡沫事件の影響があったと考えられている。C.Stebbings, supra note 58, at 132.

(61) 事案の概要と判旨について、植田・前掲注(3)96-97 頁、姜・前掲注(3)178-179 頁において詳細に取り上げられている。

ルールは厳格に適用されなければならず、また、緩和してはならない、ということは極めて適切である。というのは、受益者のための更新が拒絶された場合に、受託者に賃借権を保有させたままにすることの結果がどうなるのかは極めて明らかであるからだ。

それゆえ、賃借権が乳児に譲渡されるべきこと、そして、受託者は賃貸借契約の約款から生じる損害を賠償すべきことと更新以来得られた利益につき説明すべきことを命ずるのである。」

本判決において、Y が自身に帰属させた賃借権を X に返還すべきと判断しているが、その判断で特徴的なことは、受託者が自身に賃借権を帰属させた行為について「X のための信託」と判断していることである。前述した裁判例では、利益を帰属させた行為について「信託が成立する」とはいわず、利得の返還を命じているだけである。この受益者のために成立する信託とは、擬制信託であると理解されているが、そもそも信託関係が成立しているのにもかかわらず、なぜ擬制信託が成立すると判断しているのかが問題となる。

この点について、本件において受託者が賃借権を自己に設定したことは、本来の信託事務ではないため、そうした当初の信託関係にはない事柄に対して信託関係を成立させて、受益者保護を図った、と考えられる(62)。

このように、本判決の特徴は、信託事務を契機に受託者が利得を得た場合に、裁判所は当該利益について受益者のための擬制信託が成立するとし、信託財産とすることとした点にある。この擬制信託を介した利益取得禁止は後の裁判例において踏襲されていくことになる。

(3) 展開

Keech v. Sandford に至る判例法理の動向と利益取得禁止ルールの内容については前述したが、このルールは後に拡大して適用されていくことになる。その拡大過程について、以下で検討する。

Keech 判決において示された利益取得禁止はリースに関連するものであったが、その後の判例法理においてリース以外にも様々な事案に適用されていくことになる(63)。もっとも、

(62) この点について、姜・前掲注(3)179 頁においても説明されている。それによると、イングランド信託法では介入権の法理が認められていないため、受託者が個人名義で所得した財産(本件では賃借権)は受託者個人の財産となり、当然には信託財産とならない構造となっていること、そしてそれ故に、当該財産を有する受託者を当該財産との関係で受託者とみなす必要があり、そのために擬制信託が用いられるという。

(63) Keech 判決の理解について、例えば、W.Maitland は本件が定期賃借権の事案に適用されるにとどまるという理解を超えて、受託者がその地位から利益を得た場合、当該利得について擬制信託が成立し、擬制信託の受託者として利益を保有しなければならなくなるという一般的な規範を定立したものという理解を示している。See, W.Maitland, Equity, Second ed (Cambridge University Press, 1936)81.

また、星野教授は展開過程について次の裁判例を取り上げて説明しておられる。Re Bass において一般論としてではあるが、受認者もしくは準受認者(quasi-fiduciary)、信認関係に受認者にあたる者、受認者ではないが他人の利益のために行動しているように虚偽表示をした者、ある特別の地位により他人の利益を図る義務を負う者、は利益取得が許されないと判断された。次に Williams v. Barton において、受託者が信託財産の評価を行うに際して、自己の勤務する会社に評価を依頼して当該会社との契約に基づいて会社

18 世紀において、Keech 事件で示された利益取得禁止ルールは踏襲されつつも、Keech 事件判決を引用して判断するのかどうかについては一定していなかった。すなわち、同判決以降、受託者の利益取得が問題となった裁判例において、同判決を明示的に引用する判例とそうではない判例とが分かれていたのである。例えば、1728 年に Keech v. Sandford と同様に Lease が問題となった Rakestraw v. Brewer(64)では、事案を担当した記録長官 Jekyll 卿は Keech 事件を引用していない。その一方で、1732 年の Mansel v. Mansel(65)では、国璽尚書 Harcourt 卿は Keech 事件判決を引用して事案を解決している。

こうした裁判所の立場が変化することになるのが、1745 年の Norris v. Le Neve Ridgeway である。Hardwick 卿は判決文において Keech 判決について「極めて強い事案である」と指摘し、利益取得禁止ルールを適用するに当たり、Keech 事件に言及しているである(66)。この Hardwick 卿の判示はその後の裁判例に踏襲され、家屋に譲渡抵当権が設定される以前に設定されていた 25 年の賃借期間が譲渡抵当権の内容に含まれるのかどうか問題となった Taster v Marriott(67)において、記録長官 Sewell 卿は「Rumford Market 及びその他の事案により支配的な原則に基づき」判断されるべきことを述べ(68)、Hardwick 卿が Keech 事件を引用して解決した立場を踏襲している。

この判断は 1773 年の Owen v. Williams(69)においても踏襲されており、大法官 Apsley 卿は「Rumford Market は強い事案であって、その事案において定められた原則は適用されている。」という判断を示している(70)。このように、Keech 事件判決は Hardwick 卿の判決以降踏襲されていく様子が把握できる(71)。

こうした中で、Keech 事件判決について、利益取得禁止ルールの観点のみではなく、利益相反禁止ルールとの関係でも理解されるようになった。1795 年の York Buildings Company v. Mackemie(72)はスコットランドに土地を所有していた原告が破産をしたため、当該土地の売却を被告に委ねていたが、被告がこの土地を購入し、購入後 11 年経過した後に原告が当該取引の取り消しを求めて訴えた事案である。この事案では結論として当該取引が無効と判断されたが、その理由づけとして、Keech 事件判決を引用して、受託者利益

の得た報酬の一部を取得したことが問題となったのであるが、受託者が信託財産の評価及びその評価についての報酬額の決定に関与していなかったとしても、本件で受託者が得た利益はその地位を利用した得た者であると判断された。更に、Protheroe v. Protheroe では夫が自己及び妻のために自己名義で家屋を購入し、夫婦で居住していたものの、離婚してしまい、その後に、夫が当該家屋の存する土地に自由保有権を取得した事案であるが、この事案において裁判所は自由保有権について擬制信託が成立すると判断した。

こうした一連の事件を説明したのちに、星野教授は Boardman v. Phipps も取り上げて説明している。星野前掲注(6)294-295 頁

(64) (1728) 2 Peere Williams 511, 24 ER839.
(65) (1732) 2 Barnardiston KB 186, 94 ER 438.
(66) [1745] 3 Ridg.t.H 330.
(67) (1768) Ambler 668.
(68) Id, at 670. Keech v. Sandford は Rumford MarketCase という別名で呼ばれることもある。
(69) (1773)Ambler734, 737; 27 ER 474, 476 (LC)
(70) Id, at 737.
(71) 以上の裁判例の動向について、J.Getzler, supra note 55,at 587 and 588.
(72) (1795) 8 Brown PC 42, 3 ER 432.

を取得してはならないと述べるだけではなく、後述する 1747 年の Whelpdale v. Cookson における Hardwick 卿の自己取引禁止についての判示も取り上げている。

このように、利益取得禁止ルールは受託者による「利益の取得」を問題とすることで、利益相反禁止ルールとも関連して考えられるようになり、区別が不明確であった面は否定できない。後述するように、利益相反禁止ルールは Eldon 卿により形式的に判断されることになったとしても、1803 年の Ex parte Jame において Keech 事件判決を取り上げて自己取引禁止について言及していることからも(73)、このような動向は確認できよう。

以上のように、Keech 事件の理解については前述したように、利益取得禁止ルールと見るのか、利益相反禁止ルールと見るのかで、見解が分かれている状況である。そしてこうした不明確な状況は早くも 19 世紀初頭において認められる。

第三款　利益相反禁止ルール(74)

利益相反禁止ルールについては、自己取引禁止ルールと公正取引ルールがあるとされる。ここで検討するのは、この二つのルールである。これらのルールについて、先行研究によると、考え方が異なっている点が理解できる。すなわち、利益相反禁止ルールを「信託財産買取禁止ルール」として理解し、自己取引禁止ルールを「狭義の自己取引禁止ルール」、公正取引ルールについてはそのまま維持する見解がある(75)。その一方で、利益相反禁止ルールを「自己取引禁止」として位置づけ、自己取引禁止で説明する見解である(76)。

前者の見解によれば、狭義の自己取引禁止ルールはあくまで受託者が信託財産を買い受ける場合(もっとも、受託者が第三者を利用した場合も含まれる)を捕捉し、公正取引ルールが受託者と受益者との取引を規律するルールということになる。

一方、後者の見解によれば、自己取引禁止が受託者による信託財産の購入だけではなく、受託者と受益者間取引も捕捉することになる。

こうした見解の相違が認められるものの、イングランドの判例及び学説上、前者の見解のように、広い意味での利益相反禁止ルールの下で、それを具体化する自己取引禁止ルー

---

(73) この点について、J.Getzler, supura note 55, at 589.

(74) 本論稿執筆時に利益相反禁止ルールの生成・発展について検討していたが、作成途中の 2014 年にこの問題について姜・前掲注(3)が公表された。同論文では後述するように自己取引についての形式ルールと実質ルールについてそれぞれの関係を踏まえつつ、実質ルールが利益取得禁止ルールとの共通性がある点を明らかにしている。そのような作業において、18 世紀から 19 世紀の裁判例を取り上げるだけではなく、19 世紀の代表的な信託法学者の Lewin と Underhill のテキストを用いて分析している。現在的な視点とともに、こうした当時の学説状況を分析して見通しの良い生成・発展過程を描いている。

この問題について明確にできなかったこともあり、博士論文執筆中には利益相反禁止ルールについて検討を深めることができなかった。そのため、以下では姜氏の論文による次第である。

(75) 姜・前掲注(3)163 頁。利益相反禁止を体現するのが、自己取引禁止であり、それは「売却信託の受託者は信託財産を自分のために買い取ることができない」というルールであるとしている。

(76) 「信託の受託者もしくはその他の受認者が、信託財産もしくは受益者の財産を買い受け、または、自己の財産を信託もしくは受益者に売却する行為は、一般に、『自己取引』(self-dealing)と呼ばれる。」と定義している。植田・前掲注(3)43 頁。

ル及び公正取引ルールが認められていることから、本論稿では、前者の見解に従って検討することにする。

第一項　狭義の自己取引禁止ルール

狭義の自己取引禁止ルールとは、受託者個人による信託財産の購入を禁止するルールである(77)。このルールに関するリーディング・ケースについて明らかではないが、この問題に関する裁判例として 1747 年の Whelpdale v. Cookson(78)が指摘されている(79)。遺言により、設定者が債務の弁済のために受託者に土地を信託譲渡したものの、受託者が土地の一部を競売により購入した事案である。

本件において Hardwick 卿は受託者が他よりも高額で購入したとしてもこの取引を有効にはできないと判示した(80)。この判断について、自己取引がなされれば、当該取引について取り消されると判断されたと解されている(81)。

こうした自己取引の判断について、形式的に自己取引に該当した場合には取り消しうるものと解すべきかどうかが問題となった。それが、1798 年の Whichcote v. Lawrence(82)において示された Rosslyn 卿の判断である。この事案は設定者が債務の弁済のために受託者に土地を信託譲渡し、受託者は競売で土地を売却したが、当該土地を購入したのが共同受託者のうちの一人であった。この受託者は土地を転売して利益を得ていたことから、当該取引の取り消しが争われた。Rosslyn 卿は利益を上げたこととは無関係に自己取引ルールが適用されないこと、他人のために事務処理を行う者は自己の利益のために行動してはならないこと、従って、信託財産を売却する受託者は購入することで利益を得てはならないこと、を判示する(83)。

この Rosslyn 卿の判断について、形式的には利益相反に該当しても実質的に受託者が利益を取得していない場合には直取引に該当しないとするため、ルール該当性について実質的に判断している点をとらえ、この判断の根底には利益相反禁止ルールと同様に受託者が利益を上げる点に不当とする考慮があると説明されている(84)。

形式的にではなく、実質的に判断する点が、先行する裁判例とは異なる点である。しかしながら、こうした Rosslyn 卿の実質判断は次の大法官である Eldon 卿に否定されることになる。それが 1802 年の Ex parte Lacey(85)における判示である(86)。本件は破産管財人のうちの一人が破産者の財産たる土地の一部を競売で購入した事案である。なお、本件では

(77) 姜・前掲注(3)163 頁。
(78) (1747) 1 Ves Sen 9, 27 ER 856.
(79) 姜・前掲注(3)163 頁。
(80) 事案の概要と判旨について、姜・前掲注(3)164 頁が詳しい。
(81) 姜・前掲注(3)164 頁。
(82) (1798) 3 Ves Jun 740, 30 ER 1248.
(83) 事案の概要と判旨について、姜・前掲注(3)167 頁。
(84) 姜・前掲注(3)167 頁。
(85) (1802) 6 Ves Jun 625, 31 ER 1228.
(86) 事案の概要と判旨について、姜・前掲注(3)167-168 頁。

この管財人が破産債権者から破産財産に対する配当請求権も購入したことから、受託者と受益者との公正取引ルールが問題とされるが、この点は第二項で取り扱う。

土地の購入について、Eldon 卿は、受託者が信認関係から解放されない限り、利益を得たかどうかに関わりなく、受益者は財産の返還を求めるかどうか決定できるとした。この判示の理由として、受託者が利益を上げたかどうかについて裁判において確認できないことを挙げている。

このように、利益取得に関する証明の困難性により、形式的に自己取引に該当すれば利益相反禁止ルールに該当すると判断している。

以上の Eldon 卿の判断について、利益相反禁止ルールについて形式的に判断する点はこれ以降踏襲されたとされるが、形式的に判断する理由づけについては後の裁判例においても見解が分かれたという(87)。

第二項　公正取引ルール

公正取引ルールとは受託者が受益者から受益権などを購入するには公正な取引によらねばならないとするルールである(88)。自己取引禁止ルールとの違いは、このルールが受託者による受益者との取引を規律する点である。

この考えが判例上現れたのは前述した 1802 年の Ex parte Lacey であり、1864 年の Luff v. Lord であるとされる(89)。

前者の事案については前述したことから省略し、判示のみ取り上げる。本件における破産管財人と破産債権者との関係について、Eldon 卿は、管財人は破産債権者のための受託者である、とする(90)。そうした理解の上で、管財人が破産者の財産を購入できないのと同様に、自己の利益のために破産財産上の利益(ここでは配当請求権)を購入できないと述べる(91)。

もっとも、この点について、Eldon 卿はこうした立場を緩和しているといえる。すなわち、破産債権者は残余財産に対して権限を有する者の利益のために行動する受託者であり、受益者(ここでは破産債権者)のために購入しなければならないのであって、自己の利益のために購入してはならない、という見解を述べるのである(92)。自己の利益かどうかを問題にすることで実態に踏み込んで実質的に判断することを示し、自己取引禁止ルールのように形式的に判断していないことが理解できる。しかしながら、なぜこのように形式的に判断する枠組みを緩和するのかについては明確に説明していない。

この受託者・受益者間取引について形式的に判断しない理由について、一般論ではあるが、言及した裁判例がある。それが 1864 年の Luff v. Lord である。原告たる受益者が遺産から 2,000 ポンドを得る権利を有していたものの、当該権利を実行してすぐには金銭を得

(87) 姜・前掲注(3)168 頁。
(88) 姜・前掲注(3)171 頁。
(89) 姜・前掲注(3)171 頁。Luff v. Lord について、姜・前掲注(3)165 頁。
(90) 6 Ves. Jr. 628.
(91) Ibid.
(92) Id, at 629.

られる状況ではなかったため、被告受託者に当該権利の購入を持ちかけ、受託者がやむなく 450 ポンド購入することになった。しかしながら、原告はこの取引について不満を持ち、取引の取り消しを求めて訴えた事案である。

記録長官 Romilly 卿は、まず、受託者は信託財産の売却をする際には当該財産を購入できないとする。その理由として、受託者は二つの機能を果たすことができないことを挙げる。この二つの機能について明示していないが、売主の機能と買主の機能の二つを指すと考えられる。その上で、受益者が受託者に財産を売却する選択した場合には、受託者は受益者から購入してもよい、と判断した。「受益者が受託者に財産を売却する選択した場合」という留保があるものの、Eldon 卿の判断と同様に、受託者・受益者間取引の有効性を認めている。

しかしながら、本判決では、当該取引が有効とされる要件として、次の点も指摘している。すなわち、受託者が受益者との取引について適切であること、取引に際して受託者が適切に行動したことを受託者が証明する必要がある、とした。この点は、Eldon 卿が受益者の利益となっているかどうかを問題としていた点と異なり、取引が有効かつ適切であれば受益者との取引が認められるという新しい要件を提示している(93)。

こうした公正取引ルールについて、学説上も採用されていったようであり、Lewin は、判例上、自己取引と異なり、受託者・受益者間取引は禁止されていないものの、裁判所は当該取引について最大の注意を持って判断する、と述べている(94)。また、Underhill もそのテキストにおいて採用していることが明らかにされている(95)。

このように、判例上示されたルールが 19 世紀及び 20 世紀の基本書において体系化され、理論的に整理されたのである。

第四款　秘匿利益禁止ルール

これまで利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールについて検討してきたが、これら以外にも忠実義務の具体的なルールとして重要なルールがある。それが秘匿利益の禁止ルールである。このルールは受託者が職務の遂行に当たり秘匿利益を得てはならないというルールであり(96)、一見すると、このルールは利益取得禁止ルールあるいは自己取引禁止ルールに該当すると思われるが、後述するように、このルールには受益者の損失が要件とされていないことから、これらのルールとは異なる類型に分類されている。

---

(93) 姜・前掲注(3)171 頁。

(94) Lewin, at 379.

(95) 姜・前掲注(3)において、Lewin については 171 頁、Underhill については 193-195 頁において検討されている。なお、裁判例において「公正」と言及されたのは、学説の整理の時期ではなく、1902 年の Dougan v. Macpherson において、Halsbury 卿が取引について公正になされたとは言えないと述べた裁判例が指摘されているおり、それをもって公正取引ルールと呼ぶことができるという見解もある。姜・前掲注(3)194 頁。

(96) 植田・前掲注(3)169 頁。

こうしたことから、利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールにおいて検討せず、独立した項目を設けて検討することにした次第である[97]。

第一項　概要

この問題について、Lewin は「受託者の義務の履行、権限の行使に影響を与えるために、賄賂や秘匿利益が受託者に供与された場合、受託者は当該賄賂及び秘匿利益についてアカウントしなければならない」[98]と述べ、この類型において受託者が負うことになる賠償責任は基本的にはアカウントであり、更に、裁判所は実際に賄賂の影響を受けたのかどうか、信託基金に損失が生じたかどうかに関わらず問題にするとも述べている[99]。

こうした秘匿利益について Lewin が引用している裁判例についてみると、古くは 1829 年の Fawcett v. Whitehouse であるが、そこで問題となっているのは取締役や代理人といった信認関係にある者の事案が多く[100]、受託者の事案は見当たらない[101]。

このように、秘匿利益禁止ルールについては、専ら取締役や代理人の事例において問題とされてきたこともあり、受託者に関係する秘匿利益禁止ルールのリーディング・ケースを明らかにすることは困難である。そうしたことから、学説では、このルールに特徴的な要件効果に関心が向けられているといえ、本論稿もこうした要件効果について取り上げることにする

第二項　成立要件

(1)　概要

義務違反の要件について、①賄賂・秘密報酬、②行為主体、③受益者の損失、④主観的態様、が問題とされるという[102]。このうち、①、②及び④について留保が必要である。

①について、まず、イングランドにおいて伝統的に定義がなされなかったという。しか

---

[97] この秘匿利益の取得について、わが国において研究がなされているが、この問題を利益取得禁止ルールや利益相反禁止ルールと区別して独立のルールと位置付ける見解、利益取得禁止ルールに関連付けて言及する見解とに分かれており、見解の一致を見ない。後者の見解として、この立場に立つことを明示していないものの、道垣内教授は、受託者が許されない利得を挙げた場合として、秘匿利益、信託と競業して利益を上げる場合について指摘しており、後者の例として、Keech v. Sandford を指摘している。道垣内弘人『信託法理と私法体系』(有斐閣・1996 年)65-66 頁。

こうした見解の相違にもかかわらず、秘匿利益の禁止は忠実義務の一内容として無視されない重要性を有していると考えられているようである。こうしたことから、本論稿でもこの問題を取り上げるものの、このルールをどのように整理するのかという点については、結論が出ないこともあり、一応のところ、利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールとは異なる類型として、ここで取り扱うことにする。

[98] J.Mowbray et al, supra note 26, at 593, para 20-34.

[99] Id, at 593 and 594.

[100] Lewin によれば、次のような類型の事案が指摘されている。組合員の事案では Fawcett v. Whitehouse (1829) 1 Russ. & M. 132 がある。取締役の事案として、Metropolitan Bank v. Heiron (1880) 5 Ex. D. 319, CA ; Boston Deep Sea Fishing and Ice Co. v. Ansell (1888) 39 Ch.D. 339 ; Eden v. Ridsdales Railway Lamp and Lighting Co. Ltd (1889) 23 Q.B.D. 368, CA がある。代理人の事案として、Powell and Thomas v Evan Jones & Co. [1905] 1 K.B. 11, CA がある。従業員の事案として、Uster & Co. v Stubbs (1890) 45 Ch.D. 1, CA がある。Id, at 593.

[101] Id, at 593, n 48.

[102] 植田教授の研究により、以上の論点が整理されている。植田・前掲注(3)170-180 頁。

しながら、この点について判例上言及しているものもあり、わが国の学説では賄賂・秘密報酬に加えて、権限外の報酬についてもこれに含めて論じている見解がある。賄賂については伝統的に、イングランドの学説上、この点については含めて考えていないようであり、この議論は興味深いものの、本論稿ではイングランドの議論を明らかにする必要から、権限外の報酬については検討対象外とする。

次に、②の行為主体が問題とされるのは、伝統的にイングランド法では公法私法の峻別をしていないことから、公務員であれ私人であれ、同様にこの法理が適用された点である[103]。こうした状況が明らかになるのは、後述する 1948 年の Reading v. Attorney General である。しかしながら、本論稿は受託者の負う義務について問題としているのであるから、この点については問題ではない。

更に、④についても、受託者が賄賂により信託事務処理の適切性が歪められるのを防止しようとすることがこのルールの趣旨であるとすれば、実際に受託者が賄賂の影響を受けたのかどうかという主観的態様に関わりなく、義務違反の責任を負わせるという裁判所のスタンスについて、前述した Lewin が説明しており[104]、これ以上問題にすることはない。この問題についても本論稿では取り上げない。第一部第三章において、年金基金の受託者が賄賂を収受した場合における民事責任の問題(賄賂について損害と認めることの困難性)について今後の検討課題としたことから、本論稿で問題にするのは、③である。

(2) 受益者の損失について

前述したように、秘匿利益禁止ルールの最大の特徴は受益者の損失を不要とすることであり、それは逆から言えば、利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールでは受益者の損失が必要であったことを意味する。このように、他のルールと一際異なった秘匿利益禁止ルールについて、なぜそのような緩やかな成立要件を認めてきたのか、が問題となる。

この見解を示した裁判例として 1874 年の Parker v. Mckenna が取り上げられているものの、リーディング・ケースとして取り上げられるのは、1948 年の Reading v. Attorney General[105]である。

まず、前者について取り上げる。本件は会社株式に関連して、取締役が訴えられた事案である[106]。この事案において、裁判官 James 卿は、エクイティにおいて、本人への報告と同意なしに代理人がその事務から利益を得てはならないという確立した判断があるとした上で、本人が損失を受けたことに関する証明の要否について、次のような判断を示している。

---

[103] 植田・前掲注(3)172-173 頁。

[104] Lewin はこの見解を示した裁判例として、Parker v. Mckenna (1874) 10 Ch.App.96, Shipway v. Broadwood [1899] 1 QB 369, Hovenden and Sons v. Millhoff (1900) 83 L.T.41 を引用している。

[105] (1948) 2 K.B. 232.
J.Mowbray et al, supra note 26, at 593 and 594.

[106] 本件は、株式の発行、払込みに関する事案であり、会社法の知識が必要となる。しかしながら、会社法について筆者は十分な知識がないため、詳細な事案については取り上げることはできない。

「本人が代理人の行為により実際に損失を受けたかどうかについての証拠、証言、及び議論をする資格は裁判所にはない。人類の平穏のために、いかなる代理人であれ本人にそうしたことに関する証明責任を負わせることはできない。」[107]

この判示では、本人が代理人の行為により損失を被ったことを証明する必要がないと判断した理由について、本人にそうした証明責任を課すべきではないという価値判断があるとしか説明されておらず、実質的な理由については述べられていない。

次に、Reading v. Attorney General はどうか[108]。この事案[109]において、Denning 裁判官は「本人が利得を得られなかった、あるいは、損害を被ったなどは問題ではない」[110]と判断しているが、その理由づけについては、直接述べず、わずかに「本人からのサンクションを受けることなく、その事務から不正に利得を得た」[111]という点を問題視していることから、そうした態様を許容すべきではないという価値判断から損失の証明を不要とし賄賂収受に対しては厳格に判断するというスタンスをとったことがあるといえる。

以上のように、裁判例では代理人が秘匿利益を得た場合、訴訟において本人は自身に損失が生じたことを証明する必要がないと一貫して判断されていることが理解できた。また、証明不要とした理由については、裁判例では明示されていないものの、本人の負担の軽減と代理人に利得を保有させておくことの不当性が重視されているものと考えられる。

第三項　義務違反の効果

次に問題とされていることは、秘匿利益禁止ルールに反した場合の効果である。これについて、先に取り上げた Lewin も指摘していたように、基本的にはアカウントによる利得の返還であるとされる。ここで問題となるのが、利益取得禁止ルールでは、擬制信託の成立を認めるのに対して、秘匿利益禁止ルールでは擬制信託を問題にせず、利得の返還を命じる点である。こうした準則を確立したのが Lister & Co. v. Stubbs であるとされる[112]。Lindley 裁判官は次のように判断し、原告の請求のうちアカウントによる返還以外を認めなかった[113]。

---

[107] Parker v. Mckenna (1874) 10 Ch.App.124-125.
[108] 以下の事案と概要について、植田・前掲注(3)173-175 頁において、詳細に検討されている。
[109] この事件は、カイロに駐在していた武官が、密輸業者から賄賂を受け、禁制品をカイロに持ち込んだのであるが、その際、武官は軍服を着用し、軍人であるという立場を利用して自らがトラックを運転して金製品を持ち込んだのである。この密輸は後に発覚して軍当局は武官が収受した賄賂を押収したのであるが、武官は押収された金銭の返還を求めて訴えた事案である。
[110] (1948) 2 K.B. 275.
[111] Ibid.
[112] 植田・前掲注(3)177 頁。
[113] アカウント以外の請求を認めなかった理由として、明示していないが、植田教授の見解によると、XY 間関係は債権者債務者関係であり、受託者受益者関係ではない点を Lindley 裁判官が指摘している点から、この判示部分が請求を認めなかった理由であると指摘しておられる。植田・前掲注(3)177-178 頁。

「XY 間の関係において、Y は受け取った秘匿利益について説明することなく保有することができるのかどうか問題となる。これについて、保有できないことは明白である。Y は受け取ったらすぐに説明する責任があると私は考える。利息を付すにせよしないにせよ、X に支払うことは義務である。これ以上言うべきことはない。」

この判決について、学説において批判されている。例えば、Jones は擬制信託を認めずに利得の返還を許容している点を問題としている。すなわち、擬制信託は受認者が不当な利得を得た場合にそれを返還させる機能を果たしているが、秘匿利益について擬制信託の成立を認めていない点は説得力に欠く、と批判する(114)。

こうした批判があるものの、秘匿利益については擬制信託を認めずに、アカウントによる利得の返還が一般化していったようである(115)。このように、利益取得禁止ルールとは異なった理屈により秘匿利益禁止ルールが発展していったのである。

秘匿利益禁止ルールは、利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールと類似した事案に問題となりうるが、それらのルールとは異なり、損失の証明が不要とされている点が特徴的である。この不要とされた理由について、前述したように、専ら、代理人が地位を利用して不正な利得を得る点を不公正であると考えられていることが指摘できる。

小括

本節では、イングランド信託法における忠実義務について、どのような経緯により形成されてきたのか、という観点から検討してきた。検討の結果、まず、イングランドでは我が国のように忠実義務について一般的抽象的に「忠実義務」という用語で語られることは、少なくとも、1998 年の Bristol and West Building Society v. Mothew までは多くはなく、忠実義務を具体化した利益取得禁止ルール、利益相反禁止ルール、公正取引ルールといったルールで論じられていたことが明らかとなった。

次に、これらの具体的なルールが判例法理として論じられるようになった時期について検討したが、利益取得禁止ルールについては、17 世紀後半にわずかながら裁判例において指摘されていたものの、1726 年の Keech v. Sandford において示されたことが転換点となる。すなわち、Keech 判決以降、明示的に Keech 判決を指摘するかどうか判例が分かれたものの、Keech 判決が示したルールが受託者の利益取得禁止を規律するルールとして採用されたといえる。もっとも、このルールは 19 世紀初頭の Eldon 卿の一連の判示により利益相反禁止ルールとの関係で交錯するという不明確さも提示されている。この区別の不明確

(114) Goff & Jones, The Law of Restitution, 3rd (Sweet & Maxwell, 1986) 657.　植田・前掲注(3)179 頁。

(115) 従来、秘匿利益の救済方法は、①エクイティ上のアカウントによる返還、②コモン・ロー上の不当利得返還、③不法行為に基づく損害賠償請求、の三つに限られており、①及び②は原告が選択的に請求し、③とは重畳的に適用されるとされていた。しかしながら、1979 年の Maheason v. Maiaysia Housing Society[1979] A.C. 374 において、重畳的選択が認められず、いずれか一つを選択すべきと判断されたことで、救済方法が限定化されている動向にあるとされる。植田・前掲注(3)179 頁。

性は現在においても問題とされる点である(116)。

次に利益相反禁止については、狭義の利益相反禁止ルールと公正取引ルールに具体化されていることが明らかとなった。前者については、当該ルールに違反したかどうかについて、実質的に違反したかどうかを問題する Rosslyn 卿と形式的に違反したかどうかを問題とする Eldon 卿とで見解の対立があったものの、Eldon 卿の見解に基づいて形式的に判断することで収斂した。

一方、公正取引ルールについては、1802 年の Ex parte Lacey における Eldon 卿により、受託者が受益者との取引が問題とされ、取引が公正であれば有効であると判断された。これは形式的に判断する狭義の利益相反禁止ルールと異なる。

更に、秘匿利益禁止ルールは、内容的には利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールと重複する場合もありうるが、義務違反の救済の点でこれらのルールとは異なっていることが明らかとなった。すなわち、受託者(あるいは受認者)がこのルールに違反した場合には、擬制信託を介さずに、エクイティ上のアカウントにより利得の吐き出しをするよう認められているのである。この点については、学説からも論理的に一貫しないと批判があるものの、現状においてこの枠組みが維持されている点も指摘した。

以上のように、忠実義務を具体化するルールが形成されていったことが確認できた。このようなルールが年金基金のコンテクストに適用されていくのであるが、これについては節を改めて検討する。

(116) 星野教授の分析によれば、イングランドにおいて判例法理上不明確であったとしても問題とならなかった背景には、イングランドで利用される信託の形態が要因であるとする。すなわち、イングランドでは不動産管理、処分のために信託が利用されることが多く、アメリカのように第三者と継続的に取引を行う投資信託が盛んではない状況にあり、そうしたことから、忠実義務に内在するこうした不明確性が問題とならなかった、と説明している。星野・前掲注(6)298 頁。

第三節　職域年金制度における紛争

第二部第一章で検討したように、イングランドにおいて信託をスキームとした職域年金制度が普及したのは、1920 年代に財政法、年金等信託基金法が整備されたことによる。その後、着実に職域年金が発展していく動向も前述したが、そのように発展していく中で、年金基金において紛争が生じるようになり、とりわけ、1970 年代から 1980 年代にかけて、受託者による管理運用上の行為が問題とされるようになったのである。この時期に問題となったことが、1995 年の年金法制定過程においても問題とされ、その解決策として 1995 年年金法に至ることからすれば、職域年金制度における管理運用上の問題は 1995 年年金法を理解するための前提となる。こうしたことから、本節では、この年金基金の管理運営上の問題について、受託者の注意義務及び忠実義務との関係で、どのようなことが問題とされ、それについてどのように解決されたのか、を検討する。

なお、忠実義務を検討する上で、留保を要する点がある。それは 1980 年代以降に問題となった年金基金における「基金の剰余金処分」を巡る問題である。後述する裁判例では、剰余金の処分の方法として事業主に支払うことが認容されたのであるが、この問題は専ら「剰余金は何を原資に形成されたのか」という観点から論じられ、解決されていた。しかしながら、学説上、「剰余金は誰のものか？」という観点からこの問題について裁判所の判断を問題視する見解が現れた。その見解によると、剰余金の処分は受託者が誰に「剰余金」を支払うのかという局面において事業主と従業員の利益が対立するが、剰余金はそもそも従業員が権利を有するのであるから、受託者が剰余金を事業主に支払うことは利益相反となる、と考えられたのである。裁判例上、このような観点で問題とされていなかったが(1)、この学説の議論により、剰余金処分の局面において利益相反が生じると認識されるようになり、この問題は 1995 年法及び 2004 年法にも反映されることとなった。

こうしたことから、剰余金の処分を巡る問題について、ここでの検討対象とする。

第一款　問題となった背景

20 世紀に登場した職域年金制度において何らかの問題が生じ、それが裁判において問題とされることは比較的に少なかったとされる。例えば、Robert Walker(2)はその論稿において「職域年金の社会的経済的重要性は、何年もの間、明らかなことであるが、年金基金が

(1) 剰余金の問題について検討した論稿として、行澤一人「英国における企業年金法の現代的展開」神戸法学雑誌 44 巻 3 号(1994 年)555 頁がある。同論稿において、剰余金の取扱が問題となった、Re Courage Group Pension Schemes, Mettoy Pension Trustee Ltd v Evans [1991] 2 All ER 513, Imperial Group Pension Trust Ltd v Imperial Tobacco Ltd が検討されている。

(2) Sir Robert Walker は 2009 年 10 月 1 日から 2013 年 3 月 17 日まで連合王国最高裁判所裁判官であった。なお、Pollard によれば、Walker は年金の裁判実務に精通しているとされる。D.Pollard, The Law of Pension Trusts (Oxford University Press, 2013)xi.

裁判上問題となったのはここ 10 年のことである」と述べている[3]。この Walker の論文は 1996 年に公刊されていることから、職域年金制度が訴訟で問題とされるようになったのは、およそ 1980 年代以降であるといえよう。事実、1980 年代になると職域年金制度上の問題について裁判で争われることが急増しているのである。職域年金制度が 20 世紀に登場し、半世紀以上を経てから職域年金制度が訴訟において問題とされるようになったことには、加入から支給まで長期間を要するという年金制度の特徴を踏まえたとしても特殊な背景があると考えられる。こうしたことから、ここでは、1980 年代に訴訟が急増する背景を検討する。

(1) 社会的経済的状況

イギリスの経済状況は 1974 年のオイルショックを契機に大きな転換点を迎えた。オイルショック以前の経済状況は好調であったと言え、それは実質 GDP 成長率が 4%以上であったこと、失業率が 1-2%程度であったこと、インフレ率が 1958-1962 年に 2.5%、1963-1967 年には 3.3%であったことなどからも明らかである[4]。

しかしながら、オイルショック以降はこのような状況が一変して急激に悪化した。1974 年及び 1975 年の実質 GDP 成長率はマイナスとなり、失業率も 73 年には 2%であったが 79 年には 4%へと上昇し、1973-1977 年の平均インフレ率が 16.4%へと急上昇したのであった[5]。更に、1973 から 77 年における長期債の平均利回りは 13.5%であり、投資環境の悪化ももたらしたのであった[6]。

このような経済状況の反面、個人貯蓄が伸びを見せており、個人の貯蓄形成の対 GDP 比は 73-74 年の平均 5.4%から 78 年には 6%、79 年には 7.2%に上昇していき、個人貯蓄率も 73 年の 10.1%から 79 年には 15%へと増加したのである。これは政府部門及び法人事業部門が貯蓄不足に転落したこととは対照的であった[7]。

こうした個人の貯蓄先として生命保険や年金、短期預金や短期証券が好まれたようであり、1978 年時点の総資産額は保険が 468 億ポンド、年金基金が 311 億ポンド、インベストメント・トラストが 67 億ポンド、ユニット・トラストが 39 億ポンドであり、年間の純資金流入額もそれぞれ 49 億ポンド、37 億ポンド、データなし、2 億ポンドであった[8]。このようなデータから明らかになるのは、1970 年代の保険・年金基金といった機関投資家への資金流入は潤沢であった、ということである[9]。

---

[3] Sir Robert Walker, 'Some Trust Principles in the Pensions Context', in A.J.Oakley, Trends in Contemporary Trust Law (Oxford university press, 1996)123.
[4] 代田純『ロンドンの機関投資家と証券市場』(法律文化社・1995 年)72 頁。
[5] 代田・前掲注(4)72 頁。
[6] 国債の動向について見ると、利回り自体は平均 12-14%という高い水準であったが、高いインフレ率による債権実質価値の減少もあって、国債の実質利回りがマイナスとなる状況にあったとされる。代田純『現代イギリス財政論』(勁草書房・1999 年)142 頁。
[7] 代田・前掲注(4)73 頁。
[8] 代田・前掲注(4)73 頁。
[9] 代田・前掲注(4)73 頁

1970 年代はオイルショックを契機にインフレが進展して、経済状況が悪化したものの、その一方で個人貯蓄が進展し、その受け皿として年金基金が選択されたことで、年金基金に資本が集中する事態となり、年金基金自体は資金的に潤沢な状況を迎えたといえよう。こうしたこともあって金融市場において機関投資家としての年金基金が台頭することになった。

(2) 職域年金制度の変容

前述したような社会的経済的状況の中で、職域年金制度が機関投資家として大きな存在となったことを指摘したが、年金基金が大きく変容する契機はそうした経済的動向に加えて、職域年金制度自体の変容にも要因があるといえる。

第二部第一章において、第一次世界大戦後に職域年金制度に対する税制優遇措置――従業員拠出については生命保険料控除と同様の取り扱いをすること、また、事業主拠出については損金扱いとすること――を求めて、職域年金委員会が結成され、政府にその実現を求めた運動の結果、1921 年財政法により職域年金制度に対する税制優遇措置が実施されたこと、それを契機に職域年金制度が普及したこと、を論じた。しかしながら、この議論は専ら職域年金制度を実施する事業主の立場に焦点を当てて論じたのであって、政府の意図については検討せず、政府がこの制度を実施したのはそのような要望に応じたという説明にとどまった。実は、この優遇措置を導入した政府の意図は事業主側の要望を実現することにとどまらず、莫大な職域年金基金に対する税制を整備しなければ、その制度を悪用した課税回避が広まることを懸念したことから、それを予防しようとする意図があったのである。

この意図について、職域年金委員会が職域年金制度に対する規制・監督を検討し、その検討結果を示した 1982 年の報告書『職域年金制度の加入者の権利と期待に対する一層大きな保障』によれば、政府の意図が租税回避の予防でもあったことが明確に指摘されている(この報告書は第二部第三章で検討する)[10]。

このような租税回避のための方策として税制優遇措置を得る要件を限定し、更に、歳入庁がそのような要件を順守しているかどうかを監督することとなっていた。また、歳入庁は年金基金に対して基金の規約において事業主に対する払戻をする規定及び払戻につながるような修正を認める規定を禁止するよう要求していた[11]。租税回避のツールとして職域年金基金が濫用されないように予防しようとすれば、保有する積立金の使途を制限することも当然であろう(この点は、わが国において税制適格年金制度の検討過程において政府税

[10] Greater Security for the Rights and Expectations of members of Occupational pension schemes, Cmnd, 8649. (1982), para 3.6.

[11] R.Nobles によれば、歳入庁がこのような要求をしたことには、1920 年の王立委員会報告書が、事業主が基金へ拠出した場合に当該拠出金を損金として認める要件として「事業主が適格基金に対して従業員のために『回復不能の』拠出金を支払った場合」と言及している点に従っていると指摘している。See, 例えば、1988 年所得税及び法人税法 590 条乃至 612 条では過剰な積立金を基金が有することを禁止していた。See, R.Nobles, Pension, Employment and the Law (Oxford university press, 1993)3.

制調査会が「非課税のたまり」を認めないように注意を払っていたことと軌を一にする(第一部第一章参照))。

しかしながら、年金基金において剰余金――年金債務を充足するのに必要とされる以上の資金[12]――が生じるようになると、これに対する内国歳入庁の姿勢が変化する。1970 年、基金を解散した際に剰余金がある場合、それを事業主に支払うべきことを規約に定めるように、新設の基金全てに要求することになったのである。この方針転換の理由について明らかではないものの[13]、租税回避のために事業主に対する基金の財産の払い戻しを禁止した立場を、基金の解散時という限定を付しながらも変化させたことになる[14]。

こうした行政の対応に加え、経済動向も剰余金の問題に影響を与えることになる。すなわち、1980 年代の Thatcher 政権における経済政策により株式市場が好調となり、その結果、莫大な運用益が生じ[15]、この運用益によって剰余金の取扱に注目が集まり、訴訟においても問題とされるようになったのである[16]。

(3) 1980 年代における変容の帰結

1970 年代における経済状況の好転及び職域年金制度の変容は、職域年金基金に関連した紛争を引き起こすことになる。前述したような経済状況の変化、すなわち、年金基金に資金が流入するようになり基金の資金力が強大化すると、基金はその資金力を背景に活発に投資を行うことになるが、そのような投資を行う中で、自社株式への投資、社会的責任投資といったことも行われるようになり、そうした投資が従業員及び受給者の利益に反していないかどうかが問題とされるようになったのである。また、基金の財政状況が好調なことで莫大な剰余金を抱える基金も現れ、この剰余金の取り扱いをめぐり、当該剰余金は事業主のものか従業員及び加入者及び受給者のものか、という問題が論じられるようになった。

こうした問題は信託法が年金信託の法的スキームとして適切なのかどうかという問題とも関連して論じられるようになり、信託法理をそのまま年金基金に適用することに不都合

---

[12] Id, 7.
[13] Id, 3.
[14] 1970 年の変化はこれだけではなく、1970 年財政法では 21 条 1 項(a)において従来通り撤回不能信託で設立された基金を適格年金制度とする規定を置くとともに、同項(b)において(a)以外の年金制度であって、特別に事情が認められる基金も歳入庁が適格年金制度とすることを定めた。See, R.Nobles, 'Conflicts of Interest in Trustees' Management of Pension Funds', 14 ILJ 10 (1985)11.
[15] 民間セクターにおける年金基金の資産額について、斉藤美彦教授の研究によれば下記のようになる。なお、斉藤教授の分析では 1962 年から 1988 年までのデータを示しておられるが、ここでは便宜的に 1972 年から 1980 年の間以外は 1962 年から 5 年単位での推移を示している。表からもわかるとおり、1975 年以降、急激に資産額が上昇していることが理解できる。斉藤美彦『イギリスの貯蓄金融機関と機関投資家』(日本経済評論社・1999 年)148 頁。

年	1962	1967	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1985
資産額	2,460	4,015	7,999	7,057	6,395	9,763	11,306	16,076	19,616	22,719	31,823	100,076

(単位：100 万ポンド)
[16] Robert Walker はこの点について言及している。R.Walker, supra note 3, at 125.

があると考えられるようになってきたことが背景にもある。すなわち、信託法によれば、信託証書に定められていることが第一であり、そうした定めがない場合に信託法が適用されるというスタンスがとられていた(デフォルト・ルールとしての信託法)が、そうしたスタンスを企業年金のコンテクストにおいても維持することになれば、年金信託の設定者たる事業主が自身の思いのままに制度設計をすることになり、従業員の利益が損なわれる結果になるのではないかが懸念されたのである。

このように、1980 年代は信託法をそのまま年金基金に適用することへの懐疑が寄せられ、信託法を年金基金に適用してよいのかどうかが論じられ始めた特徴的な時期といえる(17)。

第二款　紛争

伝統的な信託法は財産管理について素人が行うことを前提としていた。しかしながら、信託法が想定していたような当初の事態とは全く異なり、利害関係者だけではなく資産規模も巨大となる職域年金制度が出現したことで状況が一変する。素人ではなく運用のプロが受託者として選任されるようになり、加えて、自然人のみならず、法人が受託者として選任されることが一般化した。こうした事態の出現によって従来の信託法の考えと齟齬が生じることも当然のことながら予想できる。このような齟齬はとりわけ財産運用の局面で問題となり、具体的には、①注意義務の水準、②投資対象、③投資の判断基準という点で問題でとなった。

①の問題は、受託者が専門家であるか素人であるかを問わずに、プルーデント・マン・ルールによって判断してきたが、専門家であるにもかかわらず素人と同様の判断基準を用いることの妥当性が問題とされたのであった。②の問題は、年金基金の性質上問題となったことであるが、事業主が基金の受託者となることが多い中で、基金の財産を事業主に対する貸付、あるいは、事業主が経営する企業の株式投資に利用することの妥当性である。この点は事業主が受託者となっている場合、利益取得禁止あるいは利益相反禁止が問題となろう。③の問題は、前述したプルーデント・マン・ルールに関わるのであるが、投資理論が発展したこともあって、どのように投資物件に投資をするのかという判断基準としてプルーデント・マン・ルールによることの妥当性が問題とされた。

以上のような問題は、従来の信託法理を年金基金に適用する際に問題とされたことであって、信託法理を年金基金にそのまま適用することに不都合性が存在したことを示すものである。こうした問題について、どのように解決が図られたのか。この点を検討するのが、本節の課題である。

第一項　注意義務の水準―Bartlett v. Barclays Bank Trust Co. Ltd

(17) この時期に職域年金制度と信託法の関係を論じた論文も公刊され、議論されるようになった。この議論を主導したのが R.Nobles であるといえよう。この Nobles の議論に影響を受けて論じたのが、G.Moffat である。

(1)　受託者が負う注意義務について、第二部第二章第一節で検討したように、Speit v. Gaunt 及び Learoyd v. Whiteley において、注意義務の判断基準としてプルーデント・マン・ルールが用いられることになった。しかしながら、このルールは合理的人間を基準として判断するものの、その「合理的人間」にはどのような者が含まれるのか、という点については明らかではなかった。このようなことが問題となったのは、受託者が有償無償に関わりなく「合理的人間」と判断されることに不都合が生じたという背景がある。すなわち、信託法が家族信託から発展してきたこと、すなわち、受託者(管理運用の素人でもある)は無償で事務を引き受けなければならないと伝統的に考えられてきた背景との関係で、このような考えが 20 世紀においても妥当するのかどうか、財産運用を専門家に委託するとしても、専門家はビジネスとして信託事務を引き受けるのであるから、それに応じて注意の水準も引き上げて判断するべきではないのか、という考えが背景にあったことによる。

実は、こうした問題は以前から存在した。それが Re Waterman's Will Trusts(18)及び Re Lucking's Will Trusts(19)である。そして、これらの判決が年金信託においても踏襲される

---

(18) [1952] 2 All ER 1054.

遺言により、遺言者は遺言執行者としてロイド銀行を選任し、また、当該遺言には、当該銀行は預金をした手数料のような報酬を得る資格が(義務なしに)あること、行動した結果として生じた利得について説明することなしに代理人として行動してよいこと、等を定めた。

1948 年 3 月 16 日に遺言者が亡くなったことから、1948 年 7 月 1 日にロイド銀行は遺言検認を受け、1949 年 6 月まで、当該銀行の手元に遺産としておよそ 1 万ポンドが現金としてあった。

ロイド銀行は大蔵省証券の購入のために 5 千ポンドを投資し、1951 年 7 月 31 日には投資されていない現金のうち 4 千ポンドを自己の銀行口座においた。1951 年 8 月 16 日、大蔵省証券の償還時に、更に 5 千ポンドを同口座においた。

このようなことから、ロイド銀行が遺産を自行の口座においたことで得た利益について説明する義務を負わないとした負担条項の解釈が問題とされた。

Harman 裁判官は判示の中で、次のようなことを述べた。

「有償の受託者は無償の受託者に比してより高い慎重さと知識の水準を行使するよう期待されるということ、そして、主として新聞で相続事務を引き受けると広告した銀行は特別な義務を負う。」

(19) [1968] 1 WLR 866.

1954 年に亡くなった遺言者 Mary Elizabeth Lucking の相続財産中の残余財産たる会社株式を、当該企業の取締役でもある Lucking が保有した。

同年、Lucking は Dewar を共同取締役兼秘書に任命し、今後 5 年間業務に携わることを命じた。当該会社には銀行口座が二つ存在し、一方は一般的な業務につき用いられ、他方は機密の性格を有する目的に用いられた。後者の口座に関わる小切手の振り出しには、取締役二名あるいは取締役一名と秘書の署名が必要とされた。もっとも、その意図は、Lucking と Dewar の署名によって、この口座が運用されることにあった。6 か月後、Dewar は、Lucking の署名を求めて、白地の小切手を Lucking に送付するようになった。1955 年以降、Dewar は口座から金銭を引き出し、当該金銭は帳簿上「取締役への貸付」と記されていた。

Dewar はスコットランドに居住し、当該金銭を宿泊費や旅費に使用していた。1959 年には、会社会計上その金額は 8 千ポンドを超えていた。これについて Lucking が Dewar に問いただすと、Dewar は 4 千ポンドを返済する旨を述べた。結局、それは履行されなかったが、Lucking はそのことについて確認しなかった。

1956 年、Lucking は Block を共同受託者として任命した。1960 年、Block は Lucking から会計上の貸付は Dewar への貸付であること、Lucking 自身はすぐにも Dewar から返済されるであろうと考えていることを聞いた。1961 年、Dewar は解雇され、貸付金額は総額 1 万 5 ,890 ポンドに達していたが、Dewar がその後に破産したことから、それらは返済されなかった。Dewar の解雇後、会社のバランスシート上、資産の部で 4 万 2 千ポンド、負債の部で 3 万 7 千ポンドが計上された。Dewar が取締役に任命された時には、損益で 1 万 8 千ポンドの利益が計上されていた。

Lucking の姪は、会社財産について生涯利益及び絶対的利益を有していたことから、信託違反として受託者たる Lucking を訴えた。

ことが明らかになった事案が、Bartlett v. Barclays Bank Trust Co. Ltd [1980] 1.Ch. 515[20]である。

(2)　事案は次の通りである。1920 年に X の祖父 A が株式からなる財産について、X らを受益者、Y(当初は銀行であったが、後に信託会社となる)を受託者とする承継的財産設定を行った。その際、当該財産の管理のために A は B 社を設立していた。この B 社は不動産鑑定士、会計士、ソリシターが取締役を務めていた。

1961 年、B 社取締役会において、管理している財産を投機的に運用する決議がなされ、それに伴い定款も変更された。この決議について、取締役は Y に対して相続税対策であるなどの理由を伝えた。

この後、B 社により土地開発のための投資会社が設立され、取締役会は当該投資会社を通じて土地の購入を続けていたが、購入について Y に報告をしていなかった。1974 年に土地開発ブームが下火になり、翌年には投資会社が破産した。こうしたこともあり、取締役会は保有する株式を売却することになった。判決文からは明らかではないが、そうしたことを行ったとしても損失部分は回収できなかったようであり、また、株式の売却も適正価格で売却できなかったようである。X は、Y が管理会社の監督を適切に行っていなかったことを理由に、Y に株式売却により生じた損失の補填するよう訴えた。

(3)　裁判では Y に注意義務違反が認められるのかどうかが問題とされたのであるが、この点について、Brightman 裁判官は Speit v. Gaunt 及び Learoyd v. Whiteley を引用して、プルーデント・マン・ルールについて指摘した後に[21]、どの程度注意すればよいのか、すなわち、要求される注意の水準について、Waterman’s Will Trusts 及び Re Lucking's Will Trusts を引用して問題にしている。Brightman 裁判官は信託会社が通常人以上の能力を有している点に着目して、次のような判断を示した。

「信託の運用という専門的業務を営む者の場合、ヨリ高い注意義務を負うのが適切であ

Cross 裁判官は、傍論ではあるものの、過半数株式を有する合理的人間が会社の運営についてどのような行動をするのかという点について論じており、それによると、株主として利害のある事柄に関する情報を得ることで満足するのではなく、取締役会において選任されていることを確認すること、取締役として会社の業務を行うよう準備することなどといった行為をするものと考えられる旨を言及している。See, [1968] 1 WLR 874.

[20] D.Hayton & C.Mitchell, The Law of Trusts and Equitable Remedies ,12th ed (Sweet & Maxwell, 2005)para 9-03, at 548 ; Lord Nicholls, ‘Trustee and their broader community : where duty, morality and etics coverge’,9 TLI 3 (1995) 73.

[21] Brightman 裁判官は次のような判断を示している。

「慎重なビジネスマンは、自身の投資をするのに必要とされるようなやり方で、行動するであろう。ビジネスマンは二つの方法で行動する。会社の業務があるべきようになされていないことを告げ、あるいは、照会すべき事実を知ったら、その者は適切な行動をとるであろう。適切な行動とは、第一に、調査と相談からなることは間違いない。…(中略)…そして、一人あるいは数名の取締役を更迭するように…(中略)…要求するのは最後だが最も可能性が低い。

慎重なビジネスマンがしないことは、株主が会社の状況について、年一回、株主総会で報告を受けるような情報を受け取ることで満足することである。権限があることから、その者は一歩踏み込み、時として状況に委ねるか、あるいは、不満があるなら介入するための責任ある決定ができるような十分な情報を持っているかを確認するであろう。」Bartlett v. Barclays Trust Co. (No. 1)1 Ch 532.

ることは明白である。…契約法によれば、特殊な技能を有している専門家がその有する技能の行使を怠った場合に契約違反の責任を問われるのと同様に、専門的な法人受託者がその有する専門的な注意と技能を行使するのを怠ったことで、信託基金に損害を与えた場合、当該法人受託者は信託違反の賠償責任を負う。」[22]

(4)　この判断に対して、学説から批判が寄せられた。まず、受託者の有する専門性故に注意義務の水準が高くなると判断された点について、この考えは契約法の原則――特殊な技能を有する者は、その技能を行使しない場合には、賠償責任を負う――を類推適用しているが、そのような必要性が信託法において認められるのかどうか疑わしい、という観点から批判が寄せられた[23]。

また、Brightman 裁判官の判断には、そのような高い注意義務の水準を課す根拠が不明確であるとも指摘されている[24]。すなわち、報酬の有無により注意義務の水準の程度を判断するのであれば、素人かプロかという類型しかなくなるが、受託者は法人もなることから、法人受託者の注意の水準を考えるうえで、こうした類型だけでは不都合が生じうることを問題とする[25]。

こうした批判があるものの、本判決には次の点で意義があると Nobles は指摘する[26]。Brightman 裁判官が、受託者による取締役の監督を問題にしている点は、受託者が基金のアドバイザーや投資顧問業者を利用している場合にも適用可能であって、相手がたとえ専門家であったとしても相手の行動には注意をする必要があり、疑問がある場合には質問をするなどしなければならないことになろうと指摘する。本件では、株式公開の必要性がなくなった後に、土地開発が依然として行われていることについて受託者は問いただすことをしなかったが、この点で、通常の受託者、まして、本件のようにヨリ高い注意義務を果たすように期待された専門的受託者に合理的であると考えられることを被告がしなかったと Brightman 裁判官が考慮したのは正しいと評価している。

第二項　自己投資―Evans v. The London Co-operative Society[27]

(1)　1974 年のオイルショック以前、イングランド経済は好調であり、投資も活発に行われ

---

[22] Bartlett v. Barclays Trust Co. (No. 1)1 Ch 534.
[23] P.Pearce and A.Samuels, 'Negligent investment by trustees', (1983) Conv 129.
[24] G.Moffat, Trusts Law, 5th ed (Cambridge university press, 2009)462 and 500.
[25] Moffat は素人かプロかという区分の問題として、プロで非法人受託者(professional non-corporate trustees)というハイブリット型の受託者の存在を例に挙げている。しかし、そのような受託者はプロの個人受託者にカテゴライズすることが可能であるように思われるため、Moffat の例示には不明確な点がある。
また、法人受託者にもプロと素人の類型があり、素人かつ法人の場合、素人の個人とプロの個人との関係で、素人の法人の水準を設定することが困難であるということであれば、議論がクリアーのなると考えられる。しかしながら、Moffat は受託者の類型を 3 タイプに分けていることから、法人受託者の場合には素人かプロかの類型化をそもそも観念していないと言える。
なお、Moffat はこの見解について、Paling (1973) 37 Conv 48, Shindler (1980) 44 Conv 158 を引用している。Id, at 462.
[26] R.Nobles, supra note 11, at 192.
[27] The Times, 6. July.1976.

ていたことは前述した通りである。こうした中で、問題となったのが、自己投資である。投資対象についてはこれまで社外投資を念頭に、投資対象がリスクの高い銘柄かどうかが議論され、自己投資については議論されなかった。受託者の固有財産と信託財産が分離している年金信託において、事業主が受託者となっていれば、自己投資は一見すると信託財産から事業主への貸付と考えられ、それは受益者たる従業員の利益とはならないと思えることから利益相反が問題となり、許されないことになりそうである。

しかしながら、事業主に貸付(投資)をすることにより、企業の健全な運営が可能となれば、ひいては受益者たる従業員の利益になるとも考えられる。自己投資にはこうした二面性があり、利益相反の判断に困難が伴うが、この困難性が顕在化した事案が Evans v. The London Co-operative Society である。事案の概要は次のとおりである。

(2)　被告 London Society は 1927 年に年金基金を設立し、Society は基金の受託者となった(判決文において、London Society に年金委員会が設けられており、その委員も受託者とされていることが示されている。)。基金の規約によると、Society は基金から金銭を借り入れることができ、借入金の利率は基金設立当初の規約によれば利率は 4.5%であったが、1933 年に規約が変更された結果、利率は 3.25%程度とされた。1933 年から 1962 年まで被告は基金から借り入れていたが[28]、1956 年 2 月から 1962 年 3 月までの間、銀行の利息は 5%程度であり、ガバメントストックも 4.25%から 7.5%程度であったとされる。このように、基金から借り入れた場合の利率は市場利率よりも低利であった。

1961 年、基金の会議において基金のアクチュアリーは、受託者は受益者の利益のために投資すべきこと、3.25%は現在の適切な利率ではないこと、被告は市場利率を支払うべきこと、被告以外に財産を投資すべきことを主張していた。一方、他のアドバイザーは、被告は利率を上げる必要がないこと、被告以外に投資する必要がないことを指摘していた。このように、基金の会議では投資方針及び利率について見解が分かれていた。

1967 年 1 月 8 日、London Society の年金委員会において、被告のゼネラルマネージャーであり、基金の執行役である A は基本的には被告以外に投資することに同意できないとしつつ、10 万ポンドであれば被告以外に投資する立場を明らかにしている。議論の結果、1969 年 7 月から利率を 4.25%、1972 年 7 月には 5%に引き上げることとなり、以降、10%まで段階的に引き上げることとなった。

しかしながら、原告は被告が低利で借り入れていること、そのような低利で金銭を借り入れているのであれば、権限なき利得を得ているのであり、その結果、年金基金は実際に支払われた利息と本来支払わねばならない利息との差額を回復する権限があると主張し、裁判所に訴えた。

(3)　Brightman 裁判官は次のように判断した。基金の規約によれば被告は金銭を借り入れる権限を有すること、被告と年金委員会との真正な(genuinely)同意による利率で基金は金

[28] Nobles によれば、1961 年時点における借入金の総額は 650 万ポンドとされる。R.Nobles, supra note 14, at 4(1985).

銭を貸しつけることができるものの、それには適切に交渉された同意が存在しなければならないこと、委員は裁量権行使の考慮にあたり、委員自身の見解を考慮してはならないこと、心からの誠意(goodness of its heart)により利率を上げるように被告を説得し、被告以外に投資するように説得すべきことを指摘し、そのような同意によらずして基金の金銭を被告に保有させたことにつき委員会に信託違反があるとした。加えて、被告も当該委員会の信託違反に加功したことを指摘したうえで、損失補償をしなければならないとした。

本件では、忠実義務違反あるいは注意義務違反があるかどうかについては明言していないものの、権限行使に当たり「委員自身の見解を考慮してはならない」と指摘している点から、Brightman 裁判官は利益相反について考慮している点がうかがわれる。

もっとも、本件では利益相反かどうかについて主として問題とせず、まず、規約にどのようなことが定められているのか、次に、その定めに従い貸付がなされたのか、といった検討を進め、その結果、規約の定めに反して貸付が行われた点が信託違反であると判断している点には留意する必要がある。

(4)　この判決に対して、Brightman 裁判官は事業主への貸し付けが果たして受益者の利益になるのかどうか、すなわち、自己投資は利益相反に該当するのかどうかについて明らかにしていない、という批判がある[29]。判決文において Brightman 裁判官は基金が Society に対して貸付を行っている慣行について不快感を示し、無制限に貸付を行い続けることに疑問を示したものの、そのような慣行を直ちに批判することはしなかった。この背景について、もしそのようなことをすれば、事業主の資金状況が悪く、基金が事業主に貸付を行うのが受益者の利益となる場合に、受託者は事業主に貸付をできなくなり、それにより、事業主が破産してしまうことになりうることを考慮した、とされる[30]。

もっとも、投資そのものを批判しなかった理由として、Brightman 裁判官の思考を問題とするのではなく、ヨリ実質的に、投資に関わる裁判所のスタンスそのものを問題とする見解もある。すなわち、これまでの裁判例において、投資決定が利益相反に関わる場合、裁判所は受託者が適切な検討をした後で判断したのであれば、利益相反について判断したがらない傾向があることを Ward v. Ward[31]を引用して説明している[32][33]。

次に、利益相反の問題以外にも、判決文において基金の規約により事業主が基金から貸付を受けられることを許容している場合には貸付が許容されるとしているが、無制限の自己投資は認められないと考えられるものの、どの程度までの貸付が許容されるのか明らか

---

[29] Ibid.
[30] Ibid.
[31] (1843) 2 H.L.Cas.777.
[32] R.Nobles , supra note 14, at 5.
[33] Nobles が Ward v. Ward を引用している部分を読みと、自己投資の問題を論じてる。しかしながら、“with all reasonable speed”をも問題にしている点からすると、貸付のタイミングが問題と考えられた事案であるとも読める。そうであるとすれば、投資に関わる注意義務の問題であると考えられることになり、Ward v. Ward では利益相反というよりもむしろ注意義務の観点から判断されたのではないかと考えられる。
Nobles の見解について、Ibid.

ではないことが問題視されている(34)。

以上のように、本件では利益相反について裁判所は直接問題にしていないものの、学説では利益相反の観点から判決について批判がなされている状況がある。

第三項　投資対象の選択―Cowan v. Scargill(35)

(1)　投資判断について注意義務が適用されること、その判断基準として、Learoyd v. Whiteley 以降、プルーデント・マン・ルールが用いられるようになったことは第二部第二章第一節で論じた。

しかしながら、同原則は一応の基準として機能するものの、抽象的であることが問題とされた。すなわち、受託者が信託財産を適切に運用しているかどうかは、合理的な人間が自己の事柄をなすのと同程度の合理性が当該受託者の行為に認められるのかどうかという点を判断基準とするが、利害関係人及び取り扱う資産額の点で家族信託とは比較にならないほど大規模かつ巨額な年金信託においても、家族信託を念頭に置いた判断基準で商事信託をはじめとした現代の信託に対応できるのか、という点が訴訟において問題となったのである。そうした社会経済的に大きな存在となった年金基金が社会的倫理的な目的を持って投資を行うとすれば、市場に対するインパクトも巨大なものとなる(36)。社会的倫理的な目的を持って投資をすること自体論点となりうるが、加えて、そうした目的を持って投資をすることが受益者の利益にかなうのかということも当然のことながら問題となる。こうしたことが問題となったのが、1984 年の Cowan v. Scargill であった。

(2)　事案の概要は次の通りである。National Coal Board の年金基金には 10 名の受託者が存在しており、半数は委員会が選任し、残りの半数は労働組合が選任していた。投資アドバイザーの助言に従い、受託者委員会において投資ポリシーについて決定されたが、後に組合側受託者は、投資対象の中に石炭業と競合する産業が含まれていたことなどを理由として、投資ポリシーを拒絶した。これを受けて委員会任命受託者 5 名が原告となり、助言を拒絶した組合側受託者に信託違反があるとして訴えた。

(3)　Megarry 副大法官は、6 つの問題点を指摘したが、それらを要約すると、第一に、受託者は受益者の最良の利益のために行動する義務と社会的政治的理由による投資との関係をどのように理解するのかという問題、第二に、投資の専門家のアドバイスについて受託者はどこまで考慮すればよいのかという問題、第三に、被告が年金信託には従来の信託法のルールとは異なったルールが適用されるべきとするがこうした考えは妥当するのかという問題、を取り上げている。

---

(34) Nobles は、判決では明示の規約があれば自己投資が可能となるとしたが、そのような規約が存在しない場合でも規約の修正により対応可能であることから、そのような自己投資を可能にする要件は意味がないと述べる。Id, at 5.

(35) [1985] 1 Ch.270.　G.Moffat, supra note 24, at 687.

(36) 年金基金の社会的倫理的投資はアメリカにおいて 1970 年代から問題となっていた。Ralph E. Scane, 'Occupational Pension Schemes: Is the Trust an Adequate Mode of Provision?', in D.W.M.Waters, Equity, Fiduciary and Trusts 1993 (Craswell, 1993)374-376.

第一の問題について、Megarry 副大法官は、議論の出発点として、受託者は現在及び将来における受益者の最善の利益ために権限を行使する義務を負うことを強調し(37)、その上で、投資権限の行使について、受益者に最良のリターンをもたらすように投資しなければならないとする。こうしたことを前提として、受託者が社会的政治的理由により投資をすることについて論じており、そこでは、投資先が社会的政治的に問題となるとしても、その投資先が他の投資先よりも多くのリターンを生み出すのであれば、受託者はそれに投資するのを差し控えてはならないとする(38)。

第二の問題について、注意義務との関係で問題にしている。Learoyd v. Whiteley を引用して、投資権限の行使に際してプルーデント・マン・ルールが適用されるとして、当該ルールに助言を受ける義務及び助言に従う義務が含まれるのかどうかを検討し、「当該義務には、例えば、投資をするなどの受託者がわからない物事について助言を求める義務、そして、そのような助言を受けたら直ちに、同程度の慎重さを持って行動する義務が含まれる。」と判断した。加えて、この要件の充足のためにはどのような行為が必要とされるのか、という点についても、次のような判断を示している。

> 「このような要件は、受託者が誠実かつ誠意を持って行動してきたということを単に示すのでは充足されない。誠実と誠意は慎重と合理性とは同じではない。…したがって、投資について助言を得た受託者は当該助言を受け入れ、それに基づいて行動しなければならないわけではないが、誠実であることに加えて、通常の合理的な人間であれば行動するように行動していない限り、単に心からその助言に反対することを理由として、それを拒絶する資格はない。」(39)

第三の問題については、従来の信託法のルールを年金信託に適用する際に、原告と被告の間で問題とされたことに端を発する。原告は修正することなく適用すべきと主張する一方で、被告は修正すべきことを主張する。こうした主張に対して、Megarry 副大法官は、信託法は私的信託、家族信託、遺言といった事柄について長年ルールを形成してきたとしつつも、本件で問題となっている年金基金は巨大な存在であり、多くの人々、産業にも影響を与えるといった従来の信託とは異なる存在であることを指摘し、このような問題に対して裁判例は Evans v. The London Co-operative Society(40)及び海外の事例しかないことを認め、従来のルールを適用すべきかどうかの判断には困難があると示唆している。

しかしながら、そうした状況にあっても、被告の主張するように他の信託とは異なったルールを適用すべきとする見解を採用する理由がなく、他の信託と同様に判断すべき、すなわち、受益者の利益を第一に考えることが最も重要であるとする。具体的には、次のよ

(37) [1985] 1 Ch.287.
(38) Id, at 288.
(39) Id, at 289.
(40) The Times, 6. July.1976.

うな判断を示している。

「巨大な年金基金は分散の必要性を緩和させるというよりはむしろ厳格に解することが重要である。加えて、基金加入者の多くは基金に拠出しているという事実によって、受託者は受益者の最善の利益のために権限を行使しなければならないということは一層重要となる。

私的信託の場合、すべてのというわけではないが多くの受益者は設定者の恩恵を受ける者であるが、その一方、年金信託では、受益者の多くは加入者として基金に拠出をして、その結果、適切な時に年金を受け取る。

こうしたことから、受益者の利益が至上であることが一層重要となり、その結果、受益者は部分的に自身が支払った金銭を受け取るかもしれない。受給者及び加入する労働組合が支持する産業を支援するよう意図した投資ポリシーを受託者が追求しているからといって、加入者に対して利益を提供するために分散化を緩めるリスクをとるべきだという見解を支持する理由はない。」(41)

(4) 以上の判断について、次のような評価が可能であろう。まず、第二の問題の検討において、Megarry 副大法官は Learoyd v. Whiteley の判断基準に更なるファクターを付け加えた。すなわち、受託者が理解していない事柄について助言を求めようとし、その助言を受けた場合は即座に同等の合理性をもって行動しなければならない義務があると判断したのであった(42)。

次に、第三の問題の検討において、Megarry 副大法官は受益者の最善の利益を追求するという従来通りの信託法のルールを維持して本件事案を判断した。家族信託から発展した信託がその後に商事信託に発展したことで、従来の信託法理の妥当性が指摘される中で、受益者の最善の利益を追求しなければならないというルールは信託がどのような形態で発展したにせよ、他人の利益のために行動するという形態には変わりがないことに着目してなされた判断である。

もっとも、この点について異論も指摘されている。Megarry 副大法官は年金信託について、加入者が拠出をしており、その点で他の信託とは異なることを指摘しているが、遺言信託との違いも考慮すると比較対象として適切であるのか、また、様々な形態の信託と同列に論じることが妥当であるのかどうかという見解もある(43)(44)。

---

(41) [1985] 1 Ch.290.
(42) Nabarro Nathan Pensions Team, Pensions Law Handbook (Tottel Publishing, 2006)para 10.19, at 439.
(43) J.K.Maxton and J.H.Farrar, 'Social investment and pension scheme trusts', LQR 102 (1986) 33 and 34. この論稿では年金の性質について、信託法の観点のみならず、契約法の観点からも分析している。
(44) なお、本件では利益相反が問題とされてもよさそうであるにもかかわらず、この問題について論じられていない。その理由は明らかではないが、Nobles によれば、Megarry 副大法官が利益相反の可能性について認識しなかったことが要因であるとされる。R.Nobles, supra note 24, at 8.

第四項　投資判断の基準―Nestle v. National Westminster Bank plc[45]

(1)　受託者には投資義務があると考えられている一方で、投資をするとしても、どのような投資物件に投資をすればよいのかという判断基準は不明確であった。危険な銘柄に対して投資することは信託証書が許容していない限り注意義務違反になることは Learoyd v. Whiteley によって明らかであるものの、安全な銘柄にだけ投資することで投資義務を果たすことになるのかどうか、ということが考えられるようになった。この背景には現代投資理論の発達により、ポートフォリオの作り方次第で効率的に運用成果を上げることができると考えられるようになったことがある[46]。

このように、19 世紀後半に形成された判例法理と 20 世紀に登場した新たな投資理論との間で、齟齬が生じるようになったのである。Learoyd v. Whiteley によれば、受託者は、たとえ信託証書により投資が認められていても、危険な投資対象を避けなければならないことになるものの、現代投資理論によれば、個別にみると危険な投資であったとしても、ポートフォリオ全体でみるとリスクが問題とされなくなる場合がある[47]。このようにプルーデント・マン・ルールによれば、リスクを徹底的に排除する必要を迫られることから、高いリターンを目指すことが困難になる。リスクを適切に管理してより高いリターンを目指すことが理論上可能であるにもかかわらず、そのような機会を閉ざす不都合性が投資環境の拡大に伴い認識されるようになると、これまで Learoyd v. Whiteley が提示したプルーデント・マン・ルールを変更しようとする機運が生じてくる。

(2)　こうした現代投資理論に従って投資の適否について判断することを示したのが、Nestle v. National Westminster Bank plc における Hoffmann 裁判官の判示である。本件の事案は次のとおりである。原告は本件信託財産の残余権を有する受益者である。本件信託財産について、原告の祖父 A は National Westminster Bank を受託者とする遺言信託を設定した。1922 年に A が死亡したため、遺言が執行された。この時の財産の価値はおよそ 5 万ポンドであるが、これは 1988 年 7 月の本件訴訟時点で 100 万ポンドの価値に相当する。1986 年に原告は父親の死亡により信託財産に対して絶対権を有するに至ったが、その時には信託財産の価値が 26 万 9,203 ポンドに減少していた。

原告は信託財産の価値が減少したことについて、被告に投資や管理運用の点で過失があったと主張し、その減少分について賠償を求めて訴えた。

(3)　結論としてこの訴えは退けられることになったが、本件を担当した Hoffmann 裁判官は投資判断と注意義務との関係について次のような判断を示した。Re Whiteley における

---

[45] (1996)10 T.L.I. 113.

[46] 現代投資理論は H. Markowitz が 1952 年に「ポートフォリオ・セレクション」と題する論文を公刊したことで、証券業界において普及した投資理論である。この理論は市場が効率的であるという仮定を前提として、個々の投資銘柄の組み合わせによりリスクを減少しつつ、リターンの最大化を目指す理論である。植田淳「慎重な投資家(prudent investment)に関する一考察」神戸市外国語大学外国学研究 53 頁。G.Moffat, supra note 24, at 480-484.

[47] Id, at 482.

Lindley 裁判官の判断を取り上げ、受託者は合理的な人間が払うような注意を払う義務を負うことを指摘した後に、この基準は現在の経済状況及びマーケット・投資についての理解に適応できる柔軟な基準であるとしつつ、次のようなことを述べた。

「投資権限内で行動する現代の受託者は、現在通用しているポートフォリオ理論という基準によって判断される資格がある。このポートフォリオ理論は個々の投資に備わるリスクというよりもポートフォリオ全体のリスク水準を重視する。」(48)

(4)　この判決に対して控訴がなされ(49)、控訴院において Leggatt 裁判官は、まず、受託者の投資義務とプルーデント・マン・ルールについて、Re Whiteley における Lindley 裁判官及び Cotton 裁判官の判示、Learoyd v. Whiteley における Watson 裁判官の判示、Speight v Gaunt における Blackburn 卿の判示、Cowan v. Scargill の Megarry 副大法官の判示を取り上げ、受託者の投資判断についてプルーデント・マン・ルールが適用されることを確認する。その上で、受託者には合理的人間としてどのような行為義務を負うのかという点についても論じており、1961 年受託者投資法 6 条 1 項により分散投資が要求されていることと併せて、信託財産の投資について定期的な再検討をしなければならないとし、そうした再検討は少なくとも年に一回、あるいは、ポートフォリオの再検討が必要となった場合やそれ以外にも再検討が必要となった場合はいつでも必要となると判断した。

このようなことが必要となる根拠として、Leggatt 裁判官は 1982 年の報告書「受託者の権限と義務」中の「銀行のような専門的受託者は、信託財産の管理のあらゆる点で、その専門性を示す義務を負う」という一文を引用している(50)(51)。Leggatt 裁判官は現代投資理論について明示しているわけではないが、定期的なポートフォリオの再検討について主張している点は、ポートフォリオの設定を問題とする現代投資理論と同様の考えといえ、Hoffmann 裁判官と同様に投資に関わるプルーデント・マン・ルールの具体的内容として現代投資理論に従っているのかどうかを考慮している。

(5)　Hoffmann 裁判官の判示について、Moffat はポートフォリオ理論の基本的な分散という考えを反映させてプルーデント・マン・ルールを修正したと評している(52)。また、判示の理由付けはより一般的に適用可能であるとしつつ、少なくとも大規模な基金にこのアプローチは適用できると評価する見解もある(53)。

このように、本件の判断は旧来型のルーデント・マン・ルールを現状の投資実務において採用されている投資理論を反映させて修正したものであり、現実的な判断であるとして

(48) 10 TLI 4 (1996)115.
(49) 控訴院の判断について論じた論稿として、J. Martin, 'Investment duties a victory for complacency',142 NLJ 1279.
(50) Powers and Duties of Trustees, Cmnd.8733. (1982), para 2.15.
(51) The Weekly Law Reports, 20 August 1993 at 1282.
(52) G.Moffat, supra note 24, at 482.
(53) Lord Nicholls, 'Trustees and their broader community : where duty, morality and ethics converge', 9 TLI 3 (1995) 76.

評価されている(54)。

第三款　職域年金制度における剰余金

第二部第一章で検討したように、19 世紀後半に設立されるようになった職域年金制度は事業主が恩恵により従業員に対して退職年金を提供する形態から労使双方が拠出する制度へと変化していった。加えて、19 世紀末から 20 世紀初頭において、制度運営のスキームとして信託が用いられるようにもなった。職域年金制度と信託制度がこうして関連するようになったのである。制度設計は信託証書の定めによること、そしてその信託証書の内容を設定者が自由に定められること、信託によれば倒産隔離が図られること、といったメリットからこうした信託を用いたスキームが普及したことも前述したとおりである。

このように発展していく職域年金制度において問題が論じられるようになった。それが剰余金の処遇、とりわけ、剰余金の事業主への支払いを巡る問題である。職域年金制度において、剰余金とは従業員に対する年金債務を保証する上で必要とされる金額以上の金額とされる(55)。つまり、剰余金は退職年金の給付に必要とされる以上の財産であって、従業員としては約束された年金給付が確保されていれば問題とはならない。また、剰余金は職域年金制度において形成されたであり、当該制度が信託をスキームとして制度設計されているのであれば、信託財産である。とすれば、受益者に対しての支払いであれば、受益者間の公平義務が問題とされうるも、信託法上は問題とならならない。もっとも、前述したように、職域年金制度は内国歳入庁がその認可を行っていたことから、税制適格要件に関連して独自の規制を設けていた。すなわち、内国歳入庁は基金の給付水準及び積立金規制を行い、信託証書において基金の積立金を事業主に払い戻すことを禁止していたのである(56)。しかしながら、こうした規制は 1970 年以前まで行われていたのであって、1970 年にはこのような姿勢を一変させ、事業主への払い戻しを認める方針に転換した。こうした方針転換の理由について明らかではない(57)。

---

(54) この現代投資理論は後述する年金法改革委員会報告書においても、一部ではあるが指摘されており、その考えを反映させたガイドラインを採用するよう勧告している。Pension Law Reform, 1992-1993, Cm 2342, para 4.9.8, at 345.

また、Hoffmann 裁判官の判示は 1996 年に公表された受託者の投資権限に関するコンサルテーションペーパーにおいても採用され、その結果、現在では判例法理の一部をなすものとみなさねばならないとも学説上指摘されている。A.J.Oakley, Parker and Mellows：The Modern Law of Trusts, 9th ed (Sweet & Maxwell, 2008) 662.

このように、Hoffmann 裁判官の判示はインパクトの大きなものであると言えるが、一審判決が掲載されているのが先に引用した Trust law International のみであり、それ以外は部分的な引用にとどまる点を問題視する見解もある。Emma Ford, 'Trustee investment and modern portfolio theory', 10 TLI 4 (1996)103.

(55) R.Nobles, Pension, supra note 11, at 7.

(56) こうした姿勢を内国歳入庁がとる理由として、Nobles は 1920 年の王立委員会報告書において「撤回不能信託」により基金が設立されるべきと勧告した点を重視したことによると考えられる、としている。Id, at 3.

(57) Id, at 3 and 77.

このように事業主に対する払い戻しが認められたことになったが、こうした変更を契機に事業主への払い戻しが妥当であるのかどうか問題とされるようになったのである。すなわち、当該剰余金の原資は事業主の拠出金だけではなく、従業員の拠出金からも形成されていること、年金は従業員の賃金の後払い的性格を有することから、年金債務を既に充足しているとはいえ、剰余金をすべて事業主に払い戻すことは妥当であるのかどうか、受託者がそのようなことをするのは、受益者たる基金加入者の利益に反するのではないかが問題とされたのである(当然のことながら、事業主への支払いが信託証書により許容されていない場合は信託違反になる。ここで問題となるのは、事業主がそうした場合であっても、事業主に支払うことの妥当性である。)[58][59]。

このように、剰余金の取扱の問題は、受託者の責任との関係では、利益相反の問題と考えられることから、以下で検討することにする。なお、この問題において従業員とはいっても、現在の従業員とかつての従業員との関係も問題となるが、この問題は受益者間の公平義務の問題であると考えられるので、検討対象外とする[60]。

第一項　剰余金に関する裁判所の理解

以下では、剰余金に関わる裁判例を取り上げ、裁判所が剰余金についてどのように考えているのかを明らかにする。次に、こうした裁判例における剰余金について、利益相反の見地から検討した Nobles の分析を取り上げる[61]。この Nobles の一連の業績もあり、剰余

---

[58] 例えば、前述した R.Walker は職域年金制度における利益相反の問題を指摘しているが、その中で取り上げられる裁判例は剰余金に関連した事案が多い。R.Walker, supra note 7, at 133.

一方、過剰積立の問題と利益相反の問題について、次のような説明もなされている。1970 年代から 80 年代にかけての良好な投資環境を受けて、内国歳入庁は年金基金の過剰積立規制に乗り出し、その中で、オーバーファンディングを解消するように年金基金に要求するようになった。加えて、大蔵省もそのような規制に同調し、剰余金処分に関して問題となる受託者の義務について、受託者は受益者の最良の利益のために基金を管理しなければならないのは確かであるが、受益者の利益について、企業倒産や失業を避けるために事業主に剰余金を払い戻すことが最良であろう、と受託者が考えるのはもっともである、ということも指摘している、とされる。

しかしながら、こうした大蔵省のような見解に従って、受託者が十分な検討なしに事業主に払い戻せば、加入者の利益のために行動したのかどうかは疑わしいことになると指摘している。See, G.Moffat and S.Ward, 'Occupational Pensions', in R.Lewis, Labour Law in Britain (Blackwell, 1986)407 and 408.

[59] もっとも、Moffat によれば、実際に剰余金を巡り争われた事案は少ないとしている。この理由として、Moffat は剰余金についてあくまで抽象的な問題にすぎず、実際の処理は信託証書の定めに従って(受託者の)裁量権によって処理されていること、それ故に、裁判で問題とされるのは、当該信託証書の解釈あるいは裁量権の行使の態様に関わる問題であることを挙げている。G.Moffat, 'Pension Funds：AFragmentation of Trust Law', 56 MLR 4 (1993)479.

[60] Nobles は利益相反の問題を検討する中で、現在拠出をしている加入者とかつての加入者たる受給者との利益が相反する場合も指摘している。R.Nobles, 'Who is Entitled to the Pension Fund Surplus', 16 ILJ (1987) 172 and 173.

しかしながら、信託法上の利益相反禁止ルールは第二部第二章第二節で取り上げたように、受託者が第三者と取引をする局面が問題となる自己取引禁止ルール及び受託者が受益者と取引をする公正取引ルールが問題となるのである。そうであるから、本文で述べたように、受益者間の取り扱いの問題は受託者の公平義務の問題として論じるべきである。

こうした考えから、本論稿で検討対象外とした次第である。

[61] もっとも、剰余金に関わる利益相反が生じるアクターについて、見解が異なっている。Nobles は事業主と従業員間での利益相反を問題としているが、前述した Walker によれば企業倒産時の剰余金の取り扱

金の取扱について見直され、1995 年法に剰余金の取り扱いに関して規定されることになるのである。

① Re Courage Group Pension Schemes Ryan v. Imperial Brewing & Leisure Ltd(62)

本件は企業買収を行った企業が買収された企業の年金基金における剰余金を自社の従業員の年金基金に利用しようと図った事案である。この事案を担当した Millett 裁判官は傍論ではあるが、剰余金を事業主のために利用できるのか、従業員のために利用すべきかが問題となるとして、本件事案とは直接関係がないもののこの問題について取り上げている(63)。

Millett 裁判官によれば、まず、剰余金とは過去の過剰な積立から生じたものであるとされる。その上で、そうした剰余金は、一見したところ、給付の増額に充てられないものの、払い戻しが可能であるなら、拠出した者に払い戻すべきであるように考えられ、そうであるとすれば、年金制度における拠出者とは事業主と従業員であることから、これらの者に支払えば良さそうであるものの、実際にはそのようにならないと指摘する。その理由として、Millett 裁判官は年金制度における拠出の仕組みについて考察し、従業員には払い戻しを要求する資格はなく、事業主にこそそのような資格があると述べる。すなわち、多くの基金において、従業員は給与の一定割合を拠出するよう定められ、その額自体も事業主と比べて低額であることに加えて、積み立て不足が生じても拠出額の負担を増額するように要求されない地位にいるのに対して、事業主は年金債務を充足するように要求されればそれを充足しなければならず、積み立て不足が生じた場合、その填補責任も負っている。こうしたことから、従業員は剰余金が生じている場合にそれについて何かを要求できる権利はなく、その一方で、事業主は自身が拠出しなくとも従業員に対して拠出を続けるように要求すべきであり、事業主が従業員拠出の減額及び停止を選択したとしても、それは事業主が良好な労使関係を維持したいという恩恵であると指摘している。

Millett 裁判官は年金基金における拠出金の負担構造に着目し、事業主が重い拠出責任を負う実態を重視して、剰余金の取扱はあくまで事業主が決定することであり、従業員はそれについて何ら資格がないと判断しているのである。

② Re Imperial Foods Ltd's Pension Scheme(64)

本件の事案は次のとおりである。Imperial Foods 社では年金規約において企業譲渡により譲渡会社に勤務する従業員の年金に関する取り扱いが定められていた。それによると、買収企業による従業員の年金権保全のために、基金のアクチャリーは規約に定められてい

いを巡って、会社債権者と基金加入者及び受給者間の利益相反を問題とする。Walker は Re William Markin & Sons [1993] OPLR 171, British Coal Corporation v British Coal Staff Superannuation Scheme Trustees [1994] OPLR 51, Manning v Drexel Burham Lambert Holdings [1994] OPLR 71 といった裁判例を挙げ、この問題について検討している。

(62) [1987] 1 All ER 528.

(63) [1987] 1 All ER 545.

(64) [1986] 1 W.L.R. 717. 本件について、R.Nobles, supra note 60, at 170 においても取り上げられている。

る算定方式により年金額を計算しなければならないこととされていた。同社の子会社 2 社が譲渡されることになったのであるが、譲渡先の年金基金において同社の規約に基づいて年金額を算定することが拒否されたため、この取り扱いが問題とされた。

裁判では算定方式について争われたが、剰余金についても言及されている。本件を担当した Walton 裁判官は「剰余金は、当然のことながら、事業主によりなされたバランスコスト以上の追加的な拠出を表す」と言及している(65)。

③　Mettoy Pension Trustee Ltd v. Evans(66)

この事案は Mettoy 社が破産したことに伴い、同社の年金基金も解散することになったのであるが、解散手続きの中で加入者に対する払い戻し等が終了した後になお、年金財産が剰余金として残っていた。破産管財人としてはこの剰余金を事業主に払い戻すべきかどうかが問題になった。すなわち、事業主に払い戻すことができることになれば、その払い戻された金銭を債権者が差し押さえることが可能になるものの、払い戻すことができないとなれば事業主の固有財産ではなくなり、差し押さえることができないため、剰余金の帰趨が問題とされたのである。

Warner 裁判官は、剰余金とは基金の資産価値が義務的給付をなすのに必要とされる総資産額を超過したものであると言及するにとどまる(67)(68)。

④　Icarus (Hertford) Limited v. Driscoll(69)

事案の概要は次の通りである。1973 年に、X と Prudential 保険会社との間で信託証書が作成され、1970 年財政法 19 条 2 項(c)により X を受託者とし、従業員に対する年金給付を目的とする基金が設立された。この基金はいわゆる保険型基金である。この基金は X 以外に他社も加わっていて、X は主要事業主と信託証書に定められていた。また、信託証書には基金が終了する場合についても定められており、それによると、加入者が権利を有する年金は保証されること、基金終了時において勤続中に支給を繰り延べた年金は保証されること、とされた。

1985 年 4 月 4 日、X は支払い不能となったことから、強制管理(receivership)が開始され、同年 11 月 8 日、A が破産管財人に選任された。こうした状況から、基金の剰余金の取扱が問題となったのである。判決において、Aldous 裁判官は剰余金の性質について次のような判断を示した。

---

(65) Id, at 725.
(66) (1990) 1WLR, 1587.
(67) (1990) 1WLR, 1593.
(68) なお、信認関係にあると解された管財人についても、受益者たる加入者の利益と会社財産に権原を有する者、すなわち、債権者と潜在的拠出者間とのバランスを取らねばならない義務があると言及している。Id, at 1616.
(69) [1990] PLR 1.

「当該剰余金は、多くの場合、生命保険が奏功した結果として生じたのであり、基金が終了しない場合には、基金の財産が加入者の年金債務を充足するのに利用される一方で、事業主は自身の拠出を減額できたであろう。この意味で、剰余金は基金の終了以前の事業主による過度の積立の結果生じたものである。」(70)

こうした解釈は剰余金が事業主による過剰積立であると考える先例に従っているという評価がなされている(71)。

⑤ Davis v. Richards & Wallington Industries Ltd(72)

被告 Richards & Wallington 社は 1975 年にグループ企業の従業員のために年金基金を設置していたが、数年後に同社は経営不振に陥った。強制管理(receivership)が開始されたことを受け、1982 年に破産管財人が同基金の解散を決定した。しかしながら、同基金には剰余金およそ 3 万ポンド存在したため、この処分について、被告の受託者である原告 Davis らが剰余金の処分についての判断を裁判所に求めた事案である。

Scott 裁判官は次のような判断を示した。まず、基金の財源について、従業員拠出金、関連基金からの拠出金、事業主拠出金があり、本件では、従業員拠出金の割合は 5%と定められていること、この拠出金と関連基金からの拠出金とは事業主拠出金を前提として定められていること、事業主拠出金はこれら二つの拠出金により給付を賄えない場合に不足分を拠出する意味があること、といった点を指摘する(73)。その上で、上記二つの拠出金で給付を賄えるのであれば、事業主拠出金は不要となるであろうが、実際にはそのようなことは少なく、最もありうるのは事業主が給付を賄うために拠出することであって、そうであるとすれば、剰余金の全部が事業主拠出金から形成されていると考えるべきである、と判示する(74)。

Scott 裁判官は、年金給付は従業員拠出金では到底賄えるものではなく、事業主拠出金があって初めて賄えるものであり、そうであるとすれば、剰余金とは事業主の過剰な拠出金により形成されたものと考えるのである(75)。

(6) 以上のように、裁判例において、剰余金の取扱について、抽象的に加入者には自身のために利用されるように要求する権利はないとする判示、信託証書に規定がある場合、当該規定に従い処理すればよいとする判示がある。また、剰余金は過度な事業主拠出により生じたものとする判示がある。

こうした見解に対して、剰余金の基本的な性質を問い直し、剰余金は従業員のものであ

(70) [1990] PLR 5.
(71) R.Nobles, 'Don't Trust the Trustee', 53 MLR (1990)378 and 379.
(72) [1991] 2 All ER 563.
(73) Id, at 594.
(74) Ibid.
(75) Scott 裁判官は給付を賄うために過度の拠出をしている点を指摘している。Id, at 594.

るから、事業主に対して自由に処分してはならない、とする見解も現れることになる。それについて次に検討する。

第二項　学説による批判

第一項で取り上げた裁判例のうち、信託証書の解釈問題とした Mettoy Pension 事件以外は、剰余金の原資は事業主拠出にあること、それ故に、事業主に剰余金を支払うべきこと判断している。このように、裁判例はおおよそ事業主拠出に着目して、事業主への支払いの妥当性を論じている。

しかしながら、こうした裁判例においては、退職年金の法的性質について問題とせずに議論されていた点に着目して、退職年金が賃金の後払いであり、事業主拠出分は賃金の支払いとなることから、事業主拠出分により形成された剰余金は賃金から形成されたといえるとして、事業主への剰余金の支払いを認めることを問題視する見解が現れた。その代表的な論者が R.Nobles である。この Nobles の見解は 1980 年代に公表した自身の論文において説かれたのであるが(76)、Maxwell 事件後の年金法改革委員会において、企業年金上の問題として剰余金が検討される際にも取り上げられ、1995 年年金法に剰余金の事業主への支払いが制限されるに至ったのである。1995 年年金法における受託者責任の規定を論じるためには、この Nobles の見解を理解する必要があろう。こうしたことから、以下では、Nobles が剰余金の問題を忠実義務の見地からどのように論じたのか、を取り上げることにする(77)。

(1)　退職年金の法的性質

Nobles は「剰余金の事業主への支払いが従業員の利益に相反する」という議論を立論するに当たり、退職年金の法的性質を問題とする。退職年金については、当初は事業主が恩恵として従業員に対して支給していたものの、労使間の協調といった観点から、従業員も事業主とともに拠出をする年金制度が現れた、ということは第二部第一章において言及した。この年金制度は単なる事業主の恩恵であるとは言えないことは明らかである。しかしながら、退職年金の法的性質については、必ずしも明らかではなかった。こうしたことから、Nobles は退職年金についての法的性質を明らかにした次の裁判例を取り上げ論じている。それが Parry v. Cleaver 貴族院判決(78)及び同判決を踏襲した The Halcyon Skies(79)で

---

(76) Nobles が剰余金の問題を論じた論文として、これまで引用したものも含めて、次のようなものがある。'Conflicts of Interest in Trustees' Management of Pension Funds', 14 ILJ 1(1985); 'Pensions The New Framework', 49 MLR 42(1986); 'Who is Entitled to the Pension Fund Surplus', 16 ILJ 164 (1987); 'Don't Trust the Trustee', 53 MLR 377 (1990); 'Who owns a pension scheme surplus?',19 ILJ 204 (1990).

(77) なお、Nobles は利益相反の問題を検討する中で、現在拠出をしている加入者とかつての加入者たる受給者との利益が相反する場合も指摘している。R. Nobles,supra note 64, at 172 and 173.

しかしながら、この問題について 1995 年法及び 2004 年法は扱っていないことから、本論稿では検討対象外とし、別途検討する次第である。

(78) [1969] 1 All ER 555 HL, at 560 ; (1970) A.C.1.

(79) [1976] 1 All ER 856.

ある。

まず、Parry v. Cleaver 貴族院判決において、Reid 卿は拠出年金の法的性質について問題にしている。判旨の中で、Reid 卿は事業主と従業員間において週当たり 20 ポンドの賃金を支払う合意と週当たり 4 ポンドの拠出金を年金基金に支払うことも合意をした例を持ち出して、そのような場合には、24 ポンドが賃金となり、その中の年金基金に支払われる 4 ポンドは賃金の後払いであると述べる(80)。しかしながら、このように考えた理由について、Reid 卿は明示していない。

また、この事例において、拠出金の負担について、従業員負担部分が拠出金 4 ポンドのうち 1 ポンド(あるいは 3 ポンド)であり、残りの 3 ポンド(あるいは 1 ポンド)が事業主負担部分であるとするといった負担部分については検討しないとしている。こうした前提であることから、従業員負担部分について、検討しないことになっている。

次に、The Halcyon Skies では、Parry v. Cleaver の Reid 卿の判示を引用し、この判示は年金基金への拠出についての性格を説明しており、それによると従業員拠出だけではなく事業主拠出も広い意味で従業員の賃金の一部であるとみなすのが適切でありうると指摘する(81)。

(2) 剰余金の法的性質

Nobles はこうした裁判例に着目して、退職年金の法的性質を賃金の後払いであると主張し、そこから、剰余金の法的性質にもこの考えを拡張していく。すなわち、退職年金のための事業主拠出が賃金の支払いであるという理解のもとで、年金財産は従業員の賃金の後払いのために形成されているのであるから、当該財産から形成された剰余金について従業員は保有する資格がある、と主張するのである(82)。

このように Nobles は事業主負担部分について賃金の支払いであると理解し、こうした論を展開している。もっとも、事業主の負担を正当化するロジックを指摘している見解もあり、この点について直接 Nobles の見解を対象として指摘しているわけではないが、Moffat は次のようなことを指摘している。すなわち、剰余金についての前述したような理解からすれば、従業員の年金債務自体は充足されている点、事業主は積立金の評価により明らかになる積立不足を解消する責任があるので、事業主が剰余金から利益を受けるのが公正ではないのかという点である(83)。

こうした点について Nobles の議論は歯切れ悪い。従業員が拠出をしようとしまいと、従

(80) (1970) A.C.16.
(81) Id, at 864.
(82) R. Nobles,supra note 64, at 167.
(83) 従業員の拠出率は固定されており、何らかの事情により年金債務が基金財産を上回るような事態が生じた場合には、事業主は従業員拠出分では不足する部分全てを補わなければならない。そうであるとすれば、事業主が給付の確保のために過剰な拠出を強いられることになるのであって、そうした事情を考えると、剰余金が生じていることから直ちに従業員の給付の増額に利用することに利用するのが妥当であるのか、といった点も問題にしている。G.Moffat, supra note 59, at 478 and 479..

業員は労務を提供して年金を得ること、また、拠出した場合を想定した指摘であると考えられるが、拠出した従業員はその拠出金が年金の給付以外に用いられることはないと期待していること、更には、契約の観点から、剰余金から給付を受けるよう請求できるとさえ述べている(84)。第一の点については前述した通りであるが、第二の主張については、期待が保護される法的根拠が不明確であること、第三の主張については契約上請求できるとしているがどのような契約上の根拠により請求できるのか、といった点について明らかにしていない。こうした点について難点がある。

以上のように、Nobles の議論は、主として、従業員拠出がなされている点から退職年金の法的性質について賃金の後払いであるとし、そのうえで、退職年金がそうした賃金の後払いであることから、退職年金の原資たる年金財産についても従業員が権限を有すると考え、そのような性質である年金財産から生じる剰余金についても従業員がそれに対して権限を有することになる、という議論を展開するのである。もっとも、Moffat が指摘したような欠点について、Nobles は反論をしていない点は、この理論の問題であるといえる。こうした理解のもとで、Nobles は前述した裁判例を批判し、「剰余金について従業員が権限を有する」という議論を展開していくのである。

小括

本節では職域年金制度において信託法上の受託者責任がどのように適用されているのかを取り上げた。その検討の結果、忠実義務では自己投資と剰余金の処遇が問題とされたこと、注意義務では、必要とされる注意水準の程度、投資判断の基準が問題とされ、更には、これらの両義務に関わる問題として社会倫理的投資が問題とされたことが明らかになった。

もっとも、裁判例では争点とはならなかったものの、学説で義務の観点から問題があるとされた論点もある。とりわけ、剰余金の取り扱いについては学説が信託法の観点から顕在化させた争点であったといえよう。

第二章における検討結果

信託法における注意義務及び忠実義務の生成過程及びその確立、そうした信託法理が職域年金制度においてどのように適用されているのか、について検討してきた。

信託法上の注意義務については、学説により見解が分かれているものの、基本的には、コモン・ロー上の寄託契約を基本として発展し、それが一般的な事務処理上要求される注意義務及びその水準としてだけではなく、投資や信託事務の委任という局面においても問題とされていたことが明らかになった。そして、こうした経緯から、投資と委任の局面において 1925 年受託者法及び 1961 年受託者投資法による規律を受けることになったのであ

(84) R. Nobles, supra note 64, at 205.

った。

一方、忠実義務については、18 世紀および 19 世紀において既に、利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールといった忠実義務を具体化したルールが判例法理により形成・確立されていたことが確認された。また、これらのルールとは内容的に競合するものの、その要件において特に異なっていた秘匿利益禁止ルールについても、19 世紀後半には裁判例により用いられていたことも明らかになった。

もっとも、これらのルールは注意義務とは異なり、制定法による規律が明示的になされることがなく、判例法理として運用されるにとどまっていた。この点は注意義務との特徴的な違いである。

以上のような信託法上のルール、とりわけ、秘匿利益禁止ルール以外のルールが職域年金制度において問題とされ、また、学説上、問題とされるようになったことも明らかになった。こうした問題について一定程度の解決を試みたのが、1995 年年金法であるといえるが、同法においてこれらの問題がどのように規律されるようになったのか、を検討するのが次の課題である。

第三章　基本法の制定――1995 年年金法と 2004 年年金法――

前章ではイングランドにおける注意義務、忠実義務といった受託者責任の形成・発展及びそれらの法理が職域年金制度のコンテクストにおいてどのように問題とされ、解決されたのか、ということを論じた。こうした議論を見ると、イングランドでは企業年金信託に関連した裁判例があり、わが国と同様に職域年金制度を規律する制定法が存在してもよさそうである。しかしながら、これまで部分的に指摘したように、イングランドにおいては、第二部第一章で取り上げた財政法に表されるような税制優遇措置を定める法律や後述するような公的年金制度からの適用除外に関連して職域年金制度を規律する社会保障法などがあっても、職域年金制度を規律する制定法が存在しなかったのである。こうした状況が一変するのが 1990 年代であって、1995 年に、信託法による規律以外に、職域年金制度一般を規律する基本法が制定され、同法において受託者の行為責任が規定されることになった。それが 1995 年年金法である。また、2004 年には同法を部分的に修正した 2004 年年金法が制定された。1921 年財政法が制定されて以来 70 年以上を経て、突如として、職域年金制度を規律する制定法が制定された経緯にはどのようなことがあったのか、この点について明らかにすることはイングランドの職域年金制度を理解するうえで必要不可欠なことであろう。

もっとも、こうした点を検討するには、一定の視点が必要となるのであって、その視点とはこうである。基本法がないまま制度発足以来半世紀以上も運用されていた点を踏まえると、基本法の制定にまで至るのにはそれなりの経緯があり、問題点が認識されていたはずである。こうしたことから、1995 年法制定の直接的な経緯明らかにするだけでは、なぜ 1995 年法まで基本法が必要とされていなかったのかを説明することにはならず、そうした点について検討することこそ、イングランドにおける職域年金制度の特色を理解することになろう。職域年金制度に関連して受託者責任についてどのように考えられてきたのか、あるいは、考えられていなかったのかを知ることはイングランドを比較研究するにあたって、必要なことであろう。本章の課題の一つは、こうした 1995 年年金法以前の動向について明らかにすることである。

次に、イングランドにおける現行の年金法(1995 年年金法及び 2004 年年金法)がどのような構造となっているのか、すなわち、これまで検討した受託者責任についてこれらの制定法ではどのように規定されているのかが問題となる。第二部第二章第三節で取り上げた裁判例は、現在の学説において取り上げられている裁判例であるが、既存の信託法理を応用した裁判例も存在していることから、信託法理と職域年金制度に関する裁判例とのかい離があると言え、こうした点について 1995 年法及び 2004 年法はどのように対応したのか、という点が興味深い。

更に、これらの制定法では受託者の義務に関するエンフォースメントのためにどのような仕組みを設けているのかが問題となる。第一部第三章で取り上げたが、わが国の確定給

付企業年金法において、受託者責任を規定するだけではなく、義務のエンフォースメントのために、行政による規制監督、実現しなかったものの、義務が適切に履行されなかった場合の備えとして支払保証制度が議論されていた。義務を定めることでは不十分であるとし、義務履行確保のための方策と履行できなかった場合の対応をどうすべきかが論じられていたのである。わが国におけるこうした議論と同様の議論が、95 年法及び 2004 年法といった職域年金制度の基本法制定に当たり論じられなかったのか、また、法律上どのような規定が置かれたのか、といった点について検討する必要があるといえる。

以上のような問題意識に沿って、以下の事柄について検討していく。第一に、1995 年年金法制定以前の動向である。前述したように 19 世紀末に職域年金制度のスキームとして信託が用いられてきたのであるが、1995 年年金法に至るまで制定法により受託者の責任を規律しようとする試みがなかったのかどうか、あるとしたらなぜ実現できなかったのか、なかったとしたらどのような理由で試みられなかったのか、ということが問題となる。そのため、この問題を検討する必要性があるといえるが、その際に参考となるのが職域年金制度と機能的に競合する公的年金制度における職域年金制度に対する議論である。イングランドでは 1959 年、1973 年、1975 年と公的年金制度における所得比例年金が実施されたのであるが、所得比例年金以上の水準の年金を従業員に提供する職域年金は公的所得比例年金制度から適用除外をすることが認められてきた。そうしたことから、適用除外をする職域年金は企業における単なる福利厚生の一環という性格から公的年金制度の機能の一部を担う存在へと転換したといえる。そうであるなら、制度の運営上、職域年金には何らかの規制・監督が図られることになる可能性が考えられ、適用除外を契機とした職域年金に対する規制・監督に関する議論があったのかどうか、あるとしたらどのようなことが論じられたのか、ということを検討する必要があろう。

第二に、職域年金を規律する法律として制定された 1995 年年金法を検討する。同法以前では職域年金制度を規律する制定法が存在しなかったにもかかわらず、突如として基本法が制定されることになった。この背景にはどのようなことがあるのか、また、受託者責任及びそのエンフォースメントのための仕組みについてどのようなことが規定されているのか、といった点について検討をすることになる。

第二に、2004 年年金法について検討する。検討内容は 1995 年年金法と同様であるが、1995 年法があるにもかかわらず、同法が制定されるに至った経緯にはどのようなことがあるのか、これについても検討することになる。

以上のことから、本章の課題は第一に、公的年金制度との関係で職域年金制度に対する規制・監督を巡る議論、第二に、1995 年年金法制定過程及び 1995 年年金法の受託者責任の規定、第三に、2004 年年金法の制定過程において問題とされた点及び 2004 年年金法上の受託者責任の規定、の三点である。

なお、検討に当たり、以下の点に検討対象を限定した。まず、本章では 1995 年年金法及び 2004 年年金法が主たる検討対象となるが、これらの法律は膨大な条文から構成されてお

り、そのすべてを検討することは困難である。序説で示したように、両法律において受託者責任が規定されているのかどうか、規定されているとして、どのように規定されているのか、その条文が設けられた趣旨は何か、また、イングランドにおける職域年金制度の基本法は受託者の義務を定める以外に、そうした義務の履行を担保するためにどのような仕組みを設けているのか、あるとして、どのように機能することとされているのか、といった点に焦点を絞り検討することになる。次に、1980 年の Gower 報告、1986 年金融サーヴィス法及び 2000 年金融サーヴィス法、1986 年社会保障法について検討対象外とした。先の三つは金融システムに関する規制を内容としており、金融システムにおいて企業年金基金が巨額な資産を有し、機関投資家として大きな地位を占めていることから、金融規制と企業年金基金とは関係が深い。そうであるから、金融サーヴィス法は年金基金の株式投資に関連するため、本来であれば検討対象とすべきである。しかしながら、検討をする上で金融システムに関する理解も必要となり、また、必ずしもそうした検討をしなくとも受託者責任の検討には支障がないため、検討対象外としたのである。この点は別途検討する次第である。更に、1986 年法は Thatcher 政権が公的年金制度の縮小を図り、職域年金制度の拡大を図った集大成といえるが、同法による職域年金制度の普及促進策は確定拠出年金制度の実施により図られたのであり、この点から、確定給付年金を検討するという本論稿の問題設定から外れるため、検討対象外とした。

第一節　公的年金制度の実施と職域年金制度

以下では公的年金制度との関係において、職域年金に対する規制・監督についてどのようなことが論じられたのかを検討する。

まず、第一款において、1946 年国民保険法が成立するまでの期間、公的年金制度の役割についてどのようなことが論じられてきたのかを確認する。この時期は職域年金の規制・監督というよりも、公的年金制度を実施すべきかどうか、実施するとしてどのように運営するのかという点が専ら論じられたのであるが、公的年金制度と職域年金制度との関係について論じられたこと、とりわけ、Beveridge 報告で示された両制度間の関係についての態度が、20 世紀後半に国家が所得比例年金制度を実施する際に多大な影響を及ぼしたことから、この期間の議論を確認する必要がある。

第二款では 1959 年国民保険法を取り上げる。同法によりイングランドにおいて初めて公的年金制度において所得比例年金を実施することになったのであるが、国家が所得比例年金を実施するようになると、同じく所得比例年金を提供する職域年金制度と機能的に競合することになる。そうしたことから、公的年金制度と職域年金制度との調整が問題とされ、その結果として適用除外が実施されることになるが、このことは職域年金制度が公的年金制度の機能の一部を担うことを意味し、そのような機能を担うことに伴い、職域年金制度に対して何らかの規制・監督を及ぼす必要性が生じてくるはずである。そのため、1959 年

法の立法過程において職域年金制度に対する規制・監督についてどのようなことが論じられたのかを確認する必要があるため、1959 年法を検討することにする。

第三款では、1973 年社会保障法及び 1975 年社会保障年金法を主として取り上げる。1973 年法により 1959 年法により実施された段階的年金制度に代わり、国家積立制度が実施されることになり、加えて、職域年金に対する規制・監督機関として職域年金委員会が設置された。この職域年金委員会は、1973 年法を廃止して制定された 1975 年社会保障年金法においても廃止されることなく、存続することとされた。この点から、監督機関としての職域年金委員会について検討する必要があることから、73 年法及び 75 年法を検討することにする。

第一款　1946 年国民保険法成立までの動向

第二部第一章において明らかにしたように、職域年金制度は 19 世紀末に実施されるようになり、1921 年財政法及び 1927 年年金等積立法を契機に戦間期から拡大していった。このように事業主の任意設立による職域年金制度が普及する一方で、政治的社会的に公的年金制度の必要性が論じられるようになった。この公的年金制度は 1908 年老齢年金法の制定によって実現し、以後、発展していくことになる。もっとも、このような公的年金制度は引退後の所得保障という機能の点で職域年金制度と同様の機能を有することから、公的年金制度が職域年金制度に対してどのような影響を与えることになるかが問題となる。

こうしたことから、以下では、1908 年老齢年金法から 1946 年国民保険法制定までの間に、公的年金制度と競合することになる職域年金制度について問題とされなかったのかどうか、問題とされなかったとしたら、その原因はどのようなことであるのか、という点について検討する。

第一項　Beveridge 報告以前の状況

(1)　公的年金制度実施の背景

19 世紀のイングランドにおいて、年金制度が必要と考えられるようになった背景には、前述したような引退後における貧困問題の発見がある(第二部第一章参照)。当時隆盛した統計学を用いて、貧困に陥っている人々の調査がなされたことで、引退した人々の貧困状況が客観的に把握された。このような調査で業績を挙げたのが Booth と Rowntree である。

まず、Booth は貧困について平均的家庭において週 18 から 20 シリングの所得を得ることと定義をして、ロンドンの労働者を調査した(1)。その結果、人口のおよそ 30%が貧困に該当することが明らかになったのである。当時、救貧法による保護を受けていたのは人口の 2.9%程度とされたことから、貧困状態にある人々が実際には多数存在していたことが分

(1) Ogus, 'Great Britain', in P.A. Kohler and H.F.Zacher (ed), The Evolution of Social Insurance 1881-1981(London：F. Pinter,1982)166.　嵩さやか『年金制度と国家の役割』(東京大学出版会・2005 年)49 頁。

かる[2]。Booth の調査により、貧困状態にある人々は考えられていた以上に多く存在していたことが明らかになったのであった。

一方、Booth に続いて、Rowntree も貧困問題の調査に着手した。Booth の調査と同様に、Rowntree による調査によっても人口のおよそ 28%が貧困状態にあることが明らかになった[3]。

以上のような調査により、政府も老齢者の貧困問題を無視するわけにはいかなくなり、この問題の是正が政策課題とされ、国家として年金制度を実施することが目指されるようになった。しかしながら、その検討の中で問題が生じた。国家が実施する年金制度について、①全労働者を対象に強制的に年金制度に拠出させる方式[4]、②任意拠出方式[5]、③非拠出方式[6]、という 3 つの方式が論じられたものの、強制拠出方式に対しては労働者階級に広まっている倹約と自助の慣習を損なうという批判がよせられ[7]、また、任意拠出方式には拠出可能なほど所得を得ていない臨時労働者や低賃金労働者、女子労働者にとっては何ら有効な方式でないという批判がよせられ[8]、更に、非拠出方式に対しては大蔵省が国庫負担の増大を理由に反対していたことがあり[9]、どのような方式で年金制度を実施するのかを決定することが困難となったのであった。

これらの批判のうち、「労働者階級に広まっている自助と倹約の慣習を損なう」という批判が注目される。職域年金制度が普及していく当初、「自助と倹約の精神」を強調して事業主側が年金制度を実施していったことについて前述した(第二部第一章第一節参照)。こうした批判の中には具体的に職域年金制度に悪影響を及ぼすと指摘した論調を確認できないものの、この当時においては職域年金制度が「自助と倹約」のために実施されていたことからすれば、公的年金制度が職域年金制度に対して悪影響を及ぼすと考えられたとも推測できる。そうであると考えるならば、公的年金制度の実施段階において、職域年金制度との関係性が意識されていたといえよう。

以上のような批判が寄せられたのであるが、非拠出方式が政府内で支持されたことで、流れが変わっていく。1899 年 4 月に設置された Chaplin 委員会が、Booth の議論の影響を受け、非拠出方式の年金制度を提案したのであった。この報告書によれば、拠出の方式以外にミーンズテストや人格要件も提案している[10]。非拠出方式に加えて、ミーンズテスト

---

[2] Ibid.
[3] Ogus, supra note 52, at 166.　嵩・前掲注(1)49 頁。
[4] 強制拠出方式は Blackley が「国民保険」と題する論文を公刊して主張していた。See, Blackley, 'National Insurance', Nineteenth Century, Nobember (1878)834-857.
[5] Chamberlain が主張した。See, J.Chamberlain, 'Old-Age Pensions', The National Review, No.108, February (1892), at 736.
[6] Booth が提唱した。See,C.Booth, 'Enumeration and Classification of Paupers, and State Pensions for the Aged', 54 Journal of the Royal Statistical Society (1891)639 and 640.
[7] P.Thane,'Non-Contributory Versus Insurance Pensions 1878-1908', in P. Thane (ed), The Origins of British Social Policy (London：Croom Helm,1978)87.
[8] Id, at 85.
[9] P.Thane, Foundations of the Welfare State, 2nd ed (London；New York：Longman, 1996)76.
[10] Report from the Select Committee on Aged Deserving Poor, H.C 296 (1899),para56.

などの受給要件が加えられた理由について、「救済に値する老齢貧困者」の境遇の改善と自発的な倹約努力を阻害しないという目的に由来すると説明されている(11)。国家が年金制度を実施するとしても、「救済に値する老齢貧困者」の救済のためとされたことから、職域年金制度のような自発的な倹約努力とは趣旨を異にする。この点から、公的年金制度と職域年金制度は棲み分けがなされたといえる。

こうした非拠出方式の年金制度が政府内の委員会で提案されると、この方式に反対していた大蔵省も立場を変えて、年 700 万ポンドという国庫負担の上限を設け、賛成に転じることとなった(12)。

(2) 1908 年老齢年金法の概要

このような背景があり、1908 年老齢年金法が成立した。同法は受給要件として、2 条に、70 歳に達していること、年金受給時まで最低 20 年間イングランド国民であり、連合王国に居住していること、1 年あたりの収入が 31 ポンド 10 シリングを超えないことなどを規定した。また、財源について 10 条 4 項に、国庫が負担することが規定した。

この 1908 年法は非拠出方式を採用したこともあり、職域年金を実施する企業からは特に問題視されることがなかったようである。

しかしながら、非拠出方式は国家の財政負担が膨大となることは明白であり、これの財政負担が問題とされ、国家が被保険者に保険料の拠出を求めるようになると、職域年金との関係で重複し、問題が生じる。それが問題となるのは 1925 年法による拠出方式の年金制度の実施であった。

(3) 1925 年寡婦・孤児及び老齢者拠出制年金法制定の背景と概要

1908 年老齢年金法による年金制度は 1919 年に資産制限などの撤廃及び給付額の引き上げ等の改正がなされたものの(13)、非拠出方式は維持された。しかしながら、非拠出方式を継続することが次第に困難になる。制度実施以来、受給者数が増加の一途をたどり、1914

---

(11) 小室輝久「1899 年チャプラン委員会報告書について」法学 63 号(1999 年)1047 頁、嵩・前掲注(1)57-58 頁。

(12) 嵩・前掲注(1)59 頁。

(13) 1919 年に老齢年金に関する部門委員会(通称、Adkins 委員会)が設置され、同委員会に置いて年金の支給額及び支給要件についての検討がなされることになった。同委員会における検討の結果、インフレにより年金の実質価値が低下していることが確認され、この低下した年金の給付水準を第一次世界大戦以前の水準に回復するために、週 7 シリング 6 ペンスから週 10 シリングに引き上げることが提案された。また、資産制限については、同委員会は多数派と少数派に見解が分かれている。多数派は、友愛組合や貯蓄銀行を利用して倹約に努め貯蓄を行ったものの、そのような貯蓄が年金の受給資格の判定に不利に作用すること、資力調査方法が画一的でないことなどの問題が批判されていたことを考慮して、資産制限を撤廃し、70 歳以上のすべての国民に老齢年金を付与する普遍的年金を提案した。一方、少数派は多数派の提案する普遍的年金制度には財源について十分な検討がなされていないことを指摘し、異議を唱えている。

以上の報告書を受けて、Lloyd George 内閣は 1919 年老齢年金改正法を成立させ、報告書の提案した年金の給付額の引き上げについて採用し、資産制限の撤廃については従来の 31 ポンド 10 シリングから 49 ポンド 17 シリング 6 ペンスに制限額を引き上げるにとどまった。嵩・前掲注(1)62-65 頁。

年には90万人以上であったが、1920年代になると100万人以上となり(14)、財政負担も1914年には1,400万ポンドであったが、1920年代になると2,500万ポンド以上となり、巨大化した年金制度を維持する財政負担が巨額になったのである(15)。

このようなことから、拠出制の導入が図られるようになり、拠出制の制度設計についてBroadやBeveridgeらの提案がなされたが、拠出制の制度設計にあたって、Anderson委員会が重要な役割を果たしたとされる(16)。同委員会は完全な拠出制への移行は賃金を得ていない人々を切り捨てることになるという理由で反対し、また、国民保険とは独立した拠出制年金制度も不公平であることを理由として反対した。その結果、65歳から70歳までの限定的な拠出制年金制度を提示することになった、とされる(17)。

こうした議論を経て、1925年法が制定されることになった。同法が対象とする被保険者は1924年国民保健法の被保険者であるとされた(2条)のであるが、この国民保健法の被保険者は基本的には16歳以上の被用者であるとされ、1908年法とは異なり、資産制限がないことから、16歳以上の被用者すべてを対象としている点が特徴である(18)。また、このように被保険者の拡大に伴い、非拠出方式ではなく、賦課方式を採用した(19)。更に、これらの制度は労働者の自助努力を助長するにとどまり、倹約を阻害しないように意図されていたという(20)。

このように、1925年法は国庫負担の軽減の観点から、拠出制を採用しただけではなく、年金受給者の増大も見越して、保険料の段階的引き上げも予定し、また、労働者の自助を促進することを意図して1908年法の問題を是正した意義があろう。

(4) 公的年金制度に対する対立

もっとも、これらの公的年金制度に対して、事業主側は肯定的であったわけではない。公的年金制度に反対する立場からは、年金制度の実施により、租税負担だけではなく、事業主に要求されることになった国民保険料の納付が負担となったこと、そして、それらが労働コストを上昇させたことが問題とされた(21)。また、公的年金制度の実施によって、個人の貯蓄を通じた自助が損なわれる懸念も主張された(22)。政府が自助を損なわないように配慮していたとしても、事業主側はそうとは受け取らなかったのである。

---

(14) M.Bruce, The coming of the welfare state, 4th ed (London：Batsford, 1968)246.　嵩・前掲注(1)66頁。
(15) Ibid.
(16) 嵩・前掲注(1)69頁。
(17) 嵩・前掲注(1)69-70頁。
(18) 嵩・前掲注(1)70頁。
(19) もっとも、拠出方式を採用したとしても、給付が増額していくことが当然のことながら予想され、また、それに応じた国庫負担の軽減を図る必要もあるから、保険料が段階的に増額していく措置も取られた。嵩・前掲注(1)73-74頁。
(20) 1925年法制定時の保健大臣であったNeville Chamberlainは議会においてこのような趣旨を述べている。H.C.Debates, 5th series, vol.184, 18 May 1925, c 79.
(21) L.Hannah, Inventing Retirement (Cambridge university press, 1986)17.
(22) Id, at 18.

このように事業主側で反対論が主張されている中で、1908 年法と 1925 年法の施行延期を求める運動も行われることになった。例えば、ロンドンにおいて 1908 年法の施行延期を求める運動がおこり、銀行員、実業家、鉄道会社役員をはじめとする 2,000 名の署名がなされた[23]。また、業界雑誌の中には、1908 年法は良好な労使間関係により支えられている企業の年金制度を損なうとして批判するものもあった[24]。

しかしながら、公的年金制度に対して肯定的に考える者も存在した。前述した Rowntree や Booth は、事業主であったものの、国家による年金制度について賛成していた。また、事業主から形成される圧力団体の中にも、賛成した団体が存在していた。例えば、バーミンガム商工会議所は拠出制の公的年金を強く求めていたとされる[25]。

このように、事業主側の公的年金制度に対する態度は賛否両論であったが、公的年金制度の実施を図る政府あるいは公的年金制度に賛成する事業主の間では、公的年金制度が実施されるとして、職域年金制度との関係をどのようにすべきなのかといった点にまで議論が及ぶことはなったようである。こうした事態の背景について、推測になるが、公的年金制度の実施の可否そのものに議論が集中したため、それ以外の問題については論点とはならなかったか、論点とされていたとしても、公的年金制度の実施如何という問題に比べてプライオリティーが低いと判断され、注目を集めなかったことがあると考えられる。

このような状態のまま 1940 年代の Beveridge 報告及びそれに基づく 1946 年国民保険法制定へと至るのであった。

第二項　Beveridge 体制―職域年金と公的年金の併存

「イングランドの社会保障システムは、その報告で提示された基本構造に依然として基づいている」[26]とイギリスの社会保障法学者である Neville Harris は述べる。また、歴史学者 Jose Harris は Beveridge 報告を「イングランド福祉国家の Magna Carta である、と広く考えられている」[27]と述べている。イングランド初の全国民を対象とした社会保険制度である国民保険制度を実施した 1946 年国民保険法は、この Beveridge 報告を踏襲して設計された事実[28]を踏まえると、こうした評価についてヨリ良く理解できよう。こうしたイングランドの社会保障制度の骨格となった Beveridge 報告において、公的年金と職域年金との関係についてどのように考えられていたのか、あるいは、考えられていなかったのか、

---

[23] Id, n 13, at 18.
[24] ロバート・フィッツジェラルド(著)、山本通(訳)『イギリス企業福祉論』(白桃書房・2001 年)100 頁、Journal of Gas Lighting, 18 Feb.1908 at 223,12 May 1908 at 345, 11 Aug. 1908 at 298.　なお、大原社会問題研究所雑誌 530 号(2003 年)61-63 頁に邦訳書の書評が掲載されている。
[25] Hannah, supra note 6, at 18.
[26] N.Harris (ed), Social Security Law in Context (Oxford: Oxford University Press, 2000)87.
[27] J.Harris, Beveridge's Social and Political Thought：Its Origins and Outcomes' in J.Hills, J.Ditch, and H.Glennerster (eds), Beveridge and Social Security：An International Retrospective (Oxford: Clarendon Press, 1994)23.
[28] Beveridge 報告で提示された給付額を 20 年間で段階的に引き上げるという経過措置が採用されず、実施開始から満額支払われることになった。See, S.McKay and K.Rowlingson, Social Security in Britain (Palgrave Macmillan, 1999) 55.

これについて明らかにすることがここでの課題である。

Beveridge 報告において示された Beveridge の考えによると、社会保障とは「失業、疾病もしくは災害によって収入が中断された場合にこれに代わるための、また老齢による退職や本人以外の者の死亡による扶養の喪失に備えるための、さらにまた出生、死亡および結婚などに関連する特別の支出をまかなうための、所得の保障」(29)であるとされ、更に、「社会保障はある最低限度までの所得の保障を意味するものであるが、所得を支給するとともに、できるだけ速やかに収入の中断を終わらせるような措置を講ずるべきである」(30)とする。

このように、Beveridge が想定していた社会保障とは所得保障を意味するのであり、その給付水準は最低限度の給付であった。ここで、最低限度の給付に限定した意味について問題となるが、Beveridge は国家による社会保障制度を実施する方策として、社会保険、国民扶助、任意保険の 3 つを挙げ(31)、社会保険と任意保険との関係で次のようなことを指摘している点が、ヒントになるであろう。すなわち、社会保険について、Beveridge は、①均一額の最低生活費給付、②均一額の保険料拠出、③行政責任の統一、④適正な給付額、⑤包括性、⑥被保険者の分類、という 6 つの原則を掲げる。この中で、特に、④の原則は個人の自助・倹約の精神を阻害しないことを意図したと考えられている(32)。この原則は社会保障給付の金額及び期間の点で、「他の資産がなくともその額だけで生存に必要な最低限の所得」を保障するよう要請しているが、最低生活費を保障するという側面だけではなく、最低生活費以上を保障してはならないという側面もあるとされる(33)。

このような理解によれば、Beveridge は国民の自助・倹約を阻害しないように配慮し、全国民を被保険者とする国民保険制度を実施しても、当該制度が自助・倹約のために設置されている職域年金等の発展を阻害しない、と考えていたといえよう。この点について、報告書では、私人が自発的に行う任意保険との関係について言及しており、社会保険が生存最低限の給付を担うのに対して、任意保険は各人がその水準以上の備えをする手段と位置づけられており、そのような手段を採ることを国家は奨励することが期待されている、としている(34)。ここで、Beveridge が「任意保険」としているものが具体的にどのようなことを指すのかは明らかではない。少なくとも、個人による自発的な備えを抽象的に言及しているに過ぎない可能性もある。ここでは、Beveridge は国家の過剰介入を忌避しつつ、私人が自発的に備えることを重視する価値観が表れている、という理解が示されているに過ぎない(35)。

---

(29) W.Beveridge, Social Insurance and Allied Service (1942).Cmd. 6404, para.300.　以下では単に Beveridge Report と述べる。尚、邦訳された文献として、山田雄三監訳『ベヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』(至誠堂・1969 年)185 頁がある。以降では、Beveridge Report の和訳は同書による。
(30) Beveridge Report, para.300.
(31) Beveridge Report, para.302.
(32) 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』(東京大学出版会・1990 年)216-217 頁。
(33) 毛利・前掲注(79) 216-217 頁。
(34) Beveridge Report, para.302.
(35) 毛利・前掲注(79)211 頁。もっとも、このような Beveridge の考えは、前述したような職域年金を実施

以上のように、Beveridge 報告では、私人の自発的な備えを前提にして、そのような営みを促進する観点を重視し、国家による社会保障政策を推進しようとする意図が示されているものの、それ以上具体的なことについて Beveridge 報告では述べられていない。しかしながら、自発的な備えとして職域年金制度を理解すると、以上のような Beveridge の見解が職域年金制度にも妥当する可能性がある。

小括

イングランドにおいて公的年金制度が実施される過程において、職域年金制度との関係についてどのようなことが論じられたのかを検討した。公的年金制度を実施することに対して、自助・倹約の精神が損なわれると批判されたが、職域年金制度を実施する過程において事業主が自助・倹約を理由としていた点を踏まえれば、公的年金制度が職域年金制度の発展を阻害すると考えられたといえること、事実、職域年金制度を実施する側からも公的年金制度の実施について反対運動が起こったことも明らかにした。しかしながら、反対論の一方で、事業主側から賛成の見解も表明されるなど、職域年金制度の側において見解が一致していたわけではなかった。

こうした中で、公的年金制度が実施されることになったのであるが、政府は実施するに当たり、職域年金との関係についてどのような考慮をしていたのか、という点については、必ずしも明らかではなかった。

しかしながら、1942 年に Beveridge 報告が公表され、公的年金制度と職域年金制度との関係について、どのように理解するべきかが明確に示されることになった。すなわち、公的年金制度は最低生活部分にとどまり、それ以上の部分に関して、国民の自助・倹約を阻害せず、奨励すると明確にしたのである。Beveridge 報告では職域年金制度について明示的に指摘しているわけではないものの、国民の自助・倹約の方法として任意保険を例に挙げて論じていることから、この考えが職域年金制度にも及ぶ可能性があると述べた。こうした Beveridge 報告の構想が 1946 年国民保険法に採用された点を踏まえると、公的年金制度と職域年金制度との棲み分け――最低生活部分の水準は公的年金制度、それ以上の水準の年金については職域年金制度が担う――がイングランドにおける年金制度の基本的方針となったといえよう。

このように、1946 年国民保険法制定までの議論を見ると、公的年金制度を実施することに力点が置かれ、実施するとしても、機能的に競合する職域年金制度との関係についてどのように考えるのかという点について、明示的に論じられることがなかった。そうしたこともあり、国家は私的な備えについては阻害しないという一般的な議論しか見られなかっ

する際に事業主が倹約・貯蓄により自発的に備えることを重視したこと、1908 年老齢年金法以来その実施に対する反対意見の根拠とされたことといった事実から、Beveridge 固有の考えではない。事実、Beveridge 報告以前のイングランドにおける社会保障を巡る考えをまとめたものと指摘されている。See, V.George, Social security and society (London,1973)24.

たといえよう。

第二款　公的所得比例年金制度と職域年金制度

1946 年国民保険法の結果、全国民を被保険者とする均一額拠出均一額給付の公的年金制度が実現した。この 1946 年国民保険法は、当初は順調に運営されたものの、次第に財政上の負担が重くなり、また、国民保険が提供する退職年金自体もその給付額の低さから引退後の所得保障としての機能を十分に果たせないなど、問題が生じるようになった。

こうした中で、1950 年代に入ると、保守党と労働党との間で、均一額給付の年金だけではなく、所得比例年金も実施すべきことが論じられ、両党の間で政策論争が起こった。両党の議論を経て、1959 年に国民保険法が改正され、1961 年に所得比例の公的年金制度として多段階比例年金が実施されることになったのである。もっとも、この多段階比例年金制度にも問題が生じたことから、1960 年代から 1970 年代にかけて、新たな所得比例年金制度の実施が両党間で検討されるようになり、その結果 1973 年社会保障年金法、1975 年社会保障年金法が制定され、国家所得比例年金制度(SERPS)が実施された。

このように公的年金制度において所得比例年金を導入するとしても、所得比例年金は職域年金制度と機能的に同じであることから、こうした職域年金制度とどのように調整をすべきか、また、公的年金制度と同様の機能を果たすことになる職域年金制度について、信託法以外の新たな規律が必要とされたのかどうか、という点が問題になる。そのため、以下では、保守党と労働党との所得比例年金をめぐる議論の中で、公的年金と職域年金との調整についてどのようなことが考えられたのか、信託法以外の規律についてどのように考えられたのか、という点について検討する。

第一項　1946 年国民保険法の問題

1946 年国民保険法は、Attlee 労働党政権下において成立し、施行されることになった。Beveridge 報告では、老齢年金について予定された満額を支給することについて、経過措置を置くように提案されていたものの(36)、労働党の意向もあり、施行時に施行以前から年金を受給していた人々に対しても満額支給されることになった(37)。

もっとも、満額支給に伴い、早くも問題が指摘されるようになった。例えば、給付の実質価値は 1948 年の物価水準を考慮すれば、Beveridge が提案した水準の 4 分の 3 程度に過

(36) Beveridge Report, paras. 240 and 241.

(37) 年金の支給開始年年齢を男性 65 歳、女性 60 歳として、年金額を単身の場合週 26 シリング支給することになった。また、夫婦の場合で、夫が存命であり、夫の保険により妻に年金が支払われるならば、週 16 シリング支払われることになった(夫婦では 42 シリングの年金が支給される)。1946 年国民保険法 20 条、78 条及び付則 2 第 1 部。

また、既に受給している人々に対して満額支給することになれば、これらの人々の過去勤務債務が生じることになるが、この点について、国庫補助により対応することとされた。樫原朗『イギリス社会保障の史的研究Ⅲ』(法律文化社・1988 年)66 頁。

ぎなかった(38)。また、国民保険の給付額が国民扶助(39)の給付額を下回る事態も生じていたのである(40)。当時の経済的な動向、また、国民保険におけるセーフティーネットとして機能するよう設計された国民扶助の水準と比較しても、最低限度の生活を維持できるような水準で設定される国民保険の給付水準が、最低生活水準を満たしていなかったのである。給付水準が最低生活費に満たない水準であった一方で、退職年金の支出額は増大の一途をたどり、この支出増加は国家財政に対して負担になると認識されていった(41)。

このようなこともあり、国民保険の給付額の引き上げが必要とされるようになったのであるが、給付を引き上げるためには拠出額を引き上げる必要がある。しかしながら、拠出額自体は最低賃金の労働者でも支払うことができる金額を考慮して設定されることから(42)、拠出の引き上げを行うことは困難である。こうしたことから、給付水準の引き上げと拠出額の引き上げという困難な問題に陥り、Beveridge の均一額拠出・均一額給付原則を維持すること自体が困難になったため、新しい年金制度の構築が模索されることになったのである。

第二項　所得比例年金の検討と多段階比例年金制度の実施

前述したように1946年国民保険法は給付額及び財政の点から問題が指摘されるようになった。こうした問題について、保守党と労働党は互いに改善策を検討・提言していくことになる。ここで興味深いのは、両党は給付水準の改善のために所得比例年金の導入を提言

---

(38) 毛利健三編『現代イギリス社会政策史 1945-1990』(ミネルヴァ書房・1999 年)108 頁。

(39) Beveridge は国民保険制度における国民扶助の役割について、次のようなことを述べている。国民保険制度がいかに包括的な制度であったとしても、社会には国民保険料を全く拠出できない人々や国民保険の制度から落ちこぼれてしまう人々が存在する。こうした人々のためにミーンズテストを要件とする国民扶助が必要とされる。Beveridge Report, para.23.

(40) 国民保険では夫婦に対する年金は週 42 シリング支給されるものの、国民扶助では家族手当を含めて週 52 シリング支給されることになっていた。このような国民保険の低水準の給付を反映してか、1948 年時点において、国民保険による年金が唯一の収入源である人々は最低生活水準の生活を送るために国民扶助に頼らざるを得ず、そのような人々は国民扶助受給者およそ 101 万人のうち、67%にも上るとされる。福島勝彦『イギリスの社会保障政策＜戦後の展開＞』(同文館・1983 年)52 頁。

また、1948 年 7 月時点における国民保険による年金と国民扶助との給付額は下記の表のとおりである。参照、A.B. アトキンソン(著)・田中寿、今岡健一郎(共訳)『イギリスにおける貧困と社会保障改革』(光生館・1974 年)188 頁。

	国民保険	国民扶助
単身者	26s	24s
夫婦	42s	40s
第 1 子	7s.6d	10s.6d
第 2 子	5s	9s
第 3 子	5s	7s.6d
家賃	—	7s.6d

(s=シリング、d=ペンス)

(41) 福島・前掲注(40)53 頁。

(42) 嵩・前掲注(1)91 頁。

していた点で共通していることである(43)。以下では、所得比例年金を導入すべしという両党の主張を取り上げ、公的年金制度において所得比例年金を実施する際に、職域年金との関係をどのように考えたのか、という点に焦点を絞り検討する。

1. 保守党の立場

(1) Phillips 委員会報告書

1951 年 4 月、増大する国庫負担を懸念した労働党政権は国民保険に対する国庫負担を削減する方針を打ち出し、国庫負担額を前年度比 25%減の 1 億 1,100 万ポンドとした(44)。この国庫負担の減額に批判が集まったため、1951 年 10 月における総選挙の結果、労働党は保守党に敗北し、保守党が政権党となった。しかしながら、労働党と同様に、保守党は財政コストの増大を懸念していたことから(45)、労働党の基本方針を踏襲することになったのである。すなわち、1952 年度における国民保険に対する国庫負担額を前年度比 35%減の 7,200 万ポンドとしたのである。

このように保守党も、労働党政権と同様に、国庫負担の削減に努めたのである。一方、国庫負担の減額に努める一方で、新たな年金政策についての検討にも着手していた。1953 年 3 月に、Phillips 委員会を設置して、Beveridge 報告以降の年金政策について再検討をすることとしたのである。この委員会では公的年金制度に加えて、職域年金制度についても検討されているが、この点は、1946 年国民保険法以前において職域年金制度と公的年金制度との関係について明確に論じられなかったことを考えると、特徴的である。

1954 年、Phillips 委員会は報告書を公表した(46)。この報告書は 7 つの章から構成されており、職域年金については第 5 章で取り上げている。報告書において職域年金は老後の備えとして一層重要な役割を担うようになると評価されており(47)、肯定的にとらえられていることがわかる。

また、このような肯定的な評価をされている職域年金制度と公的年制度との関係についても論じており、それによると、職域年金が発達したとしても、国民保険は基礎的な部分の給付に限定されるということである(48)。公的年金制度は基礎的な部分にとどまり、それ以上の水準については自助に委ねるという Beveridge 報告書の構想を踏襲していることが理解できる。

このように Phillips 報告書では職域年金制度と公的年金制度との関係について、Beveridge 報告書を踏襲しているが、そうして理解から進んで、職域年金制度についても論じている点が特徴的である。すなわち、現行の職域年金が税制優遇措置を受けていること、

(43) もっとも、なぜ所得比例年金を必要とするのかという動機は両党とも異なっていることが指摘されている。福島・前掲注(40)62-63 頁。
(44) 福島・前掲注(40)54 頁。
(45) L.Hannah, inventing retirement, 55.
(46) Report of the Committee on the Economic and Financial Problems of the Provision for Old Age, Cmd.9333 (1954).
(47) Id, at 64, paras 239 and 240.
(48) Id, at 65, para 242.

その税制優遇措置は国家の財政政策からなされていること、それ故に、今後の状況次第では優遇措置を受けるための要件を見直すこともあるということである(49)。ここで論じられている職域年金制度の問題は、税制優遇措置を受けるための要件にとどまっており、そうしたことを超えて、職域年金制度一般の規制・監督については論じていない。前述したように、Phillips 報告書は公的年金制度に対する国庫負担の増大への懸念を背景としており、また、そうしたこともあって、報告書では、将来的な国庫負担の引き上げは困難であるため、年金制度を現行制度のまま維持することは困難になることを明らかにし(50)、その上で、Beveridge 報告により示された生存原則を放棄して、国民保険だけではなく、職域年金を一層普及、発展させていくことが望ましいという姿勢を打ち出している(51)。こうしたことを踏まえれば、職域年金制度について、公的年金制度を補完する存在として利用するために、その普及を阻害するような監督・規制については論じることは避けたのであろう。

Phillips 委員会報告の意義は、公的年金制度と職域制度との棲み分けを明確化し、その上で、公的年金制度が提供する年金では不十分であることから、職域年金制度を普及促進し、公的年金制度を補完させようという構想を示した点にあると言えよう。

(2) 1958 年政府白書

1958 年に保守党政権は Phillips 報告に続き、白書『老後のための備え―国民保険制度の将来的発展』(52)を公表した。この白書では、Phillips 報告とは異なり、職域年金制度について焦点を当てて論じている。すなわち、Phillips 報告では職域年金制度について情報が不足していたことから、十分論じられていなかったとし(53)、その上で、現段階では情報の点から政府が検討をするのに適切な時期にあることを明らかにする(54)。このような認識を示したのちに、職域年金について論じる。

まず、戦後から職域年金が発展してきたこと、1936 年において、公的セクターを除いて、150 万人が職域年金に加入していたものの現段階では 650 万人に増加したこと、公的年金と年金受給者を除いて 900 万人が職域年金に加入していることを指摘し、着実に職域年金が拡大していること、職域年金が引退後の所得保障として重要な役割を果たしているという認識を示している(55)。

---

(49) Id, at 65, para 242.
(50) 国庫負担の増大を回避する方策として、公的年金制度において所得比例年金を実施するという選択肢もあったはずであるが、この選択肢について、Phillips 報告はそもそも国家が所得比例年金を実施することに消極的であったとされる。すなわち、現行制度の財政問題を解決するために、保険料収入の増加を図り拠出を所得比例により決する制度を採用するとしても、そうした大幅な制度変更は受け入れられず、かえってコストの増加を招き国庫負担を増加させる結果になると判断していたのである。Phillips Report, para 169. 嵩・前掲注(1)95 頁。
(51) 福島・前掲注(40)55 頁。
(52) Provision for Old Age：The Future Development of the National Insurance Scheme, Cmnd 538 (1958).
(53) Provision for Old Age, para 5.
(54) Provision for Old Age, para 7.
(55) Provision for Old Age, paras 15 and 16.

そして、こうした職域年金の発展・拡大には税制優遇措置が一因であったと述べる(56)。すなわち、事業主拠出分及び従業員拠出分について適用される所得控除が職域年金の発展・拡大を促進してきた分析し、そのような控除は一見すると政府からの「補助金」であるかのように指摘されることがあるが、実際には、損金なり賃金に対する控除の一種であると論ずる。ここで敢えてこのようなことを論ずるのは、職域年金は税制優遇措置という政府主導の施策によってのみ発展・拡大してきたのではなく、そのような税制優遇措置を企業が利用することで自生的に発展してきたことを強調する意図があったのであろう。この点は、次に指摘するように、職域年金に対して過度な介入を避け、その発展を促進していくという布石を敷く保守党の立場を表しているといえる(57)。

このように職域年金について論じたのちに、職域年金と公的年金との関係も論じており、ここにおいて、保守党の職域年金に対する介入を差し控える立場が明らかになる。すなわち、国民保険を改革する際には、職域年金にせよその他のスキームにせよ、国家とは独立した老後のための備えについて、その活発な発展を阻害しないようにしなければならないことを強調し(58)、現行の国民保険により実施されている均一額給付以上の給付を実施する際には、すでに十分な給付を提供している職域年金に対して、実施を強制するつもりがないことを明らかにするのである(59)。ここでは、国家が公的年金制度において所得比例年金を実施する場合には、当該年金と同等以上の年金を支給している職域年金制度には公的年金制度に加入するよう強制しないという適用除外方式を示しているのである。

以上の考えを明らかにした後に、白書では公的年金の所得比例部分から職域年金が適用除外できる旨を指摘し、そのための要件として 3 つを示す。

(a) 適用除外の結果として失うことになる最大限の所得比例年金権と同等の給付を行う職域年金であること

(b) 従業員が当該職域年金の加入者であることを辞めた場合、要件(a)を充足するよう要求される年金権まで、あるいは、必ずしもそれ以上でなくともよい年金権を確保する備えをすること

(c) 職域年金が財政的に健全であること

これら三要件のうちで、(b)は早期退職者の年金をどのように取り扱うのかという問題であるため、ここでは検討せず、(a)と(c)について取り上げることにする。

まず、(a)については、公的年金から適用除外を認めるのであれば、適用除外をしない場合に公的年金から給付されることになるのと同程度の水準の年金を給付せよということで

(56) Provision for Old Age, para 17.
(57) この点について、福島教授の見解が参考になる。福島教授は、1959 年国民保険法により保険料の算定対象となる所得範囲について、9 ポンドから 15 ポンドに拡大した背景の一つとして、対象範囲を過度に拡大すると既存の職域年金制度に打撃を与えることになり、ひいてはその将来の発展を阻害する事態を考慮して、保守党政権は限定的な拡大にとどめたことを指摘している。こうした保守党政権の考えから、本文で指摘したような職域年金制度への介入を避け、その普及促進を図るという保守党の基本的な姿勢が理解できる。福島・前掲注(40)70-71 頁。
(58) Provision for Old Age, para 38.
(59) Provision for Old Age, para 40.

ある。適用除外を認めた結果、公的年金よりも水準の低い年金の給付を認めては、公的年金における給付内容を改善するという目的のために適用除外を認めた意味がなくなるため、この様な給付の質を確保するための要件を定めるのは当然である。

次に、(c)については、本来では所得比例部分についても公的年金でカバーされるのにもかかわらず、敢えて公的年金の適用を受けず、公的年金の役割を職域年金が果たす、という選択をする以上、相応の健全性が求められるということであろう。

こうした要件に加えて、職域年金制度が制定法、信託、譲渡不能保険契約により設定されていることも指摘しているが[60]、これ以上具体的なことは示されていない。

以上のように、白書では、職域年金が公的年金の所得比例部分からの適用除外を認める要件として、年金の給付の内容及び質について、所得比例年金以上の年金を提供しなければならないことを職域年金に対して要求し、また、基金の運営上の要件については基金の財政的な健全性を要求している。

もっとも、給付の内容を公的年金と同様にすべしという点は、適用除外を認めるための要件として比較的に定めやすいものの、制度の運営に関する規律については具体的にどのような要件を定めればよいのかという点について、困難であったのであろう。そうであるからこそ、抽象的に「財政的に健全」であることを要求しているが、そこから一歩見込んで具体的な要件を提示しておらず、また、職域年金に対する制度運営上の規制を設けることを提言していなかった。

(3) 小括

保守党の白書において、公的制度において所得比例年金制度を実施すること、実施に伴い当該所得比例年金と同等以上の年金を提供している職域年金制度は当該年金制度からの適用除外を認めること、しかしながら、適用除外を認めるとして、そのために必要とされる要件あるいは適用除外をした職域年金制度についてどのように規律をするのか、という点については議論されていないこと、といった点が意義と限界であるといえる。

2. 労働党の立場

一方、野党となった労働党においても、国民保険では貧困が十分改善されていないとして、所得比例年金制度をはじめとする年金制度改革構想を検討していた。こうした構想には、R.Titmus、P.Townsend といった労働党系の学者がイニシアティブを握っていた。1955 年、Titmus、B.Abe-Smith、Townsend ら 3 名を顧問とする専門委員会が労働党内に設けられ[61]、Beveridge の提唱した均一原則を中心に検討することとなった[62]。その結果、同

---

[60] Provision for Old Age, para 67.

[61] 福島・前掲注(40)57 頁。

[62] Titmus グループとも呼ばれるこれらのグループは、1955 年に「老齢者に対する新しい年金」と題する報告書を公表していた。論じていた主たる内容は、公的年金制度において所得比例年金を実施すること、職域年金基金を国有化することであったとされる。樫原朗「戦後イギリスの年金政策の変容(1)」生命保険

原則によれば、拠出金額は低賃金労働者を基準に設定しなければならなくなることから、給付額の改善が困難になる点を問題視している。こうした問題の解決には、所得に比例した拠出を求め、給付額も所得に比例した所得比例年金の導入が有効であるとの見解に至った(63)。

しかしながら、Titmus らのグループの考えとは対照的に、労働組合側はこうした計画に批判的であった(64)。この一因として、労働組合側に社会政策の専門家が存在しなかったことが指摘されているものの、それ以外に、職域年金の問題はあくまで事業主との団体交渉の問題であること、職域年金の縮小は労働者に不利益をもたらすことになると考えられていたことがあったとされる(65)。

この委員会の議論は 1957 年 3 月に開催された労働党の年次総会において承認され、同年 4 月に執行部もこの構想を受け入れることとし、同年 5 月、『国民退職年金』を公表することになった。この構想は支給額を増加すること、所得比例年金を実施すること、給付額に物価スライド制を導入すること、といった点が提言されているものの、重点が置かれているのは、公的年金制度以上の金額を支給する職域年金制度に加入している者は自己の選択により公的年金制度から適用除外できることを提言している点である(66)。この点は先に取り上げたように、保守党が白書において示した構想と軌を一にしている。

もっとも、国家が所得比例年金を実施するに伴い、職域年金が公的年金から適用除外することを提言してはいるものの、適用除外した職域年金に対して何らかの規制を設けるべきかどうかという点についての議論は見当たらない。この点は保守党の議論と比較して十分検討された構想であるとは言い難い。

3. 多段階比例年金の実施

前述のような経緯を経て、保守党政権は 1959 年国民保険法を制定し、1961 年に段階的年金制度を施行した。同法は保守党が公表した白書に沿って成立したのである(67)。適用除外を認められた職域年金に対する監督については不十分であったが、同法についてこのような点については問題とされず、専ら問題となったのは、拠出額に比べて給付額が低額であったこと(68)、インフレ対策が設けられていなかったことであった(69)。

文化研究所所報(1984 年)63-64 頁。

(63) この方式を採用した背景には年金制度において垂直的再分配が働くように意図されたことがあったようである。福島・前掲注(40)58 頁。

(64) 樫原・前掲注(37)77 頁。

(65) 樫原・前掲注(37)77-78 頁。

(66) 樫原・前掲注(62)68 頁。

(67) 嵩・前掲注(1)103 頁。

(68) 1961 年に加入した者が 40 年後に受け取ると予定された年金額が最高額の保険料を豊富した場合であっても、週 2 ポンド 13 シリングであった。これは 1961 年の均一額給付部分が、単身者の場合に、週 2 ポンド 17 シリングであることと比較して不十分な金額であった。樫原・前掲注(37)100 頁。

(69) 嵩・前掲注(1)103 頁。

こうした点についての批判から、保守党及び労働党は新たな所得比例年金制度を模索することになる。

4. 両党の見解の整理

保守党と労働党は国庫負担の軽減か給付の改善かという点で違いはあるものの、所得比例年金を実施するという点では共通していた。そして、両党ともに職域年金に対する調整をどのように行うべきか、という点に注意を払っていたことも事実である。

もっとも、その具体的な内容については必ずしも明らかではない。公的年金から適用除外が認められるという点から要請された規制として、保守党は「財政の健全性」を適用除外のための要件として明示するものの、何を以て財政が健全であるのかという具体的な内容については明示していない。また、どのようにして健全性を確保するのかという点についても論じていない。そうであるからこそ、規制内容についてヨリ踏み込んで基金の受託者にはどのような行為責任を課すべきか、という点について論じられることがなかったのであろう。

これに対して、労働党は職域年金制度に対する規制・監督について、保守党ほど議論をしていないことも明らかになった。

以上のように、多段階比例年金制度実施の段階では、職域年金に公的年金から適用除外することを認めるかどうかという点に議論が集中し、適用除外をする際の、あるいは、適用除外した後に、職域年金にどのような規制を設けるべきかという観点からの議論はそれほどなされなかったといえる。

第三項　SERPS の実施と職域年金制度

前述したように、1961 年から実施された多段階年金制度はその問題が指摘されたこともあり、再検討を迫られることになった。段階的年金制度は、保守党が国民保険制度の財政赤字解消及び職域年金制度の活用のために実施し、それに伴い職域年金制度が所得比例部分から適用除外をすることも合わせて認めていた。

しかしながら、職域年金が公的年金制度の機能の一部を担うようになると、職域年金制度が提供する年金に問題があると考えられるようになった。すなわち、職域年金により提供される年金にはインフレ対策が不十分であるか、全くないこと、また、職域年金制度全体のうち約 2/3 が寡婦に対する年金を欠いていたこと、早期退職者には職域年金から年金を受け取る権利が放棄される仕組みがとられていたこと、という問題である(70)。こうした点について、保守党及び労働党は問題であることをともに認識しており、それぞれその改善策を打ち出した。それらが 1973 年社会保障法、1975 年社会保障年金法に至るのである。

この立法の流れはこうである。まず、保守党政権下において 1973 年社会保障法により所

(70) 福島・前掲注(40)95-96 頁。

得比例年金が実施された。しかしながら、その後の総選挙の結果、労働党が政権党となると、同党は同法の施行を中止し、新たに 1975 年社会保障年金法を制定して、多段階比例年金に代わる新たな所得比例年金として SERPS が実施することとした。こうしてイングランドにおいて公的年金制度としての所得比例年金が定着することになるのである。

もっとも、このように所得比例年金が実施されることに伴い、職域年金に対する監督も問題とされ、1959 年国民保険法とは異なる形で職域年金に対する監督規制も実施されることになる。ここでは、保守党と労働党において職域年金に対する規制についてどのようなことが検討され、論じられたのかという点に焦点を絞り検討していく。

Ⅰ　保守党

1.　1971 年白書「年金に関する戦略」(71)

1970 年の総選挙の結果、保守党が政権党になると、年金制度についての改善策の検討に着手した。1971 年 9 月、保健社会保障大臣 Sir Keith Joseph が議会に白書「年金に関する戦略」を提出した。この白書において、段階的年金制度に代わる新たな年金制度として、「基礎年金制度」と「国家積立制度」の二つを提言している。基礎年金制度は従来の国民保険と同様に均一額拠出の年金制度である。もっとも、従来の制度と異なり、1973 年法では被保険者が被用者である場合、定額保険料が廃止され、所得比例保険料の拠出が義務付けられることになり、また、労使折半ではなく、事業主負担部分の比重が増すことになった(72)。

一方、国家積立制度は積立方式の所得比例年金制度であり、被用者および事業主の保険料と積立金の運用による収益により運営される国庫補助のない制度である(73)。国民保険とは別個の公的年金制度とされた点も特徴的である。

このような基礎年金制度と国家積立制度という二つの公的年金制度の実施を説く本白書において、保守党はどのような問題意識を有していたのか、新たな年金制度を提言する中で公的年金制度と職域年金制度との関係をどのようにとらえているのか、更には、公的年金制度との関係で職域年金についてどのような規制・監督を設ける必要があると考えているのか。このような点について、以下で取り上げることにする。

(1)　保守党の問題意識

白書の冒頭、保守党政権の年金政策についての意図を述べている。それによれば、白書で提案する保守党の年金政策は、公的年金制度と職域年金制度の違いを前提にし、それぞれのシステムがその機能を発揮できるような枠組みを確立することにあるとわかる。このように漠然とした言い回しをしているが、ここで保守党が考えていることは、国家が所得比例年金を実施すること、そして、実施に伴い競合関係に立つ職域年金との調整をどのようにすべきか、ということである。

---

(71) Strategy for Pensions, Cmnd. 4755 (1971).
(72) 福島・前掲注(40)95-96 頁。
(73) 福島・前掲注(40)98-99 頁。

公的年金と職域年金との調整を問題にしなければならない背景について、年金財政上のコストの増大とそれに対する負担という問題があることを白書は明らかにしている。まず、コストの増大について、1948 年に国民保険制度が開始されて以来、受給者が 2 倍に増加したこと、それに伴い、均一額拠出の国民保険では年金の支給に要するコストも増加して、その増加は今後も続く見通しを明らかにする(74)。次に、そのようなコストの増大は現役世代に重い負担を課すことになること、また、国民保険制度では均一額拠出という仕組みを採用していることから、コストの増大に対応するために拠出額を増加することは低所得の人々に対して過重な負担を強いるであろうことを指摘する(75)。このように保守党政権の問題意識は、主として、受給者数の増加によるコストの増大を軽減することにあるといえる。

こうした問題の解決のために、保守党は後述する所得に比例した拠出を求める所得比例年金の導入を考えている一方、既に所得比例年金制度を実施している職域年金についても意識しており、公的年金制度と職域金制度との関係について次のように述べる。すなわち、職域年金では事業主と従業員双方が拠出をして、その結果、退職後にヨリ良い年金を受けていること、そうした職域年金は現在では社会制度の重要な一部になっていること、このような職域年金と公的年金制度とが提携することは歓迎すべきであると述べる(76)。何故提携するのが歓迎すべきことであるのかという点について、ここでは指摘せず、また、職域年金制度の仕組みについて労使双方の拠出以外に言及していないものの、保守党の関心は国民保険が均一額拠出であることから生じるコストの改善であることから、職域年金において拠出額が一般的に所得に比例して設定されていることに注目しているのは明らかであり、そうであるからこそ、所得比例年金制度の実施を訴えるために、職域年金を取り上げているのであろう。この点はこれまでの所得比例年金導入の議論と同様である。事実、保守党は国民保険の問題解決のためには所得に比例した拠出を行わなければならないこと、一方で、職域年金の保護を訴えているのである(77)。

このように公的年金制度におけるコストの増大と職域年金制度の発展を背景に、次の二つの政策目的を明らかにする。第一に、低所得の人々に負担をかけることなしに、上昇するコストに対応できる健全な財政基盤に基づいた公的年金制度を確立することである。第二に、積立原則に基づいた職域年金の成長を通して、誰もが所得に比例した年金のために備える機会を持つことを保障すること、また、転職により職域年金の権利が喪失しないと保証することである(78)。

こうした背景と目的について明らかにしたうえで、白書では次の 8 つの目的を掲げている(79)。本論文との関係では、①に掲げられた公的年金制度と職域年金制度との調整を図る

(74) Id, para 2.
(75) Strategy for Pensions, para 2.
(76) Id, para 3.
(77) Id, para 4.
(78) Ibid.
(79) ① 公的年金と職域年金との間における本質的な違いを明らかにすること、また、それぞれが将来の義務と機会にとって最適の方法で発達できる条件を確立すること

という観点から、⑥にある国家積立制度と⑧にある職域年金委員会の設立を掲げている点が重要である(80)。以下では、国家積立制度と職位金年金制度との関係について、また、職域年金委員会について白書ではどのように考えられているのかを取り上げる。

(2)　公的年員制度と職域年金制度との関係について

公的年金制度と職域年金制度との関係をどのようにして構築するのか、という点について、両制度がその本質的な特徴(essential characteristics)に適合するように自由に発展すべきというスタンスを保守党はとっている(81)。この本質的な特徴とは「国家が基礎的な年金を提供し、職域年金が所得比例年金を提供する」を意味すると考えられる。というのは、国家は現役世代から財を獲得して引退した人々あるいは就労不能の人々に財を配分する媒体である(82)一方で、職域年金は、従業員の賃金の一部を確保して、従業員が引退後に自身あるいはその家族のために高い生活水準を保証することが可能となるようにする役割を負うと論じているからである(83)。この点は、前述したように公的年金制度は職域年金制度の発展を妨げてはならないというこれまでの保守党の立場と一貫している。

もっとも、保守党はこのような姿勢を貫徹しているわけではない。1959 年国民保険法により実施された多段階比例年金制度を持ち出して、この制度の開始以来、政府により拡大されてきたこと、増大するコスト削減に役立ったことを述べ、これらのことから、職域年金の重要性を認識し、その成長を促進する必要性を説く。表面的に見れば、職域年金の発展を阻害しないという立場を踏襲しているように見えるが、実際には発展を阻害しないものの、公的年金制度のコスト削減の点から職域年金を利用する意図が含まれている。つまり、職域年金制度が年々拡大していること、同制度は様々な職業形態の労働者に応じた年金制度を実施してきたこと、ファンドの形態をとることで年金原資を確保して将来の年金を保証していることといったメリットを指摘しつつも、ホワイトカラーやブルーカラーといった労働形態の違い、あるいは、男女の違いにより年金制度の加入状況が異なること、

---

② 公的制度を通じて、拠出と引き換えに権利として支払われる基礎的な給付の確固たる基盤を提供すること、そして、特別な集団に対する追加的な給付が支払われ、その結果、プライオリティのあるニードがプライオリティのある行動により満たされることになること、
③ 最低限の購買力を維持するであろう給付率の定期的な増加によって公的年金制度の受給者及びその他の受益者の生活水準を守ること
④ 給付の増加の度に拠出率を上昇する必要がない衡平かつ柔軟な拠出収入によって健全な基礎に基づいた公的年金財政を確立すること
⑤ 省力化により公的年金制度における拠出の徴収と記録を簡素化すること
⑥ 職域年金制度、そうでない場合は国家積立制度を通じて、自己及び自身の遺族のために公的制度の上に所得比例年金を得る機会を すべての労働者に提供すること
⑦ 転職が職域年金の権利の喪失を意味しないように保証すること
⑧ 職域年金制度に影響を与える新たな制度の有効かつ柔軟な運営のために職域年金委員会を設立すること
Id, para 8.

(80) Id, para 8.
(81) Id, para 9.
(82) Ibid.
(83) Id, para 10.

十分な給付が必ずしも提供されない場合があるといった問題を指摘し、職域年金制度は加入者のカバーという点や給付の内容といった点で公的年金制度と比較して不十分な面があることを指摘する(84)。その上で、こうした職域年金の問題を是正するために、公的年金制度においても所得比例年金を実施することを図り、その具体的な方策として保守党は多段階比例年金制度に代わる所得比例年金制度として国家積立制度(State reserve scheme)の実施を主張しているのである。

この国家積立制度について、白書によればこの制度はあくまで職域年金を運営できない事業主のために設置されるのであり、職域年金と競合する制度ではないこと、また、職域年金の拡大を阻害する制度ではないことが強調されている(85)。しかしながら、十分な給付を提供していない職域年金制度はそのような内容を提供するように奨励されねばならないことも指摘していることから、職域年金制度を設置しているからといって、全く規制が及ばないということではない。この点が、国家積立制度からの適用除外という点にも関わってくる。すなわち、最低限の要件を満たす職域年金制度を実施する事業主が国家積立制度からの完全な適用除外を認められるであろうと指摘しているのである(86)。公的年金制度からの適用除外を認めている点からすれば、私的領域に介入しないとする見方もできるであろうが、適用除外のための要件を設けることで、公的年金制度とは全く関係のない状況に職域年金制度を置くのではなく、公的年金制度の領域に職域年金制度を位置付ける意図があると言える。国家が所得比例年金を実施すれば競合することになる職域年金について、公的年金制度からの適用除外を認めるものの、適用除外が認められるためには公的年金と同程度かそれ以上の年金を給付することを要件としていることからすれば、公的年金制度とは全く無関係な状況におくことを意図していないことは明らかである(87)。そうでなければ、職域年金制度の適用除外を論じる必要はなく、また、適用除外を認めるための要件を設ける必要もない。

このようなことから、保守党は職域年金制度を公的年金制度の領域に位置付け、その上で、公的制度からの適用除外をすることを意図しているのであろう。パートナーシップと白書は述べているが、単なる機能的な役割分担をすることだけ意図しているわけではないといえる。

(3) 職域年金委員会

これまで白書において年金制度がどのように考えられてきたのかという点を検討してき

---

(84) Para 24.
(85) Id, para 27. 国家積立制度は拠出方式の公的年金制度(国家基礎制度)とは異なり積立方式を採用する。その保険料は国家基礎制度と同様に算定基礎となる賃金の 4%相当であり、事業主が 1.5%、従業員が 2.5%をそれぞれ負担することとされた。Id, paras 71 and 72. 嵩・前掲注(1)104-105 頁。
(86) Strategy for Pensions, para 28.
(87) もっとも、適用除外をせずにそのまま国家による所得比例年金制度に加入しつつ、職域年金制度をその上に実施することも当然考えられる。そのような場合の職域年金制度は公的年金制度とは全く無関係の状況にある。

た。次に取り上げるのが、職域年金制度のエンフォースメントの点で重要な職域年金委員会である。白書ではパラグラフの一つでしか論じられていないもの[88]、ここで論じられたことが、1973 年法及び 1975 年法に規定された職域年金制度の基本的な設計思想と言えるため、検討する必要があろう。

前述したように白書において保守党の政策提言及び 8 つの目的が指摘されていた。このうち、職域年金制度の更なる発展のため職域年金委員会を設置するよう言及していた。具体的な内容は以下の通りである。

まず、職域年金委員会は制定法に基づく政府から独立した組織であるとされ、そのメンバーは事業主団体及び従業員団体との協議により任命された者、年金についての有識者のうちで任命された者からなる。

次に、職域年金委員会の機能について 3 つ指摘されている。第一の機能は、事業主及び従業員が国家積立制度への拠出を免除されるようにするため、必要とされる要件を満たした職域年金に対して認可を与えることである。第二の機能は、早期退職者の年金権を保証するために職域年金を監視することである。第三の機能は、新たな状況に対応するために、職域年金がその規約を変更する必要がある場合には、当該職域年金を支援することである。

また、第二の機能として職域年金制度の監視が掲げられているが、職域年金委員会は監視以外にも必要があれば、例えば、職域年金のルールが早期退職者の保護にとって充分であるかどうかの裁決も行うこととされた。

但し、職域年金委員会による職域年金に対する規制が論じられているものの、資産運用などをはじめとする職域年金の運営を監督する点については論じられていない。また、職域年金委員会は以上のような特徴、機能を有する組織となることが提言されているものの、白書ではこのような仕組みとなった経緯についても明らかにされていない。

このような中で、1973 年社会保障法により職域年金委員会が設立されることになるのである。

(4) 1973 年社会保障法

議会における法案審議において、職域年金委員会について特に議論されることなく、1973 年 6 月 18 日に社会保障法が成立した。同法において、職域年金については 51 条から 72 条に規定された。そのうち、職域年金委員会については、66 条から 68 条に規定されている。66 条では委員会の構成員、社会サーヴィス省大臣の監督を受けることなどが定められている。67 条では委員会による権限行使に対する審査手続きを定めている。68 条は、大臣が職域年金に対する規制を行う場合には、同委員会に対して当該規制について提案し、同委員会はそれに対して検討したうえで、大臣にその検討結果を報告しなければならないことを定める。

また、職域年金委員会の機能についてはそれ以外にも、職域年金制度の修正や解散につ

[88] Id, para 31.

いて、64 条において規定されている。

以上のような職域年金委員会の監督権限の内容を見ると、適用除外をした職域年金が提供する年金の内容について規制していることなどからわかるように、公的年金から適用除外をする際に必要とされる要件を充足しているかどうか、といった点に焦点があてられており、「職域年金はどのように運営されるべきか」という視点がないことがわかる。

このように 1973 年社会保障法が成立したものの、翌年の総選挙により保守党から労働党に政権が交代すると、労働党政権は同法の施行を中止して、新たな立法を行うことになった。それについて、次に検討する。

Ⅱ　労働党

労働党は、段階的年金制度の改善のために国家による所得比例年金制度を検討していた。例えば、1969 年に白書「国民年金と社会保険」(89)を公表して、国民保険の均一拠出を廃止して所得比例拠出の実施を提言した(90)。また、国家による所得比例年金からの適用除外については、実際に所得に比例した年金を事業主が給付していること、制度発足から 20 年経過していること、といった要件を論じていた(91)。

しかしながら、前述した保守党の国家積立制度構想とそれを実現した 1973 年社会保障法を受けて、労働党はこの構想を放棄し、新たな年金制度を構想することになったのである。その中で、1974 年 2 月における総選挙の結果、労働党が第一党となり第二次 Wilson 内閣が成立すると、白書「より良い年金」が公表され、国家積立制度に代わる代替制度の実施を提言することになった。すなわち、公的年金制度は均一額の「基礎部分(basic component)」と所得比例の「付加部分(additional component)」という二段階方式(two-tiered system)の年金制度を採用するよう提言したのである。前者は均一額拠出部分の年金制度であり、後者は所得比例年金である。こうした年金制度の構想に加えて、白書では、職域年金に対する監督機関として 1973 年法を踏襲して職域年金委員会を存続させることも提言している。

このような点を踏まえ、以下では、労働党は職域年金についての規制及び監督についてどのようなことを考えたのか、という点を検討することにする。

1.　1974 年白書「より良い年金」(92)

本白書では当然のことながら公的年金制度に言及しているものの、多くの部分を職域年金について論じている点が特徴的である。本編が全 5 章から構成されており、3 章と 4 章が職域年金の検討に当てられている。それ以外の章においても職域年金について論じられていることからすれば、本白書はこれまでの政権の白書と異なり、職域年金との関係を軸に据えつつ国家による所得比例年金制度を構築することに力点おいた白書であると言えよう。

---

(89) National Superannuation and Social Insurance, Cmnd. 3883 (1969).
(90) Id, para 55.
(91) Id, para 132.
(92) Better Pensions, Cmnd. 5713 (1974).

以下、本白書において労働党はどのような問題意識を有しているのかを取り上げた後に、職域年金に対する規制・監督についてどのようなことが論じられているのかを取り上げる。

(1) 職域年金制度の問題と公的所得比例年金の必要性

白書では現行制度の問題点について次のようなことを指摘している。第一に、均一額拠出の基礎年金と職域年金とが上手く結合していない状況を挙げる[93]。すなわち、職域年金制度は物価や賃金水準の動向を無視して固定的な賃金を基礎に年金の給付額が決まる仕組みを採用しているが、その点が、インフレ対策のある公的年金制度とうまく適合できないと指摘する[94]。このインフレ対策については前述したように保守党も同様の認識を有している。

もっとも、この点については、近年、職域年金制度の中に、最終賃金に基づいて給付額を決定する仕組みを採用した職域年金制度やインフレ対策を備えた仕組みを採用する制度も現れていることも指摘している[95]。

第二に、職域年金は加入者に最低生活水準以上の年金を提供していることから加入者が所得制限付の補足給付に頼らずに済んでいるものの、職域年金がカバーする対象者は必ずしも広くはなく、ブルーカラーよりもホワイトカラー、女性よりも男性の方が多く加入しているという状況を指摘し、職域年金に加入する人々の限定的な範囲及び遺族給付、障害給付もカバーされていない問題を指摘する[96]。

第三に、第一の点と関連するが、インフレによる実質価値の維持がなされているのかどうかを問題にする[97]。

このように職域年金制度には問題点があるものの、職域年金制度が提供する所得比例年金は老後の所得保障にとって社会的経済的にも重要な役割を果たしていると指摘し、その有用性を認めている[98]。

こうしたことを論じた後に、白書では国家が所得比例年金制度を実施する必要性を説く。すなわち、職域年金制度はあくまで任意に設立されることから、国家が職域年金制度に対して前述した問題の解決を強制することはできず、そのようなことを望むのであれば、自らがそのような年金制度を設置して行わなければならないとするのである[99]。もっとも、白書では職域年金の任意性を理由として、職域年金に対する国家の介入を避けようとすることを指摘しているが、実際には公的所得比例年金制度からの適用除外を認める要件として、一定程度の介入をしていることも事実である。そして、この適用除外に関連して、職域年金に対する規制・監督が論じられるのである。

---

[93] Id, para 1.
[94] Id, paras 52 and 54. 嵩・前掲注(1)113 頁。
[95] Id, para 54. 嵩・前掲注(1)113 頁。
[96] Better Pensions, paras 1 and 5.
[97] Id, para 2.
[98] Id, para 5.
[99] Ibid.

(2) 職域年金制度に対する規制・監督

白書では、付加年金から職域年金制度が適用除外をする際に必要となる要件について専ら問題とし、職域年金制度一般に対する規制・監督について、それほど問題にしていない(100)。

もっとも、職域年金制度に対する監督として、適用除外を認可する際に、必要とされる要件を充足しているのかどうか、また、職域年金制度が十分な財政的基盤を有するのかを監督する必要性があること、その監督機関としての役割を職域年金委員会が果たす、ということについては指摘している(101)。この点についてさらに踏み込んで、具体的にどのような役割を担うのかという点について白書では明らかにされていないものの、全く私的な制度であると解されてきた職域年金制度に対して、適用除外との関係という限定的な関係を基にしてではあるが、一定の規制・監督の必要性を示している点はそれまでの議論とは異なる点である。

2. 1975 年社会保障年金法

白書の公表を経て、労働党は新しい年金制度を設置すべく、1975 年 2 月 28 日に議会に法案を提出し、同年 8 月 7 日に庶民院と貴族院において成立した(102)。この間の審議において、職域年金委員会について参考になる議論がなされたのは、1975 年 7 月 7 日の貴族院における審議であった(103)。このため、以下ではこの日の貴族院における審議を取り上げる。

(1) 議会における審議

1975 年 7 月 7 日に、貴族院において労働党が提出した法案について審議されたが、この日は適用除外について、Aberdare 卿と Wells-Pestell 卿との間で議論がなされた。

まず、Aberdare 卿は、適用除外が認められる要件について質問する。法案の 32 条 2 項(b)において、法律の定める要件以外に職域委員会が定める要件を充足することと規定して

(100) 適用除外の要件について、次のようなことを指摘している。
第一に、公的年金制度に対する保険料の納付について、適用除外ができるとしても、被用者は、①下限所得までの所得に対しては適用除外しない場合と同一の保険料を納付しなければならず、②下限所得と上限所得の間の所得を得ている者は適用除外しない場合よりも低い料率が適用され、その結果、適用除外しないと比較して低い保険料を納付することになる、とされる。このような仕組みを採る理由として、公的年金制度の障害年金や寡婦年金をカバーする必要があるとする。
第二に、職域年金は、賃金上昇率を加味した最終賃金、あるいは、平均賃金を基礎として、それに対して加入期間 1 年につき(加入期間の上限は男性 45 年、女性 40 年とされる)1.25%を最低率として算定された年金を提供しなければならないことである。これは職域年金制度が提供する年金の「質的基準」である。
第三に、提供する年金の水準が付加年金と同等以上でなければならないことである。このような年金について、白書では最低保障年金(Guaranteed Minimum Pension, 略称 GMP)と述べる。これは第二の要件との対比で、適用除外の要件のうちで「量的基準」とされる。Id, paras 58, 59, 67. 福島・前掲注(40)104 頁。

(101) Id, para 70.

(102) 法案は全 64 条 5 附則から構成されていたものの、成立した法律は条文が 4 条加えられて全 68 条 5 附則から構成された。

(103) HL Deb 07 July 1975 vol 362 c 664.
http://hansard.millbanksystems.com/lords/1975/jul/07/social-security-pensions-bill

いる点に関して、議会のコントロールなしに職域年金委員会が追加の要件を定めることができるとしている点を問題にした(104)。

この点について、Wells-Pestell 卿は現行の職域年金制度では被用者保護の観点から不十分な点があることを理由として、こうした規定を設けたとする。すなわち、職域年金の適用除外を認可するに際して、当該職域年金制度のルールにおいて被用者保護のあり方について疑問がある場合には、被用者保護のためのルールを設けるよう要求できる権限がないため、そのような権限を持つ必要性が高いこと、制定法上ルールを定めるとしても、職域年金基金のルールが多様であることに加えて、制定法において詳細な要件を規定することが困難であることを述べ、職域年金委員会にそのような権限がなければ、認可の事務処理上支障が生じるとする(105)。加えて、このような制定法上の要件は、1973 年社会保障法 51 条 4 項(d)においても既に規定されていたこと、前政権が最低保障年金を要求しつつも適用除外をした職域年金の保護のためにそのような職域年金委員会の監督権を敢えて規定していたこと、という事情も合わせて言及し(106)、こうした事柄は本法案に固有のことではなく、既に前例があると説明する。

次に問題となったのが、職域年金委員会が職域年金制度の投資について指示できる点であった。Aberdare 卿は法案の 40 条 5 項に規定されたこの職域年金委員会の権限について、年金基金の受託者は投資対象・銘柄が職域年金委員会の命令に従ったものでなければならないのかを知るべきであるが、そのような命令は大臣の規則によるべきであるのにもかかわらず、職域年金委員会が投資対象・銘柄について監督権を有する点を問題にしている。また、そうしたことが認められるとしても、この規定が職域年金委員会の行為規範となることから、そのような権限の内容・意図について明らかにする必要があると指摘する(107)。あくまで、公的機関による監督の行使について適切性を確保する必要性を問題にしているといえる。

これに対して、Wells-Pestell 卿は次のように答弁した。まず、この権限を定める意図として、職域年金が 40 条 1 項所定の要件を充足するほど十分な財政状況にあるのかどうかを判断する際に基金の投資状況を調査する必要があると述べる(108)。次に、このような規定は 1973 年法 59 条 8 項においても同様の規定があることを指摘し、1973 年法を踏襲していることから、特段問題が生じないことを強調する(109)。もっとも、そのような権限を認めたとしても、実際には委員会は職域年金の投資運用をコントロールできず、また、財産処分を要求できないということも併せて述べている(110)。

このような答弁に加えて、Wells-Pestell 卿は 40 条そのものの趣旨について次のように説

(104) Supra note 103, c 664.
(105) Ibid.
(106) Id, cc 665-666.
(107) Id, c 683.
(108) Id, cc 683-684.
(109) Id, c 684.
(110) Ibid.

明する。すなわち、40 条は職域年金制度が従業員に対して最低保障年金を支払うこと、公的年金制度への拠出金を支払うこと、基金解散時に 39 条 3 項に基づく先取特権の賠償責任(the liabilities accorded priority)をカバーするのに必要とされる基金の十分な財政を保証することにある、と述べる(111)。そして、このことは適用除外をした人々の年金を最低限保証するのに不可欠であり、もし 5 項が削除されると、職域年金委員会の監督権の不可欠な部分がなくなることになり、それは救済策を減少させ、有益ではないとも指摘する(112)。

5 項は職域年金制度において過度の自己投資や過度に投資に集中して運用されることを制限するために特に規定されたのであり、それはそれらの場合において投資が失敗すると、基金の運営について深刻な影響を与え、更には、従業員の年金の権利を危険にさらすことになることを懸念したことから設けられたのであった(113)。

この答弁を受けて、Aberdare 卿は職域年金委員会が職域年金制度の投資運用について規制することの意図がそれでも明らかではないとし、修正を求めつつ、答弁を終える。

以上のような議会の審議から、次のことが明らかとなる。まず、白書では職域年金委員会の役割について、適用除外をする際に職域年金基金が必要とされる要件を充足しているかどうかを審査し、また、適用除外をした基金がその後も要件を充足しているかどうかを監督することに説明がとどまっていたものの、監督事務処理上必要がある場合には、委員会が法定の事項以外にも監督できる広範な裁量権を有することが明らかとなった。次に、職域年金基金に対する監督の内容として、適用除外要件を充足しているかどうかという形式的な事項を審査・監督するにとどまらず、適用除外要件が適切に履行されているかどうかを監督するために、基金がその財政運営のために適切な投資を行っているかどうかまでも監督することを予定していることが明らかとなった。この点は職域年金基金の自立性を損なわないように最低限の介入にとどめようとしていた保守党の対応と比較すると、特筆すべきことである。労働党は職域年金基金の自立性を尊重するというスタンスをとりつつも、基金加入者及び受給者の年金権の確保のために、基金の財政運営についても国家の監督を及ぼそうとする姿勢に転換したことが際立っているといえよう。

(2) 1975 年社会保障年金法の概要

議会の審議を経て、1975 年 8 月 7 日に社会保障年金法が公布され、1978 年 4 月から施行されることになった。

まず、適用除外に関わる職域年金委員会の権限について、31 条 1 項において委員会が適用除外を認めるに当たり、証明書(certificate)を発行すると規定された。また、同条 2 項においてその証明に関わる取り消し、変更、不許可について規定された。

次に、40 条及び 41 条において財源規制が定められた。この点は、貴族院における審議においても問題とされたことから、やや詳細に取り上げる。まず、職域年金基金の財源調達

(111) Ibid.
(112) Ibid.
(113) Ibid.

について、40 条 1 項に規定され、それによると、職域年金基金が適用除外をするためには、基金の財源は全部あるいは一部が労使双方あるいは一方による拠出金によらなければならない。また、このような財源規制について最低保障年金を確保するための趣旨にあることも示されている(同条 2 項及び 3 項参照)。加えて、最低保障年金を確保するのに十分な財源を保有させようという観点から、41 条において財源についての職域年金委員会の監督について定められ、1 項では職域年金基金が適用除外をするために、職域年金委員会によって基金の財源が十分であるかどうかの判断を受けなければならないこととされた。また、同条 2 項において、職域年金基金が適用除外を認められるか、継続して認められるためには、職域年金委員会が適当と考える要件を満たさなければならないとされた。その具体的な要件は、第一に、最低保障年金の安全性に影響を与える事情について職域年金委員会に報告されていること、第二に、基金の財産が職域年金委員会にとって十分と判断される水準であること、といったことが規定された。

このような 1975 年法の規定を見ると、貴族院審議における法案とは大きく異なっていることが理解できる。貴族院の審議において法案の職域年金委員会が職域年金の運用について指示・命令できるとされた部分が問題とされたものの、成立した法文ではそのような権限について規定されなかった。その理由については明らかではないものの、Aberdare 卿のように職域年金に対する過度な規制を設けることについて批判的な見解が多かったのであろう。そうであるからこそ、法案と制定法とが大きくかけ離れたのであろう。こうした職域年金基金に対する規制が不十分であったことが、1980 年代に様々な報告書において職域年金基金に対する規制・監督が提言されることにつながるのである。

小括

1975 年法まで、保守党と労働党との間で、公的年金制度において所得比例年金を実施する必要があるということは共通認識であった。そして、所得比例年金を実施するとして、機能的に競合することになる職域年金との関係について、職域年金に所得比例部分からの適用除外を認めるという点についても両党ともに共通していた。しかしながら、適用除外を認めるとしても、職域年金について何らかの規制を設ける必要があるのかどうかという点については、当初、両党間に大きな違いが認められた。すなわち、保守党は適用除外をした職域年金制度の監督機関として職域年金委員会の設置を明示していたのに対して、労働党はそのような監督機関の設置について特に論じていなかった。もっとも、論じていなかったものの、労働党は保守党の構想を踏襲していて、1973 年社会保障法を廃止して 1975 年社会保障年金法を制定した際に、この職域年金委員会を廃止することはなかった。

しかしながら、職域年金委員会を設置するとしても、その役割はあくまで適用除外のための要件を充足しているかどうかを審査することが専らであり、そこから一歩進んで、職域年金制度がどのように運営されているのかという点から監督することまで踏み込んでい

なかった。当時においては国家が所得比例年金制度を実施するに当たり、機能的に競合する職域年金に対してどのようにして調整すべきかが重要であり、また、その点こそが職域年金の自立性に対する介入をどのようにして回避すべきかという点と関連して問題となったのであって、介入する度合いが適用除外を認めるための要件という最低限の介入にとどまるならば、それ以上の介入は自立性を損なうことと考えたのであろう。そうであるからこそ、保守党及び労働党双方が職域年金の自立性・任意性を強調したと言える。

もっとも、以上のような職域年金制度に対する規制・監督はあくまで適用除外と関連した規制・監督であって、適用除外と無関係の職域年金制度を対象としたものではない

このように職域年金に対する規制・監督は限定的であるものの、監督機関として設置された職域年金委員会はその後、職域年金の監督に当たり様々な提言をすることになる。この提言について次に検討することにする。

第三款　職域年金制度に対する規制・監督の提言

1975 年社会保障年金法の制定により、公的年金制度において新たな所得比例年金が実施されることになった。このような公的年金制度の改革を受けて、職域年金制度が単なる私的な年金制度としてではなく、公的年金制度の機能を一部担うことになった。こうしたことからであろうか、職域年金制度に対する規制・監督を行う必要性が広く認識されるようになり、政府内における様々な検討会で職域年金制度に対する規制・監督が論じられるようになったのである。こうした職域年金についての規制・監督の議論が、適用除外に関わる限りでの規制・監督といったコンテクストを超えて、職域年金制度一般に対する規制・監督の議論に発展した点が、SERPS 実施以後の政府の特徴であろう。

以下では、SERPS 実施以降、職域年金制度一般についての規制・監督についてどのようなことが問題とされ、それに対してどのようなことが検討されたのか、という点を信託法との関係で取り上げる(114)。

第一項　1980 年 Wilson 委員会報告(115)

オイルショックに端を発した 1970 年代中頃のインフレと景気低迷の中で、金融システム改革が政策課題になると、政府は金融システムについて調査・検討をする必要性を認識するようになった。この調査・検討のために設置されたのが、Wilson 委員会である。同委員

(114) 本論稿は 1986 年社会保障法及びその制定に至る経緯について検討していない。それは、同法及びそれに至る過程において、職域年金制度が問題とされたものの、それはあくまで職域年金制度を普及・促進していこうとする観点から論じられたのであり、規制・監督については、以下で取り上げる一連の報告書ほど論じられていないことによる。1986 年法の立法過程については、嵩・前掲注(1)123-135 頁において詳細に論じられている。

(115) Committee to Review the Functioning of Financial Institutions—Report, Cmnd 7937(1980). なお、同報告書は邦訳されている。西村閑也(監訳)・日本証券経済研究所(訳)『ウィルソン委員会報告』(財団法人日本証券経済研究所・1982 年)。

会の課題は、第一に、インフレが金融システムにどのような影響を与えるのか、第二に、経済社会において増大した金融機関の役割がもたらす影響と機会、第三に、不動産投資の拡大を奨励することで連合王国の経済パフォーマンスを向上させる必要性とその際に金融機関が果たす役割、という問題について検討することとされた(116)。これらの問題の検討の中で、当時、金融市場においてその膨大な積立金を背景に投資を行っていた年金基金(117)が当然のことながら注目され、金融システムにおいて年金基金の果たす役割、規制・監督も論じられるようになった。

1977 年 1 月 18 日に第一回検討会が開催されて以来、検討が進められ、その検討結果は 1980 年に「金融制度機能検討委員会報告書」(別名、Wilson 委員会報告書)として公表された。同報告書では、前述した年金基金の規制・監督についても取り扱っているが、当時の社会的状況を踏まえて、金融市場において年金基金がどのような存在として理解されているのか、また、金融市場において大きな役割を果たすようになった年金基金に対してどのような問題があると考えられ、その問題をどのように是正すべきか、ということも論じていることから、以下で検討することにする。

もっとも、報告書は全 636 頁にも及ぶ多様な内容を検討していることから、取り上げる内容は年金基金が主として問題とされる部分に限定される。報告書で年金基金について全面的であれ部分的であれ論じられているのは、第 3 章「金融機関と市場」における「保険会社・年金基金・ユニットトラスト及び投資信託」(118)、第 4 章「Radcliffe 報告以来の金融システムの発展」(119)、第 5 章「インフレーションと金融機関」(120)、第 6 章「年金基金と年金積立」(121)、第 23 章「年金制度の合理的な規制」(122)である。このうち、第 23 章において特に職域年金制度の規制・監督について論じられていることから、同章を取り上げることにする。

(1) 職域年金制度の現状

まず、報告書では次のような背景及び現状認識が示される。職域年金制度は第二次大戦後に急速に発展し、それが金融市場において大きな存在となっており、そうした職域年金の存在が報告書で検討対象とされた背景にあるとする。この金融市場における年金基金の状況について、報告書では年金基金の資産規模、収益を取り上げて説明しており、まず、資産規模については 1957 年末には 700 万ポンドであったが、1978 年末には 69 億ポンドに拡大していることを明らかにする。また、職域年金基金の収益について、毎年 50 万ポンド

(116) Para 77, at 18 and 19.
(117) 第二次大戦後、金融市場において、建築組合(the building societies)と年金基金が大きな影響を及ぼすようになったことが指摘されている。See, para 79, at 19.
(118) Id, 45-49.
(119) Id, 72.
(120) Id, 87.
(121) Id, 92-100.
(122) Id, 319-327.

増加しており、1978年には7.5億ポンド、1979年には9億ポンドにまで増加しているとし、そうした増加は、同時期の建設組合や銀行の資産増加には劣るものの、長期債券市場においては大きな地位を占めているとの認識を示している[123]。この報告書のデータからも、職域年金制度の資産規模がおよそ 1,000 倍に増加していること、収益も着実に増加していることから、金融システムにおいても大きな存在となっていることが認識できよう。

加えて、報告書では年金基金がその資産及び収益を飛躍的に拡大させ、金融市場において巨大な存在となっていることを示すが、そのような状況に至った背景について、職域年金の加入者数が増加したことを挙げる[124]。この増加の背景について、職域年金基金において提供される年金の内容が変化し、それが加入者の増加につながったことを示唆している。すなわち、多くの職域年金基金において提供される年金が、退職時の賃金あるいは退職直近の賃金に関連して年金額が決定される仕組み及び退職後にインフレが生じた場合にインフレに応じて年金額を増額する仕組みを導入するようになり、給付内容が改善されている傾向にある状況を加入者数の増加の背景として説明している[125]。

以上のような背景から、年金基金が莫大な資産を有し、金融市場に対して大きな影響を及ぼす存在となったことを論ずる一方、運営方式(賦課方式か積立方式か)[126]、自己投資、法的枠組みの不存在をといった問題点があるとしている。これらの問題の中で、本論稿との関係では法的枠組みの不存在という問題について、報告書においてどのようなことが問題とされ、それに対してどのような是正策を提言しているのか、を取り上げることにする[127]。

(2) 問題点と是正への提言

報告書では年金基金を規律する法的枠組みが不存在であることを問題とする。もっとも、不存在とは言いつつも、これはあくまで年金基金一般を規律する法的枠組みがないことを意味するのであって、実際には信託法が法的枠組みとして用いられていることはこれまで論じてきたとおりである。報告書では、設立されている基金が保険型であれ、自己管理型であれ信託法及び信託証書に従って設立され、運用されていることを述べており[128]、加え

[123] Para 307, at 92.
[124] Para 308, at 92.
[125] Ibid.
[126] Para 311-321, at 93-95.
[127] 報告書では自己投資について、自己投資は年金基金が親会社あるいは子会社に投資することとされ、それについて、職域年金委員会が適用除外要件との関係で禁止する以外に、法は禁止していないとしつつ、企業の経営状況が悪化した場合に、年金の支払いも危ぶまれることになることを理由に挙げて、多くの基金では自己投資をしないことを指摘する。加えて、そうした理由以外にも利益相反が生じる場合を問題として指摘する。これについて報告書は事業主が受託者である場合、加入者である場合、株主である場合を取り上げている。もっとも、報告書ではこの自己投資について、第一に、企業からの年金給付は企業の長期的な活動に依存し、そのようなことを理解すれば、加入者にとって良いモチベーションとなること、第二に、自己投資は企業がマーケットにおいて資金調達をするよりも簡易な調達方法であることを理由として、一定限度で許容すべきと論じており、利益相反の観点から制限すべきことを議論していないため、本文において検討しないこととした。See, Para 322-324.
[128] Para 1207, at 319.

て、報告書は信託法についても分析していることから、この点については把握されていることがわかる。では、報告書では信託法についてどのように理解しているのか。

まず、エクイティ上、受託者は受益者及び偶発受益者の最善の利益のためにのみ(solely in the interests of its beneficiaries and contingent beneficiaries)基金を運営しなければならないことを指摘する(129)。次に、信託証書により修正されるものの、1925 年受託者法において受託者の一般的な権限が定められており、そのよう権限の中で、特に投資権限については、1961 年受託者投資法に定められていると述べる(130)。更に、受託者が広い裁量権を有していることに対して、その裁量権が適切に行使されているかどうかを担保する方策として、信託法上、受託者は、信託証書に定められていようといまいと、計算書類を備えておく義務を負っているとしたうえで、実務上も、信託証書において受託者に対して定期的な会計報告を義務付けているとする(131)。受託者は受益者に忠実義務を負うこと、信託財産の管理運用については信託証書により定められ、そうでない場合は制定法により規律されること、受託者の義務履行をエンフォースメントする方策が備わっていることを明らにしている。信託法の構造を正確に把握しているといえよう。

もっとも、報告書は受託者による情報提供の点で信託法には問題点があると考えているようである。受託者による加入者に対する情報提供は、加入者が基金の運営状況について把握し、それにより受託者に基金を適切に運営させるツールとなること、エンフォースメントの観点から有効であるため、この点について報告書は取り上げたのであろう。信託法によれば、加入者及び受給者が基金の運営状況及び受給権について確認を求めた場合に、受託者はそうした情報を開示するよう義務付けられているとしつつ、このような信託法上の義務は必ずしも有効ではないとしている点から、そうしたことが読み取れる(132)。すなわち、信託証書により年次報告が義務付けられていることが多く、また、事業主も加入者に対して基金に関する情報を提供する努力をしていると指摘するものの、法律上、受託者は加入者・受益者に対して定期的に基金の状況を報告しなければならない一般的な義務がないとし、問題視しているのである(133)。

このように問題視することを裏付ける資料として、報告書では 1975 年に実施された職域年金 23,500 基金を対象とした調査の結果を示している(134)。この資料に従い、基金の財政状況を報告する年次報告書についてみると、加入者が受託者による情報提供を利用可能な基金は 4,170 基金であり、利用不能と回答した基金 5,020、該当なし(基金において報告書を作成していないケースと考えられる)が 4,600、無回答が 9,710 基金に及ぶことが明らかにされている。また、投資情報について見ると、利用可能 2,670 基金、利用不能 4,710 基金、該当なし 6,490 基金、無回答 9,630 基金であるとわかる。23,500 基金のうちで加入者・

(129) Ibid.
(130) Para , at 320.
(131) Ibid.
(132) Para 1211, at 320.
(133) Ibid.
(134) Id, 321.

受給者が基金のなんらかの情報を得るためのツールを提供している基金は全体のうちで20%程度にすぎないことがわかる。こうしたことを踏まえれば、報告書が情報提供のあり方を問題視する理由が明らかであろう。

以上のような問題に対して、報告書は、現在の情報開示に関する受託者の法的根拠が不明確であること、自主的な証書に依拠することでは不十分であると断じ(135)、委員会の見解として、株主が会社に対するのと同様の方式で、加入者及びその代表者が基金の財政状況について定期的に情報開示を受けるべきとし、会社法と類似の年金スキーム法の立法を提言する(136)。こうした年金スキーム法によれば、受託者に対して加入者に対する定期的な情報提供を、少なくとも保険数理的な評価が可能である限り、義務付けることが可能となると言及しており(137)、そのメリットを強調している。また、このような義務付けに加えて、事業主、受託者、アドバイザーの義務と責任を定式化すること、個々の加入者及び受給者の権利及び救済方法を定式化することをも提言する(138)。

更に、加入者・受給者への情報開示に加えて、単に情報が開示されているだけでは不十分であると考え、基金の運営に対する効果的な監督という観点から、加入者が基金の管理機関に任命されるべきことが不可欠として、現状では基金の管理機関に事業主加入者双方から半数が任命されていることを踏まえ、そのような取扱いがある最低規模以上の基金で採用されるような最善の方法を政府が検討すべきことも勧告している(139)。

以上のように、Wilson 委員会報告書では職域年金制度における受託者の義務について主として情報提供義務のあり方に力点を置いて議論していることが理解できる。このように受託者の義務について論じるようになった点は、従来の動向とは異なっているといえる。もっとも、本論稿の検討対象たる注意義務及び忠実義務についてこの段階ではそれほど論じられていない。こうした動向が次第に変化していくのであるが、それについて、以下で取り上げる報告書で確認することにしたい。

第二項　1982 年「職域年金制度の加入者の権利と期待に対する一層大きな保障」(140)

前述したように 1973 年社会保障法により職域年金委員会が設立され、1975 年社会保障年金法においても存続することになったのであるが、従来、同委員会は専ら適用除外との関係で職域年金制度の規制・監督について検討しており、そのような姿勢は 1975 年に同委員会が公表した報告書「支払能力、情報開示及び職域年金制度への加入者の参加」(141)にも

(135) Id, para 1224, at 325.
(136) Para 1225, at 325.
(137) Ibid.
(138) Ibid.
(139) Id, para 1227, at 325.
(140) Greater Security for the Rights and Expectations of members of Occupational pension schemes, Cmnd, 8649 (1982).　なお、この報告書について取り上げている論稿として、樫原朗『イギリスの企業年金』(生命保険文化研究所・1987 年)99-105 頁がある。
(141) Solvency, Discloser of Information and Member Participation in Occupational Pension Schemes, Cmnd 5904.

現れている(142)。しかしながら、そのような姿勢から転じて広く職域年金制度の管理運用一般に関わる規制・監督についても検討するようになり、その傾向が一層明らかとなったのが、1982 年に公刊された「職域年金制度の加入者の権利と期待に対する一層大きな保障」と題する報告書である。同報告書では、1975 年報告書と同様に適用除外との関係で職域年金制度の財政能力、情報開示、提供される年金の実質価値、早期退職者の取扱といった問題を検討しており、本報告書でもそれらの問題を検討するものの、そうしたことに加えて、職域年金制度の一般的な構造についても検討している(143)。この検討の中で、職域年金制度をめぐる法律関係も検討しており、全 10 章 10 付則から構成されている報告書中、第三章「年金財政の基礎的方法」、第 4 章「年金権と法」、第 8 章「年金制度の新たな法的基礎」及び第 10 章「他の問題」において、職域年金制度と信託法との関わり、信託法の特徴と限界、受託者の投資権限といった信託を用いた職域年金制度の管理運用上の問題について論じているのである(144)。

このように職域年金制度を規律する信託法のあり方についてその特徴を踏まえつつ検討した点が、本報告書の意義である。

以下では、本報告書で論じられる職域年金と信託法との問題に限定して検討するが、検討事項は次の通りである。第一に、職域年金制度と信託法・受託者との関係について報告書において示されている認識である。これまで職域年金制度と信託との関係について国家が意識的に論じたのは、第二部第一章で論じたように、1921 年財政法及び 1927 年年金等信託基金法の立法過程における議論であった。それから半世紀を経て、国家が職域年金と信託法との関係についてどのような認識を有しているかを明らかにすることは、今後の職域年金と信託をめぐる政策立案を知るうえで、有益である。第二に、報告書においてどのようなことが問題とされているのか、を明らかにする。第三に、問題とされたことについてどのようなことが勧告されているのか、を検討する。

Ⅰ　現状分析

報告書では当時の職域年金制度と信託法の関係について、消極的な評価を示唆している。というのは、現状分析の中で、信託法の問題点を指摘し、そうした点が信託法の固有の特徴に由来すること、それ故、制度の基本法として信託法によることには不都合があるとの

(142) 報告書によれば、職域年金委員会が適用除外に関連した職域年金基金に対する規制にとどまらず、職域年金基金を一般的に規制する権限を備えるように提言している。See, Committee to Review the Functioning of Financial Institutions—Report, Cmnd 7937 (1980) para 1219,at 323.

(143) Supra note 113, paras 1.8 and 1.9, at 2.

(144) 報告書では職域年金制度の運営方法として信託が用いられたことにつき、詳細に検討されており、第三章では、職域年金制度が外部積立方式を採用したことについて論じられている。この点について後述するが、そこでは、制度の運用方法として積立方式(funding)と賦課方式(pay-as-you-go)があり、イングランドでは職域年金制度の運営スキームとして信託あるいは生命保険を利用した外部積立方式が利用されてきたとし、その背景には税制優遇措置を得ることがありつつも、事業の破産に際して従業員の年金受給権を保護するという重要な考慮があったと指摘する。税制優遇措置に先立ち事業主の破産の考慮があったということは第二部第一章において指摘した通りである。Id, paras 3.3, 3.5 and 3.9, at 9 and 10.

認識を示し、信託法に代わり職域年金制度を規律する年金法を構想しているからである。

(1) 運営方式に関する分析

第三章「年金財政の基礎的方法」において、職域年金制度と信託法との関係を制度運営に焦点を絞り論じている。そこでは、職域年金制度の運用方法として積立方式(funding)と賦課方式(pay-as-you-go)があるということを論じた後に、従来では、職域年金制度の運営スキームとして年金に特化した信託あるいは生命保険を利用した外部積立方式[145]が利用されてきたとし、その外部積立方式との関係で信託についても言及する。すなわち、外部積立方式が採用された背景には、税制優遇措置を得るという目的があるものの、それだけではなく、事業主の破産に対して従業員の年金受給権を保護するという重要な考慮があったと指摘する[146]。税制優遇措置に先立ち事業主の破産の考慮があったことは第二部第一章において指摘した通りであり、また、外部拠出方式を採用する意義が事業主の固有財産と年金財産を隔離する点にあることを直截に指摘しているといえる。

もっとも、それが単に会社財産と年金資産を分離することを意味するのか、それとも信託特有の倒産隔離も意味するのかという点については、ここでは明らかにしていない。しかしながら、以下で述べるように、自家運用型基金の本質として信託の特徴が語られていることを踏まえれば[147]、報告書において年金財産を外部積立にする意義が信託の倒産隔離にあると認識されていることは明らかである。

以上のような外部積立方式の特徴について指摘した後に、イングランドにおける職域年金制度の運営方式の違いについて言及する。それによると、当時において年金基金の数は 9 万以上存在し、それらの基金は事業主拠出のみ、あるいは、事業主及び従業員の双方の拠出により運営されているが、そうした基金は「自家運用型基金」(self-administered)、「保険型基金」(insured)に類型化することができ[148]、前者の類型の基金こそ信託の特徴を生かしたスキームであるとする[149]。すなわち、自家運用型基金の特徴は基金が事業主とは法人格を異にし、従業員の利益のために年金財産を投資する受託者の責任で運用されていることにあり、その結果、事業主の破産時に年金財産は事業主の債権者から保護されることになる、と指摘するのである[150]。この点は信託の倒産隔離機能について言及している部分であり、そうした機能を把握していることを示しているといえる。

こうした信託の本質に踏み込んで年金基金の運営方式として信託が用いられた背景を分析しているが、実態としては、1921 年財政法による税制優遇措置を契機に信託を利用した

---

[145] 報告書において職域年金の運営スキームの違いに着目した分類として、自家運用スキーム(self-administered)、保険スキーム(insured)及び保険会社に管理運営を委任した(managed fund)といったスキームがあると指摘されている。Id, paras 3.3 and 3.9, at 9 and 10.
[146] Cmnd, 8649, para 3.3. at 9.
[147] Supra note 113, para 3.5 at 10.
[148] 大企業では自家運用型基金が利用され、中小企業では保険型基金が利用されていると説明する。Id, para 3.7, at 10.
[149] Id, paras 3.4 and 3.5, at 9 and 10.
[150] Id, para 3.5 at 10.

年金基金が普及したことも指摘している。この税制優遇措置の導入について、報告書の説明は特徴的であり、政府が税制優遇措置を導入した意図が「撤回不能信託」により設立されるスキームに対する税制優遇措置を制限することにあり、政府は加入者保護を促進しようと考えていたのではなく、あくまで基金に投資される財産が事業主と隔離され、事業主が租税回避(tax avoidance)のために利用しないようにすることにあったと言及している(151)。事業主が倒産隔離を利用して租税回避を図ることを如何にして制限するのかという目的達成のために、倒産隔離により事業主の固有財産と年金財産とが切り離された状態に着目し、財産が分離された状態を維持するために撤回不可能信託により設立すべき要件を課すことで、年金財産が事業主の固有財産に組み込まれることがないようにしたといえよう。

以上のように、報告書では職域年金制度と信託との関係について、制度運営スキームとして信託が用いられている点に着目して信託が何故用いられるのかという点について、税制優遇措置を得るために信託スキームが用いられているという説明にとどまらず、倒産隔離という信託の特徴ゆえに用いられていると端的に説明している。

(2) 信託法上のアクターについて

次に、報告書では後述するように受託者の権限と義務についての提言を行っているが、それに先立ち、年金制度との関係で信託法について分析している。それによれば、信託法が中世に生まれ、家産の不当処分や財産管理をすることができないと考えられた子や寡婦のニーズを保護するために発展してきた歴史的経緯を指摘しつつ、現在では年金信託の最も重要な形態であるものの、歴史的経緯を踏まえれば、年金スキームに必ずしも適合的ではないと言及し(152)、次の問題点を指摘する。

① 設定者のあり方について

信託法によれば事業主は設定者となり、加入者・受益者が年金を得る信託を設定するが、そのようなことでは、事業主だけではなく加入者も基金に拠出していること、それ故に、事業主の拠出は一方的な恩恵とは考えられないことといった事実を見落とすことになる、と問題点を指摘する(153)。こうしたことが何故問題になるのかについて、報告書では設定者が信託証書により自由にスキームの設定ができることに着目して問題となると考えているようである。設定者は信託証書によって基金の管理運用について一人あるいは複数の受託者が責任を負うように定め、自由に選任しており、場合によっては設定者たる事業主が唯一の法人受託者(corporate trustee)となる場合もあること、子会社や自社の取締役やシニアマネージャーを個人受託者(individual trustee)に選任する場合もある現状を指摘し、信託証

(151) Id, para3.6 at 10. 事業主による租税回避を防ぐために財政法が制定されたことについては、Id, para 4.16, at 18 においても指摘されている。
(152) Id, para 4.9, at 17.
(153) Id, para 4.10, at 17.

書の定めにより参加の範囲・程度が決定される状況にあるとする(154)。つまり、報告書は、信託法によれば受託者の選任について設定者の自由に委ねられ、それは受託者を誰にするのかという局面では従業員参加の契機となるものの、実態として、事業主が自ら受託者となるか、自身の影響が及ぶ者を受託者に選任している状況があるため、自由に定められることが却って加入者・受益者による運営参加への機会を損なっているとして問題とするのである。

事業主が設定者となり、加入者を受益者とする信託を設定することは、信託によれば、通常の設定方法であり、設定者が受益者に対して一方的に何らかの便益を給付するために信託を用いることは第二部第一章で指摘したように信託が遺産承継に専ら用いられてきたことを考えれば、問題がないように思われる。しかしながら、加入者自身も基金に拠出していることを踏まえると、便益を給付していることにより設定者に制度設計の自由をすべて委ねてよいわけではない。報告書が、加入者が受託者に選任されていない実態を問題視するのは妥当である。

② 利益相反(155)

報告書では、第二章第三節で論じたように、受託者は利益相反行為を禁じられていると指摘する。そして、このような利益相反禁止ルールが信託法理上存在することから、信託法は二つの異なる利益が対立することを前提としているようであるとしつつ、年金基金においては、その要因として、どの程度、いつ、基金に拠出すべきかという問題及び自己投資に関連して、潜在的に利益が相反する可能性が存在することを指摘する(156)。前者について具体的に指摘していないことから、どのような事態を想定しているのか不明である。拠出における負担の程度を問題としているから、事業主の負担を軽くしつつ、受益者たる従業員の負担を重くするという局面を想定していると考えられる。

一方、後者について言えば、投資についてとりわけ問題視しているようである。自己投資について、適用除外要件では自己投資が制限されているとし、大規模な企業ではそれほど一般的ではないとしつつも、この問題について立ち入って検討しているからである。すなわち、受託者の投資権限は、その裁量権を拡大する規定が信託証書において定められない限り、1961 年受託者投資法により制限されること、自家運用型スキームでは保険型スキームと異なり、基金の財産を受託者が選択する方法で投資する完全な裁量権が与えられている状況にあり、情報開示との関連で加入者の監視がなされているという条件でそのような裁量を受託者に与えるべきことを述べるのである(157)。このように、受託者に広い裁量権を与えるのは許容しつつ、自己投資は加入者の利益と相反する可能性があることから、加入者の利益に反しないようにするために情報開示を要求しているのである。

(154) Id, para 4.10, at 17 and 18.
(155) Para 4.11, 3.19, 9.8,10.2-10.5
(156) Para 4.11.
(157) Para 10.2 and 10.3, at 57.

③　情報提供

信託法は前述したようにパターナリスティックな起源があるものの、基金の財政状況の情報提供という点については、受益者が要求した時に受託者が情報提供をするよう義務付けているだけであり、定期的な情報提供を義務付けていないと、問題点を指摘する(158)。報告書では受益者のほとんどが情報を求める権利について理解していないこと、多くの受託者が情報を提供する義務について認識していないことを指摘するが(159)、情報提供は基金の適切な運営を担保するために有効な手段であることから、そのような義務が適切に履行されていないこと及び履行する義務が定められていないことを問題にするのであろう。

④　責任追及

受益者は信託違反をした受託者を裁判所に訴えることができ、このような訴訟で受益者は勝訴してきたことを Evans v. The London Co-operative Society 事件(160)を取り上げて指摘しているものの、訴訟には問題点があることも指摘している。まず、訴訟を利用することについて一般的に言えることであるが、手続きが煩雑であり、費用が掛かることである(161)。これに加えて、多くの信託証書において信託違反をした受託者の免責規定が定められていることも問題点として指摘する(162)。

受託者の免責について、第二部第二章第一節において検討したが、受託者の負担軽減のために免責が論じられていたものの、年金信託との関係においては、老後の稼得手段としての年金の性質から受益者保護の要請が受託者保護を上回ることになる。そうであるからこそ、受益者保護という点で、信託法では年金基金に適合しないことになるのであろう。

Ⅱ　職域年金制度における規制・監督への提言

職域年金制度の基礎となる法制度について、1975 年の職域年金委員会報告書において部分的でありつつも検討してきたが、検討対象が広範であること、改革により会社法、労働契約法といった他の法分野にも影響を及ぼすことから、職域年金委員会が信託法及びそれに代わる職域年金制度を規律する法制度の提言をすることは権限の範囲外であるとして消極的な姿勢を示しつつも、信託法による現在の制度は職域年金制度の加入者の権利・期待を十分保護していないとして、報告書は中期的なゴールと短期的なゴールに分けて改革を提言している(163)。前者は信託法とは切り離された年金法の立法化を指し(164)、後者は加入

(158) Id, para 4.12, at 18.
(159) Ibid.
(160) The Times, 6. July.1976.　事案の概要と判旨については、第二部第二章第三節参照。
(161) Supra note 115, para 4.12, at 18.
(162) Ibid.
(163) Para 8.7, at 45.
(164) Ibid.

者に対する情報開示の義務化を指す[165]。

もっとも、そうした目標とは別に、改革に際して(1)事業主の責任、(2)受託者の権利義務、(3)受託者の任命、(4)税法との関係、といった 4 点を指摘する。このうち、本論稿との関係では(1)から(3)が問題となることから、これらについて取り上げる。

(1) 事業主の責任

年金法を制定するとしても、事業主が基金及び加入者に対して負う責任について現在では錯綜した状況にあるとし、責任が問題となる例として、基金の規約に定められた給付について事業主は基金あるいは加入者のいずれにどのような責任を負うのかという問題、とりわけ、基金の財産が退職給付(leaving-service benefits)を支払うのに不十分である場合に事業主が基金を解散する決定をするのであれば、受託者及び受益者は事業主に対してどのような請求をなすのかという問題を指摘する。

この点について、受託者あるいは受益者が事業主に対してエンフォースメントする権利を生み出したとしても、必ずしも積立率をコントロールすることにならず、事業主の解散権限を剥奪することにも、その要件を変更することにもならないであろうという留保を付しつつ、事業主が事業を継続する一方で基金を解散する場合、事業主には依然として現在の賃金に基づいて確定する年金を保証する責任があるとして、未払い賃金の訴えと同様に、不足分の支払いを求めて、事業主を訴える方策を述べる。

もっとも、このような方策を指摘しつつも、それは強力な優先権となり、解散時に給付を制限する基金の規約を覆すことになるといった問題を指摘している[166]。

(2) 受託者の権利義務とそのエンフォースメント[167]

報告書では、受託者は受益者の利益について法律上直接の監督責任を有することを指摘し、そのような義務を負う受託者の役割を明らかにすることが、職域年金制度と信託法との関係を検討する最重要課題と位置づけている。しかしながら、受託者の義務は主に基金財産の投資との関係で問題にされたとするものの、問題として指摘しているのは、情報提供義務と受託者による委任であって、忠実義務といった他の義務を検討しているわけではないことに注意を要する[168]。前者について、受託者は加入者に対して基金の財政状況について報告する義務を負うが、それは事業主が保有する何らかの情報(報告書では基金の開設以前になされた基金の財政評価を例にしている)にアクセスする権利に支えられなければならないと指摘する。後者については、受託者が事業主及び保険者に対して自己の義務をどの程度委任できるのかを問題としている。この点は、自己執行義務との関係で問題となるのであるが、報告書ではそのような問題を指摘する以外に何も論じていない。

---

[165] Para 8.8, at 45.
[166] Para 8.13, at 46.
[167] Para 8.16-8.18.
[168] Supra note 115, para 8.16, at 47.

以上のような義務を負うべきだとしているが、報告書では義務を負うだけでは不十分と考え、どのようにしてそれをエンフォースメントするのかについても指摘している。すなわち、信託法上の問題として、加入者が受託者に対する不満を是正する方法を取り上げ、そのような不満は加入者が裁判に訴えて是正できるものの、それには費用も時間もかかり有効ではないことから、ヨリ有効な仕組みを設計するように提言する(169)。具体的には、保険会社において保険契約者の苦情に対処する仲裁機関を設置する動きがあるとし(170)、そのような仲裁機関を参考にして加入者の不満解消策を講じるよう言及している(171)。

(3) 受託者の任命(172)

年金基金には加入者の利益と事業主とに利益が相反する場合があるとして、その観点から、受託者と事業主との過度に緊密な関係を防ぐ方法を検討しなければならないと指摘し(173)、その具体例として、事業主が法人受託者となる場合を取り上げる。現行法では事業主が唯一の法人受託者(the sole corporate trustee)となることが許されているものの、そうしたことは利益相反の観点から望ましくはないと述べる(174)。

この法人受託者については二つの点が指摘されており、第一に、法人受託者は従業員がその運営に参加するツールにもなっていることから、全面的に排除することは望ましくないことであり、第二に、銀行、生命保険会社、年金コンサルタントなどが唯一の法人受託者となる問題を指摘し、これらの専門的法人が受託者となれば、その専門性ゆえに、加入者の運営参加が認められなくなるであろうと述べている(175)。

こうした加入者の参加の観点から受託者の任命について、1975 年の報告書と同様に、基金が自発的に加入者側受託者を任命する規約を定めるように提言する(176)。

小括

本報告書の検討が長くなったため、ここで本報告書の検討をまとめることにする。本報告書では、職域年金制度の基本的枠組みとして用いられている信託法について加入者に対する情報提供をはじめとして問題点があること、そして、その是正を提言している。ただ単に加入者に対する定期的な情報提供義務があると述べるにとどまらず、加入者による基金の運営への参加を重視した観点から情報提供義務を論じるのは、第一項の Wilson 委員会

(169) Para 8.18, at 47.
(170) 報告書では仲裁機関の参考文献として、the Annual Report 1981 of the Insurance Ombudsman Bureau (Southampton Row, London Wc1) and Notes on the Personal Insurance Arbitration Service を挙げている。
(171) Para 10.15 at 59.
(172) Para 8.19-8.23.
(173) Para 8.19, at 47 and 48.
(174) Para 8.20, at 48.
(175) Para 8.21, at 48.
(176) Para 8.23, at 48.

報告書とは異なっているものの、受託者の義務のエンフォースメントを図るという観点では同様である。加えて、その観点には、信託法理を秩序付けようとしている意図があると考えられる。すなわち、判例法理による規律に委ねてきた信託を制定法化して、あるものは強行規定、他のものは任意規定として定めようとしているといえる。

もっとも、そのような個別の義務の強行法規化のために立法的手当てをするように提言するものの、どのような形で立法するのか、つまり、社会保障法や財政法といった職域年金制度に関する制定法を改正して実現を図るのか、それとも職域年金制度一般を規律する年金法を新たに制定することを目指すのかという点については、年金法の制定を述べつつも明確な姿勢を打ち出していない。この点について、同年に公表された法改革委員会の報告書において、年金基金における信託法上の問題はあくまで信託証書の定め方により対応可能であることが指摘されていることを踏まえれば、後者の選択肢を採る必要性がなくなる。こうしたことから、本報告書では問題点を指摘するものの、その是正策が必ずしも十分に検討されているとは言えず、また、現行法制での対応が可能かどうかについて検討しておらず、法改正の必要性がないと考える立場を説得するのが困難であるという限界もある。

第三項　1989 年「年金の保護」

これまで、各委員会報告書を取り上げ、そこでは職域年金制度を規律する法的枠組みとして信託法が用いられているものの、その不十分性が問題とされ、信託法以外の法的スキームが検討されてきたことが明らかになった。こうした報告書の後、1986 年金融サーヴィス法が制定されたこともあり、金融システムにおいて法整備がなされた。そうした法整備の中で、投資規制も整備されたこともあって、年金基金も部分的ではあるものの、そうした規制に服することとなった。

しかしながら、年金基金において指摘されていた信託法の問題が是正されたわけではなかった。そうした状況において、問題はあるものの、信託法を法的枠組みとして用いるように提言したのが、1989 年に公表された報告書「年金の保護」(177)である。この報告書は 1988 年 4 月 27 日に社会サーヴィス大臣 John Moore が、職域年金委員会に対して企業年金(company pensions schemes)における事業主及び加入者の利害調整と企業合併・企業買収と年金基金の関わりといった問題について諮問し(178)、これらの問題に対する検討報告として公表されたものである。これまでの報告書の中には、信託法に代替する年金法の制定を提言した報告書まであったにもかかわらず、なぜ本報告書では信託法を法的枠組みとし

(177) Protecting Pensions, Cm 573, (1989).

(178) 具体的には次の 6 つの問題について検討するよう諮問した。第一に、職域年金基金における事業主の正当な利益と従業員の利益との調整をどのようにすべきか。第二に、企業合併・企業結合において年金基金はどのように関連しているのか。第三に、受託者の決定が全会一致であるべきか、また、一人及ぶ複数の受託者が自己の判断で行動してよい状況とはどのような場合か。第四に、年金基金の独立受託者は必要であるのか。第五に、関連企業に対して年金基金が投資することに規制を設けるべきかどうか。第六に、加入者の権利を保護するための他の方策があるのかどうか。See, Id, para 1.1, at 3.

て用いることを提言したのか、また、そのように維持するとすれば情報提供のあり方といったこれまで指摘されてきた問題に対してどのように対処するのか、とったことが問題となる。そのため、以下ではこのような問題について取り上げることとする。

Ⅰ　信託法の分析

(1)　信託法の特徴

報告書は第 1 部から第 5 部及び補足、全 15 章から構成されている。このうち、信託法に関わる部分は、第 4 章「法的基盤」、第 8 章「年金基金の法的基礎」、第 14 章「受託者」、第 15 章「投資」、補足 2 である。

第 4 章において信託法についての検討がなされており、それは大要次のようなものである。まず、職域年金基金制度の法的枠組みは信託法であるものの、信託法の特徴が職域年金基金の発展に大きな影響を与えてきたとし、その特徴として、信託財産の独立性を指摘している。すなわち、信託が設定されるとその財産について設定者(事業主)は自己の財産として取り扱うことができなくなり、その結果として、設定者(事業主)の財産とは独立して、従業員及びかつての従業員に対する年金給付について一定水準の安全性が得られると指摘している(179)。

もっとも、事業主から年金財産が独立することは生命保険を用いた場合と同様であるから、これを信託の特徴として指摘することは誤りではないものの、生命保険との違いを説明できてはいない。

次に、信託の柔軟性についても、受託者の裁量権行使に関連して、言及している。それによると、信託の柔軟性は受託者の裁量権により成し遂げられるものであり、信託法の顕著な特徴であるとする。その受託者の権限は信託証書及び規約により定められること、そして、そのような証書により修正権を定めている場合には状況変化に応じるために証書の定めが変更されることといった、信託の柔軟性のメリットが述べられている。もっとも、デメリットについても指摘しており、柔軟性を支える受託者の裁量に関して、過度に広い裁量を受託者に与えると裁量権行使が適切になされないことによって事業主に過酷な財政リスクを負わせる事態になりうることも指摘している(180)。

このように、本報告書はそれまでの報告書とは異なり、信託法の分析を行い、その特徴――信託の柔軟性と信託財産の独立性――が年金基金の運営に大きな影響を与えていることを明らかにしている。また、単に信託法のメリットを強調するだけではなく、そのデメリットも指摘している点も本報告書の特徴であろう。

(2)　受託者

次に、受託者についても、受託者が負う義務に関連して、三点取り上げられている。第

(179) Id, paras 4.2 and 4.3, at 12.
(180) Id, paras 4.7 and 4.8, at 13.

一に、注意義務である。報告書では注意義務という用語を用いていないものの、誠実かつ合理的な人間が自己の事柄を処理するやり方で、受託者は自己の義務を果たさなければならないと義務があるとしている。これは第二部第二章第一節で検討したことからすると、プルーデント・マン・ルールを指していると理解できる。第二に、証書や規約に基づいて、与えられた特別な権限によりなさねばならないことだけを行うことができるとする。第三に、忠実義務及び公平義務である。本来であれば、この二つの義務は分けて論じられるのであるが、報告書では「受託者は受益者の最善の利益のために行動しなければならず、また、すべてのカテゴリーの受益者間で公平に行動しなければならない」とされており、これら二つの義務を分けて論じていない(181)。

こうした義務を受託者が負うことを明らかにしたうえで、注意義務と忠実義務について、それらの義務が問題となる局面を挙げて、具体化している。まず、注意義務については投資を例に挙げて説明している。すなわち、受託者は事業主及び従業員の拠出金を集めて投資しなければならないが、その投資権限は 1961 年受託者投資法及び信託証書に定められていることから、そのような権原に基づいて投資をすることになるものの(182)、そうした権原を行使する際には受託者は合理的な注意を払わねばならない、と説明する(183)。次に、忠実義務について特に問題となるのが利益相反であると考えているようであり、受託者は受益者の最善の利益のために働かなければならないものの、肝心の受託者が会社の財務取締役または基金の加入者である場合には、受託者という地位にいる者は自身が受益者の最善の利益のために行動しているのかどうか理解するのが困難になるとしている(184)。これは取締役が受託者となった場合に、取締役として会社の利益を図らなければならない一方で、基金の受託者として会社の利益とならないことをしなければならないといった場合に、二律背反に陥るという状況を想定しているのであろう(185)。このような深刻な問題が生じるにもかかわらず、実務的には、加入者、事業内容、基金の問題を認識している取締役が基金の受託者となることが望まれている状況があることから、一律に取締役等が基金の受託者となるのを禁じることが困難であることを示しているといえよう。

以上のように、報告書では信託法について様々な観点から分析している。これはそれまでの報告書が信託法の問題点を指摘するにとどまり、信託法自体について分析していなかったこととは対照的である。こうした分析を踏まえて、年金基金の法的枠組みとして信託法が適切であるのかどうか、を次に検討する。

Ⅱ　年金基金の法的基礎

(181) Id, para 4.4, at 12.
(182) もっとも、1986 年金融サーヴィス法が施行されて以降、年金基金の受託者及び投資顧問業者(manager)は投資権限を有していることだけでは市場において投資をすることができず、IMRO の加入者となる必要がある。Id, para 29 and 30, 83.
(183) Id, para 4.5, at 12 and 13.
(184) Id, para 4.10, at 13.
(185) Ibid.

Ⅰで取り上げたように、報告書では信託法、受託者の負う義務といった問題について検討していた。これらを踏まえて、次に報告書ではそうした信託法が年金基金のスキームとして適切なのかどうかを検討している。

(1) 実務における見解

報告書では年金基金についてのアンケートを実施しており、信託法に関わるアンケートに関連して、年金の専門家ではない個人(B グループ)74 名と年金の専門家たる個人及び組織 133 の回答結果についても取り上げている。

報告書はこの回答結果を受けて、実務的には現段階において制度のスキームとして信託法が用いられることに問題がないと多くの人々に考えられていると判断している[186]。このように、報告書では年金基金の実務上、信託法をスキームとすることに問題がないことを実務家のアンケートにより示している。

(2) スキームに関わる議論

年金基金の法的スキームのあり方について、前述した 1982 年の報告書「職域年金制度の加入者の権利と期待に対する一層大きな保障」では、年基金の法的スキームが複雑で満足のいかない状況であること、そうしたことから、年金基金の規律する包括的な立法を提言していた[187]。現実性、現状、保証、簡潔性、給付構造の柔軟性、給付の期待とコストの柔軟性、継続性、機能の規模、といった点から、信託法に代替するスキームを否定して、信託法を年金基金の法的スキームとして利用し続けるべきと提言している[188]。但し、留保もしており、加入者と事業主間のバランスに影響を与える特定の問題――基金解散時に生じる剰余金の取扱[189]――については立法がなされるよう提言している。

Ⅲ 剰余金の取扱

第二部第一章第三節で検討したように、1980 年代に年金基金の剰余金の取り扱いをめぐる紛争が頻発していた。この問題は受託者の忠実義務に関わることから、どのように解決すべきかが問題であったが、報告書ではこの問題についての解決も提言している。

まず、剰余金の取扱について、信託証書の定め、あるいは、制定法上のルール[190]に従い

---

[186] Id, para 8.2, at 31.

[187] 参照、第二部第三章第三節第二款。

[188] Id, paras 8.14 and 8.15. 現実性については、年金基金の問題は既存のスキームで是正可能と考えられることから、新たな法的スキームは必要ないとする。もっとも、なぜ既存のスキームで是正可能であるのかの理由について説明がない。

[189] 報告書では「加入者と事業主間のバランスに影響を与える特定の問題」について明確に指摘しているわけではないが、唯一、パラグラフ 1.2 において「加入者と事業主間の公正なバランス」と言及しており、そこでは基金の剰余金の取扱に関わるバランスを問題としていることから、「特定の問題」とは剰余金の取り扱いをめぐる問題であると考えられる。なお、剰余金の取扱については 10 章において剰余金の取扱について制定法で定めるよう提言している。See, Id, para 10.11, at 40.

[190] 1986 年財政法が剰余金について規制しているとされる。Para 5.7.

処分されることになるとしつつ、アメリカおよびカナダの例を持ち出して、剰余金目当ての解散という問題もあるとしている[191]。こうした中で、事業主の破産により基金が解散することになり、剰余金が存在しているような場合、企業に支払われる以前に年金給付の増額のために用いられるべきとしつつも[192]、実際にはそのような増額を基礎づけることは困難であるという見方を示す[193]。

しかしながら、そうした現状認識を示しつつも、次のような内容の制定法化を勧告する。すなわち、事業主への払い戻しを認めつつも、それが認められるのは、信託証書の定め及び制定法上の最低支払要件以上の給付を行った後であると述べる[194]。

小括

1975 年の職域年金委員会報告を契機に、1980 年代において職域年金制度に関する法的枠組みとして信託法が適切であるのかどうか、が議論された。こうした議論に共通するのは、受託者が運営に関して様々な義務を負うものの、情報提供義務を特に問題としたことであった。様々な義務をエンフォースメントするには受託者に基金の財政状況をはじめとする情報を加入者・受益者に定期的に報告させ、加入者・受益者が、基金がどのような状況にあるのか、受託者に義務を果たしているのかどうか、適切に運営しているのかどうかを報告により知ることで、受託者に適切に履行させようとする試みであるといえる。

もっとも、そうした試みを実現する方法として、信託法に代わる年金基金を規律する制定法を立法するように提言するものの、それが実現することはなかった。実現しなかった背景には、受託者にどのような義務を課すのか、といった問題はあくまで信託証書をどのように作成するのかという問題と認識され[195]、取り立てて立法する必要性が認識されなかったことにあると考えられる。

このようにイングランドにおいて、信託法が職域年金制度を規律することに対して問題が提示され、その是正策が 1975 年から論じられているものの、1980 年代に至ってもそれが実現することがなかった。それが実現するのは、Maxwell 事件を契機に立法された 1995 年年金法である。これについて、節を改めて検討する。

第二節　1995 年年金法の制定

1995 年年金法はイングランドにおいて初めての職域年金制度を規律する統一法である。

---

[191] Para 10.4.
[192] Para 10.7.
[193] Para 10.8.
[194] Para 10.11.
[195] 1982 年に法改革委員会が受託者の権利義務についての報告書を公表したが、そこでは年金基金における受託者の問題について取り上げられているものの、年金基金における受託者の問題は信託証書の定め方により解決できる問題であることから、報告書では特に取り上げて検討する必要がないと明示されている。See, The Power and Duties of Trustees, Cmnd 8733 (1982) para 5.7 at 49 and 50.

これまで見てきたように、職域年金制度において問題とされたのは信託法との関係で受託者の義務が問題とされたこと、あるいは、公的年金制度からの適用除外に関連して職域年金制度をどのように規律するのかという問題、更には、税制優遇措置に関連した問題であった。

このように職域年金制度について問題があると認識されていたものの、職域年金制度を統一的に規律する制定法の立法化は試みられてこなかった。これは 1980 年代の Thatcher 政権による金融改革を契機として、金融制度における統一法として 1986 年金融サーヴィス法が制定されたこと比較すれば奇妙なことではないように思われる。すなわち、政策主導により統一法が制定されたことを考えると、職域年金制度においては様々な問題があるとしても、統一法を制定するような政策問題が存在しなかったため、制定されなかったと考えられるからである。

しかしながら、1995 年に統一法として年金法が制定されることになったのである。この背景には一般的には、1990 年代に問題とされた Maxwell 事件が要因であると指摘されている(196)。この事件は企業年金基金の財産を不正流用した事件であり、当時のイングランド国内において社会問題となったのである。この事件により職域年金制度を規律する統一法を制定しようという機運が生まれたと指摘することは、おそらく誤りではないであろう。

もっとも、この事件だけが要因であるとも考えられない。第一に、基金財産の不正流用が問題であるなら、職域年金に対する規制監督を強化すれば十分であると考えられるからである。第二に、次の事情が明らかとされたことが決定的であると考えられるからである。Maxwell 事件が明るみになるにつれて、事件の本質も明らかとなり、それが信託法の特徴たる「信託の自由」にあったとされたのである。この「信託の自由」は信託証書により信託設定者が自由に定めることができることを意味するのであるが、設定者による自由な制度設計により、合法的に年金財産を流用することができたとされるのである。この「信託の自由」が中世から形成されてきた信託の特長ということもあって「中世的な信託法」という批判が寄せられ、このような時代に適合しない信託法によって職域年金制度が設計される点が問題とされたのであった。

以上のような背景から、1995 年年金法が制定されたと考えられることから、そうした点について以下で検討することになる。検討内容は次の通りである。第一款で Maxwell 事件の概要を取り上げる。第二款において、同事件を受けて開設されることになった年金法改革委員会の報告書を取り上げる。同委員会は Maxwell 事件を受けて、職域年金制度における問題全般を検討することが使命とされ、検討の結果公表された報告書が 1995 年年金法の基本方針となった。こうしたことから、1995 年年金法制定において、どのようなことが問題とされたのか、どのような方針で立法化が検討されたのかといった点について明らかにする必要性が高いと考えるため、この報告書を検討する次第である。第三款では、同委員会報告書を受けた政府白書を取り上げる。結論として検討委員会報告書が基本方針とされ

(196) 厚生年金基金連合会(編)『海外の年金制度』(東洋経済新報社・1999 年)222, 269-270 頁。

たのであるが、政府が報告書について具体的にどのようなことを考えていたのかを確認しておく必要があると考えたからである。第四款では、議会における法案審議を取り上げる。検討委員会報告書及び政府白書では個別の具体的な条文について指摘されていないことから、法案について議会においてどのようなことが論じられたのかを確認する必要がある。

もっとも、検討対象外とする事柄もある。受託者責任及びそのエンフォースメントをどのようにして実現するのか、という問題関心から、1995 年法の意義の一つである職域年金制度の最低積立要件(MFR)については検討対象外とする。積立基準の設定は年金原資の確保という点で重要であるものの、受託者責任のエンフォースメントという観点からは関係性が薄いと考えたからである(197)。

以上のような作業を経て、1995 年年金法の意義を検討するのが、本節における課題である(198)。

第一款　Maxwell 事件(199)

イングランドにおいて、実業家・政治家として広く知られていた Robert Maxwell(200)は、マックウェル・コミュニケーション・コーポレーション(MCC)を中心に、ミラー・グループ新聞社(MGN)をはじめとした 400 社余りを傘下におく一大企業を経営していた。こうした規模の企業を経営するに至った経緯として、Robert Maxwell は企業を買収して企業価値を高めたのちに当該企業を売却する経営手法を採用して、M&A を繰り返していたことがあった。

しかしながら、こうした経営手法は行詰まるようになり、1980 年代後半に無謀な投資や企業買収を繰り返した結果、財務状況が悪化し、巨額の債務を抱えることになった。この債務を解消するために保有する株式の売却を進めるほか、金融機関からの借り入れも行ったものの、十分解消することができなかったこともあって、Maxwell は MCC 及び MGN の従業員が加入する年金基金及び同基金の受託者であったビショップゲート・インベストメント・マネージメント社が運用していた個人年金基金の資産およそ 4 億 5,000 万ポンド

(197) この MFR は 2004 年年金法制定の要因の一つでもあるため、年金基金の管理という点で重要である。しかしながら、本文でも述べた理由から、本論稿では検討の対象外とせざるを得なかった。この検討は他日を期したい。

(198) わが国において 1995 年年金法について検討している論稿として、新井誠「信託法と年金制度」法学研究 68 巻 12 号(1996 年)291-316 頁(なお、同論稿は D.Hayton, “Trust Law and Occupational Pension Schemes”, (1939)Conv を邦訳したものである)、行澤一人「英国における企業年金法の現代的展開」神戸法学雑誌 44 巻 3 号(1994 年)555 頁、斉藤美彦「イギリス年金制度の歴史的展開と近年の改革の流れ」海外社会保障情報 119 号(1997 年)20-22 頁、植田淳「イギリスの年金基金について――年金ガバナンスに関する一考察――」外国学研究 54 号(2003 年)1-15 頁、髙崎亨「英国企業年金政策の展開」保険学雑誌 604 号(2009 年)125-143 頁(同論稿は 2004 年年金法をも検討している)、井上恒男・高崎亨「英国における企業年金ガバナンス強化と指導監督機関」同志社政策科学研究 11 巻 1 号(2009 年) 139-151 頁がある。

(199) 事件の概要について、厚生年金基金連合会(編)・前掲注(194)269-270 頁、樫原朗『イギリスの社会保障Ⅴ』(法律文化社・2005 年)422-423 頁、Pension Law Reform, Cm 2342 (1992-1993), para 4.10.3-4.10.6.

(200) Maxwell の人物像、経営者としての姿勢などを著した評伝として、ジョゼフ・トーマス・ヘインズ(著)、田中至(訳)『マックスウェル』(ダイヤモンド社・1988 年)がある。

を両社の株価維持のために流用した。以上のことは 1991 年に Maxwell が死亡して以後に明らかとなり、イングランド国内で大々的に報道されることになった。

Maxwell による流用については、当時のイングランド社会においても一部において語られていたようであり、Maxwell が亡くなる以前の 1991 年に、庶民院では Barber 判決(201)に加えて、Maxwell による年金基金の運営について問題とされ、マックスウェルコーポレーションにおける年金基金の運営について調査することになった。この調査の過程において、Maxwell が死亡するアクシデントがあったものの、庶民院による調査は一応終了し、その結果は報告書として公表された。これが Field 報告書である(202)。同報告書により、Maxwell は経営に当たり前述したような年金資産を流用していたこと、そして、資産のほぼ全額である 420 億ポンドが失われてしまったことが明らかになった。更に、そのような流用が、信託証書に基づいて合法に行われていたことも明らかとなり、年金基金を規律する信託法自体についても問題があると判断された。

以上のような経緯から、信託法をスキームとする職域年金法制自体のあり方を検討するために、王立委員会が開催されることになった。これが年金法改革立委員会であり、この委員会の報告書が 1994 年に公刊され、それを受けて政府部内においても年金法制についての検討が進められ、その結果が白書として公表されたのであるが、白書の立場は、年金法委員会の報告書を概ね踏襲することであった。このように年金法改革委員会の報告書はイングランドにおける職域年金制度の基本構想を示したものといえ、1995 年年金法の理解には不可欠であると考えられることから、以下では長くなるものの検討することにする。

第二款　年金法改革委員会報告書

Maxwell 事件が明らかとなる中で、庶民院における社会保障特別委員会は Barber 判決に対応するという当初の課題に加えて、職域年金制度に関する法的問題についても検討することになった。1992 年に特別委員会報告書が公表されたが、そこでは職域年金制度に関する法的問題及び規制について検討する委員会の設立を提言していた。

こうしたことから、1992 年 6 月 8 日、社会保障大臣 Peter Lilley は職域年金制度に関する独立した検討委員会の設立を公表し、同委員会において職域年金制度の運営、加入者・受給者・事業主の権利・利益を念頭に置いて、職域年金制度に関する法的枠組み・規制について検討することとした。こうした中で主要な問題は職域年金基金の地位・所有形態、

(201) 原告が加入する職域年金制度において、年金の支給開始年齢が男性 55 歳、女性 50 歳とされていたが、この点について、50 歳で解雇された場合に、女性は受給権を獲得できるのにもかかわらず、男性の場合には受給開始年齢まで据え置かれる点が、欧州理事会 1975 年同一賃金原則指令または 1976 年雇用職業における均等待遇原則指令に違反するかどうかが問題とされた。連合王国裁判所は欧州裁判所に先決的判決を求め、その結果、欧州司法裁判所は EEC 条約 119 条に定める男女同一賃金原則違反であると判断した。本件について、柴田恵美子・中曽根佐織『ＥＵの男女均等政策』(日本評論社・2004 年)164-166 頁において詳細に取り上げられている。

(202) Social security Committee, Second Report, The operation of Pension funds.　この Field 報告書の経緯と概要は、新井・前掲注(198)292-294 頁に取り上げられている。

ファンドマネージャー・監督官(auditors)・年金アドバイザーといったアクターの責任及び役割であるとされ、そうした問題の中に受託者が含まれていることは、職域年金制度の改革において受託者が問題視されていることを示すものであるといえよう。

同検討委員会の委員長として、Roy Goode[203]が選任され[204]、1992 年 7 月 6 日に、第一回検討会が開催された。この後、合計 18 回の検討会と 5 つのワーキンググループによる合計 36 回の検討会が開催され、1993 年 9 月末日に、検討委員会報告書が提出されることとなった[205]。

この報告書は 2 巻からなっており、第一巻において検討内容及び検討結果を取り上げ、第二巻においては専ら委員会において検討するための資料と取り上げている。こうしたことから、取り上げるのは報告書第一巻となるが、この第一巻自体も 696 頁に及ぶ膨大な報告書であることから、検討対象を絞ることとなるが、これについて、報告書では重要な提言として次の 6 点を指摘している[206]。

① 信託法は職域年金制度との関係で生じる利益、権利、義務の基盤を提供し続けるが、年金規制官により運用される年金法により補強されるべきである
② 年金約束(pension promise)の現実性を保証するため、また、過去勤務の点で確定した権利を保護するため、更には、加入者が受託者委員会に任命されることを認めるために、信託の自由(freedom of trust)は制限されるべきである。
③ 加入者に対する情報の定めは、内容と明確性・提示の両方の点で、改良すべきである。
④ 加入者の権利の保証は、年金監督官、制度監督者(scheme auditors)、アクチュアリーにより監視される最低支払能力基準、剰余金の支払い制限、そして、最後の手段として、詐欺、窃盗、その他の不適切使用により生じた積立不足をカバーする補償制度、により強化されるべきである。
⑤ 基金開設時に、最低支払要件に従い、事業主は基金の閉鎖・凍結・解散、給付の承認および拒否、更に、拠出の削減・中止をする権利を任意に保有するべきである。

---

[203] オックスフォード大学教授で、商法学者である。
[204] 本報告書の作成に当たり、委員ではないものの、D.Hayton, R.Nobles といった信託法及び職域年金制度に精通した法学者も関係したことが、白書の序文において示されている。
[205] Pension Law Reform, 1992-1993, Cm 2342.
[206] 報告書では多くの勧告がなされているものの、そうした勧告は 4 つの基準を満たすように提示されており、6 点の勧告に絞ることができると指摘している(para 1.1.13)。
一方、4 つの基準について、別のパラグラフにおいて明らかにされている。報告書では年金制度の問題が幅広い領域にインパクトをもたらすこと考慮してか、慎重な姿勢を見せており、年金制度の管理運営上の問題すべてを解決しようと試みているわけではないものの、コンセプトにおいても構造においても健全であるだけではなく、正当かつ機能的な職域年金制度の提言をしてきたとし、そのような提言をする基準として、すべての当事者にとって公正であること、加入者保護、実際的であること、職域年金制度及びその運営を規制する法律を簡素化すること、という 4 つの基準に従ってきたことを明らかにしている(para 1.1.15)。

⑥　事業主及び制度管理者に課される運営上の負担は、法と制度の簡素化により、可能な限り減少し、柔軟に増加するべきである。特に、詳細な制定法上の投資ルールは一般的な合理的人間基準及び制定法上の投資基準に変更されるべきである[207]。

これらの中で、①及び②で指摘されている信託法の問題、④で問題とされる年金基金に対する規制・監督、⑥の投資ルール、という三つの問題は本検討委員会の基本的な姿勢を示していると考えられる。従来から職域年金制度における信託法の欠点――それは信託法のメリットとして考えられてきたことであるが――が指摘され、信託法に代わる新たな法制度の設計が主張されてきたものの、そうした考えを継承することなく、信託法を職域年金制度の基本的枠組みとして用い続けることを明らかにしつつも、欠点を克服すべく修正しようと試みる姿勢をとる。その上で、制度運営の適切性を担保する手段として、規制・監督を論じ、そうした規制・監督においてもなお最悪の事態が生じた場合に対処する方策を検討する。こうした三段構えの検討となっているといえる。

報告書の基本的スタンスは以上である。以下では、本論稿の問題関心に従い、受託者の責任ついてどのようなことが問題とされ、その問題についてどのように解決すべきと考えているのか、受託者の責任をどのようにエンフォースメントするのか、という点について検討することにする。

第一項　統一法の不在

白書では現行の職域年金法制には多くの欠点があると度々指摘しているが、そのような欠点の中で、特に問題と認識しているのは、職域年金法制を規律する統一的な制定法が存在しないことである。すなわち、職域年金制度を規律する法律はエクイティ、信託法、契約法、労働法といった様々な法律が関連し、その上、社会保障政策、租税政策、財政政策といった様々な政策目的も絡み複雑な状況にあることを問題視する[208][209]。というのは、そのような複雑な状況において、年金制度に関わるアクターの権利義務が必ずしも明らかではなくなる問題が生じることなどを懸念しており[210]、事実、検討委員会の調査によっても、年金制度における本質的な権利義務について明らかにならなかった旨が指摘されてい

---

[207] この 6 番目の提言について補足すると、この提言では、投資ルール以外にも税制に対応すべきことが指摘されている。これまで論じたように、年金制度は税制と密接な関連を持ち、税制が年金制度の発展を後押ししてきたことからすれば、Goode 報告書において税制と職域年金制度がどのように論じられているのかを検討することは意義があるといえる。しかし、本論稿の問題意識からすると、ここで税制と年金制度との関係を論じる意味がないと考えられることから、検討の対象外とする。

[208] Para 4.1.5.

[209] 報告書ではこのように現行の年金制度の複雑性を問題視している。Para 4.1.1.

[210] 統一法がないことによる問題として、報告書では次のような問題を指摘している。第一に、権利義務の内容・根拠について不明確となる問題である。第二に、年金制度を規律する一般法がないことで、租税立法、歳入庁の裁量などが年金政策に反映されることになるという問題である。第三に、政策目標に混乱が生じるという問題である。

るからである[211]。

こうした状況を問題視して、報告書は職域年金制度を規律する統一法の制定を目指すことになる[212]。こうした統一法の目的は一般法の枠組みを構築することであるとされる[213]。

このように、報告書では統一法が存在しないことにより、年金制度に様々な政策目的が持ち込まれ、それにより肝心の年金制度の趣旨が損なわれることを問題視するのである。すなわち、受託者をはじめとしたアクターがどのような権利・義務を負うのか、が後退する事態になることを避けようとしているといえよう。

では、統一法の制定を提言するとして、検討委員会はどのような統一法を考えているのか、それが次に問題となる。

第二項　「信託の自由」の修正

(1)　問題点について

報告書は年金制度の統一法が存在しないことを問題視し、統一法の制定を勧告しているが、そのような統一法として報告書ではどのようなことが構想されているのか、これが問題であるとした。この点について、報告書は信託法を基礎にした統一法を構想している[214]のであるが、前述したように信託法自体にも問題があると認識されていたことから、まず、信託法の問題をどのように是正するのか、という点について検討委員会は検討している。この中で、信託法について法制度の基礎に据えるだけのメリットがある半面、制度を損なうデメリットもあると認識されているのであるが、そうした信託法の二面性として報告書で指摘されているのが、「信託の自由」(freedom of trust)である[215]。

信託法のメリットについて、事業主は信託の設定者として信託証書により自由に制度設計できるという「信託の自由」に加えて、倒産隔離が可能である点、共通の利益を持つ集団を集団的に保護できる点が取り上げられている[216]。この点は第二部第一章で取り上げたように、信託をスキームとして利用するメリットとして指摘されていたことである。

一方、受益者たる加入者及び受給者の観点からはデメリットが存在するという見方も示す[217]。すなわち、事業主は信託の設定者として信託証書により自由に制度設計できるものの、その自由な制度設定はあくまで事業主にとっての都合の良さを意味するにすぎず、信託法によれば、信託の設定により本来であれば関係が消滅するはずの設定者たる事業主が信託証書により一定の権限を留保して、制度運営の要である受託者の任命・解任を行い、加入者及び受給者はその任命・解任から排除される状況があるとして、そうした柔軟性が

---

[211] Para 4.1.5.
[212] 職域年金制度に関する問題の根源は同制度を規律する包括的な法的枠組み(報告書では適切な法的枠組みとも指摘されている)が存在しないことである点については、報告書中しばしば指摘されている。See, para 4.1.5, 4.1.14, 4.1.21, 4.1.22, 4.1.23.
[213] Para 4.1.7.
[214] para 1.1.13.
[215] See, para 1.1.13.
[216] Para 4.2.6, 3.2.9 and 4.1.9.
[217] Para 4.2.7.

却って加入者及び受給者保護の観点からデメリットとなるというのである[218]。また、拠出金の増減および給付額の増減についても事業主が決定権を握っていること、運営にあたる受託者の責任についても事業主が決定することになること、信託証書において受託者の賠償責任の免責を定めている点についても、とりわけ利益相反といった受託者責任の中核たる義務違反の場合についての免責規定を定めることを取り上げて問題視している[219]。

このように、事業主に集中した権限について報告書は問題視しているのである。報告書のこのような認識は前述した Maxwell 事件の影響も当然のことながらあるであろうが、それ以外にも、信託法自体についての理解にもある。というのは、前述したように信託法は遺産承継、財産管理といった家族信託を基礎に発展したのであるが、そうした家族信託を基礎にした信託法理が年金信託においては妥当しないと考えているのである。それは、年金信託においては家族信託と異なり、受益者たる加入者及び受給者は給付を受ける対価として拠出金を支払っていること[220]、また、給付自体が賃金の後払であると考えられ[221]、給付自体も自らの労働の対価であると理解できることになる。そうすると、家族信託に特徴的な設定者が恩恵により受給者に何らかの利益を給付することとはその性質が異なることになる。こうした職域年金制度の性質から、家族信託の考えのままでの信託法には限界があることを報告書は浮き彫りにする。

しかしながら、「信託の自由」という信託のメリットが、職域年金制度においてはむしろデメリットである点を踏まえて、Maxwell 事件以降、信託法を職域年金制度の法的スキームとして用いるべきではないと主張されていることを認識しつつも、信託法の全面的放棄を回避しようとしている。すなわち、Maxwell 事件では確かに信託法が受益者保護として機能しなかったことを認めつつも、前述したような倒産隔離機能及び共通する利益で結合する人々を集団的に代表及び保護する機能がある[222]として、こうした機能のメリットを強調するのである[223]。

(2) 改善策

このように信託のメリットを強調して、年金制度の法的スキームとして信託法を維持するとしても、信託違反を予防するという点では十分ではないことを認め[224]、この不十分性を補うために、年金制度と関係する範囲、特に、事業主および受託者の権限、受託者の賠償責任の免責との関係で信託法を修正する必要性を明らかにし、加えて、制定法によるエ

---

[218] Para 4.5.15.
[219] Para 4.5.55.
[220] Para 4.5.18, at 259.
[221] 報告書は、イングランドの裁判例、欧州裁判所によるローマ条約 119 条を取り上げて、年金が賃金の後払である、と理解している。Para 4.2.3.
なお、裁判例については Parry v. Cleaver [1970] AC 1, per Lord Reid, at 16, Imperial Group Pension Trust v. Imperial Tabacco Ltd [1991]2 All ER 597, at 605 を取り上げている。See, para 2.1.38.
[222] この集団的保護機能の一例として、報告書ではユニット・トラストを挙げている。Para 4.1.9.
[223] Para 4.1.9.
[224] Para 4.1.12, at 189.

ンフォースメントの必要性も指摘している(225)。「信託の自由」を主として問題とし、それと関連して、受託者ではない事業主が制度運営上の権限を留保していることに対してどのように規律すべきかという点、受託者の権限及び賠償責任のあり方をも問題としているのである。

こうしたことから、「信託の自由」を修正する試みとして、事業主に留保されていた権限を制限すること、具体的には、事業主が有する受託者の選任解任権について、年金法により制限するように提言する(226)。これは事業主の意向を重んじて制度を運営することを予防する試みである。

また、受託者の選解任に関連して、任命される受託者についても制限を加えようとする。すなわち、年金制度の加入者(現在拠出している加入者)から受託者を選任するよう提言するのである(227)。この点について報告書では、当時の状況において事業主が唯一の受託者である基金が少数になっていること、職域年金制度は従業員の年金のために設置されるのであり、家族信託における受託者とは異なっていること、などを指摘して、加入者が受託者として選任されるようすべきと説くのである(228)(229)。この受託者の比率についても指摘しており、所得比例型の確定給付年金制度では加入者代表受託者の割合は最低 1/3 としている(230)。

こうした受託者の選任についての修正は、受託者により構成される受託者委員会内部において受託者相互を監視させるものといえ、受託者責任の前提となるものであり、事業主との関係で受託者に不当な影響が及ぶことを避け、受託者責任の履行を制度的に担保する仕組みを構築しようと試みるものである。

「信託の自由」の修正として受託者内部関係を制度化し、事業主が信託証書により思いのまま受託者をコントロールしようとすることを防ぐ試みは、1995 年年金法の特徴である。

第三項　受託者・事業主・専門家について

報告書では 4.5 章において受託者について検討している。ここでの議論の特徴は、前述し

---

(225) Para 4.1.14.
(226) Para 4.5.21.
(227) Id, at 260, para 4.5.25.
もっとも、受給者から受託者を選任することは採用されなかった。報告書ではその理由について、受給者は現役加入者とは年金についての利害状況が異なり、年金の増額について関心が強い可能性があることも指摘されているが、そうした点は証拠がないとして排除され、ヨリ実務的な問題として、受給者から選任するための受給者委員会の設置が困難であると説明している。退職して会社と直接的な関係がなくなった以上、受給者を招集することが困難であることが理由なのであろう。Id, at 261, paras 4.5.28. and 4.5.29.
(228) Id, at 258, para 4.5.18.
(229) もっとも、事業主自身であれ、事業主が任命した者であれ、加入者から選任した者であれ、受託者となった以上は、受益者のために忠実義務等を負うことになるのであるから、理論的には誰が受託者となろうが問題はないはずである。しかしながら、理論的にはそうであったとしても、事業主が任命した者は事業主から事実上の影響を受ける可能性が否定できないため、こうしたことを避けるために、加入者から選任する必要があると報告書は指摘している。Id, at 259, para 4.5.19.
(230) Id, 264, para 4.5.40.　なお、このパラグラフでは加入者代表受託者の割合を 1 : 1 にしている事例も紹介されている。

たような事業主と受託者間の関係に加えて、受託者と年金基金の運営にかかわるアクチャリーやアウディエーター―といった年金制度の専門家との関係を区別して論じている点である(231)。

そこでは、受託者には受託者の行為責任を課し、それ以外のアクターについては各々の行為責任を課すよう提言しているといえ、受託者責任を受託者以外の各アクターに拡大適用しようとはしていない点が特徴であるといえる(232)。この点は、第一部第二章及び第三章において取り上げたように、わが国において「受託者責任」の名の下に、受託者ではない者(委託者に過ぎない事業主、厚生年金基金、基金の理事)についても「受託者責任」を拡大して適用しようとし、実際に基金以外に適用することになった点とは異なっている。制度の管理運営にあたる受託者自身を問題として「受託者責任」を論検討しようとする姿勢が読み取れる。

第四項　「受託者責任」(233)

受託者の負う義務の源泉について、判例法理、1925 年受託者法、1961 年受託者投資法があるものの、主要なものは信託証書であるとする(234)。そして、それらに定められる義務の中で、特に、信認義務とその他の義務を負うとして、具体的に、信託受益者に対する誠実義務、忠実義務、利益取得禁止義務、信託財産保存義務、公平義務、注意義務を指摘する(235)。

こうした義務を明らかにしたうえで、これらの義務に関連した問題を指摘している(236)。具体的には、「受託者責任」についての明確化を提言している(237)。

1　利益相反の調整(238)

---

(231) 区別して論じる理由について、報告書では、年金制度にかかわる専門家を受託者として取り扱うべきではないこと、そうした区別が実務にかなっていることを挙げている。Para 4.5.14, at 257.

もっとも、なぜ受託者として取り扱うべきではないのか、また、そうした取り扱いが実務にかなっているのか、という点についての理由は述べられていない。報告書が後に記述している専門的アドバイザーに関する部分では「制度運営の監督に際して、アクチャリーやアウディエーター―といったアドバイザーの役割が増々必要とされる」(para 4.8.10, at 317)と言及されていること、受託者が制度の管理運営にあたることを併せて考えると、管理運営と管理運営の監督という機能を分けて考えているものといえ、そうであるとすれば、アクチャリーやアウディエーター―を受託者として取り扱うべきではないと考えられたものと推測される。

(232) これは ERISA と比較すれば一層明らかであって、ERISA では制度運営に責任を有する者について受認者(fiduciary)としている(ERISA3 条(21)A)が、報告書では ERISA のように受認者という広い概念を採用せず、制度の管理運営について責任を有する者を受託者としている。

(233) Para 4.5.4, para 4.5.54.

(234) Para 4.5.3.

(235) Para 4.5.4.

(236) 「信託の自由」のデメリットについては前述したが、この問題に関連して、事業主についてどのように規律すべきかという点を苦慮している。すなわち、信託証書中に事業主が自身の権限を留保している場合に、そうした権限についてどのように対応すべきかが問題となるところ、事業主は受託者ではない点が問題とされたのである。

この点について、事業主は制度証書により授権された受認者の権限を誠実かつ制度受益者の利益のためにのみ行使すべきことを提言している。Para 4.2.17, at 206 and 207.

(237) Para 4.5.52, para 4.5.56.

(238) Paras 4.5.50-4.5.54.

報告書では、事業主と受託者の権限配分の部分[239]において、年金制度には多様なアクターが存在することを考慮しつつ、その中で特に、事業主と受益者との間で決定する事項の問題との関係で、受託者の利益相反の問題を指摘している。報告書が例示しているのは、給付額の引き上げあるいは利率の引き上げといった問題であり、そうした問題は本質的には事業主・受益者間で決定する必要があることから、受託者は本来ならば関与すべき問題ではないとしている[240]。

しかしながら、こうした問題は事業主・受益者間の問題ではあるものの、その交渉にあたる受益者は現在拠出している加入者であって、受給者及び据置受給者は交渉に関与できないことから、受益者全体の利益という観点から、交渉に参加できない加入者の利益を保護し、給付の改善に伴い基金の財政状況を安定させるために、利益を調整するように行動しなければならない旨が指摘されている[241]。

もっとも、報告書は受託者の行為責任を指摘するだけではなく、そのような責任を果たすために、年金法において、信託証書の定めに関わらず、次のような受託者の権限を定めるように提言している。第一に、基金監督者、アクチャリー、ファンドマネージャーをはじめとした専門的アドバイザーの任命権を有することである。第二に、事業主との協議により、基金の投資戦略を決定する権限を有することである。第三に、基金解散時の未配分の剰余金についての分配を決定する権限を有することである。第四に、裁量的給付につき、アクチャリーに支給する権限を有することである[242]。

このように、報告書では受託者の責任を強調するだけではなく、その責任を履行するための実効的な権限についても規定するように提言している。

2　信託財産の運用[243]

(1)　行為基準について

信託財産の運用について、報告書は受託者に投資義務があることを前提としたうえで[244]、合理的な基準による運用の「合理性」について、どのような基準を設けるべきかという問題について取り上げている[245]。その中で、Learoyd v. Whiteley を持ち出して、伝統的な考えによれば、専門家ではない受託者の場合、自己の私的な事柄について行うのと同様に行動する必要がある一方で、専門家である受託者の場合にはそれよりも高い度合いの技能を行使しなければならないとする[246]。

このように専門家かどうかにより要求される行為水準の違いを問題視して、統一的な基準を設けようと試みている。その際に、アメリカ、オーストラリア、カナダの年金法を参

[239] Para 4.5.50-4.5.54.
[240] Para 4.5.51.
[241] Paras 4.5.51 and 4.5.54.
[242] Para 4.5.52.
[243] Ch 4.9.
[244] Para 4.9.3.
[245] Para 4.9.7.
[246] Para 4.9.7.

考にしつつ、次のような基準を提示している。

「基金に影響を与えるすべての事柄に関連して、受託者の専門性、業務、職業により受託者が有し、または、有するべき知識及び技能を提供し、行使しなければならないと考えられる者の財産を扱う際に、通常の合理的な人間が行使するのと同程度の注意と勤勉さを行使しなければならない。」(247)

もっとも、このような基準を提示したとしても、従来の基準とは異なる点は見当たらないことから、この試みが従来の試みに何らかの変化をもたらすともいえず、成功したとはいえない。

(2) 社会的倫理的責任投資(248)

前述したように、職域年金制度のおける運用上の問題として、社会的責任投資が Cowan v. Scargill で問題となった。この点について報告書も信託財産の運用上の問題として取り上げている。すなわち、社会的責任投資に対する法の立場について、Cowan v. Scargill、Bishop of Oxford v. Church Commissioners(249)、Martin v. City of Edinburgh District Council(250)を引用しつつ、受託者は、年金基金の運営上、個人的及び社会的・政策的見解すべてを捨て去らねばならないことはないとしつつも、受託者は受託者として倫理的な投資についての一定のポリシーを持つ資格があり、そうしたポリシーを追及できると説明している。もっとも、それには制限があることを併せて指摘しており、そうしたことが許されるのは、あくまで受託者が受益者の利益を第一とし、当該投資戦略が注意義務にかなっている限度においてであるとする(251)。

こうした判例法理について、報告書は問題がないと評価しており、なんらの変更も勧告することはないと述べている(252)。

(3) 自己投資

報告書では自己投資についても取り上げている。まず、信託によれば財産が分別されることになるが、自己投資の結果、分別した信託財産が事業主の財産となってしまうことが問題とされ(253)、自己投資について内国歳入庁による規制、1990 年社会保障法による規制(同法付則 4 第 3 項)、1992 年 3 月以降社会保障省が財産のうち 5%まで自己投資を許容する方

(247) Ibid.
(248) Paras 4.9.17-4.9.18.
(249) [1991] PLR 185.
(250) (1988) SLT 329.
(251) Para 4.9.18.
(252) Ibid.
(253) Para 4.10.17.

針を採った状況を述べている(254)。

しかしながら、報告書はこうした自己投資に対する規制が事業主の倒産による年金財産の喪失リスクを減少した効果があったと評価しつつも、こうした規制が許されるのかどうか、制限が適切であるのかどうかについて再検討する方針を示す(255)。そして、自己投資に関わる言説の中で、自己投資肯定説と否定説双方の見解を取り上げ、前者は企業の発展促進に資するという理由で肯定し、後者について基金は自己投資を避けるべきだけではなく、親会社の顧客に対する投資についても避けるべきであるという見解があるとする(256)。この後者の見解の説明についてはこの程度にとどまっており、なぜそうした投資を避けるべきなのかという理由について説明していない。

そうした見解を取り上げたうえで、報告書は中庸の立場をとると明らかにする。すなわち、事業主に対する投資を認めることで倒産隔離が図られなくなる問題がある一方、事業主関連の投資についてどこまで関連しているのかの判断が困難であるという問題があるため、自己投資すべてを否定するのではなく、基金財産の 5%までの投資を認めるという方針を採るとしている(257)。制限を 5%とする理由について報告書は、前述した 1992 年以降の社会保障省の規制を挙げている(258)。自己投資規制について社会保障省による規制に従うことにしたのであろう。

また、規制違反についても言及しており、自己投資規制に反した場合には当該基金の受託者は Pensions Regulator(後述する)により義務違反の罰則を科せられるとしている(259)。

以上の分析において、第二部第二章第三節において検討した自己投資の裁判例については言及されていない点が指摘できる。この理由について、制度上、既に自己投資規制がなされていることから、判例の見解について取り立てて説明する必要がなかったことによると考えられる。

(4) 信託事務の委任

受託者による信託事務処理について、その事務処理の委任について旧来の信託法との関係で問題にしている。すなわち、信託法によれば、原則として信託事務を他者に委任することは禁止されているが、信託証書において特に定めがある場合には委任が許されることになる。この点について、1925 年受託者法 23 条などにより許容されていることものの、信託法の原則的立場が、効率的な投資を妨げるなど実態にそぐわなくなっていることが問題とされたのである(260)。

この問題点について、報告書は具体的な問題として、賠償責任、委任可能な事務の範囲

(254) Para 4. 10.18. なお、歳入庁の規制と社会保障省の規制については確認することができなかった。
(255) Ibid.
(256) Para 4. 10.19.
(257) Para 4. 10.20.
(258) Para 4. 10.21.
(259) Para 4. 10.23.
(260) Para 4.9.25. 受託者の信託事務の委任について、para 4.5.59 においても取り上げている。

を問題にしている。前述したように、1925 年受託者法 23 条 1 項によれば、受託者は信託事務をブローカーや代理人といった第三者に委任できるものの、それらの第三者を誠実に(in good faith)雇う場合にはそれらの者の過失について賠償責任を負わないこと、委任できるのは決定事項の処理であり、決定することについては委任できないことになる点を説明しており、その上で、そうしたことであれば、信託証書に委任を許容する定めがない場合には、ファンドマネージャーに裁量的な事務処理を委任できなくなるという不都合性を指摘する(261)。1925 年受託者法がデフォルト・ルールを定めたものであるにもかかわらず、そうしたデフォルト・ルールが却って不都合であると理解しているといえる。

もっとも、23 条 1 項を回避する方策も指摘しており、それによると、25 条によれば受託者は自身に与えられた権限及び裁量を委任できるとしている。しかしながら、同条によれば受任者が無報酬となってしまうこと、受任者の過失についても賠償責任を問われることになる点を問題視している(262)。受任者の過失について受託者が賠償責任を負う点を問題視するのは、受託者は信託事務処理上適切な注意を払う義務を負うことを前提としつつも、委任の局面では、あくまで受任者の選任について注意深く行動しなければならないことに限定されると考えていることによるといえよう(263)。

こうした問題点を指摘したうえで、報告書は 1925 年受託者法 23 条を拡大して、決定権限についても委任できるように勧告する(264)。このように 1925 年受託者法が当時においてもはや適合的ではなくなっており、とりわけ年金信託のコンテクストにおいてそうした不都合性が認識されているため、同法の修正を試みているものといえよう。

3　賠償責任の免責(265)

こうした信託の自由が受託者の責任との関係で問題となるのが、受託者の賠償責任の免責である。信託証書中に、受託者の賠償責任を一定の事由で免責する規定を定めることが一般的な中で、あらゆる責任についての免責を定めることが妥当ではないと考えたのである。報告書では、受託者は詐欺、悪意及び故意による義務違反に対する賠償責任は免責されないと指摘しつつ、そうした事柄以外の場合について、免責が許容されるのかどうかは明らかではないと端的に指摘する。その具体例として、重過失に対する賠償責任の免責は信託証書において規定することはできないであろうとしつつも明らかではないとする。加えて、利益取得禁止ルール及び利益相反禁止ルールといった信認義務については、少なくとも重過失にあたらない過失について免責できるようにしうるとも言及する(266)。

こうした不明確性と受託者の義務の核心が、少なくとも職域年金制度において、免責できるという点を望ましくないと判断したこともあり、報告書はこれらの問題の是正を検討

(261) Ibid.
(262) Para 4.9.28.
(263) Para 4.9.26.
(264) Para 4.9.29.
(265) Paras 4.5.55 and 4.5.56.
(266) Para 4.5.55.

するが、包括的なリステイトメントではなく、問題とされる受託者の義務について免責あるいは修正すべきではない削減できない核心(irreducible core)として明らかにし、専門的な受託者は、その専門性ゆえに、その者が有する注意と技能を行使しないことに対する賠償責任の免責を認めるべきではないという考えを示す(267)。この点について報告書は深長な言い回しに終始しているといえるが、端的にいえば、忠実義務に代表される受認者としての核心的な義務及び専門家として求められる注意を払わないことに対して免責を認めるべきではない、ということである。

このように報告書では、受託者の賠償免責のみならず、受託者の義務の中でどのような義務を免責可能とし、どのような義務を免責できないとするのか、という点についてまでも踏み込んで検討する必要があることを示している。こうした点は「信託の自由」を修正しようとする試みの中で、年金法固有の法理を形成しようとする姿勢を示すものといえる。

第五項　剰余金の取扱(268)

剰余金について前述したように政府の報告書、裁判例、学説において問題とされてきた。しかしながら、議論はされたものの、その解決には未だ至っていないこともあり、本委員会においても必然的に問題とされることになった。報告書では剰余金の取扱について、4.3章において専ら検討していることから、同章を中心に検討することにする。

報告書では剰余金の問題について検討しているが、特徴的なのは、基金継続中の場合と基金解散時の場合に分けて論じていることである。剰余金をどのように定義するのかによって、係属中の剰余金と解散時の剰余金とを分けて検討しようとしたことによると考えられる。

(1)　基金継続中の場合について

まず、基金継続中の剰余金について、一時点における基金財産の数理上評価された価値がその年金債務について数理上評価された価値を上回る金額であると解している(269)。そして、そのような剰余金の理解から、誰が剰余金を保有する資格があるのかという問題について考察を進めている。その考察によると、基金継続中の場合について、報告書は剰余金をめぐる法的問題として誰が剰余金を所有するのかという問題は生じないとしている。その理由として、剰余金は基金が解散する段階において初めて具体化する(crystallise)こと(270)を念頭に、信託証書において剰余金の取扱の定めを置かない限り、あるいは、制定法に定めがない限り、解散時まで基金の目的のために保有しなければならないことを挙げる(271)。

信託証書において剰余金の処理について定めている場合にはそれに従い処理することと

(267) Para 4.5.56.
(268) Ch 4.3.
(269) Para 4.3.5.
(270) Para 4.3.2.
(271) Para 4.3.20.

しており、あくまで信託証書に従って処分しなければならないのであって、そのような定めを設けること自体を問題としていない点は特徴的である。加えて、特徴的なことは信託証書において事業主への剰余金の支払いを認めていない場合の処理についての見解である。このような場合、受託者は剰余金の定めを変更してはならないとするのである(272)。

こうしたことから、信託証書あるいは制定法により剰余金の取扱について定められていれば、それに従った取扱いを受託者はしなければならないとしている点は、前述したNoblesの見解、すなわち、剰余金は従業員の年金財産から形成されており、そうであるから剰余金は従業員に帰属すべきという原理的な見解については組していないといえる。

しかし、その一方で、受託者の義務の点で、剰余金の取扱には慎重な姿勢も見せている。基金の運営に当たり、受託者の役割について「決定的である」と評価し、加えて、Re Courage Group Pension Schemes、Stannard v. Fisons Pensions Trust(273)、Lock v. Westpac Banking Corporation(274)といった裁判例を念頭に置き、受託者は権限をいい加減に(capriciously)行使してはならないこと、基金の設立目的及び関連事項を考慮し、誠実に行動しなければならないとする(275)。そうした受託者の負う義務との関係で、受益者たる従業員に対する配慮の必要性を指摘しているのである。すなわち、前述したように従業員は剰余金に対して確定的な権利を有しているわけではないものの、剰余金を事業主に対して支払うかどうかを決定する場合には従業員の利益も考慮するよう受託者に要求できる権利(この権利も信託証書の定めによる)が従業員にはあると述べる(276)。

この従業員保護を軸として、報告書は前述したような姿勢を一変させる。すなわち、信託証書に定めがあれば事業主に対して支払うことは許されるとしていた態度を一変させ、加入者保護の見地から、事業主への支払いを何らの制限なく認めるべきではないという立場を明らかにする。剰余金の事業主への支払いについて、たとえ信託証書にそれを許容する定めを置いていたとしても、後述する年金監督官による認可が必要であるとするのである(277)。

このように、たとえ信託証書において事業主に対する剰余金の支払いが認められていたとしても、従業員の利益を考慮する必要性を報告書は指摘する。こうした姿勢には、前述したNoblesの見解を反映していると考えられる。というのは、本報告書作成過程において、Nobles も参与していることからすれば、そのような見方をしたとしても根拠がないわけではない。

---

(272) Para 4.3.23.
(273) [1992] IRLR 27 CA.　本件では、A 社から被告に対して事業譲渡がなされ、それに伴い従業員も移転したが、移転した従業員は被告の職域年金制度の規約が適用されることとされていた。被告の受託者は移転した従業員の年金額を参入する際に、規約に従った計算式に基づいて算定したのであるが、その際に、被告の基金において剰余金が生じていたこと含めてを算定していなかったため、移転した従業員の年金額を少なく算定してしまった。このため、原告は剰余金の算定を誤った受託者を訴えたのが本件である。判決において、受託者の行為には瑕疵(flawed)があったと判断された。
(274) [1991] P.L.R. 167
(275) Para 4.3.23.
(276) Ibid.
(277) Para 4.3.29 and 4.3.30.

しかしながら、「信託証書がすべて」と見る見解について否定的な姿勢を示してはいるものの、実際に継続中の基金における剰余金の取扱に関する勧告は、現行法上、保険型スキームには規制が及んでいないことから、このスキームにも規制を及ぼすべきということにとどまる(278)。

(2) 解散時における剰余金の取扱について

基金の解散により、加入者に対する年金債務の支払いが行われることになり、そうした支払いを行ってもなお、財産が残っている場合、当該財産は剰余金となる。この剰余金の取扱について、報告書は受託者の裁量にゆだねられていること、多くの基金では事業主に支払われる取扱いがなされていることを指摘する(279)。

事業主への支払いについて、報告書はそのような取扱いが信託証書の定めに従い行われているのかどうかという点について明らかにしてはいないものの、そのような定めがない場合(そのような場合も極めて少ないとしている)には困難が生ずるとして、剰余金の取り扱いをめぐる紛争が生じていることに言及している点(280)を踏まえれば、信託証書の定めに従ってなされていることを前提としていると考えられる。

こうした現状の取扱について、報告書は信託証書の定めに従い剰余金の分配がなされたとしても、当該権限行使が適正であったのかどうか問題となるとして、疑問を呈する(281)。

このように、報告書はたとえ信託証書の定めに従って剰余金が分配されたとしても、受託者による当該権限行使について加入者の利益を考慮したのかどうかという点で問題とするのである。

しかしながら、報告書はこのような加入者の利益考慮について問題としながらも、この問題の解決は容易ではないとし、解散時の剰余金の取扱について、信託証書の定めに従って処理されるように述べるにとどまる(282)。

(3) 報告書の剰余金の取扱に対する態度

以上のように、報告書において、基本的には剰余金を事業主に対して支払うことは望ましくないと指摘されているものの、それを全面的に禁止するよう提言することはなく、一定程度の制限をする必要があると指摘するにとどまっている。こうした考えの背景には、拠出金の性格に一因があると考えられる。確かに、退職年金は従業員の賃金の後払いであると考えると、剰余金はそもそもその様な年金を原資とする財産の残りであることから、従業員に対して支払うべきと考えられる。しかしながら、事業主も拠出をし、加えて、剰余金は年金債務を充足してもなお存在している金銭である。そのような点を踏まえると、

(278) Para 4.3.27.
(279) Para 4.3.38.
(280) Para 4.3.39.
(281) Para 4.3.40.
(282) Para 4.3.48.

事業主に対して支払うことを許容する余地もあるといえる。

こうした剰余金の性質を踏まえて、報告書は「退職年金は従業員の賃金の後払であるから、剰余金も従業員にすべて支払われるべき」という立場を完全に首肯することが困難であったと考えられる。一般論として事業主に対する支払いは望ましくないとしつつも、支払いを一定限度制限する方向に落ち着いたのであろう。このように考えると、報告書はバランスのとれた解決を図ったといえる。

第六項　受託者に対する監督機関の必要性[283]

前述したように、職域年金制度に対する監督機関として職域年金委員会が機能してきた。しかしながら、同委員会はあくまで適用除外に関連した規制監督を担っているため、職域年金制度一般についての規制監督を行っているわけではなかった[284]。検討委員会ではこの点が問題とされ、職域年金委員会の職域年金制度一般に対する監督機能が不十分であるとされた[285]。こうしたこともあって、報告書では受託者の監督機関として年金監督官(Pensions Regulator)の設置を勧告しているのであるが[286]、具体的にどのような規制監督を実施するよう勧告しているのか、この点について取り上げる。

(1)　年金監督官の権限

報告書第 4.19 章において、職域年金制度に対する規制監督が論じられているが、この中で、年金監督官についても論じられている。年金監督官は職域年金に関して一般的な監督をする責任があるとして具体的に次のような役割を述べる。年金監督官は、①内国歳入庁の承認という前提条件である登録のように、年金制度を登録する、②年金制度を監視し、受託者や最低支払、情報開示に関連するルールを含む法的義務に従うように強制する、③年金制度の資産が監督者にとって危険にさらされているように見える運営に干渉する、④年金制度の運営や受託者の行為における不正の訴えを受け、調査する、⑤行為の不適切性を示した者や提案した制定法下で自動的に資格をはく奪されない者から職域年金の運営上の行動をする資格をはく奪する、⑥限定的な状況で、解散しつつあるか解散するよう要求された年金制度を監視する、⑦要求された場合には、大臣に情報を提供し助言する、⑧監督者の制定法上の役割の中で、年金制度やその運営、年金法や他の事柄に関して国民に情報を提供し、助言する、⑨業務に関する基準や規則を発し、承認する、⑩現在では職域年金委員会(the OPB)によって行使されている他の機能を行使する、という権限を有すること

---

[283] Para 4.1.32.

[284] 職域年金委員会が適用除外に関連した業務を行っている点について、para 4.19.30 においても指摘されている。このため、職域年金委員会に代わる年金監督官は同委員会よりも広範な権限を有するべきとされる。

[285] 職域年金制度を規律する現行法の主要な欠点は、監督及び職域年金を運営する者に対して法的責任を課すことに責任を負う者の不在であると指摘されている。para.4.19.22.

[286] Para 4.1.3 and Chapter 4.19.

になると示している(287)。

こうした権限に加えて、年金規制官に次のような権限を認めるべきと述べている。すなわち、監督者の権限に犯罪としては立件できないようなタイプ、そして、法律違反の重大さに合わせられるタイプの法令不順守に罰則を科す監督者の権限である。不適切な制度運営に対する監督者にとって利用可能な究極的な制裁は解散であるが、これは加入者にとって深刻な結果となるので、監督者は解散を最後の手段としなければならない。もっとも、監督者にとって、より軽い罰則が利用できなければ、監督者は解散か何もしないかのいずれかの選択肢しかなくなってしまう。そこで、報告書では、懲戒そして厳格な懲戒から始まって受託者の解職、資格はく奪、そして解散までの広い罰則から選択する権限を監督者に与えることが提案されている(288)。

しかしながら、このような広範な権限を持ちつつも、規制監督を実際に運用する局面では、金融監督のように積極的に調査監督をしないとする。その理由として報告書は、金融監督はその対象とする金融機関の数が年金基金と比較して少数であるのに対して、年金基金は大小膨大な数に及びそのすべてを監督するのは困難である、と説明する(289)。こうした事情の結果として、年金監督官は訴えがなされて初めて基金に加入する受動的性格とならざるを得ないことを報告書も認め、受動的性格故に、各基金のアウディエーター―やアクチュアリーといった専門家がその業務に関連して基金の運営上の不正を発見する役割を果たすことを期待しているのである(290)(291)。

こうした姿勢は、一見すると、監督官の役割を限定することになり、職域年金制度に対する規制を万全なものにするという報告書のスタンスに反するように思われる。しかしながら、報告書はこの点については一貫したスタンスであると考えている。というのは、受動的な立場に立つにせよ、年金監督官には前述したような強大な権限があり、そうした権限がある種の抑止的効果を持ち、年金基金の健全な運営の担保につながると述べているからである(292)。この点について、基金の専門家の役割を過度に期待していること、監督官に強大な権限があるとしてもその権限が実際に発動につながるのかどうかは不明確であるにもかかわらず、権限を有することを以て健全な運営が確保されると考えることは、安易である印象を受ける。

(2) 他の監督機関との調整

職域年金委員会と規制監督業務についての棲み分け、違法ではないものの不当な基金運営についても監督するといった機能を担うように構想されている。もっとも、この棲み分

(287) Id. para.4.19.23.
(288) Pension law reform 1993, para.4.19.35.
(289) Id, para 4.19.24.
(290) Id, para 4.19.24.
(291) 年金基金に関わる専門家役割に対する期待は para 4.19.28 においても述べられている。
(292) Ibid.

けについて、年金オンブズマン[293]との関係についても問題としている。検討委員会は年金オンブズマンの規制監督権についても権限を拡大するよう勧告しているが[294]、こうした規制機関が複数存在することで規制権限の重複が生じることになるからである。

この点について、年金監督官は基金の運営に対する一般的な監督権を行使するにとどまり、個別の紛争解決は年金オンブズマンに委ねるという役割分担を提示する[295]。こうした役割分担は厳格に峻別されたものではなく、例えば、基金財産の流用が疑われるような監督官が介入するような事例において、オンブズマンが対処する道も開かれているとする[296]。

第七項　補償委員会の設置

(1)　補償事由―受託者の義務違反との関係―

報告書第 4.11 章において、事業主が支払い不能となった場合の加入者保護がテーマに掲げられており、事業主が従業員に対する年金の支払いが不能・困難になった場合に、加入者への補償をどのように行うのかが論じられている。この議論の中で、事業主が支払い不能・困難に陥った原因に応じて補償の可否を決する仕組みを提言している点が本論稿の問題関心との関係で特筆すべき点である。というのは、報告書において補償対象とする支払い不能事由として市場平均以下の投資を含むすべてのリスクを指摘しているものの、その一方で、より具体的な事由として詐欺及び窃盗に加えて、不正流用及びその他の信認義務違反を指摘し、受託者の義務違反に起因する支払い不能の場合を補償事由の一つとしているからである[297]。

受託者の義務違反に起因する支払補償を取り上げる検討委員会のスタンスは、受託者の義務履行をどのようにして確保するのか、という点から次のように理解できる。前述したように検討委員会の全体的なスタンスは、第一に、「信託の自由」を一定程度修正して受託者の責任を明確にし、第二に、受託者による基金の運営に対する規制監督の強化を図り、第三に、そうした方策によってもなお、不適切な運営に起因する支払不能が生じることも十分想定されることから、基金の救済のために支払補償制度を設ける、という点にある[298]。こうしたスタンスからすれば、不適切な運営には受託者による義務違反に起因する基金財産の損失も当然のことながら含められることになろう。

更に、受託者の義務違反による損失については報告書も重視しているようであり、義務違反行為について具体的に問題となる行為についても言及している。それによると、問題となる典型的な例として、事業主が受託者となっている場合(以下では、このような場合を

---

[293] 年金オンブズマンは 1990 年社会保障法 12 条及び同法付則 3 に規定され、1990 年 10 月 1 日に設立された。もっとも、同法は 1993 年年金スキーム法 145 条により修正を受ける。オンブズマンは年金基金の運営方法についての紛争を調査・裁定する。
[294] Para 4.13.43.
[295] Para 4.19.38.
[296] Ibid.
[297] 補償制度はどのようなリスクをカバーするのかという点について、本文で指摘した原因以外に、詐欺、窃盗及びその他の不正流用、市場平均以下の投資を含めたすべてのリスク、取り上げている。Para 4.11.28.
[298] See, para 4.11.13.

事業主受託者と記す)であり、かつ、そのような事業主受託者が事業主固有の財産に投資を行う場合、あるいは、自らに貸付ける場合を例示している(299)。これらは Maxwell 事件において、Maxwell が自ら受託者の一員となり、自社の株式に投資を行い、あるいは、自社に対する貸付を行っていたことを念頭において論じた部分であるといえよう。

このように Maxwell 事件により明らかとされた詐欺的な基金財産の不正流用にとどまらず、そこから一歩進んで、受託者による義務違反に起因する損失についても補償するよう勧告している点は、どれほど信託法理を修正し、受託者に対する規制監督を強化したとしても基金財産の安全は完全には確保できないという認識を示しているといえる。

(2) 補償範囲

補償されることになる原因については以上であるが、次に問題となるのは、どの程度まで補償されるのかという点である。この点について、報告書において前述した原因から生じた損失の 90%まで補償するという制限的な姿勢を示す(300)。このような姿勢を採る理由として、補償制度があることによる使用者側のモラルハザードへの懸念があること、最低積立要件の提案(301)をしたこと、どのような補償制度であれ、使用者の支払い不能による損失に対してすべてを補償することはない、といったことを挙げる(302)。

(3) 財源

補償制度を設けるとして、当該制度の財源をどのように確保するのか、この点は補償制度が現実的に運営されるために必要不可欠な事柄である。この点について、報告書は政府が負担する案(303)、基金が負担する案、事業主が負担する案を検討しているものの、最終的には基金が負担する案を勧告する。その理由として、二つ述べている。第一に、基金が負担することになれば、基金の規模に応じた拠出金の設定が可能となることである(304)。第二に、拠出金額を自動的に算定可能となることである(305)。これらの理由づけについて具体的なことを述べていないものの、基金設置企業の企業価値あるいは従業員数ということよりも基金の規模に応じた拠出金及び拠出金額の算定プロセスを問題にしていることからすると(306)、簡素な拠出金算定を考慮しての理由付けであろう。

財源の負担者が基金自身であるとされたが、拠出金についてはどのように算定されるのか、この点について、報告書は拠出金(報告書では手数料(levy)と述べている)の設定は基金

(299) Para 4.11.30.
(300) Id. paras.4.11.37 and 4.11.59.
(301) この最低積立要件については para4.4.16 で取り上げられている。それによると基金加入者の既得権が侵害されないようにするために、既得権を充足するのに必要とされる金額を積み立てるように制定法上の義務を課すとする。
(302) Id. para.4.11.25.
(303) Para 4.11.67.
(304) Para 4.11.70
(305) Ibid.
(306) Ibid.

が負っている年金債務を充足するのに必要な水準で設定されるべきとする[307]。

(4) 実施主体

こうした補償事業は年金監督官とは別の組織である年金補償委員会(Pension Compensation Board)により運営されることになる見通しを示す[308]。このような制度設計をする理由について、報告書は年金監督官という規制機関が補償事由となる不正流用の認定をすることになれば、そこには利益相反が存在することになると説明する。すなわち、補償事由としての不正流用は規制機関の失敗により生じる可能性があり[309]、そうした場合には、規制機関としては自らに原因があることから補償認定をしたがらないことになりうるとする[310]。

小括

年金法改革委員会は前述した三つのレヴェルで検討することとし、その結果として、賠償責任の免責及び剰余金の取扱といった点における「信託の自由」を修正すること、受託者に対する規制監督強化として年金監督官を設置すること、これら二つの観点からの問題解決を図ってもなお基金に対する損失が生じることを考慮して補償制度を設置すること、といった方策を勧告した。こうした観点からの方策は職域年金制度一般の問題を是正する試みから出発したのであるが、是正が必要とされた大きな論点はこれまで検討してきた受託者の責任に関わる事柄であった。

13 世紀以来形成されてきた信託法理が Maxwell 事件を契機に、その限界が認識され、その是正がこの年金法検討委員会において目指され、実際に勧告されるに至ったのである。検討委員会報告書は公刊され、議論を呼ぶことになったのであるが、政府は基本的に委員会報告書に従う姿勢を明らかにしたこともあり、本報告書で示された勧告が年金法の基本方針となるのであった。本報告書を踏襲する政府の基本的姿勢は具体的にどのようなものであったのか、この点について、次に検討することにする。

第三款　1994 年政府白書「保障、平等、選択：年金の将来」

Goode 報告を受け、政府内部において職域年金に関して再検討がなされた。その結果、1994 年 6 月に白書「保障、平等、選択：年金の将来」[311]が公表されることとなった。同白書の序文において、Goode 報告書を受けて検討した結果、三つの提案がなされることが

---

[307] Para 4.11.73 and 4.11.74.
[308] Para 4.19.54.
[309] 報告書においてこのように指摘されているものの、具体的にどのようなことが規制機関の失敗に起因した不正流用となるのかという点についてはなにも指摘していない。See, para 4.11.50.
[310] Id, para 4.11.50.
[311] Security, Equality, Choice: The Future for Pensions, vols Ⅰand Ⅱ, Cm2594- Ⅰand Ⅱ（1994).

示されている。第一に、Maxwell 事件によって信頼が揺らいだ職域年金に対して、法改正によって信頼の回復を図ることである。第二に、EU 法に要求されている男女平等に関して改革がなされることである。第三に、SERPS から職域年金への適用除外は現在ではそれほど魅力あるものではないことから、それをより魅力ある者へと改革することと、確定拠出年金や個人年金にも柔軟性を従来よりももたらすことで、人々の年金の選択肢を拡大することである。

受託者の責任との関係では第一の提案を検討することになるが、白書では基本的に委員会報告書を踏襲するスタンスであることからか、こうした問題について論じていない。そのため、白書においてどのように指摘されているのかを確認するにとどまることになる。

(1) 政府の基本的な立場について

白書において、政府は報告書で提案された内容を受け入れると明らかにする。そして、政府は信託法のいくつかの点と受託者のいくつかの義務について明確化し、立法化する旨を表明する。その概要は多岐にわたるが、本論稿との関係では、一定の要件が満たされた場合に基金の剰余金を使用者に支払うことを認めること、年金監督官を設置すること、年金監督官には調査、指導指示、罰則賦課といった権限を与えること、補償制度を設置すること、年金監督官及び補償制度は基金への拠出金により運営されること等が明らかにされた点は(312)、検討委員会が受託者の責任の履行確保として勧告した点を政府が受け入れていると言えるため、重要である。

(2) 受託者の責任について

受託者の責任について、受託者は年金権を保障する役割を担うこと、監査役及びアクチャリーとの関係が重要である旨が指摘されているが、この点は一般論を指摘するにとどまり、特筆すべきことはない。

もっとも、基金財産の管理運用及びそれに伴う受託者の責任についてはある程度踏み込んでいる。まず、受託者の投資について柔軟なガイドラインを作成すべきこと、そのガイドラインには合理的な人間に期待される基準を盛り込むよう提案している。この点は、これまで述べてきたプルーデント・マン・ルールを採用すべきことを明示していると言える。

加えて、投資権限の委任についても述べており、投資決定権を投資顧問に委任することが許されるであろうことも明示している(313)。

---

(312) なお、本文で指摘した以外に受け入れるとした点は次の通りである。①年金制度上、基金加入者に受託者を指名する権利を認めること、②年金制度に関わる専門家は受託者により任命され、受託者に対して責任を負うこと、③加入者に情報を提供し、問題が生じた場合に当該問題に対処するための内部的手続きを設けること、④最低支払要件を設けること、⑤繰り延べられた年金の再評価を行うこと、⑥年 5%までの物価スライドを実施すること、⑦年金専門家は受託者と共に解決できない問題について年金監督官に報告する義務を負うこと。See, Security, Equality, Choice: The Future for Pensions, vols Ⅰ, 1994, Cm2594, paras,1.2 and 1.3.

(313) Para 1.17.

更に、自己投資について、親会社への投資について資産の 5%までの投資を認めつつも、貸付や金融支援についてはこれを禁止すると明言している(314)。こうした自己投資規制を設ける理由について、基金の運用基準を厳格にし、基金財産と事業主固有財産との分別を強化する必要性を説いている(315)。Maxwell 事件を考えれば、政府が運用規制及び資産管理規制を厳格化するのは当然であろうが、こうした観点以外に、信託法の観点から、利益相反の点から自己投資を問題にするのではなく、分別管理の観点から自己投資により信託財産とそれ以外の財産との分別が図られなくなることを問題視して、禁止する方針を述べる点は従来とは異なる見方であるといえる。

(3) 剰余金について

剰余金の処分について、基本的には、基金の規約に従い処分されるべきとしており(316)、これが立法の基本的な姿勢であると考えられる(317)。

もっとも、規約に定めがない場合で、かつ、受託者が事業主に剰余金を支払う場合が問題になるとしている。そうした場合には事業主への支払いを可能にするように規約を修正するよう年金監督官に要求する必要があるとする。また、そのような場合には、従業員は監督官に介入するように求めることができるとする(318)。

このように、白書では規約に従い処分すべきとしつつ、規約に定めがない場合で事業主へ支払おうとする場合、受託者の裁量により規約の変更がなされないようにするとともに、加入者の利益をも反映するような仕組みを設けているといえる。

(4) 職域年金制度の規制監督について

検討委員会報告書に従い、職域年金制度における規制監督機関として、これまで存在した職域年金委員会に代わり、新たな規制監督機関を設置することを明らかにするが、報告書では「年金監督官」の設置を提言していたこととは異なり、「職域年金監督機構(new Regulatory Authority for occupational pensions)」の設置をするとしている(319)。その内容として、社会保障省大臣により任命される常勤の委員長及び非常勤の 6 名の委員から構成される委員会が監督機構の業務を運営するとしている(320)。

規制監督機構の役割は制定法に従って基金が運営されるようエンフォースメントすることであって、剰余金の取扱、基金内の紛争解決手続きといった問題が生じた場合に、そう

(314) Para 1.18.
(315) Para 1.19.
(316) Para 1.31.
(317) 規約に従い剰余金が処分されるべきことが立法の基本的な態度であるとは明言されていないものの、白書では前述したように規約に従い処分されるべきことを指摘している。それに加えて、受託者は法の定めに従い処分すべきことを指摘している点を併せて考えると、規約に従った処分をなすよう立法する方針であると考えられることから、このように述べるのである。See, para 1.35.
(318) Id, para 1.35.
(319) Id, Appendix 3, para 1.
(320) Ibid.

した問題の解決にあたること[321]に加え、前述したように一定の場合に基金の規約の修正をするといった役割を果たすこととされた[322]。

監督業務については以上であるが、この業務の実効性を確保するために、違反行為を行った受託者に対して罰則を科す権限を有することとされたが、どのような権限をどの程度有するのかという点については検討中であるとした[323]。

次に、監督機関の運用コストについては、職域年金に関する業務であることから納税者に負担を求めるのは誤りであるとして、職域年金基金に年一回手数料を納付させることになった[324]。

このように新たな規制監督機関が設置されるとされたが、既存の規制機関との調整も問題となる。この点について、職域年金基金に対する規制監督機関が年金監督官だけではなく、内国歳入庁の年金基金局及び金融サーヴィス法上の規制監督機関も監督行政に関与することも留保しており、そうした他の監督機関との関係で、年金監督官は情報共有することも明らかにする[325]。この点は、規制監督機関が複数ありつつも、監督行政が機能しなかった Maxwell 事件の教訓を生かす試みであるといえよう。

(5) 補償制度について

補償制度を設置することは報告書と同様であるが、運営主体については異なる見解を示しており、年金オンブズマンが補償委員会のサポートを受けつつ運営する方針を示す[326]。

補償額については、損失額の 90%を補償する点は報告書と同様であるが[327]、調査及び最終的な決定(これは基金の解散を指すと考えられる)を留保する場合には、貸付により補償を行う場合もあるとしている[328]。

以上のように、白書は、細部では報告書と異なる部分もあるが、基本的には報告書の勧告に従う方針を示している。こうした政府の方針を受けて、議会において年金法の法案審議がなされることになる。

第四款　議会審議

Maxwell 事件以降、議会において年金法が議論されていた。こうした中で、年金法検討

---

[321] 白書では監督官が関与する事柄として、最低支払要件、拠出金の支払い、加入者選任受託者、受託者及び専門家への情報提供、加入者に対する情報開示、基金の解散、基金の移行及び保全、平等取扱い、支払われる年金の物価調整、基金の登録、といったことを挙げている。Id, Appendix 3, para 7.
[322] Id, para 8.
[323] Id, para 9.
[324] Supra note 289, para 1.42.
[325] Id, paras 10 and 11.
[326] Id, Appendix 4,
[327] Id, Appendix 4, para 4.
[328] Id, para 2.

委員会報告書及びそれを受けた白書が公表されたことから、議会において年金法案の審議が開始されることになった。

1994 年 12 月 15 日の貴族院において第一読会が開催され、1995 年 3 月 21 日に審議が終了して庶民院に法案が回付された。4 月 24 日、社会保障大臣から第二読会の動議が提出されると同時に、第二読会が開催された(329)。庶民院の審議の後に、いくつかの修正を経て、1995 年 7 月 19 日、女王裁可を受けて、1995 年年金法が成立することになったのである。

同法では受託者の責任、職域年金監督機構、補償制度といったことが規定されたが、これらは基本的に Goode 委員会報告に基づいている。もっとも、受託者責任の規定については、前述したように、受託者責任について直接規定せず、賠償責任の免責あるいは剰余金の支払い制限といった形で規定されている。この点は Goode 委員会報告書においてもこうした規定を置くよう勧告されていないため、議会の審議過程において何らかの形で問題とされたものと推測される。こうしたことから、議会においてどのようなことが議論されたのかを検討する必要がある。

しかしながら、Hansard により、議会において法案の個々の条文について論じられていること、提出された法案は審議の過程で大幅に修正されており、制定された 1995 年法と条文の位置づけなどが変化していることが確認できたが、法案を入手できなかったため、法案段階ではどのように規定されていたのか、それがどのように変化したのかを具体的に明らかにすることができなかった。このような理由から、議会審議のすべてについての検討を断念せざるを得ない結果になった。

第一項　貴族院における審議(330)

(1)　1 月 24 日の審議

この日は第二読会が行われ、立法趣旨について社会保障担当大臣 John Mackay 卿から説明がなされた。まず、法案では受託者の責任について規定することになるが、その趣旨は適切な制度運営を図ることにあると明らかにする(331)。次に、職域年金の監督について、年金法検討委員会の勧告にすべて従い、監督機構を設置すると説明する(332)。

更に、補償制度について、事業主の破産時に基金から不正に財産が引き出された場合をもカバーする新しい補償制度が必要であること、同制度は年金オンブズマンが代表となり、独立した年金補償委員会により運営されること、規制機関と補償機関とは相互に独立すること、補償委員会は職域年金制度の手数料を財源とすること、などが説明された(333)。

しかしながら、この日は実質的な内容についてほとんど議論されずに審議を終えること

---

(329) Hansard を調べてみると、貴族院から庶民院に法案が回付された後に、4 月 24 日に第二読会が開催されるまでの間、庶民院において第一読会が開催されたことが明らかにされていない。

(330) 貴族院審議
http://hansard.millbanksystems.com/bills/pensions-bill-hl

(331) HL Deb 24 January 1995 vol 560 c976.

(332) HL Deb 24 January 1995 vol 560 c976.

(333) HL Deb 24 January 1995 vol 560 c976.

になった(334)。

(2)　2 月 13 日の審議(335)

この日の審議は、貴族院における法案審議の中で最も受託者の責任が議論されることになった。この日の議論を①注意義務、②受託者による委任と賠償責任の免責、③剰余金の取扱、④事業主が関係する投資、といった問題点に分けて取り上げる(ただし、後述するように③と④については踏み込んだ議論がされず、紹介程度にとどまっている)。

①　注意義務について

注意義務について問題となったのは、法案 30 条「投資及び委任の権限」の審議であった。同条においてプルーデント・マン・ルールが規定されていなかったことから、これを規定すべきかどうかが論じられることになったのである。

まず、Haskel 卿はプルーデント・マン・ルールを規定するよう法案を修正すべきと主張した(336)。その理由として、法案では受託者が事務処理にあたってどの程度の水準で処理するよう求められているのかが明らかではないこと、を挙げている。

これに対して、Buckinghamshire 伯爵は、受託者はプルーデント・マンとして行動しなければならないという点では Haskel 卿の主張に同意し、プルーデント・マンとして行動しなければならない意味を明らかにする必要性があることから、Haskel 卿の説く条文化は有益であるとする(337)。

一方、Renton 卿は修正の意義については認めつつも、既に判例法理となっていることから敢えて条文化する必要性があるのかどうかは疑問であると論じている(338)。

このように Haskel 卿の修正案について賛否が分かれる中、Mackay 卿は次の理由から、

---

(334) 補償制度に関連して、補償額が損失額の 9 割とした理由について、Mackay 卿は次のような理由を指摘している点が重要である。Mackay 卿によれば、補償限度を損失額の 9 割とした理由は、損失額の 9 割が補償されるのであれば、潜在的に十分積み立てられた基金に回復すると考えられたとされる。
ただし、この説明において、Mackay 卿は「あまり積立てられていない基金が手数料を支払うことで」(potentially being restored to a position of surplus through less well-funded schemes paying the levy)と言及している。このようなことを言及した意図は不明である。See, Id, c 1052.

(335) HL Deb 13 February 1995 vol 561 cc511-66.
http://hansard.millbanksystems.com/lords/1995/feb/13/pensions-bill-hl-1

(336) Id, cc 527 and 528.
また、Haskel 卿はプルーデント・マン・ルールについて、次のような文言を規定するように主張していた。
「利益を与えなければならないと道徳的に感じる者の財産を扱う際に合理的で慎重な者が行使するのと同程度の注意及び勤勉さで、また、受託者が自身の専門性、業務、職業により保持し、保持すべきような追加的な知識及び技能を行使することで、基金の影響を及ぼすすべての事柄について、この権原を行使しなければならないという条件で」(provided that this power is exercised, in relation to all matters affecting the fund, to the same degree of care and diligence as an ordinary prudent person would exercise in dealing with the property of another for whom the person felt morally bound to provide and by using such additional knowledge and skill as the trustees possess or ought to possess by reason of their profession, business or calling)

(337) Id, c 528.

(338) Id, c 528.

修正案は不適切であるとする。第一に、プルーデント・マン・ルールは受託者の投資に関わる判例法理として発展し、現在においても発展し続けていることから、法案において規定する必要がないこと、第二に、年金法改革委員会では信託法理の統合を勧告しているが、プルーデント・マン・ルールについて制定法により統合されれば、この原則がすべての事案に適用されることになり、法の固定化を招く恐れがあること、第三に、法案の 31 条は受託者に投資決定を規律する投資原則のステイトメントを作成するよう義務付けており、それによって、最適な投資の決定に際して基金に影響を及ぼす状況を検討する必要に迫られること、を述べる(339)。

こうした議論の後、Haskel 卿は Mackay 卿の説く理由について同意しつつも、法が複雑であるならば、それを明らかにするためにも条文化する必要があると述べるが、結局、修正案を撤回した(340)。

このようなこともあり、法案には判例法理上確立した原則について条文化する試みが断念された。

② 委任と賠償責任の免責

法案 29 条が受託者の投資権限について規定していた(29 条「投資権限：注意義務」)が、この条文の審議の中で、Ezra 卿は投資判断の委任について問題とした。法案では海外への投資を行うファンドマネージャーへの委任を定めているが、多くの年金基金は海外への投資を行っており、基金の中ではそうしたことから利益を得ていることから、海外投資に関する委任を妨げるべきではないと述べている。この点はファンドマネージャーに限定して信託事務の委任を認めることは限定的過ぎるということであろう。

これに対して、Mackay 卿は、Ezra 卿の見解に基本的には賛成であるとしつつ、海外投資に関連した委任にとどまらない考慮があるとして次のことを述べる。すなわち、法案で委任を認める投資マネージャーには金融サーヴィス法 191 条 2 項(a)乃至(c)が適用され、そうしたファンドマネージャーには海外投資を行う者も含まれるのであろうが、その一方で、過失に対する賠償責任を問われずに同法で認められていないファンドマネージャーへの委任を認めることは妥当ではないと答弁する(341)。

加えて、こうした委任の拡大を一定程度制限しようとする試みの理由として、Mackay 卿は次のようなことを指摘している。前述したように、金融サーヴィス法の存在と同法により許されたファンドマネージャーに委任した場合において受託者の免責を認めるよう年金法委員会が勧告していること、投資の決定は受託者が行うべき事柄であること、である。委任が認められるのはあくまで金融サーヴィス法上認められたファンドマネージャーに限定する姿勢を採っていることがわかる。

更に、Ezra 卿との議論の中で、Mackay 卿は受託者への賠償責任の免責についても言及

(339) Id, cc 528 and 529.
(340) Id, c 529.
(341) Id, c 526.

している。法案の趣旨は基金の規約により注意義務について受託者の免責を定めることは誤りであると考えることにあるとし、そうしたことが 29 条において明らかであること、その一方で、30 条において受託者がファンドマネージャーを任命した場合には賠償責任の免責が認められることとした、と明らかにしている。こうしたことは年金法改革委員会の勧告に従うものであると述べている。

この点は、受託者は基本的に賠償責任を免責されるのは認められないが、委任をした場合には受任者の行為について賠償責任の免責を定めることは許容されるとすることである。これは Speit v. Gaunt において確立した受認者の行為に関する賠償責任の免責を制定法上定めることを意味するのであろう。

③　剰余金(342)

法案 33 条では事業主に対する剰余金の支払いが規定されていたことから、この問題について審議されている。もっとも、議論されたことは基金加入者に対する剰余金の支払いを認めるべきとする点とそれに対する税法上の規制であって、検討委員会で議論されたような利益相反の観点からの議論はなされていない。

④　投資

事業主に関連した投資について､法案 34 条が定めていると Hansard から読み取れる(343)。しかし、この問題について議論されていない。

この日の審議は以上である。これまでの議論から 2 月 13 日の審議が受託者の責任について集中的に論じられたことが分かった。もっとも、既に出来上がった法案について修正すべきかどうかという審議であって、受託者の責任についてどのように規定すべきかという草案作成段階について踏み込んだ議論がなされていないこと、検討委員会で問題とされた剰余金の事業主への支払い及び事業主に関連した投資といった問題について審議されていないこと、が分かった。

(3)　3 月 13 日の審議(344)

この日は再び受託者の注意義務、委任、賠償免責などが審議された(345)。しかしながら、忠実義務及び注意義務との関係でこれらの問題について議論されたのは以下に取り上げる事柄にとどまった。なお、法案が修正されたことから、前述した 2 月 13 日の法案とは条文番号が異なっている点は注意する必要がある。

まず、28 条に規定されることになった「投資権限：注意義務」に関わる審議がなされて

(342) Id, c 552.
(343) Id, c 557.
(344) http://hansard.millbanksystems.com/lords/1995/mar/13/pensions-bill-hl-1
(345) Id, c 643.

いる。Buckinghamshire 伯爵及び Ezra 卿は同条が受託者の投資事務の委任を厳格に制限しているという理解から、同条を修正して委任を容易にするよう修正を求めている(346)。

両議員に対する答弁の中で、Mackay 卿は委任をした場合の賠償責任の免責についても述べており、賠償責任の免責を認めるべきかどうかは更なる検討が必要と述べ、両議員の述べるような免責について留保している(347)。

次に問題とされたのが、33 条「事業主に関連した投資の制限」であった。Ezra 卿は法案に自己投資が認められる範囲を 5%まで制限するよう修正を求め(348)、Haskel 卿も Ezra 卿の修正案に同意して同様の修正を求める(349)。

これに対する答弁の中で、Mackay 卿は年金法改革委員会も同様の勧告をしており、この勧告について政府が賛成していること、法案で 5%の制限を規定することが困難であることから規則によって当該制限を定めること、を言及している(350)が、それらのことに関連して、自己投資が忠実義務及び注意義務に関わる問題であることも指摘している。すなわち、自己投資を行うに際して受託者は基金の加入者の最善の利益のために行動しなければならないこと、自己投資が慎重な投資であると判断される場合があること、を明らかにしている(351)。このように、立法者としては自己投資が忠実義務及び注意義務に関わる問題であると理解しており、年金法改革委員会の勧告を踏まえて立法していることを示すものであるといえよう。

この日に審議された内容な以上のようなものであった。3 月 21 日に法案の審議が終了し、庶民院へ法案が回付されることになった。

第二項　庶民院における審議(352)

庶民院では 4 月 24 日に第二読会が開催され、立法趣旨の説明が行われた。法案について実質的な審議がなされたのは、7 月 4 日以降であるが、貴族院審議のように立ち入った議論がなされていない。但し、条文上の位置が異なっていることが、Hansard からわかる。すなわち、「投資権限：注意義務」が 33 条に、「投資及び委任権限」が 34 条に修正されている(353)。

庶民院における状況は以上の通りである。法案は再び貴族院に回付され、貴族院で再び審議された後に、7 月 12 日に審議が終了し、1995 年 7 月 19 日に女王裁可を受けて、1995 年年金法が成立する。

小括

(346) Id, cc 643 and 644.
(347) Id, c 644.
(348) Id, c 666.
(349) Id, c 667.
(350) Ibid.
(351) Id, c 668.
(352) http://hansard.millbanksystems.com/bills/pensions-bill-lords
(353) http://hansard.millbanksystems.com/sittings/1995/jul/05#commons

議会における審議は以上のようなものであった。審議において 1995 年年金法の基本的方針として年金法改革委員会報告書に従うという前提があったことから、報告書で論じられたことはそれほど問題とされることはなく、注意義務のあり方など報告書では深く論じられていない点が議論されたといえよう。

もっとも、受託者の義務を条文化する点では、すでに判例法理として確立している論点については条文化する必要性が認められない姿勢が示された。この点が 1995 年法において、注意義務及び忠実義務に関する一般的な規定を定めなかった背景であると考えられる。あくまで、1995 年年金法は従来の判例法理及び判例法理で捕捉していない問題について解決を図るというスタンスが議会審議の検討から示唆される。

第五款　1995 年年金法の概要

Goode 報告書や白書で提案された議論をもとにして 1995 年年金法(以下、単に法と記する)が制定された。以下では、この年金法の規定について述べる。

(1)　受託者の行為責任

受託者の役割に関しては、32 条ないし 41 条に規定され、使用者に対する剰余金の支払いに関しては 37 条に規定された。この中で本論稿に関係する条項は次のように規定された。条文すべてを掲載するのではなく、必要な部分に限定して掲載する。

まず、注意義務に関係して次の条文が定められた。

33 条　投資権限：注意義務

1 項　法に従い投資権限を行使する際に注意を払い、技能を行使する義務に違反した賠償責任は、当該行為が

(a)　信託基金の受託者によって、あるいは

(b)　当該行為が 34 条に従い委任された者によって

行使された場合、信託証書あるいは合意により、免責あるいは限定することができない。

2 項　本条における賠償責任の免責あるいは限定には、次のことが含まれる。

(a)　限定的あるいは負担付の条件に従って、賠償をなしあるいは執行すること

(b)　賠償責任に関する権利あるいは救済を排除し、制限すること、あるいは、権利あるいは救済を求めた結果として不利益を課すこと

(c)　証拠あるいは手続法を排除・制限すること

3 項　本条は以下のことに対して適用しない。

(a)　所定のクラス・段階に陥った基金、あるいは

(b) 所定の免責あるいは責任の限定

条文のタイトルの通り、投資に関連した注意義務を問題としているのであって、まず、受託者及び受託者から投資権限を委任された者は投資権限を行使する際には注意を払い技能を行使することが要求される。

また、本条の主たる目的は、受託者等に注意義務を課すことにあるのではなく、投資に関連して何らかの損失が生じた場合に、当該損失に対する賠償責任を免責・限定することを制限する点に重点が置かれている。この点は議会審議において取り上げた動向とは異なった結果になっている。2 月 13 日の貴族院審議では受託者が委任をした場合には免責されるという見解が示されていた。この立場は、3 月 13 日の審議において免責について更なる検討が必要と留保されたため、免責で一貫する立場が揺らぐとも考えられたが、一切免責を認めないという見解が明らかにはされていなかった。その後の動向については Hansard からは読み取れないため、3 月 13 日以降の審議において免責を認めないという方針に転換したのであろう。

本条が定める注意義務及び賠償責任の免責については、議会で指摘されたように、注意義務自体は判例法理上確立しているので、注意義務については規定しないものの、賠償責任の免責については「信託の自由」を修正しようとする観点から、制限を図ったため、このような規定振りになったといえよう。

次に、投資権限について、次のように規定された。

34 条　投資及び委任の権限

1 項　信託基金の受託者は、基金により課せられる制限に従い、自身が基金の財産について絶対的な権限を有するのと同様に、いかなる種類の投資を行う権限を有する。

2 項　基金受託者の投資に関する決定の裁量は

(a) 受託者によって、あるいは受託者のために、36 条に従い行使されるように本条 3 項が適用されるファンドマネージャーに委任してよい

(b) 1925 年受託者法 25 条(不在期間中の信託の委任)あるいは本条 5 項による場合以外には、委任してはならない。

3 項　本項はファンドマネージャーに適用される。問題とされる決定について、ファンドマネージャーは 1986 年金融サーヴィス法 191 条 2 項(a)ないし(c)(職域年金基金：授権された者及びその他の者によりなされた決定の場合の除外)に該当し、該当するものと扱われる。

4 項　本条 2 項(a)に従い、委任した裁量権行使により生じたファンドマネージャーの行為あるいは過失に対して、受託者は賠償責任を負わない。但し、受託者あるいは委任した者が次の二つの場合を満たすことが合理的であるようなすべての手続きを経た場合である。

(a)　ファンドマネージャーが基金の投資を運用するのに適切な知識と経験を有し、

(b)　ファンドマネージャーが業務を完全にこなし、36 条に従っていること

5 項　信託基金により課せられる制限に従い、

(a)　受託者は二名以上の者に自己のために投資決定をする裁量を授権してよく、また、

(b)　当該決定をすることが連合王国内の投資業務(1986 年金融サーヴィス法所定の業務)の運営に該当しない場合、そのような裁量はどのようなものであれ、受託者によりあるいは受託者のためにファンドマネージャーに委任してよい。当該ファンドマネージャーには、36 条に従い行使される際に、本条 3 項は適用されない。

しかし、いずれの場合においても、裁量の行使における行為あるいは過失が全体として受託者の行為であるといえる場合で、当該行為について受託者が賠償責任を負うものであるならば、受託者は当該行為あるいは過失について賠償責任を負う。

本条では、受託者が投資権限をファンドマネージャーに委任することを規定している。この委任は自己執行義務との関係で裁判例上問題とされたものの、判例法理上承認されていた。この点は前述した通りである。

しかしながら、そうした判例法理が確立しているにもかかわらず、職域年金制度に関する政府の議論で問題とされてきた。こうした問題を制定法上明示的に規定することで、自己執行義務との関係で受託者が信託事務を委任することが許されるのか、許されるとして、委任に関連して受託者はどのような責任を負うのか、あるいは追わないのか、という点を解決したといえよう。また、4 項により一定の条件が留保されているものの、受任者の行為について委任した受託者が賠償責任を負わないと明示された。

次に、投資の方法について規定された 36 条を取り上げる。次のように規定されている。

36 条　投資の選択

1 項　信託基金の受託者は、次の 2 項ないし 4 項に従って、投資権限を行使しなければならず、また、34 条に従い投資権限を委任されたファンドマネージャーは、2 項に従い、裁量を行使しなければならない。

2 項　受託者あるいはファンドマネージャーは次の点を考慮しなければならない。

(a)　基金の状況にとって適切である限りで、投資を多様化する必要性

(b)　提案された投資の種類及び適切であるとして提案された投資が基金の投資にとって適切であるのか

3 項　どのような方法であれ(1961 年受託者投資法付則第一第一章において言及された方法以外)投資する以前に、2 項で言及された事柄及び 35 条による投資ステイトメントに含まれる投資原則の観点から、当該投資が十分であるのかどうかについて、受託者は適切な助言

を得なければならず、検討しなければならない。

本条では、投資権限を有する受託者及びファンドマネージャーは分散投資をすること、投資に際して助言を受けることを要求している。単にプルーデント・マン・ルールに従って投資をせよと規定するのではなく、現代の投資理論を反映して、分散投資をするよう定めたことは年金法検討委員会報告の勧告に従っており、本法律の特徴であろう。

次に、剰余金の取扱について 37 条に規定された(354)。同条によれば、受託者が剰余金を事業主に支払う権限を信託証書により認められていたとしても、当該権限行使が加入者の最善の利益にならない限り、支払うことができないと規定した(37 条 4 項(b))。剰余金の支払いについて忠実義務の観点から制約を加えたのである。

また、忠実義務に関連した規定が 39 条に設けられた。同条によれば、受託者が年金制度の受益者でもあり、受託者と受益者間の利益が相反する場合には利益相反禁止ルールが適用されないことを定めている(355)。これは加入者代表受託者が選任されるよう法律上定められたことに対応して設けられたのである。

もっとも、第二部第二章第二節で検討したように、信託法上、忠実義務も注意義務と同様に信託証書で免責規定を定めておけば、受託者は賠償責任を免責される構造をとっているが、この点について、注意義務で問題とされたような免責規定の制限については規定されていない。この理由について明らかではないものの、忠実義務の免責が問題となったのは、剰余金の処遇に関する局面であり、それ以外では問題とされていないことを踏まえると、前述したような 1995 年法の性格、すなわち、問題とされた点について修正を図るスタンスを考えると、剰余金以外には問題となっていないため、95 年法では特に忠実義務について規定されなかったものと推測される。

更に、事業主に関連した投資対象についても 40 条に規定された。「事業主に関連した投資」について定義規定が置かれ、それによると、事業主及び事業主の関係人により発行された株式あるいは債券、事業主が有しあるいは賃貸する土地、事業主により事業用に用いられる財産、事業主対する貸し付けといったこととされた（40 条 2 項)。これらに投資するには所定の制限に従い投資されねばならないとされ(同条 1 項)、制限に違反する場合には罰

---

(354) 37 条　事業主に対する剰余金の支払い
1 項　本条は、以下の場合に、信託基金に対して適用される。
(a)　本条とは別に、年金制度のために保有されている基金から事業主へ支払をする権限がある者(事業主を含む)に与えられている
(b)　1988 年租税法附則第 22 が適用される年金制度
(c)　解散していない基金
2 項　1 項(a)に規定された権限が基金により受託者以外の者に与えられた場合、その者は当該権限を行使できないが、受託者であれば行使してよい。そして、基金により当該権限行使について課された制限は、その範囲内で、受託者の行使に対して適用される。
3 項　1 項(a)に規定された権限は、4 項及び 5 項、または、所定の要件を充足しない限り、行使できない。
4 項　略

(355) H.Dawes and J. Samsworth, Guide to the Pensions Act 1995 (Law & Tax, 1995)44-45.　また、J.E.Martin, Modern Equity, 19th ed (Sweet & Maxwell, 2012)n 87, at 648.

則が科されることになる(同条 4 項)。この所定の制限について、条文上明らかにされていないが、投資金額が基金財産の 5%を上限とするという報告書及び白書で論じられた制限であるとされる(356)。

(2) 職域年金監督機構(OPRA)

職域年金制度の規制監督機関として、「職域年金監督機構」が設置されることとなった(1 条 1 項)。同機構は大臣によって任命された 7 名以上の委員で構成され、この委員の中から委員長が選出される(同条 2 項)。また、12 カ月の間に大臣に対しての報告義務を負うこと、同機構は職域年金に対して受託者の任命に関する規制をはじめとする規制権限を有することも規定された。例えば、受託者として不適格であると考えられる者が受託者となることを禁止することができ(3 条)、また、受託者として行動することを停止させることができる(4 条)。このような権限により、不適格な受託者をやめさせた場合、監督機構は新しい受託者を任命できる(7 条)。更に、監督機構の命令に従わない場合には、罰金を科すこともできる(10 条)。

(3) 補償制度

補償制度は、78 条ないし 86 条に規定された。78 条 1 項において、補償委員会が設置されること、同条 2 項で同委員会は大臣により任命された 7 名以上の委員によって構成されること、委員の中から委員長を任命することが規定された。次に、補償要件について 81 条 1 項に定められたのであるが、同条項に規定された(a)ないし(e)をすべて充足する必要があるとされた。ここで問題なのが、(c)の要件であり、それによると資産減少が「所定の違反」(a prescribed offence)に起因すると考えるのに合理的な理由がある場合、と規定された。この「所定の違反」について条文上定義がされていないものの、報告書及び白書で提言されたように、詐欺、窃盗、不誠実な行為を意味するとされる(357)。

補償額については、83 条に規定され、不足額の 90%を超えない金額とされた。

小括

本節では 1995 年年金法を検討した。Maxwell 事件が一因となったこともあり、受託者責任を制定法上規定するという点にとどまらず、信託の自由をはじめとする信託法の修正を試みること、受託者の規制・監督、規制監督をしたとしても不正行為により年金財産が消失するような事態においては損失を補償する制度を設けること、といった職域年金制度全般的な問題が検討されたといえよう。

しかしながら、こうした全般的な改革がなされることになったとしても、中心的な論点

(356) Id, at 41 and 42.
(357) Id, at 150.

は受託者をどのように規律するのかという点、すなわち、受託者の責任をどのように定めるのかという点であり、それをコアにしてOPRA及び補償委員会といったシステムが制定法化されたとみることができる。注意義務及びそこから派生する投資に関する義務、剰余金の関連した忠実義務といった問題が裁判例とともに論じられ、そうした行為責任の議論にとどまらず、こうした行為責任を課したとしても受託者がそれを順守しているのかどうかを監督する必要があること、そうした監督を行っても損害の発生が不可避となる事態がありえ、そうした事態の備えを設ける必要性が論じられたことからもそうしたことを指摘できよう。

1995年法の意図は信託の自由の修正にもあったことは指摘したが、こうした信託法の修正、すなわち、制度設定者たる事業主が自身の都合が良いように制度を設計することを事前に予防し、事後的にも監督するという試みとなり、それを図った年金法改革委員会の提言は政府白書、議会における審議においても踏襲され、1995年年金法に結実したのである。

もっとも、こうした包括的な改革であっても不都合性が指摘されることになり、その不都合性が2004年年金法により修正されることになる。それでは、どのような点が不都合であると考えられ修正されたのか、この点について節を改めて検討する。

第三節　2004年年金法の制定

職域年金制度の統一法として1995年年金法が成立した。しかしながら、同法にも問題点が認識されるようになった。それは注意義務の規定のあり方、剰余金の取り扱い、監督機関、といった問題であった。こうした問題を改正したのが、2004年年金法である。本節では1995年法のこうした問題がどのように考えられたのか、そして、2004年法においてどのように修正されることになったのか、を検討することにする。

第一款　Myners報告

1995年法の問題について正面から論じたのは、Myners報告である(358)。同報告は金融市場における機関投資家としての年金基金について検討したが、検討された事柄はもっぱら信託をスキームとした職域年金基金であった。もっとも、職域年金基金は1995年年金法により規律されているので、同法による規律との関係で、受託者の責任や剰余金の取り扱いも問題とされて、問題の是正のための勧告もされた。こうした勧告が2002年から2004年にかけて公表された白書・緑書(次の款で検討する)の前提となり、2004 年年金法の制定に至るのである(359)。

(358) Paul Myners, Institutional Investment in the United Kingdom: A Review (2001).　Myners報告書について詳細に分析した論稿として、関孝哉「英国マイナース報告書と機関投資家のガバナンス責任」商事法務1594号(2001年)4-13頁。

(359) 2002年12月に公表された緑書「簡便・保障・選択：労働と引退に向けた貯蓄」、2003年6月に公表

このようにMyners報告が2004年年金法の形成の基礎となったことは特筆すべきことであろう。こうしたことから、以下では、Myners報告において検討された受託者の責任及び剰余金の取り扱いについて検討する。

第一項　受託者の責任について

同報告書では、受託者の責任、とりわけ、投資にかかわる注意義務と剰余金の取り扱いについて、第二章「年金基金：投資決定のコンテクスト」において検討されている。以下では、同章の検討を取り上げることになる。

(1)　受託者の現状

まず、年金基金における受託者の現状について分析しているが、それによると受託者の現状についてネガティブに評価されている。報告書では223名の受託者と75名のアドミニミニストレイターを対象として調査をしたとするが、そうした調査の結果、多くの受託者は投資事務の責任を果たすのに必要な時間と専門性が限定的であると評価しているのである(360)。そして、こうしたことから、多くの受託者は投資に関する知識、自己の所属する基金に関連する問題についての知識が不十分となっている現状を浮き彫りにしている(361)。

(2)　専門性が欠ける原因

以上のような現状と問題点を分析したのちに、受託者には専門性が欠ける問題があると明らかにされたが、では、この原因は何に起因するのか。この点について、報告書は、プルーデント・マン・ルールに一因があると考えている。

現行制度において受託者を規律する法は、信託証書の定め、判例法理や1925年受託者法などの信託法、1993年年金基金法や1995年年金法といった年金に関する特別法、1986年金融サーヴィス法及び2000年金融サーヴィス及びマーケット法があり、そうした中でも、信託法の規律が重要であるとしている(362)。信託法上、受託者は誠実に行動すること(これにプルーデント・マン・ルールが含められている)、自己の裁量を行使すること、受益者の最善の利益のために行動すること、が義務付けられていると整理しているが(363)、これらの受託者義務に問題があると指摘する。すなわち、年金法改革委員会報告書及び同報告書が引

された報告書「簡便・保障・選択：労働と引退に向けた貯蓄―職域年金への行動―」、2004年2月に公表された報告書「簡便・保障・選択：労働と貯蓄における情報に基づく選択」である。

これらの報告書について、嵩・前掲注()156-160頁において、2004年年金法と併せて検討されている。

(360) 具体的には、調査対象者の62%が投資についての資格を有していないこと、26%が初めて受託者となった時に一日未満の訓練しか受けず、69%が2日程度の訓練であったこと、54%が基金内部に投資事務についてアドバイスする投資委員会や専門家が存在しないと述べたこと、受託者となって12か月経過して以来訓練に参加していないこと、49%の受託者が受託者会議以前に年金基金の投資について3時間程度しか研究していないこと、といった問題が明らかにされている。Paul Myners, supra note 333, at 40, para 2.7.

(361) Id, at 40, para 2.8.

(362) Id, at 42, para 2.19.

(363) Ibid.

用するプルーデント・マン・ルールに関する記述[364]を取り上げ[365]、プルーデント・マン・ルールが課せられているが、このルールによれば、職業上必要とされる以上の専門性を身に付けるよう受託者が要求されていないのであって、この点こそ決定的である、と指摘するのである[366]。受託者が基金の運用を担うのであるから、その責務を果たすためには投資運用について専門性が求められて然るべきであるにもかかわらず、プルーデント・マン・ルールがそうしたことを要求しておらず、法的にインセンティブを欠くことが原因である、と考えたのである。プルーデント・マン・ルールについてのこのような分析は、判例及び学説においても見当たらない。こうしたパラダイム転換は Myners 報告について特筆すべきことである。

更に、報告書は信託法のこのような有様の原因についても指摘しており、信託法は自分でしようとすればできるであろう事柄を、自分に代わり他人にしてもらうように制度設計されたのであるから、年金基金の運用のように専門性は要求されなかったのである、と分析している[367]。これは正確な分析であるといえる。

このプルーデント・マン・ルールの問題の解決策について、ERISA404 条において規定されているプルーデント・エキスパート・ルールを参考にして[368]、次のような勧告をしている。

> 「受託者が投資決定をする場合、関連する問題に精通した者の技能と注意を以て当該決定をできなければならない。もし受託者自身がそのような水準の技能と注意を有していないと考えるならば、その者はそうした能力を身に付けるようにするか、そうした水準の技能と注意を有する者あるいは組織に決定を委任するべきである。」[369]

ここでは、受託者が信託事務を遂行するように要求していて、そうした能力を欠く場合には、必要とされる能力を身に付けるように要求している。この点は、プルーデント・マン・ルールが障害となり、受託者が必要以上の能力を身に付けるようにするインセンティ

---

[364] 報告書では、年金法改革委員会報告書のパラグラフ 4.9.7 で言及されているプルーデント・マン・ルールを引用している。なお、同パラグラフで言及しているプルーデント・マン・ルールの記述について年金法委員会報告書では出典について明示していないが、本報告書は Jobson v. Palmer を引用したものであると説明している。Id, at 42, para 2.21.

[365] もっとも、年金法改革委員会に置いても受託者の専門性について全く言及されたわけではない。例えば、同委員会が報告書作成過程において行った調査の結果、年金制度の受託者の問題として任務と責任についての知識水準が問題とされた、という結果を示している。Pensions law Reform Commitee, at 255, para 4.5.6.

[366] Id, at 42, para 2.22.

[367] Id, at 43, para 2.24.

[368] ERISA404 条(a)(1)(B)において、次のように規定されている。
'with the care, skill, prudence, and diligence under the circumstances then prevailing that a prudent man acting in a like capacity and familiar with such matters would use in the conduct of an enterprise of a like character and with like aims'
この'familiar with such matters'が受託者に専門性が要求される根拠になると論じられている。

[369] Id, at 44, para 2.31.

ブが欠如した状況を改善する試みが表れているといえる。

こうした点以上に問題となるのが、必要以上の能力を身に付ける法的根拠として、「関連する問題に精通した者の技能と注意を以て」という文言を置いている点である。Lealoyd v. Whiteley により確立されたプルーデント・マン・ルールでは「受託者が保持し、保持すべきもの」とされ、あくまで当該受託者が有し有すべき能力が基準とされたが、ERISA404 条の「事務を処理・精通し」という文言を反映した「関連する問題に精通した者の技能と注意を以て」という文言を用いることで、追加的に事務処理上の能力が必要となり、そうした能力をも身に付けるように要求している(370)。

一方、そうした能力に自信がない受託者についても配慮をしており、効率的に信託事務を遂行するためにも、能力のある者に投資決定権を委任するようにしている。ここではもはや自己執行義務云々が問題とされておらず、事務処理に必要であれば積極的に権限を委任するのを認めるプラグマティックな姿勢がうかがえる。

以上のように、報告書ではプルーデント・マン・ルールが受託者の義務処理上のインセンティブを削ぐ原因であったと分析し、単に合理的人間の注意を払って事務処理をすればよいという程度にとどまるのではなく、事務処理のために必要とされる能力を身に付けなければならず、それができない場合にはそうした能力のある者に委任できるような注意義務にパラダイム転換を図っている。

第二項　剰余金の帰属について

報告書では第 7 条において剰余金について検討している。剰余金については 1995 年法により一定の条件を満たすことで、事業主への払い戻しが許されているが、この点について、報告書は問題とせず、税法との関係でどの程度まで払い戻すことを認めるのか、という点を問題にしている。

このように剰余金の処遇について、既に 95 年法の処遇を前提としており、報告書には、剰余金が事業主に帰属するのか、それとも従業員に帰属するのか、という問題について裁判例とともに紹介をしているが、結論として、どちらに帰属することになるのかを決するのは困難であると言及するにとどまっている(371)。95 年法により、剰余金の処遇について忠実義務の観点から論じる実益がなくなったとの認識があるのであろう。

第二款　2000 年代の政府報告書

Myners 報告を受けて、政府内においても 1995 年金法について検討されることになった。その検討結果が 2002 年 12 月に公表された「簡便・保障・選択 : 労働と引退に向けた貯蓄」である。同報告書は Myners 報告が勧告した受託者の責任以外にも、職域年金制度には問

(370) Id, at 45.
(371) Id, at 112, para 7.28.

題があるとし、95 年法により設立された職域年金監督機構及び補償委員会の改革を提言している。この報告書の提言は翌年 6 月に公表された「簡便・保障・選択：労働と引退に向けた貯蓄―職域年金への行動―」にも踏襲された。こうした職域年金制度の改革は最終的には 2004 年 2 月の「簡便・保障・選択 : 労働と貯蓄における情報に基づく選択」に結実し、2004 年年金法成立に至るのである。

以下では、こうした政府白書の概要を検討し、95 年法のどのような点が問題と認識され、その解決策としてどのようなことが提言されたのか、を検討する。ただし、検討する報告書は 2002 年報告書と 2003 年報告書とする。それは 2004 年報告書では受託者の責任、職域年金制度の規制・監督についてそれほど取り上げられておらず、検討する必要性がないためである。

第一項　緑書「簡便・保障・選択：労働と引退に向けた貯蓄」(372)

(1)　受託者の責任について

まず、報告書は前述した Myners 報告書において受託者の投資決定が問題とされその解決策が提言されたこと、政府は当該提言を支持して、業界の支援を受けつつ、その実現を図っていること、といった現状を説明する(373)。

その上で、同報告書で論じられた受託者の専門性について論じている。前述したように、同報告書ではプルーデント・マン・ルールについて「物事に精通した」という文言を用いることで受託者に専門性の向上を要求する修正を試みているが、報告書によると、こうした試みについて政府も支持しており、政府はこの文言を用いて立法化作業を進めている、とする(374)。しかしながら、この文言を用いることには懐疑的な見解もすることを示しており、それによると、懐疑的な見解の論者は「物事に精通した」という文言はどのようなことを意味するのか、すなわち、文言が不明確ゆえに、訴訟で問題となりうることを憂慮しているのである(375)。

この点について、報告書では、政府は立法化以前に受託者に要求される専門性についてヨリ具体的に示す方針であるとして、この問題についての具体化が進められる見通しを示している(376)。

以上が受託者の専門性に関する報告書の説明である。Myners 報告書で示された専門性要件について、具体化の必要性を指摘しているが、どう具体化するのかという点については何も語っていない。現状説明に終始しているといえる。

(2)　規制監督機関について

---

(372) Simplicity, security and choice: Working and saving for retirement. Cm 5677 (2002).
(373) Id, at 91 and 92, paras 73-78.
(374) Id at 92, para 79.
(375) Id, at 92, para 80.
(376) Id, at 92, paras 81 and 82.

02 年報告書では次のように取り上げられている(377)。報告書では OPRA を取り上げ、97 年に活動を開始して以来、受動的であり、現実の問題に対処していないと評価している。すなわち、年金基金の問題が報告された場合に対応して行動するような機関として設立されたこともあり、問題が起こってから行動することができるものの、問題を予期し、積極的に介入することができない、と評価する(378)。こうした評価となったのは、問題の解決だけではなく、予防的な行動をする点も重視したからであろうが、なぜ予防的な活動が必要とされるのか、という点について説明していない。

この OPRA の問題を踏まえて、報告書は監督機関について次のように提言している。まず、新たな監督機関が必要であるとし、それは金融サーヴィス規制機関とは独立するものの、補完して行動する監督機関である、と説明している(379)。この監督機関は OPRA と同様に、手数料により運営されるものの、年金基金加入者の保護に直接関連した目的に規律されることになる(380)。また、前述したような予防的活動の見地から、問題のある基金に対する調査権を与えることを明らかにする。すなわち、監督機関は詐欺、不適切な規律、不適切な運営のような高いリスクがある基金に対して集中的な調査を認めている(381)。

このように OPRA では実行できなかった予防的な監督を行う監督機関の設置を提言している。

(3) 補償制度について

補償制度について、わずかながら指摘しているが、この指摘は 2004 年法により実現しているため、取り上げることにする。

現行法上、基金の加入者・受給者は支払補償制度により不正行為から保護されているものの、保護を受けるための要件及び補償内容に問題があるとしている(382)。すなわち、補償制度を利用するには不正行為により事業主が倒産した場合しか利用できないこと、補償内容も損失額の 9 割を限度とするとされ十分な内容ではないことが指摘されている(383)。

こうした問題について、報告書はこうした要件を撤廃して、事業主が破産した基金は不正行為の結果として生じた損失すべてを補償されるべき、と提言する(384)。

報告書で指摘されているのは、以上である。現行制度の問題点として補償要件及び補償内容を論じているおり、こうした問題点を指摘した点では本報告書に意義が認められる。

---

(377) 緑書「簡便・保障・選択：労働と引退に向けた貯蓄」62 and 63, paras 63-66.
(378) Id, at 62, para 65.
(379) Id, at 63, at 66.
(380) Ibid.
(381) Ibid.
(382) Id, at 66, para 84.
(383) Id, at 66, para 85.
(384) Id, at 66, para 86. なお、この提言について不明確な点がある。補償内容については損失すべてを補償するように提言しているが、不正行為により損失が生じることという不正行為要件は維持していると読めるのである。補償要件について 95 年法を維持しているのか、それともこの要件をも撤廃するよう提言する趣旨なのかは明らかではない。

しかしながら、なぜこうした点が問題とされるのか、という点については「使い難さ」ということ以外に説明がないといえ、また、そうした「使い難さ」についても実例を挙げて説明されているわけではない。本報告書では、あくまで補償制度の問題点の指摘にとどめ、具体的な内容については今後の検討に委ねた、と考えられる。

第二項　「簡便・保障・選択：労働と引退に向けた貯蓄―職域年金への行動―」(385)

緑書が公表された後に職域年金制度の検討が進められ、一応の論点整理と内容が整理された。2003 年 6 月に、報告書「簡便・保障・選択：労働と引退に向けた貯蓄―職域年金への行動―」が公表され、そうした動向が明らかにされた。

本報告書は、02 年緑書を受けて検討されたため、緑書では抽象的な言及にとどまっていた事柄が具体的に論じられるようになっている。とりわけ、そうしたことが支払補償制度の提言に表れている。もっとも、受託者責任については議論されていない。

以下では、監督機関、支払補償制度について取り上げる。

(1)　監督機関

監督機関として OPRA に代わり、年金監督官(Pensions Regulator)を設置することを明らかにしている(386)。基本的な方針は緑書と同様であるが、本報告書で特徴的なことがある。緑書では予防的な規制活動が重視され、そうした行動ができなかった点が問題とされたのにもかかわらず、本報告書ではそうした予防的規制活動の点から年金監督官の事務・権限について論じられていないことである。なぜこのような形になったのかは不明である。

(2)　補償制度(387)

報告書では新しい補償制度として年金保護基金(Pensions Protection Fund、以下、PPF)を設置すると表明した。

こうした制度について、懸念も指摘されていると報告書は明らかにする。すなわち、モラルハザードの問題である。しかしながら、こうした懸念については、1970 年代のアメリカの経験を踏まえて、注視しつつ検討を進めていくと述べ(388)、予期される問題として二点を述べ、その対策を明らかにする。第一の問題として、支払補償制度があることで、事業主が積立を十分に行わない場合や受託者がハイリスクの投資を行う問題を挙げる。この対策として、運用状況がすぐれない基金に対して、そうではない基金に比して高い手数料の支払いを求める案を提示している(389)。第二の問題として、年金債務の負担を逃れるために、事業主が企業を解散しようと試みる問題を挙げる。これを防ぐために、補償事由が発生し

(385) Simplicity, security and choice: Working and saving for retirement Action on occupational pensions, Cm 5835 (2003).
(386) Id, at 15 and 16, paras 19-23.
(387) Id, at 12 and 13, paras 5-9.
(388) Id, at 13, para 6.
(389) Id, at 13, para 7.

た際に補償額算定に用いられる賃金に上限を設定するとしている(390)。

この上限設定について補足しており、PPF は 95 年法の補償制度とは異なり、支払われる年金を最大 100%補償することになるとしつつも、補償する最高金額は、最終賃金が 4 万ポンドから 6 万ポンドである者が得ると期待される金額に相当するとしている。加えて、制限を設ける理由について強調しており、適切に運営する事業主に過度の負担を課するのを避ける必要があること、モラルハザードに対処しなければならないこと、PPF を不当なインセンティブから保護する必要があるといった理由があると説明している(391)。

以上のような説明から、ERISA の経験を踏まえて制度設計を進めるとしている点からも、ERISA を参考にして補償制度を設計する方針であるといえる。

第三款　2004 年年金法(392)

第一項　議会審議(393)

2004 年 1 月に議会に法案が提出され、3 月 2 日に庶民院において第二読会が開催された(394)。5 月 6 日に特別委員会における法案の逐条審議の日程が示され、18 日から 20 日まで審議された(395)。5 月 20 日に逐条審議及び第三読会が終了し、庶民院における審議が終了するとともに、貴族院に回付されることになった。

5 月 21 日に貴族院に法案が回付され、同日第一読会が開催された(396)。6 月 10 日に第二読会が開催された(397)。もっとも、6 月 15 日に、貴族院全院委員会で審議されるように動議が提出され、これが受け入れられることになった(398)。7 月 6 日から貴族院の全院委員会が開催され、年金法案の逐条審議が行われることになり、この審議は 10 月 18 日まで行われ、再び貴族院の特別委員会に回付されることになった。10 月 27 日に特別委員会での審議が開催され、11 月 18 日まで審議されたが、同日に法案が成立し、女王裁可を受けて 2004 年年金法が成立した。

議会において審議されたのであるが、基本的には Myners 報告書や白書・緑書で示されたことが 2004 年年金法として実現しているため、議会の審議状況を検討しなければ明らかにならない点はない。とはいえ、個々の条文についての細かな解釈について検討する必要性があると考えられるものの、この点については、2004 年年金法案についても、1995 年年

(390) Id, at 13, para 8.
(391) Id, at 13, para 9.
(392) 2004 年法の概要について取り上げた論稿として、平部康子「イギリスの職域・私的年金制度改革--2004 年年金法の内容」労働法律旬報 1603 号(2005 年)16-19 頁がある。
(393) http://hansard.millbanksystems.com/bills/pensions-bill
(394) HC Deb 02 March 2004 vol 418 c759.
http://hansard.millbanksystems.com/commons/2004/mar/02/pensions-bill#S6CV0418P1_20040302_HOC_164
(395) HC Deb 06 May 2004 vol 420 c1493.
(396) HL Deb 21 May 2004 vol 661 c1027.
(397) HL Deb 10 June 2004 vol 662 cc383.
http://hansard.millbanksystems.com/lords/2004/jun/10/pensions-bill#S5LV0662P0_20040610_HOL_68
(398) HL Deb 15 June 2004 vol 662 c631.

金法の議会審議と同様に、議会審議段階の法案について入手することができなかったため、十分な議会審議の検討を断念せざるを得ない結果となった(399)。

第二項　2004 年年金法

以上のような提言・議会審議を経て 1995 年法を部分的に修正した 2004 年年金法が制定された。以下では、2004 年年金法の規定を見ることにする。

(1)　注意義務

まず、受託者の注意義務について、第 5 章 247 条と 248 条に規定された。前述したように、注意義務については 95 年法においても関連する規定が定められていたが、Myners 報告により問題視された受託者の専門性に関連して、注意義務を定める必要性があったため、以下のような内容が定められることになった。この注意義務規定は、名宛人を自然人か法人かで分けて規定している点が特徴的であるが、内容は基本的に同じである。

247 条　知識と理解の要件：個人受託者

1 項　本条は職域年金制度の受託者であるすべての個人に適用される。

2 項　本条において個人に関連した「関連のある基金」とはその者が受託者である基金を意味する。

3 項　本条が適用される個人は、個々の基金に関連して、以下のことに従わなければならない。

(a)　信託証書及び基金の規約

(b)　1995 年年金法 35 条に従い当座の間維持される投資原則の内容

(c)　略

(d)　基金一般の運営に関連して受託者が当座の間採用する政策指針文書

4 項　本条が適用される個人は次のことに関する知識と理解を持たねばならない。

(a)　年金と信託に関する法

(b)　(ⅰ)職域年金基金の積み立て及び(ⅱ)そのような基金の財産の投資

(c)　そのほか所定の事柄

5 項　4 項に規定される知識と理解の程度は、基金の受託者として、個人が適切にその役割を果たすという目的から考えて適切な程度である。

248 条　知識と理解の要件：法人受託者

---

(399)　受託者責任の規定については、9 月 14 日に開催された貴族院全体委員会において議論がなされており、参考になる。HL Deb 14 September 2004 vol 664 c359GC.

2004 年法 247 条に規定された受託者の専門性条項は、HL Deb 14 September 2004 vol 664 cc 362CG-370GC 以下で論じられている。

1 項及び 2 項は 247 条 1 項及び 2 項と同様である。

3 項　本条が適用される会社は、個々の基金に関して、基金の受託者として当該会社が有する権限を行使する個人が、権限行使に関する限りで、4 項に規定する文書に従うよう保障しなければならない。

4 項　(247 条 3 項と同様であるため省略)

5 項　本条が適用される会社は、基金の受託者として当該会社が有する権限を行使することになる個人について、以下の事柄についての知識と理解を有するよう保障しなければならない。

(a) ないし(c)が規定されているものの、内容は 247 条 4 項(a) ないし(c)とどうようであるため省略する。

6 項は 247 条 5 項と同様である。

7 項　会社の権限を個人が行使することについての本条の規定は、会社のために個人が行使するものとする。

8 項　本条において、「会社」とは 1985 年会社法 735 条 1 項で定義する会社あるいは 1986 年破産法第 5 章において解散した会社(登録されていない会社)を意味する。

247 条 4 項及び 248 条 5 項において、専門性について特に規定されていることが理解できる。もっとも、2004 年法はこれらの規定では専門性の担保にとって不十分であると考えたのか、249 条においても更に専門性について次のように規定している。

249 条　知識と理解の要件：補足

1 項　247 条及び 248 条の目的のために基金の受託者である者の有する権限は、そのような受託者であることから生じる権限であり、以下の事柄を含む権限である。

(a)　1995 年年金法 34 条 5 項(a)(投資裁量の委任)に従い授権された受託者の一人として有する権限。

(b)　そうでなければ、当該基金の受託者委員会の一員として有する権限。

2 項　247 条及び 248 条の所定の事柄について受託者に対して、(a)修正を求め、あるいは、(b)求めない規制を設ける。

3 項　これらの規定のいずれもが、受託者に対して物事についての知識あるいは専門性を要求する法のルールに影響を与えない。

Myners 報告書において、投資に関連して受託者の専門性の欠如が問題とされたのであるが、以上のような規定を設けることで、受託者の専門性を高め、それにより投資パフォーマンスの向上を図る意図が形式的には実現されたことになる。

(2)　剰余金の取り扱い

前述したように、Myners 報告書において剰余金の取り扱いについて、課税上の関係でどの程度までの払い戻しを認めるべきかという観点で論じられていることは説明した。こうしたことが関係したのか、1995 年年金法 37 条は 2004 年年金法 250 条の修正を受け、全面的に変化し、95 年法 37 条 4 項(b)に規定された忠実義務も削除されることになったが、95 年法のこの規定は 2004 年法 251 条 5 項において規定されることになった。依然として、剰余金の支払いには忠実義務が適用されるとするスタンスを維持しているといえる。

(3)　年金監督官(Pensions Regulator)

職域年金制度の監督組織について、年金監督官(Pensions Regulator)と称する組織が存在することになると規定した(1 条)。この年金監督官は大臣により任命される議長、執行責任者、最低 5 名の委員から構成される(2 条参照)。職域年金監督機構から職域年金制度の監督権を引き継ぐこととされた(4 条 1 項(a)及び 7 条 1 項)。

また、報告書で提言されていた予防的な規制活動について、次のように規定された。年金関連法に抵触する者に対して、改善命令を発する(13 条)。加えて、そうした違反行為の原因が第三者にある場合、当該第三者に対しても改善命令を発することとされた(14 条)。予防的措置の対象者を拡大したのである。更に、基金財産の流用などの行為を抑制するために、裁判所に対して当該違反行為の差し止めを訴える権限も認めた(15 条)。

以上のように、2004 年法では、職域年金制度の監督機関を改編したにとどまらず、監督態様についても、年金財産に対する損失を予防する観点から、監督機関による予防的措置を認めることにしたのである。

(4)　年金保護基金(Pension Protection Fund)

PPF について第二章、第三章 173 条及び第四章に規定された。報告書で提言されていたように、補償要件について緩和され、事業主が破産した場合にも補償することとした(182 条 1 項及び 2 項参照)。1995 年法以来問題とされていた補償範囲の狭さが改善したのである。

しかしながら、補償額については一律に 100%補償するということにはならず、PPF が補償額を評価する日に受給開始年齢に到達している者には 100%、そうではない者は 90%補償されるにとどまっている(附則 7 第 3 条 3 項及び 4 項、7 項参照)。

小括

以上のように 2004 年法は規定された。2004 年法の規定を見る限り、Myners 報告書で指摘された問題点とその改善策を実行しているといえる。すなわち、1995 年法では立法過程において指摘されていたプルーデント・マン・ルールの条文化がなされたものの、それだ

けでは受託者は自己研鑽をせず、専門性を高めないことを問題視して、Myners 報告書では受託者は自身の専門性を高めるよう要求するに至ったのであるが、この要求が実現したのである。

加えて、受託者については自然人と法人の場合に分けて受託者の責任を規定している点が本法の特徴である。自然人が受託者である場合には、投資についての専門的知識を身に付けなければならないとしている。こうした受託者の専門性についての要求は、法人受託者の場合にも及んでおり、法人が受託者となっても業務を実際に行う者は当該法人に使用される者であるため、そうした者が適切な専門性を身に着けていなければ、専門性を要求しても十分とは言えない。こうしたことから法人受託者の場合にはその使用する者について専門性を身に付けさせるよう要求し、それにより専門性の高い信託事務処理を実現しようとするのである。

職域年金に関する規制監督機関として新たに Pensions Regulator を設置したが、このことは年金基金に対する事前規制が 1995 年年金法では不十分であると考えられたことにあった。2004 年年金法では、この事前規制を強化して法令違反者に対する改善命令、裁判所を利用した差止を可能とした。

更に、補償制度では 1995 年年金法で定められた補償要件を緩和して、事業主破産時にも補償することとした。

以上のように、2004 年法は 1995 年年金法で不足していた点を補うことに成功したといえ、95 年年金法とともに職域制度の基本法として機能している現状にある。

第三章における検討結果

本章では、イングランドにおける職域年金制度と信託法との関係について、受託者責任を軸に検討してきた。そして、次のようなことが確認された。

まず、1921 年財政法及び 1927 年年金等信託基金法制定前後において、公的年金制度の実施が検討され、そうした議論において、職域年金制度との関係については明示的に議論されていなかった。もっとも、Beveridge 報告に見られるように、個人の自発的な備えを妨げないという観点で公的年金制度が論じられていたことから、この自発的な備えに職域年金制度も含まれていたとすると、専ら、政府は職域年金制度の普及発展を阻害しないように留意していたと考えられる。こうした点が明らかになるのが、1950 年代および 60 年代に生じた保守党と労働党間の公的年金制度における所得比例年金制度の導入を巡る議論であって、保守党の議論では所得比例年金を実施するとしても、その発展を妨げないようにすべきことが明示的に議論されていた。

もっとも、こうした議論は「職域年金制度を妨げないように、公的年金制度において所得比例年金を実施すべき」という点にとどまり、そこから進んで、「どのようにして職域年金制度を規律すべきか」という観点からの議論が見られなかったことも前述したとおりで

ある。

次に、こうした状況が一変するのが、1970 年代であって、それは職域年金委員会の設立を契機としていた。同委員会は職域年金が公的年金制度から適用除外をする際にそれが認められるのかどうかという点で職域年金制度を監督したのであるが、その適用除外の認定要件との関係で、職域年金制度を監督するようになったことが契機となり、職域年金制度の規律・監督についても議論がなされるようになったのである。その結果、1980 年代には、職域年金制度の規制監督について、信託法をスキームとすることが適切であるのかどうかという議論もなされるようになり、受託者責任についても取り上げられるようになったのであった。もっとも、こうした議論において信託法の問題が指摘されていたものの、1989 年の報告書において職域年金制度のスキームは信託法であるとする見解に収斂していったのであった。

しかしながら、1990 年代に入り、Maxwell 事件が明らかになり、年金法改革委員会が設立されて、職域年金制度全般について議論されるようになると、当然のことながら職域年金制度に対する規制監督の在り方も論じられるようになり、その過程において、信託法をスキームとする点についての問題点も意識されたのであった。すなわち、信託法は家族信託から始まり、その基本的な枠組みが取り扱う資産の額、関係者数の点で巨大な存在である年金制度には不適合な部分があると認識され、そうした根本的な問題点が「信託の自由」にあるとされた。「信託の自由」により、設定者は自身の思いのまま制度設計が可能となり、その中で、受託者の免責規定も定めている点が、受益者たる加入者及び受給者保護の観点からと不適切であると判断されたのである。もっとも、信託以外には年金制度のスキームに代替する制度が存在しなかったこともあり、引き続き信託をスキームとせざるを得なかった。

こうした経緯により、信託法を年金法により修正することとされたのであり、その結果として 1995 年年金法が制定されたのである。同法では、まず、受託者と受託者以外の運営に関わるアクターとの行為規範については同一に論じず、異なる規範が適用されるという前提に立ち、受託者責任について規定した。受託者が信託事務を委任した場合に、受任者の行為について受託者は賠償責任を負わないという免責規定を設けることを禁止し、学説上論じられた剰余金の事業主への支払いについても忠実義務の点から認めないこととしたのである。

しかしながら、1995 年法は信託法を修正する点について成功したものの、依然として不十分な点もあるとされ、そうした問題を踏まえて、解決するよう提言したのが、Myners 報告書であり、そこでは、投資に関する受託者の専門性の欠如、OPRA が職域年金制度に対する事前規制権限がなかったこと、保証制度の補償範囲の狭さが問題として論じられた。こうした問題を解決したのが、2004 年年金法であり、上記について Myners 報告において指摘された点は解決されたのである。

以上のことを踏まえて、イングランドにおける受託者責任の動向について述べると、第

一に、判例法理を踏まえたうえで、年金法に適用するには不都合あるいは不十分な部分については、制定法により修正をしていること、第二に、制度の管理運用上の責任は受託者となる者が負うとし、当該受託者の行為責任の中で注意義務について特に条文で定めていること、第三に、Maxwell 事件の影響もあり、受託者の義務を規定するだけでは十分であるとはされず、当該責任をエンフォースメントするための仕組み、すなわち、監督機関による監視、当該監視が奏功しなかった場合の補償制度といった制度設計をしていること、が特徴として挙げられよう。年金制度の枠組みにおいて、信託制度を尊重しようとする姿勢を取りつつもその限界を認識し、その限界については年金法により対処するという構造を採ることで、年金制度における加入者及び受給者といった受益者保護を図っているのである。

第三部　総括

これまで日本とイングランドの年金法制について検討してきた。こうした検討を踏まえて、以下では、序説において示した問いに対する答えを整理したうえで、検討の結果明らかになった問題点に対する改善可能性について、イングランド法の議論から参考になる事項に限り、取り上げることにする。

第一章　これまでの検討結果

第一節　年金制度と信託制度との関係

(1)　企業による年金制度の開始

わが国において、第二次大戦後のインフレの影響により、それまで退職一時金制度を実施していた企業において、一時金の支払いが重い負担となったことから、一時金の年金化が要望されるようになった。しかしながら、当時、退職一時金のために利用された退職給与引当金制度では引当額に制限があったことから、一時金を年金化するためには支障があった。そのため、事業主団体である日経連が退職一時金の年金化のための研究を開始し、その上で、税制上、退職年金化に適合的な制度の実施を提言するようになったのである。

こうした動向に応じて、信託協会及び生命保険協会などが退職年金制度についての研究をはじめ、日経連と軌を一にして、退職年金制度の実施を要望するようになった。これが、わが国において、退職年金制度あるいは企業年金制度と信託とが関連付けて論じられるようになった経緯である。もっとも、日経連、信託協会という業界団体が要望するようになったという点は特徴的であり、とりわけ、信託協会は当時の信託銀行など、いわゆる商事信託で信託を利用していた業界団体から構成されていた。この点は、家産承継という家族信託の考えの延長で用いていたイングランドとは状況を異にする。

こうした関連業界団体の要望を受けて、大蔵省及び厚生省内で検討が進められた結果、外部積立方式による退職年金制度を実施する方向に収斂していき、税制適格年金制度が実施されることになったのである。企業は生命保険会社との契約に加えて、信託銀行との年金信託契約を締結するという二つの方法によって、税制上の措置を受けられる退職年金制度を実施できるようになり、これによって、企業年金という私的な領域において、初めて退職年金と信託との関係が生じ、制度化されたのである。

次に問題となるのが、公的年金制度との関係において形成されることになった年金と信託との関係である。第一部第一章において検討したように、税制適格年金制度はその後の厚生年金制度の改正を予定していたこともあり、厚生年金制度と退職年金制度との調整は先送りにされた。そうしたこともあって、厚生年金制度の改正に伴い、企業年金制度との調整をどのように行うのかが問題とされるようになった。この議論では、厚生年金と同程

度以上の水準を給付する企業年金が厚生年金制度から離脱する適用除外方式と厚生年金制度に相当する部分について国家に代行して給付を行う代行方式が検討された。結局、代行方式により厚生年金制度と企業年金制度の調整を行う厚生年金基金制度が実施されることになったのであるが、この方式によるとして、保険料の徴収などの徴収権が問題となり、そうした権限を企業が有することは妥当ではないと考えられたこともあり、代行するのは企業ではなく、公法人たる厚生年金基金とされた。それ以外には、基本的に税制適格年金制度の基本構造を踏襲することになり、信託銀行及び生命保険会社が運用受託機関とした点は維持されたのであった。

一方、イングランドにおいて企業が年金制度を実施した経緯は、労働者が引退後に生活難に陥っていたことが社会的に問題とされ、また、当時、公的セクターにおいて恩給制度が整備されていたことも受けて、主として大企業において年金制度が整備されていったことにある。当初は会計上の処理により退職年金引当を行い運営されていたが、Coalman 社が信託を用いて年金制度を実施したことが契機となり、信託を利用した年金制度が普及していくことになったのであった。

もっとも、生命保険を利用した場合には税制優遇措置を受けられるのに対して、信託を利用した制度ではそうした措置を受けられない点が問題とされた結果、事業主団体が政府に要望をし、その結果、1921 年財政法が制定され、信託を利用した職域年金制度に対する税制優遇措置が実現したのであった。この事業主団体が税制優遇措置を求めて政府に要望した点は、わが国と似た状況にある。

こうした状況において、イングランド特有の事情も見出せる。イングランドでは信託を用いたことで、永久拘束禁止則及び永久積立禁止則といった信託固有の制限が問題とされたのである。この問題は 1927 年年金等信託基金法により、職域年金制度に適用される限りでそうした制限が撤廃されることになったが、わが国では信託を用いたとしても期間制限は一般的には問題とならず、仮に問題となるとしても公序良俗違反の観点から判断されることになるとされている。この問題は、わが国においては問題となる可能性がないといえ、イングランドの状況を示す事柄としてのみ意義があろう。

(2) 企業年金信託における法的関係

序説で示した問題意識に沿った検討結果は以上のようなものである。しかしながら、その検討の中で、企業年金制度における信託に関わる法律関係に特色があった点も明らかになった。

税制適格年金制度において採用された企業年金制度の構造は、事業主が委託者、信託銀行が受託者、従業員が受益者となる他益信託であった。当時のわが国においては信託宣言が認められていなかったため、そもそも自己信託の設定は不可能であり、また、税制適格年金制度の設計において、大蔵省及び厚生省側は制度を実施する事業主と年金財産の運用を託される者との人格を区別するように意図し、事業主が財産を運用する形態を否定して

いたこともあり、事業主が委託者兼受託者、従業員が受託者となり、事業主が信託財産の管理運用業務を金融機関に委任するという形態はとられなかったのである。

一方、厚生年金基金制度では前述した公的年金制度の代行の観点から、基金が加入者及び受給者に対して年金を給付することとされたことで、税制適格年金制度とは異なった法的関係を採用することになった。すなわち、基金が委託者兼受益者、信託銀行が受託者となる自益信託という法的関係である。この関係では加入者及び受給者が排除されているために、それらの者に誰がどのような法的責任を負うのかという点で不明確な点があった。この点は、制度実施以降問題とされていくことになった。

以上の法的関係について、イングランド法ではわが国と異なった状況があった。イングランド信託法では、信託の設定について、公序良俗違反目的の設定は認めないという制限があるものの、そうした制限以外では広く制度設計の自由を認めていた。また、職域年金制度の設定に際しても、信託に関連して要求される要件は撤回不能信託により設定しなければならないという程度の制限しか見当たらない。この点については、第二部第三章で検討したように、公的年金制度の適用除外が認められた後にも、信託法により規律されるという点では全く変化がなかった。イングランドではわが国のように、公的年金制度の調整においても、基本的な信託関係については変動を受けなかったのである。

以上のように、わが国において、税制適格年金制度と厚生年金基金制度では信託に関する法律関係が異なっていること、そうした違いは信託法上信託宣言が認められていないことに加えて、厚生年金基金が厚生年金制度を代行することに起因することが明らかになった。こうした両制度の違いを踏まえて制度設計されたのが、確定給付年金制度であった。そうした制度設計がわが国における受託者責任の議論に影響を与えた可能性がある。少なくとも、イングランド法を見ると、制度設計は一定の制限はあるものの、基本的には自由であって、こうした自由な制度設計が認められている点を踏まえると、わが国の現行制度を前提とすれば、示唆が得られそうにない、と思われる。

(3)　変動の可能性

しかしながら、これまで指摘した日本法の状況は、AIJ 事件以前の状況を前提とした議論であって、今後、こうした法的関係について変動する可能性がある。

まず、2006 年に信託法が改正されたことが要因となる可能性がある。同法により、これまで認められていなかった信託宣言が認められた(信託法 3 条 3 号)結果、自己信託(設定者兼受託者の信託形態)が認められた。前述したように、税制適格年金制度で設定者たる事業主が受託者となることは禁止されていたが、この改正により、イングランドのように設定者たる事業主が受託者となり、信託事務を信託銀行に委任して、受益者たる従業員に年金を給付するという構造を採る余地が生まれた。こうした構造を採用するメリットとして、確定給付企業年金制度において、事業主が加入者及び受給者に対して忠実義務を負うという構造を改める出来る点が挙げられる。確定給付企業年金制度において、少なくとも事業

主は受託者ではないにもかかわらず、従業員に対して受託者責任を負うという説明がなされている点についてはこれまで指摘したとおりであるが、事業主が年金制度に本来的な責任を負うとすれば、事業主を受託者として年金財産の管理運用について責任を負うとした方が明確であり、これまで受託者責任について不明確であると批判されてきたことを解決することにもなると考えられる。このことから、事業主が負う受託者責任について整理される可能性があるといえる。

次に、AIJ 事件を契機に、厚生年金基金制度の新設が認められなくなった点が要因となる。確定給付企業年金制度では厚生年金基金の制度設計を受けて、基金型の年金制度も実施しているが、前述したように、基金型制度を採用すると加入者及び受給者に対して受託者責任を負う者が存在しない状況にある。こうした点を踏まえて、確定給付企業年金法では事業主及び運用受託機関に対して加入者及び受給者に対する忠実義務を課しているのであるが、これについても、これらの者は加入者及び受給者との間で信託関係がない。そうした関係がないにもかかわらず、法律上敢えて受託者責任を課していることが問題とされると考えられる。また、厚生年金基金が廃止・縮小されるに伴い、同制度に合わせた制度設計をする必要性が乏しくなり、税制適格年金制度のような制度設計、すなわち、基金を委託者、信託銀行を受託者、加入者及び受給者を受益者とする制度設計をするか、あるいは、前述したように、基金が委託者兼受託者、加入者及び受給者を受益者とし、管理運用について信託銀行に委任する方式も考えられる(前者の方式を採用した場合には当然前述した税制適格年金制度に関する議論が及ぶ)。このように、基金型における法的関係について、厚生年金基金の縮小・廃止が影響を及ぼす可能性がある。

以上のように、確定給付企業年金制度が創設されるまでの状況が一変しており、そうした状況変化に対応した法改正が必要とされる可能性があるといえ、以上のような法律関係が整備されることになった場合には、イングランド法を参照できる余地(自由に制度設計がなされるとして、どう設計するのかという点)も生まれてくる(もっとも、本論稿ではイングランドにおいてどのように制度設計がなされているのかという詳細な検討をしていないため、本論稿で検討したことはこの点について寄与しない)。

第二節　受託者責任

わが国において、受託者責任に関する動向は1989年厚生年金保険法改正前後に分かれる。改正以前は、税制適格年金制度であれ、厚生年金基金制度であれ、少なくとも法律上は、運用受託機関は信託銀行であり、信託銀行には信託法、信託業法、兼営法が適用される結果として、信託法上の注意義務及び忠実義務が課せられることになった。すなわち、受託者責任を負う相手方は、税制適格年金制度では事業主が委託者、加入者及び受給者が受益者とされたことから、加入者及び受給者に対して運用受託機関は受託者責任を負う構造であった。一方、厚生年金基金制度では基金が厚生年金を代行するとされたことから、税制

適格年金制度とは異なり、基金が委託者兼受益者とされた結果、運用受託機関は基金に対して受託者責任を負うこととなった。

もっとも、厚生年金基金連合会においてERISAの研究が進むにつれて、アメリカの企業年金制度の受託者責任についても理解が深まると、わが国においては厚生年金保険法上、受託者責任が規定されていないこと、信託法上の受託者責任の規定が不明瞭であることが問題視され、厚生年金保険法に受託者責任を規定する必要性が説かれるようになった。そうした議論において、厚生年金基金が年金給付に責任を負うことから、基金が加入者及び受給者に対する「受託者責任」を負うべきこと、運用受託機関が基金に対して負う受託者責任も規定すべきこと、が論じられていた。

こうした議論の結果、平成元年に厚生年金保険法が改正され、基金の自主運用が一定の範囲内で認められるとともに、基金の理事等に対して忠実義務が課せられることになった。しかしながら、基金が負うことになる受託者責任については規定されず、基金の理事等が基金に対して忠実義務を負うと規定された。これは基金を委託者兼受益者とする厚生年金基金制度の構造及び基金が運用を行うとして、一定の者について基金財産の運用につき責任を課す必要があったことを考えると、当然の結果である。もっとも、1997年の受託者責任研究会で指摘されたことではあるが、こうした基金の理事が「受託者責任を負う」とする点は信託というスキームを考えると、論理的に問題がある。自主運用は、特定金銭信託契約、証券会社等の有価証券の売買契約、預貯金の寄託契約に限定されており、信託を利用していないのであるから、運用受託機関と加入者及び受給者間で信託関係が存在する余地がないからである。この点についても問題とした。

この後、厚生年金基金の理事が負う「受託者責任」についてガイドライン研究会で具体化について論じられるなどしたが、確定給付企業年金法制定までは大きな変動はなかった。確定給付企業年金法の制定により、制度を実施する事業主が加入者及び受給者に対して受託者責任を負うこと、運用受託機関も同様の責任を負うことが規定された。しかしながら、確定給付企業年金保険法令において忠実義務について定められているにもかかわらず、序説で取り上げたように依然としてその内容が不明確であるとされている。

わが国において、受託者責任に関する問題はどのようにして具体的なルールを示すのかという点にあるといえる。以下では、こうした具体化の示唆となる点について、イングランド法の検討結果を踏まえて、取り上げる。

第一款　忠実義務

(1)　義務の明確性について

これまでの日本法の検討の中で、義務の内容について不明確性が問題として指摘されてきたことを明らかにした。現行法の規定を見ても、利益相反禁止、利益取得禁止について定められているものの、それらはあくまで一般論として語られる内容を定めているのであ

って、年金制度において具体的にどのような行為が問題とされるのかという点については明らかではない。

この点について、イングランド法を見ると、信託法上は、わが国と同様に利益取得禁止ルール、利益相反禁止ルール、秘匿利益禁止ルールがあり、こうしたルールについて年金法はすべてを規定するのではなく、自己投資及び剰余金の払い戻しといった、裁判例及び学説において問題とされた点について規定されたにすぎない。具体性という点についていえば、イングランド法はわが国と同様に、あるいはわが国以上に不明確であるといえる。

(2) 自己投資と剰余金の取り扱い

まず、自己投資についてみる。これまでの検討を踏まえると、わが国の議論において自己投資と忠実義務との関係について論じられた様子はうかがわれない。

一方、イングランド法では、1995 年法 40 条において自己投資について規定が置かれており、それによると、一定程度の自己投資については認めるという制限が設けられていた。もっとも、その制限内容については法律上示されておらず、報告書及び白書において基金財産の 5%まで投資可能であるとされているに過ぎない。わが国においては、自己投資についてどの程度まで許容されるのかという観点から議論がないため、こうしたイングランド法の定めは参考になると考えられる。自己投資そのものを許容するのかどうか、許容するとしてどの程度まで許容するのかについて検討する必要がある、という点についてイングランド法を参照することは有益であろう。

次に、剰余金の事業主への支払いについてである。イングランド法の議論とは異なり、わが国においてはこのような取り扱いを禁止している。そのため、基本的には、わが国に対する適用可能性はない。しかしながら、禁止する理由について、わが国においてそれほど明らかではない一方で、イングランドにおいては、1995 年法のスタンスによると、利益相反となるために禁止されているということであった。今後、わが国において剰余金規制が緩和されることになれば、イングランド法の検討結果を踏まえると、忠実義務の観点から問題となる可能性を示唆しているといえる。

(3) 法的効果

受託者責任については、わが国において改正前信託法及び当時の他の法分野を参考にして厚生年金保険法に規定された背景があった。しかしながら、信託法が改正されるなど年金法外の状況が一変し、更に、その信託法ではわが国において認められていなかった信託宣言や忠実義務違反に対する利得の吐き出しと類似の効果が認められるに至った。こうしたことを踏まえると、イングランド法を参考にする前提が基本的には整っていると言え、従来の年金法において忠実義務違反について損害賠償責任しか認められていなかった制限を越えて、利得の吐き出し的損害賠償請求が認められる余地がある。

第二款　注意義務

日本法及びイングランド法において注意義務について検討してきたが、適用可能性を論じる意味があるものとして、以下で検討するものがある。

(1)　委任

わが国において、信託法が改正された結果、信託宣言が認められ、信託事務の委任についても緩和された。こうしたことにより、従前の企業年金制度における事業主、基金、運用受託機関の関係にも変化が生じる可能性がある。

繰り返しになるが、信託宣言が認められたことで、委託者が受託者となる道が開かれた。これにより、規約型年金制度あるいは基金型年金制度における法律関係、すなわち、事業主が委託者、運用受託機関が受託者、加入者が受益者、あるいは、基金が委託者兼受益者、運用受託機関が受託者となる法律関係自体も変化して、規約型では事業主が、基金型では基金が受託者となる余地も生まれた。こうなると、事業主が受託者となった場合に、わが国においては先例がないため、イングランド法の状況が参考になる。

一般論として、企業自身が自ら投資先を選定して投資決定をする場合は少数にとどまり、大部分は従来通り信託銀行などの専門家に投資業務を委任することになると考えられる。その場合、信託事務の委任が問題となるといえる。改正信託法では信託事務の委任を緩和している(信託法 28 条及び 35 条 1 項)が、信託業を営む者に委任する場合には状況が異なっている。信託業を営む者には信託業法が適用される結果、信託法とは異なり、委任に関わる義務は厳格化されており、委託できる事由が限定されているとともに(信託業法 22 条)、選任監督上の注意をし、委託先が業務につき受益者に損害を与えることを防止するよう努めることが要求される(信託業法 23 条)ことになる。

もっとも、こうした信託法の理解が企業年金制度にそのままあてはまるかは不明確であり、この点から、イングランド法を参考にして検討する必要があるといえる。

イングランド法においてこの問題が論じられた背景には、遺産承継等の家族信託の考えがそのまま年金信託に適用された結果、不都合が生じたことにあった。家族信託では受託者として素人が就任することが多く、厳格な賠償責任を課すことが不都合と考えられた結果、信託事務の委任が許容されるようになり、加えて、受任者の行為により信託財産に損失が生じた場合、委任した受託者に賠償責任を追及することが不都合であるとも考えられ、賠償責任について一定程度免責した。これが信託法のルールであった。

しかしながら、年金信託は、受託者にはプロが就任し、利害関係者や資産額といった規模も巨大であること、受益者自身も拠出しているという点で家族信託とは異なり、こうした旧来の考えをそのまま適用することが問題とされた結果、1995 年法において受託者が委任した場合の賠償責任の免責について認めないことになった。こうしたイングランド法の考えがわが国において適用可能かどうかについて考えると、適用可能性が乏しいと考えら

れる。というのは、イングランド法が信託事務の委任の際に生じた賠償責任について受託者の免責を認めなかった理由は、議会審議の経過を見ても明らかではなく、社会的に大きな影響を与えたMaxwell事件に対する反応によると考えられ、そうした特殊な事件を契機に定められたルールをどこまで参考にできるのかは疑問であるからである。今後、わが国の企業年金法制において信託事務の委任について定めることになるとすれば、Maxwell事件のような問題がない限りは、既存の信託法及び信託業法に沿って制定されることになると考えられる。それゆえ、イングランドにおけるこの問題は海外の事例として参考になる程度にとどまるといえよう。

(2) 投資の専門性

次に、事業主が受託者となった場合、事業主は一般的に投資の専門家ではない可能性が高いと考えられることから、専門家を用いずに運用する場合及び専門家を用いたとしても効果的に利用するにはある程度の専門的な知識が必要となる。この点について、わが国では前述したような制度上の制限により問題とされていない。

しかしながら、これまた前述したように、信託宣言が認められた結果として事業主が委託者兼受託者となることが許容された場合、こうしたことが問題となる可能性がある。この点について、わが国の現行法(確定給付企業年金法施行令)では、自家運用を行う基金について施行令44条2号に定める業務を担当する理事等が存在するよう要求しているが、それに関連して、42条3号により「第二号業務を的確に遂行することができる専門的知識及び経験を有する者があること」としており、専門的知識・経験を要するよう要求している点が注目される。わが国においても、基金が財産運用を行う者に専門性を要求しているのである。こうした点は、自己信託が認められた場合の運用規制として参考となろう。

一方、イングランドにおいても、2004年法で、投資に関する専門的知識を受託者が有するよう要求されていることを明らかにした。もっとも、同法によっても受託者は専門知識を身につけるように要求するものの、どの程度の専門性を身につけるのか、といった点については定めていないことから、依然として不明確な点があると言えよう。

以上の点から、受託者に要求される専門性については、現状では、わが国において問題とされていないものの、今後の状況次第では問題となる可能性があると指摘できる。しかしながら、法律上、どのように規律するのかという点については、わが国においてもイングランド法においても具体的内容について不明確であると確認されたことから、イングランド法を参考にしても現状では有益な示唆が得られるとはいえない。

第三節　受託者責任のエンフォースメントについて

わが国では、税制適格年金制度は財務省、厚生年金基金及び確定給付企業年金は厚生労働省と監督官庁を異にした。もっとも、受託者責任のエンフォースメントという観点では、

税制適格年金制度ではそもそも受託者責任が規定されておらず、問題となるのは、運用受託機関たる信託銀行の監督という点を除くと、厚生年金基金制度と確定給付企業年金制度であり、前者の問題は現在では消滅したことから、後者である。

確定給付企業年金制度では、受託者責任のエンフォースメントという観点から、注意義務違反及び忠実義務違反の場合には、厚生労働省による行政処分が第一次的に問題となり、二次的に民事責任が問題となる構造をとっている。

しかしながら、こうした義務違反に対する制裁を定めているものの、年金財産の損失が生じた場合には現行法上何らの対応もなされていない。このため、支払保証制度の設置が問題となるが、ただ単に支払保証制度を設置したとしても、それだけで十分ではないことは、イングランド法の研究から示唆を受けた。今後の制度設計には以下のような点が参考になりうる。

(1) 基本的な設計思想について

第一の制度設計の観点については、イングランド年金法では①受託者責任、②当該責任のエンフォースメント、③救済策としての補償制度、という制度設計がなされている点は第二部第三章において指摘したとおりである。こうした設計思想については、わが国においては明示的に議論されているわけではなく、また、確定給付企業年金制度における検討において、わが国の問題点としてこうした構想がない点が問題とされたことを指摘した。支払保証制度が未実施である以上、イングランド法の議論をそのまま適用できる現状にはない。

しかしながら、確定給付企業年金法案の国会審議において示されたように、支払保証制度について今後の検討課題であるとされていることを踏まえると、今後実施する場合には、単に支払保証制度を実施するというのではなく、①から③を組み合わせた制度設計を試みる余地はあるといえ、イングランド法の議論は参考になるといえる。

(2) 監督機関について

わが国では、企業年金制度の監督は厚生労働省が行う一方、資産運用にあたる運用受託機関は金融機関が選任されることから、金融庁が監督を行っている。

こうした点はイングランド法においても似た構造を採っており、現行法では OPRA が職域年金制度の監督を行っている一方、資産運用の局面では金融サーヴィス法が適用されることに伴い、金融サーヴィス機構(FSA)が監督を行っていた(2012 年金融サーヴィス法により、2013 年 4 月からイングランド銀行が監督することになった)。

独立した機関が制度の監督に当たる点で、我が国と異なっている。もっとも、こうした独立した機関が監督をするようになった背景には、既に存在した職域年金委員会の監督権が問題とされ、同委員会に代わり監督を行う機関が必要とされた経緯がある。こうした点は、わが国において厚生労働省が厚生年金基金及び確定給付企業年金制度を監督している

ことを踏まえると、独立した監督機関を設立しなければならないといった事態にはなっておらず、わが国に適用できるかどうかは疑問である。

次に、監督機関の規制についてみると、わが国とイングランドは、積立不足に陥る前に監督機関による基金に対する事前規制を可能としている。受託者に義務を課したとしてもそれだけでは十分ではないことについて両国は認識しており、また、こうした事前規制に違反する基金について受託者の解任などの効果を定めている点も両国に共通である。この点については、イングランド法は特に参考にはならない。

(3) 支払保証制度について

イングランドでは、1995 年法により補償制度が設けられたものの、制度開始当初は詐欺などの不正行為により生じた積立不足に対して補償をするという限定的なものであった。しかしながら、2004 年法ではそうした限定的な要件は撤廃され、広く積立不足について補償する事業となった。こうした事業が実現した背景には、Maxwell 事件があった点がいうまでもない。Maxwell 事件が社会に与えたインパクトを背景に、モラルハザードが指摘されつつも、実現したのである。

一方、わが国においては昭和 63 年の厚生年金保険法改正により、厚生年金基金連合会により支払保証事業が実施されたものの、確定給付企業年金法ではモラルハザードや制度間の積立義務の有無が問題とされた結果、今後の検討課題とされて実施が見送られた。モラルハザードを理由にして制度設計を認めないとしても、イングランドにおいてもそうした批判があったにもかかわらず、保証事業が実現している点を踏まえると、モラルハザードは決定的な理由になりえないといえる。もっとも、制度間で積立義務の有無が理由とされていた点が問題となるが、この点について、イングランド法は参考にはならない。この点についてどのように解決するのかが、今後の課題であるといえる。

以上のように、わが国において問題となるのは、企業年金制度をどのように設計するのかという視点であり、この点でわが国に欠けているのは、①受託者責任、②当該責任のエンフォースメント、③救済策としての補償制度という関係性を基に設計される支払保証制度の構築にあるといえ、制度設計にはイングランドの補償制度が参考になるといえる。

第二章　残された課題と今後の展望

本論稿では以上のようなことを検討してきたが、この検討には当然のことながら課題もある。

第一に、社会保障法において信託法を取り上げる理由について十分提示できなかった問題がある。「現状では企業年金制度において信託制度が利用されており、そうした企業年金制度に対して社会保障法の観点から検討をする必要がある」という消極的な理由付けから

しか検討を進めていない。「企業年金制度を検討対象とするとして、なぜ社会保障法において信託法をも取り上げて検討する必要があるのか」という点について、積極的な理由付けにより検討を進めてこなかった点は問題である。この点について明らかにして検討をする必要性があったといえる。

第二に、信託法の検討不足が挙げられる。イングランドでは、職域年金制度においてそのまま信託法を適用してきたことから、職域年金制度について法的に検討することそれ自体が信託法を検討することになった。しかしながら、日本においては、企業年金制度における受託者責任を検討する際に、信託法そのものを検討することが少なく(例えば、税制適格年金制度を実施する際に二重信託が問題とされたが、この点については検討しなかった点を指摘できる)、専ら、厚生年金保険法及び確定給付企業年金法において問題とされた受託者責任について取り上げるにとどまった。受託者責任が信託法由来であることを踏まえると、信託法をヨリ検討する必要があったといえる。

第三に、イングランド法の検討において委任に関わる注意義務を検討し、事務の委任は寄託や代理といったコモン・ロー上の制度が関連することを示した。この信託事務の委任については、1995 年年金法において修正の対象となるほど問題とされたにもかかわらず、信託法上の委任及びその議論に影響を与えたコモン・ロー上の寄託、代理についてそれほど検討していなかった。年金法上は受託者による委任が問題とされるという点は理解できたものの、ヨリ具体的な問題、すなわち、受任者の責任に関して委任をした受託者はどの程度責任を負うのかという点について踏み込むことができず、表面的な理解にとどまった。この点について、理解を深める必要がある。

第四に、忠実義務の検討について不十分であった点が問題である。この問題について、わが国においても先行研究が豊富であるとはいえ、生成過程が十分解明されていない状況にあるにもかかわらず、先行研究に基づいて論じるにとどまった。イングランドにおいても歴史的な経緯及び理論的に整合性のある議論がなされているわけではないとしても、信託法の最も特徴的な義務とされる忠実義務について、判例法理の形成・発展を辿り、整理する必要性がある。こうした作業を本論稿で行う必要があったものの、断念せざるを得なかった、忠実義務の生成過程について判例法理を整理することは今後の課題である。

第五に、金融システムとの関係で課題がある。序説において指摘したように、わが国において運用受託機関は金融商品取引法などの規律を受ける点について言及した。そうした金融システムは企業年金制度とどのように関連をしているのかを検討することはなかった。また、この点はイングランド法の検討についても同様であって、金融制度との関係で職域年金制度が問題とされたと言及し、事実、1995 年法においても投資について金融サーヴィス法が関連することを指摘したものの、関係すると言及するにとどまり、踏み込んで検討をすることはなかった。金融システムにおいて企業年金制度はその資産の巨額性ゆえに大きな影響力を有する存在であることを踏まえると、金融システムにおいて企業年金制度はどのように捉えられ、規律されているのかを明らかにする必要があった。この点は、イン

グランドの金融サーヴィス法による規律について検討する必要があると考えられるため、後日検討する際の手掛かりになると考えられる。

第六に、職域年金制度の判例分析が十分ではなかった点が挙げられる。第二部第二章第三節で取り上げた裁判例は様々な文献で取り上げられるような最重要裁判例のみであり、そうではないものの、職域年金制度に関連する裁判例が存在する可能性がある。こうした裁判例について十分取りあげることができなかったため、信託法理が職域年金制度の事案に適用されていく状況を十分検討することができなかった。このため、職域年金制度で問題とされた受託者責任について検討するためには、本論稿で取り上げた以上の裁判例を検討し、そこで信託法理がどのように適用されているのかを明らかにする作業が課題となる。

一方、以上の課題のほか、次のような展望を述べることができる。本論稿では、企業年金制度における受託者責任について検討をしてきたわけであるが、この受託者責任の問題は企業年金制度にとどまらず、公的年金制度を含めた年金制度一般の行為責任として論じられる可能性があると考えられる。すなわち、わが国の厚生年金保険制度は積立金を有し、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)がその管理運用を担っている。そして、この GPIF には管理運用上の行為責任として、注意義務及び忠実義務が課せられている(年金積立金管理運用独立行政法人法 11 条及び 12 条)のである。こうしたことを踏まえると、受託者責任という法的規範は年金制度一般に適用できる法原理になりうると考えられる。公的年金制度における受託者責任について本論稿では検討対象外であったが、この問題について検討をすること、そして、その検討をした後に、本論稿で行った企業年金制度の議論を踏まえて、受託者責任が年金制度一般に妥当する法原理として機能するのかどうかを検討することは今後の展望といえよう。

参考文献

序説

<単著・編著>

・荒木誠之『生活保障法理の展開』(法律文化社・1999 年)
・岩村正彦『社会保障法Ⅰ』(弘文堂・2001 年)
・菊池馨実『社会保障法制の将来構想』(有斐閣・2010 年)
・菊池馨実『社会保障法』(有斐閣・2014 年)
・堀勝洋『社会保障・社会福祉の原理・法・政策』(ミネルヴァ書房・2009 年)
・森戸英幸『企業年金の法と政策』(有斐閣・2003 年)

<論文>

・岩村正彦「新時代を迎える企業年金法」ジュリスト 1210 号(2001 年)
・神田秀樹「いわゆる受託者責任について：金融サービス法への構想」フィナンシャル・レビュー3 月号(2001 年)

<資料>

・『厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告』
・『平成 25 年版　高齢社会白書』
・朝日新聞 2010 年 09 月 14 日朝刊
・日本経済新聞 2012 年 10 月 16 日夕刊
・日本経済新聞 2012 年 2 月 24 日朝刊
・日本経済新聞 2012 年 2 月 24 日夕刊
・日本経済新聞 2012 年 11 月 12 日朝刊
・日本経済新聞 2013 年 3 月 23 日朝刊
・日本経済新聞 2013 年 6 月 29 日朝刊
・日本経済新聞 2013 年 11 月 22 日名古屋夕刊
・日本経済新聞 2013 年 12 月 5 日大阪夕刊
・毎日新聞 2014 年 6 月 6 日中部朝刊

第一部

<単著・編著>

・朝日生命保険相互会社『朝日生命百年史』(朝日生命保険相互会社・1990 年)
・新井誠・神田秀樹・木南敦(編)『信託法制の展望』(日本評論社・2011 年)

・内田貴『民法 I [第 4 版]』(東京大学出版会・2008 年)
・鴻常夫(編)『商事信託法制』(有斐閣・1998 年)
・金子宏『租税法』[第 15 版](弘文堂・2010 年)
・神田秀樹(監修)・阿部泰久・子足一寿『新信託業法のすべて』(きんざい・2005 年)
・季刊労働法別冊第 10 号『退職金・年金の運営』(総合労働研究所・1986 年)
・厚生省五十年史編集委員会(編)『厚生省五十年史』(財団法人厚生問題研究会・1988 年)
・厚生省年金局・厚生年金基金連合会編『厚生年金基金十年誌』(厚生年金基金連合会・1979 年)
・厚生省年金局・厚生年金基金連合会編『厚生年金基金二十五年誌』(厚生年金基金連合会・1993 年)
・厚生省年金局企業年金課監修『厚生年金基金制度の解説』(社会保険法規研究会・1991 年)
・厚生年金基金連合会『米国における私的年金の主要問題』(厚生年金基金連合会・1978 年)
・厚生年金基金連合会編『欧米四ケ国における企業年金の受給権保証保険制度』(厚生年金基金連合会・1980 年)
・厚生年金基金連合会『欧米における受給権保証保険制度の動向 : 支払不能保険に関する保険者国際会議から』(厚生年金基金連合会・1982 年)
・財団法人厚生団編『厚生年金保険制度回顧録』(社会保険法規研究会・1988 年)
・ジェイムズ・A・ウーテン(著)、みずほ年金研究所(監訳)『エリサ法の政治史』(中央経済社・2009 年)
・社会保障研究所(編)『日本社会保障資料 I 』(至誠堂・1981 年)
・社団法人生命保険協会『昭和生命保険史料　第七巻　成長期』(社団法人生命保険協会・1962 年)
・社団法人生命保険協会編『生命保険協会 70 年史』(生命保険協会・1978 年)
・十條製紙株式会社『十條製紙社史』(1974 年)
・第一生命保険相互会社編『企業年金白書』(社会保険広報社・1982 年)
・坪野剛司(編)『新企業年金 [第 2 版]』(日本経済新聞社・2004 年)
・道垣内弘人『信託法入門』(日本経済新聞出版社・2007 年)
・投資顧問業関係法令研究会編『投資顧問業法逐条解説』(大蔵財務協会・1994 年)
・富安長輝『企業退職年金制度の研究』(日刊労働通信社・1963 年)
・日本経営史研究所『三菱信託銀行六十年史』(三菱信託銀行株式会社・1988 年)
・日本経営者団体連盟(編)『退職年金―その理論と方法―』(日本経営者団体連盟弘報部・1956 年)
・日本生命保険相互会社『日本生命八十年史』(日本生命保険相互会社・1971 年)
・能見善久(編)『信託の実務と理論』(有斐閣・2009 年)
・樋口範雄『フィデュシャリー[信認]の時代』(有斐閣・1999 年)
・藤林敬三(編)『退職金と年金制度』(ダイヤモンド社・1956 年)

・堀勝洋『年金保険法』(法律文化社・2010 年)
・松本隆・西内彬『特別法コンメンタール 信託法・信託業法・兼営法』(第一法規・1972 年)
・真野脩『退職年金制度』(森山書店・1962 年)
・村上清・水野進八『企業年金制度の設計と運営』(ダイヤモンド社・1962 年)
・森戸英幸『企業年金の法と政策』(有斐閣・2003 年)
・安田生命 100 年史編纂委員会(編)『安田生命百年史』(安田生命保険相互会社・1980 年)
・矢野聡『日本公的年金政策史』(ミネルヴァ書房・2012 年)
・山田昭『信託立法過程の研究』(勁草書房・1981 年)

＜論文＞
・植松守雄「講座所得税法の諸問題　第 93 回第 1 納税義務者・源泉徴収義務者」税経通信 49 巻 7 号(1994 年)
・神田秀樹「厚生年金基金の受託者責任ガイドライン」ジュリスト 1128 号(1198 年)
・木下信親「新しい企業年金信託約款とその解説」金融法務事情 316 号(1962 年)
・小櫻純「新信託法と企業年金」信託法研究 31 号(2006 年)
・銀行局金融年報別冊・銀行局現行通達集昭和 42 年版
・銀行労働調査時報 79 号(1957 年)
・「厚生年金基金制度研究会報告」信託 187 号(1996 年)
・小林彰「信託あの日あの頃　年金信託が生まれるまで」信託 146 号(1984 年)
・「受託者責任検討会を設置」週刊社会保障 1898 号(1996 年)
・旬刊福利厚生 943 号(1978 年)
・信託 190 号(1997 年)
・信託復刊 52 号(1962 年)
・繊維労働 137 号(1959 年)
・田中嘉男「企業年金に対する課税はいつ行われるか」金融商事法務 315 号(1962 年)
・辻敬一・松永正直「企業年金信託・保険制度の諸問題」金融法務事情 302 号(1962 年)
・土浪修「年金法制における運用機関の受託者責任と生命保険会社」ニッセイ基礎研所報(2001 年)
・年金ストラテジーJanuary (2001)
・長谷川靖「『有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律』の概要」金融法務事情 1125 号(1986 年)
・増井良啓「退職金等積立金の課税」日税研論集第 37 号(1997 年)
・森戸英幸「企業年金と契約――給付にかかわる契約についての基礎的検討、ならびに『受給者減額』に関する若干の考察――」季刊社会保障研究 45 巻 1 号(2009 年)

＜資料＞
・田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会・1991 年)
・第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 16 号
・第 40 国会衆議院大蔵委員会議録 18 号
・第 48 回国会衆議院社会労働委員会議録第 21 号
・第 116 国会衆議院社会労働委員会議録 4 号
・第 151 国会衆議院厚生労働委員会議録第 9 号
・第 151 国会衆議院厚生労働委員会議録第 10 号
・第 151 国参議院厚生労働委員会議録第 15 号
・税制調査会答申(昭和 36 年 12 月)

第二部第一章

日本語文献

＜単著・編著＞
・井上聡『信託の仕組み』(日本経済新聞出版社・2007 年)
・海原文雄『英米信託法概論』(有信堂・1998 年)
・樫原朗『イギリスの企業年金』(生命保険文化研究所、1987 年)
・川元英二『イギリス退職年金制度』(ミネルヴァ書房・1970 年)
・小宮文人『イギリス労働法』(信山社・2001 年)
・小宮文人『現代イギリス雇用法―その歴史的展開と政策的特徴』(信山社・2006 年)
・斉藤美彦『イギリスの貯蓄金融機関と機関投資家』(日本経済評論社・1999 年)
・佐藤芳彦『近代イギリス財政史研究』(勁草書房・1994 年)
・J.ベーカー(著)・小山貞夫(訳)『イングランド法制史概説』(創文社・1975 年)
・代田純『現代イギリス財政論』(勁草書房・1999 年)
・田中英夫『英米法総論[上]』(東京大学出版会・1980 年)
・長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的潮流』(東京大学出版会・2014 年)
・B.R.ミッチェル(著)・中村壽男(訳)『イギリス歴史統計』(原書房・1995 年)
・樋口範雄『入門 信託と信託法』(弘文堂・2007 年)

＜論文＞
・井上彰「近代的永久拘束禁止の原則の誕生とユース法」法学新報 113 巻 11・12 号
・木村仁「イギリスにおける『2009 年永久拘束及び永久蓄積に関する法律』の意義と課題」法と政治 62 巻 1 号Ⅱ(2011 年)

外国文献

＜単著・編著＞
・David Blake, Pension Schemes and Pension Funds in the United Kingdom, Second (Oxford University Press, 2003)
・D. Hayton, The Law of Trusts, 4th ed (Sweet & Maxwell, 2003)
・D.Hayton, P.Matthews et.al, Underhill and Hayton Law of Trusts and Trustees, 18th ed (Butterworths Lexis Nexis, 2010)
・D.Pollard, The Law of Pension Trusts (Oxford university press, 2013)
・F.Maitland, Equity, Second (Cambridge university press, 1936)
・G.W.Keeton, Modern Developments in the Law of Trusts (Northern Ireland Legal Quarterly, 1971)
・G.Thomas and A.Hudson, The Law of Trust, second ed (Oxford university press, 2013年)
・G.Virgo, The Principles of Equity & Trusts (Oxford university press, 2012)
・J.Gray, The rule against perpetuities(Little, Brown and Company, 1942)
・J.H.Baker, An Introduction to English Legal History, 4th ed (Oxford university press, 2002)
・J.Mowbray, L. Trucker, N. L. Poidevin, E. Simpson and J. Brightwell, Lewin on Trusts, 18th ed, (Sweet & Maxwell, 2008)
・L. Hannah, Inventing Retirement (Cambridge university press, 1986)
・R.Fitzgerald, British Labour Management & Industrial Welfare (Croom Helm, 1988)
・R.Lewis (ed), Labour Law in Britain (Blackwell, 1986)
・R.Nobles, Pensions, Employment and the Law (Oxford university press, 1993)
・S. Gardner, An Introduction to the Law on Trusts, 2th ed (Oxford university press, 2011)
・Sir A. Underhill, A Concise Manual of the Law Relating to Private Trusts and Trustees (Butterworth, 1878)
・T.Lewin, A Practical Treatise on the Law of Trusts and Trustees (A Maxwell, 1837)

＜論文＞
・A.D.K.Owen, ‘Employee’s Retirement Pension Schemes in Great Britain ’, 32 International Labour Review (1935)

＜資料＞
・Report of the ROYAL COMMISSION ON THE INCOME TAX, Cmd.615, (1920).
・Report of the Departmental Committee on the effect of the Rule of Law against Perpetuities in its application to certain Superannuation Funds and Funds with

analogous purposes, Cmd. 2918 (1927)

第二部第二章

日本語文献

＜単著・編著＞

・新井誠『財産管理制度と民法・信託法』(有斐閣・1990 年)
・新井誠『信託法』[初版](有斐閣・2002 年)
・伊藤正己『イギリス法研究』(東京大学出版会・1978 年)
・植田淳『英米法における信認関係の法理』(晃洋書房・1997 年)
・海原文雄『英米信託法概論』(有信堂・1998 年)
・大塚久雄『大塚久雄著作集　第一巻　株式会社発生史論』(岩波書店・1969 年)
・戒能通厚(編)『現代イギリス法事典』(新世社・2003 年)
・川北稔(編)『イギリス史』(山川出版社・1998 年)
・神田秀樹・折原誠『信託法講義』(弘文堂・2014 年)
・姜雪蓮『信託における忠実義務の展開と機能』(信山社・2014 年)
・斉藤美彦『イギリスの貯蓄金融機関と機関投資家』(日本経済評論社・1999 年)
・四宮和夫『信託の研究』(有斐閣・1965 年)
・代田純『ロンドンの機関投資家と証券市場』(法律文化社・1995 年)
・J.ベイカー(著)・小山貞夫(訳)『イングランド法制史概説』(創文社・1975 年)
・田島裕『エクイティの法理』(信山社・2013 年)
・田中和夫『英米法概説』(有斐閣・1981 年)
・田中英夫『英米法総論　上』(東京大学出版会・1980 年)
・道垣内弘人『信託法理と私法体系』(有斐閣・1996 年)
・幡新大実『イギリス債権法』(東信堂・2010 年)
・森泉章(編)『イギリス信託法原理の研究』(学陽書房・1992 年)
・森泉章(監訳)『信託と法人』(日本評論社・1988 年)

＜論文＞

・大澤正男「イギリス不動産法の変貌と展開　一九二五年財産関係法改革を中心として」立正法学論集第 16 巻 1・2 号(1982 年)
・植田淳「慎重な投資家(prudent investment)に関する一考察」神戸市外国語大学外国学研究
・植田淳「イギリス法における信託受託者の自己執行義務」神戸外大論叢 50 巻 1 号 (1999 年)
・九州大学大学院信託法研究会「イギリスの受託者投資法」信託 122 号(1980 年)

・同「1925 年受託者法(1)」信託 125 号
・同「1925 年受託者法(2・完)」信託 127 号
・能見善久「現代信託法講義(3)」信託 202 号(2000 年)
・藤田友敬「忠実義務の機能」法学協会雑誌 117 巻 2 号(2000 年)
・星野豊「受託者の忠実義務」本郷法政紀要 1 号(1993 年)
・行澤一人「英国における企業年金法の現代的展開」神戸法学雑誌 44 巻 3 号(1994 年)

＜資料＞
・生命保険協会「欧米主要国の企業年金と資産運用」昭和 56 年 3 月

外国語文献
＜単著・編著＞
・A.Burrows and Lord Rodger (eds), Mapping the Law, Essays in Memory of Peter Birks, (Oxford, 2006)
・A.J.Oakley, Trends in Contemporary Trust Law (Clarendon Press, Oxford, 1996)
・A.J.Oakley, The Modern Law of Trusts, 9th (Sweet & Maxwell, 2008)
・A.L.Murphy, The Origins of English Financial Markets：Investment and Speculation before the South Sea Bubble　(Cambridge university press, 2009)
・C.Hollander and S.Salzedo, Conflicts of Interest, 4th (Sweet & Maxwell, 2011)
・C.Mitchell and P.Mitchell, Land Mark Cases in The Law of Contract (Hart Publishing, 2008)
・C.Stebbings, The Private Trustee in Victorian England (Cambridge university press, 2002)
・D.Hayton & C.Mitchell, The Law of Trusts and Equitable Remedies ,12th ed (Sweet & Maxwell, 2005)
・D.Hayton, P.Matthews and C.Mitchell, Underhill and Hayton, Law of Trusts and Trustees, 18th(Lexis Nexis, 2010)
・D.Ibbetson, A Historical Introduction to the Law of Obligations (Oxford, 1999)
・D.Pollard, The Law of Pension Trusts (Oxford University Press, 2013)
・D.W.M.Waters, Equity, Fiduciary and Trusts 1993 (Craswell, 1993)
・G.Moffat, Trusts Law, 5th ed (Cambridge university press, 2009)
・G.R.Rubin and D.Sugarman (ed), Law, Economy and Society：Essays in the History of English Law 1750-1914 (Professional Books, 1984)
・G.Thomas and A. Hudson, The Law of Trust, Second ed (Oxford University Press, 2004)
・G.Virgo, The Principles of Equity & Trusts (Oxford University Press, 2012)

・G.W.Keeton, Modern Developments in the Law of Trust(Northern Ireland legal quarterly, 1971)
・J.Baker, Sources of English Legal History, second ed (Oxford university press, 2010)
・J.Martin, Modern Equity, 19ed, (Sweet & Maxwell, 2012)
・J.McGhee (eds), Snell's Equity, 32ed (Sweet & Maxwell, 2010)
・J.Mowbray, L. Trucker, N. L. Poidevin, E. Simpson and J. Brightwell, Lewin on Trusts, 18th ed, (Sweet & Maxwell, 2008)
・J.Quarrell, The Law of Pension Fund Investment (Butterworths, 1990)
・K O'Donovan and G.Rubin (eds), Human Rights and Legal History:Essays in Honour of Brian Simpson (Oxford University Press, 2000)
・M.Conaglen, Fiduciary Loyalty (Hart publishing, 2010)
・Nabarro Nathan Pensions Team, Pensions Law Handbook (Tottel Publishing, 2006)
・P. Briks and A. Pretto (eds), Breach of Trust (Hart Publishing, 2002)
・P.D.Finn, Fiduciary Obligations (The Law Book Co Sydney, 1977)
・R.Lewis, Labour Law in Britain (Blackwell, 1986)
・R.Nobles, Pension, Employment and the Law (Oxford university press, 1993)
・Sir Francis Buller, An Introduction to the Law of Trials at Nisi Prius (London, 1817)
・Sir John Comyns , A Digest of the Laws of England (Dublin, Luke White, 1793)
・Sir W. Jones, Essay on the Law of Bailment (London, 1781)
・W.Maitland, Equity, Second ed(Cambridge University Press, 1936)

＜論文＞
・D.Grosh, ' Trustee investment English Law and the American prudent man rule', 23 International and Comparative Law Quartly, 753 and 754 (1974)
・D.Ibeetson, ' The Law of Business Rome ', 52 CLP 74(1999)
・D.R.Paling, 'The Trustee's duty of skill and care', 37 Conv (N.S) 48 (1973)
・Emma Ford, 'Trustee investment and modern portfolio theory', 10 TLI 4 (1996)
・G.H.Jones, ' Delegation by trustees：A reappralsal'22 MLR 384 (1959)
・G.H.Jones, 'Unjust Enrichment and the Fiduciary's duty of loyalty', 84 LQR 472 (1968)
・G. McCormack, ' The liability of trustees for gross negligence ', (1998) Conv.
・G.Moffat, 'Pension Funds：AFragmentation of Trust Law', 56 MLR 4 (1993)
・J.H.Beale, 'Southcote v. Bennet', 13 Harvard Law Review 43-47 (1899-1900)
・J.H.Jonson, 'Reform of Real Property Law in England', 25 Colum.L.Rev 609 (1925)
・J.K.Maxton and J.H.Farrar, 'Social investment and pension scheme trusts', LQR 102 (1986)
・J. Martin, 'Investment duties a victory for complacency',142 NLJ

・Lord Nicholls, ‘Trustee and their broader community：where duty, morality and etics coverge’,9 TLI 3 (1995)
・L. Price, ‘Trustee investment act 1961’ 24 MLR 739 (1961)
・L.Sealy, ‘ The Directors as Trustee’ ,CLJ 83 and 84 (1967)
・P. Boardwell,‘Property Reform in England’, 11 Iowa Law Review 1 (1925-26)
・P. H. Winfield, ‘Duty in Tortious Negligence’ , 34Col L R 41(1934)
・P.Pearce and A.Samuels, ‘Negligent investment by trustees’, (1983) Conv
・R.Nobles, ‘Conflicts of Interest in Trustees’ Management of Pension Funds’, 14 ILJ 10 (1985)
・R.Nobles,‘Who is Entitled to the Pension Fund Surplus’, 16 ILJ (1987)
・R.Nobles, ‘Don’t Trust the Trustee’, 53 MLR 377 (1990)
・R.Nobles, ‘Who owns a pension scheme surplus?’,19 ILJ 205 (1990)
・S.Cremey, ‘The Rationale of Keech v. Sandford’,(1969)33 Conv (NS)
・W.S.Holsworth, ‘Reform of the Land Law, An Historical Retrospect’42 LQR 158 (1926)
・W.S.Holsworth, Notes, 47 L.Q.R.464 (1931)
・H.Potter, Notes, 47 L.Q.R. 330 (1931)

＜資料＞
・Fourth report of the Acquisition and Valuation of Land Committee, Cmd. 424 (1919)
・Greater Security for the Rights and Expectations of members of Occupational pension schemes, Cmnd, 8649. (1982)
・Pension Law Reform , Cm.2342. (1993)
・Powers and Duties of Trustees, Cmnd.8733. (1982)
・Powers of Investment of Trustees in Great Britain.Cmnd.915 (1959).
・Report of the Committee on the Law and Practice relating to charitable trusts, Cmd.8710 (1952)
・Report of the Committee on the Working of the Monetary System (1959)

第二部第三章

日本語文献

＜単著・編著＞

・A.B. アトキンソン著・田中寿、今岡健一郎共訳『イギリスにおける貧困と社会保障改革』(光生館・1974 年)
・樫原朗『イギリスの企業年金』(生命保険文化研究所・1987 年)
・樫原朗『イギリス社会保障の史的研究Ⅲ』(法律文化社・1988 年)
・樫原朗『イギリスの社会保障Ⅴ』(法律文化社・2005 年)

・厚生年金基金連合会(編)『海外の年金制度』(東洋経済新報社・1999 年)
・柴田恵美子・中曽根佐織『ＥＵの男女均等政策』(日本評論社・2004 年)
・ジョゼフ・トーマス・ヘインズ(著)、田中至(訳)『マックスウェル』(ダイヤモンド社・1988 年)
・嵩さやか『年金制度と国家の役割』(東京大学出版会・2005 年)
・西村閑也(監訳)・日本証券経済研究所(訳)『ウィルソン委員会報告』(財団法人日本証券経済研究所・1982 年)
・福島勝彦『イギリスの社会保障政策＜戦後の展開＞』(同文館・1983 年)
・毛利健三『イギリス福祉国家の研究』(東京大学出版会・1990 年)
・毛利健三編『現代イギリス社会政策史 1945-1990』(ミネルヴァ書房・1999 年)
・山田雄三監訳『ベヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』(至誠堂・1969 年)
・ロバート・フィッツジェラルド(著)、山本通(訳)『イギリス企業福祉論』(白桃書房・2001 年)

＜論文＞
・新井誠「信託法と年金制度」法学研究 68 巻 12 号(1996 年)
・植田淳「イギリスの年金基金について――年金ガバナンスに関する一考察――」外国学研究 54 号(2003 年)
・小室輝久「1899 年チャプラン委員会報告書について」法学 63 号(1999 年)
・斉藤美彦「イギリス年金制度の歴史的展開と近年の改革の流れ」海外社会保障情報 119 号(1997 年)
・関孝哉「英国マイナース報告書と機関投資家のガバナンス責任」商事法務 1594 号(2001 年)
・髙崎亨「英国企業年金政策の展開」保険学雑誌 604 号(2009 年)
・平部康子「イギリスの職域・私的年金制度改革--2004 年年金法の内容」労働法律旬報 1603 号(2005 年)
・行澤一人「英国における企業年金法の現代的展開」神戸法学雑誌 44 巻 3 号(1994 年)

外国文献
＜単著・編著＞
・H.Dawes and J. Samsworth, Guide to the Pensions Act 1995 (Law & Tax, 1995)
・J.Hills, J.Ditch, and H.Glennerster (eds), Beveridge and Social Security：An International Retrospective (Oxford: Clarendon Press, 1994)
・L.Hannah, Inventing Retirement (Cambridge university press, 1986)
・M.Bruce, The coming of the welfare state, 4th ed (London：Batsford, 1968)
・N.Harris (ed), Social Security Law in Context (Oxford: Oxford University Press, 2000)

・P.A. Kohler and H.F.Zacher (ed), The Evolution of Social Insurance 1881-1981(London : F. Pinter,1982)
・P.Thane, Foundations of the Welfare State, 2nd ed (London ; New York : Longman, 1996)
・P. Thane (ed), The Origins of British Social Policy (London : Croom Helm,1978)
・S.McKay and K.Rowlingson, Social Security in Britain (Palgrave Macmillan, 1999)
・V.George, Social security and society (London,1973)

＜論文＞
・Blackley, 'National Insurance', Nineteenth Century, Nobember (1878)
・C.Booth, 'Enumeration and Classification of Paupers, and State Pensions for the Aged', 54 Journal of the Royal Statistical Society (1891)
・J.Chamberlain, 'Old-Age Pensions', The National Review, No.108, February (1892)
・Journal of Gas Lighting, 18 Feb.1908; 12 May 1908; 11 Aug. 1908

＜資料＞
・Report from the Select Committee on Aged Deserving Poor, H.C 296 (1899)
・Social Insurance and Allied Service (1942).Cmd. 6404
・Report of the Committee on the Economic and Financial Problems of the Provision for Old Age, Cmd.9333 (1954)
・Provision for Old Age : The Future Development of the National Insurance Scheme, Cmnd 538 (1958)
・National Superannuation and Social Insurance, Cmnd. 3883 (1969)
・Strategy for Pensions, Cmnd. 4755 (1971)
・Better Pensions, Cmnd. 5713 (1974)
・Committee to Review the Functioning of Financial Institutions—Report, Cmnd 7937(1980)
・Greater Security for the Rights and Expectations of members of Occupational pension schemes, Cmnd, 8649 (1982)
・The Power and Duties of Trustees, Cmnd 8733 (1982)
・Protecting Pensions, Cm 573, (1989)
・Pension Law Reform, Cm 2342 (1992-1993)
・Security, Equality, Choice: The Future for Pensions, vols Ⅰand Ⅱ, Cm2594- Ⅰand Ⅱ (1994)
・Paul Myners, Institutional Investment in the United Kingdom: A Review (2001)
・Simplicity, security and choice: Working and saving for retirement. Cm 5677 (2002)

・Simplicity, security and choice: Working and saving for retirement Action on occupational pensions, Cm 5835 (2003)
・The Times, 6. July.1976.